

# 南部町 地域防災計画

令和 7 年 3 月一部修正

南部町防災会議

## 追 録 加 除 一 覧 表

追録の加除が終わりましたら、その追録号数、内容現在及び  
加除した日をこの表に記入し、署名又は押印してください。

台本 令和7年3月14日 現在

[illegible]

[illegible]

風 水 害 等  
災害対策編



# 南部町地域防災計画

## 〔風水害等災害対策編〕

(令和3年度修正)

### 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第 1 章 総則                        | 1  |
| 第 1 節 計画の目的                     | 1  |
| 第 2 節 計画の性格                     | 1  |
| 第 3 節 計画の構成                     | 1  |
| 第 4 節 各機関の実施責任                  | 2  |
| 第 5 節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 | 3  |
| 第 6 節 町の自然的・社会的条件               | 8  |
| 第 7 節 災害の記録                     | 10 |
| 第 8 節 災害の想定                     | 12 |
| 第 2 章 防災組織                      | 13 |
| 第 1 節 南部町防災会議                   | 13 |
| 第 2 節 配備態勢                      | 14 |
| 第 3 節 南部町災害対策本部                 | 15 |
| 第 4 節 町災害対策本部に準じた組織             | 27 |
| 第 3 章 災害予防計画                    | 28 |
| 第 1 節 調査研究〔総務課〕                 | 28 |
| 第 2 節 業務継続性の確保                  | 28 |
| 第 3 節 防災業務施設・設備等の整備             | 29 |
| 第 4 節 青森県防災情報ネットワーク             | 31 |
| 第 5 節 防災事業                      | 32 |
| 第 6 節 自主防災組織等の確立〔総務課〕           | 35 |
| 第 7 節 防災教育及び防災思想の普及〔総務課・社会教育課〕  | 37 |
| 第 8 節 企業防災の促進〔総務課・商工観光課〕        | 39 |
| 第 9 節 防災訓練〔総務課〕                 | 40 |

|         |                                 |    |
|---------|---------------------------------|----|
| 第 1 0 節 | 避難対策〔総務課・住民生活課・福祉介護課・健康こども課〕    | 42 |
| 第 1 1 節 | 災害備蓄対策                          | 46 |
| 第 1 2 節 | 要配慮者等安全確保対策〔福祉介護課・健康こども課・建設課〕   | 46 |
| 第 1 3 節 | 防災ボランティア活動対策〔福祉介護課・健康こども課〕      | 49 |
| 第 1 4 節 | 文教対策〔学務課・社会教育課〕                 | 50 |
| 第 1 5 節 | 警備対策〔総務課〕                       | 52 |
| 第 1 6 節 | 交通施設対策〔建設課〕                     | 52 |
| 第 1 7 節 | 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策          | 53 |
| 第 1 8 節 | 水害予防対策〔総務課・建設課〕                 | 56 |
| 第 1 9 節 | 風害予防対策〔総務課・建設課・農林課〕             | 58 |
| 第 2 0 節 | 土砂災害予防対策〔総務課・建設課・農林課・学務課・社会教育課〕 | 59 |
| 第 2 1 節 | 火災予防対策〔総務課・学務課・社会教育課〕           | 63 |
| 第 2 2 節 | 複合災害対策                          | 64 |

## 第 4 章 災害応急対策計画 65

|         |                      |     |
|---------|----------------------|-----|
| 第 1 節   | 気象予報・警報等の収集および伝達     | 65  |
| 第 2 節   | 情報収集及び被害等報告          | 80  |
| 第 3 節   | 通信連絡                 | 85  |
| 第 4 節   | 災害広報・情報提供            | 88  |
| 第 5 節   | 自衛隊災害派遣要請            | 90  |
| 第 6 節   | 広域応援                 | 92  |
| 第 7 節   | 航空機運用                | 93  |
| 第 8 節   | 避難                   | 96  |
| 第 9 節   | 消防                   | 104 |
| 第 1 0 節 | 水防                   | 104 |
| 第 1 1 節 | 救出                   | 105 |
| 第 1 2 節 | 食料供給                 | 107 |
| 第 1 3 節 | 給水                   | 109 |
| 第 1 4 節 | 応急住宅供給               | 111 |
| 第 1 5 節 | 遺体の捜索、処理、埋火葬         | 112 |
| 第 1 6 節 | 障害物除去                | 114 |
| 第 1 7 節 | 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与 | 116 |
| 第 1 8 節 | 医療、助産及び保健            | 118 |
| 第 1 9 節 | 被災動物対策               | 120 |
| 第 2 0 節 | 輸送対策                 | 123 |
| 第 2 1 節 | 労務供給                 | 122 |
| 第 2 2 節 | 防災ボランティア受入・支援対策      | 125 |
| 第 2 3 節 | 防疫                   | 126 |
| 第 2 4 節 | 廃棄物等処理及び環境汚染防止       | 129 |
| 第 2 5 節 | 金融機関対策               | 131 |
| 第 2 6 節 | 文教対策                 | 131 |
| 第 2 7 節 | 警備対策                 | 134 |

|         |                        |     |
|---------|------------------------|-----|
| 第 2 8 節 | 交通対策                   | 134 |
| 第 2 9 節 | 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 | 135 |
| 第 3 0 節 | 石油燃料供給対策               | 140 |
| 第 3 1 節 | 原子力災害応急対策              | 140 |

## 第 5 章 雪害対策、事故災害対策計画 143

|       |            |     |
|-------|------------|-----|
| 第 1 節 | 雪害対策       | 143 |
| 第 2 節 | 航空災害対策     | 149 |
| 第 3 節 | 鉄道災害対策     | 154 |
| 第 4 節 | 道路災害対策     | 157 |
| 第 5 節 | 危険物等災害対策   | 161 |
| 第 6 節 | 大規模な火事災害対策 | 169 |
| 第 7 節 | 大規模な林野火災対策 | 173 |

## 第 6 章 災害復旧対策計画 181

|       |                          |     |
|-------|--------------------------|-----|
| 第 1 節 | 公共施設災害復旧                 | 181 |
| 第 2 節 | 民生安定のための金融対策             | 183 |
| 第 3 節 | 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 | 184 |

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、南部町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための町民運動の展開を図るものとする。

## 第2節 計画の性格

この計画は、風水害等の災害に係る南部町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、地震防災計画及び火山防災計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、南部町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、南部町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4 南部町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

## 第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

### 1 防災組織（第2章）

防災対策の実施に万全を期するため、南部町並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。

### 2 災害予防計画（第3章）

風水害等の災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、南部町及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。

### 3 災害応急対策計画（第4章）

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、南部町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

### 4 雪害対策、事故災害対策計画（第5章）

雪害、事故災害に係る南部町及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。

### 5 災害復旧対策計画（第6章）

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、南部町及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

## 第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

#### 1 町

町は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

(1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

## 5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より風水害等の災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るように行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

## 第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに係る指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

| 機関名 |          | 処理すべき又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南部町 | 南部町      | <ol style="list-style-type: none"><li>1 防災会議に関すること</li><li>2 防災に関する組織の整備に関すること</li><li>3 防災に関する調査、研究に関すること</li><li>4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること</li><li>5 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること</li><li>6 防災に関する物資等の備蓄に関すること</li><li>7 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること</li><li>8 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ）の安全確保に関すること</li><li>9 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること</li><li>10 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること</li><li>11 水防活動、消防活動に関すること</li><li>12 災害に関する広報に関すること</li><li>13 避難指示等に関すること</li><li>14 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること</li><li>15 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること</li><li>16 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること</li><li>17 罹災証明の発行に関すること</li><li>18 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること</li><li>19 その他災害対策に必要な措置に関すること</li></ol> |
|     | 南部町教育委員会 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 防災教育に関すること</li><li>2 文教施設の保全に関すること</li><li>3 災害時における応急の教育に関すること</li><li>4 その他災害対策に必要な措置に関すること</li></ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|           |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防機関      | 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部（以下「八戸消防本部」という）<br>三戸消防署<br>三戸消防署名川分署<br>三戸消防署福地分遣所<br>南部町消防団 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事</li> <li>2 人命の救助及び救急活動に関する事</li> <li>3 住民への情報伝達及び避難誘導に関する事</li> <li>4 防火対象物の保安管理の指導、監督に関する事</li> <li>5 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関する事</li> </ol>                                                                                            |
| 八戸圏域水道企業団 |                                                                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給水施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                             |
| 青森県       | 三戸警察署                                                                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事</li> <li>2 災害時の警備に関する事</li> <li>3 災害広報に関する事</li> <li>4 被災者の救助、救出に関する事</li> <li>5 災害時の遺体の検視、死体調査、身元確認等に関する事</li> <li>6 災害時の交通規制に関する事</li> <li>7 災害時の犯罪の予防、取締りに関する事</li> <li>8 避難等に関する事</li> <li>9 その他災害対策に必要な措置に関する事</li> </ol> |
|           | 三八地域県民局<br>地域健康福祉部                                                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助に関する事</li> <li>2 医療機関との連絡調整に関する事</li> <li>3 災害時における衛生保持及び食品衛生に関する事</li> <li>4 防疫に関する事</li> </ol>                                                                                                                                                               |
|           | 三八地域県民局<br>地域整備部                                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関する事</li> <li>2 水防活動に関する事</li> </ol>                                                                                                                                                                            |
|           | 三八地域県民局<br>地域農林水産部                                                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業、畜産業、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関する事</li> <li>2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関する事</li> <li>3 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関する事</li> </ol>                                                                                                                            |
|           | 三八教育事務所                                                                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関する事</li> </ol>                                                                                                                                                                                              |
|           | 東北森林管理局三八上北森林管理署                                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林、治山による災害防止に関する事</li> <li>2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事</li> <li>3 林野火災防止対策等に関する事</li> <li>4 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事</li> <li>5 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関する事</li> </ol>                                                                                              |

|          |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定地方行政機関 | 農林水産省（東北農政局、青森県拠点を含む。）                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること</li> <li>2 農地・農業用施設等の防災対策並びに指導に関すること</li> <li>3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること</li> <li>4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あつせん及び病虫害防除の指導に関すること</li> <li>5 土地改良機械の緊急貸付けに関すること</li> <li>6 農地、農業用施設の災害復旧事業の査定に関すること</li> <li>7 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること</li> </ol> |
|          | 青森地方気象台                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</li> <li>2 気象、地象及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</li> <li>5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること</li> </ol>                                                                                     |
|          | 東北地方整備局<br>青森河川国道事務所<br>八戸出張所<br>八戸国道出張所<br>十和田国道維持出張所 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設（直轄）の整備に関すること</li> <li>2 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方気象台との共同）の発表・伝水防に関すること</li> <li>3 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること</li> <li>4 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                       |
|          | 東北運輸局青森運輸支局                                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情及び伝達すること</li> <li>2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                    |
|          | 東北総合通信局                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信協議会の育成、指導に関すること</li> <li>2 非常通信訓練に関すること</li> <li>3 防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること</li> <li>4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                     |
|          | 青森労働局<br>八戸労働基準監督署<br>ハローワーク八戸                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に対する職業のあっせんに関すること</li> <li>2 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること</li> <li>3 被災労働者に対する災害補償に関すること</li> <li>4 災害時における労務供給に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                                    |



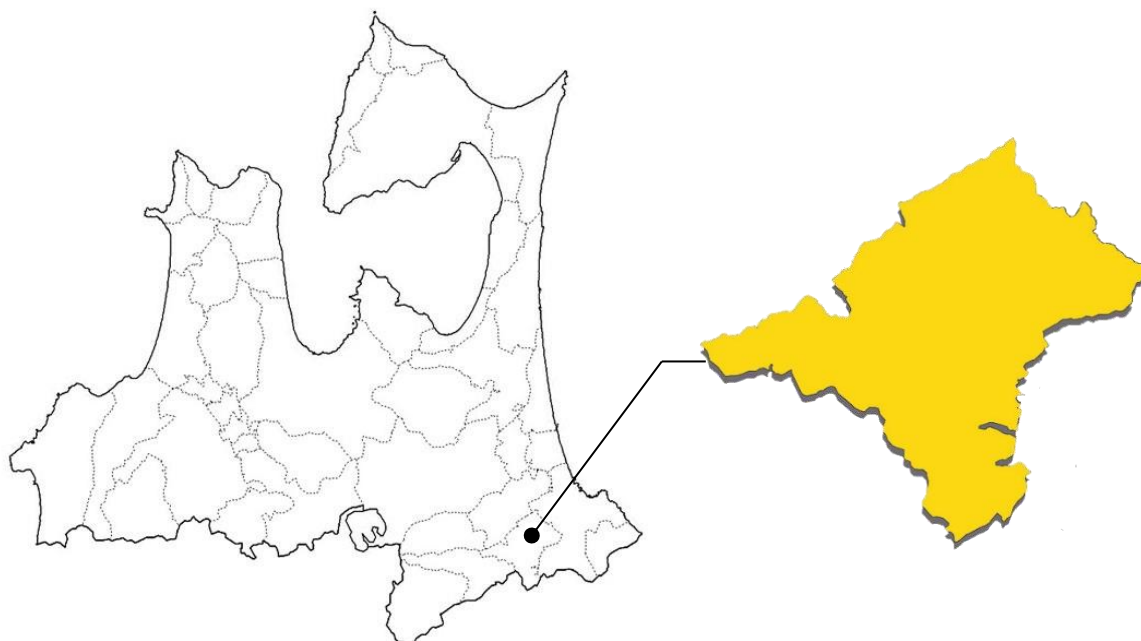
|                  |                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 東京航空局<br>三沢空港事務所<br>青森空港出張所                                                              | 1 航空機事故防止のための教育・訓練に関する事<br>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関する事<br>3 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関する事<br>4 遭難航空機の捜索に関する事<br>5 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事<br>6 飛行場における事故の消火及び救助等に関する事<br>7 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関する事<br>8 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関する事 |
|                  | 陸上自衛隊八戸駐屯地                                                                               | 1 災害時における人命及び財産保護のための救援活動に関する事<br>2 災害時における応急復旧の支援に関する事                                                                                                                                                                                     |
| 指定公共機関及び指定地方公共機関 | 東日本旅客（北海道旅客、日本貨物）鉄道株式会社<br>青い森鉄道株式会社                                                     | 1 鉄道事業の整備及び管理に関する事<br>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関する事<br>3 その他災害対策に関する事                                                                                                                                                                      |
|                  | 東日本電信電話株式会社青森支店<br>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社<br>株式会社NTTドコモ東北青森支店<br>KDDI株式会社<br>ソフトバンク株式会社 | 1 気象特別警報・警報の町への伝達に関する事<br>2 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事<br>3 災害対策機器等による通信の確保に関する事<br>4 電気通信設備の早期復旧に関する事<br>5 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する事                                                                                        |
|                  | 日本郵便株式会社<br>（福地郵便局）<br>（名川郵便局）<br>（上名久井郵便局）<br>（諏訪平郵便局）<br>（三戸駅前郵便局）                     | 1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関する事                                                                                                                                                                                                            |
|                  | 日本赤十字社青森県支部                                                                              | 1 災害時における医療対策に関する事<br>2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事<br>3 義援金品の募集及び配分に関する事                                                                                                                                                                          |
|                  | 東北電力ネットワーク（株）八戸電力センター                                                                    | 1 電力施設の整備及び管理に関する事<br>2 災害時における電力供給に関する事                                                                                                                                                                                                    |
|                  | 日本放送協会八戸支局<br>青森放送株式会社八戸支社<br>株式会社青森テレビ八戸支社<br>青森朝日放送株式会社八戸支社<br>株式会社エフエム青森              | 1 放送施設の整備及び管理に関する事<br>2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事                                                                                                                                                                               |
|                  | 一般社団法人青森県エルピーガス協会八戸支部                                                                    | 1 ガス供給施設の整備及び管理に関する事<br>2 災害時におけるガス供給の安全確保に関する事                                                                                                                                                                                             |
|                  | 八戸市医師会                                                                                   | 1 災害時における医療救護に関する事                                                                                                                                                                                                                          |

|                      |                                                                                                                                          |                                                                                                                     |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | (公社) 青森県トラック協会<br>三八支部<br>岩手県北自動車株式会社南部支社<br>日本通運株式会社八戸支社<br>福山通運株式会社八戸支店<br>佐川急便株式会社八戸営業所<br>ヤマト運輸株式会社八戸中央センター・南部町センター<br>西濃運輸株式会社八戸荷扱所 | 1 輸送施設の整備及び管理に関すること<br>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること                                                              |
|                      | 日本銀行（青森支店）                                                                                                                               | 1 災害時における通貨及び金融対策に関すること                                                                                             |
|                      | 東日本高速道路株式会社<br>（東北支社、青森・八戸・十和田管理事務所）                                                                                                     | 1 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること                                                                                       |
| 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 | 南部町商工会等商工業関係団体                                                                                                                           | 1 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること<br>2 災害時における物価安定についての協力に関すること<br>3 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること |
|                      | 農林水産業関係協同組合<br>森林組合<br>土地改良区                                                                                                             | 1 農林水産業に係る被害調査に関すること<br>2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること<br>3 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること                                      |
|                      | 運輸業関係団体                                                                                                                                  | 1 災害時における輸送等の協力に関すること                                                                                               |
|                      | 建設業関係団体                                                                                                                                  | 1 災害時における応急復旧への協力に関すること                                                                                             |
|                      | NPO・ボランティア等の各種団体                                                                                                                         | 1 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること<br>2 災害応急対策に対する協力に関すること                                                                |
|                      | 放送機関                                                                                                                                     | 1 放送施設の整備及び管理に関すること<br>2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること                                                     |
|                      | 病院等経営者                                                                                                                                   | 1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること<br>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること<br>3 災害時における病人等の受入れに関すること<br>4 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関すること      |
|                      | 社会福祉施設経営者                                                                                                                                | 1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること<br>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること<br>3 災害時における入居者の保護に関すること                                         |
|                      | 金融機関                                                                                                                                     | 1 被災事業者に対する資金の融資に関すること                                                                                              |
|                      | 学校法人                                                                                                                                     | 1 防災教育に関すること<br>2 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること<br>3 災害時における応急の教育に関すること                                                     |
|                      | 危険物関係施設の管理者                                                                                                                              | 1 災害時における危険物の保安に関すること                                                                                               |
|                      | 多数の者が出入りする事業所等(病院・工場等)                                                                                                                   | 1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること<br>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること<br>3 来場者等に対する避難誘導に関すること                                          |

## 第6節 町の自然的・社会的条件

### 1 位置

本町は青森県の南東に位置し、北緯40度27分、東経141度23分の地点にあり、東西約20km、南北約19kmで、総面積は153.15km<sup>2</sup>、県全体の1.65%にあたる。東は八戸市、西は三戸町、新郷村、南は岩手県二戸市・同県軽米町、北は五戸町に接している。



### 2 地勢

#### (1) 地形及び地質

町の南西部には標高615mの名久井岳を臨み、その南陵から西南部一帯は、土地がやせて山林が多く、また、西部から東部にかけては馬淵川が貫流し、その河岸地帯には帯状に平坦地があり農用地となっている。地質は、海底の堆積物を基盤とし、これら第三紀の堆積物は固く締まった砂岩シルト岩となって厚く層をなし、それが比較的安定した地質を形成する要因となっている。その他、名久井岳等の火山の周辺には安山岩があり、河川流域では沖積層が形成されている。表層にある火山灰層は、崩れ易く大雨にも弱い薄く、大きな土砂災害は起きていない。

#### (2) 河川及び山岳

岩手県北上山地に源を発する馬淵川が西から東に貫流し、南部大橋上流で猿辺川が、名久井橋上流1kmの地点で如来堂川が、さらに剣吉橋下流地点で剣吉川がそれぞれ馬淵川に合流して八戸市に至り、太平洋に注いでいる。

南西には標高615mの名久井岳に連なる丘陵、北西には奥羽山脈の標高200m級の支脈が迫っている。

#### (3) 道路

町の交通体系は、国道4号（町内延長 11.7km）、国道104号（町内延長 7.3km）の2路線と主要地方道3路線〔軽米名川線（町内延長 11.7km）、名川階上線（町内延長 5.7km）、十和田三戸線（町内延長 1.8km）〕、一般県道12路線〔櫛引上名久井三戸線（町内延長 19.5km）、南部田子線（町内延長 3.9km）、三戸（停）線（町内延長 0.2km）、剣吉（停）線（町内延長 1.3km）、苫米地兎内線（町内延長 4.0km）、赤石沖田面線（町内延長 1.0km）、福田苫米地線（町内延長 0.7km）、高瀬諏訪平（停）線（町内延長 0.4km）、中野北高岩（停）線（町内延長 3.9km）、名久井岳公園線（町内延長 5.5km）、浅水南部線（町内延長 3.2km）、三戸南部線（町内延長1.6km）〕を幹線として、これ

ら幹線道路を町道1,001路線（608.8km）と農道などが補完するように整備されている。岩手県安代から伸びる高速道路八戸自動車道が、町の東南部を囲むように走っており、八戸ICや南郷IC、一戸ICなどへのアクセス（接続・利便性）も高い立地特性となっている。また、青い森鉄道が馬淵川に沿って町を横断して走り、町には4つの駅があり、比較的恵まれている環境にある。

### 3 気象

気象は年間平均気温が10.0℃前後であるが、12月から2月には主に北西季節風に支配される時期で、全般に0℃以下になる。3月はまだ1～2℃であるが、月日が進むにつれて気温も上昇し6月中旬より梅雨に入り、ヤマセと呼ばれる冷涼な東寄りの風が強く吹き、気温の上昇が鈍くなる。盛夏期はかなり高い気温となるが、期間は短い。9月後半には気温の下降が急となり、11月後半には冬型の気候となる。降雪期間は11月から3月までの5ヶ月間であるが、冬期間においても比較的降雪は少なく、積雪量も県内で最も少ない地域である。年間平均降水量が1,000mm前後と少ないものの、日降水量の最大値が100mmを超える場合もあり、豪雨による水害が起こりやすい。

### 4 人口及び世帯

平成27年国勢調査による当町の人口は、18,312人で平成22年に比べ1,541人（約7.8%）の減少となった。

人口を年齢別に見ると、0～14歳の年少人口が1,689人、15～64歳の生産年齢人口が9,882人、65歳以上の老年人口が6,557人で構成比は10.2%、4.0%、35.8%となっている。これを平成22年の構成比で比べると、年少人口は1.7%低下、生産年齢人口は3.2%低下、老年人口は4.9%上昇している。

平成12年以降の高齢者世帯の状況を見ると、地域における高齢者のいる世帯は、年々上昇している。

平成27年には高齢者のいる世帯が3,610世帯（60.3%）と、一般世帯数の半数以上を占め、およそ地域の3世帯に2世帯は高齢者のいる世帯となっている。

また、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯も平成27年までに大幅な増加傾向がみられる。このことは、社会的支援の必要度が高い世帯が増加していることを示している。今後も、生活に不安を感じている高齢者や、日常生活に不自由を感じている高齢者の現状把握に努めるとともに、高齢者の不安と不自由を解消する生活支援の充実が求められる。

|               |     |       |
|---------------|-----|-------|
| 総人口、世帯数の推移    | 資料編 | 1－6－1 |
| 年齢別人口および構成の推移 | 資料編 | 1－6－2 |
| 高齢者のいる世帯の推移   | 資料編 | 1－6－3 |

### 5 土地利用状況

当町の総面積は、15,315haであり、その利用目的別に見ると、農用地4,637ha、宅地600ha、山林6,134ha、原野737ha、その他3,207haとなっている。

### 6 産業及び産業構造の変化

当町の基幹産業である農業は、名川地区の果樹栽培、南部地区の果樹と園芸の複合経営、福地地区の稲作・畑作など、各地区によって特徴がみられる。サクランボ、ゼネラル・レクラークをはじめとする果樹や食用菊「阿房宮」、高品質で高い評価を得ているナガイモやニンニク「福地ホワイト」などの特産品や特産加工品の開発、新規就農者の受け入れや農産品の販売促進、農業観光、交流事業などグリーン・ツーリズム等による地域の活性化を図っている。

工業においては、福地地区に工業団地が整備され、地域経済と雇用の面で重要な役割を果たしている。また、観光では名久井岳と馬淵川に代表される豊かな自然環境、南部藩発祥の地としての貴重な歴史文化遺産や郷土芸能、健康増進施設「バーデハウスふくち」を中心とした「バーデパーク」、のどか

な田園風景や豊富な農産物、各種イベント・祭りなど、観光資源を数多く有しており、令和元年には年間80万人を超える観光客が訪れている。

産業別就業者数            資料編    1－6－4

## 第7節 災害の記録

### 1 水害

| 発生年月日      | 災 害 の 状 況                                                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和33年7月29日 | 台風21号 雨量112.5mm（名川）                                                                                  |
| 昭和33年9月19日 | 古牧橋流失（南部）<br>水害発生 雨量143mm（名川）                                                                        |
| 昭和33年9月28日 | 水害発生 雨量88.5mm<br>3回にわたる被害は農地関係81件 2,253万円<br>農作物685ha 8,086万円 土木関係35件 951万円（名川）                      |
| 昭和36年5月30日 | 台風4号 農作物の被害1億9,114万円（名川）                                                                             |
| 昭和41年6月28日 | 台風4号により馬淵川が増水 被害額約350万円超（福地）                                                                         |
| 昭和41年6月29日 | 台風4号 馬淵川はじめ町内小河川氾濫 損害6,200万円超（名川）<br>台風4号により被害甚大、農作物被害38ha 被害額損害1,071万円農地農業施設1,118万円（南部）             |
| 昭和42年9月22日 | 9月11日から10日間の長雨で馬淵川はじめ町内小河川氾濫、農作物施設被害1億1,000万円、紅玉とデリシャス系のりんごの異常落下被害9,400万円（名川）                        |
| 昭和43年8月19日 | 豪雨により町内各河川が氾濫、床下浸水などの被害発生（名川）<br>大雨による被害甚大 農作物被害額378万円（南部）                                           |
| 昭和44年8月    | 大雨災害発生 農作物被害額 115万円（南部）                                                                              |
| 昭和54年8月6日  | 集中豪雨により馬淵川が氾濫、農作物106haが冠水、浸水家屋36戸、被害額2億4,000万円超（名川）<br>大雨災害 床下浸水17戸、農作物被害額2,027万円 土木関係被害額5,086万円（南部） |
| 昭和56年8月21日 | 台風15号と大雨で農作物などに16億5,000万円の被害（名川）<br>豪雨のあと台風15号が通過、被害額4億9,900万円（福地）                                   |
| 昭和57年5月20日 | 二ツ玉低気圧による豪雨、被害額7億1,200万円（福地）                                                                         |
| 昭和57年5月21日 | 集中豪雨で農業関係及び土木施設に2億4,000万円の被害（名川）                                                                     |
| 昭和61年8月4日  | 大雨により馬淵川が氾濫、農作物や道路等に1億2,200万円の被害（福地）                                                                 |
| 昭和61年8月5日  | 台風10号による災害で馬淵川堤防決壊（名川）                                                                               |
| 平成2年9月20日  | 台風19号により床上浸水26戸、被害額5億4,000万円（名川）<br>台風19号による大雨災害 農作物・土木関係被害総額2億3,000万円（南部）                           |
| 平成2年10月26日 | 集中豪雨により被害額14億円（名川）                                                                                   |
| 平成5年7月28日  | 台風5号による大雨により馬淵川が増水、10億円の被害（名川）                                                                       |
| 平成5年7月28日  | 大雨災害 床上浸水4戸 床下浸水27戸 避難者34世帯 被害総額1億2,375万円（南部）                                                        |

|             |                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成11年10月27日 | 大雨災害24時間で249mm、被害総額15億2,743万円、83世帯、341人に避難勧告（福地）<br>豪雨災害 床上浸水36戸 床下浸水70戸 避難者43世帯106人 農林商工・土木関係を含む被害総額13億6,444万円（南部）<br>低気圧による大雨暴風災害 床上浸水 29 戸 床下浸水 74 戸 住家一部損壊 1 棟 非住家 79 棟 田の冠水 180ha、畑の冠水 0.9ha 被害額 24 億 7,000 万円 （名川） |
| 平成14年7月10日  | 台風6号大雨洪水災害 大水害町対策本部を設置 床上浸水1戸（名川）41戸（南部）床下浸水10戸（名川）55戸（南部）避難者73世帯220農林商工・土木関係を含む被害総額1億3,618万円（南部）<br>田の冠水207ha、畑の冠水18ha 被害総額2億6,090万円（名川）                                                                                |
| 平成16年9月29日  | 台風21号大雨災害で田の冠水165.5ha、畑の冠水23.1ha、被害総額2億2,669万円、馬淵川水位が過去最高の7m30cmを記録（名川）                                                                                                                                                  |
| 平成18年10月6日  | 発達した低気圧により床上浸水 21 戸 床下浸水 27 戸 非住家被害 61 棟 馬淵川水位（剣吉観測所）が 7m33 cmを記録 鳥舌内観測地点 累計雨量 211 mm 被害総額 2 億 5,056 万円                                                                                                                  |
| 平成19年9月17日  | 非住家被害1棟<br>田の流出・埋没0.1ha、田の冠水151ha、畑の冠水1.54ha<br>被害総額 4,438 万円                                                                                                                                                            |
| 平成23年9月21日  | 台風15号の影響により全壊1棟、半壊69棟、床上浸水92棟、床下浸水73棟、非住家被害396棟<br>最高水位は馬淵南部9m02cm、剣吉7m98cm、如来堂川2m58cm<br>総雨量230mm、被害総額6億4,278万円<br>災害救助法、被災者生活再建支援法の適用を受ける                                                                              |
| 平成25年9月16日  | 台風18号の影響により半壊74棟、床上浸水58棟、床下浸水54棟、非住家被害303棟<br>最高水位は馬淵南部9m05cm、剣吉7m58cm、如来堂川2m01cm<br>総雨量は147mm、被害総額3億4,703万円<br>被災者生活再建支援法の適用を受ける                                                                                        |

## 2 風害

| 発生年月日       | 災害の状況                               |
|-------------|-------------------------------------|
| 昭和51年10月21日 | 強風によるリンゴなど農作物に大被害 被害額12億8,167万円（南部） |
| 平成3年9月28日   | 台風19号による風害 家屋被害 屋根全壊1戸 屋根損壊9戸（南部）   |

## 3 雪害

| 発生年月日      | 災害の状況                                                |
|------------|------------------------------------------------------|
| 平成14年1月27日 | 農業用パイプハウス2棟倒壊 農業用ハウス2棟倒壊 被害総額235万円（南部）               |
| 平成15年3月8日  | 降雪量54cm、積雪深95cm<br>大雪災害 農業用パイプハウス等 14棟倒壊被害額170万円（南部） |
| 平成26年2月15日 | 降雪量45cm、最深積雪83cm<br>農業用ハウス等                          |

## 4 火災

本町の過去の大中火災をみると3月、5月、6月に発生している。この季節は、空気が乾燥し強風の日が多く、火災の起こりやすい気象状況となるためである。住宅火災としては、昭和18年、昭和29年、昭和47年の三戸駅前大火、昭和23年5月の剣吉大火、昭和38年の諏訪ノ平駅前大火が発生している。

また、山林火災としては昭和44年5月の下名久井財産区山林より発生した火災は当町最大のものであり、強風注意報・異常乾燥注意報が出される中、最大瞬間風速27.0m/s、最大風速14.0m/sの強い風にあおられ、名川地区より発生した林野火災の延焼により、福地地区では住宅4棟、林野焼失面積180haの大きな被害が生じた。

| 発生年月日       | 災害の状況                                            |
|-------------|--------------------------------------------------|
| 昭和36年1月6日   | 福田地区で大火、住家14棟、非住家棟焼失、損害額約800万円（福地）               |
| 昭和38年5月26日  | 諏訪ノ平駅前大火 全焼60戸 半焼3戸 4,073万円（南部）                  |
| 昭和41年10月24日 | 名川病院二棟焼失（名川）                                     |
| 昭和47年7月31日  | 三戸駅前大火（勘吉地区） 全焼11棟 半焼2棟 部分焼3棟12世帯 損害額1,371万円（南部） |

## 第8節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 台風による災害
- 2 河川の氾濫による災害
- 3 集中豪雨等異常降雨による災害
- 4 豪雪による災害
- 5 航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
- 6 その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

## 第2章 防災組織

### 第1節 南部町防災会議

町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

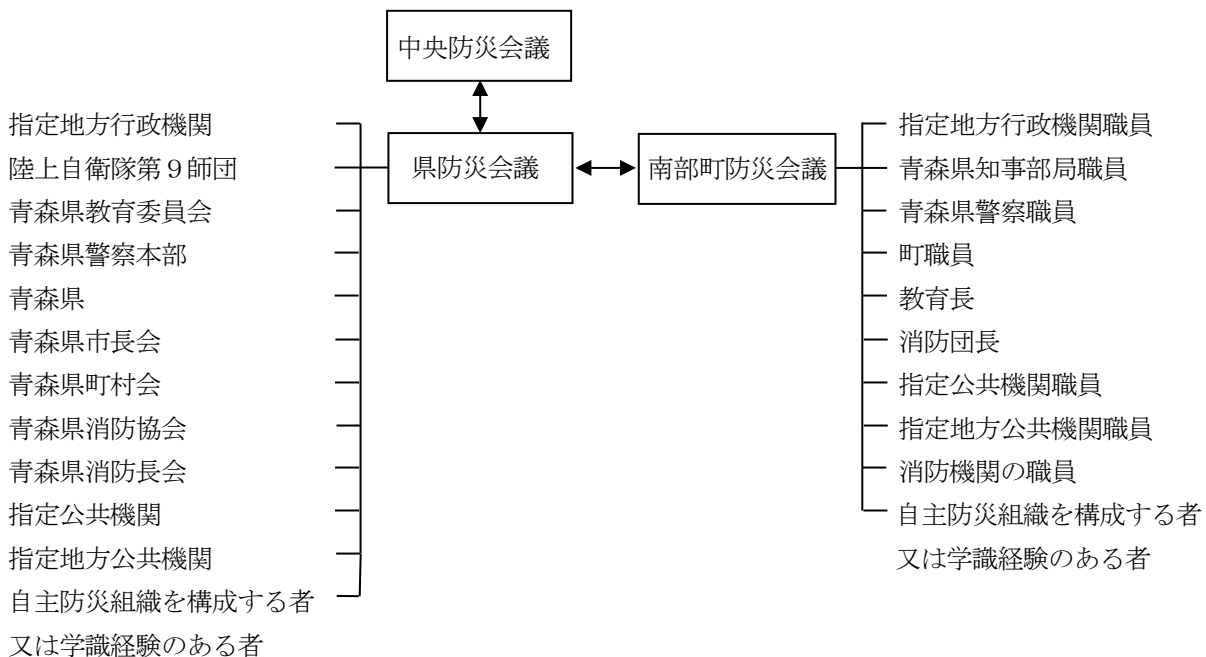
#### 1 組織

防災会議条例に基づく組織は、会長である町長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。

（南部町防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 消防機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

〔南部町防災会議組織図〕



|             |     |       |
|-------------|-----|-------|
| 南部町防災会議条例   | 資料編 | 2－1－1 |
| 南部町防災会議運営要項 | 資料編 | 2－1－2 |
| 南部町防災会議委員名簿 | 資料編 | 2－1－3 |



## 2 事務局

防災会議の事務局を総務課に置く。

## 3 所掌事務

南部町防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

## 第2節 配備態勢

町の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

|      | 準備態勢<br>1号                                                                                                                                                                                                                        | 警戒態勢                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 非常態勢<br>3号                                                                                                                                |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                                                                                                                                                                                                                                   | 2号-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2号-2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                           |
| 概要   | 災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢                                                                                                                                                                                              | 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢                                                                                             |
| 配備基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの気象注意報等が発表された場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>①大雨注意報</li> <li>②洪水注意報</li> <li>③強風注意報</li> <li>④大雪注意報</li> <li>⑤風雪注意報</li> <li>⑥竜巻注意情報</li> </ol> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの気象警報が発表された場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報</li> <li>②暴風警報</li> <li>③洪水警報</li> <li>④大雪警報（概ね積雪1m以上）</li> <li>⑤暴風雪警報</li> </ol> </li> <li>・指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</li> <li>・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続く予想される場合</li> <li>・記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予想される場合</li> <li>・前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象の特別警報が発表された場合</li> <li>・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警報レベルに関わらず被害が発生した場合</li> </ul> |

|       |                               |                                |                                       |                                                                |
|-------|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|       |                               |                                | ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 |                                                                |
|       | ・震度4の地震が観測された場合<br>・町長が指示したとき | ・震度5弱の地震が観測された場合<br>・町長が指示したとき | ・震度5強の地震が観測された場合<br>・町長が指示したとき        | ・震度6弱以上の地震が観測された場合<br>・町内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認める場合 |
| 組織    | —                             | 災害情報連絡室                        | 災害警戒本部                                | 災害対策本部                                                         |
| 配備決定者 | 担当班長                          | 担当課長                           | 町長                                    | 町長                                                             |
| 態勢責任者 | 担当班長                          | 担当課長                           | 災害警戒本部長（町長）                           | 本部長（町長）                                                        |

### 第3節 南部町災害対策本部

町の地域内に風水害等の災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、町防災会議と緊密な連携のもとに災害予防及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

南部町災害対策本部条例 資料編 2-3-1

#### 1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

##### (1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「非常態勢3号」の項に定めるとおり

##### (2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

##### (3) 設置及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

| 通知及び公表先                  | 伝達方法                                                               | 担当班 |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----|
| 防災会議委員                   | 電話                                                                 | 総務班 |
| 本部員及び各班等                 | 庁内放送、電話                                                            | 〃   |
| 県（危機管理局）                 | 青森県総合災害情報システム、電話（NTT、青森県防災情報ネットワーク等）、NTT-FAX・青森県防災情報ネットワークによるデータ伝送 | 〃   |
| 警察・消防                    | 電話、無線                                                              | 〃   |
| 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 | 電話                                                                 | 〃   |
| 報道機関等                    | 電話、プレスリリース                                                         | 〃   |

|      |                             |         |
|------|-----------------------------|---------|
| 一般住民 | 報道機関、防災広報車、無線、ホームページ・ツイッター等 | 総務班・対策班 |
|------|-----------------------------|---------|

イ 災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準ずる。

## 2 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。

イ 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員を部長とする部及び本部員又は課長補佐にある者等を班長とする班を置き事務を処理する。

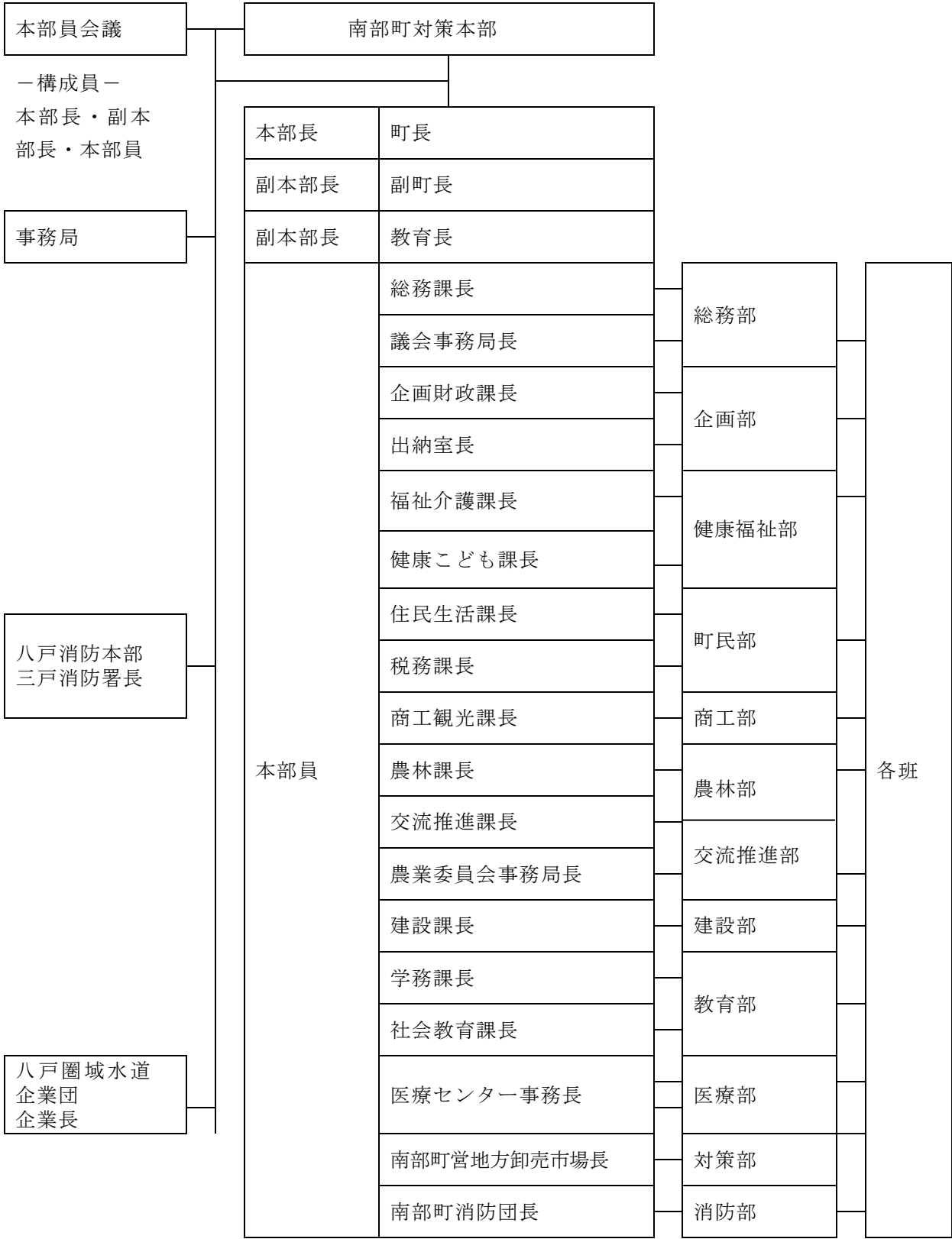
ウ 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するための本部会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

本部会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

エ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

オ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

[ 組 織 機 構 図 ]



(2) 災害対策本部班別業務及び八戸消防本部災害指揮本部業務、八戸圏域水道企業団災害対策本部業務は次のとおりとする。

ア 南部町災害対策本部班別業務分担

災害対策本部班別分担業務については、災害時の規模などにより必要がある場合、各部・各班の分担事務を超えて業務を行うこととする。

各部内においては各班の連携態勢をお互い図るものであるものとする。

| 部名  | 部長   | 班名     | 班長     | 分 担 業 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 要員   |
|-----|------|--------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 総務部 | 総務課長 | 総務班    | 総務課長補佐 | 1 災害対策本部の運営及び統括に関する事<br>2 被災状況の把握及び報告に関する事<br>3 気象情報等の総括に関する事<br>4 防災会議に関する事<br>5 知事への防災ヘリコプター運行要請に関する事<br>6 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関する事<br>7 災害救助法関係の総括に関する事<br>8 災害情報の総括に関する事<br>(報道機関発表及びHP災害情報更新作業含む)<br>9 他市町村等への応援に関する県への要請及び連絡に関する事<br>(給水等を除く)<br>10 知事への応援要請に関する事 (給水を除く)<br>11 諸団体 (自主防災組織・町内会) への協力要請及び動員に関する事<br>12 消防団に関する事<br>13 災害の記録 (写真を含む) に関する事<br>14 応急復旧工事の請負契約に関する事<br>15 受援に関する状況把握・取りまとめに関する事<br>16 資源の調達・管理に関する事<br>17 庁内調整に関する事<br>18 調整会議の開催に関する事<br>19 応援職員の支援に関する事<br>20 行政機能の確保状況の把握及び県への報告に関する事 (町内において震度6以上の地震を観測した場合その他報告を求められた場合) | 総務課員 |
|     |      | 調査・人事班 |        | 1 総務課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事<br>2 庁舎の被害調査に関する事<br>3 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事<br>4 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事<br>5 本部長及び副本部長の秘書に関する事<br>6 視察者及び見舞者の応接に関する事<br>7 被災地の視察に関する事<br>8 職員の非常招集及び配置に関する事<br>9 車両の確保及び配車に関する事<br>10 関係官庁諸団体との連絡調整に関する事<br>11 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事<br>12 庁舎職員等避難者の整理誘導に関する事<br>13 応援職員の派遣要請及びあつせん手続きに関する事<br>14 労務等の配分に関する事<br>15 所管施設の安全管理に関する事<br>16 災害関係の陳情に関する事                                                                                                                                                                           |      |

|       |        |       |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |
|-------|--------|-------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|       |        | 庶務班   | 議会事務局長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 議会事務局分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 議会との連絡に関する事</li> <li>3 災害現場等の議員等の視察に関する事</li> <li>4 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>5 他の班との連携に関する事（災害執務応援対応）</li> <li>6 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       | 議会事務局員 |
| 企画部   | 企画財政課長 | 輸送班   | 企画財政課長補佐 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 企画財政課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 災害応急対策関係予算の措置に関する事</li> <li>3 資機材及び燃料、雑貨等の確保に関する事</li> <li>4 被災者等緊急輸送の確保に関する事</li> <li>5 バス運行路線の確保に関する事</li> <li>6 バス運行の広報に関する事</li> <li>7 緊急輸送車両の確保・運行等に関する事</li> <li>8 電気・運輸通信・ガス関係の被害調査及び連絡調整に関する事</li> <li>9 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>10 建設部及び農林部との連携に関する事。<br/>（道路、橋りょう等及び農道、林道、ため池等の被害調査、応急対策に関する連携）</li> <li>11 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul> | 企画財政課員 |
|       |        | 出納班   | 出納室長     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 出納室分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 救援金の配分計画及び配分に関する事</li> <li>3 救援金の受領及び保管に関する事</li> <li>4 災害関係経費の経理に関する事</li> <li>5 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>6 総務部との連携に関する事（災害執務応援対応）</li> <li>7 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                                                                                                                                                                           | 出納室員   |
| 交流推進部 | 交流推進課長 | 交流推進班 | 交流推進課長補佐 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 交流推進課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 達者村事業関係被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>4 建設部及び農林部との連携に関する事<br/>（道路、橋りょう等及び農道、林道、ため池等の被害調査、応急対策に関する事）</li> <li>5 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                                                                                                                                                                                    | 交流推進課員 |

|       |                |       |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |
|-------|----------------|-------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 健康福祉部 | 福祉介護課長・健康こども課長 | 福祉班   | 福祉介護課長補佐・健康こども課長補佐 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 福祉介護課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>3 要配慮者の安否確認と支援に関する事</li> <li>4 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>5 福祉避難所の開設に関する事</li> <li>6 日赤奉仕団に関する事</li> <li>7 物品の保管・配分・運搬に関する事（日赤関係等）</li> <li>8 炊き出しに関する事</li> <li>9 食料品の調達・配分に関する事</li> <li>10 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関する事</li> <li>11 ボランティアの受け入れ及びその動員に関する事</li> </ul> | 福祉介護課員・健康こども課員 |
|       |                | 健康対策班 |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 健康こども課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 避難者や被災住民等に対する健康管理・栄養管理に関する事</li> <li>3 指定避難所等における健康管理に関する事</li> <li>4 救護所の開設に関する事</li> <li>5 保健施設・保育施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>6 医薬材料・衛生用品等の受領及び保管並びに配分・運搬に関する事</li> <li>7 防疫に関する事</li> <li>8 医療機関との連携、調整に関する事</li> <li>9 医療部との連携に関する事</li> </ul>                                               |                |
| 町民部   | 住民生活課長         | 避難所班  | 住民生活課長補佐           | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民生活課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 指定避難所の開設・運営に関する事</li> <li>3 指定避難者名簿の作成に関する事</li> <li>4 避難者の把握（避難先等）に関する事</li> <li>5 遺体の埋火葬及び証明に関する事</li> <li>6 所管施設の安全管理に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                          | 住民生活課員         |
|       |                | 被害対策班 | 税務課長               | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 税務課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 被害届の受付及び罹災証明の発行に関する事</li> <li>3 災害に伴う町税の減免措置に関する事</li> <li>4 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査に関する事</li> <li>5 被災建築物応急危険度判定に関する事</li> <li>6 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>7 建設部、農林部及び健康福祉部との連携に関する事<br/>（道路、橋りょう等及び農道、林道ため池等の被害調査に関する事及び要配慮者に関する事）</li> <li>8 他の班及び対策部との連携に関する事</li> </ul>                           | 税務課員           |
|       |                | 生活衛生班 | 住民生活課長補佐           | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する事</li> <li>2 清掃施設の被害調査に関する事</li> <li>3 水質検査（飲料井戸水）に関する事</li> <li>4 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>5 被災動物の保護収容、逸走対策に関する事</li> <li>6 他の班及び対策部との連携に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                | 住民生活課員         |

|     |        |     |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |
|-----|--------|-----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 商工部 | 商工観光課長 | 商工班 | 商工観光課長補佐  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関する事</li> <li>3 商工業関係の被害届の受付及び被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関する事</li> <li>4 観光施設等の安全対策に関する事</li> <li>5 観光客等に対する避難情報の提供等に関する事</li> <li>6 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>7 健康福祉部との連携に関する事</li> <li>8 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                                                                                                                                       | 商工観光課員 |
| 農林部 | 農林課長   | 農林班 | 農林課長補佐    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 農林課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 農林業関係被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 主要食糧の確保及び応急供給に関する事</li> <li>4 農林業関係被災者への融資のあっせんに関する事</li> <li>5 農林業関係の被害届の受付及び被害証明に関する事</li> <li>6 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>7 家畜関係の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>8 内水面漁業関係の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>9 家畜伝染病の防疫に関する事</li> <li>10 へい獣の処理に関する事</li> <li>11 農道・林道・ため池等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>12 建設部との連携に関する事（道路・橋りょう等の被害調査、応急対策に関する事）</li> </ul>                        | 農林課員   |
|     |        | 農業班 | 農業委員会事務局長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 農業委員会分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事</li> <li>3 農地等の被害届の受付及び被害証明に関する事</li> <li>4 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>5 建設部及び農林班との連携に関する事<br/>（農道・林道・ため池等及び道路・橋りょう等の被害調査、応急対策に関する事）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                        | 農業委員会員 |
| 建設部 | 建設課長   | 土木班 | 建設課長補佐    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 建設課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 災害対策用車両の確保及び配車に関する事</li> <li>3 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事</li> <li>5 河川（水防）に関する事</li> <li>6 障害物の除去に関する事</li> <li>7 災害復旧資機器材の確保に関する事</li> <li>8 下水道施設の被害調査及び応急対策・連絡調整に関する事</li> <li>9 下水道施設の復旧に関する事</li> <li>10 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>11 八戸圏域水道企業団との連絡調整・協力に関する事。</li> <li>12 断減水時の広報に関する事</li> <li>13 農林部との連携に関する事<br/>（農道・林道・ため池等の被害調査及び応急対策に関する事）</li> </ul> | 建設課員   |



|     |      |       |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |
|-----|------|-------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|     |      | 住宅班   |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 公共建築物の被害調査及び応急処理に関する事</li> <li>2 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関する事</li> <li>3 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関する事</li> <li>4 応急仮設住宅その他住宅の建設資材の確保に関する事</li> <li>5 既設町営住宅の被害調査並びに応急対策及び町営住宅への特定入居に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                             |          |
| 教育部 | 学務課長 | 学務班   | 学務課長補佐 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 学務課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 学校施設の被害調査に関する事</li> <li>3 学校施設の応急対策に関する事</li> <li>4 文教関係の被害記録に関する事</li> <li>5 被災児童生徒等（幼児を含む。以下同じ）の調査に関する事</li> <li>6 応急の教育に関する事</li> <li>7 学用品の調達、給与に関する事</li> <li>8 児童生徒等の保健及び環境衛生に関する事</li> <li>9 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>10 学校給食の確保に関する事</li> <li>11 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>12 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul> | 学務課員     |
|     |      | 社会教育班 | 社会教育課長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 社会教育、体育施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 社会教育団体（その他社会教育ボランティア団体等）への協力要請及びその動員に関する事</li> <li>5 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>6 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                                                                                                                                 | 社会教育課員   |
| 医療部 | 事務長  | 医療施設班 | 事務次長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療センター分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 負傷者の把握に関する事</li> <li>3 施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 患者の給食の確保に関する事</li> <li>5 所管施設の安全管理に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                             | 医療センター職員 |
|     |      | 医療救護班 | 総看護師長  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療等に関する事</li> <li>2 医療救護班の編成に関する事</li> <li>3 医療救援隊との連絡調整に関する事</li> <li>4 遺体の処理（埋火葬を除く）に関する事</li> <li>5 傷病者等の医療救護及び看護に関する事</li> <li>6 医療薬剤及び資材の供給確保に関する事</li> <li>7 患者の避難誘導に関する事</li> <li>8 健康福祉部との連携に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                     |          |

|     |        |     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |
|-----|--------|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 対策部 | 住民生活課長 | 対策班 | 税務課長  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民生活課事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 住民の相談に関する事</li> <li>3 災害の広報に関する事</li> <li>4 広聴活動に関する事</li> <li>5 他の班への応援に関する事</li> <li>6 福地支所、南部支所、剣吉支所の被害調査に関する事</li> <li>7 現地対策本部に関する事</li> <li>8 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>9 避難所開設・運営に関する事</li> </ul>                                                                                                   | 住民生活課員・税務課員 |
| 対策部 | 各施設長   | 対策班 | 各施設次長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各施設分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 住民の相談に関する事</li> <li>3 災害の広報に関する事</li> <li>4 広聴活動に関する事</li> <li>5 他の班への応援に関する事</li> <li>6 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>7 建設部及び農林部との連携に関する事</li> <li>道路、橋りょう等及び農道、林道、ため池等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>8 健康福祉部との連携に関する事</li> <li>9 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                                      | 各施設員        |
| 消防部 | 消防団長   | 消防班 | 各隊長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防関係施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2 消防及び水防活動に関する事</li> <li>3 警戒区域の設定に関する事</li> <li>4 消防団員の出動命令に関する事</li> <li>5 避難の誘導及び救助・救出並びに捜索活動に関する事</li> <li>6 防災関係機関への連絡及び相互応援に関する事</li> <li>7 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事</li> <li>8 危険物等に対する応急措置及び対策に関する事</li> <li>9 消防資機器材の調達及び広報に関する事</li> <li>10 障害物の除去及び写真記録に関する事</li> <li>11 警報等の広報・伝達に関する事</li> </ul> | 消防団員        |

イ 八戸消防本部災害指揮本部業務分担

| 部名 | 総括 | 本部・署 | 課署長  | 分担事務                                                                                                                                                                                                     | 要員    |
|----|----|------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|    |    | 総務課  | 総務課長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部との連絡調整に関する事</li> <li>2 八戸消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 職員の非常召集及び配置に関する事</li> <li>4 関係機関への連絡及び消防に関する応援要請に関する事</li> <li>5 緊急消防援助隊に関する事</li> </ul> | 総務課職員 |

|        |               |       |        |                                                                                                                                                                                             |           |
|--------|---------------|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 八戸消防本部 | 八戸消防本部消防長（次長） | 警防課   | 警防課長   | 1 災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること<br>2 救助、救急活動に関すること<br>3 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること                                                                                                                      | 警防課職員     |
|        |               | 予防課   | 予防課長   | 1 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること<br>2 危険物施設等に関する災害情報の収集及び報告に関すること<br>3 消防等の広報に関すること<br>4 資機材の調達に関すること<br>5 写真記録に関すること                                                                             | 予防課職員     |
|        |               | 指令救急課 | 指令救急課長 | 1 指令管制業務に関すること指令管制業務に関すること<br>2 防災関係機関との連絡に関すること警報及び気象状況等の伝達に関すること<br>3 警報及び気象状況等の伝達に関すること南部町行政用無線による津波警報等の伝達に関すること<br>4 その他特命事項に関すること通信の運用及び無線の統制に関すること<br>5 消防指令システム及び無線設備の整備及び維持管理に関すること | 指令救急課職員   |
|        |               | 三戸消防署 | 三戸消防署長 | 1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること<br>2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること<br>3 避難指示等及び誘導に関すること<br>4 障害物の除去に関すること<br>5 罹災証明（火災）に関すること                                                                               | 三戸消防署管内職員 |

ウ 八戸圏域水道企業団災害対策本部班別業務分担

| 本部長           | 副本部長 | 危機管理監    | 部名  | 部長   | 班名  | 班長   | 業 務 内 容                                                                                                                             | 要 員                      |
|---------------|------|----------|-----|------|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 八戸圏域水道企業団副企業長 | 事務局長 | 総務部危機管理監 | 総務部 | 総務部長 | 総務班 | 総務班長 | 1 災害対策本部事務局に関すること<br>2 国・県及び関係市町・関係機関との調整に関すること<br>3 災害補助申請に係ること<br>4 職員の参集状況の把握に関すること<br>5 本庁舎の被害調査並びに応急対策に関すること<br>6 他の部、班に属さない事項 | 総務課員<br>経営企画課員<br>管財出納課員 |

|  |  |  |     |      |             |               |                                                                                                                                                           |                        |
|--|--|--|-----|------|-------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|  |  |  |     |      | 広報班         | 広報班長          | 1 報道機関との調整に関すること<br>2 広報活動及び記録写真に関すること                                                                                                                    |                        |
|  |  |  |     |      | 物品等調達班      | 物品調達班長        | 1 車両・資機材・寝具・食糧その他の物品及び用品調達に関すること<br>2 工事・調達等契約の総括に関すること<br>3 協力団体等の受入れ及び宿舍の確保に関すること<br>4 被害者に対する見舞金及び補償金請求・精算に関すること                                       |                        |
|  |  |  | 給水部 | 給水部長 | 給水第一班・給水第二班 | 給水第一班長・給水第二班長 | 1 応急給水計画の作成に関すること<br>2 応急給水活動に関すること<br>3 応急給水支援団体の受付及び配置に関すること                                                                                            | 料金課員<br>検査室員<br>給水装置課員 |
|  |  |  | 復旧部 | 復旧部長 | 復旧第一班・復旧第二班 | 復旧第一班長・復旧第二班長 | 1 無線の総括管理に関すること<br>2 応急復旧に伴う水運用計画及び配水計画に関すること<br>3 施設の情報収集及び被害調査並びに復旧に関すること<br>4 復旧工事の計画実施に関すること<br>5 復旧工事の図面・写真等資料の作成に関すること<br>6 工事業者等の手配及び応急復旧の指示に関すること | 配水課員<br>工務課員           |
|  |  |  | 浄水部 | 浄水部  | 浄水班         | 浄水班長          | 1 所管施設の情報収集及び復旧に関すること<br>2 浄水場の運転・維持管理に関すること                                                                                                              | 浄水課員<br>水質管理課員         |
|  |  |  |     |      | 水質班         | 水質班長          | 1 水質管理に関すること                                                                                                                                              |                        |

### 3 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

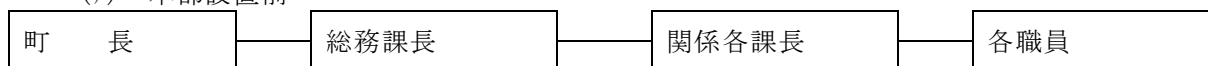
ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、職員防災初動マニュアルによる。

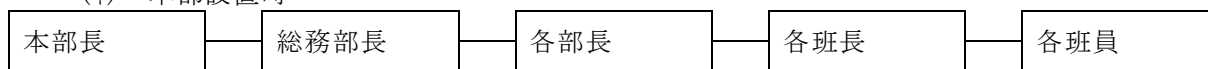
(1) 動員の方法

ア 職員の動員は、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



(イ) 本部設置時



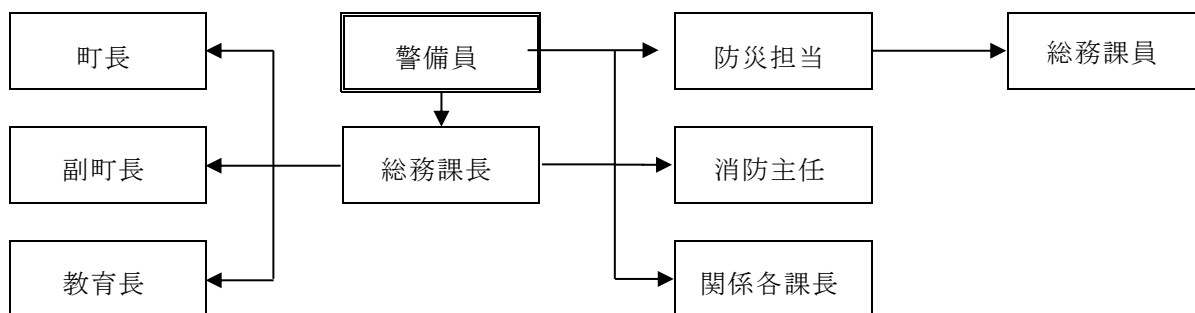
イ 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

ウ 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務部長（庶務班長）に応援職員の配置を求めることができる。

エ 各部長は、応急対策活動の状況に応じ、総務部長に他市町村への応援を依頼するなど、要員の確保に努めなければならない。

(2) 警備員からの通報による非常連絡

勤務時間外における警備員からの非常連絡は、次により行う。



※ 火災等は庁舎の黒電話（0178-38-6528）に消防本部から連絡が入る。

※ 勤務時間外の火災サイレン及び放送は消防本部で全町一斉放送。

※ 鎮火放送は町で全町一斉放送。

※ 青森県防災情報ネットワークで受けた気象情報は警報が発令された時点で警備員から連絡。

(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、職員防災初動マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長（班長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。

## 4 防災関係機関等との連携

(1) 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（概ね発災後 72 時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMA T、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等）は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

(2) 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

町災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、町災害対策本部会議に参画するものとする。

(3) 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

(4) 国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合等において、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

## 第4節 町災害対策本部に準じた組織

町災害対策本部が設置される前及び町災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

なお、町災害警戒本部等の組織及び運営は、町災害対策本部の組織及び運営に準じる。

### 1 町災害警戒本部（警戒体制2号—2）

(1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号—2」の項に定めるとおり。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 町災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 町災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

町災害警戒本部が設置された場合は、職員防災初動マニュアルに基づき、職員が登庁して対処する。

### 2 町災害情報連絡室（警戒態勢2号—1）

(1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号—1」の項に定めるとおり。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 町災害情報連絡室を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 町災害情報連絡室を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

町災害警戒本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、職員が登庁して対処する。

## 第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施する上での所要の組織体制を整備しておくものとする。

特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

なお、雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

### 第1節 調査研究〔総務課〕

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が增大している。その中で、風水害等の各種災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握し、国や県などと連携を図り、風水害等の災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、町の防災対策に資するものとする。

#### 1 風水害等の災害に関する基礎的研究

町内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、気象、水象の観測を行うとともに、風水害等の災害の履歴を調査分析する。

#### 2 被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、風水害等の災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

#### 3 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

#### 4 防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難場所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県及び町が一体となって最適な避難路・指定避難場所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路・指定避難所等を確保するため、必要な対策や優先度について検討を行い、町防災公共推進計画を策定する。さらに、町民への周知や計画に位置づけられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。

### 第2節 業務継続性の確保

#### 1 方針

町及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

## 2 実施内容

町及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、県及び町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

## 第3節 防災業務施設・設備等の整備

風水害等の災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、町、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

### 1 気象等観測施設・設備等〔総務課〕

- (1) 町及び防災関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測に必要な施設、設備の整備、点検を更新実施し、気象、水象等の観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 町は集中豪雨等、地区により雨量の差が激しく、青森地方気象台及び県の雨量・水位観測所だけでは必要な情報が得られない場合を考慮し、災害危険箇所に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。
- (3) 町内の雨量・水位等観測所及び観測点は、次のとおりである。

|          |     |       |
|----------|-----|-------|
| ア 雨量等観測所 | 資料編 | 3-3-1 |
| イ 水位観測所  | 資料編 | 3-3-2 |

### 2 消防施設・設備等〔総務課〕

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備、その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図る。

#### (1) 整備状況

消防施設等の現況      資料編    3-3-4

#### (2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備5か年計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の整備確保に努める。

消防ポンプ自動車等整備計画      資料編    3-3-5

消防水利整備計画      資料編    3-3-6



### 3 通信設備等〔総務課〕

- (1) 町及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、青森県防災情報ネットワーク（ＩＰ電話、文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯通信などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

町及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

町は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、町防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、災害情報共有システム（Ｌアラート）を整備（戸別受信機を含む）する。

また、それぞれの通信設備等を高性能化、機能強化、防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに浸水・防水対策の措置等を講じる。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### (2) 整備状況

##### ア 防災行政無線

- |              |     |       |
|--------------|-----|-------|
| (ア) 町有無線設備   | 資料編 | ３－３－７ |
| (イ) 同報系通信系統図 | 資料編 | ３－３－８ |
| (ウ) 移動系通信系統図 | 資料編 | ３－３－９ |

##### イ 青森県防災情報ネットワーク

青森県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）及び防災関係機関と各市町村を接続しており、連絡系統図は、次のとおりである。

青森県防災情報ネットワーク回線構成図      資料編 ３－３－１０

### 4 水防施設・設備等〔総務課〕

町及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

水防倉庫の資機材の備蓄状況      資料編    ３－３－１１

### 5 救助資機材等〔総務課〕

人命救助に必要な救急車、油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

救助資機材等の整備状況      資料編 ３－３－１２

### 6 広域防災拠点等〔総務課〕

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員のための活動拠点や救援物資搬送施設（二次物資拠点）等のための防災拠点の確保を図る。

※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点

※ 二次物資拠点は町が設置する地域内輸送拠点

広域防災拠点等の整備状況      資料編    ３－３－１３

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

## 7 その他施設・設備等〔建設課〕

- (1) 町は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害時に使用可能な状態としておくため、整備、点検又は民間事業者との連携等に努める。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定を締結するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

さらに、特に防災活動上必要な学校、公民館などの公共施設等及び指定避難場所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む。）を定期的に点検する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

重機類の整備状況                      資料編    3－3－1 4

- (2) 町は、防災倉庫、防災資機材を整備する。

防災資機材の整備状況              資料編    3－3－1 5

## 第4節 青森県防災情報ネットワーク

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

### 1 青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

- (1) 専用電話

ア 端末局間の I P 電話

イ 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

- (2) 文書データ伝送用端末

ア 端末局間の文書データ伝送

イ 青森県総合防災情報システムによる防災情報の伝送

### 2 青森県総合防災情報システムの活用

県は市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

町は、青森県総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

- (1) 各種防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

- (2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させた G I S を活用し、以下の情報を管理する。

- ア 被害情報、措置情報
- イ 指定避難所情報
- ウ 県防災ヘリコプター運航要請情報

(3) 防災情報の共有化

青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有する。

ア 青森県総合防災情報システム端末の設置

県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部等、町、防災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末（青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ 住民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により住民に提供する。

青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びＬアラートにて、住民へ伝達される。

### 3 町の災害対策機能等の充実

町及び防災関連機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、災害応急対策を実施する必要があることから、町は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

## 第5節 防災事業

地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、各種災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、次の防災事業を推進する。

### 1 地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図る。

なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図る。

農地防災事業については、治山、治水、その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図る。

(1) 治山事業〔農林課〕

これまで山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業に関する計画に基づき、保安施設事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については町において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、町にはいまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、なだれ危険箇所が下表のとおり存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

ア 山地災害危険地区

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (ア) 山腹崩壊危険地区   | 資料編 3-5-1 |
| (イ) 崩壊土砂流出危険地区 | 資料編 3-5-2 |

イ 小規模山地崩壊危険地 資料編 3-5-3

ウ なだれ危険箇所 資料編 3-5-4

## (2) 土砂災害対策事業〔建設課〕

集中豪雨等による土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的としたなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図る。

### ア 砂防事業

町では、これまで土石流対策、土砂の流下調節、直接抑止のための砂防堰堤、溪床の縦横侵食防止のための床固工、溪流保全工の工事が実施され、その管理状況も良好であるが、町域には、土石流危険溪流を下記のとおり多く抱えており、かつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国、県に働きかける。

砂防指定地 資料編 3-5-5

土石流危険溪流Ⅰ 資料編 3-5-6

土石流危険溪流Ⅱ 資料編 3-5-7

### イ 地すべり対策事業

町には、下表のとおり地すべり危険箇所等があり、これまで地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設工事が実施されてきたところであるが、今後も地すべり対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

地すべり危険箇所及び地すべり防止区域指定箇所

地すべり危険箇所 資料編 3-5-8

地すべり防止区域指定箇所 資料編 3-5-9

地すべり等防止法による指定箇所 資料編 3-5-10

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による指定箇所

### ウ 急傾斜地崩壊対策事業

町では、これまで集中豪雨等に伴い、急傾斜地の崩壊による災害に対処するため、その所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、危険度の高いものから順次急傾斜地の崩壊を防止するための施設を整備するなど、急傾斜地崩壊対策事業が実施されてきたところである。

しかし、町域には、下記のとおり急傾斜地崩壊危険箇所があり、その危険度の高い地区も多いため、今後も急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

＜急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域＞

自然斜面《自然Ⅰ》 資料編 3-5-11

自然斜面《自然Ⅱ》 資料編 3-5-12

自然斜面《自然Ⅲ》 資料編 3-5-13

人口斜面《人口Ⅰ》 資料編 3-5-14

### エ なだれ対策事業

町には、下表のとおりなだれ危険箇所があり、今後もなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

＜なだれ危険箇所＞

雪崩危険箇所（傾斜度15°以上、高さ10m以上）

ランクⅠ 保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設のある場合含む） 資料編 3-5-15

|      |                |     |        |
|------|----------------|-----|--------|
| ランクⅡ | 保全人家1戸以上4戸以下   | 資料編 | 3-5-16 |
| ランクⅢ | 保全人家0戸         | 資料編 | 3-5-17 |
| ランクⅣ | 急傾斜地崩壊危険区域指定区域 | 資料編 | 3-5-18 |

### (3) 河川防災対策事業〔建設課〕

町内を流下する河川は、県の管理する一級河川馬淵川、猿辺川、如来堂川、剣吉川と町の管理する準用河川の剣吉川、普通河川の福地地区の深田川他17河川、名川地区の上ノ沢川他12河川、南部地区の相西川他18河川があり、集中豪雨等異常降雨、長雨等により河川が氾濫し、田畑に被害を及ぼすことがある。特に一級河川馬淵川流域の住家被害は護岸工事、宅地嵩上げ・輪中堤等の工事が行われたものの、今なおまだ広範囲に渡り住家浸水被害を受けている地区があり、その被害の軽減については「床上浸水対策特別緊急事業」による河道掘削、堤防嵩上げが行われているが、今後更に堤防の嵩上げ等も含め、国・県へ更なる事業推進を働きかけて行くものであり、その対応策が急務である。

### (4) 農地防災対策事業〔農林課〕

#### ア 湛水防除事業

町農用地等の湛水防除対策として、湛水防除事業が実施された地区における排水機等の主要施設は、ほぼ整備されている。また、ほ場整備施行地域（183ha）の主要排水路はおおむね整備され、未施行地域についても、地区内の排水路の整備を図るべく事業計画を進めている。

#### イ ため池等整備事業

- (ア) 町は、築造年数が古い農業用ため池（災害防止用のダムを含む）が多くあることから、地震や豪雨に対する耐性評価を行い、その結果を踏まえた改修工事を実施して、堤体の安全を確保し、下流地域の災害を未然に防止するよう努める。
- (イ) 町における農業用排水施設は、自然的・社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもある。これらの施設について実態を把握し、必要なものは改修工事を実施し、周辺農用地の災害を未然に防止するよう努める。
- (ウ) 町における土砂崩壊防止対策としては、風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、土留擁壁等の対策工事を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。
- (エ) 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点事業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、補強対策、耐震化、統廃合等を推進するものとする。

#### ウ 地すべり対策事業

町の地すべり対策としては、調査に基づき農地地すべり危険地としてリストアップされた箇所を中心とした県における地すべり対策事業の実施を働きかけ、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

ため池施設 資料編 3-5-19

## 2 都市防災対策事業

秩序ある環境の整備された市街地の確保を図るため自然的条件を勘案した土地利用計画に即して、都市空間の確保と都市構築物の安全化を図る必要がある。防災拠点施設整備事業等に基づき、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分考慮し計画する。

### (1) 公園緑地の整備〔建設課〕

生活空間のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

### (2) 防災拠点施設整備事業〔総務課〕

安全な生活空間の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

### (3) 建築物不燃化対策〔総務課・建設課・学務課・社会教育課・病院〕

安全な生活環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

ア 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

イ 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

(4) 風水害に対する建築物の安全性の確保〔総務課・建設課・学務課・社会教育課・病院〕

学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を図るため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による落下物の防止対策を図るとともに、浸水被害から守るための対策を促進するよう努める。

(5) 空家等対策〔企画財政課〕

そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

### 3 その他の防災事業

その他の防災事業として道路等の点検、整備及び上水道の防災性の強化を図るとともに危険地域からの移転事業の促進に努める。

(1) 道路〔建設課〕

町には、次のとおり道路注意箇所があり、町道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかける。

道路注意箇所

ア 主要地方道 資料編 3－5－20

イ 一般県道 資料編 3－5－21

ウ 町道 資料編 3－5－22

(2) 上下水道施設〔八戸圏域水道企業団・建設課〕

町における上下水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに防災用資機材の整備充実を図る。

(3) 危険地域からの移転対策促進事業〔建設課〕

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの住宅の移転に対する助成を利用し、その促進を図る。

ア 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけくずれ等危険のある住宅について、住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

## 第6節 自主防災組織等の確立〔総務課〕

大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織をによる出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、町は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進する。

## 1 自主防災組織の現況

自主防災組織は、各地区で組織され、防災活動を実施している。

今後は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）に基づき平時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

自主防災組織一覧表                      資料編    3－6－1

## 2 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成は住民が自主的に行うことを本旨としつつ、既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、そのかなめとなるリーダー育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため、啓発活動（必要な資料の提供、研修会の開催等）を積極的に実施する。また、自主防災組織への女性の参画促進に努める。
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。その際、自主防災組織への女性の参画促進に努める。
- (4) 平時においては、食料や水等を備蓄し、防災知識の普及や防災訓練の会場として活用でき、災害時には指定避難所としての機能を有する活動拠点としての施設並びに消火、救助、救護等のための資機材の整備を図る。
- (5) 防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

## 3 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5に基づく自衛消防組織、又は消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業所その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

## 4 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地区防災計画を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、かつ要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

- (1) 平時の活動
  - ア 情報の収集伝達体制の確立
  - イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
  - ウ 活動地域内の防災巡視の実施
  - エ 火気使用設備器具等の点検
  - オ 防災用資機材の備蓄及び管理
  - カ 要配慮者の把握
  - キ 地区防災計画の作成

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火活動
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達、避難誘導
- ウ 救出救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 指定避難所の開設・運営
- カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

5 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火活動
- イ 救出救護の実施及び協力
- ウ その他

6 地区防災計画の提案

地区居住者等は、町防災会議に対し、策定した地区防災計画を本計画に定めることを求めることができる。町防災会議は、地区居住者等の主体性を尊重した上で、本計画に定める必要があるかの判断を行う。必要を認めた場合には、当該地区防災計画を本計画に定めなければならない。

## 第7節 防災教育及び防災思想の普及〔総務課・社会教育課〕

風水害等の災害による被害を最小限にいとめるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から風水害等の災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

町は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録による災害教訓等の習得



## 2 住民に対する防災思想の普及

- (1) 町は、人的被害を軽減する方策は、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、警戒レベルとそれに伴う避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。

なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、町全体としての防災意識の向上を推進する。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

### ア 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間など関係行事を通じて講習会等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う
- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・ハンドブック・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページ・ツイッターが活用されるよう促す。
- (エ) 防災に関する講演会等を開催する。

### イ 普及内容

- (ア) 簡単な気象・水象に関すること
  - (イ) 気象予報・警報等に関すること
  - (ウ) 災害時における心得
  - (エ) 災害予防に関すること
  - (オ) 災害危険箇所に関すること
- (2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災に関する教育の普及推進を図る。
- (3) 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう以下の施策を講じる。

ア 浸水想定区域、指定避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、主として要配慮者が利用する施設における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップを当該施設等の管理者へ提供する。

イ 土砂災害警戒箇所等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

エ 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

オ 防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解促進を図るよう努める。

カ 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

キ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- (4) 青森地方気象台は、青森県、県内の市町村その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の住民のとるべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。町は、県及びその他の防災関係機関と連携しつつ、協力するものとする。

- (5) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

また、過去の教訓を踏まえ、すべての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するように努める。

## 第 8 節 企業防災の促進〔総務課・商工観光課〕

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、企業防災に向けた取組に努める。

### 1 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

町は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

### 2 防災意識の高揚

町及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### 3 防災訓練等への参加

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

### 4 従業員の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

## 第9節 防災訓練〔総務課〕

災害時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

### 1 総合防災訓練の実施

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はさらに大規模地震想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践的な総合防災訓練を実施する。この際、夜間等様々な条件に配慮するよう努める。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

#### (1) 風水害想定

風水害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施する。

また、訓練の実施にあたっては、必要に応じハザードマップを活用して行う。

ア 南部町水防計画に基づいて実施する。

イ 実施時期は、できるだけ出水期、又は台風シーズン前とし、毎年1回以上実施するよう努める。

ウ 実施場所は、土砂災害警戒区域危険箇所、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定又は想定して実施する。

エ 訓練内容はおおむね次のとおりとする。

(ア) 災害広報訓練

(イ) 通信訓練

(ウ) 情報収集伝達訓練

(エ) 災害対策本部設置・運営訓練

- (オ) 交通規制訓練
  - (カ) 避難・避難誘導訓練
  - (キ) 水防訓練
  - (ク) 土砂災害防御訓練
  - (ケ) 救助・救出訓練
  - (コ) 救急・救護訓練
  - (サ) 応急復旧訓練
  - (シ) 給水・炊き出し訓練
  - (ス) 隣接市町村等との連携訓練
  - (セ) 指定避難所開設・運営訓練
  - (ソ) 要配慮者の安全確保訓練
  - (タ) ボランティアの受入れ・活動訓練
  - (チ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練
- (2) 大規模林野火災想定
- 大規模な林野火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て次のとおり実施する。
- ア 実施期間は、山火事防止運動強化期間（４月１０日～６月１０日）内とする。
  - イ 実施場所は、林野及び市街地とし、それぞれ年１回以上実施するよう努める。
  - ウ 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。
    - (ア) 情報収集・伝達訓練
    - (イ) 現場指揮本部設置訓練
    - (ウ) 航空偵察訓練
    - (エ) 空中消火訓練
    - (オ) 地上消火訓練
    - (カ) 避難・避難誘導訓練
    - (キ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

## 2 個別防災訓練の実施

町は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 指定避難所開設・運営訓練
- (11) 給水・炊き出し訓練
- (12) その他町独自の訓練

## 3 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、町の広報など各種の媒体を通じた普及

啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、町は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

## 第１０節 避難対策〔総務課・住民生活課・福祉介護課・健康こども課〕

災害時等における住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、指定避難所及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体になって最適な指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路を確保する。

### １ 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができるものとする。

### ２ 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

ア 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること。

イ 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとすること。

ウ 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところとすること。

エ 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること。

オ 指定避難所内の一般避難スペースで生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること。

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする。

カ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

キ 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示すること。

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避

難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること。

ク 感染症発生時等、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること。

また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること。

### 3 指定避難所の事前指定等

ア 指定避難所等は、次のとおりである。

指定避難所【指定緊急避難場所】 資料編 3-10-1

※災害対策基本法第49条の8により指定避難所と指定緊急避難場所は相互に兼ねることとする。

福祉避難所 資料編 3-10-2

その他の避難所 資料編 3-10-3

イ 災害の状況により、上記の指定避難所のみでは足りない場合又は、町区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じる。感染症対策のため、指定避難所の収容人数の制限が必用な場合についても同様とする。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

### 4 臨時ヘリポートの確保

指定避難所等が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

### 5 指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。

整備に当たっては、要配慮者、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮、家庭動物の同行避難に留意するとともに、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院及び女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ア 施設・設備の整備

貯水槽、井戸、トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む）、照明、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努めるとともに、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努めるものとする。

イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備

避難生活に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、仮設トイレ、生活必需品、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、間仕切り等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努めるものとする。

ウ 指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、パーティション、体温計、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努めるものとする。

また、指定避難所における感染症対策について、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

## 6 標識の設置等

指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難所であるかを明示するよう努める。

## 7 避難路の選定

- ア 危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること。
- イ 避難のため必要な広さを有する道路とすること。

## 8 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

## 9 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

### (1) 避難所等の広報

地域住民に対して、指定避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア 指定避難所等の名称
- イ 指定避難所等の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ その他必要な事項

### (2) 避難のための心得の周知徹底

避難住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

- ア 避難準備の知識
- イ 避難時の心得
- ウ 避難後の心得

(3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

## 10 避難計画の策定

町は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。避難計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等により高潮と洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

(2) 避難指示等を発令する対象区域（町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定避難所の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数及び避難行動等要支援者の状況

(3) 指定避難所への経路及び誘導方法

(4) 避難行動等要支援者の適切な避難誘導體制

(5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備

(6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア 給水措置

イ 給食措置

ウ 毛布、寝具等の支給措置

エ 被服、生活必需品の支給措置

オ 負傷者に対する応急救護措置

カ その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備

(7) 指定避難所の管理に関する事項

ア 避難受入中の秩序保持

イ 避難者に対する災害情報の伝達

ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知

エ 避難者からの各種相談の受付

オ 衛生管理の徹底

カ その他必要な事項

(8) 災害時における広報

(9) 自主防災組織等との連携

住民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。

(10) ホームレスの受入れ

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

## 11 広域一時滞在に係る手順等の策定

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

## 12 その他

- (1) 町は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。



- (2) 保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

## 第 1 1 節 災害備蓄対策

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

### 1 実施内容

#### (1) 自助・共助による備蓄

住民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。特に冬期間を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

また、自動車を保有する者は、自動車へのこまめな満タン給油に努める。

##### ア 家庭における備蓄

住民は、災害時に必要な物資を「最低 3 日分、推奨 1 週間分」備蓄する。

##### イ 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低 3 日分、推奨 1 週間分」備蓄する。

##### ウ 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低 3 日分、推奨 1 週間分」備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

#### (2) 公助による備蓄

最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。

##### ア 町における備蓄

住民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。

また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

##### イ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

##### ウ 平時から災害時応援協定を締結した民間事業者等の連絡先の確認を行うとともに、訓練等を通じて、要請手続、物資の備蓄状況及び運送手段等の確認を行うよう努める。

#### (3) 備蓄物資の整備

町は、青森県災害備蓄指針等を踏まえ、備蓄の整備方法を定めた災害備蓄整備計画を策定するなどにより、備蓄を推進する。

## 第 1 2 節 要配慮者等安全確保対策 [福祉介護課・健康こども課・建設課]

災害に備えて、地域住民の中でも特に要配慮者については、平時から安否確認方法を確認し、関連施設の安全性の確保、支援体制の整備、避難誘導體制等の整備を行うとともに、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

## 1 要配慮者利用施設の安全性の確保

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について周知徹底を図り、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。
- (3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

＜土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設＞ 資料編 3-12-1

## 2 要配慮者の支援体制の整備等

- (1) 町は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努めるものとする。

また、町は、町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

- (2) (1)の名簿に記載する事項は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ その他避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

- (3) (1)の名簿を作成するための方法・手段は次のとおりとする。

- ア 名簿に登載する者の範囲は町内に居住する者とする。
- イ 名簿作成に関する関係課の役割は次のとおりである。  
福祉介護課・健康こども課：要配慮者等に関すること  
住民生活課：要配慮者等の個人情報に関すること
- ウ 名簿作成に必要な情報の入手方法は次のとおりである。

氏名、生年月日：戸籍

性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由：町職員による電話・訪問調査等

- (4) (1)の名簿を作成するにあたり、町長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた又は条例で定めた避難行動要支援者に係る(1)の名簿を三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所、南部町消防団、三戸警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。この際、町長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求める。
- (5) 町は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。
- (6) 町等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

- (7) 町等防災関係機関は、災害時の要配慮者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。
- (8) 町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

### 3 要配慮者の情報伝達体制及び避難誘導体制等の整備等

- (1) 町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 町は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (4) 町は、町地域防災計画に定めた消防機関、県警、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、又は、条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (5) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (6) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (7) 町等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。
- (8) 要配慮者利用施設における支援体制等の整備
  - ア 要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。
  - イ 要配慮者利用施設の管理者は、平時から町、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導体制の整備を進める。
  - ウ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。
  - エ 県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(9) 応急仮設住宅供給における配慮

町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

(10) 指定避難所における連絡体制等の整備

要配慮者利用施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

(11) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

### 第 13 節 防災ボランティア活動対策〔福祉介護課・健康こども課〕

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

#### 1 関係機関の連携・協力

町は、県及び町社会福祉協議会等関係機関と平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

#### 2 防災ボランティアの育成

町及び町教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、NPO・ボランティア等に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

#### 3 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、町、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

#### 4 防災訓練等への参加

町は、町教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、町、町社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するNPO・ボランティア等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。

#### 5 ボランティア団体間のネットワークの構築の推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、町及び町教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

## 6 防災ボランティア活動の環境整備

県、町等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、町社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第14節 文教対策〔学務課・社会教育課〕

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

### 1 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画（学校安全計画等）を策定しその周知徹底を図る。

### 2 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳（小・中学校）での安全に関する学習、特別活動の学級（ホームルーム）活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階や考慮すべき特性等を考慮しながら適切に行う。

#### (1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

#### (2) 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

### (3) 教職員に対する防災研修

教職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等の安全管理・防災教育に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

## 3 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

- (1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、避難経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法等を示したマニュアルを作成しその周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。
- (2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

## 4 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

### (1) 通学路の安全確保

- ア 通学路については、警察署、消防機関等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。
- イ 平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
- ウ 異常気象及び災害発生時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- エ 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

### (2) 登下校等の安全指導

- ア 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

## 5 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

## 6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

## 7 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

## 8 文化財の災害予防

町内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び町教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

## 第15節 警備対策〔総務課〕

三戸警察署長は、災害時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

### 1 措置内容

三戸警察署長は、災害の発生に備えて、町及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

#### (1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定避難所、避難誘導経路及び指定避難場所の受入可能人数等を把握する。

#### (2) 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

#### (3) 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

#### (4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

#### (5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、医薬品及び食料品等の警備に必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

#### (6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

#### (7) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

## 第16節 交通施設対策〔建設課〕

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

## 1 道路・橋梁防災対策

道路管理者は、町道等の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれがある大きな橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。

## 2 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう考慮する。

# 第17節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

## 1 電力施設〔総務課〕

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

### (1) 電力設備の災害予防措置

#### ア 水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

#### イ 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を実施するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路についてはケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。

また、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関が連携を拡大する。

#### ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講じる。

#### エ 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

### (2) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

#### ア 観測、予報施設及び設備

#### イ 通信連絡施設及び設備



- ウ 水防、消防に関する施設及び設備
- エ その他災害復旧用施設及び設備
- (3) 災害対策用資機材等の確保及び整備
  - ア 資機材等の確保  
災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。
  - イ 資機材等の輸送  
資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。
  - ウ 資機材等の整備、点検  
資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。
  - エ 資機材等の仮置場  
町は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。
- (4) 電気工作物の巡視、点検、調査等  
電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- (5) 広報活動
  - ア 公衆感電事故防止 P R  
災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。
  - イ P Rの方法  
公衆感電事故防止 P Rについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し認識を深める。
  - ウ 停電関連  
病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。  
また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

## 2 ガス施設〔総務課〕

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

- (1) ガス施設の災害予防措置  
風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。
  - ア 定期点検  
ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。
  - イ 緊急操作設備の強化  
製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出・L P G 流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。  
中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。
  - ウ L P G 容器の転倒防止措置  
L P G 容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) 応急復旧体制の整備

- ア ガス漏えい通報に対する受付体制の整備
- イ 消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備
- ウ 応急復旧動員体制の整備
- エ 応急復旧用資機材の整備
- オ 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進
- カ 保安無線通信設備の整備・拡充

(3) 広報活動

- ア ガス栓の閉止等、風水害等が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知
- イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

### 3 上水道施設〔八戸圏域水道企業団〕

八戸圏域水道企業団は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設・資機材の充実強化

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の充実強化を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事事業者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

### 4 下水道施設〔建設課〕

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

(3) 非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

### 5 電気通信設備〔総務課〕

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために次の防災設計を実施する。

- ア 豪雨、洪水のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- イ 火災又は大雪に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火又は耐雪構造化を行う。
- ウ 倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関が連携を拡大する。

- エ 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(2) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築する。
- エ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- オ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
- カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要なと認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(4) 大規模災害時の通信確保対策

- ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- イ 常時、その通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ウ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう、利用者等に対して周知するよう努める。
- エ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラヒックコントロールを行い、重要通信を確保する。

## 6 放送施設〔総務課〕

放送事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。  
また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

(2) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

(3) 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

## 第18節 水害予防対策〔総務課・建設課〕

水害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、気象・水象・地象等の観測体制の整備、住民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備等を図るものとする。

### 1 河川の維持管理

治水施設の計画的整備を推進するとともにその適正な管理を図る。

なお、河川の現況及び整備計画については第3章第4節「防災事業」による。

- (1) 出水時に円滑な水防活動を実施するため日頃から河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講じる。
- (2) 河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

## 2 気象、水象等の観測体制の整備

災害時はもとより、常時河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるため、必要な箇所の雨量、水位、流量、風速を、県等の観測施設を利用して監視を行う。

## 3 情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。また、光ケーブルの構築により町独自のTV監視カメラの設置を行う。

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「(国)大規模水害に備えた減災対策協議会」、「(県)大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、町は、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

## 4 住民への情報伝達体制の整備

災害に関係する気象警報（特別警報を含む）・注意報及び気象情報等、避難指示等を迅速かつ的確に伝達するため、避難指示等発令基準の明確化、情報伝達体制を確立し、町防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。また、住民から町等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

加えて、住民の主体的な避難行動を促すため、避難指示等の発令基準に活用する各種情報については、警戒レベル相当情報として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。

## 5 水防資器機材の整備

第3章第2節「防災業務施設・設備等の整備」による。

## 6 水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び警報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

## 7 浸水想定区域等

- (1) 町は、国土交通大臣又は県知事による洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、指定避難所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。（洪水浸水想定区域ごとの表を掲載）
- (2) 町は、浸水想定区域に主として要配慮者が利用する施設があるときは、本計画においてこれらの名称及び所在地を記載し、また、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。（施設ごとの表を掲載）

- (3) 町は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等としての排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (5) 町は、住民自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分ずい水害リスクの開示に努める。
- (6) 町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (7) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。
- (8) 町は、その区域内に存する防災重点農業用ため池の緊急時における連絡体制や避難場所及び避難経路、その他災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載したため池ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努める。

(ア) 浸水想定区域

馬淵川における浸水想定区域は、南部町ハザードマップのとおりである。

(イ) 主として要配慮者が利用する施設

馬淵川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる主として要配慮者が利用する施設は次のとおりである。

要配慮者が利用する施設      資料編 3-18-1

(ウ) 馬淵川浸水想定区域における洪水予報の伝達方法

馬淵川浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法については、第4章第5節「避難」による。

(エ) 指定避難所及び指定緊急避難場所

馬淵川浸水想定区域において洪水による被害が発生するおそれがある場合又は内水浸水想定区域において雨水出水被害が発生するおそれがある場合は、当該区域における住民及び要配慮者が利用する施設の利用者を第3章第9節「避難対策」の場所に避難させる。

(オ) 住民に対する周知

町長は、上記で定められた浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設の名称、所在地、洪水予報等の伝達方法、指定避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

## 8 水防訓練

町は毎年、消防団、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

## 第19節 風害予防対策〔総務課・建設課・農林課〕

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、住民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備に係る災害予防対策の強化を図るものとする。

## 1 住民への情報伝達体制の整備

- (1) 町は、強風時においても災害に係る気象予報・警報等を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、町防災行政無線等の整備を図る。
- (2) 町は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接又は報道機関を通じて適切に住民に提供できる体制の強化に努める。

## 2 防災知識の普及

町等防災関係機関は、第3章第6節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

- (1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること
- (2) 農作物等の防風対策に関すること
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること
- (4) 竜巻注意情報に関すること

## 3 道路交通の安全確保

道路管理者及び三戸警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

## 4 建造物等災害予防

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性を確保する。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し建築基準法等の厳守を指導する。
- (3) 強風による落下物の防止対策を実施する。
- (4) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

# 第20節 土砂災害予防対策〔総務課・建設課・農林課・学務課・社会教育課〕

集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の収集、住民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図るものとする。

## 1 土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報紙等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等についての普及啓発を図る。

## 2 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。また、県は、その補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。なお、当該情報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当するものである。

町は、県から土砂災害警戒情報の発表の通知を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報誌等へ掲載するなど、地域住民等への周知に努める。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等（警戒レベルを含む）を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで発令できるよう、発令区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

町は、避難指示【警戒レベル４】の発令の際には、指定避難所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知するものとする。

| 種別                 | 基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル３】<br>高齢者等避難 | <ol style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報〔土砂災害〕）となった場合</li> <li>数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ol>                                                                                                                         |
| 【警戒レベル４】<br>避難指示   | <ol style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> <li>土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）となった場合</li> <li>警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> <li>土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> </ol> |
| 【警戒レベル５】<br>緊急安全確保 | <ol style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報〔土砂災害〕）が発表災害発生情報された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発令されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</li> <li>土砂災害が実際に発生していることを把握した場合</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                           |

### 3 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供

国は河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、町は、当該情報に基づいて適切に避難指示等の判断を行う。

### 4 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供システム等を整備し、またこれらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

町は、避難指示等の発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

### 5 住民への情報伝達体制等の整備

災害に係る気象予報・警報、土砂災害警戒情報、避難指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、町防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

### 6 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう地域県民局地域農林水産部、地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- (7) 上記のほか、又は災害を助長し、誘発する行為

### 7 避難体制の整備

危険箇所周辺の住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第3章第9節「避難対策」に準ずるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の住民の日常観察、覚知した場合の町への通報、町から県等防災関係機関への通報並びに土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

- (1) 土石流（山津波）危険溪流
  - ア 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき
  - イ 溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっているとき
  - ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めるとき（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある）
  - エ 降雨量が減少しているにもかかわらず溪流の水位が低下しないとき
  - オ 溪流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが起こり始めそうとき
- (2) 地すべり危険箇所



- ア 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき
- イ 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき
- (3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所
  - ア 斜面から急に水が湧き出したとき
  - イ 小石がパラパラ落ち始めたとき
- (4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地
  - ア 立木の倒れる音がするとき
  - イ 山腹に亀裂が生じたとき
  - ウ 山腹傾斜から、転石が落ち始めたとき
  - エ 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じり始めたとき

## 8 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記(1)、(2)、(3)の法指定諸制度との整合性の確保
- (5) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導の徹底
- (6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

## 9 土砂災害防止法による施策

土砂災害警戒区域における対策

- (1) 町は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに予報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に係る事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を市町村地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。
- (2) 町は、町地域防災計画において、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (3) 町長は、本計画に基づき、土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

## 10 土砂災害警戒区域等一覧 資料編 3－20－1

## 第 2 1 節 火災予防対策〔総務課・学務課・社会教育課〕

火災の発生を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図るものとする。

### 1 建築物の防火対策の推進

#### (1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、町は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

#### (2) 防火管理体制の確立

消防機関は、病院、宿泊施設等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防災性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

#### (3) 消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

#### (4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては指導を行い、重大なものについては、警告命令、告発等の措置を行い、違反処理を徹底する。また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施する。

### 2 防火思想の普及

#### (1) 一般家庭に対する指導

ア 消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ 消防機関は、火災予防運動及び建築物防災運動などの火災予防に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

#### (2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

#### (3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、女性消防クラブを育成指導する。

イ 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

### 3 消防体制の充実・強化

#### (1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制

の計画的、総合的な充実強化を図る。

## (2) 消防力の充実強化

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備・充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、避難所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、河川等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

## 4 異常気象下における火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、住民の火災に対する注意を喚起する。

### (1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

### (2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、住民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底する。

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと
- イ 煙火を消費しないこと
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること
- カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと
- キ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて指定した区域内において、喫煙しないこと。

## 5 文化財に対する火災予防対策

町教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言する。

## 第22節 複合災害対策

### 1 方針

地震・津波、風水害等、火山災害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

### 2 実施責任者

町、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

### 3 実施内容

- (1) 県、町及び防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。
- (2) 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

## 第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るためにすべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

### 第1節 気象予報・警報等の収集および伝達

防災活動に万全を期するため、風水害等の災害に関係ある気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

#### 1 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

#### 2 実施内容

- (1) 気象予報・警報等の収集及び伝達

##### ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報を積極的に収集し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

国（国土交通省、気象庁）及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

国（国土交通省、気象庁）及び県は、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

##### イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地

の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

青森県の警報・注意報発表区域図 資料編 4-1-1

(ア) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

資料編 4-1-2

(イ) 特別警報・警報・注意報の種類と概要及び発表基準

特別警報・警報・注意報の種類と概要及び具体的な発表基準は次のとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類と概要 資料編 4-1-3

南部町の警報・注意報発表基準 資料編 4-1-5

別表1 南部町の「大雨警報基準」 資料編 4-1-6

別表2 南部町の「洪水警報基準」 資料編 4-1-7

別表3 南部町の「大雨注意報基準」 資料編 4-1-8

別表4 南部町の「洪水注意報基準」 資料編 4-1-9

(ウ) 水防活動の利用に適合する注意報・警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりである。一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動用警報・注意報 資料編 4-1-4

(エ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要 資料編 4-1-10

(オ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(カ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報等に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

(キ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ク) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測

又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

「青森県の雨量による発表基準は、1 時間 90 ミリ以上の降水を観測又は解析したときである。」

(ケ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、三八上北など)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、三八上北など)で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。

(コ) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川については、青森河川国道事務所及び高瀬川河川事務所と青森地方气象台、堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川については、青森県と青森地方气象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル 2～5 に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

| 種 類   | 標 題    | 概 要                                                                                                                                                                                                  |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水警報  | 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。<br>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。                                                                      |
|       | 氾濫危険情報 | 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。<br>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。                                                               |
|       | 氾濫警戒情報 | 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。<br>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 |
| 洪水注意報 | 氾濫注意情報 | 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。                                                |

## ウ 気象予報・警報等の伝達

(ア) 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、消防庁、県警察本部、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社、青森海上保安部、青森河川国道事務所、日本放送協会青森放送局、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への伝達は特別警報及び警報に限る。

(イ) 県は、青森県防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町へ伝達する。県警察本部においても、関係市町村に伝達するよう努める。

(ウ) 東日本電信電話株式会社は、特別警報及び警報を各支店、関係市町村に伝達する。

(エ) 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、暴風（雪）警報が発表された場合等、気象情報を鑑み、必要に応じ、船舶、所有者及び代理店等の海事関係者に対し、航行警報、安全通報及び船艇、航空機の巡回等により、避難指示等の措置を講じる。

(オ) 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

(カ) 放送機関は、住民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

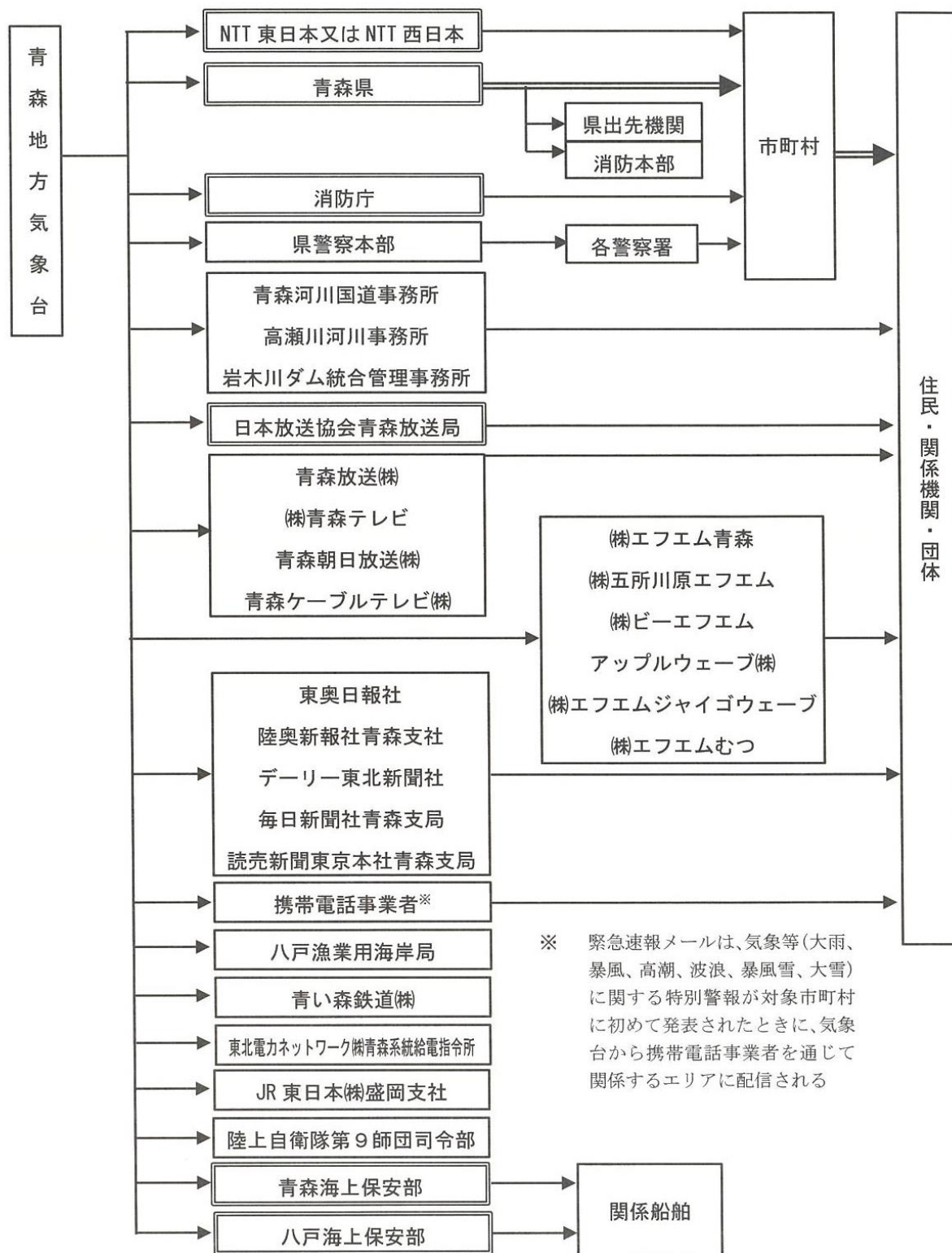
(キ) その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。

(ク) 町は、必要に応じ、直ちに住民及び関係する公私の団体に周知する。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民へ周知する。

(ケ) 県及び町は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、災害情報共有システム（アラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

気象予報・警報等・情報伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。



(2) 馬淵川中流の洪水予報の発表及び伝達

ア 洪水予報の発表

県土整備部河川砂防課と青森地方気象台は、次により青森県馬淵川水系馬淵川中流の洪水予報を共同発表するものとする。

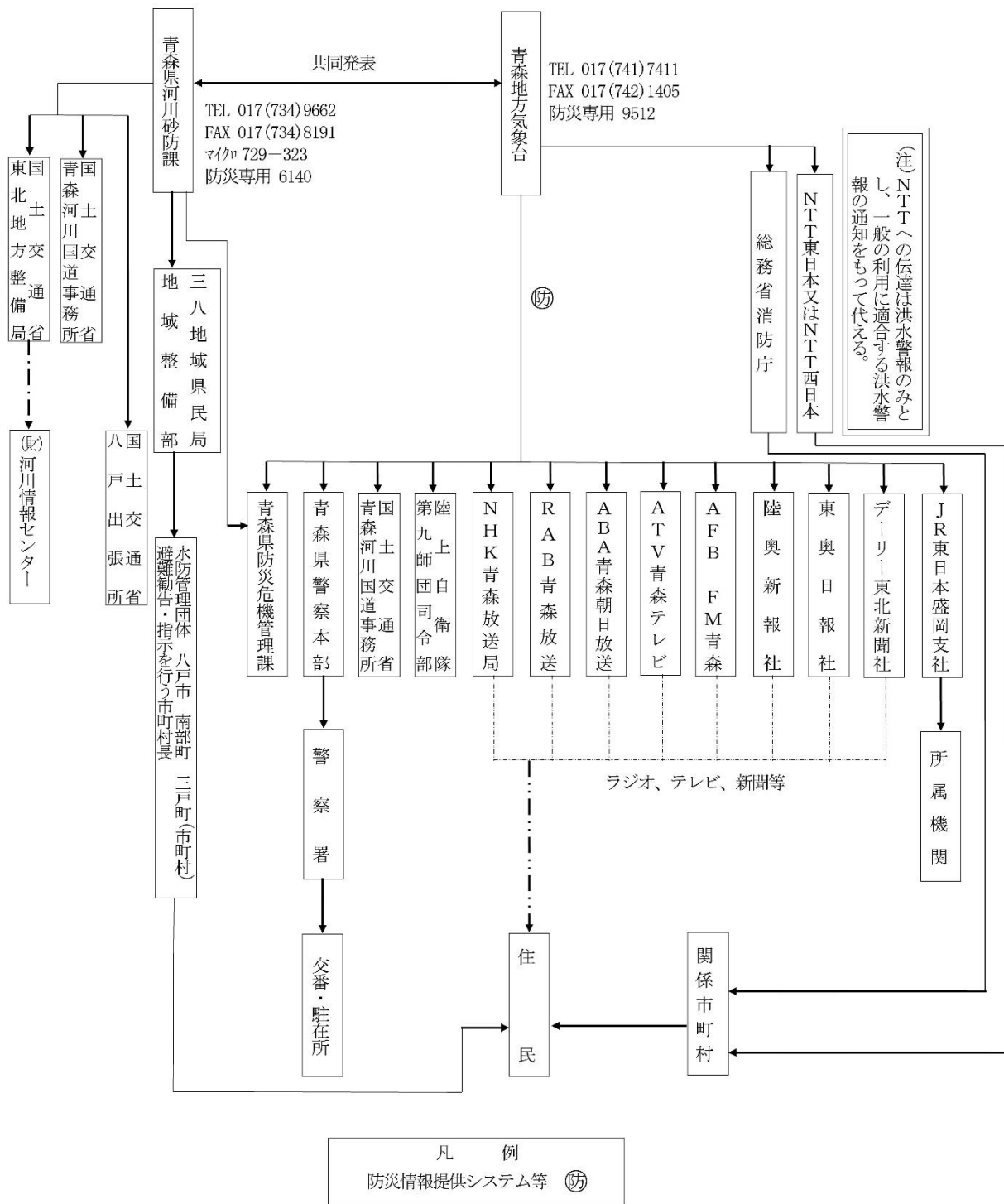
洪水予報の種類と発表基準 資料編 4-1-1 1

イ 洪水予報を行う河川及びその区域

| 管内 | 水系名 | 河川名       | 洪水予報<br>基準点 | 左 右 岸<br>の 別 | 区域                                                               |
|----|-----|-----------|-------------|--------------|------------------------------------------------------------------|
| 三八 | 馬淵川 | 馬淵川<br>中流 | 馬淵南部        | 左岸           | 三戸郡三戸町梅内字築田川原152番地1地先梅泉橋上流端から<br>三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平70番1地内の高瀬橋下流端まで  |
|    |     |           |             | 右岸           | 三戸郡三戸町大字泉山字久手52番地2地先梅泉橋上流端から<br>三戸郡南部町大字高瀬字上川原19番1地内の高瀬橋下流端まで    |
|    |     |           | 剣吉          | 左岸           | 三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平70番1地内の高瀬橋下流端から<br>八戸市大字上野字上明戸地内の法師岡橋下流端まで        |
|    |     |           |             | 右岸           | 三戸郡南部町大字高瀬字上川原19番1地内の高瀬橋下流端から<br>三戸郡南部町大字法師岡字田向104番地地内の法師岡橋下流端まで |
|    |     |           | 櫛引橋<br>上流   | 左岸           | 八戸市大字上野字上明戸地内の法師岡橋下流端から<br>八戸市大字櫛引字下河原2番地先の櫛引橋下流端まで              |
|    |     |           |             | 右岸           | 三戸郡南部町大字法師岡字田向104番地地内の法師岡橋下流端から<br>八戸市大字八幡字下陣屋46番地先の櫛引橋下流端まで     |

## ウ 馬淵川中流の洪水予報の伝達

洪水予報は次の系統図により伝達する。



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

### (3) 水位到達情報の周知及び伝達

#### ア 水位到達情報の周知

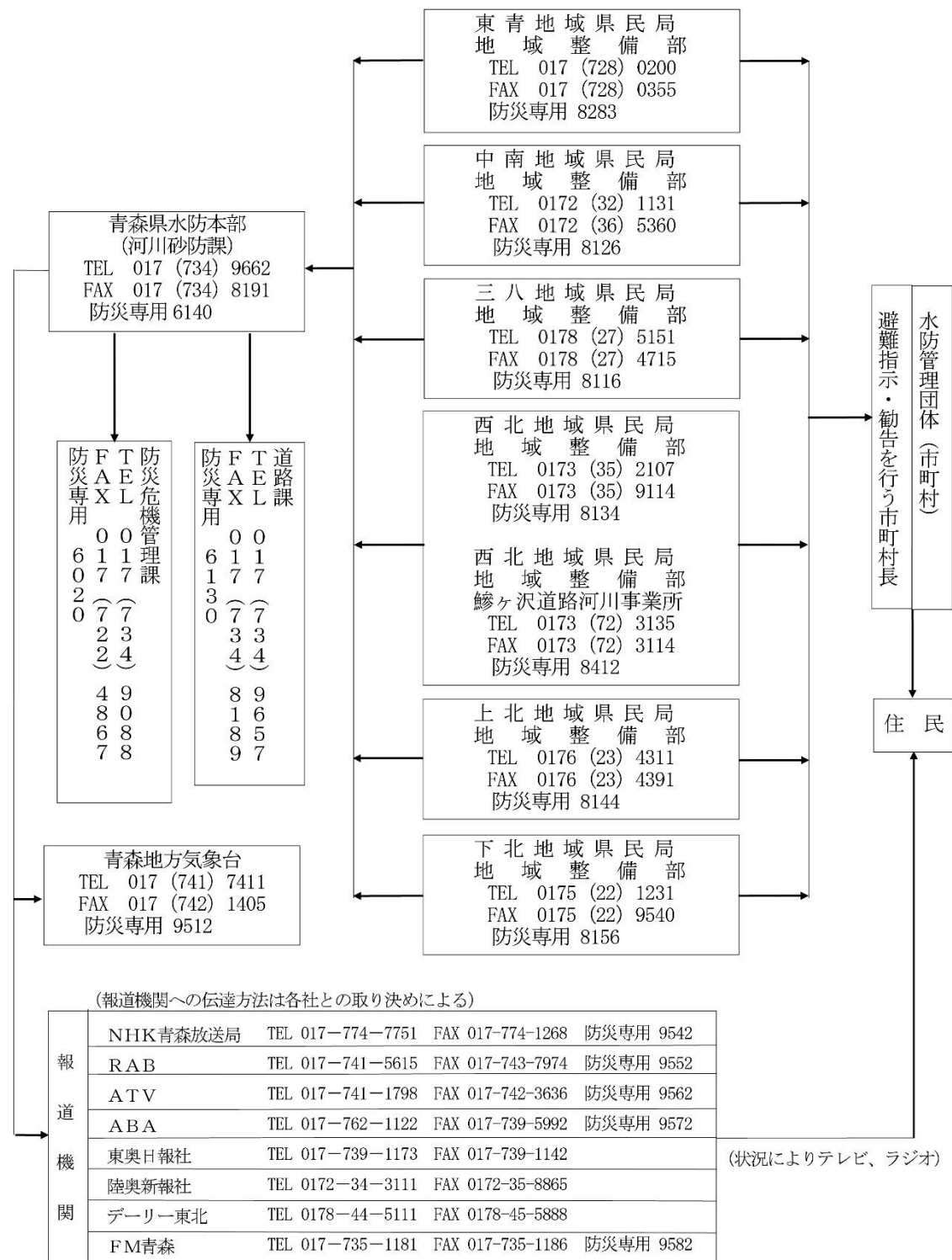
国土交通大臣又は知事は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位周知河川」として指定し、避難等の目安となる「氾濫危険水位」及び「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき、また避難判断水位を下回ったときは水防管理者（市町村）に通知するとともに報道機関の協力を得て住民に周知する。

町は、管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な被害を生じるおそれのある排水施設等を「水位周知下水道」として指定し、避難等の目安となる「内水氾濫危険水位」を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

#### イ 氾濫危険情報の伝達系統図

青森河川国道事務所より氾濫危険情報を受けた場合、及び県が指定した河川において水位到達情報（水防法に基づく氾濫危険情報を含む）を発表した場合は、次の伝達系統図により伝達する。

県指定水位周知河川における氾濫危険情報伝達系統図



※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

(4) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア 水防警報の発表及び水防指令の発令

(ア) 水防警報の発表（青森県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

a 水防警報の種類 資料編 4－1－1 2

b 水防警報を行う河川及びその区域 資料編 4－1－1 3

(イ) 水防指令の発令

水防本部長（知事）又は支部長（地域県民局地域整備部長）は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する。

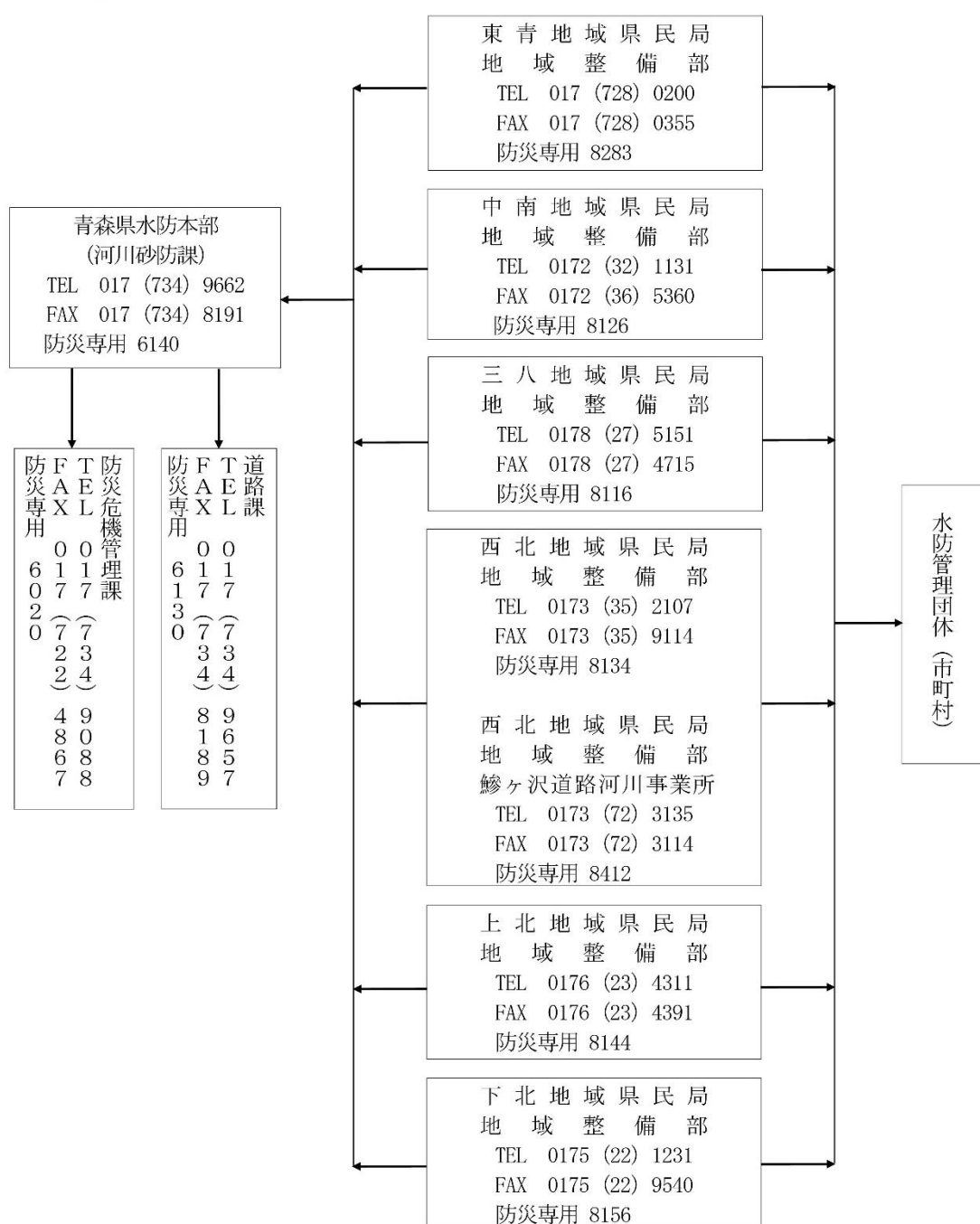
水防指令の発令 資料編 4－1－1 4

イ 水防警報及び水防指令の伝達

水防警報及び水防指令は、指定河川及び県管理河川ごとに次の系統図により伝達する。

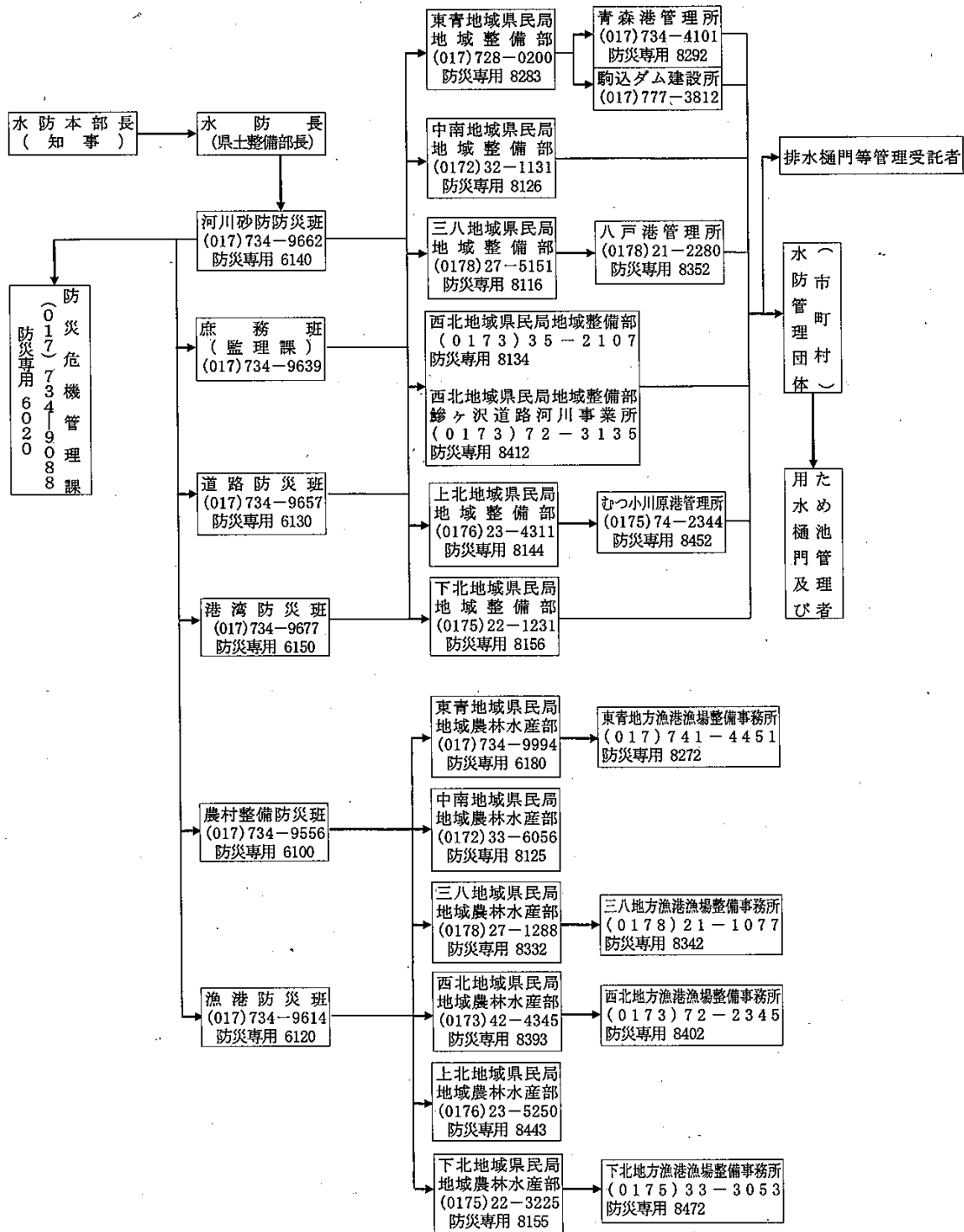
(7) 水防警報伝達系統図（青森県）

馬淵川水防警報伝達系統図防災危機管理課



※通報はFAXを基本とする。

(4) 水防指令伝達系統図防災危機管理課



※防災専用・・・防災情報ネットワーク専用電話

(電話のかけかたについては、p113 第8節-1  
青森県防災情報ネットワークを参照のこと)

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて町に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、住民への周知を図る。

ア 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。（※ただし、鶴田町及び板柳町は発表対象から除く。）

イ 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

ウ 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して監視基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震等発生後の暫定基準の設定について」及び「地震発生後の前提基準の見直しについて」に基づき、基準を取り扱うものとする。

(ア) 発表

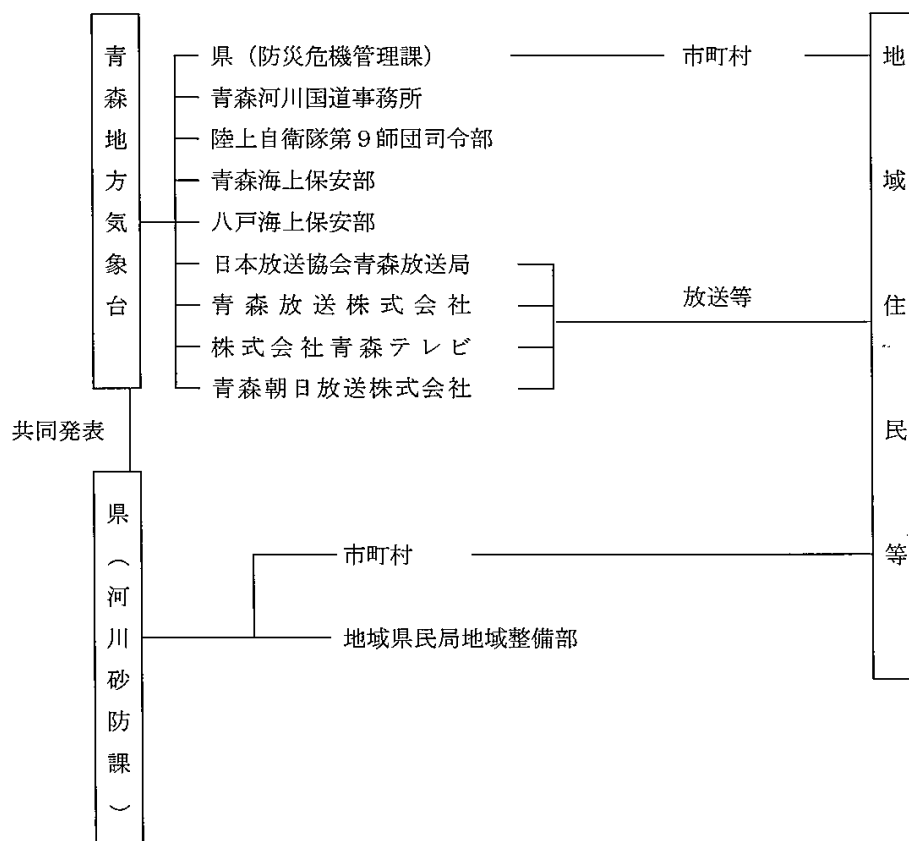
大雨警報（土砂災害）発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した警戒基準に達した場合

(イ) 解除

実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合



伝達系統図(防災危機管理課)



(6) 火災警報の発令及び伝達

ア 火災気象通報の通報、伝達

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに青森地方気象台が青森県知事に対して通報し、県を通じて町（消防機関）に伝達される。

通報基準は以下のとおりである。

青森地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

イ 火災警報の発令

町（消防機関）は、火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

(7) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

ア 災害が発生するおそれのある異常現象とは、次のものをいう。

(ア) 著しく異常な気象現象、例えば、竜巻等の激しい突風、なだれ、強い降雹等

(イ) 水象に関する事項

イ 通報及び措置

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市町村長又は警察官に通報する。

(イ) 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに市町村長に通報するとともに、それぞれ警察署に通報する。

(ウ) 町長の通報

通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

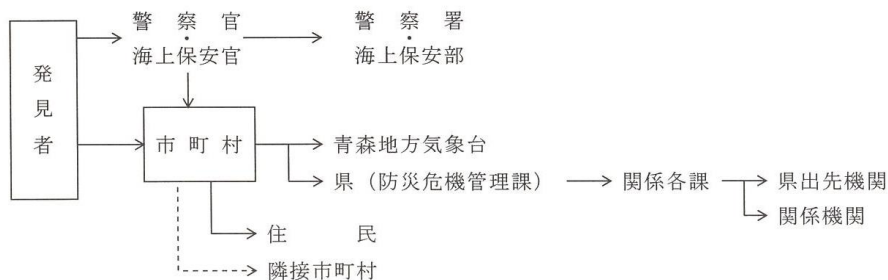
なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

- a 青森地方気象台
- b 県（防災危機管理課）
- (エ) 県の措置

通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。

各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通信系統図(防災危機管理課)



(8) 防災関係機関連絡先 資料編 4－1－15

(9) 庁内の伝達方法

ア 関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。

イ 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。

ウ 気象予報・警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

| 伝 達<br>責任者 | 伝達先等   |              |                         |                                                             | 伝 達 内 容                                                                     |
|------------|--------|--------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|            | 伝達先    | 電話番号         | 伝達方法                    |                                                             |                                                                             |
|            |        |              | 勤務時間内                   | 勤務時間外                                                       |                                                                             |
| 総務課長       | 庁舎関係各課 | 0178-76-2111 | 庁内放送<br>(使送)<br><br>電 話 | 関係課長へ電話<br>(警備員が受領<br>した場合は、警<br>備員が関係課長<br>へ電話)<br><br>電 話 | 津波情報を除くすべての注意<br>報、警報（なお勤務時間外は関<br>係課長へ）<br><br>すべての警報、強風、乾燥、大<br>雨、洪水の各注意報 |
|            | 三戸消防署  | 0179-22-1140 |                         |                                                             |                                                                             |
|            | 名川分署   | 0178-76-2416 |                         |                                                             |                                                                             |
|            | 福地分遣所  | 0178-84-2103 |                         |                                                             |                                                                             |
|            | 南部町消防団 |              |                         |                                                             |                                                                             |
| 教育長        | 学務課    | 0178-38-5968 | 電 話                     | 各受領責任者へ<br>電話                                               | 津波情報を除くすべての警報、強<br>風の各注意報<br><br>津波情報を除くすべての警報、<br>特に必要と認める注意報              |
|            | 社会教育課  | 0178-38-5969 | 電 話                     |                                                             |                                                                             |

オ 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

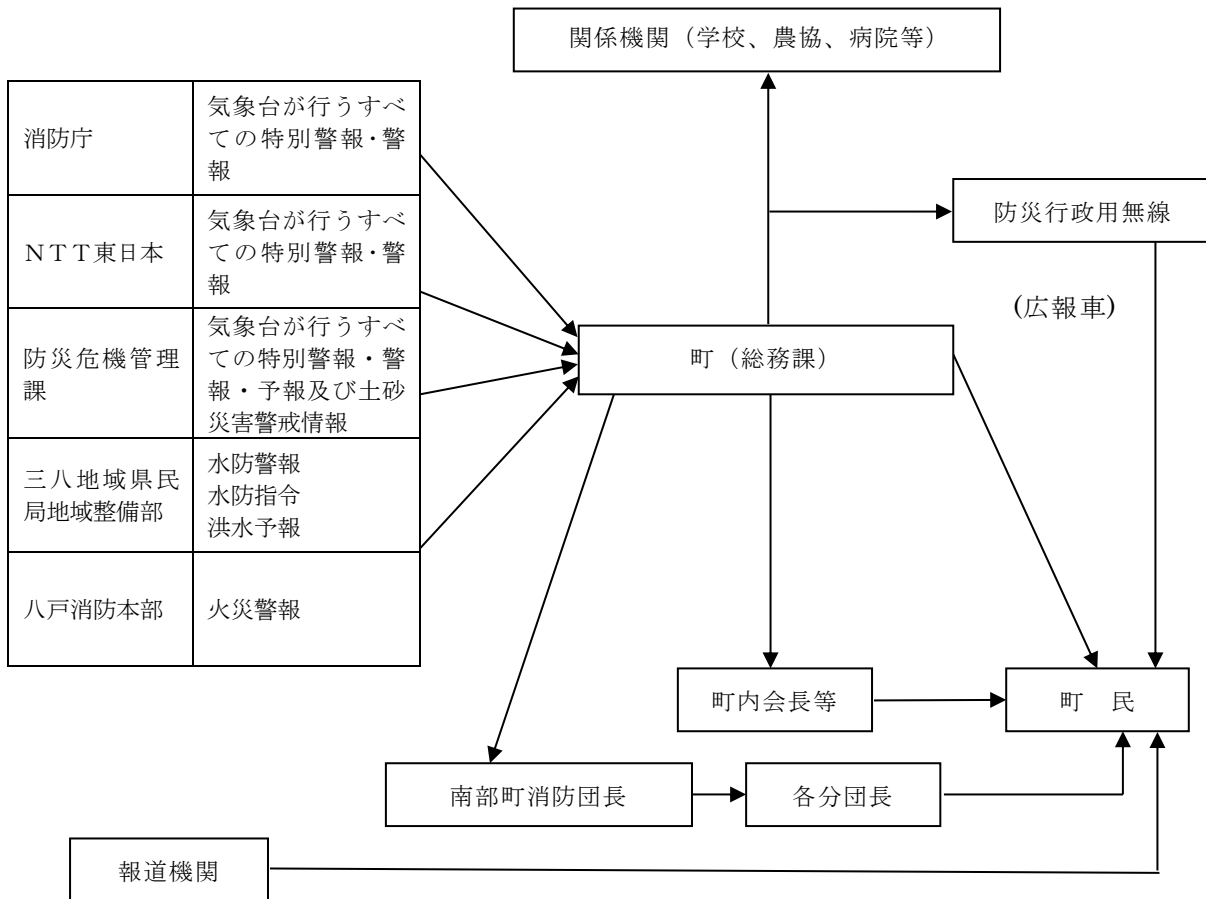
町長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難の

ための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

| 通報責任者 | 周知先 | 周知方法        | 通報内容              |
|-------|-----|-------------|-------------------|
| 総務課長  | 全町民 | 広報車、防災行政用無線 | 津波情報を除くすべての警報霜注意報 |

#### (10) 関係機関との伝達系統

気象予報・警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



## 第2節 情報収集及び被害等報告

風水害等の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

### 1 実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

### 2 情報の収集、伝達

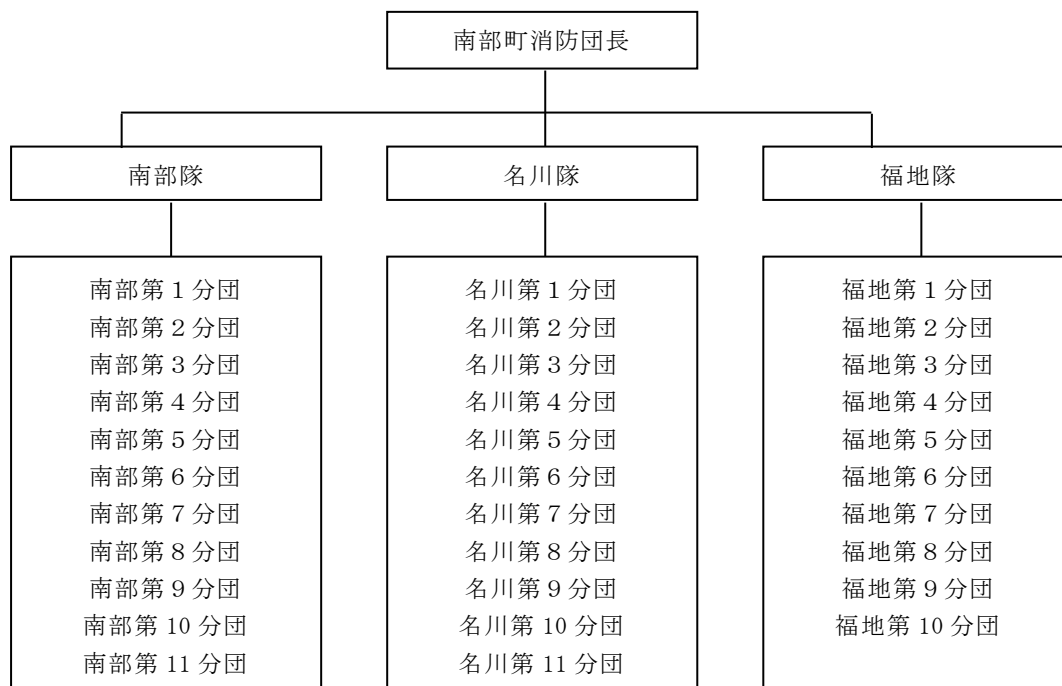
町長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

#### (1) 警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

## ア 災害情報の収集

町長は、警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって情報把握に当たらせるとともに、次の各地区ごとの情報調査連絡員から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

- (ア) 各地区情報調査連絡員（南部町行政員） 資料編 4－2－1
- (イ) 消防本部における情報収集先 資料編 4－2－2
- (ウ) 南部町消防団の情報収集先



## イ 災害情報の内容

- (ア) 災害が発生するおそれのある場所
- (イ) 今後とろうとする措置
- (ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

## ウ 町職員、消防署員（分署員・分遣所員）の職員の巡視

次の警報等が発表された場合は、総務課員、建設課員、農林課員、消防署員（分署員・分遣所員）は速やかに巡回車等により、安全を確保しつつ被害の発生するおそれのある箇所等を巡回する。

| 警報等名  | 危険箇所等                                                               | 担当課 | 備考                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------|
| 暴風雪警報 | 馬淵川沿い一帯、国道4・104号線沿い山際一帯<br>山腹崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地、<br>土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 | 建設課 | 巡回し、必要に応じて消防署等関係機関へ連絡をする |
| 暴風警報  |                                                                     |     |                          |
| 大雨警報  |                                                                     |     |                          |
| 大雪警報  |                                                                     |     |                          |
| 洪水警報  | 水防注意箇所、ため池                                                          | 農林課 |                          |

## エ 災害情報の報告

町長（総務課）は、収集した情報をとりまとめ、県（防災危機管理課）に報告する。

## (2) 災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある段階

### ア 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査にあたって正確を期するため、地区情報調査連絡員、その他関係者の協力を得て行う。

人的被害及び住家被害は災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

| 被害調査区分          | 調査担当責任者 | 協力団体名            |
|-----------------|---------|------------------|
| 一般被害及び応急対策状況の総括 | 総務課     | 各地区情報調査連絡員       |
| 住家等財産関係の被害      | 税務課長    | 各地区情報調査連絡員       |
| 農林水産業関係被害       | 農林課長    | 農業協同組合           |
| 商工業関係被害         | 商工観光課長  | 商工会              |
| 公共土木施設被害        | 建設課     | 各地区情報調査連絡員、土地改良区 |
| 社会福祉施設等被害       | 福祉介護課   | 社会福祉協議会          |

## イ 被害状況の報告等

(ア) 八戸消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

| 組織名          | 回線種別             | 電 話                          |                           | ファックス                        |                          |
|--------------|------------------|------------------------------|---------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 防災危機管理課      | N T T回線          | 017-734-9088<br>017-734-9097 |                           | 017-722-4867<br>017-734-8017 |                          |
|              | 防災情報ネットワーク       | 8-810-1-6020                 |                           | 文書データ伝送機能                    |                          |
| 消防庁<br>応急対策室 |                  | 平日(9:30-17:45)               | 左記以外<br>(宿直室)             | 平日(9:30-17:45)               | 左記以外<br>(宿直室)            |
|              | N T T回線          | 03-5253-7527                 | 03-5253-7777              | 03-5253-7537                 | 03-5253-7553             |
|              | 地域衛星通信<br>ネットワーク | (8-)048-500-<br>90-3422      | (8-)048-500-<br>-90-49102 | (8-)048-500-<br>90-49033     | (8-)048-500-<br>90-49036 |

(イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に青森県総合防災情報システム等により報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- c 避難の必要の有無又は避難の状況
- d 住民の動向
- e その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領第3直接即報基準』）

(1) 火災等即報

ア 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- (ア) 航空機火災
- (イ) トンネル内車両火災
- (ウ) 列車火災

イ 危険物等に係る事故

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (エ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
  - a 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
  - b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (オ) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う危険物等の漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (カ) 高速道路上において発生したタンクローリー火災

ウ 原子力災害等

- (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ 宿泊施設、病院において発生した火災

オ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- ア 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ バスの転落等による救急・救助事故
- ウ ハイジャック等による救急・救助事故
- エ 駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- オ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(3) 武力攻撃災害即報

- ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- イ 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(4) 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

被害調査報告分担区分 資料編 4-2-3

(5) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア 総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式 1～4 (資料編)により、災害状況を逐次県(防災危機管理課)に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

(ア) 被害の状況

(イ) 避難指示等又は警戒区域の設定状況

(ウ) 指定避難所の開設状況

(エ) 避難生活の状況

(オ) 救護所の設置及び活動状況

(カ) 傷病者の受入状況

(キ) 観光客等の状況

(ク) 応急給食・給水の状況

(ケ) その他

a 町外の医療機関への移送を要する負傷者の状況

b 町外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況

c その他

イ 被害報告区分 資料編 4-2-4

### 3 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。

総務課は、その確定状況を取りまとめて、県(防災危機管理課)に報告する。

### 4 報告の方法及び要領

(1) 方法

ア 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・ファクシミリ、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。

イ 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

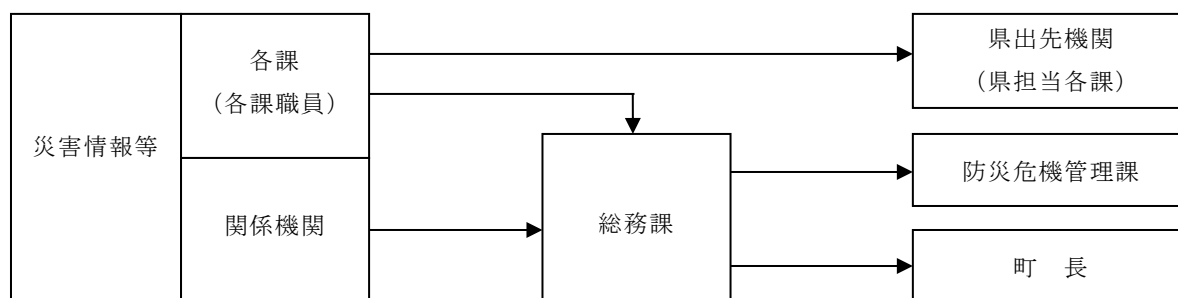
イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

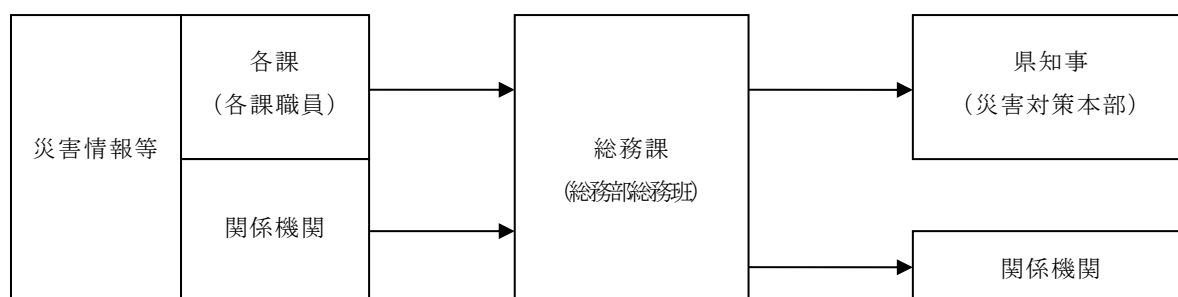
エ 県への報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。

## 5 情報の収集、報告の系統図

### (1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



### (2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



災害救助法の適用基準

資料編 4-2-5

災害救助法適用以外の災害救護の取扱要綱（青森県）

資料編 4-2-6

## 6 その他

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。

## 第3節 通信連絡

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

### 1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

### 2 通信連絡手段

町等は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。

(2) 保有する防災行政無線（戸別受信機を含む。）を基幹として、その他の手段の活用により、町内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。



- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

### 3 連絡方法

- (1) 町は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。  
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県(防災危機管理課)に報告しておく。

### 4 通信連絡

- (1) 青森県防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線により、県、市町村及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

- (2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

#### ア 災害時優先電話

(ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（総務課設置）を利用して通信連絡を行う。

(イ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

#### イ 非常・緊急電報

災害時において、通信設備が壊れ、又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の交換手扱い電話、電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

| 通信依頼先              | 依頼方法             | 指定電話                                                                                                                                                                                       | 担当責任者 | 手 続                                                                                                                                                     |
|--------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東日本電信電話(株)<br>青森支店 | 非常電報<br><br>緊急電報 | 南部町役場<br>0178-38-6528<br>南部町総合保健福祉センター<br>0178-84-2210<br>名川小学校 0178-76-2010<br>名川中学校 0178-76-2110<br>福地小学校 0178-84-3610<br>福地中学校 0178-84-2211<br>南部小学校 0179-34-3102<br>南部中学校 0179-34-3137 | 総務課長  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申し込み受付番号は115番。</li> <li>・ 「非常電報」または「緊急電報」である旨告げる。または発信紙空白に「非常」または「緊急」を朱書する。</li> <li>・ 必要理由、事情を告げる。</li> </ul> |

- (3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき又は利用することが著しく困難なときは、衛星携帯電話や町の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア 町有無線設備

次の町有無線設備は、南部町防災行政用無線管理運用要綱に基づいて運用する。

防災行政無線の種別、周波数及び空中線電力等 資料編 4-3-1

南部町防災行政用無線管理運用要綱 資料編 4-3-2

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信設備を利用し応援・協力を仰ぎ情報収集に最善を尽くすこととする。

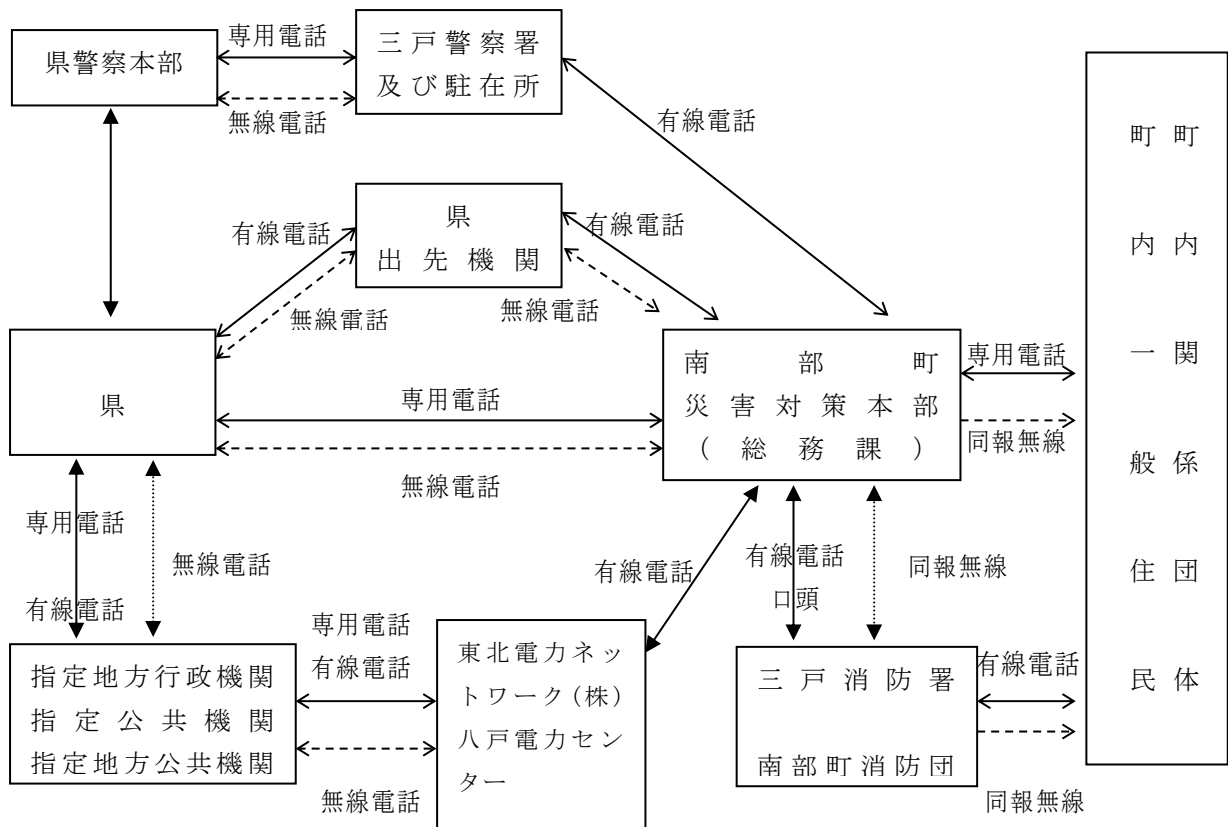
| 無線通信設備       | 通信依頼先                          | 通信依頼先所在地            | 連絡責任者（町） | 備考                                      |
|--------------|--------------------------------|---------------------|----------|-----------------------------------------|
| 消防救急無線       | 三戸消防署                          | 三戸町大字川守田字<br>関根25-5 | 総務課長     | 各署所の設備を含む                               |
| 警察無線         | 三戸警察署                          | 三戸町大字川守田字<br>関根4-3  | 総務課長     | 駐在所の設備を含む<br>（警察ルート）                    |
| 東北電力無線       | 東北電力ネットワーク（株）<br>八戸電力センター      | 八戸市大字堤町11-2         | 総務課長     | 電力ルート                                   |
| 国土交通省無線      | 国土交通省東北地方整備局<br>青森河川国道事務所八戸出張所 | 八戸市長苗代2-5-8         |          | 建設ルート                                   |
| 東日本電信電話（株）無線 | 東日本電信電話（株）青森支店<br>青森災害対策室      | 青森市橋本2-1-6          |          | 017-774-9550                            |
| タクシー無線       | 名川タクシー                         | 平字虚空蔵33-17          |          | 0178-76-2321<br>0178-60-7122            |
| 〃            | なんぶ中央タクシー                      | 福田家ノ下 1-1           |          | 0178-84-4544                            |
| アマチュア無線      | 南部アマチュア無線クラブ                   | 坩渡字平 22-8           |          | 0178-84-3941<br>コールサイン JN7SYY<br>佐々木 豊満 |
|              | 日赤青森県支部アマチュア無線奉仕団八戸分団          | 八戸市松ヶ丘 14-6         |          | 0178-28-6615<br>コールサイン JH7AKT<br>菊池 眞二  |

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

| 専用通信設備  | 通信依頼先                 | 通信依頼先所在地        | 連絡責任者（町） | 備考        |
|---------|-----------------------|-----------------|----------|-----------|
| 警察電話    | 三戸警察署                 | 三戸町大字川守田字関根4-3  | 総務課長     | 駐在所の設備を含む |
| 消防電話    | 三戸消防署                 | 三戸町大字川守田字関根25-5 | 総務課長     |           |
| 電気事業者電話 | 東北電力ネットワーク（株）八戸電力センター | 八戸市大字堤町11-2     | 総務課長     |           |

## 5 災害通信利用系統図



※ 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

## 第4節 災害広報・情報提供

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、外国人住民、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施するものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

### 2 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

| 区分       | 責任者  | 連絡方法                          |
|----------|------|-------------------------------|
| 住民担当     | 総務課長 | 広報車、防災行政無線（同報無線）、有線放送、インターネット |
| 報道機関担当   | 総務課長 | 口頭、文書                         |
| 防災関係機関担当 | 総務課長 | 有線電話、無線電話                     |
| 庁内担当     | 総務課長 | 庁内放送、庁内電話                     |

### 3 災害広報の要領

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。また、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (2) 町の実施する広報は、総務部総務班長（総務課長）に連絡する。
- (3) 総務部総務班は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
  - ア 災害対策本部の設置に関する事項
  - イ 災害の概況
  - ウ 町及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
  - エ 避難指示等の発令状況
  - オ 電気、ガス、水道等供給の状況
  - カ 防疫に関する事項
  - キ 火災状況
  - ク 指定避難所、医療救護所の開設状況
  - ケ 給食、給水の実施状況
  - コ 道路、河川等の公共施設の被害状況
  - サ 道路交通等に関する事項
  - シ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
  - ス 一般的な住民生活に関する情報
  - セ 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
  - ソ その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。
  - ア 報道機関への発表資料は広報総括班長が取りまとめる。
  - イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。
- (6) 住民への広報  
住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速、的確かつわかりやすく行う。
  - ア 防災行政無線（同報無線）、有線放送等の設備による広報
  - イ 広報車による広報
  - ウ 報道機関による広報
  - エ 広報紙の掲示、配布
  - オ 指定避難所への職員の派遣
  - カ その他インターネットのホームページ・ツイッターや防災メール、アマチュア無線の活用等
- (7) 外国人住民・訪日外国人に対して防災・気象情報が確実に伝達できるよう、国・県と連携し、多言語化等の環境の整備を図るものとする。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。

### 4 住民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、対策部対策班（住民生活課長）は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 町長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。

また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171番）の活用を住民に周知するよう努める。

- (4) 被災地方公共団体は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 5 避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（指定避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報紙、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

## 第5節 自衛隊災害派遣要請

風水害等の災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

### 1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、町長が行う。

### 2 災害派遣の要件等

#### (1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

#### (2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の搜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開、障害物の除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救援物資の無償貸付、譲与
- サ 危険物の保安又は除去
- シ その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

### 3 災害派遣の要請手続

#### (1) 要請連絡先

町長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア 災害全般 知事
- イ 海上災害 第二管区海上保安本部長

ウ 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（陸上自衛隊八戸駐屯地）の長等に通報する。また、町長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

災害派遣要請先

|     |                 |              |
|-----|-----------------|--------------|
| 青森市 | 陸上自衛隊第9師団長      | 017-781-0161 |
| むつ市 | 海上自衛隊大湊地方總監     | 0175-24-1111 |
| 三沢市 | 航空自衛隊北部航空方面隊司令官 | 0176-53-4121 |
| 弘前市 | 陸上自衛隊弘前駐屯地司令    | 0172-87-2111 |
| 八戸市 | 陸上自衛隊八戸駐屯地司令    | 0178-28-3111 |
|     | 海上自衛隊第2航空群司令    | 0178-28-3011 |

(2) 町長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

ア 町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ 町長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待つ時間的猶予がないときは、自主的に部隊等を派遣する。

#### 4 派遣部隊の受入体制の整備

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

ア ヘリコプター離着陸場所 資料編 4-5-1

イ 車両駐車場所 資料編 4-5-2

- (6) その他必要な事項

#### 5 派遣部隊の撤収

町長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

#### 6 経費の負担

町長が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする

- 燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
  - (4) 県が管理する有料道路の通行料

## 7 その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、町長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

活動拠点候補地 資料編 4－5－3

## 第6節 広域応援

風水害等の災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

### 1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、町長が行う。

### 2 応援の要請等

- (1) 町長は、町内において大規模災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。
  - ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、応援を県に要請する。協定の運用については、「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」による。
  - イ 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等へ応援を要請する。
  - ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 町長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- (3) 町長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努めるほか、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。また応援職員の執務スペースの確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 町長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。また、応援職員の執務スペースの確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

協定の締結状況 資料編 4－6－1

### 3 防災関係機関等との応援協力

町長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、平時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

協定の締結状況 資料編 4-6-2

## 第7節 航空機運用

大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、必要な情報提供を行う。

### 1 実施責任者

県防災ヘリコプター等の運航要請は、町長及び消防長が行う。

県災害対策本部（対策班航空機運用調整チーム）は、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

### 2 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活かし、災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

#### (1) ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

##### ア 情報収集活動

(ア) 被害状況の把握と伝達

(イ) 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供

##### イ 捜索・救助・救出活動

##### ウ 搬送活動

(ア) 救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）

(イ) 救援隊・医師等の人員搬送

(ウ) 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）

(エ) 応急復旧用資機材等の搬送

(オ) 孤立地域からの被災者の搬送

##### エ 広報活動

(ア) 避難指示等の広報（避難誘導を含む。）

(イ) 民心安定のための広報

##### オ その他の活動

(ア) 林野火災等の空中消火

(イ) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

#### (2) 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

##### ア 情報収集活動

被害状況の把握と伝達



#### イ 搬送活動

(ア) 救急患者の県外医療機関への搬送

(イ) 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送

#### (3) 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

ア ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保

イ ヘリコプターの安全な活動のための情報提供

ウ ヘリコプターの離着陸に係る調整支援（搭乗人員の確認、掌握、誘導）

エ ヘリポート運営支援（立入制限、散水、人員等の統制、給油等）

オ その他必要な活動（管理施設の提供等）

### 3 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

(1) 大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空港事務所、陸上自衛隊東北方面隊及び航空自衛隊北部航空方面隊等との連携により安全運航体制を確保する。

(2) 災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、救出救助活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。

(3) 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。

※ 「航空支援員」とは、県防災航空隊員勤務経験者で、県内各消防機関から提出される航空支援員候補者名簿に登録された者をいう。

### 4 防災ヘリコプターの運航

#### (1) 運航要請の要件

ア 「公共性」 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること

イ 「緊急性」 差し迫った必要性があること

ウ 「非代替性」 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

#### (2) 活動内容

ア 災害応急対策活動

被害状況の偵察、情報収集等

救援物資、人員等の搬送

災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等

イ 火災防衛活動

林野火災における空中消火

偵察、情報収集

消防隊員、資機材等の搬送等

ウ 救助活動

中高層建築物等の火災における救助等

山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助

高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等

エ 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送等

(3) 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

ア 転院搬送

| NO. | 項目            | 内容                           |
|-----|---------------|------------------------------|
| 1   | 発生場所          | 病院名                          |
| 2   | 緊急性の有無        | 傷病の状況                        |
| 3   | 傷病者情報         | 傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病度、バイタル |
| 4   | 処置情報・必要資器材    | 酸素、モニター等の機内持ち込みの有無           |
| 5   | 同乗者           | 医師、看護師、家族、同行者等               |
| 6   | 搬送先医療機関       | 調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整       |
| 7   | 飛行場外着陸場       | 搭乗に使用する飛行場外離着陸場              |
| 8   | 地上安全管理        | 飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）        |
| 9   | 気象状況          | 天候、目視距離（視程）、風速               |
| 10  | 依頼責任者氏名・連絡手段  | 市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先    |
| 11  | 搬送先責任者氏名・連絡手段 | 搬送先がわかる場合は先方の担当者             |
| 12  | 無線コールサイン      | 呼び出し名（相互の呼び出しを通報）            |

イ 救助事案

| NO. | 項目            | 内容                        |
|-----|---------------|---------------------------|
| 1   | 発生場所          | 住所・目標（UTM、緯度経度）           |
| 2   | 緊急性の有無        | 孤立のみ・負傷・傷病の有無             |
| 3   | 孤立者情報         | 孤立者の人数、傷病者の人数             |
| 4   | 搬送先           | 孤立地域から輸送する場所              |
| 5   | 飛行場外着陸場       | 降機する飛行場外離着陸場              |
| 6   | 地上安全管理        | 飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）     |
| 7   | 気象状況          | 天候、目視距離（視程）、風速            |
| 8   | 依頼責任者氏名・連絡手段  | 市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先 |
| 9   | 搬送先責任者氏名・連絡手段 | 搬送先がわかる場合は先方の担当者          |
| 10  | 無線コールサイン      | 呼び出し名（相互の呼び出しを通報）         |

ウ 火災事案

| NO. | 項目      | 内容                 |
|-----|---------|--------------------|
| 1   | 発生場所    | 住所・目標（UTM、緯度経度）    |
| 2   | 概要及び    | 火災の状況についての情報       |
| 3   | 給水のポイント | 他給水・自給水（場所： ）      |
| 4   | 飛行場外着陸場 | 給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場 |

|   |                         |                       |
|---|-------------------------|-----------------------|
| 5 | 地上安全管理                  | 飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等） |
| 6 | 地上隊の状況                  | 地上隊の活動状況・規模等          |
| 7 | 気象状況                    | 天候、目視距離（視程）、風速        |
| 8 | 現場指揮者（依頼責任者）との連絡手段及び連絡先 | ヘリとの連絡担当者<br>連絡手段・連絡先 |
| 9 | 無線コールサイン                | 呼び出し名（相互の呼び出しを通報）     |

#### (4) 受入態勢

町長又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
- イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- ウ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

## 第8節 避難

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から住民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

### 1 実施責任者

#### (1) 避難指示等

避難のための立退きの指示並びに指定避難所の開設及び避難者の受入は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を町長以外の者が実施する。

| 実施責任者                      | 内容（要件）                                                    | 根拠法                        |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------|
| 町長                         | 災害全般                                                      | 災害対策基本法第60条                |
| 警察官                        | 災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき） | 災害対策基本法第61条<br>警察官職務執行法第4条 |
| 知事                         | 災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）           | 災害対策基本法第60条                |
| 自衛官                        | 〃（警察官がその場にいない場合に限る）                                       | 自衛隊法第94条                   |
| 知事又はその命を受けた職員<br>水防管理者（町長） | 洪水による氾濫からの避難の指示                                           | 水防法第29条                    |
| 知事又はその命を受けた職員              | 地すべりからの避難の指示                                              | 地すべり等防止法第25条               |

## (2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

## (3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

| 実施責任者                | 内容（要件）                                                               | 根拠法               |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 町長                   | 災害全般<br>災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき | 災害対策基本法第63条       |
| 警察官                  | 災害全般<br>同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき      | 災害対策基本法第63条       |
| 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官    | 災害全般<br>同上の場合においても、町長等、警察官がその場にいないとき                                 | 災害対策基本法第63条       |
| 消防吏員又は消防団員           | 水災を除く災害全般<br>災害の現場において、活動確保をする必要があるとき                                | 消防法第28条<br>" 第36条 |
| 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 | 洪水<br>水防上緊急の必要がある場合                                                  | 水防法第21条           |

## 2 避難指示等の基準

避難指示等の判断基準      資料編    4－8－1

## 3 避難指示等の伝達

住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行う当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難指示等判断基準等を明確化しておく。

また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、自宅等で身の安全を確保することができる場合は「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への非難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うといった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難指示等を行うほか、一般住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

洪水及び土砂災害について、町は避難指示等の対象地域及び判断時期、指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難指示等の伝達は、最も迅速的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水による避難指示等は、次の信号による。

| 警鐘信号 | サイレン信号     |           |            |
|------|------------|-----------|------------|
| 乱打   | 約1分<br>○—— | 約5秒<br>休止 | 約1分<br>○—— |

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ウ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。

(エ) 広報車により伝達する。

(オ) 情報連絡員（等）による戸別訪問、マイク等により伝達する。

(カ) 電話により伝達する。

(キ) Lアラート（災害情報共有システム）

(ク) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）

イ 町長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 警戒レベルと求める行動

(イ) 避難が必要である状況、避難指示等の理由

(ウ) 危険区域

(エ) 避難対象者

(オ) 避難路

(カ) 指定避難所

(キ) 移動方法

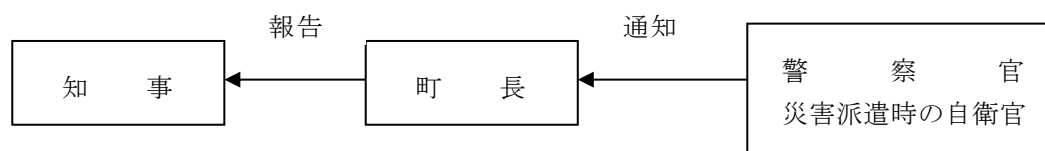
(ク) 避難時の留意事項

（参考）情報連絡員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気の始末を完全にすること。
- ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む）等）
- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 町長が避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、避難指示等を解除した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

a 避難指示等を発令した場合

- 災害等の規模及び状況
- 避難の指示をした日時
- 避難指示等の対象地域

- 対象世帯数及び対象人数
- 指定避難所開設予定箇所数
- b 避難指示等を解除した場合
- 避難指示等を解除した日時

- (イ) 警察官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。
- (ウ) 水防管理者が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を三戸警察署長に通知する。
- (エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を三戸警察署長に通知する。

イ 避難指示等を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を町長に通知する。

### (3) 避難指示等の伝達・内容

町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

## 4 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

### (1) 原則的な避難形態

ア 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は町内会などの単位とする。

イ 避難指示等を発令する時間的猶予がない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。

### (2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

## 5 指定緊急避難場所の開放

町長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。

## 6 指定避難所の開設

町長は、避難指示等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定の指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の受入に当たっては、受入対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間等を考慮して受入を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

なお、感染症発生を考慮し、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。

要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

### (1) 事前措置

ア 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ町区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ 指定避難所に配置する職員数は、指定避難所1か所当たり最低2人とし、避難状況により増員する。

ウ 指定避難所に配置する職員について、町民部・教育部・対策部（住民生活課・税務課・学務課・社会教育課）の職員のみで不足する場合には、他課にも応援職員を要請する。

### (2) 指定避難所の開設手続

ア 町長は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、町民部避難所班長（住民生活課長）に開設命令を発する。避難所班長（住民生活課長）は、町長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して指定避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。指定避難所の事前指定等については、第3章第10節避難対策による。

イ 町長（総務課）は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。

また、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

#### (ア) 開設した場合

- ・ 指定避難所を開設した日時
- ・ 場所（避難所名を含む。）及び箇所数
- ・ 避難人数
- ・ 開設期間の見込み

- (イ) 閉鎖した場合
  - ・指定避難所を閉鎖した日時
  - ・最大避難人数及びそれを記録した日時
- (3) 指定避難所に受け入れる者  
指定避難所に受け入れる対象者は次のとおりである。
  - ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
  - イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
  - ウ 避難指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者
- (4) 指定避難所開設期間  
指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。
- (5) 指定避難所における職員の任務
  - ア 一般的事項
    - (ア) 指定避難所開設の掲示
    - (イ) 避難者の受付及び整理
    - (ウ) 日誌の記入
    - (エ) 食料、物資等の受払及び記録
    - (オ) 避難者名簿の作成
  - イ 本部への報告事項
    - (ア) 指定避難所の開設（閉鎖）報告
    - (イ) 指定避難所状況報告
    - (ウ) その他必要事項
  - ウ 指定避難所の運営管理
    - (ア) 費用  
指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
    - (イ) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定
      - a 指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の運営管理と避難者の保護に当たらせる。
      - b 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める
      - c 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。  
また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
      - d 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。  
特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。
      - e 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
      - f 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、



保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。

特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

g 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

h 指定避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。

i 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。

J 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。

K 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について避難者の協力を得るよう努める。

また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、医療機関や三戸地方保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

## 7 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

## 8 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

イ 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等なるべくわかりやすく周知する。

## 9 孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、市町村防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

## 10 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

### 11 広域避難者対策

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (4) 町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。
- (5) 町は、所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

### 12 訪日外国人旅行者対策

町は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、避難所等の場所及び避難路、避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

### 13 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を県に要請する。
- (2) 町は、自ら指定避難所の開設・運営が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき指定避難所の開設・運営について応援を県に要請する。
- (3) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村と協議し、他都道府県の市町村への受入依頼については県に対して当該都道府県との協議を求める。
- (4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (5) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、町は、要配慮者の受け入れについて、県に対して要請する。

### 14 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第9節 消防

風水害等の災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

### 1 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、消防長が行う。

### 2 出火防止・初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止及び初期消火を行い、また、各防災関係機関は、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

### 3 消火活動

消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災においては、消防隊の絶対数の不足や消防車等の通行障害の発生等が想定されるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

### 4 救急・救助活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、八戸市医師会、日本赤十字社青森県支部福地分区、名川分区、南部分区、三戸警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

### 5 南部町消防計画

災害時における八戸消防本部、消防署（分署・分遣所）及び消防団の部隊編成並びに緊急消防援助隊登録部隊の充実強化については、町消防計画等による。

### 6 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定、個別の消防相互応援協定及び市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

## 第10節 水防

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

### 1 実施責任者

災害時における水防活動は、町長（水防管理者）が行う。

### 2 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、町長（水防管理者）は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなどの迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、又はその区域からの退去等を指示する。

### 3 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

### 4 応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

### 5 水防活動従事者の安全確保

上記 2～4 の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

### 6 水防計画の策定

水防計画の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

### 7 警戒水位の周知

- (1) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（以下、「洪水予報河川等」という。）について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。
- (2) 県は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。
- (3) 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

### 8 その他

その他具体的対策等については、町水防計画による。

### 9 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、災害時における青森県消防相互応援協定、個別の消防相互応援協定及び市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

## 第 1 1 節 救出

風水害等による災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、又は搜索し、被災者の保護を図るものとする。また、大規模・特殊災害に対応するため、平時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

## 1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

(1) 町長及び消防長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）

災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、三戸警察署その他の関係機関と連絡を密にしながら救出又は捜索を実施する。

## 2 救出方法

(1) 陸上における救出

ア 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。

イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

ウ 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ町長等が指示する。

エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、町内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

オ 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。

カ 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。

キ 消防機関は、健康対策班（福祉介護課・健康こども課）・医療救護班（医療センター）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。

ク 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

## 3 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

(2) 災害のため生死不明の状態にある者

## 4 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）に完了する。

ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

## 5 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

救出を要する者を発見した場合の通報先 資料編 4-11-1

## 6 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

## 7 応援協力関係

町長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所（現地調整所）を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも

密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

## 8 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

## 第12節 食料供給

風水害等の災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 町長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

### 2 炊き出しその他による食品供給の方法

#### (1) 炊き出し担当

- ア 炊き出し担当は健康福祉部福祉班（福祉介護課・健康こども課）とする。
- イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

#### (2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

- ア 指定避難所に避難している者
- イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者
  - (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まるなどにより炊事のできない者を対象とする。
  - (イ) 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
- ウ 被害を受け一時縁故先に避難する者
  - (ア) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。
  - (イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
- エ 旅行者、一般家庭の来訪者、列車、船舶の乗客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者。なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講じる場合は対象としない。
- オ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

#### (3) 供給品目

- ア 主食
  - (ア) 米穀
  - (イ) 弁当等
  - (ウ) パン、うどん、インスタント食品等
- イ 副食物  
費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、

1人1日当たり）

- ・エネルギー 1,800～2,200kcal
- ・たんぱく質 55g以上
- ・ビタミンB1 0.9mg以上
- ・ビタミンB2 1.0mg以上
- ・ビタミンC 80mg以上

(5) 必要栄養量の確保

実際の提供では、対象者の性別、年齢、身体状況、身体活動量、健康状態、体質（アレルギー）等を考慮し、供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出し実施場所 資料編 4-12-1

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しの協力団体 資料編 4-12-2

### 3 食品の調達

(1) 調達担当

調達担当は、健康福祉部福祉班（福祉介護課・健康こども課）とする。

(2) 食料の確保

ア 町長は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。

特に乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ 流通備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 米穀の調達

ア 応急用食糧

町長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

イ 災害救助用米穀

町長は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡する。

(4) その他の食品及び調味料の調達

町長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

町長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

イ 副食、調味料の調達

町長は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者又は販売業者から

求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。要請により、県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて、国や協定締結事業者等に要請して調達し、町に供給する。

ウ 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。

- |                      |     |        |
|----------------------|-----|--------|
| (ア) 弁当、パン、うどん麺類等製造所等 | 資料編 | 4-12-3 |
| (イ) インスタント食品調達先      | 資料編 | 4-12-4 |
| (ウ) 調達、供給食料の集積場所     | 資料編 | 4-12-5 |

#### 4 炊き出し及びその他の食品の配分

##### (1) 配分担当等

ア 食料品の配分担当は健康福祉部福祉班（福祉介護課・健康こども課）とする。

イ 物資班の構成は次のとおりとする。

物資班の構成 資料編 4-12-6

##### (2) 配分要領

町長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進員会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として支給することは避ける。

エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員等を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

#### 5 応援協力関係

町長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

#### 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

### 第13節 給水

風水害等の災害により、水道井戸等が破損又は汚染され、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

#### 1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、八戸圏域水道企業団企業長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。



## 2 飲料水の供給方法等

### (1) 給水担当

給水担当は八戸圏域水道企業団とする。

### (2) 給水対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断滅水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

### (3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

### (4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、給水施設を設けて給水所とする。

イ 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、給水設備を設けて給水所とする。

ウ 消火栓を使用できるところでは、これを給水所とする。

エ 緊急貯水槽、応急給水弁を給水所とする。

オ 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

カ 井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

## 3 給水資機材の調達等

(1) 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

(2) 八戸圏域水道企業団所有の給水資機材 資料編 4-13-1

## 4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

### (1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

### (2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

ア 有害物等の混入防止

イ 水道施設の重要度に応じた応急復旧工事の実施及び保守点検

ウ 医療機関及び避難所等への早期給水確保を考慮した応急措置の実施

## 5 応援協力関係

(1) 町長及び八戸圏域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の確保について、青森県等との水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

- (3) 八戸圏域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部災害相互応援に関する協定に基づき、日本水道協会青森県支部長（青森市長）へ応援を要請する。

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第14節 応急住宅供給

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自らの資力により住宅を確保することができない者及び被害住家の応急修理をすることができない者を救済するため、以下の通り応急仮設住宅を建設若しくは借り上げ又は被害住家の応急修理を行うものとする。

### 1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設若しくは借り上げ又は被害住家の応急修理は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

### 2 応急仮設住宅の建設及び供与

#### (1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 二次災害の発生のおそれのない場所

イ 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

ウ 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

エ 被災者の生業の見通しがたつ場所

#### (2) 供与

ア 対象者

災害により、住家が全壊（焼）し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

#### (3) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の設置に配慮する。

#### (4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

町は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

### 3 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

#### (1) 対象者

災害により、住家が半壊、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

#### (2) 応急修理の方法

ア 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。

イ 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

### 4 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設は、建設部住宅班（建設課）が担当し、契約方式は、リース方式（賃貸借契約）又は買取り方式（売買契約）とする。なお、緊急に必要なものについては、地方自治法上、随意契約が認められている。

#### (2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、町内の次の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあつせんを要請する。

建築資材の調達 資料編 4－1 4－1

#### (3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、町内の次の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

建築技術者 資料編 4－1 4－2

### 5 住宅のあつせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあつせんできるようあらかじめ体制を整備する。

### 6 応援協力関係

町長は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借り上げ又は被害住家の応急修理が困難な場合、これらの実施又はこれに要する人員及び建築資材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

### 7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬

被災地の住民が風水害等の災害より行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

#### 1 実施責任者

(1) 災害時における遺体の搜索は、警察官の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

- (2) 災害時における遺体の処理は、三戸警察署の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された町長）が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

## 2 遺体の搜索

### (1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

ア 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合

イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合

ウ 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

### (2) 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、警察官及び消防職団員等により搜索班を編成し、実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

### (3) 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 遺体発見者

ウ 搜索年月日

エ 搜索地域

オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）

カ 費用

## 3 遺体の処理

### (1) 対象

遺体の処理は、後記 4 の遺体の埋火葬の場合に準ずる。

### (2) 遺体の処理の方法

ア 三戸警察署は、医師の協力等を得て、検視・死体調査、身元確認を行う。

イ 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。

ウ 町は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

エ 大規模災害発生時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、町は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保管が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。

町は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保存するものとする。

遺体の一時保管場所      資料編 4－15－1

### (3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 死亡年月日

ウ 死亡原因

エ 遺体発見場所及び日時

オ 死亡者及び遺族の住所氏名

- カ 洗浄等の処理状況
- キ 一時収容場所及び収容期間
- ク 費用

#### 4 遺体の埋火葬

##### (1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき

ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき

エ 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺又は骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

(4) 火葬及び埋蔵予定場所は、次のとおり定めておく。

ア 火葬場 資料編 4－15－2

イ 埋葬予定場所 資料編 4－15－3

##### (5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 埋火葬年月日

ウ 死亡者の住所、氏名

エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

オ 埋火葬品等の支給状況

カ 費用

#### 5 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

#### 6 応援協力関係

町長は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

#### 7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

### 第16節 障害物除去

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両等の通行の確保のため障害物を除去するものとする。

## 1 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

## 2 障害物の除去

- (1) 住家等における障害物の除去

### ア 対象者

災害により、住家等が半壊又は床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

### イ 障害物除去の方法

(ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(イ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

ア 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。

イ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

エ 国は道路管理者等である町に対し、県は道路管理者等である町に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。

オ 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

カ 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

キ 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

## 3 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所とし、その場所は次のとおりである。

除去した障害物の集積場所 資料編 4－16－1

- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

## 4 資機材等の調達

町長は、障害物の除去に必要な資機材等を次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。  
作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。
- (3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。  
障害物の除去に要する資機材等の現有状況 資料編 4-16-2

## 5 応援協力関係

町長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者及び港湾管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

# 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じるものとする。

## 1 実施責任者

生活必需品等の確保・調達及び被災者に対する給（貸）与は、町長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は知事及び知事から委託を受けた町長）が行う。

## 2 確保

- (1) 町は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の生活必需品等を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 町は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。
- (3) 町は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。
- (4) 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、速やかな物資調達のための準備に努める。

## 3 調達

### (1) 調達担当

調達担当は、健康福祉部福祉班（福祉介護課・健康こども課）とする。

### (2) 調達方法

町内の災害時応援協定締結業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無と

いった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

主な被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与調達先 資料編 4-17-1

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

調達物資の集積場所 資料編 4-17-2

## 4 給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

ア 給（貸）与担当は、健康福祉部福祉班（福祉介護課・健康こども課）とする。

イ 福祉班の構成は、次のとおりとする。

管理者 協力員

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

ア 寝具

イ 外衣

ウ 肌着

エ 見廻品

オ 炊事道具

カ 食器

キ 日用品

ク 光熱材料

ケ 妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な生活用品、医療材料等

(4) 配分方法

町は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給（貸）与する。

## 5 応援協力関係

町長は、備蓄物資等の状況を踏まえ、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。



## 第18節 医療、助産及び保健

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の外国人住民・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

### 1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任を受けた町長）が行う。

### 2 医療、助産及び保健の実施

#### (1) 対象者

- ア 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- イ 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- ウ 保健の対象者
  - (ア) 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
  - (イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
  - (ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
  - (エ) 指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

#### (2) 範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置手術その他治療及び施術
- エ 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所
- オ 看護、介護
- カ 助産（分べん介助等）
- キ 健康相談、保健指導
- ク 栄養相談指導

#### (3) 実施方法

##### ア 医療

医療救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

##### イ 助産

上記アに準ずる。

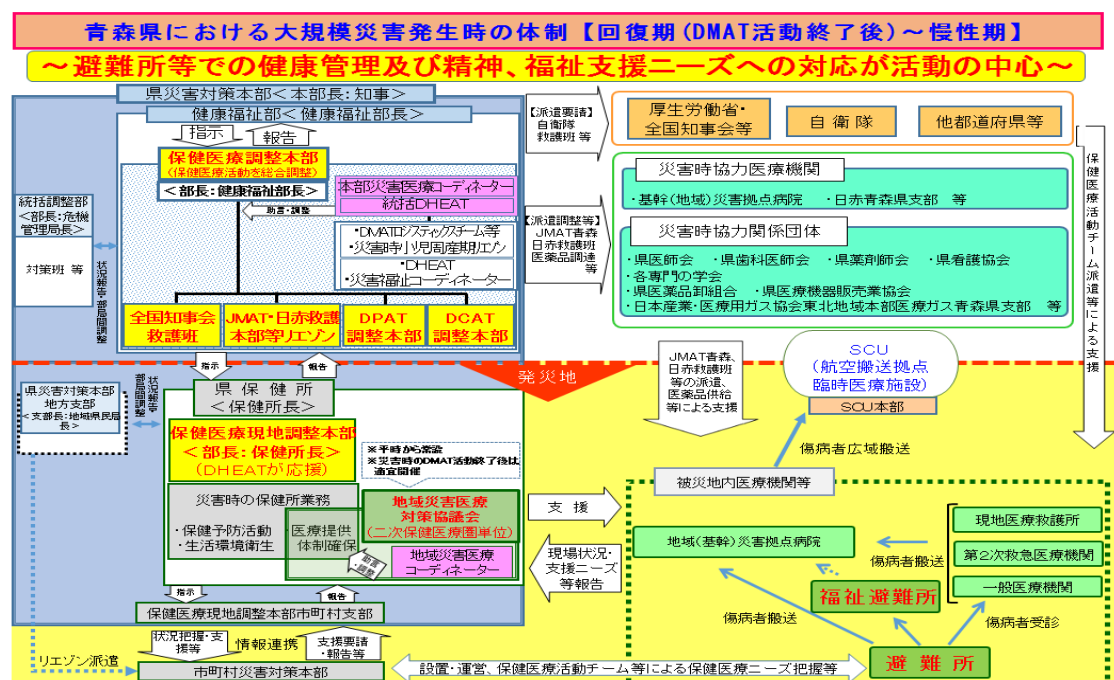
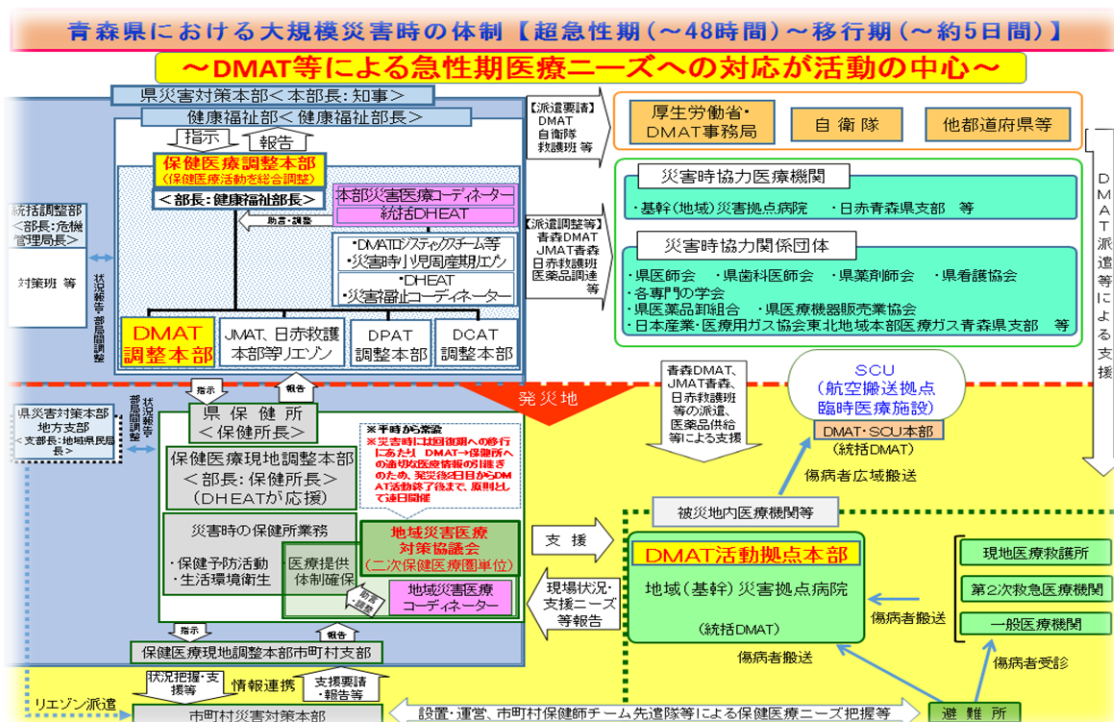
##### ウ 保健

原則として、医療部の医療救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

#### (4) 各フェーズにおける保健医療チーム活動の中心及び主な活動場所

| フェーズ                      | 活動の中心                          | 主な活動場所                  |
|---------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 超急性期（48時間迄）<br>移行期（約5日間迄） | 急性期医療ニーズへの対応                   | DMAT活動拠点本部<br>（災害拠点病院等） |
| 回復期～慢性期                   | 避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応 | ・ 指定避難所<br>・ 福祉避難所      |

(5) 体制図



(6) 医療救護班の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次のとおり編成し行う。

- ア 医師 1名
- イ 看護師・保健師・(助産師) 若干名
- ウ 補助事務員 1名

(7) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、次のとおり定めておく。

救護所の設置予定場所 資料編 4-18-1

### 3 医薬品等の調達及び供給

- (1) 医薬品等の調達は、医療部医療救護班（医療センター）において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、救護班に支給する。

医薬品等の主な調達先            資料編 4－18－2

- (2) 医薬品が不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達あっせんを要請する。

### 4 医療救護班等の輸送

医療救護班等の輸送は、第4章第20節輸送対策による。

### 5 医療機関等の状況

町内の医療機関等の状況            資料編 4－18－3

### 6 応援協力関係

町長は、町内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を含め応援を要請する。

また、町は、医療救護班等の指揮及び医療救護班等の支援に関する必要な情報について、町を応援する県保健医療現地調整本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療現地調整本部及び県保健医療調整本部にて行うこととする。

町は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療活動の実施体制の整備に努めるものとする。

### 7 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第19節 被災動物対策

風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。

#### 1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。

#### 2 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。町は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

(1) 指定避難所における家庭動物の適正飼養

町は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。

(2) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

### 3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

## 第20節 輸送対策

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両等を調達し、実施するものとする。

### 1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた町長）が行う。

### 2 実施内容

(1) 車両等の調達

輸送対策担当は、企画部輸送班（企画財政課）とする。

町は、自ら所有する車両等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

|                |     |        |
|----------------|-----|--------|
| ア 町有車両         | 資料編 | 4-20-1 |
| イ 公共的団体の車両等    | 資料編 | 4-20-2 |
| ウ 運送業者等営業用の車両等 | 資料編 | 4-20-3 |
| エ その他の自家用車両等   | 資料編 | 4-20-4 |

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- ア 被災者の避難に係る輸送
- イ 医療、助産及び保健に係る輸送
- ウ 被災者の救出に係る輸送
- エ 飲料水供給に係る輸送
- オ 救援物資の輸送
- カ 遺体索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、町が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、

展示場、体育館等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握しておく。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

#### ア 車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

#### イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

#### ウ 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより航空輸送を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び機数

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 離着陸地点又は目標地点

ヘリコプター離着陸場所                      資料編 4-20-5

#### エ 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

#### (4) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

町は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況                      資料編 4-20-6

### 3 応援協力関係

町長は、町内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。要請は、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づく応援又は知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

(1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）

(2) 輸送を必要とする区間

(3) 輸送の予定日時

(4) その他必要な事項

### 4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

## 第21節 労務供給

風水害等の災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

## 1 実施責任者

- (1) 町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 町が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、町長が行う。

## 2 実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の活用を図る。
- (2) 奉仕団の編成及び従事作業

### ア 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の各種団体をもって編成する。

### イ 奉仕団の従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- (イ) 清掃、防疫
- (ウ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
- (オ) 軽易な事務の補助

### ウ 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、町長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

### エ 日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況

町内における日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況

資料編 4-21-1

## (3) 労務者の雇用

### ア 労務者が行う応急対策の内容

- (ア) 被災者の避難支援
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
- (エ) 飲料水の供給のための労務者（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
- (オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 遺体の捜索及び処理
- (キ) 廃棄物の収集運搬分別作業
- (ク) 被災動物の保護収容等の連絡調整

### イ 労務者の雇用は、原則として八戸公共職業安定所を通じて行う。

### ウ 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- (ア) 労務者の雇用を要する目的
- (イ) 作業内容
- (ウ) 所要人員
- (エ) 雇用を要する期間
- (オ) 従事する地域
- (カ) 輸送、宿泊等の方法

### エ 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

労務者の宿泊施設予定場所 資料編 4-21-2

### 3 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

| 区分 | 対象になる作業                                                                                                                                                                                            | 執行者                        | 根拠法令                            | 種類   | 対象者                                                                                                                                                                                                                 | 公用令書                           | 費用            |                                                                          |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                                                                    |                            |                                 |      |                                                                                                                                                                                                                     |                                | 実費弁償          | 損害補償                                                                     |
| 1  | 災害応急対策作業<br>(1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項<br>(2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項<br>(3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項<br>(4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項<br>(5) 緊急輸送の確保に関する事項<br>(6) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項 | 知事<br>(市町村)                | 災害対策基本法<br>第71条第1項<br>(第72条第2項) | 従事命令 | (1) 医師、歯科医師又は薬剤師<br>(2) 保健師、助産師又は看護師<br>(3) 土木技術者又は建築技術者<br>(4) 土木、左官又はとび職<br>(5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者<br>(6) 地方鉄道事業者及びその従業者<br>(7) 軌道経営者及びその従業者<br>(8) 自動車運輸事業者及びその従業者<br>(9) 船舶運送業者及びその従業者<br>(10) 港湾運送業者及びその従業者 | 公用令書を交付する。<br>(様式県施行細則第9条第11条) | 県施行細則に定める額を支給 | 災害救助法施行令に定める額を補償                                                         |
|    |                                                                                                                                                                                                    |                            |                                 | 協力命令 | 救助を要する者及びその近隣の者                                                                                                                                                                                                     |                                |               |                                                                          |
| 2  | 災害救助作業<br>被災者の救護、救助その他保護に関する事項                                                                                                                                                                     | 知事                         | 災害救助法<br>第7条第1項                 | 従事命令 | 1と同じ                                                                                                                                                                                                                | 公用令書を交付                        | 県施行細則に定める額を支給 |                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                    | 東北運輸局長                     | 災害救助法<br>第7条第2項                 |      | 輸送関係者<br>(1)の(6)～(10)に掲げる者                                                                                                                                                                                          |                                |               |                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                    | 知事                         | 災害救助法<br>第8条                    | 協力命令 | 1と同じ                                                                                                                                                                                                                | 1と同じ                           |               |                                                                          |
| 3  | 災害応急対策作業<br>消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項                                                                                                                                      | 市町村長                       | 災害対策基本法<br>第65条第1項              | 従事   | 市町村の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者                                                                                                                                                                                        |                                |               | 市町村条例で定める額を補償<br>(「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額) |
|    |                                                                                                                                                                                                    | 警察官                        | 災害対策基本法<br>第65条第2項              |      |                                                                                                                                                                                                                     |                                |               |                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                    | 海上保安官<br>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 | 災害対策基本法<br>第65条第3項              |      |                                                                                                                                                                                                                     |                                |               |                                                                          |
| 4  | 消防作業                                                                                                                                                                                               | 消防吏員<br>消防団員               | 消防法<br>第29条第5項                  | 従事   | 火災の現場付近にある者                                                                                                                                                                                                         |                                |               | 3に同じ                                                                     |
| 5  | 水防作業                                                                                                                                                                                               | 水防管理者<br>水防団員<br>消防機関の長    | 水防法第24条                         | 従事   | 水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者                                                                                                                                                                                         |                                |               | 3に同じ                                                                     |

#### 4 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は総務部調査・人事班（総務課）とする。

(2) 労務配分方法

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、庶務班長に労務供給の要請を行う。

イ 庶務班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

#### 5 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。

イ 町長は、要請先に適任者がいない場合などは、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 応援協力

町長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

#### 6 その他

ア 災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

### 第22節 防災ボランティア受入・支援対策

風水害等の災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

#### 1 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、町社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、町長が行う。

#### 2 防災ボランティアセンターの設置

町は、災害が発生し、町社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

ア 町災害対策本部との連絡調整を行う。

イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。



- ウ 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- エ 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- オ 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- カ 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。
- キ 指定避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う町、県など関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

(4) その他

ア 災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

イ ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、センターに委託する場合において、当該事務に必要な人件費及び旅費は、災害救助法の国庫負担の対象とする。

### 3 応援協力関係

- (1) 町は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。
- (2) 町は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。
- (3) 町等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

## 第23節 防疫

風水害等の災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

### 1 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

## 2 災害防疫実施要綱

### (1) 防疫班の編成

健康福祉部・健康対策班（福祉介護課・健康こども課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり町職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

| 班名          | 人員      | 業務内容          | 備考                                                    |
|-------------|---------|---------------|-------------------------------------------------------|
| 防疫班<br>1～3班 | 1班当たり3名 | 感染症予防のための防疫措置 | 班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。<br>1～3班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり |

| 区分 | 構成 |    | 資器材等        | 備考                                                              |
|----|----|----|-------------|-----------------------------------------------------------------|
|    | 班長 | 班員 |             |                                                                 |
| 1班 | 1名 | 2名 | 噴霧器、消石灰消毒剤等 | ・収容にあたっては、特別班を編成する。<br>・各班は状況に応じては共同作業を実施し、必要に応じて三戸地方保健所の指示に従う。 |
| 2班 | 1名 | 2名 | 〃           |                                                                 |
| 3班 | 1名 | 2名 | 〃           |                                                                 |

### (2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健推進員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

### (3) 消毒方法

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

### (4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

### (5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講じることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

### (6) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

### (7) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに三戸地方保健所へ連絡する。

イ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

ウ 感染症指定医療機関は次のとおりである。

| 感染症指定医療機関 | 所在地          | 電話           | 病床数 |
|-----------|--------------|--------------|-----|
| 八戸市立市民病院  | 八戸市田向三丁目 1-1 | 0178-72-5111 | 609 |

(8) 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を受入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

ウ 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

エ 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

ア 被害状況報告書

イ 防疫活動状況の報告

ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類

エ 消毒方法に関する書類

オ ねずみ族、昆虫駆除等に関する書類

カ 生活の用に供される水の供給に関する書類

キ 患者台帳

ク 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

防疫用薬剤の調達先                      資料編    4－23－1

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)の「災害防疫実施要綱」による。

### 3 応援協力関係

- (1) 町長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

## 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務並びに環境モニタリング調査等を行うものとする。

### 1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理並びに知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、町長が行う。

### 2 応急清掃

(1) ごみの処理

ア ごみの収集及び運搬

町の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集、運搬する。

イ ごみの処分

- (ア) 可燃性のごみは、町等のごみ処理施設において焼却処分する。
- (イ) 焼却施設を有する事業所及び指定避難所は、その施設を利用して処分する。
- (ウ) 不燃性のもので再資源化ができないごみは、町等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。
- (エ) 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分

- (ア) し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。
- (イ) し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。
- (ウ) 収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合又は施設が使用

不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

(3) 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、町、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、次の災害廃棄物処理班を編成し実施する。

ごみ処理班            資料編    4－2 4－1

し尿処理班           資料編    4－2 4－2

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設            資料編    4－2 4－3

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜・死亡獣畜場（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可を有する死亡獣畜取扱場に搬送し適切に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、三八地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談した上で適切な方法で搬送する。

(6) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

### 3 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、町所有のもののほか、町内関係業者所有のものを借り上げるものとする。

町及び業者所有の収集運搬資機材は次のとおりである。

清掃資機材所有状況            資料編    4－2 4－4

### 4 応援協力関係

町長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

### 5 環境汚染防止

町長は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

## 第25節 金融機関対策

風水害等の災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

町長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

### 2 応援協力関係

町長は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

## 第26節 文教対策

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体、の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）及び町教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ）が行う。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

### 2 実施内容

- (1) 災害に関する気象警報・注意報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示  
校長（園長を含む。以下同じ。）は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。
- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施  
町教育委員会及び私立学校等の管理者は、県教育委員会及び県（総務学事課）との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。
  - ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
  - イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。）
  - ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。
  - エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。
  - オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用

不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、学校ごとの代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。

小学校の代替予定施設 資料編 4-26-1

中学校の代替予定施設 資料編 4-26-2

カ 校舎が指定避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

### (3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

#### ア 町立学校等

町教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに町教育委員会に報告する。

#### イ 私立学校等

校長が、各学校等で定めた基準により行う。

### (4) 学用品の調達及び給与

町長は、児童生徒が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるとは、次により学用品を調達し、給与する。

#### ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流出又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）

#### イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

#### ウ 学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

##### (ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

##### (イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達する。なお、町教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

#### エ 給与の方法

(ア) 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。

特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア 校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、町と協議し、速やかに復旧措置を講じる。

イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

イ 町教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び町教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

### 3 教育施設の現況

(1) 学校施設の状況

小学校 資料編 4-26-3

中学校 資料編 4-26-4

(2) 学校以外の教育施設の状況

資料編 4-26-5

### 4 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア 町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、町教育委員会又は県（総務学事課）へ応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

町長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。



## 5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第27節 警備対策

風水害等の災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

### 1 実施責任者

災害時における警備対策は、三戸警察署長が、町、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

### 2 災害時における措置等

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア 三戸警察署は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

## 第28節 交通対策

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、三戸警察署長と道路管理者等が連携して実施する。

## 2 陸上交通に係る実施内容

### (1) 道路等の被害状況等の把握

ア 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。

イ 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

### (2) 道路の応急措置

ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。

イ 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。

ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。

エ 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命ずる。

### (3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知する時間的猶予がないときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

### (4) 応援協力関係

町は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請する。

## 第29節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じる。

## 1 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

## 2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

### (1) 電力施設応急措置（東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター）

#### ア 応急復旧

災害時には、社員及び工事業者を動員し、電力施設に係る被害状況を把握するとともに、工事業者及び他電力会社との相互融通により復旧資材を確保し、迅速に応急復旧を行う。また、送電ルートの切り替え等により電力供給確保に努める。

#### イ 協力要請

復旧仮設用地、資機材置場の緊急確保が困難な場合は、「災害時における復旧活動に関する協定書」に基づき、南部町等へ協力依頼し、確保に努める。

#### ウ 電力融通

災害が発生し、電力需要に著しい不均衡が予測される場合は、必要により各電力の緊急融通を行う。

#### エ 二次災害の予防

##### (ア) 災害拡大の防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

##### 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

#### オ 広報

被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

##### (ア) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

##### (イ) 公衆感電事故防止に関する広報

公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと
- b 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク株式会社八戸電力センターに通報すること
- c 断線垂下している電線に絶対触れないこと
- d 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北電力ネットワーク株式会社八戸電力センターに連絡すること

#### キ その他必要と認める事項

### (2) ガス施設応急措置（町内簡易ガス事業者及びLPガス販売事業者）

#### ア 体制確立

ガス事業者は、ガス施設の被災状況に応じて、製造・供給の停止、休止、継続を的確に行う。

イ 復旧体制

ガス事業者は、導管網の復旧、供給の再開等に全力を尽くすとともに、状況に応じて近隣のガス事業者等の応援を要請する。

ウ 応急復旧

被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガスの供給を再開する。なお、ガスの供給を再開するにあたっては、全戸の個別確認の上慎重を期す。災害の状況により、供給可能な地域は、供給系統を変え、ガス遮断区域を最小限に食い止める。

エ 二次災害の防止

ガス事業者は、災害発生時には被災地域のガス供給停止又は供給制限により二次災害の防止と周辺地区の安定供給を図る。

オ 広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者及び住民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。

カ その他必要と認める事項

(3) 上水道施設応急措置（八戸圏域水道企業団）

ア 体制確立

八戸圏域水道企業団は、内部に災害対策本部を設置し、職員の非常招集を行うとともに、南部町災害対策本部と連携をとりながら、関係団体に協力要請を行い、応急復旧体制を整える。

イ 復旧作業

被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

ウ 広報

水道施設破損に伴う危険箇所、応急給水方法等の広報については、南部町災害対策本部と連携及び報道関係の協力を得ながら実施する。

エ 応援協力関係

自ら早期復旧が困難な場合は、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定等に基づき、県（健康福祉部長）等関係団体へ応援を要請する。

オ その他必要と認める事項

(4) 下水道施設応急措置（建設課）

ア 施設の被害調査

災害時の下水道施設の被害状況を把握するため、あらかじめ定められた組織体制により、災害直後は、各施設及び管渠を巡回点検し、次の事項を重点に調査するものとする。

- (ア) 施設建物の被害状況
- (イ) 管渠の接続及び沈下状況
- (ウ) マンホール、樹等の接続状況
- (エ) 管渠の堆積土砂の状況
- (オ) 路盤沈下の状況

イ 応急対策

(ア) 災害時には、施設及び管渠の被害状況に応じ、復旧資材の調達及び機械器具の点検並びに、技術者等の確保を行い、町内関係者との連絡を密にし、復旧作業の協力体制を確立する。

また、施設の被害状況を広報車及び報道機関等を利用し地域住民に広報するとともに、使用上の注意事項及び制限について広報し、施設復旧までの協力を呼びかける。

#### ウ 応急復旧

(7) 下水道施設の被害により、汚水、雨水等の疎通に支障がないよう被害の状況に応じ、必要最小限の生活排水を流せるよう仮配管及びポンプアップ等の応急措置を講じる。必要によっては、環境衛生班との連携のもとに仮設便所等の設置を行い環境衛生の確保を図る。

(4) 下水道施設の復旧は、その被害の状況に応じ次の事項を基本に復旧方針を作成するとともに、動員計画を立て、他市町村、県、工事施工者等関係機関の資機材及び技術者等の応援を得て早期復旧を図る。

a 幹線の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は本復旧するものとする。

b 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

#### エ 応急協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、町長は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県に支援要請を行う。

#### オ その他必要と認める事項

### (5) 電気通信設備応急措置（東日本電信電話㈱青森支店）

#### ア 体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又は恐れがあるときは、東日本電信電話株式会社青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

#### イ 情報収集及び連絡

(7) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。

(4) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、青森県災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報する。

#### ウ 災害対策用機器、車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

(7) 非常用衛星通信装置

(4) 非常用無線装置

(ウ) 非常用交換装置

(エ) 非常用伝達装置

(オ) 非常用電源装置

(カ) 応急ケーブル

(キ) 災害対策指揮車

(ク) 雪上車及び特殊車両

(ケ) その他応急復旧用諸装置

#### エ 要員、災害対策用資材の確保

災害発生し、又は発生するおそれがある場合において電気通信設備の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するため平時から要員、次に掲げる資機材等を確保する。

- (ア) 出動要員の確保
- (イ) 災害対策用資材、器具、工具、消耗品の確保
- (ウ) 食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品の確保
- オ 電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検
  - 電気通信設備等及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに必要な整備点検を行い非常事態に備える。
  - (ア) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火、又は耐震の実施
  - (イ) 可搬形無線機等の災害対策用機器及び車両
  - (ウ) 予備電源装置、及び燃料、冷却水等
  - (エ) その他防災上必要な設備及び器具等
- カ 電気通信設備及び回線の応急復旧措置
  - 電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し、応急の措置を行う。
- キ 通信そ通に対する応急措置
  - 災害等により電気通信サービスが停止し、又は通信が著しくふくそうした場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置を実施する。
- ク 通信の優先利用
  - 災害が発生した場合において取り扱う非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。
- ケ 通信の利用制限
  - 災害が発生し、通話が著しくふくそうした場合は重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。
- コ 災害対策機器による通信の確保
- サ 災害用伝言ダイヤルの運用
- シ 特設公衆電話の設置
- ス 広報
  - 災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。
- セ その他必要と認める事項
- (6) 放送施設応急措置
  - ア 放送施設対策
    - 町長は、災害時において、地域内に放送施設を有する各事業者（各事業所）に対し、以下の措置を依頼する。なお、当該依頼に対する対応は、各事業者（各事業所）の自主判断とする。
    - (ア) 放送機等障害時の措置
      - 放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。
    - (イ) 中継回線障害時の措置
      - 一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、その他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

イ 視聴者対策

町長は、日本放送協会に対し、災害時における受信機の維持、確保のため次の措置を講じるよう依頼する。

(ア) 受信機の復旧

被害受信機の取扱いについて周知するとともに、被害受信機の復旧を図る。

(イ) 情報の周知

指定避難所その他有効な場所への受信機の貸与・設置により、視聴者への情報の周知を図る。

ウ その他必要と認める事項

## 第30節 石油燃料供給対策

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、町長が県石油商業組合各支部等と連携して行う。

### 2 実施内容

- (1) 国・県・市町村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 町長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合各支部等と調整しても調達できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。

### 3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

## 第31節 原子力災害応急対策

町への放射性物質に係る事故等の発生又は原子力緊急事態が発生した場合において、当町への被害が甚大で深刻とされる場合は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）[発電所を中心に概ね半径5km]又は緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）[発電所を中心に概ね半径30km]の区域外であっても、国又は県と連絡調整等の態勢を整え、地域住民等を放射線から守るため、町のほか、防災関係機関においても放射線物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施するもの。

## 1 実施責任者

町は、国、県、市町村、原子力事業者、その他関係機関と原子力災害に関して必要な応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

## 2 情報の収集・連絡

警戒事象・特定事象が発生した場合、原子力事業者及び国又は県から通報・連絡が町に對してあった場合、町は関係する防災機関に連絡するものとする。

## 3 実施内容

### 第1 原子力災害発生時の応急対策

#### 1 町の措置

事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

#### 2 放射線障害に対する医療体制

- (1) 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施するものとする。
- (2) 放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、放射線測定器、除染設備等を有する診療施設での対応が望ましいので、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずるものとする。

### 第2 特定事象発生時の応急対策

放射性物質の輸送中に原子力災害対策特別措置法第10条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記対策に加えて次の対策をとるものとする。

#### 町の措置

- (1) 事業者等から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。
- (2) 特定事象発生の通報を受けた場合は、直ちに国又は県に専門家の派遣を要請する。

### 第3 緊急事態応急対策

放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べて狭くなると考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民2次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

#### 町の措置

- (1) 原子力緊急事態宣言に際して国又は県が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。
- (2) 原子力災害に関する情報収集や対策の調整を行う。
- (3) 原子力災害に関する情報を、多様な媒体を活用して住民等（要配慮者や一時滞在者等を含む）に迅速かつ的確に提供及び広報し、社会的混乱や風評被害を未然に防止するよう努める。
- (4) 健康相談窓口で心身の健康相談に応じたり、食品の安全等に関する相談や、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、住民等からの問い合わせに対応する。



#### 第4 県内外の原子力発電所等における異常時対策

県内外の原子力発電所等の事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合、町は、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国や県の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、応急対策について協議する。

また、避難が必要な他市町村からの要請に基づいて避難者を受け入れる場合は（緊急的な一時受入れ／短期的な受入れ／中期的な受入れ等）、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。

#### 4 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合は、他の市町村に応援を要請するか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する

## 第5章 雪害対策、事故災害対策計画

雪害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ次のとおりとする。

### 第1節 雪害対策

#### I 予防対策 [総務課・建設課・農林課]

積雪時における雪害を未然に防止し、又は拡大を防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保、生活関連施設の整備、農林漁業の生産条件の確保を図る。

##### 1 雪害に強いまちづくり

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- (2) 消防機関、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない要配慮者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。
- (4) 広報等により、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。
- (5) 積雪期における指定避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。
- (6) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう努めるものとする。
- (7) 県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- (8) 国、県及び町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避場所等の整備を行うよう努めるものとする。
- (9) 集中的な大雪が予想される場合は、町民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう努めるものとする。
- (10) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、大規模な交通障害の発生が想定される主要幹線道路において、タイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (11) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するよう努めるものとする。

## 2 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

## 3 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 4 搜索、救助・救急及び医療活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の搜索、救助・救急活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 5 道路交通対策

除雪機械、消融雪設備等を計画的に整備するとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。また、降雪期前に関係機関と協議の上、毎年「道路除雪計画」を策定し、除（排）雪を計画的に実施する。

## 6 交通、通信等の確保

地域経済活動の基幹的役割を果たしているのみならず、日常生活に欠くことのできない交通、通信、電力供給の積雪期における確保に万全を期する。

## 7 上下水道施設

- (1) 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計、施工時に耐雪対策に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。
- (2) 上水道にあっては、水源地、消火栓等の施設が除（排）雪による影響を受けないよう、標識又は柵等で注意を喚起する。

## 8 農林水産業の生産条件の確保

- (1) 果樹等の枝折れ防止  
果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。
- (2) ビニールハウスの破損防止  
積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。
- (3) 越冬作物等の被害防止  
積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。
- (3) 越冬飼料の確保  
冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足や値上がりに対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。

(5) 農畜産物の滞貨防止

豪雪によるりんご等の農畜産物の滞貨を防止するため、気象状況に応じた計画的出荷を指導する。

(6) 春季消雪の促進

春季農作業を計画的に進めるために積雪調査を行って、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。

## 9 生活環境施設の整備

積雪による住民の教育、保健衛生、社会福祉、消防、防災の分野での障害の除去・軽減を図るため生活環境施設の整備に努める。

## 10 地域保全施設の整備

なだれ、融雪出水、地すべり等の災害に対処するための治水、治山、農地保全等の諸施設を総合的に整備し、河川、水路等の改修を推進する。

## 11 町と住民等の連携

雪害を防止するために、住民一人ひとりの克雪意識の啓発を図るとともに、町の住民が一体となって雪と取り組む体制の確立に努める。

## 12 文教対策

(1) 通学路の確保

通学路を確保するため、除雪体制を整備する。

(2) 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。

(3) 落雪による事故防止

校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講じる。

(4) 学校建物の雪害防止

校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画をたてて実施する。

## 13 防雪対策

(1) なだれ災害予防対策

ア なだれ防止設備の整備

(ア) 道路のなだれ防止設備の整備

道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁等のなだれ防止設備を整備する。

(イ) なだれ防止林の造成

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については、なだれ防止林の造成を行う。

(ウ) 集落を保全するなだれ防止設備の整備

なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所について、なだれ予防柵等のなだれ防止設備を整備する。

#### イ なだれ危険箇所の警戒

##### (ア) 危険箇所の点検

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

##### (イ) 標識の設置

なだれの危険箇所を一般に周知するため、主要交通道路及び通学路等を重点として必要箇所に標識を設置する。

##### (ウ) 事故防止体制

なだれの発生による事故を防止するため、危険道路及び危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の開設及び避難措置等、必要な事故防止措置を講じる。

#### (2) 地吹雪災害予防対策

##### ア 道路の地吹雪対策設備の整備

交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に視線誘導標識等の吹きだまり対策設備、視程障害対策設備を整備する。

##### イ 地吹雪多発地域の警戒

(ア) 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。

(イ) 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオを通じて、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

#### (3) 着雪災害予防対策

##### ア 電線着雪対策

着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。

##### イ 交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止法を講じる。

##### ウ 果樹等の着雪防止

果樹等の着雪防止は、８．「農林水産業の生産条件の確保」により実施する。

#### (4) 融雪災害予防対策

##### ア 融雪出水対策

融雪出水対策は、第３章第１８節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

##### イ 融雪期の地すべり対策

融雪期の地すべり対策は、第３章第２０節「土砂災害予防対策」により実施する。

### １４ 屋根雪等の処理

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしの奨励、雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム(雪構造システム、無落雪システム、消・融雪システム)普及を図る。

### １５ 雪害対策に関する観測等の推進

降雪量、積雪量等の観測体制、設備の充実・強化等を図る。

## 1 6 防災訓練の実施

積雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。  
道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練を実施する。

## Ⅱ 応急対策

豪雪時における産業の機能低下の防止及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保を最重点とした除雪対策等を行う。

### 1 実施責任者

町長は、豪雪時において、国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、住民の生活確保のために町道等の除排雪を行う。

### 2 道路の交通確保

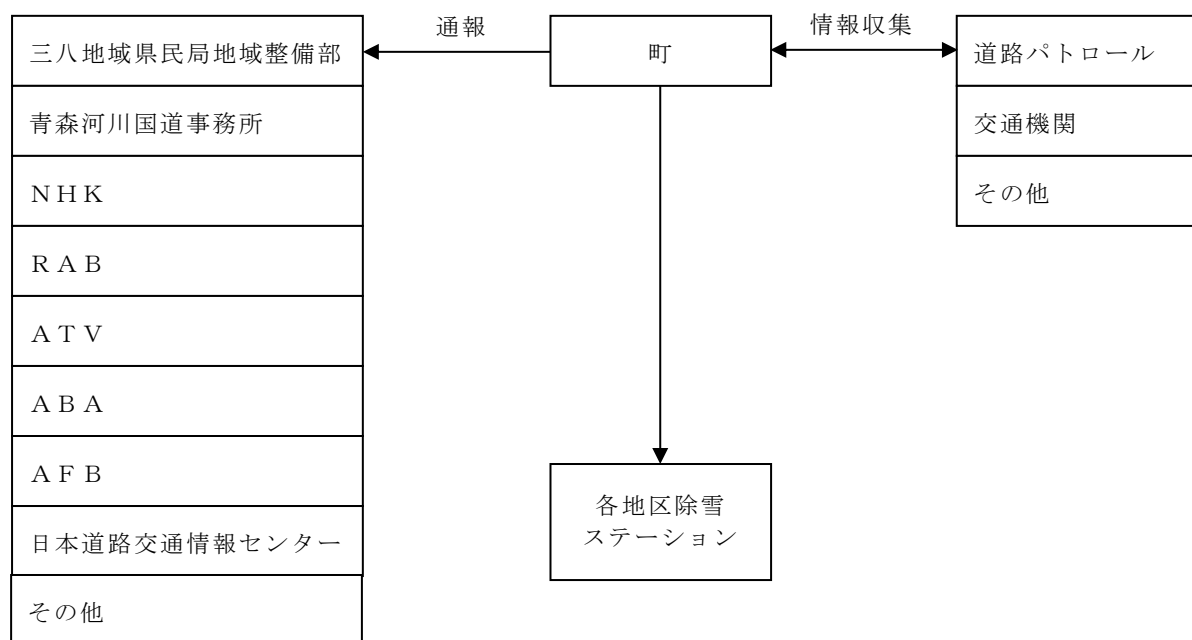
#### (1) 情報の収集、連絡

ア 道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）を把握する。

イ 本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集伝達を行う。

ウ 異常事態が発生した場合は、速やかにNHK、RAB、ATV、ABA、AFB、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、三八地域県民局地域整備部、国土交通省青森河川国道事務所等に通報する。

豪雪時における連絡系統図



## (2) 豪雪災害時における体制

特に集中的な大雪に対しては、国、県、町及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県及び町は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

町域管轄の三八地域県民局地域整備部内に「青森県除雪事業計画」の地区警戒体制等が敷かれた場合、三八地域県民局地域整備部と連絡を密にし、次により道路交通確保に万全を期する。

ア 道路及びこれに関する情報連絡の強化

イ 除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援に関する事前手配

ウ 除排雪作業の強化及び計画的検討

エ 除雪時期の検討

オ パトロール強化及び写真その他資料の準備

## (3) 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標

豪雪となった場合、交通確保すべき路線の除雪区分と除雪目標を次のとおりとする。

| 区分  | 日交通量のおよその基準  | 除雪目標                                                                    |
|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 第1種 | 1,000台以上／日   | 2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。<br>異常降雪時には、降雪後5日以内に2車線確保を図る。        |
| 第2種 | 500～1,000台／日 | 2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。<br>異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。 |
| 第3種 | 500台未満／日     | 1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。<br>状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない。                 |

## 3 消防救急医療業務体制の確保

南部町消防計画による。

## 4 生活関連施設の確保

### (1) 通学通園路の確保

豪雪時には、町は、町民と協力し通学通園路を確保する。

### (2) 堆雪場の確保

除排雪作業を効率よく実施するため、運搬作業に利用しやすい堆雪場の確保および整備を図る。

## 5 鉄道交通の確保

- (1) 積雪期における規定ダイヤによる運行の確保のため、除雪体制（車輛、機械、人員及び施設）の整備拡充を働きかける。
- (2) 停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力、操車能力の強化を働きかける。

## 6 通信、電力供給の確保

送信線、送電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は早急に対応するよう働きかける。また、町長はそれぞれの事業者に除雪状況等の情報を提供し万全を期するよう働きかける。

## 7 交通安全対策及び交通の円滑化対策

- (1) 路上駐車車両は、除（排）雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。  
また、三戸警察署との緊密な連携のもと、路上駐車車両をなくするよう指導する。
- (2) 気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、三戸警察署との緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。
- (3) 除（排）雪作業を実施する場合、三戸警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除（排）雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。

降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

## 8 除排雪困難者の除排雪対策

一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭等の除排雪困難者について消防機関等（消防団、ボランティア等）の協力を得て、屋根雪等の排除に万全を期する。

## 9 応援協力関係

- (1) 町自らの除（排）雪の実施が困難な場合、除（排）雪の実施又はこれに要する除（排）雪機械及びオペレーターの確保について県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」及びその他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

## 第2節 航空災害対策

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。



## **I 予防対策** [総務課]

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

### **1 情報の収集・連絡体制等の整備**

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

### **2 災害応急体制の整備**

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

### **3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備**

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

### **4 防災訓練の実施**

空港管理者、航空運送事業者、県、東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）、県警察、自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## **II 応急対策** [総務課]

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

なお、米軍機に係る航空災害が発生した場合は、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」に基づき対応する。

### **1 実施責任者**

航空災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

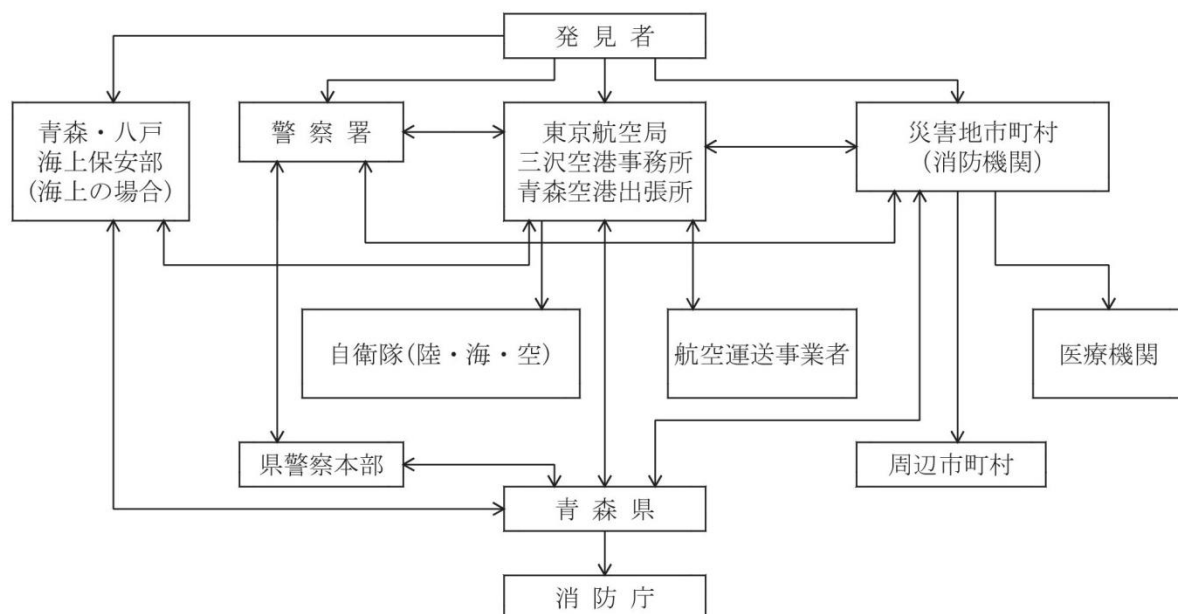
### **2 情報の収集・伝達**

航空災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

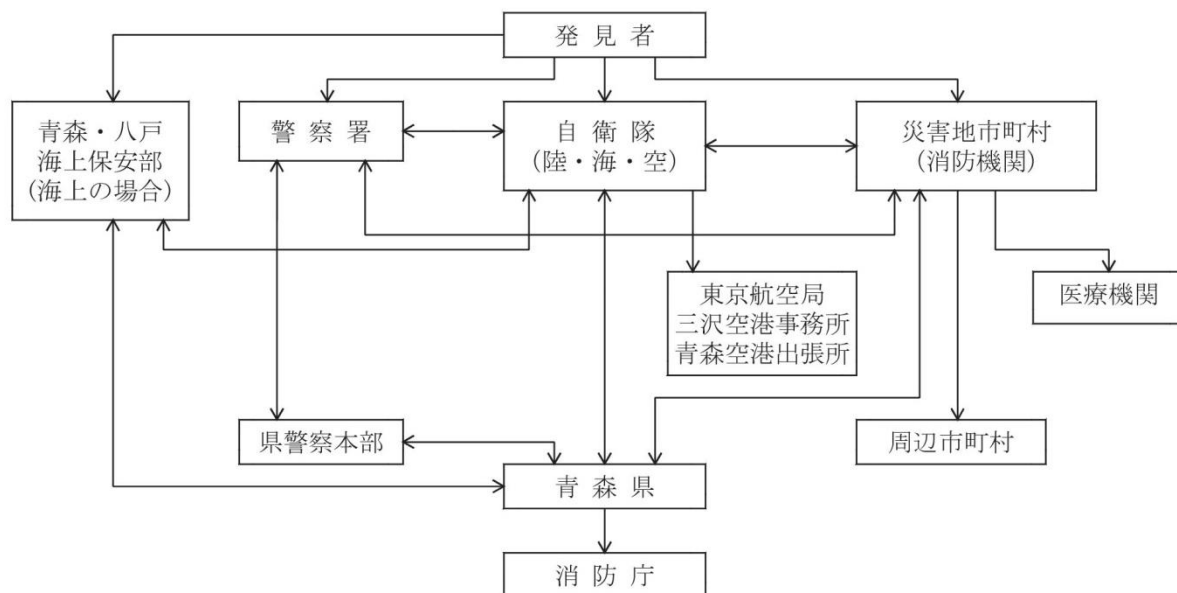
なお、航空機火災（火災が発生するおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

(1) その他の地域で事故が発生した場合

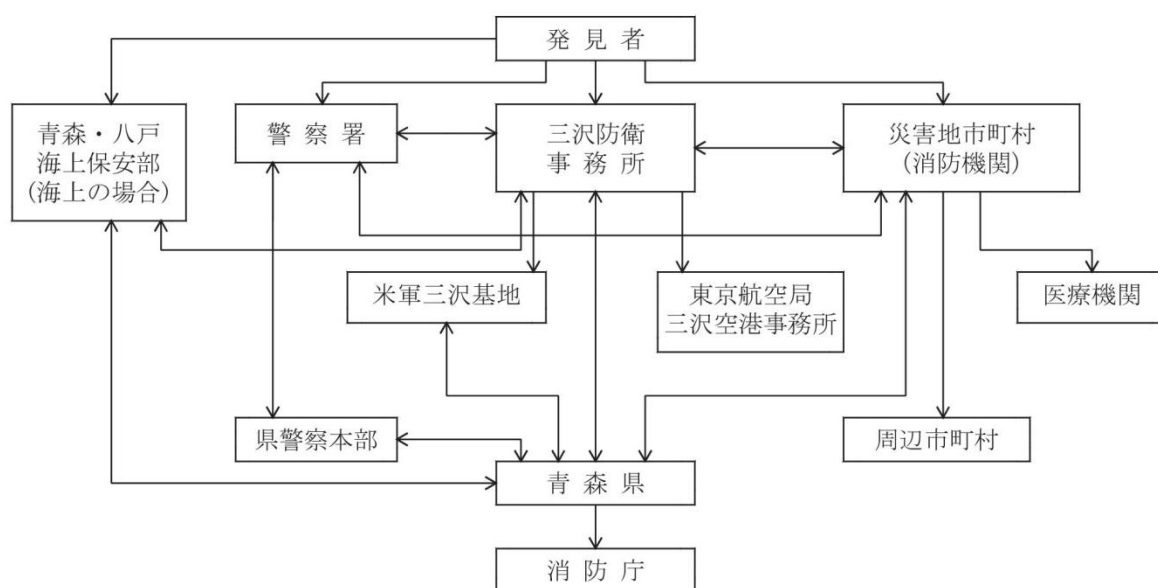
ア 民間機の場合



イ 自衛隊機の場合



## ウ 米軍機の場合



### 3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4 搜索活動（防災関係機関の措置）

#### (1) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、搜索活動を実施する。

#### (2) その他関係機関の措置

緊密に協力の上、ヘリコプター等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

### 5 救助・救急活動

#### (1) 町長の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

#### (2) 防災関係機関の措置

##### ア 空港管理者の措置

空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

##### イ 三戸警察署の措置

救助・搜索活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携の上、警察災害派遣隊等による救助活動を行う。

##### ウ 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、救助活動を実施する。

##### エ 県の措置

町の実施する救急活動について、必要に応じて助言等を行うとともに、町からの要請により、他の市町村に応援を依頼する。

## 6 医療活動

### (1) 町長の措置

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

### (2) 県及び公益社団法人青森県医師会の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、「青森空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて相互協力のもと医療救護活動を適切に実施する。

## 7 消火活動

### (1) 町長の措置

消火活動については第4章第9節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

### (2) 防災関係機関の措置

#### ア 東京航空局（三沢空港事務所・青森空港出張所）の措置

空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、航空自衛隊及び消防機関の協力を得て消火活動を実施する。

#### イ 青森空港管理事務所の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、速やかに消防車両を出動させ、消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

#### ウ 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、三沢空港において民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、消火活動を実施する。

#### エ 県の措置

町（消防機関）の実施する消火活動について、必要に応じて助言等を行うとともに、町からの要請により、他の市町村に応援を依頼する。

## 8 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

## 9 立入禁止区域の設定・避難誘導等

### (1) 町長の措置

空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

### (2) 防災関係機関の措置

#### ア 三戸警察署の措置

空港事務所と協力して危険防止の措置を講じるとともに、町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、その場合、この旨町へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施する。

#### イ 青森空港管理事務所及び東京航空局三沢空港事務所の措置

それぞれ青森空港及び三沢飛行場内において航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させるなど必要な措置をとる。

### 10 災害広報・情報提供（町長の措置）

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

### 11 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

## 第3節 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### I 予防対策 [総務課・企画財政課]

鉄道災害を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

#### 1 鉄道の安全確保

##### (1) 鉄道事業者の措置

ア 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ 土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護設備の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。

ウ 国と協力して、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

##### (2) 町長の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

## 2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

## 3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 鉄道事業者の措置

ア 事故災害発生直後における乗客の避難等のため体制の整備に努めるとともに、医療機関、消防機関との連絡・連携体制の強化に努める。

イ 火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(2) 町長の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 5 防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## II 応急対策 [総務課・企画財政課]

列車の衝突等が発生した場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。

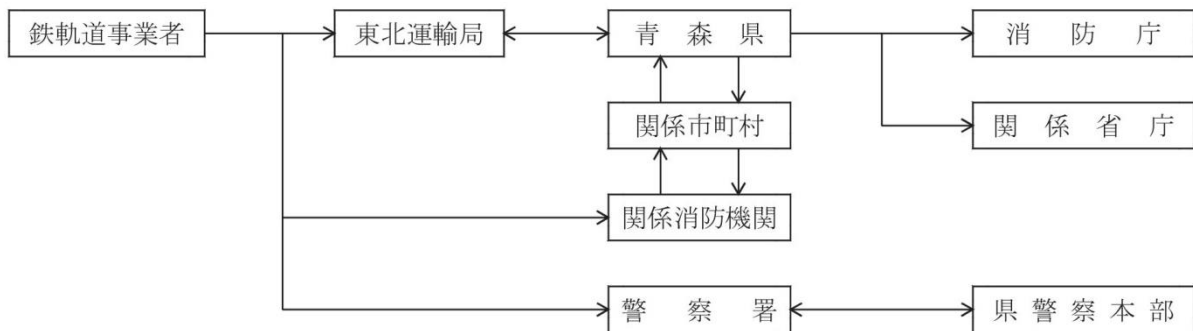
### 1 実施責任者

鉄道災害による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

### 2 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



### 3 活動体制の確立

#### (1) 鉄道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

#### (2) 町長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4 救助・救急活動

#### (1) 鉄道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

#### (2) 町長の措置

救助・救急活動については第4章第11節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

### 5 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

### 6 消火活動

#### (1) 鉄道事業者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

#### (2) 町長の措置

消火活動については第4章第9節「消防」による。

### 7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

#### (1) 鉄道事業者の措置

事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送に協力するよう努める。

(2) 町長の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」による。

**8 災害広報・情報提供**

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

**9 災害復旧**

鉄道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

**10 応援協力関係**

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

## **第4節 道路災害対策**

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

**I 予防対策** [総務課・建設課]

道路災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

**1 道路交通の安全確保**

(1) 道路管理者の措置

ア 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のために必要な措置を講じる。また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(2) 町長の措置

国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、住民への支障や地域



の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

### (3) 防災関係機関の措置

三戸警察署は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

## 2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

## 3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 道路管理者の措置

医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 町長の措置

災害時の救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 5 防災訓練の実施

(1) 国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(2) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

## 6 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。

## 7 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応等に係る防災知識の普及・啓発を図る。

## 8 再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

## Ⅱ 応急対策 [総務課・建設課]

道路構造物が被災した又は被害が発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。

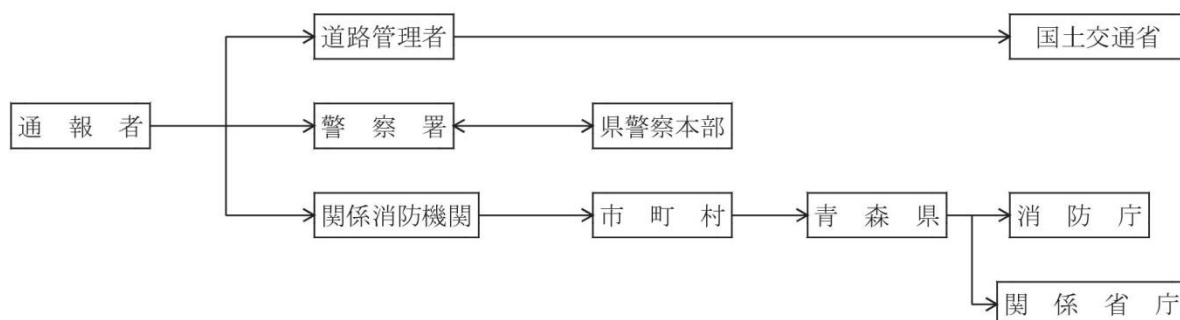
### 1 実施責任者

道路災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

### 2 情報の収集・伝達

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、トンネル内車両火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。『火災・災害等即報要領』



### 3 活動体制の確立

#### (1) 道路管理者の措置

発災後、速やかに被害の拡大の防止のために必要な措置を講じる。

#### (2) 町長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4 救助・救急活動

#### (1) 道路管理者の措置

関係機関による迅速かつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。

#### (2) 町長の措置

救助救急活動については第4章第11節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

### 5 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

## 6 消火活動

### (1) 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

### (2) 町長の措置

消火活動については第4章第9節「消防」による。

## 7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」によるほか、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

## 8 危険物の流出に対する応急対策

### (1) 道路管理者の措置

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

### (2) 防災関係機関の措置

#### ア 消防機関の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

#### イ 三戸警察署の措置

危険物の流出が認められた場合は、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

## 9 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

### (1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設の緊急点検を行う。

### (2) 三戸警察署の措置

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため必要な措置を講じる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、道路交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

## 10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

## 11 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

## 1 2 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

## 第5節 危険物等災害対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害（放射性物質の大量の放出による場合を除く）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### 1 予防対策 [総務課]

危険物等災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 1 現 況

地域内の危険物施設等                      資料編    5－5－1

## 2 危険物施設

### (1) 規制

消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備

イ 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任

ウ 予防規程の作成

エ その他法令で定められた事項

### (2) 保安指導

立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法

ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置

エ 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

### (3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し

保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の整備

事業所は、火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 保安検査、定期点検
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあつては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

### 3 高圧ガス施設

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設置
- イ 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任
- ウ 危害予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の検査及び取扱い
- ウ 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

- ア 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- イ 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。
- ウ 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 定期自主検査

- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

#### 4 火薬類施設

##### (1) 規制

県は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 火薬類施設の位置、構造及び設備
- イ 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任
- ウ 危害予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

##### (2) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法
- ウ 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

##### (3) 保安教育等

- ア 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- イ 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

##### (4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 定期自主検査
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

#### 5 毒物・劇物施設

##### (1) 規制

県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

- ア 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録
- イ 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理
- ウ 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認
- エ その他法令で定められた事項

##### (2) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法
- イ 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置
- ウ 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

営業者等は、保安管理体制の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- エ 防災訓練の実施

## 6 放射性同位元素使用施設

放射性同位元素等取扱施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射性同位元素使用施設の管理者とともに、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

## 7 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

## 8 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 9 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

災害時の救助・救急、消火活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。

また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 10 危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物等の種類に応じた、必要な防除資機材等の整備を行う。

### 11 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

## 1 2 防災訓練の実施

危険物施設等の所有者・事業者等と県及び国の機関等は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 1 3 防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対してその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

## II 応急対策 [総務課]

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講じる。

### 1 実施責任者

- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、町長、消防長及び知事が行う。
- (2) 危険物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

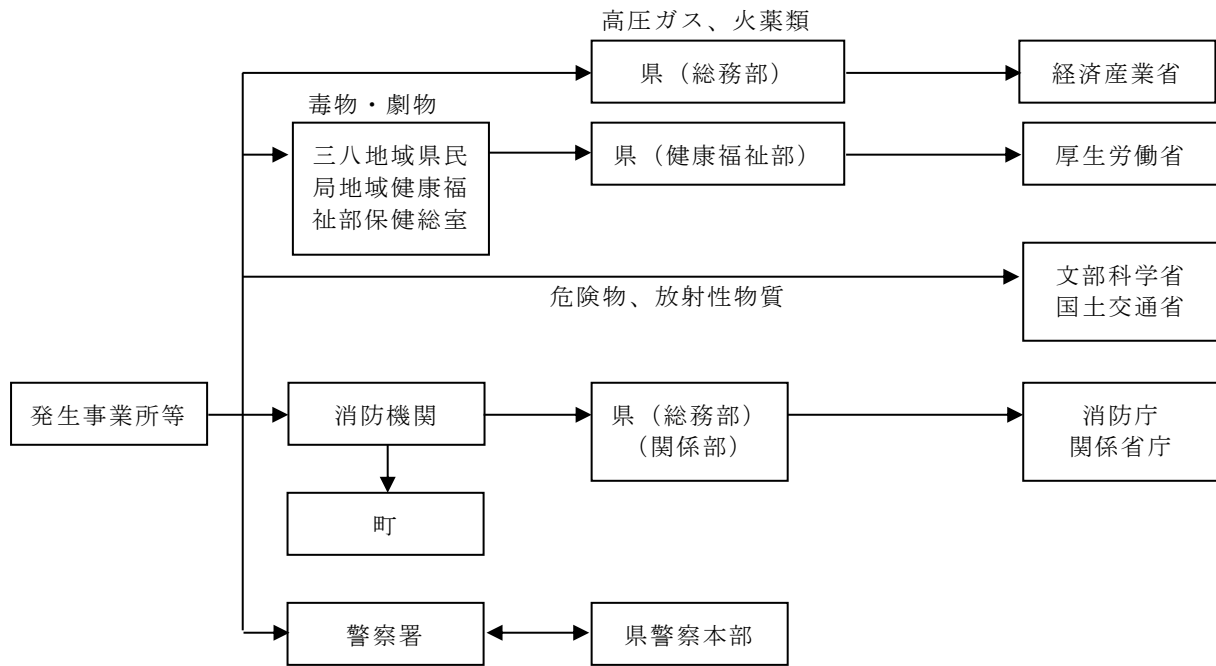
### 2 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領第3直接即報基準』）

- (1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
  - ア 河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
  - イ 500キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等
- (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近~~に~~住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災





### 3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

#### (1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。

イ 三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所及び三戸警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。

エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

#### (2) 町長の措置

ア 知事へ災害発生について、直ちに通報する。

イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命じる。

また、公共の安全の維持、又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

エ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。

カ さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して緊急消防援助隊等の応援や自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 三戸警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、又は自らその措置を講じる。また、市町村（消防機関）職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合はその旨市町村（消防機関）へ通知する。

## 5 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

ア 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋めるなどの安全措置を講じる。

イ 知事、三戸警察署及び三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町長の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

(3) 三戸警察署の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

## 6 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置

ア 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講じる。

イ 知事、三戸警察署及び三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町長の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

(3) 三戸警察署の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

**7 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等**

(1) 毒物・劇物営業者の措置

毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じるとともに、三八地域県民局地域健康福祉部保健総室、三戸警察署、三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町長の措置

ア 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

イ 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 三戸警察署の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

**8 放射性同位元素使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等**

(1) 放射性同位元素使用施設の管理者の措置

ア 災害の発生について速やかに文部科学省、三戸警察署、三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所に通報する。

イ 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。

ウ 被害拡大防止措置を講じる。

エ 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう、必要な措置を講じる。

(2) 町長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止措置を講じる。

(3) 三戸警察署の措置

知事や消防機関と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講じる。

**9 医療活動**

医療活動については第 4 章第 15 節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

**10 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第 4 章第 20 節「輸送対策」及び同章第 28 節「交通対策」により実施する。

関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

### 1 1 施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

### 1 2 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

### 1 3 災害復旧

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

### 1 4 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

## 第6節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

### I 予防対策 【総務課】

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

#### 1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離着陸場等の緊急救助用のスペースの設置を促進する。

## 2 火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

## 3 建築物の安全対策の推進

- (1) 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。
- (2) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区域の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

## 4 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

## 5 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 6 救助・救急、医療及び消火体制の整備

- (1) 医療機関等の関係機関との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消火活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (3) 大規模な火事への備えとして、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (4) 平時から消防団及び自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 7 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

## 8 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

## 9 防災知識の普及

- (1) 火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知るとともに、災害発生時にとるべき行動、指定避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。
- (2) 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 学校等においては、学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体をとおして防災に関する教育の充実に努める。

## 10 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」により実施する。

## II 応急対策 【総務課】

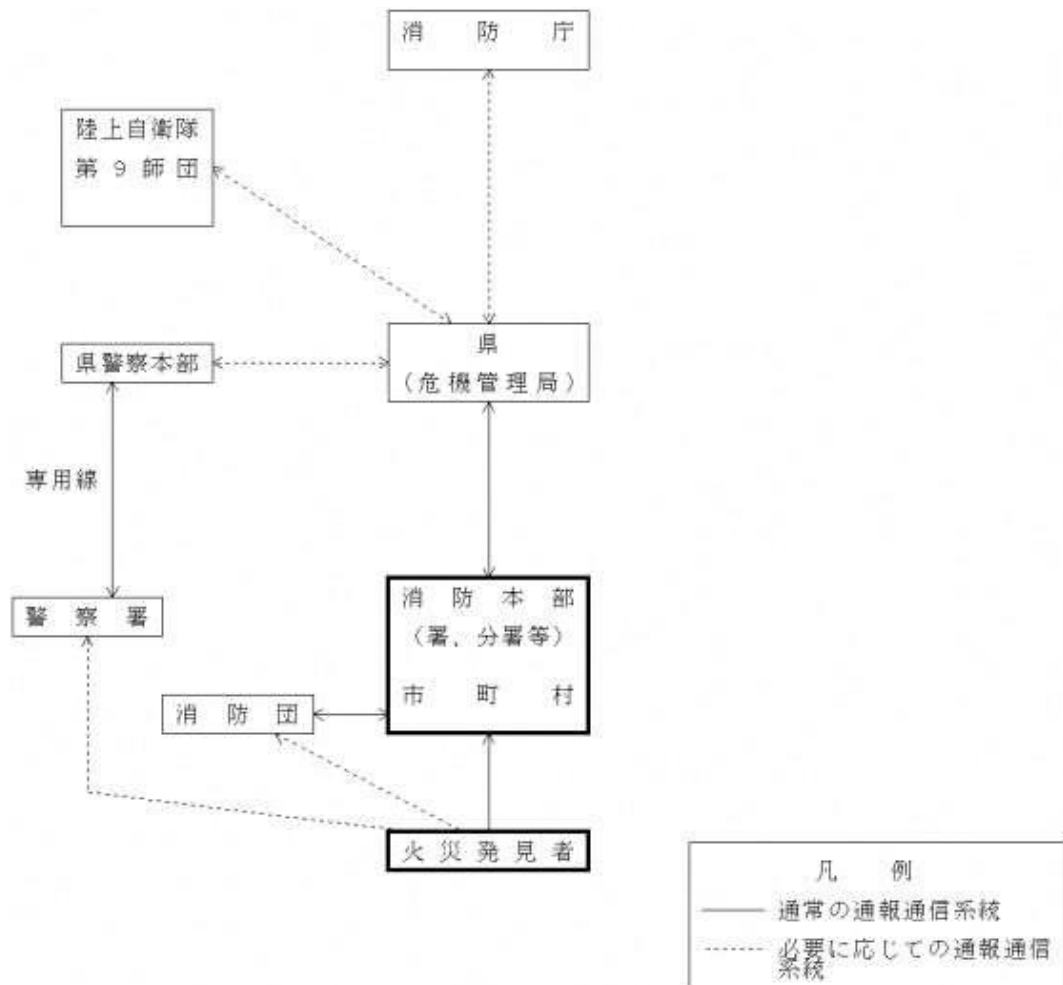
大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じるものとする。

### 1 実施責任者

大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、町長及び消防長が行う。

### 2 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



### 3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4 救助・救急活動

救助救急活動については第4章第11節「救出」により実施する。

### 5 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

### 6 消火活動

消火活動については第4章第9節「消防」により実施する。

### 7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

## 8 避難対策

避難対策については、第4章第8節「避難」により実施する。

## 9 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

## 10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

## 11 災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

## 12 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

# 第7節 大規模な林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又は被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

## I 予防対策 【総務課】

林野火災を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

## 1 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は被害拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

施設、設備の整備にあたり、第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか次により実施する。

### (1) 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所や簡易防火用水等予防施設の整備に努める。

また、林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火用水の確保等を実施するとともに、他の森林所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講じる。



なお、予防施設の整備は、主として次により行う。

- ア 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を実施する。
- イ 自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰堤等を利用し貯水施設を設ける。
- ウ 防火線の設置・整備とともに防火樹の植栽に努める。

## (2) 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災特別地域対策事業を積極的に推進し、消防施設等の整備を図る。

## 2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

## 3 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

## 4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備する。
  - ア 空中消火用施設の整備  
空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。
  - イ 消火資機材の整備  
軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備する。

## 5 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

## 6 施設、設備の応急復旧活動

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

## 7 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」による。

## 8 出火防止対策の充実

### (1) 防広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末などの失火によるものが大部分を占めていることから、火災危険期に重点を置いて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。

ア 山火事防止運動強調期間の設定

林野火災の発生しやすい気象条件となる時期を山火事防止運動強調期間（４月１０日～６月１０日）として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

イ 山火事防止対策協議会の設置

三八地域県民局地域農林水産部その他関係機関と一体となり、山火事防止対策協議会を設置・開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整して山火事防止運動を強力に推進する。

ウ 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

特に林野火災危険期、山火事防止運動強調期間には、報道機関の協力を得て新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行う。

エ ポスター、看板等の設置

登山口、林野内の道路・樹木等に防火標語等を掲示したポスター、看板を設置し、又は横断幕等を掲げ注意を喚起する。

オ チラシ、パンフレット等の作成・配布

林野火災予防に関するチラシ、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

カ 学校における標語等の募集

児童生徒の防火意識の高揚を図るとともに、家庭への浸透をも併せて図るため、林野火災予防に関する標語、ポスター等の募集を行う。

キ 広報車及びパレード等の巡回宣伝

山火事防止運動強調期間中に、広報車等による巡回宣伝、パレード等を実施し、山火事防止を呼びかける。

ク 火入れに関する条例の遵守

農林業従事者に対し、火入れ、作業火、たき火及びたばこ等についての注意を促す。

(2) 巡視、監視の徹底

国、県及び森林所有者と連携をとり、定期的に巡視、監視を実施するとともに山火事防止運動強調期間には森林火災予防巡視員を配置し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い、火災発生の危険性を排除する。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における指導監視を徹底する。

## Ⅱ 応急対策 【総務課】

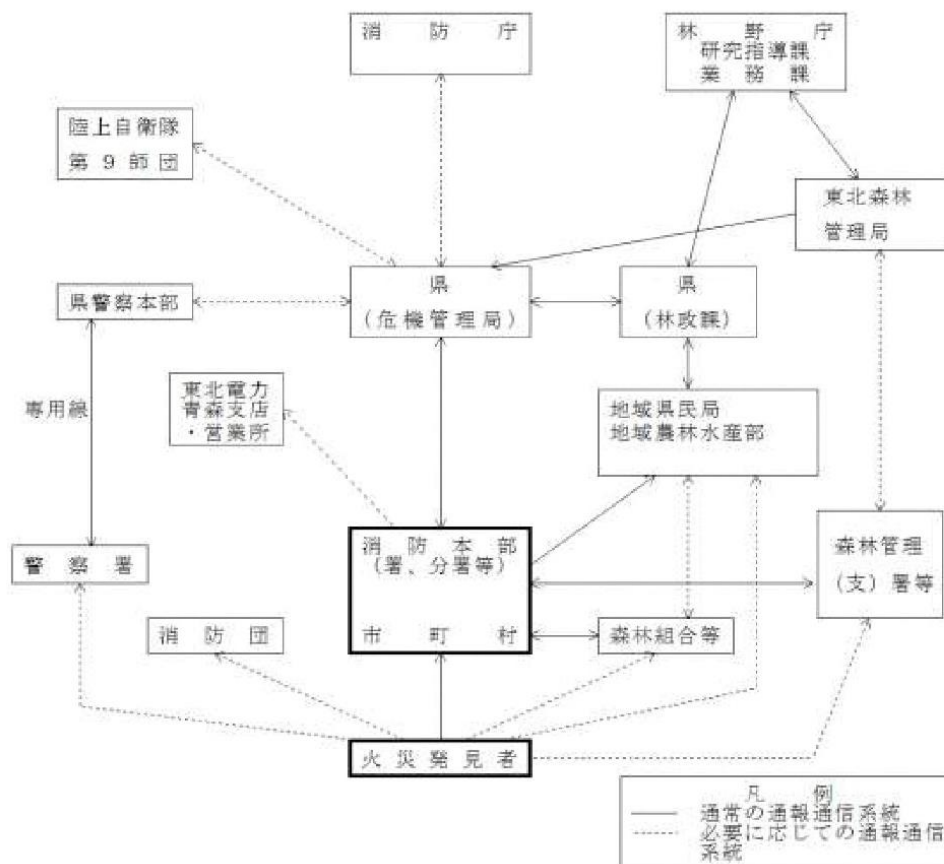
大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、延焼を防止し、被害を最小限に止めるため、次のとおり応急対策を講じる。

### 1 実施責任者

林野火災の警戒及び防御に関する措置は、町長及び消防本部消防長が行う。

### 2 情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



### 3 活動体制の確立

#### (1) 防御隊の招集、編成、出動等

林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたることがあるため、食料、飲料水、医療機材の補給確保を図る。

#### (2) 現場指揮本部の設置等

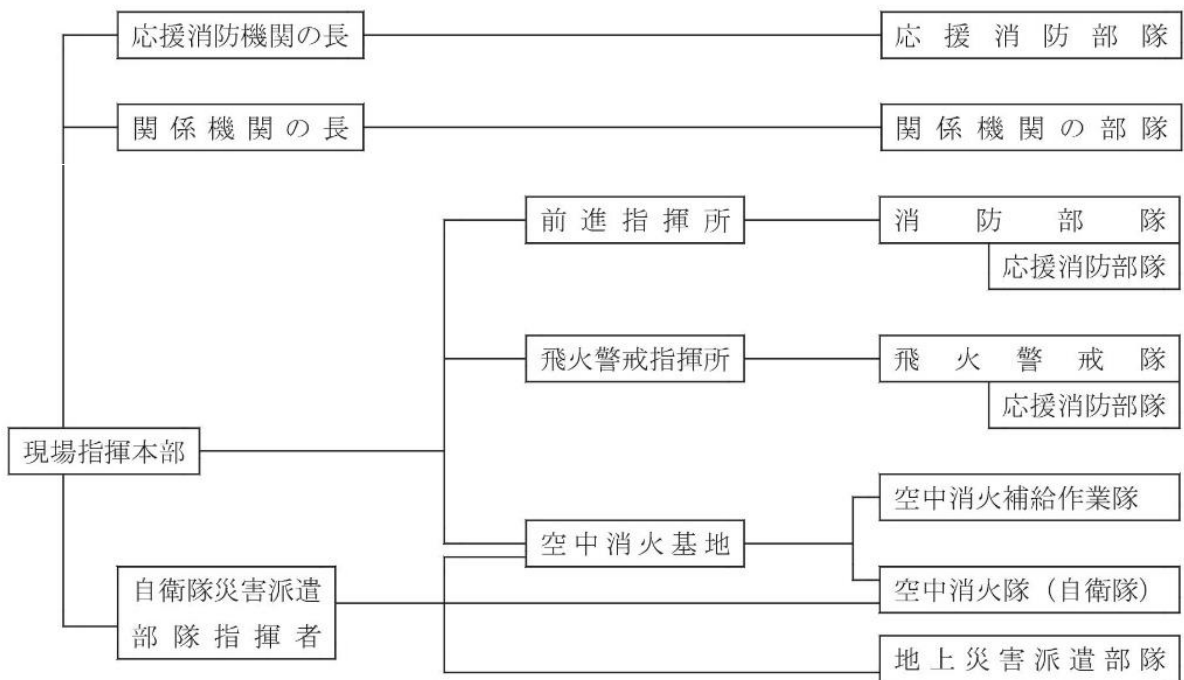
火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、県防災ヘリコプター、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じて設け、消防長が現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

#### ア 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、おおむね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

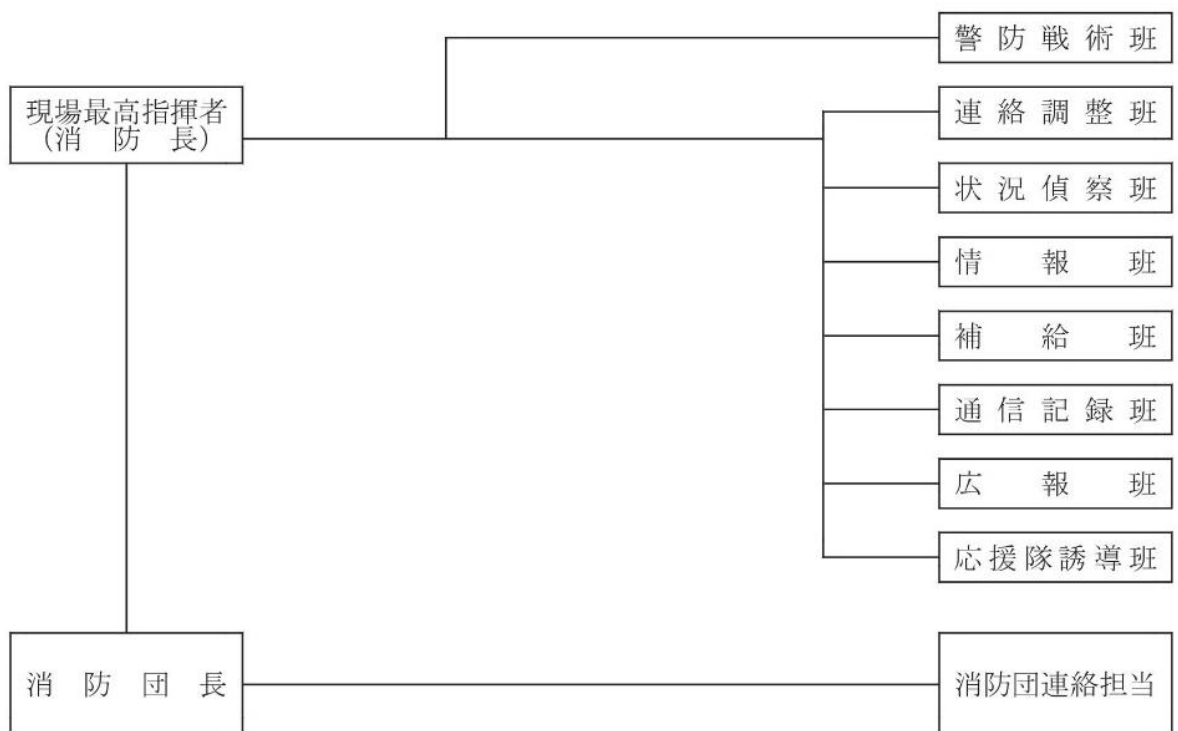


#### イ 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

#### ウ 現場指揮本部の編成及び任務

(ア) 現場指揮本部の組織はおおむね次のとおりとする。



(イ) 任務

a 警防戦術班

防御線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- (a) 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- (b) 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- (c) 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- (d) 出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

b 連絡調整班

町、消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等常時関係機関と連絡できるように体制をつくる。

c 状況偵察班

火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。

d 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮所、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。

e 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

f 通信記録班

各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。

なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

g 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱を避けるため、火災の状況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、的確な情報を住民に提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

h 応援隊誘導班

地元消防団員等地理精通者をもって編成し、応援隊を部署位置まで誘導する。

**4 救助・救急活動**

救助救急活動については第4章第11節「救出」により実施する。

**5 医療活動**

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

**6 消火活動**

消火活動については第4章第9節「消防」によるほか次により実施する。

(1) 地上消火

地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設置及び迎え火により実施する。

(2) 空中消火

空中消火は、次の場合のほか、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険等の諸条件を考慮した上で、県防災ヘリコプターにより、又は自衛隊の災害派遣を要請して実施する。

ア 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

イ 人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合

ウ 人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、又は不足すると判断される場合

(3) 残火処理

火災鎮火後、残火処理の徹底を期する。

(4) 空中消火用資機材の活用

青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材を活用する。

## 7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

## 8 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を確保する。

(1) 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認するとともに、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

(2) 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊などの消防隊が警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たる。

(3) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、町長は、当該住民に避難指示等を発令する。避難の方法等は、第4章第8節「避難」による。

## 9 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

## 10 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

### 1 1 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

### 1 2 災害復旧

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

### 1 3 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

## 第6章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済機能活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

### 第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧手続体制を確立の上、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

#### 1 災害復旧手続体制の確立

- (1) 町長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議の上、迅速、適切な災害復旧対応をする。
  - ア 本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと
  - イ 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること
  - ウ 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと
  - エ 査定を受けるための体制を確立しておくこと
- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に即応できる体制を整備しておく。
- (3) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関の災害対策現地情報連絡員（リエゾン）は、相互に連携し活動するものとする。

#### 2 大規模災害における対応

町は、工事の実施に高度な技術または機械力を要する場合の市町村道の災害復旧に関する工事について、必要に応じて国による権限代行制度に基づく支援を要請する。

#### 3 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

##### (1) 公共施設災害復旧計画作成

- ア 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- イ 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- ウ 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。



復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行ものとする。

エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

オ 査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、町単独災として実施する。

カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

#### (2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

(ア) 河川災害復旧事業

(イ) 砂防設備災害復旧事業

(ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業

(エ) 地すべり防止施設災害復旧事業

(オ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

(カ) 道路災害復旧事業

(キ) 下水道災害復旧事業

(ク) 公園災害復旧事業

イ 農林水産業施設災害復旧（県農林水産部）

ウ 文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ 厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）

オ その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

### 4 災害復旧資金の確保（県危機管理局、東北財務局）

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県又は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

#### (1) 県の措置

ア 災害復旧経費の資金需要額を把握する。

イ 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。

ウ 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。

エ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

#### (2) 東北財務局青森財務事務所の措置

ア 必要資金の調査及び指導

関係機関と緊密に連携の上、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる

イ 金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

ウ 災害つなぎ資金の融通

県、市町村に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

## 5 計画的な復興

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいては次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(1) 復興計画の作成等

- ア 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
- イ 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。
- ウ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

- ア 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
- イ 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。
- ウ 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

## 第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

### 1 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

### 2 中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

### 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

#### 1 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）

災害による勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失した者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

##### (1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であつて被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

##### (2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

##### (3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

##### (4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

#### 2 租税の徴収猶予、減免（税務課等）

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

#### 3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除措置を講じる。

#### 4 生業資金の確保（福祉介護課、健康こども課、県健康福祉部、県・町社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

##### (1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：町社会福祉協議会

##### (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：県

申込先：福祉介護課・健康こども課、地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室

##### (3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：町

申込先：総務課

## 5 生活再建の支援（国、県、町）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

## 6 義援物資、義援金の受け入れ（県健康福祉部、町）

### (1) 義援物資の受け入れ

県民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

### (2) 義援金の受け入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受け入れし、県は配分委員会を組織し、協議の上、市町村を通じて被災者に配分する。また、町で受け入れた義援金は適切に保管し、町配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

## 7 住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、町）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

### (1) 災害復興住宅資金

県及び建設課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

### (2) 災害特別貸付金

総務課は、被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

### (3) 住宅相談窓口の設置

住宅金融支援機構は、県と協議の上、必要と認められる市町村に住宅相談窓口を設置し、相談を受け付ける。

## 8 生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

## 9 農業災害補償（県農林水産部）

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化かつ適正化を図る。

#### 10 罹災証明の交付体制の確立（総務課、税務課）

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

#### 11 被災者台帳の作成（総務課、税務課、福祉介護課、健康こども課）

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

#### 12 被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、建設課）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空家等への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

#### 13 援助、助成措置の広報等（県関係部局、総務課、商工観光課）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

地 震  
災害対策編

# 南部町地域防災計画

## 〔地震災害対策編〕

(令和3年度修正)

### 目 次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第 1 章 総則 .....                        | 1  |
| 第 1 節 計画の目的 .....                     | 1  |
| 第 2 節 計画の性格 .....                     | 1  |
| 第 3 節 計画の構成 .....                     | 1  |
| 第 4 節 各機関の実施責任 .....                  | 2  |
| 第 5 節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ..... | 3  |
| 第 6 節 町の自然的・社会的条件 .....               | 8  |
| 第 7 節 青森県の主な活断層 .....                 | 10 |
| 第 8 節 地震災害の記録 .....                   | 10 |
| 第 9 節 地震・津波による被害想定 .....              | 11 |
| 第 10 節 災害の想定 .....                    | 11 |
| 第 2 章 防災組織 .....                      | 12 |
| 第 1 節 南部町防災会議 .....                   | 12 |
| 第 2 節 配備態勢 .....                      | 13 |
| 第 3 節 南部町災害対策本部 .....                 | 14 |
| 第 4 節 町災害対策本部に準じた組織 .....             | 27 |
| 第 3 章 災害予防計画 .....                    | 29 |
| 第 1 節 調査研究〔総務課〕 .....                 | 29 |
| 第 2 節 業務継続性の確保 .....                  | 29 |
| 第 3 節 防災業務施設・設備等の整備 .....             | 30 |
| 第 4 節 青森県防災情報ネットワーク .....             | 32 |
| 第 5 節 自主防災組織等の確立〔総務課〕 .....           | 33 |
| 第 6 節 防災教育及び防災思想の普及〔総務課・社会教育課〕 .....  | 35 |
| 第 7 節 企業防災の促進〔総務課・商工観光課〕 .....        | 38 |

|        |                               |    |
|--------|-------------------------------|----|
| 第 8 節  | 防災訓練〔総務課〕                     | 39 |
| 第 9 節  | 避難対策〔総務課・住民生活課・福祉介護課・健康こども課〕  | 40 |
| 第 10 節 | 災害備蓄対策                        | 45 |
| 第 11 節 | 火災予防対策〔総務課・学務課・社会教育課〕         | 46 |
| 第 12 節 | 水害対策〔総務課・建設課〕                 | 48 |
| 第 13 節 | 土砂災害対策〔総務課・建設課・農林課・学務課・社会教育課〕 | 49 |
| 第 14 節 | 建築物等対策〔建設課〕                   | 51 |
| 第 15 節 | 都市災害対策                        | 52 |
| 第 16 節 | 要配慮者等安全確保対策〔福祉介護課・健康こども課・建設課〕 | 52 |
| 第 17 節 | 防災ボランティア活動対策〔福祉介護課・健康こども課〕    | 55 |
| 第 18 節 | 積雪期の地震災害対策〔建設課〕               | 56 |
| 第 19 節 | 文教対策〔学務課・社会教育課〕               | 57 |
| 第 20 節 | 警備対策〔総務課〕                     | 60 |
| 第 21 節 | 交通施設対策〔建設課〕                   | 60 |
| 第 22 節 | 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策        | 61 |
| 第 23 節 | 危険物施設等対策〔総務課〕                 | 67 |
| 第 24 節 | 複合災害対策                        | 68 |

## 第 4 章 災害応急対策計画 69

|        |                      |     |
|--------|----------------------|-----|
| 第 1 節  | 地震情報等の収集及び伝達         | 69  |
| 第 2 節  | 情報収集及び被害等報告          | 74  |
| 第 3 節  | 通信連絡                 | 78  |
| 第 4 節  | 災害広報・情報提供            | 81  |
| 第 5 節  | 自衛隊災害派遣要請            | 83  |
| 第 6 節  | 広域応援                 | 85  |
| 第 7 節  | 航空機運用                | 86  |
| 第 8 節  | 避難                   | 90  |
| 第 9 節  | 消防                   | 97  |
| 第 10 節 | 水防                   | 98  |
| 第 11 節 | 救出                   | 99  |
| 第 12 節 | 食料供給                 | 101 |
| 第 13 節 | 給水                   | 103 |
| 第 14 節 | 応急住宅供給               | 104 |
| 第 15 節 | 遺体の搜索、処理、埋火葬         | 107 |
| 第 16 節 | 障害物除去                | 109 |
| 第 17 節 | 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与 | 111 |
| 第 18 節 | 医療、助産及び保健            | 112 |
| 第 19 節 | 被災動物対策               | 116 |
| 第 20 節 | 輸送対策                 | 116 |
| 第 21 節 | 労務供給                 | 118 |
| 第 22 節 | 防災ボランティア受入・支援対策      | 121 |
| 第 23 節 | 防疫                   | 122 |



|         |                                 |     |
|---------|---------------------------------|-----|
| 第 2 4 節 | 廃棄物等処理及び環境汚染防止 .....            | 125 |
| 第 2 5 節 | 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定 ..... | 127 |
| 第 2 6 節 | 金融機関対策 .....                    | 128 |
| 第 2 7 節 | 文教対策 .....                      | 128 |
| 第 2 8 節 | 警備対策 .....                      | 131 |
| 第 2 9 節 | 交通対策 .....                      | 131 |
| 第 3 0 節 | 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 .....    | 132 |
| 第 3 1 節 | 石油燃料供給対策 .....                  | 137 |
| 第 3 2 節 | 危険物施設等災害応急対策 .....              | 137 |
| 第 3 3 節 | 原子力災害応急対策 .....                 | 141 |

## 第 5 章 災害復旧対策計画 ..... 143

|       |                                |     |
|-------|--------------------------------|-----|
| 第 1 節 | 公共施設災害復旧 .....                 | 143 |
| 第 2 節 | 民生安定のための金融対策 .....             | 145 |
| 第 3 節 | 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 ..... | 146 |

## 第 6 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 . 149

|       |                             |     |
|-------|-----------------------------|-----|
| 第 1 節 | 総則 .....                    | 149 |
| 第 2 節 | 災害対策本部等の設置等 .....           | 155 |
| 第 3 節 | 地震発生時の応急対策等 .....           | 155 |
| 第 4 節 | 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 ..... | 157 |
| 第 5 節 | 防災訓練計画 .....                | 158 |
| 第 6 節 | 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 .....  | 158 |

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、南部町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための町民運動の展開を図るものとする。

## 第 2 節 計画の性格

この計画は、南部町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、風水害等防災計画及び火山防災計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、南部町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部的事項については、南部町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3 地震災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4 南部町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。
- 5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（第 6 章）  
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策について定めるものである。

## 第 3 節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

### 1 防災組織（第 2 章）

防災対策の実施に万全を期するため、南部町防災会議並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。

## 2 災害予防計画（第3章）

地震災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、南部町及び防災関係機関等の予防的な施策・措置等について定めるものである。

## 3 災害応急対策計画（第4章）

地震災害による被害の拡大を防止し、又は二次的に発生する災害を防御するため、南部町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

## 4 災害復旧対策計画（第5章）

災害復旧を実施するにあたっての基本的方針を被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、南部町及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

## 5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（第6章）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めるものである。

# 第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

## 1 町

町は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

## 2 県

(1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が市町村域を超え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

## 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保

護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

### 第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

| 機関名 |     | 処理すべき事務または業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南部町 | 南部町 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 防災会議に関すること</li><li>2 防災に関する組織の整備に関すること</li><li>3 防災に関する調査、研究に関すること</li><li>4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること</li><li>5 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること</li><li>6 防災に関する物資等の備蓄に関すること</li><li>7 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること</li><li>8 要配慮（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）者の安全確保に関すること</li><li>9 災害に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること</li><li>10 水防活動、消防活動に関すること</li><li>11 災害に関する広報に関すること</li><li>12 避難指示等に関すること</li><li>13 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること</li><li>14 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること</li><li>15 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること</li><li>16 建築物等の応急危険度判定に関すること</li><li>17 罹災証明の発行に関すること</li><li>18 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること</li><li>19 その他災害対策に必要な措置に関すること</li></ol> |

|                  |                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 南部町教育委員会                                                                                | 1 防災教育に関すること<br>2 文教施設の保全に関すること<br>3 災害時における応急の教育に関すること<br>4 その他災害対策に必要な措置に関すること                                                                                                                                   |
| 消<br>防<br>機<br>関 | 八戸地域広域市町村圏事務<br>組合消防本部（以下「八戸<br>消防本部」という）<br>三戸消防署<br>三戸消防署名川分署<br>三戸消防署福地分遣所<br>南部町消防団 | 1 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること<br>2 人命の救助及び救急活動に関すること<br>3 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること<br>4 防火対象物の防火管理の指導、監督に関すること<br>5 危険物の規制及び高圧ガス等の安全指導に関すること                                                                         |
|                  | 八戸圏域水道企業団                                                                               | 1 給水施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること                                                                                                                                                                                     |
| 青<br>森<br>県      | 三戸警察署                                                                                   | 1 災害に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること<br>2 災害時の警備に関すること<br>3 災害広報に関すること<br>4 被災者の救助、救出に関すること<br>5 災害時の遺体の検視・死体調査、身元確認等に関すること<br>6 災害時の交通規制に関すること<br>7 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること<br>8 避難等に関すること<br>9 その他災害対策に必要な措置に関すること |
|                  | 三八地域県民局<br>地域健康福祉部                                                                      | 1 災害救助に関すること<br>2 医療機関との連絡調整に関すること<br>3 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること<br>4 防疫に関すること                                                                                                                                      |
|                  | 三八地域県民局<br>地域整備部                                                                        | 1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること<br>2 水防活動に関すること<br>3 指定河川の水防警報及び洪水予報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること                                                                                        |
|                  | 三八地域県民局<br>地域農林水産部                                                                      | 1 農業、畜産業、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること<br>2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること<br>3 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること                                                                                              |
|                  | 三八教育事務所                                                                                 | 1 文教関係の災害情報の収集に関すること<br>2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること                                                                                                                                                           |

|                      |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | 東北森林管理局三八上北森林管理署                                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林、治山による災害防止に関すること</li> <li>2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること</li> <li>3 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること</li> <li>4 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                     |
| 指定<br>地方<br>行政<br>機関 | 農林水産省（東北農政局、青森県拠点を含む。）                                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること</li> <li>2 農地・農業用施設等の防災対策並びに指導に関すること</li> <li>3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること</li> <li>4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あつせん及び病虫害防除の指導に関すること</li> <li>5 土地改良機械の緊急貸付けに関すること</li> <li>6 農地、農業用施設の災害復旧事業の査定に関すること</li> <li>7 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること</li> </ol> |
|                      | 青森地方気象台                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</li> <li>5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関すること</li> </ol>                                                         |
|                      | 東北地方整備局<br>青森河川国道事務所<br>八戸出張所<br>八戸国道出張所<br>十和田国道維持出張所 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設（直轄）の整備に関すること</li> <li>2 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること</li> <li>3 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること</li> <li>4 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること</li> <li>5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること</li> </ol>                                                                                                             |
|                      | 東北運輸局青森運輸支局                                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行状況等に関する情報収集及び伝達に関すること</li> <li>2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                  |
|                      | 東北総合通信局                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信協議会の育成、指導に関すること</li> <li>2 非常通信訓練に関すること</li> <li>3 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること</li> <li>4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                      |

|                  |                                                                                          |                                                                                                                                                      |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 青森労働局<br>八戸労働基準監督署<br>ハローワーク八戸                                                           | 1 被災者に対する職業のあっせんに関する事<br>2 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関する事<br>3 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関する事<br>4 災害時における労務供給に関する事                                        |
|                  | 東京航空局<br>三沢空港事務所<br>青森空港出張所                                                              | 1 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関する事<br>2 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関する事<br>3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事                                                      |
| 陸上自衛隊八戸駐屯地       |                                                                                          | 1 災害時における人命及び財産保護のための救援活動に関する事<br>2 災害時における応急復旧の支援に関する事                                                                                              |
| 指定公共機関及び指定地方公共機関 | 東日本旅客（北海道旅客、日本貨物）鉄道株式会社<br>青い森鉄道株式会社                                                     | 1 鉄道事業の整備及び管理に関する事<br>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関する事<br>3 その他災害対策に関する事                                                                               |
|                  | 東日本電信電話株式会社青森支店<br>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社<br>株式会社NTTドコモ東北青森支店<br>KDDI株式会社<br>ソフトバンク株式会社 | 1 気象特別警報・警報の町への伝達に関する事<br>2 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事<br>3 災害対策機器等による通信の確保に関する事<br>4 電気通信設備の早期復旧に関する事<br>5 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する事 |
|                  | 日本郵便株式会社<br>（福地郵便局）<br>（名川郵便局）<br>（上名久井郵便局）<br>（諏訪平郵便局）<br>（三戸駅前郵便局）                     | 1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関する事                                                                                                                     |
|                  | 日本赤十字社青森県支部                                                                              | 1 災害時における医療対策に関する事<br>2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事<br>3 義援金品の募集及び配分に関する事                                                                                   |
|                  | 東北電力ネットワーク（株）八戸電力センター                                                                    | 1 電力施設の整備及び管理に関する事<br>2 災害時における電力供給に関する事                                                                                                             |
|                  | 日本放送協会八戸支局<br>青森放送株式会社八戸支社<br>株式会社青森テレビ八戸支社<br>青森朝日放送株式会社八戸支社<br>株式会社エフエム青森              | 1 放送施設の整備及び管理に関する事<br>2 地震情報等災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事                                                                                           |
|                  | 一般社団法人青森県<br>エルピーガス協会八戸支部                                                                | 1 ガス供給施設の整備及び管理に関する事<br>2 災害時におけるガス供給の安全確保に関する事                                                                                                      |
|                  | 八戸市医師会                                                                                   | 1 災害時における医療救護に関する事                                                                                                                                   |

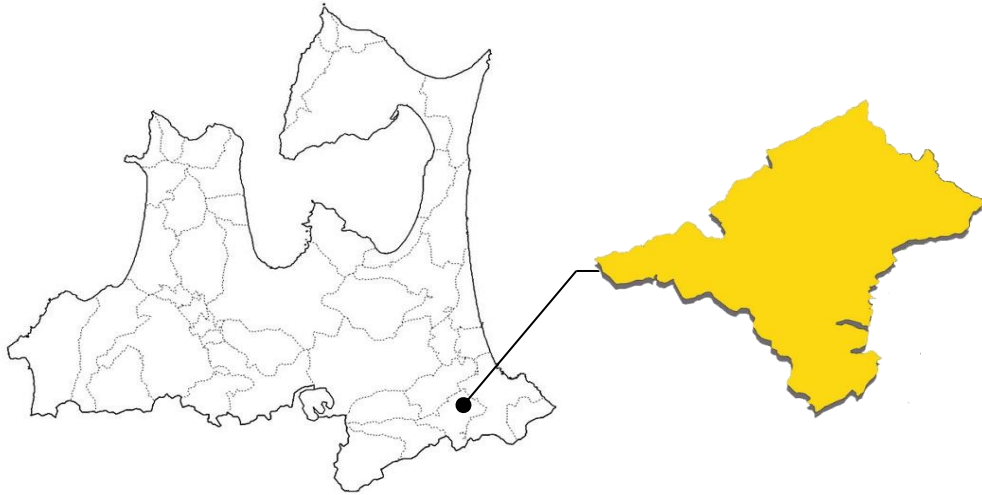
|                      |                                                                                                             |                                                                                                                     |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | (公社) 青森県トラック協会三八支部<br>南部バス株式会社<br>日本通運株式会社八戸支社<br>福山通運株式会社八戸支店<br>佐川急便株式会社八戸営業所<br>ヤマト運輸株式会社八戸中央センター・南部町センタ | 1 輸送施設の整備及び管理に関すること<br>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること                                                              |
|                      | 日本銀行（青森支店）                                                                                                  | 1 災害時における通貨及び金融対策に関すること                                                                                             |
|                      | 東日本高速道路株式会社（東北支社、青森・八戸・十和田管理事務所）                                                                            | 1 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること                                                                                       |
| 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 | 南部町商工会等商工業関係団体                                                                                              | 1 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること<br>2 災害時における物価安定についての協力に関すること<br>3 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること |
|                      | 農林水産業関係協同組合<br>森林組合<br>土地改良区                                                                                | 1 農林水産業に係る被害調査に関すること<br>2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること<br>3 被災組合員に対する融資またはあっせんに関すること                                     |
|                      | 運輸業関係団体                                                                                                     | 1 災害時における輸送等の協力に関すること                                                                                               |
|                      | 建設業関係団体                                                                                                     | 1 災害時における応急復旧への協力に関すること                                                                                             |
|                      | その他NPO・ボランティア等の各種団体                                                                                         | 1 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること<br>2 災害応急対策に対する協力に関すること                                                                |
|                      | 放送機関<br>コミュニティFM                                                                                            | 1 放送施設の整備及び管理に関すること<br>2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること                                                     |
|                      | 病院等経営者                                                                                                      | 1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること<br>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること<br>3 災害時における病人等の受入れに関すること<br>4 災害時における負傷者の医療・助産及び保険措置に関すること      |
|                      | 社会福祉施設経営者                                                                                                   | 1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること<br>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること<br>3 災害時における入居者の保護に関すること                                         |
|                      | 金融機関                                                                                                        | 1 被災事業者に対する資金の融資に関すること                                                                                              |
|                      | 学校法人                                                                                                        | 1 防災教育に関すること<br>2 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること<br>3 災害時における応急の教育に関すること                                                     |
|                      | 危険物関係施設の管理者                                                                                                 | 1 災害時における危険物の保安に関すること                                                                                               |
|                      | 多数の者が出入りする事業所等(病院・工場等)                                                                                      | 1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること<br>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること<br>3 来場者等に対する避難誘導に関すること                                          |



## 第6節 町の自然的・社会的条件

### 1 位置

本町は青森県の南東に位置し、北緯40度27分、東経141度23分の地点にあり、東西約20km、南北約19kmで、総面積は153.15km<sup>2</sup>、県全体の1.65%にあたる。東は八戸市、西は三戸町、新郷村、南は岩手県二戸市・同県軽米町、北は五戸町に接している。



### 2 地勢

#### (1) 地形及び地質

町の南西部には標高615mの名久井岳を臨み、その南陵から西南部一帯は、土地がやせて山林が多く、また、西部から東部にかけては馬淵川が貫流し、その河岸地帯には帯状に平坦地があり農用地となっている。地質は、海底の堆積物を基盤とし、これら第三紀の堆積物は固く締まった砂岩シルト岩となって厚く層をなし、それが比較的安定した地質を形成する要因となっている。その他、名久井岳等の火山の周辺には安山岩があり、河川流域では沖積層が形成されている。表層にある火山灰層は、崩れ易く大雨にも弱い。薄く、大きな土砂災害は起きていない。

#### (2) 河川及び山岳

岩手県北上山地に源を発する馬淵川が西から東に貫流し、南部大橋上流で猿辺川が、名久井橋上流1kmの地点で如来堂川が、さらに剣吉橋下流地点で剣吉川がそれぞれ馬淵川に合流して八戸市に至り、太平洋に注いでいる。

南西には標高615mの名久井岳に連なる丘陵、北西には奥羽山脈の標高200m級の支脈が迫っている。

#### (3) 道路等

町の交通体系は、国道4号（町内延長 11.7km）、国道104号（町内延長 7.3km）の2路線と主要地方道3路線〔軽米名川線（町内延長 11.7km）、名川階上線（町内延長 5.7km）、十和田三戸線（町内延長 1.8km）〕、一般県道12路線〔櫛引上名久井三戸線（町内延長 19.5km）、南部田子線（町内延長 3.9km）、三戸（停）線（町内延長 0.2km）、剣吉（停）線（町内延長 1.3km）、苔米地兎内線（町内延長 4.0km）、赤石沖田面線（町内延長 1.0km）、福田苔米地線（町内延長 0.7km）、高瀬諏訪平（停）線（町内延長 0.4km）、中野北高岩（停）線（町内延長 3.9km）、名久井岳公園線（町内延長 5.5km）、浅水南部線（町内延長 3.2km）、三戸南部線（町内延長1.6km）〕を幹線として、これら幹線道路を町道1001路線（608.8km）と農道などが補完するように整備されている。岩

手県安代から伸びる高速道路八戸自動車道が、町の東南部を囲むように走っており、八戸 I C や南郷 I C、一戸 I C などへのアクセス（接続・利便性）も高い立地特性となっている。また、青い森鉄道が馬淵川に沿って町を横断して走り、町には4つの駅があり、比較的恵まれている環境にある。

### 3 気象

気象は年間平均気温が10.0℃前後であるが、12月から2月には主に北西季節風に支配される時期で、全般に0℃以下になる。3月はまだ1～2℃であるが、月日が進むにつれて気温も上昇し6月中旬より梅雨に入り、ヤマセと呼ばれる冷涼な東寄りの風が強く吹き、気温の上昇が鈍くなる。盛夏期はかなり高い気温となるが、期間は短い。9月後半には気温の下降が急となり、11月後半には冬型の気候となる。降雪期間は11月から3月までの5ヶ月間であるが、冬期間においても比較的降雪は少なく、積雪量も県内で最も少ない地域である。年間平均降水量が1,000mm前後と少ないものの、日降水量の最大値が100mmを超える場合もあり、豪雨による水害が起こりやすい。

### 4 人口及び世帯

平成27年国勢調査による当町の人口は、18,312人で平成22年に比べ1,541人（約7.8%）の減少となった。

人口を年齢別に見ると、0～14歳の年少人口が1,689人、15～64歳の生産年齢人口が9,882人、65歳以上の老年人口が6,557人で構成比は10.2%、54.0%、35.8%となっている。これを平成22年の構成比で比べると、年少人口は1.7%低下、生産年齢人口は3.2%低下、老年人口は4.9%上昇している。

平成12年以降の高齢者世帯の状況をみると、地域における高齢者のいる世帯は、年々上昇している。平成27年には高齢者のいる世帯が3,610世帯（60.3%）と、一般世帯数の半数以上を占め、およそ地域の3世帯に2世帯は高齢者のいる世帯となっている。

また、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯も平成27年までに大幅な増加傾向がみられる。このことは、社会的支援の必要度が高い世帯が増加していることを示している。今後も、生活に不安を感じている高齢者や、日常生活に不自由を感じている高齢者の現状把握に努めるとともに、高齢者の不安と不自由を解消する生活支援の充実が求められる。

|               |     |       |
|---------------|-----|-------|
| 総人口、世帯数の推移    | 資料編 | 1－6－1 |
| 年齢別人口および構成の推移 | 資料編 | 1－6－2 |
| 高齢者のいる世帯の推移   | 資料編 | 1－6－3 |

### 5 土地利用状況

当町の総面積は、15,315haであり、その利用目的別に見ると、農用地4,637ha、宅地600ha、山林6,134ha、原野737ha、その他3,207haとなっている。

### 6 産業及び産業構造の変化

当町の基幹産業である農業は、名川地区の果樹栽培、南部地区の果樹と園芸の複合経営、福地地区の稲作・畑作など、各地区によって特徴がみられる。サクランボ、ゼネラル・レクラークをはじめとする果樹や食用菊「阿房宮」、高品質で高い評価を得ているナガイモやニンニク「福地ホワイト」などの特産品や特産加工品の開発、新規就農者の受け入れや農産品の販売促進、農業観光、交流事業などグリーン・ツーリズム等による地域の

活性化を図っている。

工業においては、福地地区に工業団地が整備され、地域経済と雇用の面で重要な役割を果たしている。また、観光では名久井岳と馬淵川に代表される豊かな自然環境、南部藩発祥の地としての貴重な歴史文化遺産や郷土芸能、健康増進施設「バーデハウスふくち」を中心とした「バーデパーク」、のどかな田園風景や豊富な農産物、各種イベント・祭りなど、観光資源を数多く有しており、令和元年には年間80万人を超える観光客が訪れている。

産業別就業者数            資料編    1－6－4

## 第7節 青森県の主な活断層

県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について永続的に留意する。

| 名称                           | 分布状況                                                                                                       |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 津軽山地西縁断層帯                    | 五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約16kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約23kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。 |
| 野辺地断層帯                       | 東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12kmにわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。                                                         |
| 折爪断層                         | 五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約21kmにわたって分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。                                           |
| 青森湾西岸断層帯（青森湾西断層、野木和断層及び入内断層） | 蓬田村から青森市にかけて約31kmにわたって分布し、北北西～南南東方向に延びている。                                                                 |

## 第8節 地震災害の記録

本町の周辺で発生する地震は、①太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生する海溝型の地震、②沈み込む太平洋プレート内部で発生する地震、③内陸部の浅いところで発生する地震などがある。

本町に被害を及ぼした地震としては、上記①のタイプでは「昭和43年十勝沖地震」、「平成6年三陸はるか沖地震」および「平成23年東北地方太平洋沖地震」があげられるほか、③のタイプでは明治35年に発生した三戸地方の地震等がある。

| 発生年月日      | 災害名        | 災害の状況                                                                                                                                |
|------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和43年5月16日 | 十勝沖地震      | 青森県東方沖 深さ0km マグニチュード7.9 震度5<br>死者1名 家屋の倒壊等113棟、被害総額約2億2千万円<br>(福地)<br>死者6名 被害総額4億7千万円 剣吉中学校校舎使用不能<br>(名川)<br>甚大な被害 被害額9億1,530万円 (南部) |
| 平成6年12月28日 | 三陸はるか沖地震   | 三陸沖 深さ0km 又は ごく浅い マグニチュード7.6 震度6<br>被害額2億円超 (福地)<br>被害額3億円超 (名川)<br>被害額6,000万円 (南部)                                                  |
| 平成23年3月11日 | 東北地方太平洋沖地震 | 三陸沖 深さ24km マグニチュード9.0 (震度7:宮城県栗原市) 震度5強:八戸市、階上町、おいらせ町、五戸町ほか、震度5弱:南部町、十和田市ほか<br>軽傷1人 公共文教・農林等被害総額3,348万円                              |

## 第9節 地震・津波による被害想定

平成24年度から平成25年度及び平成27年度に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震・津波対策の基礎資料として活用する。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。

|             | 死者・負傷者数 | 建物全半壊数   |
|-------------|---------|----------|
| 想定太平洋側海溝型地震 | 47,000人 | 201,000棟 |
| 想定日本海側海溝型地震 | 11,400人 | 53,000棟  |
| 想定内陸型地震     | 12,900人 | 64,000棟  |

## 第10節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における地震災害発生状況に加え、これを超える被害の発生をも勘案し、発生し得る地震災害を想定し、これを基礎とした。

特に、平成24年度から25年度まで及び平成27年度に実施した青森県地震・津波被害想定調査では、最大クラスの地震・津波により甚大な被害の発生が想定されているが、耐震対策の実施や早期避難等により大幅な減災効果が見込まれることから、本計画の確実な実施が求められる。

## 第2章 防災組織

### 第1節 南部町防災会議

町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

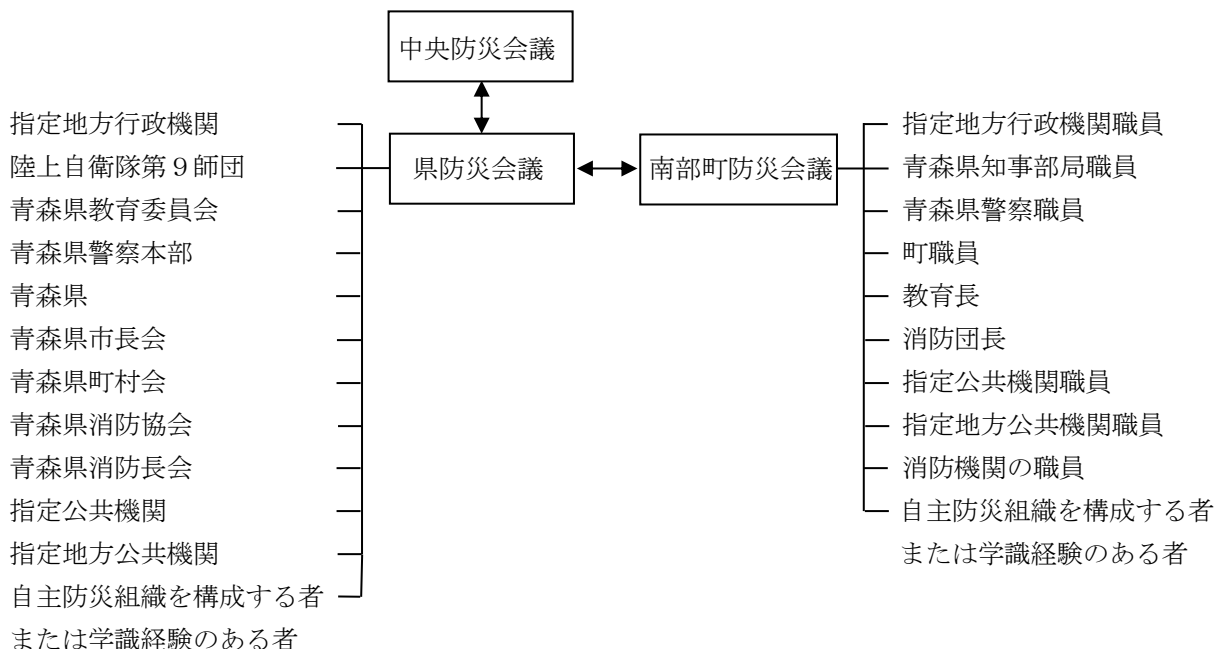
#### 1 組織

防災会議条例に基づく組織は、会長である町長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。

（南部町防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 消防機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

〔南部町防災会議組織図〕



|             |     |       |
|-------------|-----|-------|
| 南部町防災会議条例   | 資料編 | 2-1-1 |
| 南部町防災会議運営要項 | 資料編 | 2-1-2 |
| 南部町防災会議委員名簿 | 資料編 | 2-1-3 |

## 2 事務局

防災会議の事務局を総務課に置く。

## 3 所掌事務

南部町防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

## 第2節 配備態勢

町の地域内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

| 態勢   | 準備態勢                                                                                                                                                                                                                              | 警戒態勢                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 非常態勢<br>3号                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 略号   | 1号                                                                                                                                                                                                                                | 2号-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2号-2                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                      |
| 概要   | 災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢                                                                                                                                                                                              | 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢                                                                                                                                                                                                                                                                               | 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢                                                                                                                                                                                                                                                        | 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢                                                                                        |
| 配備基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの気象注意報等が発表された場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>①大雨注意報</li> <li>②洪水注意報</li> <li>③強風注意報</li> <li>④大雪注意報</li> <li>⑤風雪注意報</li> <li>⑥竜巻注意情報</li> </ol> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの気象警報が発表された場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報</li> <li>②暴風警報</li> <li>③洪水警報</li> <li>④大雪警報（概ね積雪1m以上）</li> <li>⑤暴風雪警報</li> </ol> </li> <li>・指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合</li> <li>・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合</li> <li>・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合</li> <li>・記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象の特別警報が発表された場合</li> <li>・八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合</li> </ul> |

|       |                                   |                                       |                                                                                       |                                                                |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|       |                                   | ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合 | 想される場合<br>・前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合<br>・八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 |                                                                |
|       | ・震度4の地震が観測された場合<br><br>・町長が指示したとき | ・震度5弱の地震が観測された場合<br><br>・町長が指示したとき    | ・震度5強の地震が観測された場合<br><br>・町長が指示したとき                                                    | ・震度6弱以上の地震が観測された場合<br>・町内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認める場合 |
| 組織    | —                                 | 災害情報連絡室                               | 災害警戒本部                                                                                | 災害対策本部                                                         |
| 配備決定者 | 担当班長                              | 担当課長                                  | 町長                                                                                    | 町長                                                             |
| 態勢責任者 | 担当班長                              | 担当課長                                  | 災害警戒本部長（町長）                                                                           | 本部長（町長）                                                        |

### 第3節 南部町災害対策本部

町の地域内に地震災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、町防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

南部町災害対策本部条例 資料編 2-3-1

#### 1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

##### (1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「非常態勢3号」の項に定めるとおり

##### (2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を、災害対策本部を設置した庁舎の正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

| 通知及び公表先                  | 伝達方法                                                               | 担当班     |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------|
| 防災会議委員                   | 電話                                                                 | 総務班     |
| 本部員及び各班等                 | 庁内放送、電話                                                            | 〃       |
| 県（危機管理局）                 | 青森県総合災害情報システム、電話（NTT、青森県防災情報ネットワーク等）、NTT-FAX・青森県防災情報ネットワークによるデータ伝送 | 〃       |
| 警察・消防                    | 電話、無線                                                              | 〃       |
| 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 | 電話                                                                 | 〃       |
| 報道機関等                    | 電話、プレスリリース                                                         | 〃       |
| 一般住民                     | 報道機関、防災広報車、無線、ホームページ・ツイッター等                                        | 総務班・対策班 |

イ 災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準ずる。

## 2 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。

イ 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員を部長とする部及び本部員又は課長補佐にある者等を班長とする班を置き事務を処理する。

ウ 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

本部会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

エ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

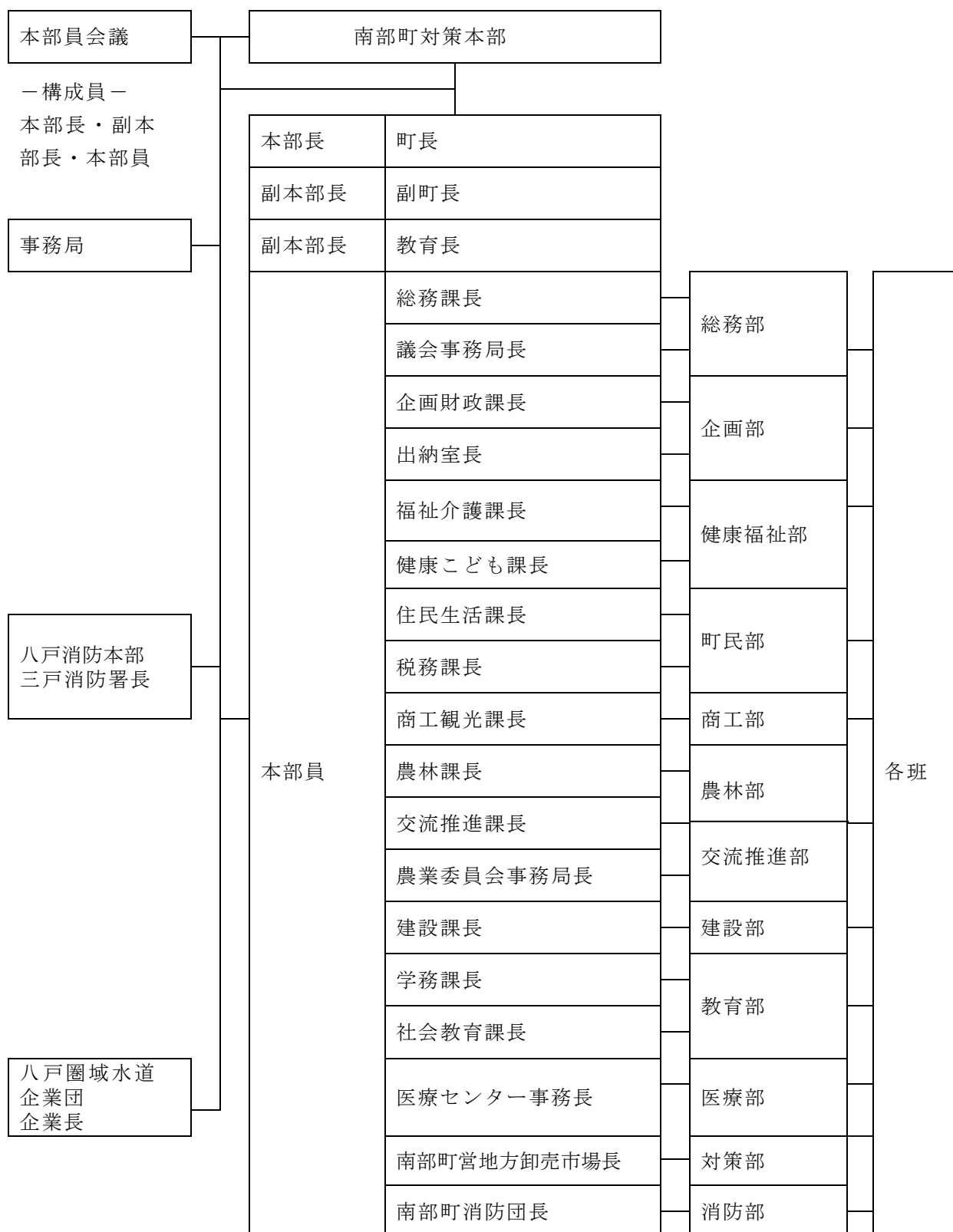
オ 災害対策法第23条の2の関係により消防事務及び水道行政全般を処理している八戸消防本部、八戸圏域水道企業団はその区域を管轄する消防長等について併任の発令なしに、本部員とすることが出来る。

カ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

現地災害対策本部は本部長の指示による応急対策の推進を実施し、被害及び復旧状況の情報分析を行う他、関係機関との連絡調整を行う。また緊急を要する応急対策の実施も併せて行う。



[ 組 織 機 構 図 ]



- (2) 災害対策本部班別業務及び八戸消防本部災害指揮本部業務、八戸圏域水道企業団災害対策本部業務は次のとおりとする。

ア 南部町災害対策本部班別業務分担

災害対策本部班別分担業務については、災害時の規模などにより必要がある場合、各部・各班の分担事務を超えて業務を行うこととする。

各部内においては各班の連携態勢をお互い図るものであるものとする。

| 部名  | 部長   | 班名  | 班長     | 分 担 業 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 要員   |
|-----|------|-----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 総務部 | 総務課長 | 総務班 | 総務課長補佐 | 1 災害対策本部の運営及び統括に関すること<br>2 被災状況の把握及び報告に関すること<br>3 気象情報等の総括に関すること<br>4 防災会議に関すること<br>5 知事への防災ヘリコプター運行要請に関すること<br>6 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること<br>7 災害救助法関係の総括に関すること<br>8 災害情報の総括に関すること(報道機関発表及びHP災害情報更新作業含む)<br>9 他市町村等への応援に関する県への要請及び連絡に関すること(給水等を除く)<br>10 知事への応援要請に関すること(給水を除く)<br>11 諸団体(自主防災組織・町内会)への協力要請及び動員に関すること<br>12 消防団に関すること<br>13 災害の記録(写真を含む)に関すること<br>14 応急復旧工事の請負契約に関すること<br>15 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること<br>16 資源の調達・管理に関すること<br>17 庁内調整に関すること<br>18 調整会議の開催に関すること<br>19 応援職員の支援に関すること<br>20 行政機能の確保状況の把握及び県への報告に関すること(町内において震度6以上の地震を観測した場合その他報告を求められた場合) | 総務課員 |

|     |        |        |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |        |
|-----|--------|--------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|     |        | 調査・人事班 |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 総務課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 庁舎の被害調査に関する事</li> <li>3 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事</li> <li>5 本部長及び副本部長の秘書に関する事</li> <li>6 視察者及び見舞者の応接に関する事</li> <li>7 被災地の視察に関する事</li> <li>8 職員の非常招集及び配置に関する事</li> <li>9 車両の確保及び配車に関する事</li> <li>10 関係官庁諸団体との連絡調整に関する事</li> <li>11 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事</li> <li>12 庁舎職員等避難者の整理誘導に関する事</li> <li>13 応援職員の派遣要請及びあっせん手続きに関する事</li> <li>14 労務等の配分に関する事</li> <li>15 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>16 災害関係の陳情に関する事</li> </ul> |        |
|     |        | 庶務班    | 議会議務局長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 議会議務局分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 議会との連絡に関する事</li> <li>3 災害現場等の議員等の視察に関する事</li> <li>4 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>5 他の班との連携に関する事（災害執務応援対応）</li> <li>6 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 議会議務局員 |
| 企画部 | 企画財政課長 | 輸送班    | 企画財政課長補佐 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 企画財政課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 災害応急対策関係予算の措置に関する事</li> <li>3 資機材及び燃料、雑貨等の確保に関する事</li> <li>4 被災者等緊急輸送の確保に関する事</li> <li>5 バス運行路線の確保に関する事</li> <li>6 バス運行の広報に関する事</li> <li>7 緊急輸送車両の確保・運行等に関する事</li> <li>8 電気・運輸通信・ガス関係の被害調査及び連絡調整に関する事</li> <li>9 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>10 建設部及び農林部との連携に関する事。<br/>（道路、橋りょう等及び農道、林道、ため池等の被害調査、応急対策に関する連携）</li> <li>11 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                                                                                  | 企画財政課員 |

|       |                |       |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |
|-------|----------------|-------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|       |                | 出納班   | 出納室長               | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 出納室分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 救援金の配分計画及び配分に関する事</li> <li>3 救援金の受領及び保管に関する事</li> <li>4 災害関係経費の経理に関する事</li> <li>5 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>6 総務部との連携に関する事（災害執務応援対応）</li> <li>7 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                                                                                                          | 出納室員           |
| 交流推進部 | 交流推進課長         | 交流推進班 | 交流推進課長補佐           | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 交流推進課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 達者村事業関係被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>4 建設部及び農林部との連携に関する事<br/>（道路、橋りょう等及び農道、林道、ため池等の被害調査、応急対策に関する事）</li> <li>5 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                                                                                                                   | 交流推進課員         |
| 健康福祉部 | 福祉介護課長・健康こども課長 | 福祉班   | 福祉介護課長補佐・健康こども課長補佐 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 福祉介護課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>3 要配慮者の安否確認と支援に関する事</li> <li>4 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>5 福祉避難所の開設に関する事</li> <li>6 日赤奉仕団に関する事</li> <li>7 物品の保管・配分・運搬に関する事（日赤関係等）</li> <li>8 炊き出しに関する事</li> <li>9 食料品の調達・配分に関する事</li> <li>10 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関する事</li> <li>11 ボランティアの受入れ及びその動員に関する事</li> </ul> | 福祉介護課員・健康こども課員 |
|       |                | 健康対策班 |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 健康こども課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 避難者や被災住民等に対する健康管理・栄養管理に関する事</li> <li>3 指定避難所等における健康管理に関する事</li> <li>4 救護所の開設に関する事</li> <li>5 保健施設・保育施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>6 医薬材料・衛生用品等の受領及び保管並びに配分・運搬に関する事</li> <li>7 防疫に関する事</li> <li>8 医療機関との連携、調整に関する事</li> <li>9 医療部との連携に関する事</li> </ul>                                              |                |

|     |        |       |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |
|-----|--------|-------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 町民部 | 住民生活課長 | 避難所班  | 住民生活課長補佐 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民生活課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 指定避難所の開設・運営に関する事</li> <li>3 指定避難者名簿の作成に関する事</li> <li>4 避難者の把握（避難先等）に関する事</li> <li>5 遺体の埋火葬及び証明に関する事</li> <li>6 所管施設の安全管理に関する事</li> </ul>                                                                                                                                | 住民生活課員 |
|     |        | 被害対策班 | 税務課長     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 税務課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 被害届の受付及び罹災証明の発行に関する事</li> <li>3 災害に伴う町税の減免措置に関する事</li> <li>4 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査に関する事</li> <li>5 被災建築物応急危険度判定に関する事</li> <li>6 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>7 建設部、農林部及び健康福祉部との連携に関する事<br/>（道路、橋りょう等及び農道、林道ため池等の被害調査に関する事及び要配慮者に関する事）</li> <li>8 他の班及び対策部との連携に関する事</li> </ul> | 税務課員   |
|     |        | 生活衛生班 | 住民生活課長補佐 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する事</li> <li>2 清掃施設の被害調査に関する事</li> <li>3 水質検査（飲料井戸水）に関する事</li> <li>4 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>5 被災動物の保護収容、逸走対策に関する事</li> <li>6 他の班及び対策部との連携に関する事</li> </ul>                                                                                                                                      | 住民生活課員 |
| 商工部 | 商工観光課長 | 商工班   | 商工観光課長補佐 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関する事</li> <li>3 商工業関係の被害届の受付及び被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関する事</li> <li>4 観光施設等の安全対策に関する事</li> <li>5 観光客等に対する避難情報の提供等に関する事</li> <li>6 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>7 健康福祉部との連携に関する事</li> <li>8 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                | 商工観光課員 |

|     |      |     |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |
|-----|------|-----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 農林部 | 農林課長 | 農林班 | 農林課長補佐    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 農林課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 農林業関係被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 主要食糧の確保及び応急供給に関する事</li> <li>4 農林業関係被災者への融資のあっせんに関する事</li> <li>5 農林業関係の被害届の受付及び被害証明に関する事</li> <li>6 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>7 家畜関係の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>8 内水面漁業関係の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>9 家畜伝染病の防疫に関する事</li> <li>10 へい獣の処理に関する事</li> <li>11 農道・林道・ため池等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>12 建設部との連携に関する事（道路・橋りょう等の被害調査、応急対策に関する事）</li> </ul>                       | 農林課員   |
|     |      | 農業班 | 農業委員会事務局長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 農業委員会分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事</li> <li>3 農地等の被害届の受付及び被害証明に関する事</li> <li>4 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>5 建設部及び農林班との連携に関する事<br/>（農道・林道・ため池等及び道路・橋りょう等の被害調査、応急対策に関する事）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       | 農業委員会員 |
| 建設部 | 建設課長 | 土木班 | 建設課長補佐    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 建設課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 災害対策用車両の確保及び配車に関する事</li> <li>3 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事</li> <li>5 河川（水防）に関する事</li> <li>6 障害物の除去に関する事</li> <li>7 災害復旧資機器材の確保に関する事</li> <li>8 下水道施設の被害調査及び応急対策・連絡調整に関する事</li> <li>9 下水道施設の復旧に関する事</li> <li>10 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>11 八戸圏域水道企業団との連絡調整・協力に関する事</li> <li>12 断減水時の広報に関する事</li> <li>13 農林部との連携に関する事<br/>（農道・林道・ため池等の被害調査及び応急対策に関する事）</li> </ul> | 建設課員   |
|     |      | 住宅班 |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 公共建築物の被害調査及び応急処理に関する事</li> <li>2 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関する事</li> <li>3 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関する事</li> <li>4 応急仮設住宅その他住宅の建設資材の確保に関する事</li> <li>5 既設町営住宅の被害調査並びに応急対策及び町営住宅への特定入居に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                      |        |

|     |      |       |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |
|-----|------|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 教育部 | 学務課長 | 学務班   | 学務課長補佐 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学務課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 学校施設の被害調査に関する事</li> <li>3 学校施設の応急対策に関する事</li> <li>4 文教関係の被害記録に関する事</li> <li>5 被災児童生徒等（幼児を含む。以下同じ）の調査に関する事</li> <li>6 応急の教育に関する事</li> <li>7 学用品の調達、給与に関する事</li> <li>8 児童生徒等の保健及び環境衛生に関する事</li> <li>9 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>10 学校給食の確保に関する事</li> <li>11 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>12 町民部及び対策部との連携に関する事<br/>（避難所・災害広報に関する事）</li> </ol> | 学務課員     |
|     |      | 社会教育班 | 社会教育課長 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育課分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 社会教育、体育施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 社会教育団体（その他社会教育ボランティア団体等）への協力要請及びその動員に関する事</li> <li>5 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>6 町民部及び対策部との連携に関する事<br/>（避難所・災害広報に関する事）</li> </ol>                                                                                                                                 | 社会教育課員   |
| 医療部 | 事務長  | 医療施設班 | 事務次長   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療センター分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 負傷者の把握に関する事</li> <li>3 施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 患者の給食の確保に関する事</li> <li>5 所管施設の安全管理に関する事</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                  | 医療センター職員 |
|     |      | 医療救護班 | 総看護師長  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療等に関する事</li> <li>2 医療救護班の編成に関する事</li> <li>3 医療救援隊との連絡調整に関する事</li> <li>4 遺体の処理（埋火葬を除く）に関する事</li> <li>5 傷病者等の医療救護及び看護に関する事</li> <li>6 医療薬剤及び資材の供給確保に関する事</li> <li>7 患者の避難誘導に関する事</li> <li>8 健康福祉部との連携に関する事</li> </ol>                                                                                                                                                          |          |

|     |        |     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                      |
|-----|--------|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 対策部 | 住民生活課長 | 対策班 | 税務課長  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民生活課事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 住民の相談に関する事</li> <li>3 災害の広報に関する事</li> <li>4 広聴活動に関する事</li> <li>5 他の班への応援に関する事</li> <li>6 福地支所、南部支所、剣吉支所の被害調査に関する事</li> <li>7 現地対策本部に関する事</li> <li>8 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>9 避難所開設・運営に関する事</li> </ul>                                                                                                   | 住民生活課員・税務課員・<br>各支所員 |
| 対策部 | 各施設長   | 対策班 | 各施設次長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各施設分掌事務に係る被災情報の収集に関する事</li> <li>2 住民の相談に関する事</li> <li>3 災害の広報に関する事</li> <li>4 広聴活動に関する事</li> <li>5 他の班への応援に関する事</li> <li>6 所管施設の安全管理に関する事</li> <li>7 建設部及び農林部との連携に関する事<br/>道路、橋りょう等及び農道、林道、ため池等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>8 健康福祉部との連携に関する事</li> <li>9 町民部及び対策部との連携に関する事（避難所・災害広報に関する事）</li> </ul>                                           | 各施設員                 |
| 消防部 | 消防団長   | 消防班 | 各隊長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防関係施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2 消防及び水防活動に関する事</li> <li>3 警戒区域の設定に関する事</li> <li>4 消防団員の出動命令に関する事</li> <li>5 避難の誘導及び救助・救出並びに搜索活動に関する事</li> <li>6 防災関係機関への連絡及び相互応援に関する事</li> <li>7 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事</li> <li>8 危険物等に対する応急措置及び対策に関する事</li> <li>9 消防資機器材の調達及び広報に関する事</li> <li>10 障害物の除去及び写真記録に関する事</li> <li>11 警報等の広報・伝達に関する事</li> </ul> | 消防団員                 |



イ 八戸消防本部災害指揮本部業務分担

| 部名     | 総括            | 本部・署  | 課署長    | 分担事務                                                                                                                           | 要員        |
|--------|---------------|-------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 八戸消防本部 | 八戸消防本部消防長（次長） | 総務課   | 総務課長   | 1 災害対策本部との連絡調整に関する事<br>2 八戸消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事<br>3 職員の非常召集及び配置に関する事<br>4 関係機関への連絡及び消防に関する応援要請に関する事<br>5 緊急消防援助隊に関する事 | 総務課職員     |
|        |               | 警防課   | 警防課長   | 1 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事<br>2 救助、救急活動に関する事<br>3 災害状況図及び警防活動図の作成に関する事                                                            | 警防課職員     |
|        |               | 予防課   | 予防課長   | 1 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関する事<br>2 危険物施設等に関する災害情報の収集及び報告に関する事<br>3 消防等の広報に関する事<br>4 資機材の調達に関する事<br>5 写真記録に関する事                     | 予防課職員     |
|        |               | 指令救急課 | 指令救急課長 | 1 指令管制業務に関する事<br>2 警報及び気象状況等の伝達に関する事<br>3 南部町行政用無線による津波警報等の伝達に関する事<br>4 通信の運用及び無線の統制に関する事<br>5 消防指令システム及び無線設備の整備及び維持管理に関する事    | 指令救急課職員   |
|        |               | 三戸消防署 | 三戸消防署長 | 1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事<br>2 被災者の救出、救護及び捜索に関する事<br>3 避難指示等及び誘導に関する事<br>4 障害物の除去に関する事<br>5 罹災証明（火災）に関する事                       | 三戸消防署管内職員 |

ウ 八戸圏域水道企業団災害対策本部班別業務分担

| 本部長           | 副本部長 | 危機管理監    | 部名  | 部長   | 班名  | 班長   | 業務内容                                                                                                                           | 要員                       |
|---------------|------|----------|-----|------|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 八戸圏域水道企業団副企業長 | 事務局長 | 総務部危機管理監 | 総務部 | 総務部長 | 総務班 | 総務班長 | 1 災害対策本部事務局に関する事<br>2 国・県及び関係市町・関係機関との調整に関する事<br>3 災害補助申請に係る事<br>4 職員の参集状況の把握に関する事<br>5 本庁舎の被害調査並びに応急対策に関する事<br>6 他の部、班に属さない事項 | 総務課員<br>経営企画課員<br>管財出納課員 |

|  |  |  |     |      |             |               |                                                                                                                                                           |                        |
|--|--|--|-----|------|-------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|  |  |  |     |      | 広報班         | 広報班長          | 1 報道機関との調整に関すること<br>2 広報活動及び記録写真に関すること                                                                                                                    |                        |
|  |  |  |     |      | 物品等調達班      | 物品調達班長        | 1 車両・資機材・寝具・食糧その他の物品及び用品調達に関すること<br>2 工事・調達等契約の総括に関すること<br>3 協力団体等の受入れ及び宿舍の確保に関すること<br>4 被害者に対する見舞金及び補償金請求・精算に関すること                                       |                        |
|  |  |  | 給水部 | 給水部長 | 給水第一班・給水第二班 | 給水第一班長・給水第二班長 | 1 応急給水計画の作成に関すること<br>2 応急給水活動に関すること<br>3 応急給水支援団体の受付及び配置に関すること                                                                                            | 料金課員<br>検査室員<br>給水装置課員 |
|  |  |  | 復旧部 | 復旧部長 | 復旧第一班・復旧第二班 | 復旧第一班長・復旧第二班長 | 1 無線の総括管理に関すること<br>2 応急復旧に伴う水運用計画及び配水計画に関すること<br>3 施設の情報収集及び被害調査並びに復旧に関すること<br>4 復旧工事の計画実施に関すること<br>5 復旧工事の図面・写真等資料の作成に関すること<br>6 工事業者等の手配及び応急復旧の指示に関すること | 配水課員<br>工務課員           |
|  |  |  | 浄水部 | 浄水部  | 浄水班         | 浄水班長          | 1 所管施設の情報収集及び復旧に関すること<br>2 浄水場の運転・維持管理に関すること                                                                                                              | 浄水課員<br>水質管理課員         |
|  |  |  |     |      | 水質班         | 水質班長          | 1 水質管理に関すること                                                                                                                                              |                        |

### 3 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

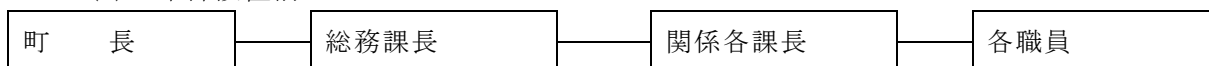
なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、初動体制マニュアルにる。

#### (1) 動員の方法

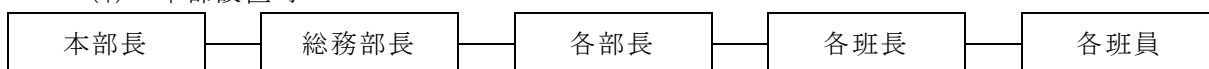
ア 職員の動員は、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。

なお、連絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。

##### (ア) 本部設置前



##### (イ) 本部設置時



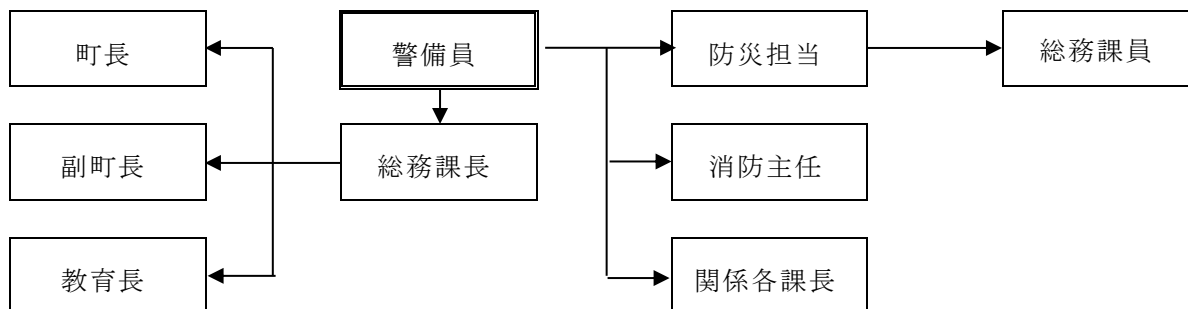
イ 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

ウ 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務部長（庶務班長）に応援職員の配置を求めることができる。

エ 各部長は、応急対策活動の状況に応じ、総務部長に他市町村への応援を依頼するなど、要員の確保に努めなければならない。

#### (2) 警備員からの通報による非常連絡

勤務時間外における警備員からの非常連絡は、次により行う。



※ 火災等は庁舎の黒電話（0178-38-6528）に消防本部から連絡が入る。

※ 火災サイレン、放送（鎮火含む）は、消防本部で全町一斉放送する。

※ 青森県防災情報ネットワークで受信した気象情報は、警報が発表された時点で警備員から連絡が入る。

#### (3) 勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、職員防災初動マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た被害状況又は災害情報を所属課長（班長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。

#### 4 防災関係機関等との連携

##### (1) 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（概ね発災後72時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMAT、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等）は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

##### (2) 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

町災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力㈱、東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、町災害対策本部会議に参画するものとする。

##### (3) 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

##### (4) 国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合等において、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

### 第4節 町災害対策本部に準じた組織

南部町災害対策本部が設置される前及び南部町災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、津波注意報等の発表状況及び地震による被害の状況等によって、災害に対する警戒態勢を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

なお、南部町災害警戒本部等の組織及び運営は、南部町災害対策本部の組織及び運営に準じる。

#### 1 南部町災害警戒本部（警戒態勢2号—2）

##### (1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号—2」の項に定めるとおり

##### (2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

##### (3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 南部町災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 南部町災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

南部町災害警戒本部が設置された場合は、初動マニュアルに基づき、部（課）の全職員が登庁して対処する。

**2 南部町災害情報連絡室（警戒態勢 2 号－1）**

(1) 設置基準

第 2 章第 2 節「配備態勢」の表中「警戒態勢 2 号－1」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 南部町災害情報連絡室を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 南部町災害情報連絡室を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

南部町災害警戒本部が設置された場合は、初動マニュアルに基づき、部（課）の一部職員が登庁して対処する。

## 第3章 災害予防計画

地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施する上での所要の組織体制を整備しておくものとする。

その中でも特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

### 第1節 調査研究〔総務課〕

地震災害は、様々な災害が同時に、広域的に多発するところに特徴があり、また、社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。

こうした地震災害による被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握し、国や県などとの連携を図り、地震に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、町の防災対策に資するものとする。

#### 1 防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難場所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県町が一体となって最適な避難路・指定避難場所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路・指定避難場所等を確保するため、必要な対策や優先度について検討を行い、町防災公共推進計画を策定する。さらに、町民への周知や計画に位置づけられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。

### 第2節 業務継続性の確保

#### 1 方針

町及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

#### 2 実施内容

町及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、県及び町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行

政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

### 第3節 防災業務施設・設備等の整備

地震災害による被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、町、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

#### 1 地震観測施設・設備等〔総務課〕

- (1) 町及び防災関係機関は、観測に必要な施設、設備の整備点検や更新を実施し、地震観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 観測所及び観測点 資料編 3-3-1
- (3) 町は、緊急地震速報の受信に必要な設備の設置、維持管理に努める。

#### 2 消防施設・設備等〔総務課〕

地震発生時における同時多発火災に対処できるよう、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽（飲料水兼用）等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、地震火災への即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害及び高層ビル火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

- (1) 整備状況  
消防施設等の現況 資料編 3-3-2
- (2) 消防ポンプ自動車等の整備  
「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備5か年計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、震災時における消防活動体制の整備に努める。

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 消防ポンプ自動車等整備計画 | 資料編 3-3-3 |
| 消防水利整備計画      | 資料編 3-3-4 |

#### 3 通信設備等〔総務課〕

- (1) 町及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、青森県防災情報ネットワーク（IP電話、文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生

じるおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

町及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

町は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、町防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を整備（戸別受信機を含む）する。

また、それぞれの通信設備等を高性能化、機能強化、防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

## （２）整備状況

### ア 防災行政無線

- |              |     |       |
|--------------|-----|-------|
| （ア） 町有無線設備   | 資料編 | ３－３－５ |
| （イ） 同報系通信系統図 | 資料編 | ３－３－６ |
| （ウ） 移動系通信系統図 | 資料編 | ３－３－７ |

### イ 青森県防災情報ネットワーク

県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）と各市町村を接続しており、連絡系統図は、次のとおりである。

県防災情報ネットワーク回線構成図      資料編 ３－３－８

## ４ 水防施設・設備等〔総務課〕

町及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

水防倉庫の資機材の備蓄状況      資料編    ３－３－９

## ５ 救助資機材等〔総務課〕

人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

救助資機材等の整備状況      資料編 ３－３－１０

## ６ 広域防災拠点等〔総務課〕

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や救援物資搬送施設（二次物資拠点）等のための防災拠点を確保する。

なお、他の被災市町村を支援する場合にも使用される広域防災拠点については、県との間で予め協定を締結する。

※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点

※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。



## 7 その他施設・設備等〔建設課〕

- (1) 町は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害時に使用可能な状況としておくため、整備、点検、又は民間事業者との連携等に努める。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。さらに、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む。）を定期的に点検する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

重機類の整備状況 資料編 3-3-1 2

- (2) 町は、防災倉庫、防災資機材を整備する。

防災資機材の整備状況 資料編 3-3-1 3

## 第4節 青森県防災情報ネットワーク

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

### 1 青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

- (1) 専用電話

ア 端末局間のIP電話

イ 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

- (2) 文書データ伝送用端末

ア 端末局間の文書データ伝送

イ 青森県総合防災情報システムによる防災情報の伝送

### 2 青森県総合防災情報システムの活用

県は、市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

町は、青森県総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

- (1) 各種防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

## (2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用し、以下の情報を管理する。

ア 被害情報、措置情報

イ 避難所情報

ウ 県防災ヘリコプター運航要請情報

## (3) 防災情報の共有化

青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有する。

ア 青森県総合防災情報システム端末の設置

青森県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部等、市町村、防災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末（青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ 住民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより住民に提供する。

青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びＬアラートにて、住民へ伝達される。

## 3 町の災害対策機能等の充実

町及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、災害応急対策を実施する必要があることから、町は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

## 第5節 自主防災組織等の確立〔総務課〕

大規模な地震災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、町は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進する。

### 1 自主防災組織の現況

自主防災組織は、各地区で組織され、防災活動を実施している。

今後は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）に基づき平時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

自主防災組織一覧表          資料編    3－5－1

## 2 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成は、住民が自主的に行うことを本旨としつつ、既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、そのかなめとなるリーダー育成に努める。

その際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため啓発活動（必要な資料の提供、研修会の開催等）を積極的に実施する。また、自主防災組織への女性の参画促進に努める。
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなる優れたリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。  
その際、自主防災組織への女性の参画促進に努める。
- (4) 平時においては食料や水等を備蓄し、防災知識の普及や防災訓練の会場として活用でき、災害時には指定避難所としての機能を有する活動拠点としての施設並びに消火、救助、救護のための資機材の整備を図る。

## 3 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防の組織、又は消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、事業所その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

## 4 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地区防災計画を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、かつ要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

- (1) 平時の活動
  - ア 情報の収集伝達体制の確立
  - イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
  - ウ 活動地域内の防災巡視の実施
  - エ 火気使用設備器具等の点検
  - オ 防災用資機材の備蓄及び管理
  - カ 要配慮者の把握
  - キ 地区防災計画の作成
- (2) 災害時の活動
  - ア 初期消火活動
  - イ 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達、避難誘導
  - ウ 救出救護の実施及び協力
  - エ 集団避難の実施
  - オ 指定避難所の開設・運営
  - カ 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

## 5 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

### (1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理

### (2) 災害時の活動

- ア 初期消火活動
- イ 救出救護の実施及び協力
- ウ その他

## 6 地区防災計画の提案

地区居住者等は、町防災会議に対し、策定した地区防災計画を本計画に定めることを求めることができる。町防災会議は、地区居住者等の主体性を尊重した上で、本計画に定める必要があるかの判断を行う。必要を認めた場合には、当該地区防災計画を本計画に定めなければならない。

## 第6節 防災教育及び防災思想の普及〔総務課・社会教育課〕

地震による被害を最小限にくいとめるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から地震・津波災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

### 1 防災業務担当職員に対する防災教育

町は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 地震・津波災害についての一般的知識の習得
- (2) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識の習得
- (3) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (4) 災害を体験した者との懇談会
- (5) 災害記録による災害教訓等の習得

## 2 住民に対する防災思想の普及

- (1) 町は、地震による人的被害を軽減する方策は、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、各種警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

### ア 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間及び防災関連行事等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う
- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・ポスター等を活用した普及啓発を行う。  
また、災害時にホームページ・ツイッターが活用されるよう促す。
- (エ) 防災に関する講演会等を開催する。

### イ 普及内容

- (ア) 基礎的な地震・津波災害に関すること
  - a 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
  - b 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
  - c 津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
  - d 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所や指定避難所等として指定された施設の孤立や被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- (イ) 住民のとるべき措置に関すること
  - a 家庭においてとるべき次の措置（平時）
    - ・ 家庭における各自の役割分担
    - ・ 災害時伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法
    - ・ 家具等重量物の転倒防止対策
    - ・ 消火器、バケツ等の消火用具の準備
    - ・ 最低3日分、推奨1週間分の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備
    - ・ 指定避難所、避難路の確認
    - ・ 指定避難所における行動、警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

- ・家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め
- ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、町役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・津波警報等の発表時にとるべき行動
- ・自動車や電話の使用の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救援への協力
- ・炊き出しや救援物資の配分への協力
- ・その他

b 職場においてとるべき次の措置

(平時)

- ・職場の防災会議による役割分担
- ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・ロッカー等重量物の転倒防止対策
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・重要書類等の非常持出品の確認
- ・防災訓練への参加

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、町役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・危険物の安全確保
- ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救護への協力
- ・職場同士の相互協力
- ・その他

(2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及推進を図る。

(3) 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。

- ア 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。
- イ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。
- ウ 地震防災マップを作成し、住民等に配布する。
- エ 地震防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- オ 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

### 3 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

また、過去の教訓を踏まえ、すべての国民が災害から自らの命を守るためには、国民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するように努める。

## 第7節 企業防災の促進〔総務課・商工観光課〕

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るなど、企業防災に向けた取組に努める。

### 1 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

町は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

### 2 防災意識の高揚

町及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野

の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### 3 防災訓練等への参加

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

## 第8節 防災訓練〔総務課〕

災害時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

### 1 総合防災訓練の実施

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、大規模地震を想定した防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践的な総合防災訓練を実施する。この際、夜間等様々な条件に配慮するよう努める。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

また、訓練の実施に当たっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

- (1) 実施時期は、原則として防災の日（９月１日）又は防災週間（８月３０日～９月５日）内（又は大きな災害の発生日）とする。
- (2) 地震発生後の災害応急対策の実施を内容に盛り込んだ訓練を年１回以上実施するよう努める
- (3) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害広報訓練
- イ 通信訓練
- ウ 情報収集伝達訓練
- エ 災害対策本部設置・運営訓練
- オ 交通規制訓練
- カ 避難・避難誘導訓練
- キ 消火訓練
- ク 土砂災害防御訓練
- ケ 救助・救出訓練



- コ 救急・救護訓練
- サ 応急復旧訓練
- シ 給水・炊き出し訓練
- ス 隣接市町村等との連携訓練
- セ 指定避難所開設・運営訓練
- ソ 要配慮者の安全確保訓練
- タ ボランティアの受入れ・活動訓練
- チ その他災害想定に応じ必要と認められる訓練

## 2 個別防災訓練の実施

町は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 水門・陸こう等の閉鎖訓練
- (11) 指定避難所開設・運営訓練
- (12) 給水・炊き出し訓練
- (13) その他町独自の訓練

## 3 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、町は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

## 第9節 避難対策〔総務課・住民生活課・福祉介護課・健康こども課〕

地震災害時において住家を失った住民及び地震災害に起因する水害、土砂災害、火災等の二次災害危険箇所周辺の住民を保護するため、指定避難所及び避難路等の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体になって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路等を確保する。

## 1 指定緊急避難場所の指定

町は、大規模地震が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定緊急避難所を指定しておく。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができる。

### (1) 指定緊急避難場所の指定

ア 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とする。

イ 要避難地区のすべての住民（昼間人口や訪日外国人を含む旅行者等も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること。

ウ 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところにする。

エ 土砂災害警戒区域等からはずれたところとする。

オ 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

### (2) 地震火災に対する指定緊急避難場所の選定

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあることから、地震火災に対する指定緊急避難場所の選定に当たっては上記(1)に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

ア 大規模な火事の輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空地を選定する。

イ 付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。

ウ 状況に応じて、他の指定緊急避難場所に移動が可能なところとする。

### (3) 道路盛土等の活用

指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

### (4) 臨時ヘリポートの確保

指定緊急避難所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送できない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

### (5) 指定緊急避難所の事前指定等

ア 指定避難所及び指定緊急避難場所は、次のとおりである。

指定避難所【指定緊急避難場所】 資料編 3-9-1

※災害対策基本法第49条の8により指定避難所と指定緊急避難場所は相互に兼ねることとする。

福祉避難所 資料編 3-9-2

その他の避難所 資料編 3-9-3

イ 災害の状況により、上記の指定避難所のみでは足りない場合又は、町区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じる。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

## 2 指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮、家庭動物の同行避難に留意するものとする。また、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。照明を増設する。

性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。さらに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

#### ア 施設・設備の整備

貯水槽、井戸、トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む）、照明、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。

#### イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備

避難生活に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、仮設トイレ、生活必需品、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、間仕切り等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。

#### ウ 指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、パーティション、体温計、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努める。

また、指定避難所における感染症対策について、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

#### (1) 指定避難所の指定

ア 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する施設とすること

イ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造及び設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする

ウ 地区分けをする場合においては、町内会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること

エ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましいこと

オ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること

カ 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示すること。

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の

上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること。

キ 感染症発生時等、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること。

また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること。

### 3 標識の設置等

指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。

また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努める。

### 4 避難路の選定・整備

避難路の選定は、市街地の状況に応じて、住民が徒歩で確実に安全な場所へ避難できるよう次の事項に留意して避難路・避難階段を整備・確保し、その周知に努める。

なお、各地域において、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、三戸警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車の避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

- (1) 避難路は、おおむね8 m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないものとする。
- (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とする。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路とする。

また、各地域において、気候や避難路の状況を踏まえた上で、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離等の関係から、自転車により避難する必要性について検討し、可能な場合は具体的な方策を立てるものとする。

### 5 避難路及び指定緊急避難場所周辺の交通規制

地震災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため、必要に応じ、三戸警察署、三八地域県民局地域整備部と協力し、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の駐車場規制等の交通規制を実施する。

### 6 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

## 7 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

### (1) 指定避難所等の広報

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

地域住民に対して、指定避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア 指定避難所の名称
- イ 指定避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ その他必要な事項

### (2) 避難のための心得の周知徹底

地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」へ移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

- ア 避難準備の知識
- イ 避難時の心得
- ウ 避難後の心得

### (3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

## 8 避難計画の策定

町は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難指示等を発令する対象区域（町内会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定避難所等の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数、避難行動要支援者の状況
- (3) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 要配慮者の適切な避難誘導体制
- (5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
- (6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給措置
  - エ 被服、生活必需品の支給措置
  - オ 負傷者に対する応急救護措置
  - カ その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備
- (7) 指定避難所の管理に関する事項
  - ア 避難受入中の秩序保持

- イ 避難者に対する災害情報の伝達
  - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知
  - エ 避難者からの各種相談の受付
  - オ 衛生管理の徹底
  - カ その他必要な事項
- (8) 災害時における広報
- (9) 自主防災組織等との連携
- 住民の円滑な避難のため、必要に応じて避難場所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。
- (10) ホームレスの受入れ
- 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

## 9 広域一時滞在に係る手順等の策定

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

## 10 その他

- (1) 町は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。

# 第10節 災害備蓄対策

## 1 方針

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

## 2 実施内容

### (1) 自助・共助による備蓄

住民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。特に冬期間を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

また、自動車を所有する者は、自動車へのこまめな満タン給油に努める。

### ア 家庭における備蓄

住民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

イ 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低３日分、推奨１週間分」備蓄する。

ウ 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低３日分、推奨１週間分」備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

(2) 公助による備蓄

最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋等の物資や指定避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。

ア 町における備蓄

住民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。

また、指定避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

イ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

ウ 平時から災害時応援協定を締結した民間事業者等の連絡先の確認を行うとともに、訓練等を通じて、要請手続、物資の備蓄状況及び運送手段等の確認を行うよう努める。

(3) 備蓄物資の整備

町は、青森県災害備蓄指針等を踏まえ、備蓄の整備方法を定めた災害備蓄整備計画を策定するなどにより、備蓄を推進する。

## 第１１節 火災予防対策〔総務課・学務課・社会教育課〕

地震発生時の火災の同時多発等による被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図るものとする。

### １ 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、町は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、病院、宿泊施設等の防火対象物に対し、防火管理者の選任・届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、

計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては、改善の指導・勧告を行い、悪質なものには改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に火災予防の周知徹底を図る。

## 2 防火思想の普及

### (1) 一般家庭に対する指導

ア 消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、地震による火災発生防止として対震自動消火装置付ストーブの使用の促進等を強力に指導するとともに、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ 消防機関は、火災予防運動及び建築物防災運動などの火災予防等に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及を図る。

### (2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、地震動による落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

### (3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため女性消防クラブを育成指導する。

イ 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

## 3 消防体制の充実強化

### (1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

### (2) 消防力の整備、充実

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備、充実を図る。

なお、大地震発生時における消火栓の使用不能等に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して耐震性貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。



#### 4 文化財に対する火災予防対策

町教育委員会は、消防機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言する。

### 第12節 水害対策〔総務課・建設課〕

地震に起因する水害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、住民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備を図るものとする。

#### 1 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- (1) 治山事業
- (2) 砂防事業
- (3) 河川防災対策事業
- (4) 農地防災対策事業
- (5) 都市防災対策事業
- (6) 危険地域からの集団移転促進事業

#### 2 河川の維持管理

##### (1) 河川巡視の実施

河川巡視員並びに河川、海岸及び砂防管理関係職員が常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所の発見及び河川の不法使用等を取り締まり、河川の維持管理を図る。

##### (2) 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他災害を防止し、又は被害を軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講じる。

###### ア 構造の安全確保

河川管理施設は、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するため各施設の耐震性を向上させるなどの強化措置を講じる。

###### イ 維持管理

次の河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

- (ア) 洪水を調節する施設
  - (イ) 洪水を分量させる施設
  - (ウ) 治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止若しくは流水調節施設
- (3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理の徹底を図る。

###### ア 流水及び河川区域内の土地の占用

###### イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

###### ウ 河川における竹木等の流送

### 3 水防資機材の整備

水防管理団体は、水防倉庫を設置するとともに、資機材を備蓄しておく。

なお、緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者や建設業者の連絡先、保有量等を把握しておく。

### 4 水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

### 5 浸水想定区域等

- (1) 町は、国土交通大臣又は県知事による浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 町は、浸水想定区域に地下街等又は主として要配慮者が利用する施設があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を掲載し、また、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- (3) 町は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 町は、その区域内に存する防災重点農業用ため池の緊急時における連絡体制や避難場所及び避難経路、その他災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載したため池ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努める。

### 6 水防訓練

町は毎年、消防団、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

## 第13節 土砂災害対策 [総務課・建設課・農林課・学務課・社会教育課]

地震災害に起因する土砂災害を未然に防止し、又は被害を拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握土砂災害警戒情報等の収集、住民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図るものとする。

### 1 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- (1) 治山事業
- (2) 砂防事業
- (3) 農地防災対策事業

## 2 土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報紙等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等についての普及啓発を図る。

## 3 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の収集

国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、町は、当該情報に基づいて適切に避難指示等の判断を行う。

## 4 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう三八地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

## 5 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進
- (5) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記(1)、(2)、(3)の法指定諸制度との整合性の確保
- (6) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導徹底
- (7) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

## 6 土砂災害警戒区域等一覧 資料編 3-13-1

## 第 1 4 節 建築物等対策〔建設課〕

地震発生時の地震動による建築物本体の被害、窓ガラス、外装材等の損壊落下による被害、ブロック塀、石塀等の倒壊による被害のほか、建築物の倒壊による地震火災の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するため、公共建築物等災害予防、一般建築物等災害予防、コンピュータシステム等災害予防の促進を図るものとする。

### 1 公共建築物等災害予防

防災拠点となる役場・病院、指定避難所となる学校・体育館・公民館等の耐震性調査及び耐震改修について、数値目標を設定するなど計画的な実施に努めるほか、劇場、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の防災上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

エレベーターの地震防災対策として、地震時においても機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震安全性を確保するとともに、閉じ込めを防止するため、安全装置等の改良を建築物の所有者、管理者に対して周知徹底する。

### 2 一般建築物等災害予防

#### (1) 一般建築物の耐震性確保

町は県と連携して、特殊建築物等の中間検査制度の活用並びに完了検査率の向上を図り、また、民間確認検査機関を活用して、住宅の完了検査の一層の充実を図り、欠陥建築物の防止と耐震性の向上を促進する。また、地震時の建築物の被害を防止・軽減するため、市町村耐震改修促進計画を策定し、昭和56年5月以前に建築された既存建築物については、所有者、管理者に対する耐震診断・耐震改修等に関する指導を強力かつ計画的に実施するとともに、特に住宅の耐震診断に対する補助を行うなど、耐震診断・耐震改修の促進のための措置を講じる。

#### (2) 窓ガラス、看板及び天井等対策

町は県と連携して、市街地の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修などの指導を行う。特に、通学路及び指定避難所等周辺においては、改修を要する建築物の所有者、管理者に対して強力な改修指導を行う。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策を講じるものとする。

#### (3) ブロック塀、石塀等対策

町は県と連携して、道路沿い等に設置又は改修しようとするブロック塀等の所有者に対し、建築基準に適合したものとするよう指導する。

また、通学路や避難路及び人通りの多い道路等に沿って設置されているブロック塀等については、その実態を把握し、危険性のあるものについては改修するよう所有者、管理者に対して強力に指導するとともに耐震改修等の補助を行うなどの措置を講じる。

#### (4) 家具等転倒防止対策

住民に対し建築物内の食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策等についてわかりやすいパンフレット、広報紙等により周知徹底する。

#### (5) エレベーターの地震防災対策

上記 1 の公共建築物等災害予防におけるエレベーターの地震防災対策による。

### 3 コンピュータシステム等災害予防

コンピュータシステムの損傷は、社会経済機能に大きな支障を及ぼすため、自ら保有するコンピュータのハードウェア保険及びシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取り組みを促進する。

## 第15節 都市災害対策

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点等の整備、市街地の整備、建築物不燃化を図るものとする。

### 1 公園緑地の整備〔建設課〕

都市のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

### 2 防災拠点施設整備事業〔総務課〕

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の活動拠点及び備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

### 3 建築物不燃化対策

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

#### (1) 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

#### (2) 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

### 4 空き家対策

そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

## 第16節 要配慮者等安全確保対策〔福祉介護課・健康こども課・建設課〕

災害に備えて、地域住民の中でも特に配慮者については、平時から安否確認方法を確認し、関連施設の安全性の確保、支援体制の整備、避難誘導體制等の整備を行うとともに、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点等に十分配慮するよう努めるものとする。

### 1 要配慮者利用施設の安全性の確保

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

(2) 要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について周知徹底を図り、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

(3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設 資料編 3-16-1

## 2 要配慮者の支援体制の整備等

(1) 町は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する要配慮者（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努めるものとする。

また、町は、町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

(2) (1)の名簿に記載する事項は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ その他避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

(3) (1)の名簿を作成するための方法・手段は次のとおりとする。

- ア 名簿に登載する者の範囲は町内に居住する者とする。
- イ 名簿作成に関する関係課の役割は次のとおりである。
  - 福祉介護課・健康こども課：要配慮者等に関すること
  - 住民生活課：要配慮者等の個人情報に関すること
- ウ 名簿作成に必要な情報の入手方法は次のとおりである。
  - 氏名、生年月日：戸籍
  - 性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由：町職員による電話・訪問調査等

(4) (1)の名簿を作成するにあたり、町長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた又は条例で定めた避難行動要支援者に係る(1)の名簿を三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所、南部町消防団、三戸警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。この際、町長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求める。

(5) 町は要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。

(6) 町等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全

確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

- (7) 町等防災関係機関は、災害時の避難行動要支援者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。

### 3 避難行動要支援者の情報伝達体制及び避難誘導体制等の整備等

- (1) 町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 町は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (4) 町は、町地域防災計画に定めた消防機関、県警、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、又は、条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (5) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (6) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (7) 町等防災関係機関は、被災した避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。
- (8) 要配慮者利用施設における支援体制等の整備
- ア 要配慮者用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

- イ 要配慮者利用施設の管理者は、平時から町防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。
- ウ 県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(9) 指定避難所における連絡体制等の整備

町は、避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

(10) 応急仮設住宅供給における配慮

町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

(11) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 第 17 節 防災ボランティア活動対策 [福祉介護課・健康こども課]

地震災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

### 1 関係機関の連携・協力

町は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

### 2 防災ボランティアの育成

町及び町教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部福地分区分、名川分区分、南部分区分、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、NPO・ボランティア等に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

### 3 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、町、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

### 4 防災訓練等への参加

町は、町教育委員会と協力して、町社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部への防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、町、町社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するNPO・ボランティア等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。



## 5 ボランティア団体間のネットワークの構築の推進

町社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、市町村及び市町村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築けるよう支援する。

## 6 防災ボランティア活動の環境整備

町等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、町社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

# 第18節 積雪期の地震災害対策〔建設課〕

積雪期の地震による被害の拡大を防止するため、積雪期における交通の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、積雪期の指定避難所、避難路の確保を図るものとする。

## 1 総合的な雪害対策の推進

積雪期の地震災害の予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「南部町地域防災計画（風水害等災害対策編）」による雪害予防対策について、各防災関係機関が密接に連携し、総合的かつ具体的に実施する。

## 2 交通の確保

### (1) 道路交通の確保

災害時における応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、除雪体制を確立し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

#### ア 除雪体制の確立

(イ) 一般国道・県道・町道及び高速自動車国道の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(ロ) 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形等自然条件に適合した除雪機械の整備を促進する。

#### イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (ア) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。
- (イ) なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・なだれ防止柵等の整備を促進する。

#### (2) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、降積雪の状況に応じて除雪機械の運行計画を定めておくとともに、機械除雪によりがたい箇所を除雪及び機械除雪の不足を補う人力除雪体制を整備する。

#### (3) 航空輸送による緊急物資の受取場所の確保

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等に対処するため、次により航空輸送の確保を図る。

##### ア 基幹空港の除雪体制の整備

除雪機械の整備等空港の除雪体制を整備する。

##### イ 緊急物資の受取り場所の確保

孤立が予想される集落における航空輸送による物資の受取り場所の確保を図る。

### 3 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対する地域の援助体制の確立を図る。

### 4 積雪期の指定避難所、避難路の確保

市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪設備等の面的整備を促進して、おおむね次のような指定避難所・避難路の確保等を図る。

#### (1) 指定避難所等の確保

地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定避難所等を指定する。

#### (2) 避難路の確保

##### ア 積雪・堆雪に配慮した体系的街路の整備

##### イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

##### ウ 機械による除排雪が困難な地域や冬期交通のあい路となる箇所における消融雪設備等の整備

#### (3) 避難誘導標識の設置

住民が安全に指定避難所等に到達することができるよう積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

## 第19節 文教対策〔学務課・社会教育課〕

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を地震災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

## 1 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた学校安全計画を策定しておく。地震災害発生時には、校長等を中心として遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を図る。

## 2 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科や道徳（小・中学校）での安全に関する学習、特別活動の学級（ホームルーム）活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階や考慮すべき特性等を考慮しながら適切に行う。

### (1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、地震の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害発生時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等における、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を地震・津波災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

### (2) 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害発生時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、市町村が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

### (3) 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等の安全管理・防災教育に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

## 3 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、避難経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法等を示したマニュアルを作成し、その周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

#### 4 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

##### (1) 通学路の安全確保

ア 通学路については、警察署、消防機関等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。

イ 平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

ウ 災害発生時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。

エ 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

##### (2) 登下校等の安全指導

ア 地震災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

#### 5 文教施設の不燃堅ろう構造化・耐震化の促進

文教施設・設備等を地震から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による耐震化、不燃堅ろう構造化を促進するとともに既存文教施設の耐震化を促進する。また、校地等の選定・造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

#### 6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を地震災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

#### 7 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

#### 8 文化財の災害予防

町内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される地震災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び町教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

## 第20節 警備対策〔総務課〕

三戸警察署長は、災害時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

### 1 措置内容

三戸警察署長は、災害の発生に備えて、町及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

#### (1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定緊急避難場所、避難経路及び指定避難所の受入可能人数等を把握する。

#### (2) 災害警備訓練

警察職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

#### (3) 災害警備活動体制の確立

地震災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

#### (4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

#### (5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、警備に当たる警察職員に係る医薬品及び食料品等の必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

#### (6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する

#### (7) 防災意識の普及高揚

日頃から住民に対して、地震災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、住民の防災意識高揚を図り、地震災害時の混乱を未然に防止する。

## 第21節 交通施設対策〔建設課〕

交通施設の地震による被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の応急対策活動の障害となることから、代替路を確保するための道路の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努めるものとする。

### 1 道路・橋梁防災対策〔建設課〕

道路管理者は、震災時において避難路・緊急輸送ルート確保を早期にかつ確実に図るため、町道等の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

(1) 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、次の調査、工事を実施する。

ア 道路法面、盛土崩落危険調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。

イ 道路の防災補修工事

上記アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、次の調査、工事を実施する。

ア 橋梁耐震レベルの把握

構造の改善補強等が必要な箇所を把握するため、各道路橋示方書により確認しておく。

イ 橋梁の耐震補強の工事

上記アの確認に基づき、補修対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強工事を実施する。

ウ 耐震橋梁の建設

新設橋梁は、耐震構造とする。

(3) 横断歩道橋の整備

災害時において横断歩道橋の落下等により交通障害物となることを防止するため、所管横断歩道橋について次の調査、工事を実施する。

ア 横断歩道橋の点検調査

建設後の維持管理、気象条件等による構造細目の変化を把握するため、本体と階段の取付部を中心として横断歩道橋の点検調査を実施する。

イ 横断歩道橋の工事

上記アの調査に基づき、補強等の対策が必要とされた横断歩道橋について、適切な補修工事等を実施する。

(4) 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。

## 第22節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

地震災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止し、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

## 1 電力施設〔総務課〕

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

### (1) 電力施設の耐震性強化

災害時において電力供給ができるよう、次により施設・設備の耐震性の強化を図る。

#### ア 変電設備

- (ア) 機器、設備の整備点検
- (イ) 碍子型機器の耐震構造化
- (ウ) 保護継電装置の耐震性の強化
- (エ) 土木建築物の安全性の調査、検討及び強化

#### イ 送配電設備

- (ア) 地質に応じた基礎の採用
- (イ) 支持物巡視点検の実施
- (ウ) 不等沈下箇所の調査及び補強の促進
- (エ) 橋梁並びに建物取付部における管、材料及び構造の耐震化

### (2) 電力設備の災害予防措置

次の災害予防措置を講じる。

#### ア 水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

#### イ 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を設置するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施し、大きな地盤移動の発生が予想される地域、軟弱地盤や液状化の可能性が大きなところはできるだけ避ける。

#### ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講じる。

#### エ 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

### (3) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

- ア 観測、予報施設及び設備
- イ 通信連絡施設及び設備
- ウ 水防、消防に関する施設及び設備
- エ その他災害復旧用施設及び設備

### (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

#### ア 資機材等の確保

災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

#### イ 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両等の輸送力を確保する。

ウ 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 資機材等の仮置場

町は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。

(5) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(6) 広報活動

ア 公衆感電事故防止 P R

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

イ P R の方法

公衆感電事故防止 P R については、常日頃テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し認識を深める。

ウ 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

## 2 ガス施設〔総務課〕

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) ガス施設の耐震性強化

地震災害時においてガス供給が円滑に行われ、また、ガスによる二次災害を防止するため、次によりガス工作物の耐震性の強化を図る。

ア 製造設備の耐震性を維持強化する。

イ 導管は、溶接鋼管、ポリエチレン管又は可撓性のある機械的接合を用いた鋼管、ダクタイル鋳鉄管に随時移行する。

(2) ガス施設の災害予防措置

災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。

ア 定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ 緊急操作設備の強化

(ア) 製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出・L P G 流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

(イ) 中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ L P G 容器の転倒防止措置

L P G 容器の転倒防止措置を徹底する。

(3) 応急復旧体制の整備



- ア ガス漏えい通報に対する受付体制の整備
  - イ 消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備
  - ウ 応急復旧動員体制の整備
  - エ 応急復旧用資機材の整備
  - オ 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進
  - カ 保安無線通信の整備・拡充
- (4) 広報活動
- ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知
  - イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

### 3 上水道施設〔八戸圏域水道企業団〕

水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

#### (1) 上水道施設の耐震性強化等

八戸圏域水道企業団は、災害時における断水を最小限にとどめるため、次により水道施設の耐震性の強化を図る。

##### ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は、耐震設計とする。

##### イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性の強化を図り、管路は、耐震性継手－伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考量した構造、材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水、水質の安全が確保できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

##### ウ 浄水施設及び送配水施設

(ア) ポンプ周りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を図るとともに、塩素中和装置等を設置し、二次災害を防止する。

(イ) 送配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化、共同溝の整備を行う。

##### エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震化を図る。

##### オ 既存施設

既存の上水道施設については耐震性診断を行う。既設管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽化を発見した場合は布設替え等の改良を行う。

カ 浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については優先的に耐震化を図るなど、あらかじめ定めた耐震性の強化の目標に基づき順次計画的に耐震化を図る。

#### (2) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

#### (3) 防災用施設、資機材の充実強化

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点と

なる耐震性貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車車両等の資機材の充実強化を図る。

また、仮配管の設置に備え、配管及びバルブ等の水道用資材の備蓄と民間保有資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(4) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事事業者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

#### 4 下水道施設〔建設課〕

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 下水道施設の耐震性強化

下水道事業者は、災害時における住民の衛生的な生活環境を確保するため、次により下水道施設の耐震性の強化を図る。

ア 管渠

地盤の軟弱な地区などに敷設されている下水道管渠に重点を置き、補強する。

新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討・計画し、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、適切な管渠基礎工、マンホールと管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用するなどの工法で実施する。

イ ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水道管渠の連絡箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設を補強するとともに、今後の設計に当たっては、耐震性を考慮し、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

(2) 施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(3) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等の確保体制を確立しておく。

また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

(4) 非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

#### 5 電気通信設備〔総務課〕

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 電気通信設備等の耐震性強化等

災害時においても通信の確保ができるよう、次により施設・設備の耐震性強化等を図る。

ア 耐震対策

(ア) 局舎、鉄塔の耐震化

(イ) 局内設備の固定、補強等

イ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

ウ 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(2) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

ア 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

(3) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。

ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。

エ 通信ケーブルの地中化を推進する。

オ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(4) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(5) 大規模災害時の通信確保対策

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう、利用者に対して周知するよう努める。

エ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラヒックコントロールを行い、重要通信を確保する。

## 6 放送施設〔総務課〕

放送事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 放送施設の機能確保

放送機関は、災害時における住民への情報伝達ができるよう、次によりその機能を確保する。

ア 送信所、スタジオの建物、構築物の耐震性の強化

イ 放送設備、特に放送主系統、受配電設備、非常用発電設備等の耐震化

ウ 放送設備等重要な設備の代替又は予備の設備の設置

エ 火災による二次災害防止のための消防用設備等の整備

オ 建物、構築物、放送施設等の耐震性等についての定期的な自主点検

(2) 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。

また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

- (3) 非常緊急放送体制の整備  
緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。
- (4) 防災資機材の整備  
災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

## 第23節 危険物施設等対策〔総務課〕

地震災害による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性同位元素使用施設での地震災害による被害を軽減するため、これらの施設における規制、保安指導、保安教育等の実施、自主保安体制の確立等を図るものとする。

### 1 現況

危険物施設      資料編    3－23－1

### 2 危険物施設

#### (1) 規制

消防法等の耐震基準に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備
- イ 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- ウ 予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

#### (2) 保安指導

既存施設における耐震性について、立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

#### (3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

#### (4) 自主保安体制の整備

事業所は、地震時における火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 保安検査、定期点検
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあつては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

## 第 2 4 節 複合災害対策

### 1 方針

地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

### 2 実施責任者

県、市町村、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

### 3 実施内容

- (1) 県、市町村及び防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。
- (2) 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

## 第4章 災害応急対策計画

地震災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

### 第1節 地震情報等の収集及び伝達

防災活動に万全を期するため、地震に関する情報の発表及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

#### 1 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、地震情報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害又は災害による被害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

#### 2 地震関係情報

##### (1) 緊急地震速報

###### ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

- (注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

###### イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者等の協力を得てテレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。消防庁は気象庁から受信した緊急地震速報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により地方公共団体等に伝達するものとする。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

###### ウ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まず、自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

| 入手場所          | とるべき行動の具体例                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自宅など屋内        | <p>頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</p> <p>&lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>・ その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</li> <li>・ 扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul>               |
| 駅やデパートなどの集客施設 | <p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p>&lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あわてて出口・階段などに殺到しない。</li> <li>・ 吊り下がっている照明などの下からは退避する。</li> </ul>                                                         |
| 街など屋外         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</li> <li>・ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</li> <li>・ 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</li> </ul>                                                       |
| 車の運転中         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</li> <li>・ ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</li> </ul> |

#### エ．普及啓発の推進

町は、青森地方気象台その他の防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることについて知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があること。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を見聞きした時の適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

## (2) 地震情報

気象庁及び青森地方気象台は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。

### 地震情報の種類、発表基準及び内容

| 地震情報の種類        | 発表基準                                                                                | 内容                                                                                                                                                                              |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報           | ・震度3以上                                                                              | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。                                                                                                                            |
| 震源に関する情報       | ・震度3以上<br>（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）                                                 | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。                                                                                                    |
| 震源・震度に関する情報（注） | 以下のいずれかを満たした場合<br>・震度3以上<br>・津波警報・注意報発表<br>または若干の海面変動が予想される場合<br>・緊急地震速報（警報）を発表した場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。                                                                            |
| 各地の震度に関する情報（注） | ・震度1以上                                                                              | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。<br>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。 |
| 推計震度分布図        | ・震度5弱以上                                                                             | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。                                                                                                                                |

(注)気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

## 3 地震情報等の伝達

### (1) 地震情報等の伝達方法

ア 関係機関から通報される、又は全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等により受信した地震情報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は警備員が受領する。

イ 警備員が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。

ウ 地震情報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。



エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

| 伝 達<br>責任者 | 伝達先等   |              |              |                                                  | 伝 達 内 容                                                        |
|------------|--------|--------------|--------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|            | 伝達先    | 電話番号         | 伝達方法         |                                                  |                                                                |
|            |        |              | 勤務時間内        | 勤務時間外                                            |                                                                |
| 総務課長       | 庁舎関係各課 | 0178-76-2111 | 庁内放送<br>(使送) | 関係課長へ電話<br>(警備員が受領<br>した場合は、警<br>備員が関係課長<br>へ電話) | 津波情報を除くすべての<br>注意報、警報 (なお勤務<br>時間外は関係課長へ)                      |
|            | 三戸消防署  | 0179-22-1140 |              |                                                  |                                                                |
|            | 名川分署   | 0178-76-2416 | 電 話          | 電 話                                              | すべての警報、強風、乾<br>燥、大雨、洪水の各注意報                                    |
|            | 福地分遣所  | 0178-84-2103 |              |                                                  |                                                                |
|            | 南部町消防団 |              |              |                                                  |                                                                |
| 教育長        | 学務課    | 0178-38-5968 | 電 話          | 各受領責任者へ<br>電話                                    | 津波情報を除くすべての<br>警報、強風の各注意報<br>津波情報を除くすべての<br>警報、特に必要と認める<br>注意報 |
|            | 社会教育課  | 0178-38-5969 | 電 話          |                                                  |                                                                |

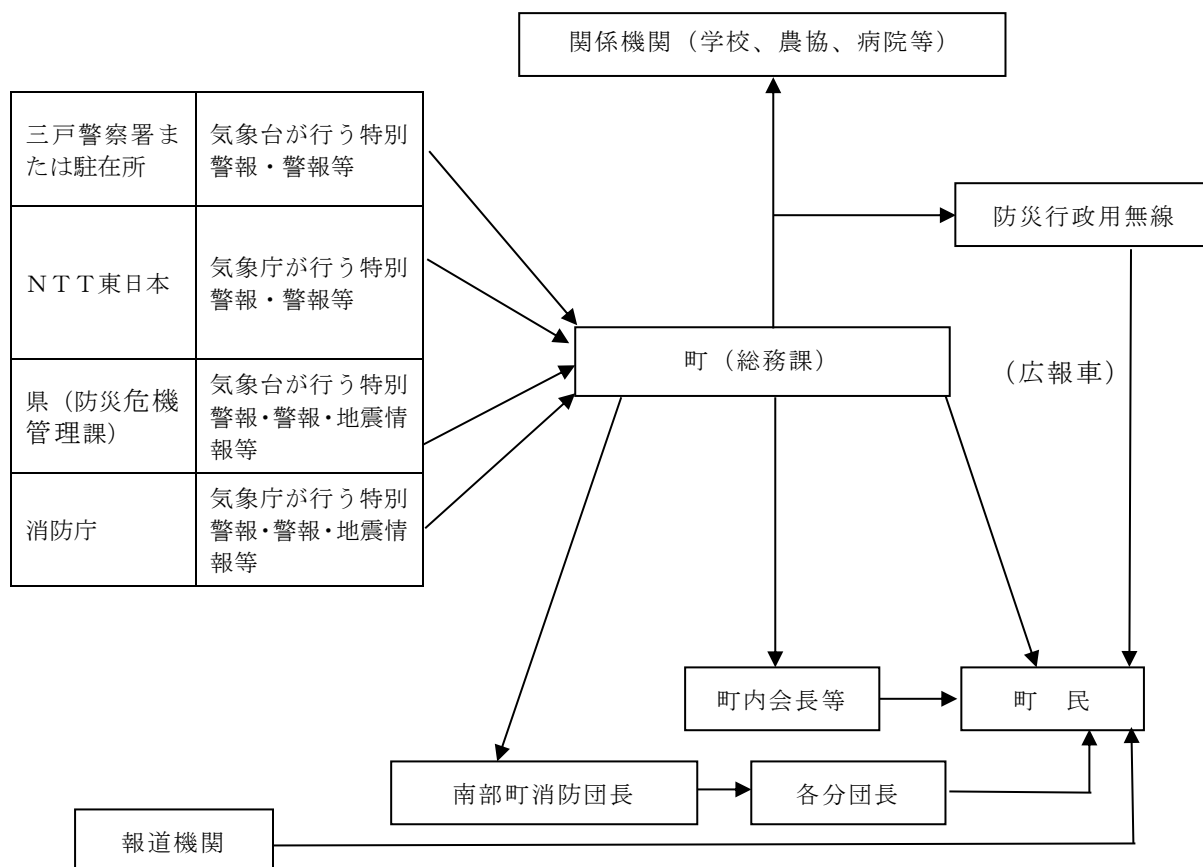
オ 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

町長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

| 通報責任者 | 周知先 | 周知方法                                  | 通報内容  |
|-------|-----|---------------------------------------|-------|
| 総務課長  | 全町民 | 広報車、防災行政用無線<br>( J - A L E R T 等を含む。) | 地震情報等 |

## (2) 地震情報等の伝達系統

地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



## (3) 震度情報ネットワークによる震度情報の伝達

迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークにより震度3以上を感知した場合は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は警備員等が上記(1)に準じて伝達する。

## (4) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象とは、頻発地震や数日間にわたり頻繁に感じるような地震などの地象に関する事項をいう。

### ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

### イ 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報するとともに、警察署に通報する。

### ウ 町長の通報

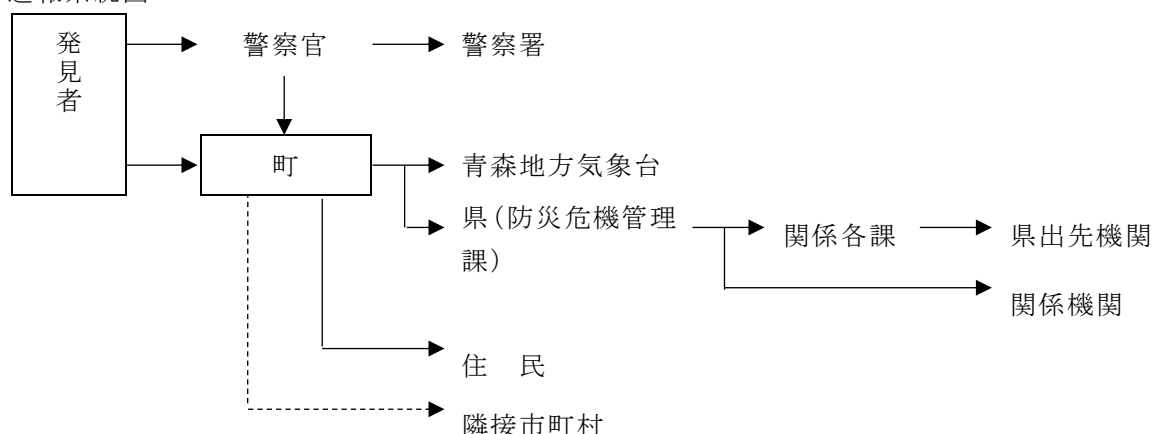
通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台

(イ) 県（防災危機管理課）

通報系統図



(5) 防災関係機関連絡先 資料編 4-1-14

#### (4) 普及啓発の推進

町は、青森地方気象台その他の防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることについて知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があること。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を見聞きした時の適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

## 第2節 情報収集及び被害等報告

地震の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

### 1 実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

### 2 情報の収集、伝達

町長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

なお、「震度5強」以上を観測した場合にあっては、被害の有無を問わず第1報を消防庁に対しても直接通報する。

#### (1) 災害又は災害による被害が発生するおそれがある段階

##### ア 災害情報の収集

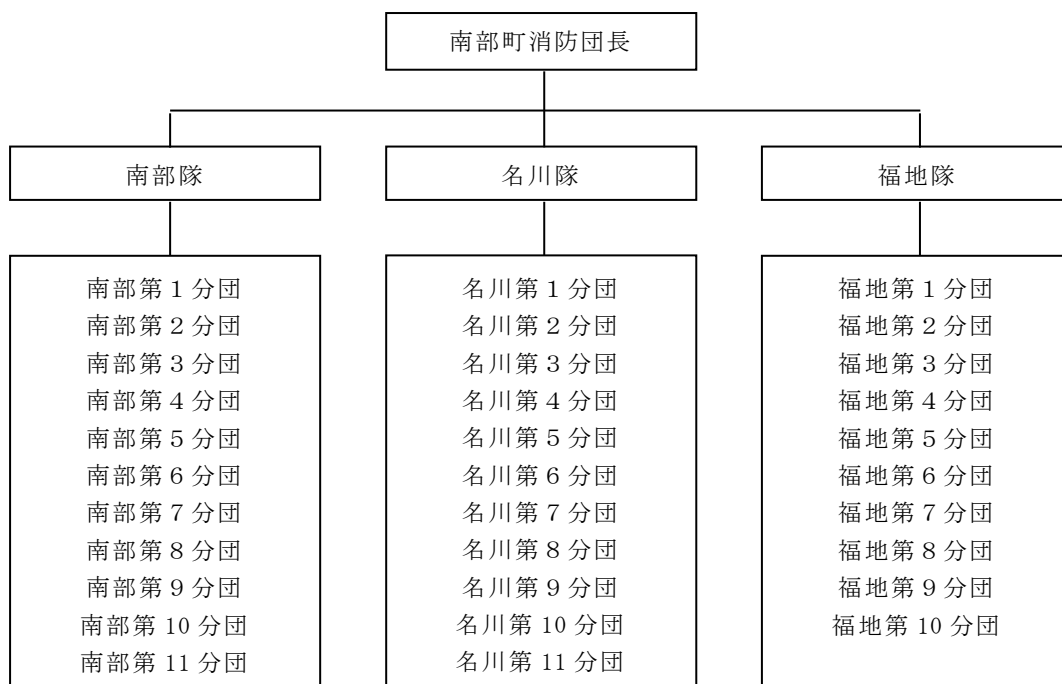
町長は、災害又は災害による被害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって情報把握に当たらせるとともに、次の各地区ごとの情報調査連絡員から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

(ア) 各地区情報調査連絡員（南部町行政員） 資料編 4-2-1

(イ) 三戸消防署・三戸消防署名川分署・三戸消防署福地分遣署の情報調査連絡員

資料編 4-2-2

(ウ) 南部町消防団の情報収集先



イ 災害情報の内容

- (ア) 災害による被害が発生するおそれのある場所
- (イ) 今後とらうとする措置
- (ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ 町職員、三戸消防署名川分署・三戸消防署福地分遣所職員の巡視

災害又は災害による被害が発生するおそれがある場合は、総務課員・建設課員・農林課員・三戸消防署名川分署・三戸消防署福地分遣所の署員は速やかに巡回車等により、巡回する。

エ 災害情報の報告

町長（総務課）は、収集した情報をとりまとめ、県（防災危機管理課）に報告する。

(2) 災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある段階

ア 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査にあたって正確を期するため、地区情報調査連絡員、その他関係者の協力を得て行う。

人的被害及び住家被害は災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

| 被害調査区分          | 調査担当責任者 | 協力団体名            |
|-----------------|---------|------------------|
| 一般被害及び応急対策状況の総括 | 総務課     | 各地区情報調査連絡員       |
| 住家等財産関係の被害      | 税務課長    | 各地区情報調査連絡員       |
| 農林水産業関係被害       | 農林課長    | 農業協同組合           |
| 商工業関係被害         | 商工観光課長  | 商工会              |
| 公共土木施設被害        | 建設課     | 各地区情報調査連絡員、土地改良区 |
| 社会福祉施設等被害       | 福祉介護課   | 社会福祉協議会          |

イ 被害状況の報告等

(ア) 八戸消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する

| 組織名          | 回線種別         | 電 話                  |                      | ファックス                        |                      |
|--------------|--------------|----------------------|----------------------|------------------------------|----------------------|
| 防災危機管理課      | N T T回線      | 017-734-9088         |                      | 017-722-4867<br>017-734-8017 |                      |
|              | 防災情報ネットワーク   | 8-810-1-6020         |                      | 文書データ伝送機能                    |                      |
| 消防庁<br>応急対策室 |              | 平日(9:30-17:45)       | 左記以外<br>(宿直室)        | 平日(9:30-17:45)               | 左記以外<br>(宿直室)        |
|              | N T T回線      | 03-5253-7527         | 03-5253-7777         | 03-5253-7537                 | 03-5253-7553         |
|              | 地域衛星通信ネットワーク | (8-)048-500-90-49013 | (8-)048-500-90-49102 | (8-)048-500-90-49033         | (8-)048-500-90-49036 |

(イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に青森県総合防災情報システム等により報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- c 避難の必要の有無又は避難の状況
- d 住民の動向
- e その他、災害の発生、拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

被害調査報告分担区分      資料編    4－2－3

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア 総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4（資料編）により、災害状況を逐次県（防災危機管理課）に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 避難指示等又は警戒区域の設定状況
- (ウ) 指定避難所の設置状況
- (エ) 避難生活の状況
- (オ) 救護所の設置及び活動状況
- (カ) 傷病者の収容状況
- (キ) 観光客等の状況

(ク) 応急給食・給水の状況

(ケ) その他

a 町外の医療機関への移送を要する負傷者の状況

b 町外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況

c その他

イ 被害報告区分 資料編 4-2-4

### 3 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。  
総務課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災危機管理課）に報告する。

### 4 報告の方法及び要領

#### (1) 方法

ア 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。

イ 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。

ウ すべての通信設備が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

#### (2) 要領

ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

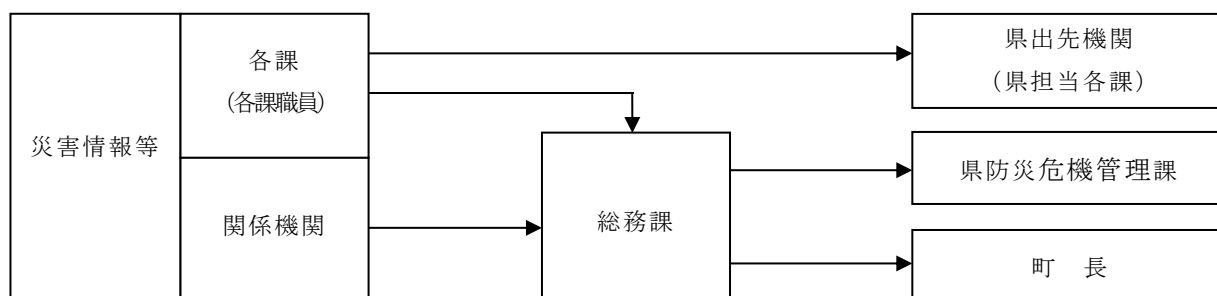
イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

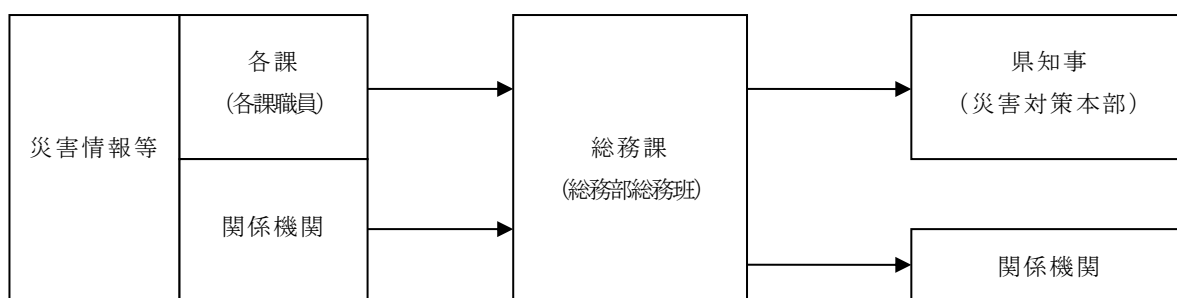
エ 県への報告に当たっては、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。

### 5 情報の収集、報告の系統図

#### (1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



## (2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



災害救助法の適用基準

資料編 4－2－5

災害救助法適用以外の災害救護の取扱要綱（青森県）

資料編 4－2－6

## 6 その他

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。

## 第3節 通信連絡

地震災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

### 1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

### 2 通信連絡手段

市町村等は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線（戸別受信機を含む。）又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、町内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

### 3 連絡方法

- (1) 町は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間、休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。  
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

### 4 通信連絡

- (1) 青森県防災情報ネットワーク  
光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

- (2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

#### ア 災害時優先電話

- (ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救援活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（総務課設置）を利用して通信連絡を行う。
- (イ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

#### イ 非常・緊急通話及び電報

災害時において、通信設備が壊れるか又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の交換手扱い電話、電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

| 通信依頼先              | 依頼方法             | 指定電話                                                                                                                                                                                       | 担当責任者 | 手 続                                                                                                                                                  |
|--------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東日本電信電話(株)<br>青森支店 | 非常電報<br><br>緊急電報 | 南部町役場<br>0178-38-6528<br>南部町総合保健福祉センター<br>0178-84-2210<br>名川小学校 0178-76-2010<br>名川中学校 0178-76-2110<br>福地小学校 0178-84-3610<br>福地中学校 0178-84-2211<br>南部小学校 0179-34-3102<br>南部中学校 0179-34-3137 | 総務課長  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申し込み受付番号は115番。</li> <li>・「非常電報」または「緊急電報」である旨告げる。または発信紙空白に「非常」または「緊急」を朱書する。</li> <li>・必要理由、事情を告げる。</li> </ul> |

- (3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、町の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

#### ア 町有無線設備

次の町有無線設備は、南部町防災行政用無線管理運用要綱に基づいて運用する。

|                       |     |       |
|-----------------------|-----|-------|
| 防災行政無線の種別、周波数及び空中線電力等 | 資料編 | 4-3-1 |
| 南部町防災行政用無線管理運用要綱      | 資料編 | 4-3-2 |



#### イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信設備を利用し応援・協力を仰ぎ情報収集に最善を尽くすこととする。

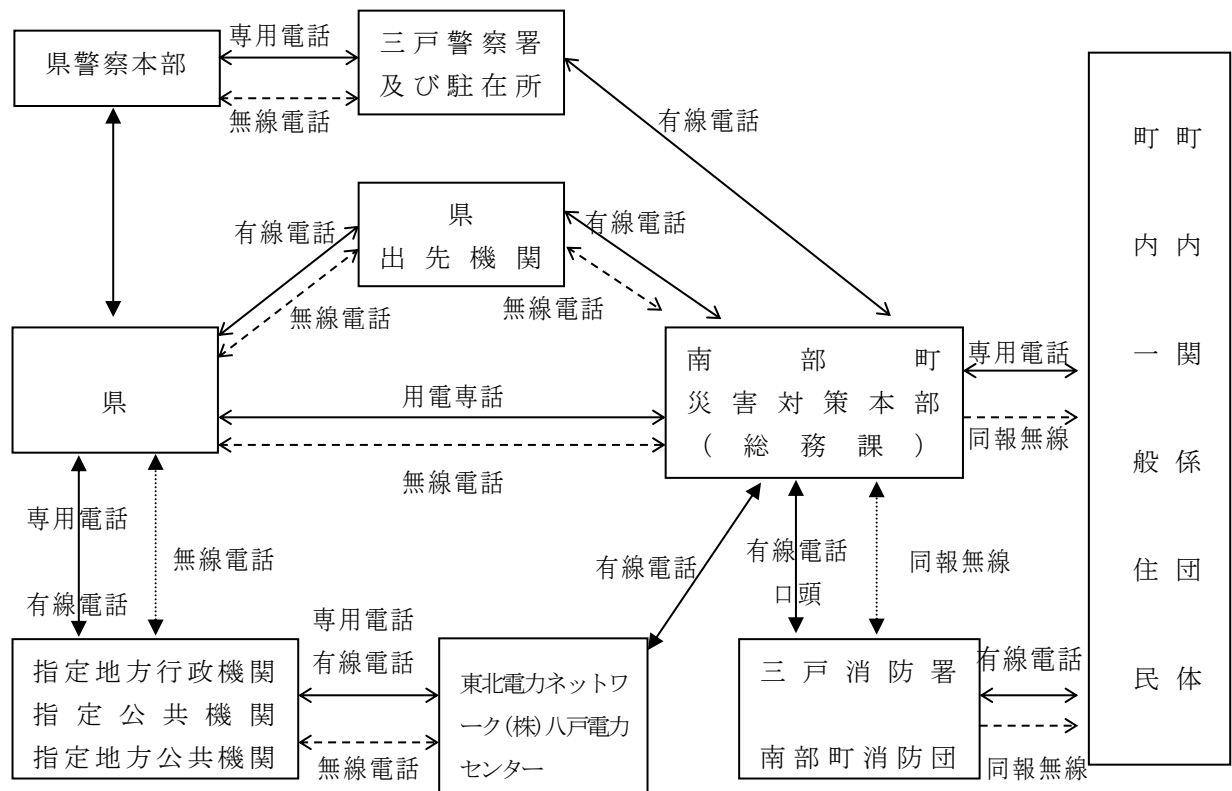
| 無線通信設備           | 通信依頼先                              | 通信依頼先所在地            | 連絡責任者（町） | 備考                                     |
|------------------|------------------------------------|---------------------|----------|----------------------------------------|
| 消防救急無線           | 三戸消防署                              | 三戸町大字川守田<br>字関根25-5 | 総務課長     | 各署所の設備を含む                              |
| 警察無線             | 三戸警察署                              | 三戸町大字川守田字<br>関根4-3  | 総務課長     | 駐在所の設備を含む<br>(警察ルート)                   |
| 東北電力無線           | 東北電力ネットワーク(株)<br>八戸電力センター          | 八戸市堤町11-2           | 総務課長     | 東北地方非常通信<br>協議会設定ルート                   |
| 国土交通省無線          | 国土交通省東北地方整備局<br>青森河川国道事務所<br>八戸出張所 | 八戸市長苗代2-5-8         |          |                                        |
| 東日本電信電話(株)<br>無線 | 東日本電信電話(株)青森支店<br>青森災害対策室          | 青森市橋本2-1-6          |          | 017-774-9550                           |
| タクシー無線           | 名川タクシー                             | 平字虚空蔵33-17          |          | 0178-76-2321<br>0178-60-7122           |
| 〃                | なんぶ中央タクシー                          | 福田家ノ下 1-1           |          | 0178-84-4544                           |
| アマチュア無線          | 南部アマチュア無線クラブ                       | 垵渡字平 22-8           |          | 0178-84-3941<br>コールサイン JN7SY<br>佐々木 豊満 |
|                  | 日赤青森県支部アマチュア<br>無線奉仕団八戸分団          | 八戸市松ヶ丘 14-6         |          | 0178-28-6615<br>コールサイン JH7AKT<br>菊池 眞二 |

#### (4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

| 専用通信設備  | 通信依頼先                     | 通信依頼先所在地            | 連絡責任者（町） | 備考        |
|---------|---------------------------|---------------------|----------|-----------|
| 警察電話    | 三戸警察署                     | 三戸町大字川守田字<br>関根4-3  | 総務課長     | 駐在所の設備を含む |
| 消防電話    | 三戸消防署                     | 三戸町大字川守田<br>字関根25-5 | 総務課長     |           |
| 電気事業者電話 | 東北電力ネットワーク(株)<br>八戸電力センター | 八戸市大字堤町11-2         | 総務課長     |           |

## 5 災害通信利用系統図



※有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

## 第4節 災害広報・情報提供

地震災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、県外からの避難者や外国人住民、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施するものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

### 2 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

| 区分       | 責任者  | 連絡方法                          |
|----------|------|-------------------------------|
| 住民担当     | 総務課長 | 広報車、防災行政無線（同報無線）、有線放送、インターネット |
| 報道機関担当   | 総務課長 | 口頭、文書                         |
| 防災関係機関担当 | 総務課長 | 有線電話、無線電話                     |
| 庁内担当     | 総務課長 | 庁内放送、庁内電話                     |

### 3 災害広報の要領

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。  
また、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (2) 町の実施する広報は、広報総括班長（総務課長）に連絡する。
- (3) 広報総括班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
  - ア 災害対策本部の設置に関する事項
  - イ 災害の概況
  - ウ 地震に関する情報（余震の状況等）
  - エ 町及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
  - オ 避難指示等の発令状況
  - カ 電気、ガス、水道等供給の状況
  - キ 指定避難所、防疫に関する事項
  - ク 火災状況
  - ケ 医療救護所の開設状況
  - コ 給食、給水の実施状況
  - サ 道路、河川等の公共施設の被害状況
  - シ 道路交通等に関する事項
  - ス 二次災害を含む被害の防止に関する事項
  - セ 一般的な住民生活に関する情報
  - ソ 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
  - タ その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。
  - ア 報道機関への発表資料は広報総括班長が取りまとめる。
  - イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。
- (6) 住民への広報  
住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速、的確かつわかりやすく行う。
  - ア 防災行政無線（同報無線）、有線放送等の設備による広報
  - イ 広報車による広報
  - ウ 報道機関による広報
  - エ 広報紙の掲示、配布
  - オ 指定避難所への職員の派遣
  - カ その他インターネットのホームページ・ツイッターや電子メール、アマチュア無線の活用等
- (7) 外国人住民・訪日外国人に対して防災・気象情報が確実に伝達できるよう、国・県と連携し、多言語化等の環境の整備を図るものとする。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援コーディネーターの活用を図る。

#### 4 住民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、対策部対策班（住民生活課長）は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 町長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。

また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171番）の活用を住民に周知するよう努める。

- (4) 被災地方公共団体は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

#### 5 避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（指定避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報紙、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

### 第5節 自衛隊災害派遣要請

地震・津波災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

#### 1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、町長が行う。

#### 2 災害派遣の要件等

##### (1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

##### (2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開、障害物の除去

- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救援物資の無償貸付、譲与
- サ 危険物の保安又は除去
- シ その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

### 3 災害派遣の要請手続

#### (1) 要請連絡先

町長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア 災害全般 知事
- イ 海上災害 第二管区海上保安本部長
- ウ 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（陸上自衛隊八戸駐屯地）の長等に通報する。また、町長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

災害派遣要請先

|     |                 |              |
|-----|-----------------|--------------|
| 青森市 | 陸上自衛隊第9師団長      | 017-781-0161 |
| むつ市 | 海上自衛隊大湊地方総監     | 0175-24-1111 |
| 三沢市 | 航空自衛隊北部航空方面隊司令官 | 0176-53-4121 |
| 弘前市 | 陸上自衛隊弘前駐屯地司令    | 0172-87-2111 |
| 八戸市 | 陸上自衛隊八戸駐屯地司令    | 0178-28-3111 |
|     | 海上自衛隊第2航空群司令    | 0178-28-3011 |

#### (2) 町長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

- ア 町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。
- イ 町長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- ウ 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

#### (3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待つ時間的猶予ないときは、自主的に部隊等を派遣する。

### 4 派遣部隊の受入体制の整備

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定
  - ア ヘリコプター離着陸場所 資料編 4－5－1
  - イ 車両駐車場所 資料編 4－5－2
- (6) その他必要な事項

## 5 派遣部隊の撤収

町長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

## 6 経費の負担

町長が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費をむ。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県が管理する有料道路の通行料

## 7 その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、町は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

活動拠点候補地 資料編 4－5－3

# 第6節 広域応援

地震災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

## 1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、町長が行う。

## 2 応援の要請等

- (1) 町長は、町内において大規模災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。
  - ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定（H30 修正）」に基づき、応援を県に要請する。協定の運用については、「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」による。
  - イ 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等へ応援を要請する。
  - ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 町長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- (3) 町長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努めるほか、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、市町村等の応援の受入体制を確立しておく。また、応援職員の執務スペースの確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 町長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

協定の締結状況          資料編    4－28－1

## 3 防災関係機関等との応援協力

町長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

協定の締結状況          資料編    4－28－2

# 第7節 航空機運用

県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、必要な情報提供を行う。

## 1 実施責任者

県防災ヘリコプター等の運航要請は、町長及び消防長が行う。

県災害対策本部（対策班航空機運用調整チーム）は、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

## 2 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活かし、災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

### (1) ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

#### ア 情報収集活動

(ア) 被害状況の把握と伝達

(イ) 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供

#### イ 捜索・救助・救出活動

#### ウ 搬送活動

(ア) 救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）

(イ) 救援隊・医師等の人員搬送

(ウ) 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）

(エ) 応急復旧用資機材等の搬送

(オ) 孤立地域からの被災者の搬送

#### エ 広報活動

(ア) 避難指示等の広報（避難誘導を含む。）

(イ) 民心安定のための広報

#### オ その他の活動

(ア) 林野火災等の空中消火

(イ) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

### (2) 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

#### ア 情報収集活動

被害状況の把握と伝達

#### イ 搬送活動

(ア) 救急患者の県外医療機関への搬送

(イ) 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送

### (3) 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

ア ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保

イ ヘリコプターの安全な活動のための情報提供

ウ ヘリコプターの離着陸に係わる調整支援（搭乗人員の確認、掌握、誘導）

エ ヘリポート運営支援（立入制限、散水、人員等の統制、給油等）

オ その他必要な活動（管理施設の提供等）

## 3 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

- (1) 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空港事務所、陸上自衛隊東北方面隊及び航空自衛隊北部航空方面隊等との連携により安全運航体制を確保する。



- (2) 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、救出救助活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- (3) 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。
- ※ 「航空支援員」とは、県防災航空隊員勤務経験者で、県内各消防機関から提出される航空支援員候補者名簿に登録された者をいう。

#### 4 県防災ヘリコプターの運航

##### (1) 運航要請の要件

- ア 「公共性」 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること
- イ 「緊急性」 差し迫った必要性があること
- ウ 「非代替性」 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

##### (2) 活動内容

- ア 災害応急対策活動
  - 被害状況の偵察、情報収集等
  - 救援物資、人員等の搬送
  - 災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等
- イ 火災防御活動
  - 林野火災における空中消火
  - 偵察、情報収集
  - 消防隊員、資機材等の搬送等
- ウ 救助活動
  - 中高層建築物等の火災における救助等
  - 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
  - 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等
- エ 救急活動
  - 交通遠隔地からの傷病者搬送等

##### (3) 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

##### ア 転院搬送

| NO. | 項目         | 内容                            |
|-----|------------|-------------------------------|
| 1   | 発生場所       | 病院名                           |
| 2   | 緊急性の有無     | 傷病の状況                         |
| 3   | 傷病者情報      | 傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル |
| 4   | 処置情報・必要資器材 | 酸素、モニター等の機内持ち込みの有無            |
| 5   | 同乗者        | 医師、看護師、家族、同行者等                |
| 6   | 搬送先医療機関    | 調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整        |
| 7   | 飛行場外着陸場    | 搭乗に使用する飛行場外離着陸場               |

|    |               |                           |
|----|---------------|---------------------------|
| 8  | 地上安全管理        | 飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）     |
| 9  | 気象状況          | 天候、目視距離（視程）、風速            |
| 10 | 依頼責任者氏名・連絡手段  | 市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先 |
| 11 | 搬送先責任者氏名・連絡手段 | 搬送先がわかる場合は先方の担当者          |
| 12 | 無線コールサイン      | 呼び出し名（相互の呼び出しを通報）         |

#### イ 救助事案

| NO. | 項目            | 内容                        |
|-----|---------------|---------------------------|
| 1   | 発生場所          | 住所・目標（UTM、緯度経度）           |
| 2   | 緊急性の有無        | 孤立のみ・負傷・傷病の有無             |
| 3   | 孤立者情報         | 孤立者の人数、傷病者の人数             |
| 4   | 搬送先           | 孤立地域から輸送する場所              |
| 5   | 飛行場外着陸場       | 降機する飛行場外離着陸場              |
| 6   | 地上安全管理        | 飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）     |
| 7   | 気象状況          | 天候、目視距離（視程）、風速            |
| 8   | 依頼責任者氏名・連絡手段  | 市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先 |
| 9   | 搬送先責任者氏名・連絡手段 | 搬送先がわかる場合は先方の担当者          |
| 10  | 無線コールサイン      | 呼び出し名（相互の呼び出しを通報）         |

#### ウ 火災事案

| NO. | 項目                      | 内容                    |
|-----|-------------------------|-----------------------|
| 1   | 発生場所                    | 住所・目標（UTM、緯度経度）       |
| 2   | 概要及び                    | 火災の状況についての情報          |
| 3   | 給水のポイント                 | 他給水・自給水（場所： ）         |
| 4   | 飛行場外着陸場                 | 給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場    |
| 5   | 地上安全管理                  | 飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等） |
| 6   | 地上隊の状況                  | 地上隊の活動状況・規模等          |
| 7   | 気象状況                    | 天候、目視距離（視程）、風速        |
| 8   | 現場指揮者（依頼責任者）との連絡手段及び連絡先 | ヘリとの連絡担当者<br>連絡手段・連絡先 |
| 9   | 無線コールサイン                | 呼び出し名（相互の呼び出しを通報）     |

#### (4) 受入態勢

町長又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
- イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- ウ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

## 第8節 避難

地震災害が発生した場合において災害から住民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

### 1 実施責任者

#### (1) 避難指示等

避難のための立退きの指示並びに指定避難所の開設及び避難者の受入は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を町長以外の者が実施する。

| 実施責任者                      | 内容（要件）                                                     | 根拠法                        |
|----------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 町長                         | 災害全般                                                       | 災害対策基本法第60条                |
| 警察官                        | 災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるときまたは町長から要求があったとき） | 災害対策基本法第61条<br>警察官職務執行法第4条 |
| 知事                         | 災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）           | 災害対策基本法第60条                |
| 自衛官                        | 〃（警察官がその場にいない場合に限る）                                        | 自衛隊法第94条                   |
| 知事又はその命を受けた職員<br>水防管理者（町長） | 洪水による氾濫からの避難の指示                                            | 水防法第29条                    |
| 知事又はその命を受けた職員              | 地すべりからの避難の指示                                               | 地すべり等防止法第25条               |

#### (2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

#### (3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

| 実施責任者 | 内容（要件）                                                                 | 根拠法         |
|-------|------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 町長    | 災害全般<br>災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき | 災害対策基本法第63条 |
| 警察官   | 災害全般<br>同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき       | 災害対策基本法第63条 |

|                      |                                       |                   |
|----------------------|---------------------------------------|-------------------|
| 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官    | 災害全般<br>同上的場合においても、町長等、警察官がその場にいないとき  | 災害対策基本法第63条       |
| 消防吏員又は消防団員           | 水災を除く災害全般<br>災害の現場において、活動確保をする必要があるとき | 消防法第28条<br>〃 第36条 |
| 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 | 洪水<br>水防上緊急の必要がある場合                   | 水防法第21条           |

## 2 避難指示等の基準

避難指示等の判断基準 資料編 4－8－1

## 3 避難指示等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

### (1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水による避難指示は、次の信号による。

| 警鐘信号 | サイレン信号    |           |           |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 乱打   | 約1分<br>○— | 約5秒<br>休止 | 約1分<br>○— |

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ウ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。

(エ) 広報車により伝達する。

(オ) 情報連絡員（等）による戸別訪問、マイク等により伝達する。

(カ) 電話により伝達する。

(キ) Lアラートにより伝達する。（災害情報共有システム）

(ク) 携帯電話により伝達する。（緊急速報メール機能を含む）

イ 町長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難が必要である状況、避難指示等の理由

(イ) 危険区域

(ウ) 避難対象者

(エ) 避難路

(オ) 指定避難所

(カ) 移動方法

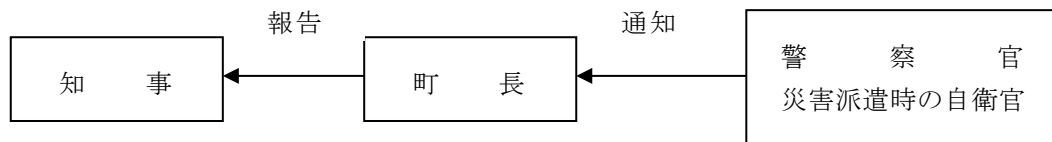
(き) 避難時の留意事項

情報連絡員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気の始末を完全にする。
- ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む。）等）
- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難の指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(イ) 町長が避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、避難指示等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

a 避難指示等を発令した場合

- 災害等の規模及び状況
- 避難指示等を発令した日時
- 避難指示の対象地域
- 対象世帯数及び対象人数
- 指定避難所開設予定箇所数

b 避難指示等を解除した場合

- 避難指示等を解除した日時

(イ) 警察官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を三戸警察署長に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を三戸警察署長に通知する。

イ 避難指示等を発令ときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を町長に通知する。

## 4 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域または町内（会）などの単位とする。

イ 避難指示等を発令する時間的猶予がない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者及び個別避難計画の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名

簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

## 5 指定緊急避難場所の開放

町長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。

## 6 指定避難所の開設

町長は、避難指示等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定の指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の受入に当たっては、受入対象者数、指定避難所の受入能力、避難期間等を考慮して受入を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の把握に努める。また、感染症発生を考慮し、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

### (1) 事前措置

ア 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ町区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ 指定避難所に配置する職員数は、指定避難所1か所当たり最低2人とし、避難状況により増員する。

ウ 避難所に配置する職員について、町民部・教育部・対策部（住民生活課・税務課・学務課・社会教育課）の職員のみで不足する場合には、他課にも応援職員を要請する。

(2) 指定避難所の開設手続

ア 町長は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、町民部避難所班長（住民生活課長）に開設命令を発する。避難所班長（住民生活課長）は、町長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して指定避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。指定避難所の事前指定等については、第3章第9節避難対策による。

イ 町長（総務課）は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。

また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 開設した場合・指定避難所を開設した日時

- ・場所（指定避難所名を含む。）及び箇所数
- ・避難人数
- ・開設期間の見込み

(イ) 閉鎖した場合

- ・指定避難所を閉鎖した日時
- ・最大避難人数及びそれを記録した日時

(3) 指定避難所に受入れる者

指定避難所に受入れる対象者は次のとおりである。

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ 避難の指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 指定避難所における職員の任務

ア 一般的事項

(ア) 指定避難所開設の掲示

(イ) 避難者の受付及び整理

(ウ) 日誌の記入

(エ) 食料、物資等の受払及び記録

(オ) 避難者名簿の作成

イ 本部への報告事項

(ア) 指定避難所の開設（閉鎖）報告

(イ) 指定避難所状況報告

(ウ) その他必要事項

ウ 指定避難所の運営管理

(ア) 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定

- a 指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の運営管理と避難者の保護に当たらせる。
- b 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- c 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- d 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。
- e 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
- f 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- g 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- h 指定避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- i 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
- j 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。
- k 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、医療機関や三戸地方保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

## 7 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等



- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

## 8 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

### ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡素に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

### イ 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等になるべくわかりやすく周知する。

## 9 孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、町防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

## 10 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

## 11 広域避難者対策

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市（町村）の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 町は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

- (4) 町は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。
- (5) 町は、所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

## 1 2 訪日外国人旅行者対策

町は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

## 1 3 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県又は災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を県に要請する。
- (2) 町は、自ら指定避難所の開設・運営が困難な場合、県又は災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき指定避難所の開設・運営について応援を県に要請する。
- (3) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難また又は応急仮設住宅等への収容提供が必要であると判断した場合、他市町村と協議し、また又は他都道府県の市町村への受入依頼については県に対して当該都道府県との協議を求める。
- (4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞中における被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (5) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、町は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

## 1 4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

# 第9節 消防

大規模地震災害において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、二次的に発生する多発火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

## 1 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、八戸消防本部消防長（以下「消防長」という。）が行う。

## 2 出火防止・初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、消防長は、日頃からあらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

## 3 消火活動

地震による火災は同時多発するほか、土砂災害などと同時に発生する場合が多く消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定され、その際にはすべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、消防長は消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

## 4 救急・救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、八戸市医師会、日本赤十字社青森県支部福地分区、名川分区、南部分区、三戸警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

## 5 南部町消防計画

震災時における八戸消防本部、消防署（分署・分遣所）及び消防団の部隊編成並びに緊急消防援助隊登録部隊の充実強化については、町消防計画等による。

## 6 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定、個別の消防相互応援協定及び市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

# 第10節 水防

地震災害において二次的に発生する洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

## 1 実施責任者

災害時における水防活動は、町長（水防管理者）が行う。

## 2 監視、警戒活動

地震による洪水の襲来が予想されるときは、町長（水防管理者）は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、又はその区域からの退去等を指示する。

### 3 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、地震による洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

### 4 応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

### 5 水防活動従事者の安全確保

上記 2～4 の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

### 6 南部町水防計画

水防計画の策定に当たっては、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

### 7 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定、個別の消防相互応援協定及び市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

## 第 1 1 節 救出

地震災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図るものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するため、平時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

#### 1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

町長及び消防長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、三戸警察署その他の関係機関と連絡を密にしながら救出又は捜索を実施する。

#### 2 救出方法

##### (1) 陸上における救出

ア 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。

イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

ウ 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ町長等が指示する。

- エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、町内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- オ 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
- カ 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。
- キ 消防機関は、健康対策班（福祉介護課・健康こども課）・医療救護班（医療センター）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。
- ク 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

### 3 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者

### 4 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）に完了する。

ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

### 5 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を発見し、または知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

救出を要する者を発見した場合の通報先 資料編 4-11-1

### 6 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

### 7 応援協力関係

町長は、自らまたは自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施またはこれに要する人員及び資機材について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき他の応援を県に要請するほか、知事へ緊急消防援助隊による応援及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、県及び町は、自衛隊等の救援活動を容易にするため、救援活動の活動拠点として提供する公園、グラウンド等を自衛隊の指定部隊長等とあらかじめ協議し、候補地を指定するとともに、状況の変化に応じた情報の更新を行う。

町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

### 8 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

## 第 1 2 節 食料供給

地震災害においてより食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 町長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

### 2 炊き出しその他による食品供給の方法

- (1) 炊き出し担当
  - ア 炊き出し担当は健康福祉部福祉班（福祉介護課・健康こども課）とする。
  - イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (2) 供給対象者
  - 炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。
  - ア 避難所に収容された者
  - イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等であって炊事ができない者
    - (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を対象とする。
    - (イ) 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
  - ウ 被害を受け一時縁故先に避難する者
    - (ア) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。
    - (イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
  - エ 旅行者、一般家庭の来訪者、列車の旅客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者
    - なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講じる場合は対象としない。
  - オ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者
- (3) 供給品目
  - ア 主食
    - (ア) 米穀
    - (イ) 弁当等
    - (ウ) パン、うどん、インスタント食品等
  - イ 副食物
    - 費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする参照量（1歳以上、1人1日当たり）

- ・エネルギー 1,800～2,200kcal
- ・たんぱく質 55g以上
- ・ビタミンB1 0.9mg以上
- ・ビタミンB2 1.0mg以上
- ・ビタミンC 80mg以上

(5) 必要栄養量の確保

実際の提供では、対象者の性別、年齢、身体状況、身体活動量、健康状態、体質（アレルギー等）を考慮し、供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言のもと、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所 資料編 4－12－1

(8) 炊き出しの協力団体 資料編 4－12－2

### 3 食品の調達

(1) 調達担当

調達担当は、健康福祉部福祉班（福祉介護課・健康こども課）とする。

(2) 食料の確保

ア 町長は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ 流通備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 米穀の調達

ア 応急用食料

町長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

イ 災害救助用米穀

町長は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡する。

(4) その他の食品及び調味料の調達

町長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

町長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者または販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

イ 副食、調味料の調達

町長は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者または販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

要請により、県知事は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて国や協定締結事業者等に要請して調達し、町に供給する。

ウ 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。

(ア) 弁当、パン、うどん麺類等製造所等

資料編 4-12-3

(イ) インスタント食品調達先

資料編 4-12-4

(ウ) 調達、供給食料の集積場所

資料編 4-12-5

#### 4 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

ア 食料品の配分担当は健康福祉部福祉班（福祉介護課・健康こども課）とする。

イ 物資班の構成は次のとおりとする。

物資班の構成 資料編 4-12-6

(2) 配分要領

町長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア 炊き出しは、指定避難所内またはその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進委員会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）を支給することは避ける。

エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組または班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれまたは重複支給がないよう適切に配分する。

オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

#### 5 応援協力関係

町長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

#### 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。



## 第 13 節 給水

風水害等の災害により、水道井戸等が破損又は汚染され、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、八戸圏域水道企業団企業長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

### 2 飲料水の供給方法等

#### (1) 給水担当

給水担当は八戸圏域水道企業団とする。

#### (2) 給水対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限 1 人 1 日 3 リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水が必要とする施設への給水確保について配慮する。

#### (3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として 7 日以内の期間とする。

#### (4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、給水施設を設けて給水所とする。

イ 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、給水設備を設けて給水所とする。

ウ 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。

エ 緊急貯水槽、応急給水弁を給水所とする。

オ 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

カ 井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

### 3 給水資機材の調達等

(1) 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

(2) 八戸圏域水道企業団所有の給水資機材 資料編 4－13－1

### 4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

#### (1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

ア 有害物等の混入防止

- イ 水道施設の重要度に応じた応急復旧工事の実施及び保守点検
- ウ 医療機関及び避難所等への早期給水確保を考慮した応急措置の実施

## 5 応援協力関係

- (1) 町長及び八戸圏域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の確保について、青森県等との水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。
- (3) 八戸圏域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部災害相互応援に関する協定に基づき、日本水道協会青森県支部長（青森市長）へ応援を要請する。

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

# 第14節 応急住宅供給

地震災害により住宅に被害を受け、自らの資力により住宅を確保することが者及び被害住家の応急修理をすることができない者を救済するため、以下のとおり応急仮設住宅を建設し、または被害住家を応急修理を行うものとする。

## 1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設若しくは借り上げ又は被害住家の応急修理は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

## 2 応急仮設住宅の建設及び供与

- (1) 応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リスト等から次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 二次災害に発生のおそれがない場所

イ 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

ウ 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

エ 被災者の生業の見通しがたつ場所

- (2) 供与

- (ア) 対象者

災害により、住宅が全壊（焼）し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

- (イ) 管理及び処分

- a 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

ｂ 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の設置に配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

町は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

### 3 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

(1) 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(2) 応急修理の方法

ア 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。

イ 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

### 4 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設は、建設部住宅班（建設課）が担当し、契約方式は、リース方式（賃貸借契約）又は買取り方式（売買契約）とする。なお、緊急に必要なものについては、地方自治法上、随意契約が認められている。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、町内の次の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。

関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

建築資材の調達 資料編 4-14-1

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、町内の次の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

建築技術者 資料編 4-14-2

### 5 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

### 6 応援協力関係

町長は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借り上げ又は被害住宅の応急修理が困難な場合、これらの実施又はこれに要する人員及び建築資材の確保について、災害時における青

森縣市町村相互応援に関する協定に基づき他の応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

## 7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬

被災地の住民が地震災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の搜索は、警察官の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事から委任された町長）が行う。
- (2) 災害時における遺体の処理は、三戸警察署の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された町長）が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

### 2 遺体の搜索

#### (1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

ア 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合

イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合

ウ 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

#### (2) 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、警察官及び消防職団員等により搜索班を編成し、実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

#### (3) 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 遺体発見者

ウ 搜索年月日

エ 搜索地域

オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）

カ 費用

### 3 遺体の処理

#### (1) 対象

遺体の処理は、後記 4 の遺体の埋火葬の場合に準ずる。

#### (2) 遺体の処理の方法

ア 三戸警察署は、医師等の協力を得て、遺体の検視・遺体調査、身元確認等を行う。

イ 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。

ウ 町は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

エ 大規模災害発生時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、町は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保管が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。

町は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管するものとする。

遺体の一時保管場所 資料編 4－15－1

#### (3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 死亡年月日

ウ 死亡原因

エ 遺体発見場所及び日時

オ 死亡者及び遺族の住所氏名

カ 洗浄等の処理状況

キ 一時収容場所及び収容期間

ク 費用

### 4 遺体の埋火葬

#### (1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき

ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき

エ 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺又は骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

(4) 火葬及び埋蔵予定場所は、次のとおり定めておく。

ア 火葬場 資料編 4－15－2

イ 埋葬予定場所 資料編 4－15－3

(5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 埋火葬年月日
- ウ 死亡者の住所、氏名
- エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- オ 埋火葬品等の支給状況
- カ 費用

5 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6 応援協力関係

町長は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第16節 障害物除去

地震災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両等の通行の確保のため障害物を除去するものとする。

1 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

2 障害物の除去

- (1) 住居等における障害物の除去

ア 対象者

災害により、住家等が半壊又は床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ 障害物除去の方法

- (ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (イ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

## (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

ア 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。

イ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を行う。

ウ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

エ 国は道路管理者等である県及び町に対し、県は道路管理者等である町に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。

オ 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

カ 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

キ 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

## 3 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所とし、その場所は次のとおりである。

除去した障害物の集積場所 資料編 4-16-1

- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

## 4 資機材等の調達

町長は、障害物の除去に必要な資機材等を次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。  
作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。
- (3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

障害物の除去に要する資機材等の現有状況 資料編 4-16-2

## 5 応援協力関係

町長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

### 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

地震災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じるものとする。

#### 1 実施責任者

生活必需品等の調達及び被災者に対する給（貸）与は、町長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は知事及び知事から委託を受けた町長）が行う。

#### 2 確保

- (1) 町は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨1週間分」の生活必需品等を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 町は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。
- (3) 町は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する災害時応援協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。
- (4) 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、速やかな物資調達のための準備に努める。

#### 3 調達

##### (1) 調達担当

調達担当は、健康福祉部福祉班（福祉介護課・健康こども課）とする。

##### (2) 調達方法

町内の災害時応援協定締結業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

主な被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与調達先 資料編 4-17-1

##### (3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

調達物資の集積場所 資料編 4-17-2



#### 4 給（貸）与

##### (1) 給（貸）与担当等

ア 給（貸）与担当は、健康福祉部福祉班（福祉介護課・健康こども課）とする。

イ 福祉班の構成は、次のとおりとする。

管理者 1名 協力員 5名

##### (2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

##### (3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

ア 寝具

イ 外衣

ウ 肌着

エ 見廻品

オ 炊事道具

カ 食器

キ 日用品

ク 光熱材料

ケ 妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な生活用品、医療材料等

##### (4) 配分方法

町は、避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給（貸）与する。

#### 5 応援協力関係

町長は、備蓄物資の状況等を踏まえ、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

#### 6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

### 第18節 医療、助産及び保健

地震災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の外国人住民・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

#### 1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された町長）が行う。

## 2 医療、助産及び保健の実施

### (1) 対象者

- ア 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- イ 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- ウ 保健の対象者
  - (ア) 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
  - (イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
  - (ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
  - (エ) 指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

### (2) 範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置手術その他治療及び施術
- エ 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所
- オ 看護、介護
- カ 助産（分べん介助等）
- キ 健康相談、保健指導
- ク 栄養相談指導

### (3) 実施方法

#### ア 医療

医療救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

#### イ 助産

上記アに準ずる。

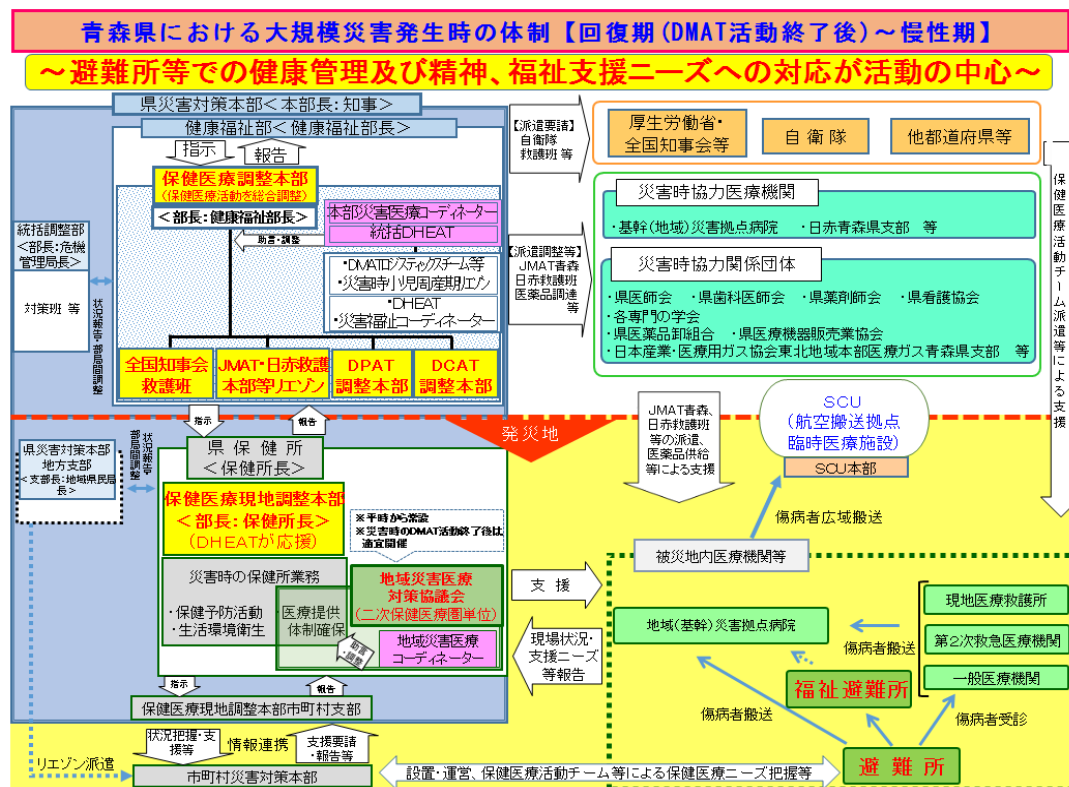
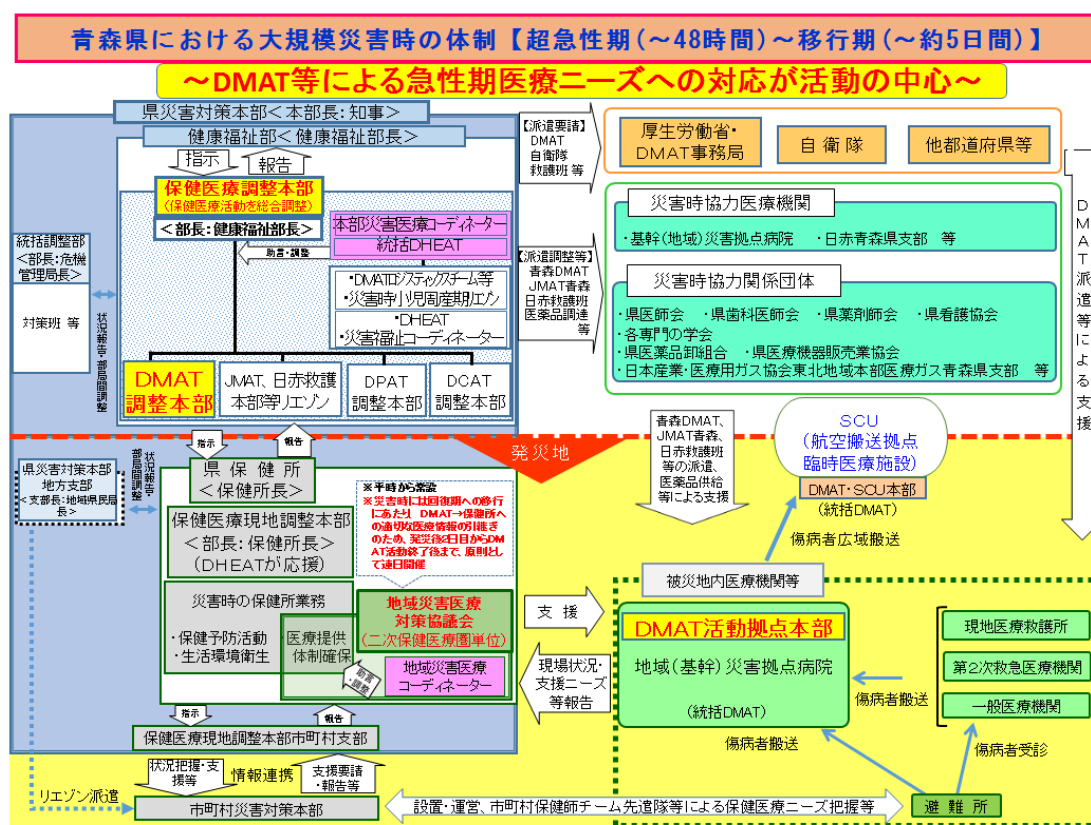
#### ウ 保健

原則として、健康福祉部の保健師により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院又は診療所に移送する。

### (4) 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及び主な活動場所

| フェーズ                      | 活動の中心                          | 主な活動場所                                                                   |
|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 超急性期（48時間迄）<br>移行期（約5日間迄） | 急性期医療ニーズへの対応                   | DMAT活動拠点本部<br>（災害拠点病院等）                                                  |
| 回復期～慢性期                   | 避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所</li> <li>・ 福祉避難所</li> </ul> |

(5) 体制図



(6) 医療救護班の編成

ア 医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次のとおり編成し行う。

(ア) 医師 1 名

(イ) 看護師・保健師・（助産師） 若干名

(ウ) 補助事務員 1 名

(7) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、次のとおり定めておく。

救護所の設置予定場所 資料編 4－18－1

3 医薬品等の調達及び供給

(1) 医薬品等の調達は、医療部医療救護班（医療センター）において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、救護班に支給する。

医薬品等の主な調達先 資料編 4－18－2

(2) 医薬品等が不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達あっせんを要請する。

4 医療救護班等の輸送

医療救護班等の輸送は、第4章第20節「輸送対策」による。

5 医療機関等の状況

町内の医療機関等の状況 資料編 4－18－3

6 応援協力関係

町長は、町内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を含め応援を要請する。

また、町は、医療救護班等の指揮及び医療救護班等の支援に関する必要な情報について、町を応援する県保健医療現地調査本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療現地調査本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療現地調整本部及び県保健医療調整本部にて行うこととする。

町は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療活動の実施体制の整備に努めるものとする。

7 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第 19 節 被災動物対策

地震災害時における飼養動物の保護収容、動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）や公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。

### 2 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。町は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

#### (1) 指定避難所における動物の適正飼養

町は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。

#### (2) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

### 3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

## 第 20 節 輸送対策

地震災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両、船舶等を調達し、実施するものとする。

### 1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた町長）が行う。

### 2 実施内容

#### (1) 輸送車両等の調達

輸送対策担当は、企画部輸送班（企画財政課）とする。

町は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

ア 町有車両 資料編 4-20-1

イ 公共的団体の車両等 資料編 4-20-2

|                |            |
|----------------|------------|
| ウ 運送業者等営業用の車両等 | 資料編 4-20-3 |
| エ その他の自家用車両等   | 資料編 4-20-4 |

## (2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- ア 被災者の避難に係る輸送
- イ 医療、助産及び保健に係る輸送
- ウ 被災者の救出に係る輸送
- エ 飲料水供給に係る輸送
- オ 救援用物資の輸送
- カ 遺体の捜索に係る輸送

## (3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、救援物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、市町村が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、体育館等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握しておく。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

### ア 車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

### イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

### ウ 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより航空輸送を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- (ア) 航空機使用の目的及びその状況
- (イ) 機種及び機数
- (ウ) 期間及び活動内容
- (エ) 離着陸地点又は目標地点

ヘリコプター離着陸場所 資料編 4-20-5

### エ 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

## (4) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

町は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度

を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況 資料編 4-20-6

### 3 応援協力関係

町長は、町内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。要請は、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づく応援又は知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

### 4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

## 第21節 労務供給

地震災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 町が実施する災害応急対策に必要な労務の雇用は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任を受けた町長）が行う。
- (2) 町が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、町長が行う。

### 2 実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の活用を図る。
- (2) 奉仕団の編成及び従事作業
  - ア 奉仕団の編成  
奉仕団は、日赤奉仕団及びその他NPO・ボランティア等の各種団体をもって編成する。
  - イ 奉仕団の従事作業  
奉仕団は主として次の作業に従事する。
    - (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
    - (イ) 清掃、防疫
    - (ウ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
    - (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
    - (オ) 軽易な事務の補助
  - ウ 奉仕団との連絡調整  
災害時における奉仕団との協力活動については、町長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。
  - エ 日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況、町内における日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況は、次のとおりである。  
日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況 資料編 4-21-1

(3) 労務者の雇用

ア 労務者が行う応急対策の内容

- (ア) 被災者の避難支援
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
- (エ) 飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
- (オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 遺体の捜索及び処理

イ 労務者の雇用は、原則として八戸公共職業安定所を通じて行う。

ウ 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- (ア) 労務者の雇用を要する目的
- (イ) 作業内容
- (ウ) 所要人員
- (エ) 雇用を要する期間
- (オ) 従事する地域
- (カ) 輸送、宿泊等の方法

エ 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

労務者の宿泊施設予定場所      資料編    4－21－2

オ 労務者の賃金

雇用による労務者の賃金は、町内の通常の実費とする。



### 3 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

| 区分 | 対象になる作業                                                                                                                                                                                            | 執行者                     | 根拠法令                                  | 種類   | 対象者                                                                                                                                                                                                                 | 公用令書                           | 費用            |                                                                          |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                                                                    |                         |                                       |      |                                                                                                                                                                                                                     |                                | 実費弁償          | 損害補償                                                                     |
| 1  | 災害応急対策作業<br>(1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項<br>(2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項<br>(3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項<br>(4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項<br>(5) 緊急輸送の確保に関する事項<br>(6) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項 | 知事<br>(市町村)             | 災害対策基本法<br>第71条第1項<br>(「」<br>第72条第2項) | 従事命令 | (1) 医師、歯科医師又は薬剤師<br>(2) 保健師、助産師又は看護師<br>(3) 土木技術者又は建築技術者<br>(4) 土木、左官又はとび職<br>(5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者<br>(6) 地方鉄道事業者及びその従業者<br>(7) 軌道経営者及びその従業者<br>(8) 自動車運輸事業者及びその従業者<br>(9) 船舶運送業者及びその従業者<br>(10) 港湾運送業者及びその従業者 | 公用令書を交付する。<br>(様式県施行細則第9条第11条) | 県施行細則に定める額を支給 | 災害救助法施行令に定める額を補償                                                         |
|    |                                                                                                                                                                                                    |                         |                                       | 協力命令 | 救助を要する者及びその近隣の者                                                                                                                                                                                                     |                                |               |                                                                          |
| 2  | 災害救助作業<br>被災者の救護、救助その他保護に関する事項                                                                                                                                                                     | 知事                      | 災害救助法<br>第7条第1項                       | 従事命令 | 1と同じ                                                                                                                                                                                                                | 公用令書を交付                        | 県施行細則に定める額を支給 |                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                    | 東北運輸局長                  | 災害救助法<br>第7条第2項                       |      | 輸送関係者<br>(1)の(6)～(10)に掲げる者)                                                                                                                                                                                         |                                |               |                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                    | 知事                      | 災害救助法<br>第8条                          | 協力命令 | 1と同じ                                                                                                                                                                                                                | 1と同じ                           |               |                                                                          |
| 3  | 災害応急対策作業<br>消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項                                                                                                                                      | 市町村長                    | 災害対策基本法<br>第65条第1項                    | 従事   | 市町村の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者                                                                                                                                                                                        |                                |               | 市町村条例で定める額を補償<br>(「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額) |
|    |                                                                                                                                                                                                    | 警察官                     | 災害対策基本法<br>第65条第2項                    |      |                                                                                                                                                                                                                     |                                |               |                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                    | 海上保安官                   | 災害対策基本法<br>第65条第2項                    |      |                                                                                                                                                                                                                     |                                |               |                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                    | 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官       | 災害対策基本法<br>第65条第3項                    |      |                                                                                                                                                                                                                     |                                |               |                                                                          |
| 4  | 消防作業                                                                                                                                                                                               | 消防吏員<br>消防団員            | 消防法<br>第29条第5項                        | 従事   | 火災の現場付近にある者                                                                                                                                                                                                         |                                |               | 3に同じ                                                                     |
| 5  | 水防作業                                                                                                                                                                                               | 水防管理者<br>水防団員<br>消防機関の長 | 水防法第24条                               | 従事   | 水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者                                                                                                                                                                                         |                                |               | 3に同じ                                                                     |

#### 4 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は総務部調査・人事班（総務課）とする。

(2) 労務配分方法

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、庶務班長に労務供給の要請を行う。

イ 庶務班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

#### 5 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に応援を要請する。

イ 町長は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 応援協力

町長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

#### 6 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

## 第22節 防災ボランティア受入・支援対策

地震災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

#### 1 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、町社会福祉協議会等関係機関の協力を得て町長が行う。

#### 2 防災ボランティアセンターの設置

町は、災害が発生し、町社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

ア 町災害対策本部との連絡調整を行う。

イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口

(電話)等を設置する。

ウ 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。

キ 指定避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

## (2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う町、県など関係機関へ情報提供する。

## (3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元ボランティア団体と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

## (4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、センターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

# 3. 応援協力関係

(1) 町は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 町は、避難状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。

(3) 町等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

## 第23節 防疫

地震災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

### 1 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

## 2 災害防疫実施要綱

### (1) 防疫班の編成

健康福祉部・健康対策班（福祉介護課・健康こども課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり町職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

| 班名          | 人員      | 業務内容          | 備考                                                    |
|-------------|---------|---------------|-------------------------------------------------------|
| 防疫班<br>1～3班 | 1班当たり3名 | 感染症予防のための防疫措置 | 班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。<br>1～3班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり |

| 区分  | 構成  |     | 資器材等            | 備考                                                              |
|-----|-----|-----|-----------------|-----------------------------------------------------------------|
|     | 班長  | 班員  |                 |                                                                 |
| 1 班 | 1 名 | 2 名 | 噴霧器、消石灰等<br>消毒剤 | ・収容にあたっては、特別班を編成する。<br>・各班は状況に応じては共同作業を実施し、必要に応じて三戸地方保健所の指示に従う。 |
| 2 班 | 1 名 | 2 名 | 〃               |                                                                 |
| 3 班 | 1 名 | 2 名 | 〃               |                                                                 |

### (2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

### (3) 消毒方法

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

### (4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

### (5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講じることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

### (6) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

- ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに三戸地方保健所へ連絡する。
- イ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。
- ウ 感染症指定医療機関は次のとおりとする。

| 感染症指定医療機関 | 所在地          | 電話           | 病床数 |
|-----------|--------------|--------------|-----|
| 八戸市立市民病院  | 八戸市田向三丁目 1-1 | 0178-72-5111 | 609 |

(8) 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

ウ 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

エ 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

- ア 被害状況報告書
- イ 防疫活動状況の報告
- ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- エ 消毒方法に関する書類
- オ ねずみ族、昆虫駆除等に関する書類
- カ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- キ 患者台帳
- ク 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

防疫用薬剤の調達先                      資料編    4－23－1

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要綱」による。

### 3 応援協力関係

- (1) 町長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

## 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

地震災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務並びに環境モニタリング調査等を行うものとする。

### 1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理並びに知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、町長が行う。

### 2 応急清掃

(1) ごみの処理

ア ごみの収集及び運搬

町の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

イ ごみの処分

- (ア) 可燃性のごみは、町等のごみ処理施設において焼却処分する。
- (イ) 焼却施設を有する事業所及び指定避難所は、その施設を利用して処分する。
- (ウ) 不燃性のもので再資源化ができないごみは、町等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。
- (エ) 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分

- (ア) し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。
- (イ) し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。
- (ウ) 収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。
- (3) 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、町、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、次の災害廃棄物処理班を編成し実施する。

ア ごみ処理班                      資料編    4－24－1

イ し尿処理班                      資料編    4－24－2

- (4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設                      資料編    4－24－3

- (5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜・死亡獣畜場（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可を有する死亡獣畜取扱場に搬送し適切に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、三八地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談した上で適切な方法で搬送する。

- (6) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

### 3 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、町所有のもののほか、町内関係業者所有のものを借り上げるものとする。

町及び業者所有の収集運搬資機材は次のとおりである。

清掃資機材所有状況                      資料編    4－24－4

### 4 応援協力関係

町長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する

人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

## 5 環境汚染防止

大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

## 第25節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

被災建築物の応急危険度判定を実施し、地震等による被災建築物の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止する。また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより宅地の二次災害を軽減・防止する。

### 1 実施責任者

余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、県等関係機関の協力を得て、町長が行う。

### 2 応急危険度判定

町長は、建築物及び宅地の被災状況を現地調査の上、危険度を判定し、判定結果を表示することにより、建築物及び宅地の所有者等に注意を喚起する。

### 3 応急危険度判定体制の確立

町長は、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定のため、県が行う震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録に協力する。

### 4 被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

### 5 応援協力関係

町長は、自ら又は町内の震災建築物応急危険度判定士によっても建築物の応急危険度判定の実施が困難な場合及び被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。



## 第26節 金融機関対策

地震災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

町長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

### 2 応援協力関係

町長は、り災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

## 第27節 文教対策

地震災害が発生した場合において、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）及び町教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ）が行う。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

### 2 実施内容

- (1) 地震に関する警報・情報等の把握及び避難の指示

校長（園長を含む。以下同じ。）は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の支持を行う。

- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

町教育委員会及び私立学校等の管理者は、県教育委員会及び県（総務学事課）との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。）

ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。

オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、各学校ごとの代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。

小学校の代替予定施設 資料編 4-27-1

中学校の代替予定施設 資料編 4-27-2

カ 校舎が指定避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

### (3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

#### ア 町立学校

町教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに町教育委員会に報告する。

#### イ 私立学校等

校長が、各学校等で定めた基準により行う。

### (4) 学用品の調達及び給与

町長は、児童生徒が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

#### ア 給与対象者

給与対象者災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流出又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）

#### イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

#### ウ 学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達する。なお、町教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

#### エ 給与の方法

(ア) 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。

特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア 校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、町と協議し、速やかに復旧措置を講じる。

イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

イ 町教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び町教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じるものとする。

### 3 教育施設の現況

(1) 学校施設の状況

小学校 資料編 4-27-3

中学校 資料編 4-27-4

(2) 学校以外の教育施設の状況 資料編 4-27-5

### 4 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア 町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市町村教育委員会又は県（総務学事課）に応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

町長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

## 5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

## 第28節 警備対策

地震災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

### 1 実施責任者

災害時における警備対策は、三戸警察署長が、町、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

### 2 災害時における措置等

災害が発生し又は災害による被害が発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア 三戸警察署は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

## 第29節 交通対策

地震災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

### 1 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、三戸警察署長と道路管理者等が連携して実施する。

## 2 陸上交通に係る実施内容

### (1) 道路等の被害状況等の把握

ア 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。

イ 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

### (2) 道路の応急措置

ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。

イ 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。

ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。

エ 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命じる。

### (3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知する時間的猶予がなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

### (4) 応援協力関係

町は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請する。

## 第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

地震災害が発生した場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じる。

### 1 実施責任者

(1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。

(2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

## 2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した、次の要領により実施する。

### (1) 電力施設応急措置（東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター）

#### ア 応急復旧

災害時には、社員及び工事業者を動員し、電力施設に係る被害状況を把握するとともに、工事業者及び他電力会社との相互融通により復旧資材を確保し、迅速に応急復旧を行う。また、送電ルートの切り替え等により電力供給確保に努める。

#### イ 協力要請

復旧仮設用地、資機材置場の緊急確保が困難な場合は、「災害時における復旧活動に関する協定書」に基づき、南部町等へ協力依頼し、確保に努める。

#### ウ 電力融通

災害が発生し、電力需要に著しい不均衡が予測される場合は、必要により各電力の緊急融通を行う。

#### エ 二次災害の予防

##### (ア) 災害拡大の防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

##### (イ) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

#### オ 広報

被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

##### (ア) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

##### (イ) 公衆感電事故防止に関する広報

公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと
- b 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク株式会社八戸電力センターに通報すること
- c 断線垂下している電線に絶対触れないこと
- d 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北電力ネットワーク株式会社八戸電力センターに連絡すること

#### カ その他必要と認める事項

### (2) ガス施設応急措置（町内簡易ガス事業者及びL Pガス販売事業者）

#### ア ガス施設の災害対応

ガス事業者は、ガス施設の被災状況に応じて、製造・供給の停止、休止、継続を的確に行う。

#### イ 復旧体制

ガス事業者は、導管網の復旧、供給の再開等に全力を尽くすとともに、状況に応じて近隣のガス事業者等の応援を要請する。

ウ 応急復旧

被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガスの供給を再開する。なお、ガスの供給を再開するにあたっては、全戸の個別確認の上慎重を期す。災害の状況により、供給可能な地域は、供給系統を変え、ガス遮断区域を最小限に食い止める。

エ 二次災害の防止

ガス事業者は、災害発生時には被災地域のガス供給停止又は供給制限により二次災害の防止と周辺地区の安定供給を図る。

オ 広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者及び住民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。

カ その他必要と認める事項

(3) 上水道施設応急措置（八戸圏域水道企業団）

ア 体制確立

八戸圏域水道企業団は、内部に災害対策本部を設置し、職員の非常招集を行うとともに、南部町災害対策本部と連携をとりながら、関係団体に協力要請を行い、応急復旧体制を整える。

イ 復旧作業

被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

ウ 広報

水道施設破損に伴う危険箇所、応急給水方法等の広報については、南部町災害対策本部と連携及び報道関係の協力を得ながら実施する。

エ 応援協力関係

自ら早期復旧が困難な場合は、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定等に基づき、県（健康福祉部長）等関係団体へ応援を要請する。

オ その他必要と認める事項

(4) 下水道施設応急措置（建設課）

ア 施設の被害調査

災害時の下水道施設の被害状況を把握するため、あらかじめ定められた組織体制により、災害直後は、各施設及び管渠を巡回点検し、次の事項を重点に調査するものとする。

(ア) 施設建物の被害状況

(イ) 管渠の接続及び沈下状況

(ウ) マンホール、枳等の接続状況

(エ) 管渠の堆積土砂の状況

(オ) 路盤沈下の状況

イ 応急対策

災害時には、施設及び管渠の被害状況に応じ、復旧資材の調達及び機械器具の点検並びに、技術者等の確保を行い、町内関係者との連絡を密にし、復旧作業の協力体制を確立する。

また、施設の被害状況を広報車及び報道機関等を利用し地域住民に広報するとともに、使用上の注意事項及び制限について広報し、施設復旧までの協力を呼びかける。

#### ウ 応急復旧

(7) 下水道施設の被害により、汚水、雨水等の疎通に支障がないよう被害の状況に応じ、必要最小限の生活排水を流せるよう仮配管及びポンプアップ等の応急措置を講じる。必要によっては、環境衛生班との連携のもとに仮設便所等の設置を行い環境衛生の確保を図る。

(イ) 下水道施設の復旧は、その被害の状況に応じ次の事項を基本に復旧方針を作成するとともに、動員計画を立て、他市町村、県、工事施工者等関係機関の資機材及び技術者等の応援を得て早期復旧を図る。

a 幹線の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は本復旧するものとする。

b 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

#### エ 応急協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、町長は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県に支援要請を行う。

#### オ その他必要と認める事項

#### (5) 電気通信設備応急措置（東日本電信電話㈱青森支店）

##### ア 体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又は恐れがあるときは、東日本電信電話株式会社青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

##### イ 情報収集及び連絡

(7) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。

(イ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、青森県災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報する。

#### ウ 災害対策用機器、車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

(7) 非常用衛星通信装置

(イ) 非常用無線装置

(ウ) 非常用交換装置

(エ) 非常用伝達装置

(オ) 非常用電源装置

(カ) 応急ケーブル

(キ) 災害対策指揮車

(ク) 雪上車及び特殊車両

(ケ) その他応急復旧用諸装置

#### エ 要員、災害対策用資材の確保

災害発生し、又は発生するおそれがある場合において電気通信設備の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するため平時から要員、次に掲げる資機材等を確保する。

(7) 出動要員の確保

(イ) 災害対策用資材、器具、工具、消耗品の確保

(ウ) 食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品の確保



オ 電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

電気通信設備等及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(ア) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火、又は耐震の実施

(イ) 可搬形無線機等の災害対策用機器及び車両

(ウ) 予備電源装置、及び燃料、冷却水等

(エ) その他防災上必要な設備及び器具等

カ 電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し、応急の措置を行う。

キ 通信そ通に対する応急措置

災害等により電気通信サービスが停止し、又は通信が著しくふくそうした場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置を実施する。

ク 通信の優先利用

災害が発生した場合において取り扱う非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。

ケ 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しくふくそうした場合は重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

コ 災害対策機器による通信の確保

サ 災害用伝言ダイヤルの運用

シ 特設公衆電話の設置

ス 広報

災害が発生した場合、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安解消に努める。

セ その他必要と認める事項

(6) 放送施設応急措置

ア 放送施設対策

町長は、災害時において、地域内に放送施設を有する各事業者（各事業所）に対し、以下の措置を依頼する。なお、当該依頼に対する対応は、各事業者（各事業所）の自主判断とする。

(ア) 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

(イ) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、その他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

#### イ 視聴者対策

町長は、日本放送協会に対し、災害時における受信機の維持、確保のため次の措置を講じるよう依頼する。

##### (ア) 受信機の復旧

被害受信機の取扱いについて周知するとともに、被害受信機の復旧を図る。

##### (イ) 情報の周知

避難所その他有効な場所への受信機の貸与・設置により、視聴者への情報の周知を図る。

#### ウ その他必要と認める事項

### 第31節 石油燃料供給対策

地震災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

#### 1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、町長が県石油商業組合各支部等と連携して行う。

#### 2 実施内容

- (1) 国・県・市町村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 町長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合各支部等と調整しても調達できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。

#### 3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

### 第32節 危険物施設等災害応急対策

地震災害が発生した場合において、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性同位元素使用施設の被害（放射性物質の大量の放出による被害を除く。）の拡大を防止し、又は最小限にとどめるとともに、二次災害の発生を防止するため、次のとおり応急対策を講じる。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危険防止を図るため、必要な措置を行う。

## 1 実施責任者

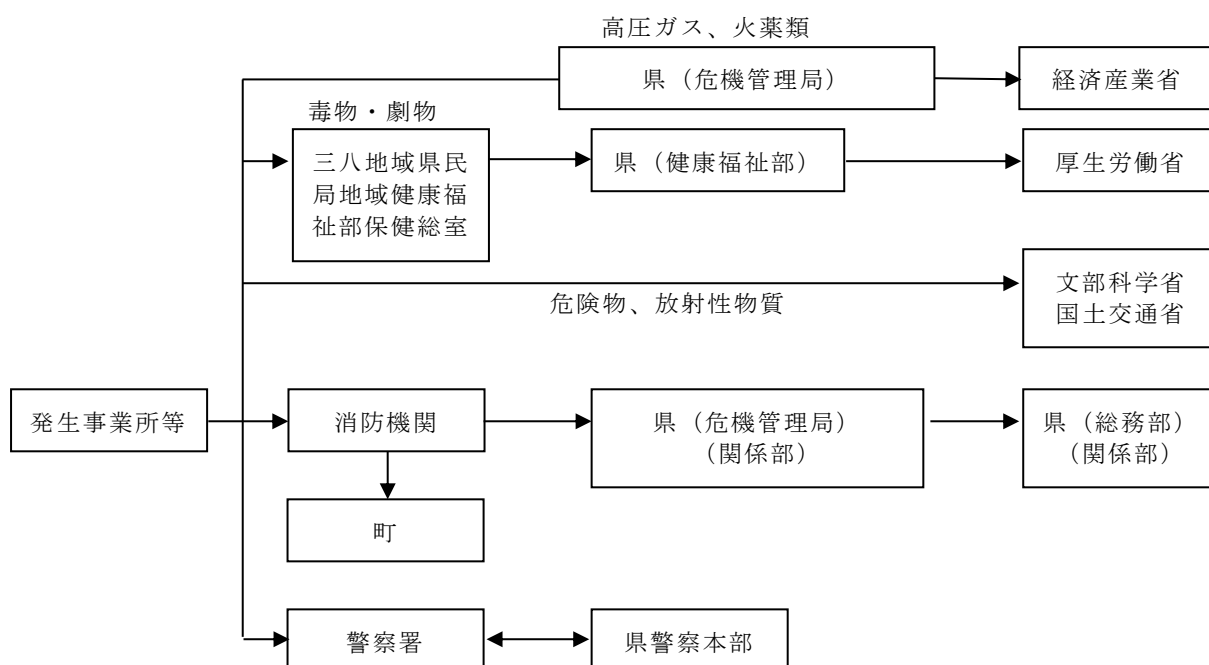
- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、町長、消防長及び知事が行う。
- (2) 危険物、火薬類、高压ガス、毒物・劇物、放射性物質の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

## 2 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領第3直接即報基準』）

- (1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
  - ア 河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
  - イ 500キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等
- (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災



### 3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### 4 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

#### (1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

- ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。
- イ 三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所及び三戸警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
- エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

#### (2) 町長の措置

- ア 知事へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命ずる。  
また、公共の安全の維持、又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。
- ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- エ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。  
なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。
- カ さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

#### (3) 三戸警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、又は自らその措置を講じる。また、市町村（消防機関）職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。  
なお、この場合はその旨市町村（消防機関）へ通知する。

## 5 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

### (1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

ア 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋めるなどの安全措置を講じる。

イ 知事、三戸警察署及び三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

### (2) 町長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

### (3) 三戸警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

## 6 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

### (1) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置

ア 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口等を密閉し、防火措置等安全な措置を講じる。

イ 知事、三戸警察署及び三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

### (2) 町長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

### (3) 三戸警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

## 7 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

### (1) 毒物・劇物営業者の措置

毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じるとともに、三八地域県民局地域健康福祉部保健総室、三戸警察署、三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

### (2) 町長の措置

ア 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

イ 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

### (3) 三戸警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

## 8 放射性同位元素等取扱施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

### (1) 放射性同位元素等取扱施設の管理者の措置

ア 災害の発生について速やかに文部科学省、原子力規制委員会、三戸消防署、三戸消防署名川分署、三戸消防署福地分遣所に通報する。

イ 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。

ウ 被害拡大防止措置を講じる。

エ 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう、必要な措置を講じる。

### (2) 町長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止措置を講じる。

### (3) 三戸警察署の措置

知事や消防機関と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講じる。

## 第33節 原子力災害応急対策

町への放射性物質に係る事故等の発生又は原子力緊急事態が発生した場合において、当町への被害が甚大で深刻とされる場合は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）[発電所を中心に概ね半径5km]又は緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）[発電所を中心に概ね半径30km]の区域外であっても、国又は県と連絡調整等の態勢を整え、地域住民等を放射線から守るため、町のほか、防災関係機関においても放射線物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施するもの。

### 1 実施責任者

町は、国、県、市町村、原子力事業者、その他関係機関と原子力災害に関して必要な応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

### 2 情報の収集・連絡

警戒事象・特定事象が発生した場合、原子力事業者及び国又は県から通報・連絡が町に對してあった場合、町は関係する防災機関に連絡するものとする。

### 3 実施内容

#### 第1 原子力災害発生時の応急対策

##### 1 町の措置

事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

##### 2 放射線障害に対する医療体制

(1) 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施するものとする。

- (2) 放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、放射線測定器、除染設備等を有する診療施設での対応が望ましいので、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講じるものとする。

## 第2 特定事象発生時の応急対策

放射性物質の輸送中に原子力災害対策特別措置法第10条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記対策に加えて次の対策をとるものとする。

町の措置

- (1) 事業者等から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。
- (2) 特定事象発生の通報を受けた場合は、直ちに国又は県に専門家の派遣を要請する。

## 第3 緊急事態応急対策

放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べて狭くなると考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の2次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

町の措置

- (1) 原子力緊急事態宣言に際して国又は県が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難指示等を速やかに実施する。
- (2) 原子力災害に関する情報収集や対策の調整を行う。
- (3) 原子力災害に関する情報を、多様な媒体を活用して住民等（要配慮者や一時滞在者等を含む）に迅速かつ的確に提供及び広報し、社会的混乱や風評被害を未然に防止するよう努める。
- (4) 健康相談窓口で心身の健康相談に応じたり、食品の安全等に関する相談や、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、住民等からの問い合わせに対応する。

## 第4 県内外の原子力発電所等における異常時対策

県内外の原子力発電所等の事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合、町は、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国や県の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、応急対策について協議する。

また、避難が必要な他市町村からの要請に基づいて避難者を受け入れる場合は（緊急的な一時受入れ／短期的な受入れ／中期的な受入れ等）、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。

## 4 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合は、他の市町村に応援を要請するか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

## 第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

### 第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

#### 1 災害復旧手続体制の確立

- (1) 町長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議のうえ、迅速、適切な災害復旧対応をする。
  - ア 本庁舎と分庁舎等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと
  - イ 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること
  - ウ 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと
  - エ 査定を受けるための体制を確立しておくこと
- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に即応できる体制を整備しておく。
- (3) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関の災害対策現地情報連絡員（リエゾン）は、相互に連携し活動するものとする。

#### 2 大規模災害における対応

町は工事の実施に高度な技術または機械力を要する場合の市町村道の災害復旧に関する工事について、必要に応じて国による権限代行制度に基づく支援を要請する。

#### 3 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

##### (1) 公共施設災害復旧計画作成

- ア 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- イ 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- ウ 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。



エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

オ 査定に欠格、失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、町単独災として実施する。

カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

## (2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

（ア） 河川災害復旧事業

（イ） 砂防設備災害復旧事業

（ウ） 林地荒廃防止施設災害復旧事業

（エ） 地すべり防止施設災害復旧事業

（オ） 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

（カ） 道路災害復旧事業

（キ） 下水道災害復旧事業

（ク） 公園災害復旧事業

イ 農林水産施設災害復旧（県農林水産部）

ウ 文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ 厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）

オ その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

## 4 災害復旧資金の確保（県危機管理局、東北財務局）

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県または東北財務局青森財務事務所に働きかける。

### (1) 県の措置

ア 災害復旧経費の資金需要額を把握する。

イ 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。

ウ 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。

エ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

### (2) 東北財務局青森財務事務所の措置

ア 必要資金の調査及び指導

関係機関と緊密に連携のうえ、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

イ 金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

ウ 災害つなぎ資金の融通

県、市町村に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

## 5 計画的な復興

大地震等により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、またはさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した大規模災害からの復興に関する法律に基づいて復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(1) 復興計画の作成等

ア 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。

イ 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。

ウ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

ア 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。

イ 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

ウ 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

## 第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

### 1 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

### 2 中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

### 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

#### 1 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）

災害による勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失した者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

##### (1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職または一時的に就職を希望している者または被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

##### (2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

##### (3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

##### (4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

#### 2 租税の徴収猶予、減免（税務課等）

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付または納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

#### 3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除措置を講じる。

#### 4 生業資金の確保（福祉介護課、健康こども課、県健康福祉部、県・町社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

##### (1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：町社会福祉協議会

##### (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：県

申込先：健康こども課、三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室

##### (3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：町

申込先：総務課

#### 5 生活再建の支援（国、県、町）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

## 6 義援物資、義援金の受け入れ（県健康福祉部、町）

### (1) 義援物資の受け入れ

県民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

### (2) 義援金の受け入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受け入れし、県は配分委員会を組織し、協議の上、市町村を通じて被災者に配分する。また、町で受け入れた義援金は適切に保管し、町配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

## 7 住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、町）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金または補修資金の貸付けを行う。

### (1) 災害復興住宅資金

県及び建設課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

### (2) 災害特別貸付金

総務課は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

### (3) 住宅相談窓口の設置

住宅金融支援機構は、県と協議の上、必要と認められる市町村に住宅相談窓口を設置し、相談を受け付ける。

## 8 生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

## 9 農業災害補償（県農林水産部）

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の近代化、かつ適正化を図る。

## 10 罹災証明の交付体制の確立（総務課、税務課）

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民

間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

#### 1 1 被災者台帳の作成（県関係部局、総務課、税務課、福祉介護課、健康こども課）

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

#### 1 2 被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、建設課）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空家等への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

#### 1 3 地震保険の活用（総務課）

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公共性の高い保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の1つであることから、その制度の普及及び加入の促進に努めるものとする。

#### 1 4 援助、助成措置の広報等（県関係部局、総務課、商工観光課）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下この章において「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 推進地域

法第3条に基づき指定された青森県の推進地域は次表のとおりである。

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

|                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、第1章第5節「町及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱」に準じ次のとおりとする。

| 機関名  |                                                                      | 処理すべき事務または業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南部町  | 南部町                                                                  | 1 防災会議に関すること<br>2 防災に関する組織の整備に関すること<br>3 防災に関する調査、研究に関すること<br>4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること<br>5 指定避難所の開設等被災者の支援に関すること<br>6 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること<br>7 要配慮者の安全確保に関すること<br>8 地震に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること<br>9 水防活動、消防活動に関すること<br>10 災害に関する広報に関すること<br>11 避難指示等に関すること<br>12 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること<br>13 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること<br>14 林水産物等に対する応急措置の指示に関すること<br>15 建築物等の応急危険度判定に関すること<br>16 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること<br>17 罹災証明の発行に関すること<br>18 その他災害対策に必要な措置に関すること |
|      | 南部町教育委員会                                                             | 1 防災教育に関すること<br>2 文教施設の保全に関すること<br>3 災害時における応急の教育に関すること<br>4 その他災害対策に必要な措置に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 消防機関 | 八戸地域広域市町村圏<br>事務組合消防本部<br>三戸消防署<br>三戸消防署名川分署<br>三戸消防署福地分遣所<br>南部町消防団 | 1 災害の予防、警戒及び防御に関すること<br>2 人命の救助及び救急活動に関すること<br>3 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること<br>4 防火対象物の防火管理の指導、監督に関すること<br>5 危険物の規則及び高圧ガス等の安全指導に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|      | 三戸警察署                                                                | 1 地震に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること<br>2 災害時の警備に関すること<br>3 災害広報に関すること<br>4 被災者の救助、救出に関すること<br>5 災害時の遺体の検視に関すること<br>6 災害時の交通規制に関すること<br>7 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること<br>8 避難指示等に関すること<br>9 その他災害対策に必要な措置に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|          |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青森県      | 三八地域県民局地域健康福祉部      | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助に関すること</li> <li>2 医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>3 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること</li> <li>4 防疫に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |
|          | 三八地域県民局地域整備部        | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること</li> <li>2 水防活動に関すること</li> <li>3 指定河川の水防警報及び洪水情報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                            |
|          | 三八地域県民局地域農林水産部      | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 農業、畜産業、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること</li> <li>2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること</li> <li>3 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |
|          | 三八教育事務所             | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 文教関係の災害情報の収集に関すること</li> <li>2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 指定地方行政機関 | 東北森林管理局三八上北森林管理署    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること</li> <li>2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること</li> <li>3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           |
|          | 農林水産省<br>（青森県拠点を含む） | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること</li> <li>2 農地・農業用施設等の防災対策並びに指導に関すること</li> <li>3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること</li> <li>4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること</li> <li>5 土地改良機械の緊急貸付けに関すること</li> <li>6 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること</li> <li>7 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること</li> </ul> |



|                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青森地方気象台                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表・伝達及び解説に関すること</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</li> <li>5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること</li> </ol> |
| 東北地方整備局<br>青森河川国道事務所<br>八戸出張所<br>八戸国道出張所<br>十和田国道維持出張所 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設（直轄）の整備に関すること</li> <li>2 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること</li> <li>3 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること</li> <li>4 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること</li> <li>5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること</li> </ol>                                                  |
| 東北運輸局<br>青森運輸支局                                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること</li> <li>2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                    |
| 東北総合通信局                                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信協議会の育成、指導に関すること</li> <li>2 非常通信訓練に関すること</li> <li>3 防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること</li> <li>4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること</li> </ol>                                                                                          |
| 八戸圏域水道企業団                                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給水施設の防災対策及び災害時における給水対策に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                  |
| 青森労働局<br>八戸労働基準監督署<br>ハローワーク八戸                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に対する職業のあっせんに関すること</li> <li>2 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること</li> <li>3 被災労働者に対する災害補償に関すること</li> <li>4 災害時における労務供給に関すること</li> </ol>                                                                                                                         |
| 東京航空局<br>三沢空港事務所<br>青森空港出張所                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること</li> <li>2 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること</li> <li>3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</li> </ol>                                                                                                                                  |
| 陸上自衛隊八戸駐屯地                                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における人命及び財産保護のための救援活動に関すること</li> <li>2 災害時における応急復旧の支援に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                                 |

|                  |                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定公共機関及び指定地方公共機関 | 東日本旅客（北海道旅客、日本貨物）鉄道株式会社<br>青い森鉄道株式会社                                                                                          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道事業の整備及び管理に関すること</li> <li>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること</li> <li>3 その他災害対策に関すること</li> </ol>                                                                             |
|                  | 東日本電信電話株式会社青森支店<br>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社<br>株式会社NTTドコモ東北青森支店<br>KDDI株式会社<br>ソフトバンク株式会社                                      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象特別警報・警報の町への伝達に関すること</li> <li>2 災害時における非常・緊急通信に関すること</li> <li>3 災害対策機器等による通信の確保に関すること</li> <li>4 電気通信設備の早期復旧に関すること</li> <li>5 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関すること</li> </ol> |
|                  | 日本郵便株式会社<br>福地郵便局<br>名川郵便局<br>上名久井郵便局<br>諏訪平郵便局<br>三戸駅前郵便局                                                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること</li> </ol>                                                                                                                                 |
|                  | 日本赤十字社青森県支部                                                                                                                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療対策に関すること</li> <li>2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること</li> <li>3 義援金品の募集及び配分に関すること</li> </ol>                                                                                 |
|                  | 東北電力ネットワーク(株)<br>八戸電力センター                                                                                                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の整備及び管理に関すること</li> <li>2 災害時における電力供給に関すること</li> </ol>                                                                                                                  |
|                  | 日本放送協会 八戸支局<br>青森放送(株) 八戸支社<br>(株)青森テレビ 八戸支社<br>青森朝日放送(株)<br>株式会社エフエム青森                                                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放送施設の整備及び管理に関すること</li> <li>2 地震情報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること</li> </ol>                                                                                                |
|                  | (社) 青森県エルピーガス協会八戸支部                                                                                                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス供給施設の整備及び管理に関すること</li> <li>2 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること</li> </ol>                                                                                                           |
|                  | 八戸市医師会                                                                                                                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護に関すること</li> </ol>                                                                                                                                               |
|                  | (公社) 青森県トラック協会三八支部<br>南部バス株式会社<br>日本通運株式会社八戸支社<br>福山通運株式会社八戸支店<br>佐川急便株式会社八戸営業所<br>ヤマト運輸株式会社八戸中央センター・南部町センター<br>西濃運輸株式会社八戸荷扱所 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送施設の整備及び管理に関すること</li> <li>2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること</li> </ol>                                                                                                      |
|                  | 日本銀行（青森支店）                                                                                                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における通貨及び金融対策に関すること</li> </ol>                                                                                                                                           |

|                      |                                  |                                                                                                                     |
|----------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | 東日本高速道路株式会社（東北支社、青森・八戸・十和田管理事務所） | 1 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること                                                                                       |
| 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 | 南部町商工会等商工業関係団体                   | 1 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること<br>2 災害時における物価安定についての協力に関すること<br>3 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること |
|                      | 農林水産業関係協同組合<br>森林組合<br>土地改良区     | 1 農林水産業に係る被害調査に関すること<br>2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること<br>3 被災組合員に対する融資またはあっせんに関すること                                     |
|                      | 運輸業関係団体                          | 1 災害時における輸送等の協力に関すること                                                                                               |
|                      | 建設業関係団体                          | 1 災害時における応急復旧への協力に関すること                                                                                             |
|                      | その他ボランティア団体等の各種団体                | 1 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること<br>2 災害応急対策に対する協力に関すること                                                                |
|                      | 放送機関<br>コミュニティFM                 | 1 放送施設の整備及び管理に関すること<br>2 地震・津波情報、災害情報の放送並びに防災知識の普及に関すること                                                            |
|                      | 病院等経営者                           | 1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること<br>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること<br>3 災害時における病人等の受入れ、保護に関すること<br>4 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関すること   |
|                      | 社会福祉施設経営者                        | 1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること<br>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること<br>3 災害時における入居者の保護に関すること                                         |
|                      | 金融機関                             | 1 被災事業者に対する資金の融資に関すること                                                                                              |
|                      | 学校法人                             | 1 防災教育に関すること<br>2 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること<br>3 災害時における応急の教育に関すること                                                     |
|                      | 危険物関係施設の管理者                      | 1 災害時における危険物の保安に関すること                                                                                               |
|                      | 多数の者が出入りする事業所等(病院・工場等)           | 1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること<br>2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること<br>3 来場者等に対する避難誘導に関すること                                          |

## 第2節 災害対策本部等の設置等

### 1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震または当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに南部町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。なお、災害情報連絡室、災害警戒本部及び災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）の設置基準については、第2章第2節「配備態勢」に準じる。

### 2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、2章第2節「配備態勢」及び同第3節「町災害対策本部」に定めるところに準じる。

### 3 職員の動員

第2章第3節「南部町災害対策本部」に定めるところに準じる。

## 第3節 地震発生時の応急対策等

### 1 地震発生時の応急対策

#### (1) 情報の収集伝達における役割

情報の収集・伝達における役割は、第4章第1節「地震情報等の収集及び伝達」に定めるところに準じ、次のとおりとする。

##### ア 地震情報等の収集及び伝達

##### (ア) 地震に関する情報の発表

#### (2) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報の収集・伝達については、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」及び同章第3節「通信連絡」に定めるところに準ずる。

#### (3) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

#### (4) 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講じる。

#### (5) 救助・救出・消火・医療活動

##### ア 救助・救出

第4章第11節「救出」に定めるところに準ずる。

##### イ 消火

第4章第9節「消防」に定めるところに準ずる。

##### ウ 医療活動

第4章第18節「医療、助産及び保健」に定めるところに準ずる。

(6) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、民間企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

(7) 輸送活動

第4章第20節「輸送対策」に定めるところに準ずる。

(8) 保健衛生・防疫活動

第4章第18節「医療、助産及び保健」及び同章第23節「防疫」に定めるところに準ずるほか、災害時の広域医療活動に必要な資機材の確保、トリアージ等の災害時に必要な技能を有する災害医療従事者の育成等を進める。

## 2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

イ 町は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 3 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は第4章第30節「相互応援協定等に基づく広域応援協力」のとおりである。

(2) 町長は、必要があると認めるときは、上記(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

(3) 町長は、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣の要請を求める。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

なお、派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 被害状況の把握

(イ) 避難の援助

(ウ) 遭難者等の搜索救助

(エ) 水防活動

(オ) 消防活動

(カ) 道路または水路の啓開、障害物の除去

(キ) 応急医療、救護及び防疫

(ク) 人員及び物資の緊急輸送

- (ケ) 炊飯及び給水
  - (コ) 救援物資の無償貸付、譲与
  - (サ) 危険物の保安または除去
  - (シ) その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置
- (4) 町は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、県を通じた消防庁、代表消防機関及び警察庁等との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受入体制を確保するように努める。

## 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

各施設等の整備については、次の施設ごとに掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努めるものとする。

なお、施設等の整備は概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

### 1 建築物、構造物等の耐震化

#### (1) 建築物の耐震化の推進

住宅やオフィス等の耐震化を進めるために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るほか、緊急輸送道路沿いの住宅・建築物に対する補助制度や税制優遇措置の活用促進により、住宅・建築物の耐震診断、耐震補強を促進する。

#### (2) 耐震化を進めるための環境整備

住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や分かりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

また、木造住宅密集市街地等の住宅や、多数の人が利用する建築物に対する耐震改修の指示等、耐震化促進のための制度の確実な運用を進める。

#### (3) 公共施設等の耐震化

町及び関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や指定避難所となりうる公共施設等の耐震化については、数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

### 2 指定緊急避難場所、避難路の整備

耐震性を考慮した上で、各地域における指定緊急避難所を早急に確保する。

また、指定緊急避難場所、避難路の確保にあたっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害危険箇所の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。

なお、冬期においては、避難路の積雪や凍結によって避難が困難となることが予想されるため、避難路の除雪・防雪・凍結防止対策等を強化する。

### 3 消防用施設の整備等

整備事業計画は、第4次地震防災緊急事業五箇年計画のとおり。

#### 4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

整備事業計画は、第4次地震防災緊急事業五箇年計画作成後に記載するものとするのとおり。

#### 5 通信施設の整備

町その他防災関係機関は第3節の1及び第4節の2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するために必要な通信施設を第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」に準じて整備する。

#### 6 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。

#### 7 その他の事業

### 第5節 防災訓練計画

防災訓練計画については、第3章第8節「防災訓練」に準じて、地震災害発生時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとし、特に次の事項に配慮したものとする。

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練を実施する。  
特に避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施にも配慮する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 1の防災訓練は、地震発生後の災害応急対策を中心とする。
- 4 町は、防災関係機関及び自主防災組織等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するなど、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。
  - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 要配慮者、観光客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- 5 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

### 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

## 1 町職員に対する教育及び広報

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行い、その内容は概ね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識  
次のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。
  - ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと
  - イ 津波は必ず引き波で始まるものではないこと
  - ウ 津波の第一波が必ずしも最大のものではないこと
  - エ 大きな津波は長時間継続すること
  - オ 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する場合があること
  - カ 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

## 2 住民等に対する教育及び広報

町は、関係機関と協力して、住民等の津波避難意識の向上のため、津波防災教育の充実に努める。また、パンフレットやチラシの配布など、現地の地理に不案内な観光客等にも配慮した広報に努める。

防災教育は、地域単位、職場単位等で行い、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

なお、その内容は、概ね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識  
次のような津波に関する正しい知識やとるべき行動の周知徹底を図る。
  - ア 海岸付近で大きな揺れを感じたらまず避難するべきであり、海岸へ近づかないこと
  - イ 津波は必ず引き波で始まるものではないこと
  - ウ 津波の第一波が必ずしも最大のものではないこと
  - エ 大きな津波は長時間継続すること
  - オ 津波地震など、揺れのわりに大きな津波が襲来する場合があること
  - カ 津波警報等が解除されるなど安全が確認できるまでは避難行動を続ける必要があること
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識
- (4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容



- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における指定緊急避難場所及び避難に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 平素から住民が実施可能な応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 児童、生徒等に対する教育及び広報

学校等における防災教育は安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体を通じて行うものとし、特に次のことに配慮した実践的な教育及び広報を行う。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波発生メカニズムと高潮との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 保護者、地域住民と共にハザードマップ等の作成に取り組み、地域の様子を把握すること

### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育及び広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮し、防災上重要な施設の管理者は、研修の参加に努める。

### 5 自動車運転者に対する教育及び広報

県公安委員会等は、自動車運転免許更新時や講習等の機会を通じ、地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項についての教育及び広報を行う。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること
- (2) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること
- (3) やむを得ず道路上に車を置いて避難する場合は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

### 6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

# 資料編

# 南部町地域防災計画

## ＜ 風水害等災害対策編・地震災害対策編・火山災害対策編 ＞ (資料・様式編)

### [資料編]

### 目 次

#### 第 1 章 総則

##### 第 6 節 町の自然的・社会的条件

|       |                     |   |
|-------|---------------------|---|
| 1－6－1 | 総人口、世帯数の推移 .....    | 1 |
| 1－6－2 | 年齢別人口および構成の推移 ..... | 1 |
| 1－6－3 | 高齢者のいる世帯の推移 .....   | 1 |
| 1－6－4 | 産業別就業者数 .....       | 1 |

#### 第 2 章 防災組織

##### 第 1 節 南部町防災会議

|       |                   |   |
|-------|-------------------|---|
| 2－1－1 | 南部町防災会議条例 .....   | 2 |
| 2－1－2 | 南部町防災会議運営要項 ..... | 3 |
| 2－1－3 | 南部町防災会議委員名簿 ..... | 4 |

##### 第 3 節 南部町災害対策本部

|       |                   |   |
|-------|-------------------|---|
| 2－3－1 | 南部町災害対策本部条例 ..... | 5 |
|-------|-------------------|---|

#### 第 3 章 災害予防計画

##### 第 3 節 防災業務施設・設備等の整備

|        |                                |    |
|--------|--------------------------------|----|
| 3－3－1  | 雨量等観測所 .....                   | 6  |
| 3－3－2  | 水位観測所 .....                    | 6  |
| 3－3－3  | 地震・震度観測施設 .....                | 6  |
|        | (1)強震観測施設（防災科学技術研究所）           |    |
|        | (2)青森県震度情報ネットワークシステム（県防災危機管理課） |    |
| 3－3－4  | 消防施設等の現況 .....                 | 7  |
| 3－3－5  | 消防ポンプ自動車等整備計画 .....            | 9  |
| 3－3－6  | 消防水利整備計画 .....                 | 10 |
| 3－3－7  | 町有無線設備 .....                   | 10 |
| 3－3－8  | 同報系通信系統図 .....                 | 11 |
| 3－3－9  | 移動系通信系統図 .....                 | 12 |
| 3－3－10 | 青森県防災情報ネットワーク回線構成図 .....       | 14 |

|                  |                            |    |
|------------------|----------------------------|----|
| 3-3-11           | 水防倉庫の資機材の備蓄状況 .....        | 15 |
| 3-3-12           | 救助資機材等の整備状況 .....          | 16 |
| 3-3-13           | 広域防災拠点等の整備状況 .....         | 17 |
| 3-3-14           | 重機類の整備状況 .....             | 17 |
| 3-3-15           | 防災資機材の整備状況 .....           | 18 |
|                  |                            |    |
| 第5節 防災事業         |                            |    |
| 3-5-1            | 山腹崩壊危険地区 .....             | 19 |
| 3-5-2            | 崩壊土砂流出危険地区 .....           | 20 |
| 3-5-3            | 小規模山地崩壊危険地 .....           | 21 |
| 3-5-4            | なだれ危険箇所 .....              | 22 |
| 3-5-5            | 砂防指定地 .....                | 22 |
| 3-5-6            | 土石流危険溪流Ⅰ .....             | 22 |
| 3-5-7            | 土石流危険溪流Ⅱ .....             | 24 |
| 3-5-8            | 地すべり危険箇所 .....             | 25 |
| 3-5-9            | 地すべり防止区域指定箇所 .....         | 25 |
| 3-5-10           | 地すべり等防止法による指定箇所 .....      | 25 |
| 3-5-11           | 自然斜面《自然Ⅰ》 .....            | 25 |
| 3-5-12           | 自然斜面《自然Ⅱ》 .....            | 27 |
| 3-5-13           | 自然斜面《自然Ⅲ》 .....            | 28 |
| 3-5-14           | 人口斜面《人口Ⅰ》 .....            | 29 |
| 3-5-15           | 雪崩危険箇所 ランクⅠ .....          | 29 |
| 3-5-16           | 雪崩危険箇所 ランクⅡ .....          | 31 |
| 3-5-17           | 雪崩危険箇所 ランクⅢ .....          | 32 |
| 3-5-18           | 急傾斜地崩壊危険区域指定区域 .....       | 33 |
| 3-5-19           | ため池施設 .....                | 35 |
| 3-5-20           | 主要地方道 .....                | 35 |
| 3-5-21           | 一般県道 .....                 | 36 |
| 3-5-22           | 町道 .....                   | 37 |
|                  |                            |    |
| 第6節 自主防災組織等の確立   |                            |    |
| 3-6-1            | 自主防災組織一覧表 .....            | 38 |
|                  |                            |    |
| 第10節 避難対策        |                            |    |
| 3-10-1           | 指定避難所【指定緊急避難場所】 .....      | 39 |
| 3-10-2           | 福祉避難所 .....                | 43 |
| 3-10-3           | その他の避難所 .....              | 45 |
|                  |                            |    |
| 第12節 要配慮者等安全確保対策 |                            |    |
| 3-12-1           | 土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設 ..... | 45 |
|                  |                            |    |
| 第18節 水害予防対策      |                            |    |
| 3-18-1           | 要配慮者が利用する施設 .....          | 45 |

## 第20節 土砂災害予防対策

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 3-20-1 土砂災害警戒区域等一覧 ..... | 47 |
|--------------------------|----|

## 第4章 災害応急対策計画

### 第1節 気象予報・警報等の収集および伝達

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 4-1-1 青森県の警報・注意報発表区域図 .....               | 52 |
| 4-1-2 特別警報・警報・注意報の概要 .....                | 52 |
| 4-1-3 特別警報・警報・注意報の種類と概要 .....             | 53 |
| 4-1-4 水防活動用警報・注意報 .....                   | 55 |
| 4-1-5 南部町の警報・注意報発表基準 .....                | 56 |
| 4-1-6 別表1 南部町の「大雨警報基準」 .....              | 57 |
| 4-1-7 別表2 南部町の「洪水警報基準」 .....              | 57 |
| 4-1-8 別表3 南部町の「大雨注意報基準」 .....             | 57 |
| 4-1-9 別表4 南部町の「洪水注意報基準」 .....             | 58 |
| 4-1-10 キキクル（大雨警報・洪水警報の危機度分布）等の種類と概要 ..... | 58 |
| 4-1-11 南部町の洪水予報の種類と発表基準 .....             | 59 |
| 4-1-12 水防警報の種類 .....                      | 60 |
| 4-1-13 水防警報を行う河川及びその区域 .....              | 60 |
| 4-1-14 水防指令の発令 .....                      | 60 |
| 4-1-15 防災関係機関連絡先 .....                    | 61 |

### 第2節 情報収集及び被害等報告

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 4-2-1 各地区情報調査連絡員（南部町行政員） .....       | 63 |
| 4-2-2 消防本部における情報収集先 .....            | 64 |
| 4-2-3 被害調査報告分担区分 .....               | 64 |
| 4-2-4 被害報告区分 .....                   | 66 |
| 4-2-5 災害救助法の適用基準 .....               | 68 |
| 4-2-6 災害救助法適用以外の災害救護の取扱要綱（青森県） ..... | 69 |

### 第3節 通信連絡

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 4-3-1 防災行政無線の種類、周波数及び空中線電力等 ..... | 71 |
| 4-3-2 南部町防災行政用無線管理運用要綱 .....      | 72 |

### 第5節 自衛隊災害派遣要請

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 4-5-1 ヘリコプター離着陸場所 ..... | 75 |
| 4-5-2 車両駐車場 .....       | 75 |
| 4-5-3 活動拠点候補地 .....     | 75 |

### 第6節 広域応援

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 4-6-1 相互応援協定の締結状況 .....      | 76 |
| 4-6-2 防災関係機関等との協定の締結状況 ..... | 77 |

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 第 8 節 避難                         |     |
| 4-8-1 南部町避難指示等の判断基準              | 79  |
| 第 11 節 救出                        |     |
| 4-11-1 救出を要する者を発見した場合の通報先        | 98  |
| 第 12 節 食料供給                      |     |
| 4-12-1 炊き出し実施場所                  | 98  |
| 4-12-2 炊き出しの協力団体                 | 99  |
| 4-12-3 弁当、うどん麺類等製造所等             | 99  |
| 4-12-4 インスタント食品調達先               | 100 |
| 4-12-5 調達、供給食料の集積場所              | 100 |
| 4-12-6 物資班の構成                    | 100 |
| 第 13 節 給水                        |     |
| 4-13-1 八戸圏域水道企業団所有の給水資機材         | 101 |
| 第 14 節 応急住宅供給                    |     |
| 4-14-1 建築資材の調達                   | 101 |
| 4-14-2 建築技術者                     | 101 |
| 第 15 節 遺体の搜索、処理、埋火葬              |     |
| 4-15-1 遺体の一時保管場所                 | 102 |
| 4-15-2 火葬場                       | 102 |
| 4-15-3 埋葬予定場所                    | 103 |
| 第 16 節 障害物除去                     |     |
| 4-16-1 除去した障害物の集積場所              | 103 |
| 4-16-2 障害物の除去に要する資機材等の現有状況       | 103 |
| 第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与      |     |
| 4-17-1 主な被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与調達先 | 105 |
| 4-17-2 調達物資の集積場所                 | 106 |
| 第 18 節 医療、助産及び保健                 |     |
| 4-18-1 救護所の設置予定場所                | 106 |
| 4-18-2 医薬品等の主な調達先                | 106 |
| 4-18-3 町内の医療機関等の状況               | 107 |
| 第 20 節 輸送対策                      |     |
| 4-20-1 町有車両                      | 108 |
| 4-20-2 公共的団体の自動車保有状況             | 111 |
| 4-20-3 運送業者等営業用の自動車保有状況          | 111 |

|                          |                              |     |
|--------------------------|------------------------------|-----|
| 4-20-4                   | その他の自動車保有状況 .....            | 112 |
| 4-20-5                   | ヘリコプター離着陸場所 .....            | 112 |
| 4-20-6                   | 緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況 ..... | 112 |
|                          |                              |     |
| 第21節 労務提供                |                              |     |
| 4-21-1                   | 赤十字奉仕団、ボランティア団体等の現況 .....    | 115 |
| 4-21-2                   | 労務者の宿泊施設予定場所 .....           | 115 |
|                          |                              |     |
| 第23節 防疫                  |                              |     |
| 4-23-1                   | 防疫用薬剤の調達先 .....              | 115 |
|                          |                              |     |
| 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止      |                              |     |
| 4-24-1                   | ごみ処理班 .....                  | 116 |
| 4-24-2                   | し尿処理班 .....                  | 116 |
| 4-24-3                   | ごみ及びし尿の処理施設 .....            | 116 |
| 4-24-4                   | 清掃資機材所有状況 .....              | 117 |
|                          |                              |     |
| 第26節 文教対策                |                              |     |
| 4-26-1                   | 小学校の代替予定施設 .....             | 118 |
| 4-26-2                   | 中学校の代替予定施設 .....             | 118 |
| 4-26-3                   | 小学校施設の状況 .....               | 119 |
| 4-26-4                   | 中学校施設の状況 .....               | 119 |
| 4-26-5                   | 学校以外の教育施設の状況 .....           | 119 |
|                          |                              |     |
| <b>第5章 雪害対策、事故災害対策計画</b> |                              |     |
| 第5節 危険物等災害対策             |                              |     |
| 5-5-1                    | 危険物施設 .....                  | 120 |

## 第1章 総則

### 第6節 町の自然的・社会的条件

#### 1-6-1 総人口、世帯数の推移

(単位：人)

|       | 総人口    | 男      | 女      | 世帯数   |
|-------|--------|--------|--------|-------|
| 平成12年 | 22,596 | 10,792 | 11,804 | 6,851 |
| 平成17年 | 21,552 | 10,208 | 11,344 | 6,819 |
| 平成22年 | 19,853 | 9,355  | 10,498 | 6,621 |
| 平成27年 | 18,312 | 8,524  | 9,788  | 6,419 |

#### 1-6-2 年齢別人口および構成の推移

(単位：人、%)

| 区 分    | H12    | H17    | H22    | H27    | 構 成 比 |       |       |       |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
|        |        |        |        |        | H12   | H17   | H22   | H27   |
| 総 計    | 22,583 | 21,552 | 19,842 | 18,308 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 0～14歳  | 3,436  | 2,885  | 2,361  | 1,869  | 15.2  | 13.4  | 11.9  | 10.2  |
| 15～64歳 | 13,618 | 12,639 | 11,345 | 9,882  | 60.3  | 58.6  | 57.2  | 54.0  |
| 65歳以上  | 5,529  | 6,028  | 6,136  | 6,557  | 24.5  | 28.0  | 30.9  | 35.8  |

※1-6-1と総人口が合わないのは年齢不詳が入っていないため。

#### 1-6-3 高齢者のいる世帯の推移

(単位：世帯、%)

|            |         | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 増減<br>(平成12年～27年) |
|------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------------------|
| 一般世帯 A     |         | 6,832 | 6,802 | 6,600 | 6,391 | △441              |
| 高齢者のいる世帯 B |         | 2,434 | 2,828 | 3,163 | 3,610 | 1,176             |
|            | 比 率 B/A | 54.0  | 57.2  | 60.3  | 56.5  | 267               |
| 高齢者単独世帯 C  |         | 528   | 632   | 700   | 850   | 322               |
|            | 比 率 C/A | 7.7   | 9.3   | 10.6  | 13.3  | 73                |
| 高齢者夫婦世帯 D  |         | 604   | 705   | 770   | 830   | 226               |
|            | 比 率 D/A | 8.8   | 8.6   | 12.1  | 13.0  | 51.2              |

※1-6-1と世帯が合わないのは不詳世帯が入っていないため。

#### 1-6-4 産業別就業者数

|       | 平成12年  |       | 平成17年  |       | 平成22年 |       | 平成27年 |       |
|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | 人口     | 構成比   | 人口     | 構成比   | 人口    | 構成比   | 人口    | 構成比   |
| 総数    | 11,653 | 100.0 | 10,909 | 100.0 | 9,754 | 100.0 | 9,309 | 100.0 |
| 第1次産業 | 3,226  | 27.7  | 3,003  | 27.5  | 2,605 | 26.7  | 2,355 | 25.3  |
| 第2次産業 | 3,294  | 28.3  | 2,559  | 23.5  | 2,099 | 21.5  | 2,039 | 21.9  |
| 第3次産業 | 5,133  | 44.0  | 5,347  | 49.0  | 5,050 | 51.8  | 4,915 | 52.8  |



## 第2章 防災組織

### 第1節 南部町防災会議

#### 2-1-1 南部町防災会議条例

平成18年1月1日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき南部町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南部町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 消防計画の策定その他その実施に関し重要な事項を調査審議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 消防機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、20人以内とする。

7 第5項第7号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

## 2-1-2 南部町防災会議運営要項

(趣旨)

第1条 南部町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営については、南部町防災会議条例(平成18年1月1日条例第23号)に定めるところによるほか、この要綱によるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議は、会長が必要と認めたとき、又は、委員2名以上の要求があったとき、会長がこれを招集するものとする。

(会議)

第3条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

(議決)

第4条 防災会議は、出席委員全員の意見一致をもって議事を決するものとする。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること
- (3) 関係機関の長に対し、資料又は、情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (4) 南部町災害対策本部の設置について、町長に意見を具申すること。
- (5) 南部町地域防災計画の作成又は、修正について町長に意見を具申すること。

2 防災会議を招集する暇のないとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないときは、会長は専決することができるものとする。

3 会長は、前2項により専決した事項については、次回の防災会議において、これを報告し、承認を求めるものとする。

(事務局)

第7条 防災会議の事務を処理するため、事務局を南部町総務課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定めるものとする。

## 2-1-3 南部町防災会議委員名簿

(令和3年7月1日現在)

| No. | 職                           | 氏名      | 条例上の区分                 |
|-----|-----------------------------|---------|------------------------|
| 1   | 南部町長                        | 工 藤 祐 直 | 町長                     |
| 2   | 東北地方整備局青森河川国道事務所長           | 一 戸 欣 也 | 指定地方行政機関の職員            |
| 3   | 三八地域県民局地域整備部長               | 苫 米 地 鋭 | 青森県の知事の部内の職員           |
| 4   | 三八地域県民局地域健康福祉部長             | 舘 田 菊 子 | 青森県の知事の部内の職員           |
| 5   | 三八地域県民局地域農林水産部長             | 牧 野 仁   | 青森県の知事の部内の職員           |
| 6   | 三戸警察署長                      | 高 橋 浩 幸 | 青森県警察の警察官              |
| 7   | 南部町副町長                      | 佐々木 俊 昭 | 町の部内の職員                |
| 8   | 南部町総務課参事                    | 久保田 敏 彦 | 町の部内の職員                |
| 9   | 南部町住民生活課長                   | 石 橋 一 史 | 町の部内の職員                |
| 10  | 南部町福祉介護課長                   | 戸 室 正 樹 | 町の部内の職員                |
| 11  | 南部町健康こども課長                  | 野 月 正 治 | 町の部内の職員                |
| 12  | 南部町建設課長                     | 松 橋 悟   | 町の部内の職員                |
| 13  | 南部町教育長                      | 高 橋 力 也 | 教育長                    |
| 14  | 南部町消防団長                     | 金 澤 正 一 | 消防団長                   |
| 15  | 東北電力ネットワーク(株)<br>八戸電力センター所長 | 間 所 顯 宣 | 指定公共機関又は指定地方機関         |
| 15  | 東日本電信電話(株) 青森支店長            | 越 智 徹 二 | 指定公共機関又は指定地方機関         |
| 17  | 八戸地域広域市町村圏事務組合<br>三戸消防署長    | 苫米地 和 弘 | 消防機関                   |
| 18  | 防災士                         | 夏 堀 祐 子 | 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 |
| 19  | 防災士<br>(元女性分団長)             | 工 藤 久美子 | 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 |
| 20  | 10区行政員(防災士)<br>駅前自主防災会副会長   | 佐々木 利 文 | 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 |

### 第3節 南部町災害対策本部

#### 2-3-1 南部町災害対策本部条例

平成18年1月1日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、南部町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員(以下「本部員」という。)を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 第3章 災害予防計画

#### 第3節 防災業務施設・設備等の整備

##### 3-3-1 雨量等観測所

| 地点名 | 所在地               | 管理主体 |
|-----|-------------------|------|
| 福 地 | 南部町大字苫米地字蒼前 10-1  | 青森県  |
| 鳥舌内 | 南部町大字鳥舌内字上大防 11-1 | 〃    |
| 玉 掛 | 南部町大字沖田面字下モ村 33   | 〃    |

##### 3-3-2 水位観測所

| 地点名  | 所在地                  | 管理主体  |
|------|----------------------|-------|
| 剣 吉  | 南部町大字剣吉字長治川原         | 国土交通省 |
| 下名久井 | 南部町大字下名久井字白山 2-1 地先  | 青森県   |
| 二 又  | 南部町大字小向字二又 1-2       | 〃     |
| 馬淵南部 | 南部町大字沖田面字上村 20-10 地先 | 〃     |

##### 3-3-3 地震・震度観測施設

###### (1) 強震観測施設（防災科学技術研究所）

| 観測地点   | 名称 | 所在地      |
|--------|----|----------|
| AOM013 | 南部 | 沖田面字沖中54 |

###### (2) 青森県震度情報ネットワークシステム（県防災危機管理課）

| No. | 設置場所所在地            | 計測震度計等座標 |    |    |     |    |    |
|-----|--------------------|----------|----|----|-----|----|----|
|     |                    | 北 緯      |    |    | 東 経 |    |    |
|     |                    | 度        | 分  | 秒  | 度   | 分  | 秒  |
| 63  | 苫米地字下宿23-1 福地支所敷地内 | 40       | 28 | 0  | 141 | 22 | 57 |
| 64  | 平字広場28-1 南部町役場敷地内  | 40       | 25 | 12 | 141 | 19 | 50 |
| 65  | 沖田面字沖中46 南部支所敷地内   | 40       | 24 | 46 | 141 | 16 | 47 |

### 3-3-4 消防施設等の現況

| 区 分     | 消防団員数 | 消 防 ポ ン プ |             |         |       |     | 計  | 区 分     | 消防団員数 | 消 防 ポ ン プ |             |         |       |     | 計  |
|---------|-------|-----------|-------------|---------|-------|-----|----|---------|-------|-----------|-------------|---------|-------|-----|----|
|         |       | 消防ポンプ自動車  | 水槽付消防ポンプ自動車 | 小型動力ポンプ | 救助工作車 | 救急車 |    |         |       | 消防ポンプ自動車  | 水槽付消防ポンプ自動車 | 小型動力ポンプ | 救助工作車 | 救急車 |    |
| 三戸消防署   |       | 1         | 1           |         | 1     | 1   | 4  | 福地本部    | 8     |           |             | 1       |       |     | 1  |
| 名川分署    |       | 1         | 1           |         |       | 1   | 3  | 福地第1分団  | 19    |           | 1           |         |       |     | 1  |
| 福地分遣所   |       | 1         |             |         |       | 1   | 2  | 福地第2分団  | 28    | 1         |             | 1       |       |     | 2  |
| 名川本部    | 10    |           |             | 1       |       |     | 1  | 福地第3分団  | 20    | 1         |             |         |       |     | 1  |
| 名川第1分団  | 25    | 1         |             | 1       |       |     | 2  | 福地第4分団  | 15    | 1         |             |         |       |     | 1  |
| 名川第2分団  | 20    |           | 1           | 1       |       |     | 2  | 福地第5分団  | 18    | 1         |             | 1       |       |     | 2  |
| 名川第3分団  | 26    | 1         |             | 1       |       |     | 2  | 福地第6分団  | 19    | 1         |             | 1       |       |     | 2  |
| 名川第4分団  | 29    |           | 1           | 1       |       |     | 2  | 福地第7分団  | 18    | 1         |             |         |       |     | 1  |
| 名川第5分団  | 22    |           | 1           | 1       |       |     | 2  | 福地第8分団  | 14    | 1         |             |         |       |     | 1  |
| 名川第6分団  | 20    |           | 1           | 1       |       |     | 2  | 福地第9分団  | 16    |           | 1           |         |       |     | 1  |
| 名川第7分団  | 19    | 1         |             | 1       |       |     | 2  | 福地第10分団 | 15    | 1         |             | 1       |       |     | 2  |
| 名川第8分団  | 21    |           | 1           | 1       |       |     | 2  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 名川第9分団  | 16    | 1         |             |         |       |     | 1  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 名川第10分団 | 20    |           | 1           | 1       |       |     | 2  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 名川第11分団 | 16    | 1         |             | 1       |       |     | 2  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 女性分団    | 28    |           |             |         |       |     |    |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部本部    | 13    |           |             | 1       |       |     | 1  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部第1分団  | 18    | 1         |             |         |       |     | 1  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部第2分団  | 20    | 1         |             |         |       |     | 1  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部第3分団  | 16    |           | 1           |         |       |     | 1  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部第4分団  | 17    | 1         |             | 1       |       |     | 2  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部第5分団  | 22    |           | 1           | 1       |       |     | 2  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部第6分団  | 21    | 1         |             |         |       |     | 1  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部第7分団  | 18    | 1         |             | 1       |       |     | 2  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部第8分団  | 15    | 1         |             |         |       |     | 1  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部第9分団  | 18    | 1         |             |         |       |     | 1  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部第10分団 | 15    | 1         |             |         |       |     | 1  |         |       |           |             |         |       |     |    |
| 南部第11分団 | 13    | 1         |             |         |       |     | 1  | 小 計     | 190   | 7         | 2           | 5       |       |     | 15 |
| 小 計     | 478   | 17        | 10          | 15      | 1     | 3   | 46 | 合 計     | 668   | 25        | 12          | 20      | 1     | 3   | 61 |

消火栓

| 区分 | 6区 | 7区 | 8区 | 11区 | 12区 | 13区 | 14区 | 19区 | 20区 | 計   |
|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 福地 |    |    |    |     |     |     |     | 48  | 87  | 135 |
| 名川 |    |    |    | 57  | 50  | 53  | 50  |     |     | 210 |
| 南部 | 48 | 45 | 49 |     |     |     |     |     |     | 142 |
| 合計 | 48 | 45 | 49 | 57  | 50  | 53  | 50  | 48  | 87  | 487 |

※口径40ミリは対象外

耐震性貯水槽

| 区分 | 6区 | 7区 | 8区 | 11区 | 12区 | 13区 | 14区 | 19区 | 20区 | 計 |
|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 福地 |    |    |    |     |     |     |     |     |     |   |
| 名川 |    |    |    | 1   |     | 1   |     |     |     | 2 |
| 南部 |    |    |    |     |     |     |     |     |     |   |
| 合計 |    |    |    | 1   |     | 1   |     |     |     | 2 |

防火水槽

| 区分 | 6区 | 7区 | 8区 | 11区 | 12区 | 13区 | 14区 | 19区 | 20区 | 計   |
|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 福地 |    |    |    |     |     |     |     | 35  | 52  | 87  |
| 名川 |    |    |    | 23  | 23  | 34  | 20  |     |     | 100 |
| 南部 | 13 | 30 | 17 |     |     |     |     |     |     | 60  |
| 合計 | 13 | 30 | 17 | 23  | 23  | 34  | 20  | 35  | 52  | 247 |

その他（緊急貯水槽）

| 区分 | 6区 | 7区 | 8区 | 11区 | 12区 | 13区 | 14区 | 19区 | 20区 | 計 |
|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 福地 |    |    |    |     |     |     |     |     |     |   |
| 名川 |    |    |    |     |     | 1   |     |     |     | 1 |
| 南部 |    |    |    |     |     |     |     |     |     |   |
| 合計 |    |    |    |     |     | 1   |     |     |     | 1 |

水槽容量

| 区分                                      | 6区 | 7区 | 8区 | 11区 | 12区 | 13区 | 14区 | 19区 | 20区 | 計   |
|-----------------------------------------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 40m <sup>3</sup><br>未満                  |    | 7  | 1  | 6   | 3   | 8   |     | 8   | 1   | 34  |
| 40m <sup>3</sup> ～<br>100m <sup>3</sup> | 13 | 22 | 16 | 17  | 20  | 26  | 20  | 27  | 51  | 212 |
| 100m <sup>3</sup><br>以上                 |    | 1  |    |     |     |     |     |     |     | 1   |
| 合計                                      | 13 | 30 | 17 | 23  | 23  | 34  | 20  | 35  | 52  | 247 |

### 3-3-5 消防ポンプ自動車等整備計画

(令和6年4月1日現在)

| 区分      | 区域名  | 人口    | 全体計画<br>(R7年度<br>～R11年度) |                                       |  | R7<br>年度               |                                       | R8<br>年度               |                                       | R9<br>年度               |                                       | R10<br>年度              |                                       | R11<br>年度              |                                       |
|---------|------|-------|--------------------------|---------------------------------------|--|------------------------|---------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|
|         |      |       | ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車   | 水<br>槽<br>付<br>ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車 |  | ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車 | 水<br>槽<br>付<br>ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車 | ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車 | 水<br>槽<br>付<br>ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車 | ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車 | 水<br>槽<br>付<br>ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車 | ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車 | 水<br>槽<br>付<br>ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車 | ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車 | 水<br>槽<br>付<br>ポン<br>プ<br>自<br>動<br>車 |
| 三戸消防署   |      | —     |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川分署    |      | —     |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 福地分遣所   |      | —     |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川本部    |      | —     |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川第1分団  | 上名久井 | 1,164 |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川第2分団  | 平    | 825   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川第3分団  | 五日市  | 623   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川第4分団  | 下名久井 | 458   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川第5分団  | 鳥舌内  | 348   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川第6分団  | 鳥谷   | 309   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川第7分団  | 剣吉上町 | 402   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川第8分団  | 剣吉荒町 | 893   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川第9分団  | 虎渡   | 226   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川第10分団 | 斗賀   | 737   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 名川第11分団 | 森越   | 556   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 南部本部    |      | —     |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 南部第1分団  | 駅前   | 812   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 南部第2分団  | 大向   | 749   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 南部第3分団  | 古町   | 256   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 南部第4分団  | 門前   | 608   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 南部第5分団  | 沖田面  | 577   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 南部第6分団  | 赤石   | 178   |                          | 1                                     |  |                        | 1                                     |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 南部第7分団  | 相内   | 472   |                          | 1                                     |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        | 1                                     |                        |                                       |
| 南部第8分団  | 玉掛   | 159   |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 南部第9分団  | 諏訪ノ平 | 227   |                          | 1                                     |  |                        |                                       |                        |                                       |                        | 1                                     |                        |                                       |                        |                                       |
| 南部第10分団 | 正寿寺  | 111   |                          | 1                                     |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        | 1                                     |
| 南部第11分団 | 二又   | 64    |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |
| 福地本部    |      | —     |                          |                                       |  |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |                        |                                       |



| 区分      | 区域名 | 人口     | 全体計画<br>(R7年度～R11年度) |           |  | R7<br>年度 |           | R8<br>年度 |           | R9<br>年度 |           | R10<br>年度 |           | R11<br>年度 |           |
|---------|-----|--------|----------------------|-----------|--|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|         |     |        | ポンプ自動車               | 水槽付ポンプ自動車 |  | ポンプ自動車   | 水槽付ポンプ自動車 | ポンプ自動車   | 水槽付ポンプ自動車 | ポンプ自動車   | 水槽付ポンプ自動車 | ポンプ自動車    | 水槽付ポンプ自動車 | ポンプ自動車    | 水槽付ポンプ自動車 |
| 福地第1分団  | 苦米地 | 880    |                      |           |  |          |           |          |           |          |           |           |           |           |           |
| 福地第2分団  | 福田  | 2,209  |                      |           |  |          |           |          |           |          |           |           |           |           |           |
| 福地第3分団  | 片岸  | 189    | 1                    |           |  |          |           |          |           |          |           |           |           | 1         |           |
| 福地第4分団  | 法師岡 | 184    |                      |           |  |          |           |          |           |          |           |           |           |           |           |
| 福地第5分団  | 高橋  | 272    |                      |           |  |          |           |          |           |          |           |           |           |           |           |
| 福地第6分団  | 杉沢  | 750    |                      |           |  |          |           |          |           |          |           |           |           |           |           |
| 福地第7分団  | 小泉  | 197    |                      |           |  |          |           |          |           |          |           |           |           |           |           |
| 福地第8分団  | 埵渡  | 767    |                      | 1         |  |          |           |          | 1         |          |           |           |           |           |           |
| 福地第9分団  | 麦沢  | 131    |                      |           |  |          |           |          |           |          |           |           |           |           |           |
| 福地第10分団 | 桃木  | 77     |                      |           |  |          |           |          |           |          |           |           |           |           |           |
| 計       |     | 16,410 | 1                    | 5         |  |          | 1         |          | 1         |          | 1         |           | 1         | 1         | 1         |

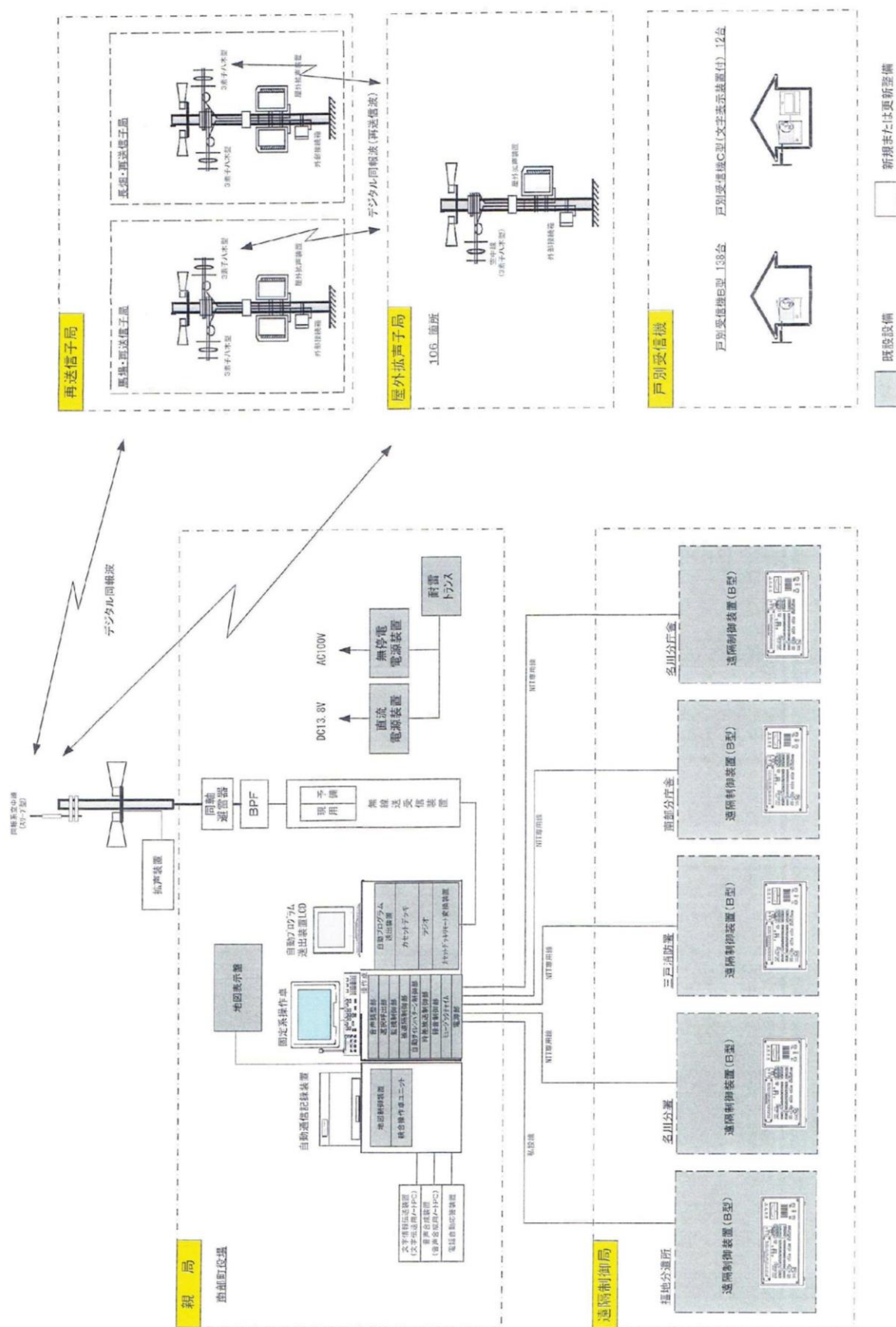
### 3-3-6 消防水利整備計画

| 区 分    |                         | 現有数 | 年 次 計 画 |      |      |      |      |      |
|--------|-------------------------|-----|---------|------|------|------|------|------|
|        |                         |     | 全体計画    | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 消火栓    | 公設                      | 477 | 5       | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
|        | 私設                      | 10  | 0       |      |      |      |      |      |
| 防火水槽   | 40m <sup>3</sup> 未満     | 34  | 0       |      |      |      |      |      |
|        | 40～100m <sup>3</sup> 未満 | 212 | 2       |      | 1    |      | 1    |      |
|        | 100m <sup>3</sup> 以上    | 1   | 0       |      |      |      |      |      |
| その他の水利 |                         | 1   | 0       |      |      |      |      |      |
| 計      |                         | 735 | 7       | 1    | 2    | 1    | 2    | 1    |

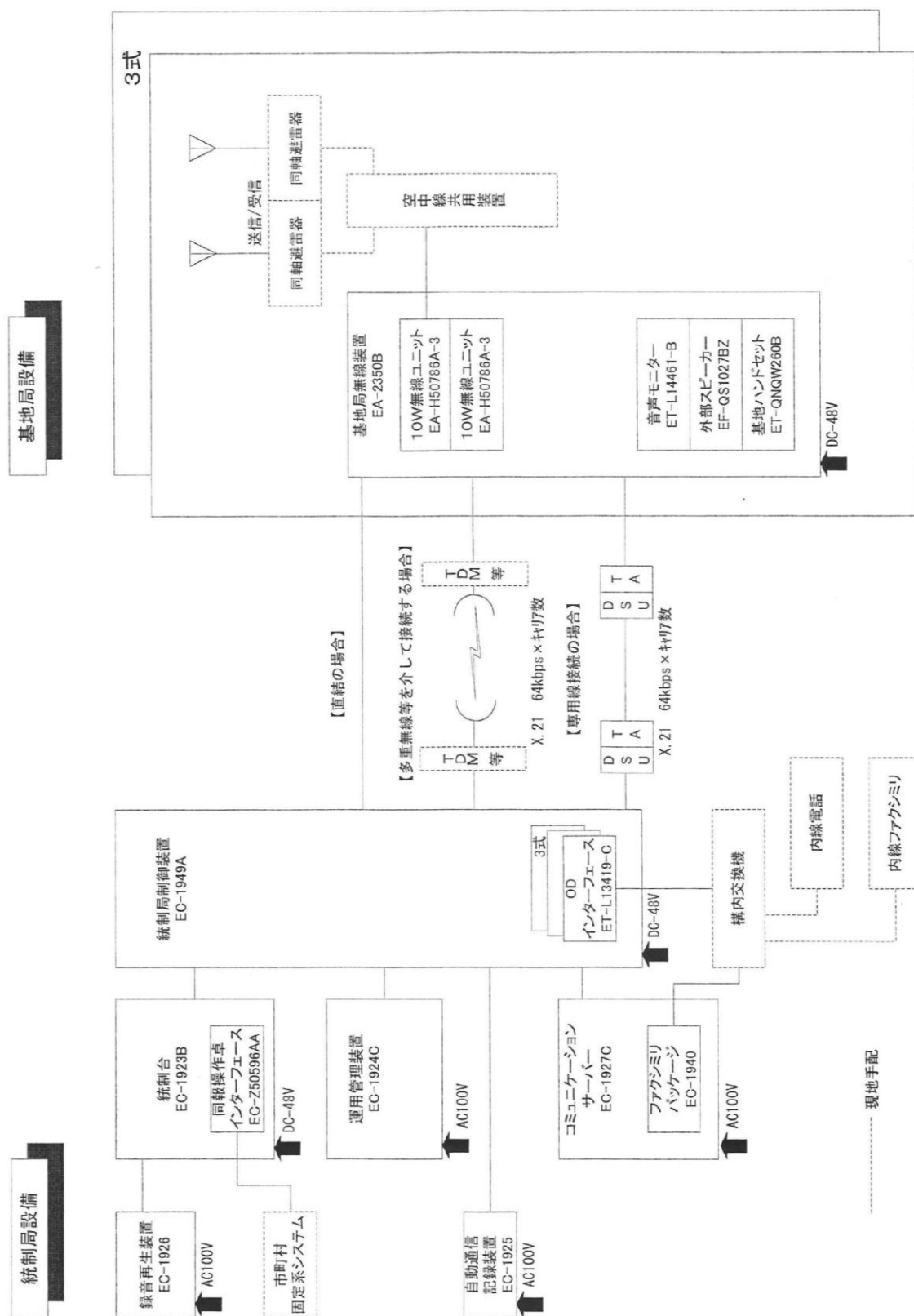
### 3-3-7 町有無線設備（固定局…F X、陸上移動局…ML）

| 所属  | 局種別 | 呼出名称（呼出符号）     | 設置場所<br>電話番号          | MLの配属           |
|-----|-----|----------------|-----------------------|-----------------|
| 南部町 | F X | ぼうさいなんぶちょうこうほう | 南部町役場<br>0178-76-2111 | 車載 46台          |
|     | ML  | ぼうさいなんぶちょう     |                       | 携帯 80台<br>可搬 5台 |

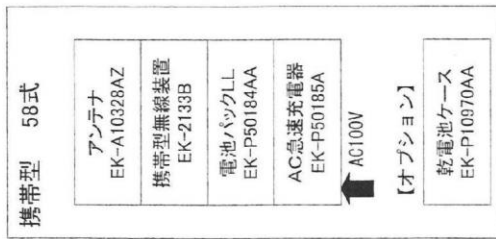
### 3-3-8 同報系通信系統圖



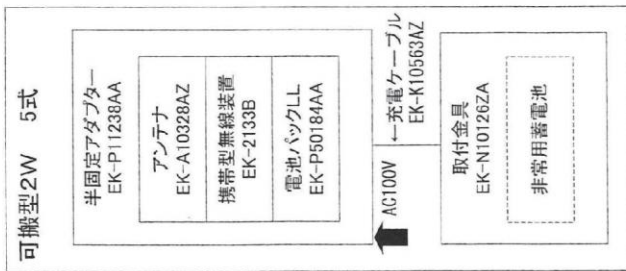
### 3-3-9 移動系通信系統図



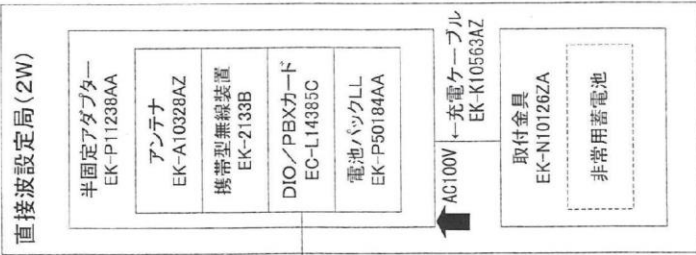
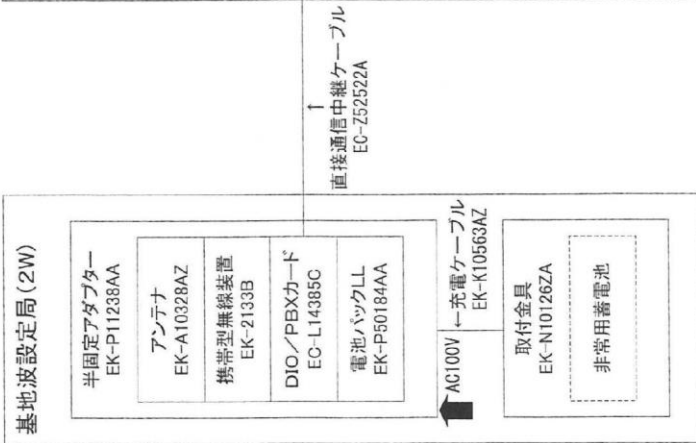
移動局設備【携帯型】



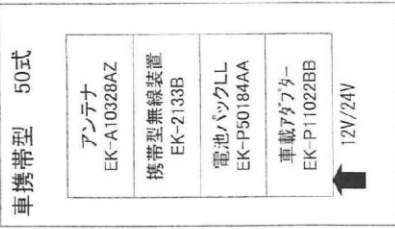
移動局設備【可搬型 2W】



移動局設備【直接通信中継 2W】



移動局設備【車携帯型】

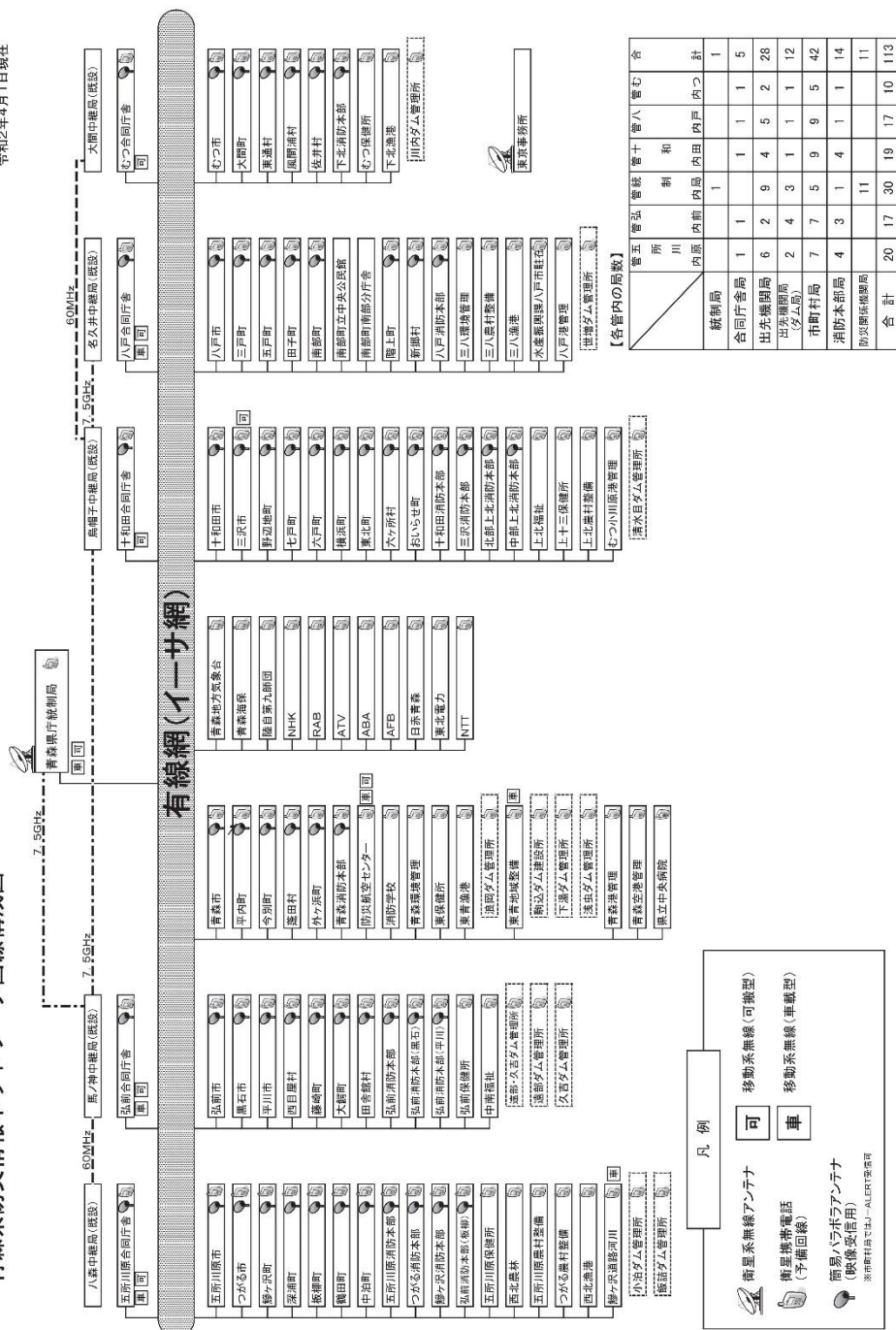


----- 現地手配

### 3-3-10 青森県防災情報ネットワーク回線構成図

青森県防災情報ネットワーク回線構成図

令和2年4月1日現在



### 3-3-11 水防倉庫の資機材の備蓄状況

| 倉庫名          | 倉庫所在地               | 備蓄主要資機材数     |      |     |     |       |     |     |
|--------------|---------------------|--------------|------|-----|-----|-------|-----|-----|
|              |                     | スコップ         | 間仕切り | 畳   | 土のう | 土のう袋  | ロープ | シート |
| 名川分署         | 大字下名久井字<br>下タ町 5-18 | 剣 22<br>角 7  |      |     | 100 |       |     | 5   |
| 旧福地<br>2分団屯所 | 大字福田字山道<br>13-2     |              |      |     | 350 | 3,600 |     | 10  |
| 防災倉庫         | 大字平字広場 28-1         | 剣 12<br>角 56 | 250  | 150 |     | 2,000 |     | 5   |
| 旧町営市場        | 大字大向字中居構<br>74      |              |      |     | 750 |       |     |     |
| 福地分遣所裏       | 大字福田字舘先<br>15-1     |              |      |     | 500 |       |     |     |

### 3-3-12 救助資機材等の整備状況

| 区分    | 一般救助器具  |       |          |        |       |     | 重量物排除用器具 |          |        |            | 切断用器具 |          |       |       |        | 破壊用器具 |      |     | 測定用器具    |
|-------|---------|-------|----------|--------|-------|-----|----------|----------|--------|------------|-------|----------|-------|-------|--------|-------|------|-----|----------|
|       | かぎ付きはしご | 三連はしご | 空気式救助マット | 救命索発射銃 | 救助用縛帯 | 平担架 | 油圧ジャッキ   | 油圧スプレッダー | 可搬ウインチ | マット型空気ジャッキ | 油圧切断機 | エンジンカッター | ガス溶断機 | チェンソー | 鉄線カッター | 万能斧   | ハンマー | 削岩機 | 可燃性ガス測定器 |
| 三戸消防署 | 2       | 3     |          | 1      | 4     |     | 1        | 1        | 1      | 1          | 1     | 2        |       | 2     | 5      | 9     | 3    | 1   | 3        |
| 名川分署  | 1       | 2     |          |        | 1     |     |          | 1        | 1      |            | 1     | 2        |       | 1     | 3      | 5     | 2    |     | 1        |
| 福地分遣所 | 0       | 1     |          |        | 1     |     |          |          |        |            | 0     |          |       | 1     | 3      | 4     | 1    |     | 1        |

| 区分    | 呼吸保護用器具 |       |      | 隊員保護用器具 |     |       |      |     | 水難救護用器具 |      | 山岳救助用器具  | その他の救助用器具 |       |       |          |     |        |
|-------|---------|-------|------|---------|-----|-------|------|-----|---------|------|----------|-----------|-------|-------|----------|-----|--------|
|       | 空気呼吸器   | 酸素呼吸器 | 送排風機 | 耐電手袋    | 耐電衣 | 耐電ズボン | 耐電長靴 | 防毒衣 | 救命胴衣    | 救命浮環 | バスケット型担架 | 投光器       | 携帯拡声器 | 携帯無線機 | 応急処置用セット | 緩降機 | ロープ登坂機 |
| 三戸消防署 | 9       |       | 1    | 2       | 2   | 2     | 2    | 2   | 5       | 2    | 2        | 5         | 4     | 5     |          |     |        |
| 名川分署  | 6       |       |      | 3       |     |       |      | 2   | 5       | 1    | 1        | 4         | 1     | 3     |          |     |        |
| 福地分遣所 | 5       |       |      | 2       |     |       |      |     | 5       | 1    | 1        | 2         | 1     | 2     |          |     |        |

### 3-3-13 広域防災拠点等の整備状況

| 施設等名              | 所在地        | 連絡先          | 宿泊可能人員 | 物資等収容スペース          | 利用可能な設備の状況       |
|-------------------|------------|--------------|--------|--------------------|------------------|
| 福地体育センター          | 福田字下平33    | 0178-84-4402 | 30人    | 500 m <sup>2</sup> | 水道・トイレ・ガス・暖房・駐車場 |
| 農村環境改善センター<br>福寿館 | 福田字下平35-1  | 0178-84-2648 | 30人    | 400 m <sup>2</sup> | 水道・トイレ・ガス・暖房・駐車場 |
| 剣吉公民館             | 剣吉字五合田29-1 | 0178-75-0797 | 30人    | 300 m <sup>2</sup> | 水道・トイレ・ガス・暖房・駐車場 |
| 名川B & G<br>海洋センター | 平字広場28-1   | 0178-76-3310 | 20人    | 500 m <sup>2</sup> | 水道・トイレ・ガス・駐車場    |
| 町民体育館             | 沖田面字沖中80   | 0179-34-2761 | 40人    | 700 m <sup>2</sup> | 水道・トイレ・駐車場       |
| ふれあい交流プラザ         | 大向字泉山道9-87 | 0179-22-2011 | 30人    | 500 m <sup>2</sup> | 水道・トイレ・ガス・暖房・駐車場 |

### 3-3-14 重機類の整備状況

|           | 名川地区 | 南部地区 | 福地地区 | 計  |
|-----------|------|------|------|----|
| トラック      |      |      | 2台   | 2台 |
| ダンプトラック   | 1台   |      | 1台   | 2台 |
| ショベルローダー  | 2台   |      | 1台   | 3台 |
| モーターグレーダー | 1台   |      | 1台   | 2台 |



### 3-3-15 防災資機材の整備状況

| 資機材名                          | 単位 | 数量 |     |    |     |
|-------------------------------|----|----|-----|----|-----|
|                               |    | 福地 | 名川  | 南部 | 計   |
| スコップ                          | 丁  | 60 | 211 | 51 | 322 |
| 掛矢                            | 丁  | 12 | 47  | 5  | 64  |
| 担架                            | 台  | 1  | 1   | 1  | 3   |
| ツルハシ                          | 丁  | 5  | 42  | 2  | 49  |
| おの                            | 丁  | 12 | 33  | 6  | 51  |
| 鋸                             | 丁  |    | 39  | 1  | 40  |
| 片手ハンマー                        | 丁  | 3  | 29  | 2  | 34  |
| AED                           | 機  | 1  | 1   | 1  | 3   |
| 電動削岩機                         | 機  |    | 1   |    | 1   |
| 照明具                           | 基  | 19 | 26  | 20 | 65  |
| ボート                           | 本  | 1  | 2   | 1  | 4   |
| 簡易ベッド                         | 台  |    |     | 1  | 1   |
| 縄・ロープ                         | 束  | 15 | 43  | 10 | 68  |
| 簡易トイレ                         | 機  |    |     | 1  | 1   |
| 小車又は運搬用具                      | 台  | 1  |     | 4  | 6   |
| エンジンカッター                      | 枚  |    | 1   |    | 1   |
| 発電機                           | 台  | 15 | 25  | 16 | 56  |
| ろ水器                           | 台  |    |     | 1  | 1   |
| チェンソー                         | 台  | 2  | 10  | 1  | 13  |
| 給水タンク                         | 基  |    |     |    |     |
| 組立シャワー                        | 機  |    |     | 1  | 1   |
| 電動コンビツール<br>(スプレッター、カッターマルチ式) | 台  |    | 1   |    | 1   |
| エアータント                        | 張  |    |     | 1  | 1   |
| メタハラ投光器                       | 台  |    | 8   | 4  | 12  |
| シャベル                          | 丁  |    | 72  |    | 72  |
| 土のう作成機                        | 機  |    | 1   |    | 1   |
| ジェネレーター                       | 台  |    | 5   |    | 5   |

## 第5節 防災事業

### 3－5－1 山腹崩壊危険地区

(県農林水産部林政課 平成30年10月1日現在)

| 危険地区番号 |       | 位 置 |      | 公共施設等 |      |    |
|--------|-------|-----|------|-------|------|----|
|        |       | 大字  | 字    | 人家    | 公共施設 | 道路 |
| 445    | S0001 | 小向  | 二又   | 12    |      | 町  |
| 445    | S0002 | 小向  | 馬場   | 10    |      | 町  |
| 445    | S0003 | 小向  | 馬場坂  | 13    |      | 町  |
| 445    | S0004 | 沖田面 | 早稲田  | 30    |      |    |
| 445    | S0005 | 沖田面 | 上天狗  | 12    | 1    | 国  |
| 445    | S0006 | 玉掛  | 諏訪ノ平 | 23    | 1    | 国  |
| 445    | S0007 | 相内  | 藤ヶ森  | 5     | 1    | 国  |
| 445    | S0008 | 小向  | 下米内  | 4     |      | 県  |
| 445    | S0009 | 赤石  | 下夕山  |       |      | 県  |
| 445    | S0010 | 赤石  | 前ノ平  |       | 1    | 町  |
| 445    | S0011 | 沖田面 | 北古館  | 15    | 1    |    |
| 445    | S0012 | 小向  | 二又   |       |      | 県  |
| 445    | S0013 | 小向  | 広辺   |       |      | 町  |
| 445    | S0014 | 小向  | 鱒沢   | 2     |      | 町  |
| 445    | S0015 | 斗賀  | 片子山  |       |      | 町  |
| 445    | S0016 | 斗賀  | 上町焼  | 9     |      | 国  |
| 445    | S0017 | 斗賀  | 下斗賀  | 10    |      | 国  |
| 445    | S0018 | 斗賀  | 定平   | 30    |      | 国  |
| 445    | S0019 | 斗賀  | 上平   | 40    |      | 国  |
| 445    | S0020 | 剣吉  | 伊勢沢  |       |      | 農  |
| 445    | S0021 | 剣吉  | 金沢   | 1     |      | 国  |
| 445    | S0022 | 剣吉  | 相長根  |       |      | 国  |
| 445    | S0023 | 剣吉  | 蒼前下  | 4     |      | 国  |
| 445    | S0024 | 剣吉  | 館    | 20    | 1    |    |
| 445    | S0025 | 虎渡  | 虎渡山  |       |      | 町  |
| 445    | S0026 | 虎渡  | 虎渡   | 30    | 1    | 国  |
| 445    | S0027 | 虎渡  | 館    |       | 1    | 町  |
| 445    | S0028 | 高瀬  | 宮野   | 16    |      | 県  |
| 445    | S0029 | 平   | 閑道   | 21    |      | 町  |
| 445    | S0030 | 鳥舌内 | 館    | 13    |      | 町  |
| 445    | S0031 | 鳥谷  | 金田一  | 4     |      | 町  |
| 445    | S0032 | 麦沢  | 下木戸場 |       |      | 町  |
| 445    | S0033 | 麦沢  | 長根   | 30    | 1    |    |
| 445    | S0034 | 苔米地 | 天魔平  | 1     |      | 町  |
| 445    | S0035 | 小泉  | 小松沢  | 15    | 1    | 国  |
| 445    | S0036 | 片岸  | 片岸   | 100   | 1    | 町  |

|     |       |     |     |  |   |   |
|-----|-------|-----|-----|--|---|---|
| 445 | S0037 | 苔米地 | 御嶽  |  |   | 町 |
| 445 | S0038 | 苔米地 | 上根岸 |  | 1 | 町 |
| 445 | S0039 | 苔米地 | 朝日  |  |   | 町 |
| 445 | S0040 | 苔米地 | 深山  |  |   | 町 |
| 445 | S0041 | 苔米地 | 市蔵  |  |   | 町 |
| 445 | S0042 | 苔米地 | 市蔵  |  |   | 町 |

### 3－5－2 崩壊土砂流出危険地区

(県農林水産部林政課 平成 30 年 10 月 1 日現在)

| 危険地区番号 |       | 位 置 |     | 公共施設等 |      |    |
|--------|-------|-----|-----|-------|------|----|
|        |       | 大字  | 字   | 人家    | 公共施設 | 道路 |
| 445    | H0001 | 相内  | 沢構  | 1     |      | 町  |
| 445    | H0002 | 相内  | 岨里目 | 5     |      |    |
| 445    | H0003 | 相内  | 藤ヶ森 | 23    |      | 国  |
| 445    | H0004 | 玉掛  | 上村中 | 5     |      | 国  |
| 445    | H0005 | 沖田面 | 沖中  | 6     |      | 国  |
| 445    | H0006 | 沖田面 | 沖中  | 1     |      | 国  |
| 445    | H0007 | 沖田面 | 姥懐  | 4     |      |    |
| 445    | H0008 | 小向  | 鱒沢  | 9     |      | 町  |
| 445    | H0009 | 小向  | 南古牧 | 12    |      | 町  |
| 445    | H0010 | 小向  | 二又  | 24    |      | 町  |
| 445    | H0011 | 小向  | 中田  | 2     |      | 町  |
| 445    | H0013 | 小向  | 馬場  | 12    |      | 町  |
| 445    | H0014 | 大向  | 湧口  | 23    |      | 町  |
| 445    | H0015 | 大向  | 田ノ尻 | 15    |      |    |
| 445    | H0016 | 大向  | 長谷  | 1     |      |    |
| 445    | H0017 | 赤石  | 上川原 | 1     |      | 町  |
| 445    | H0018 | 赤石  | 上川原 | 13    |      | 町  |
| 445    | H0019 | 赤石  | 前田  | 46    |      | 町  |
| 445    | H0020 | 赤石  | 下夕山 | 1     |      | 町  |
| 445    | H0021 | 赤石  | 下夕山 | 1     |      | 町  |
| 445    | H0022 | 相内  | 合野々 | 2     |      | 国  |
| 445    | H0023 | 斗賀  | 上町焼 | 1     |      | 国  |
| 445    | H0024 | 斗賀  | 上町焼 | 75    |      | 国  |
| 445    | H0025 | 斗賀  | 下斗賀 | 76    |      | 国  |
| 445    | H0026 | 斗賀  | 上斗賀 | 1     |      | 国  |
| 445    | H0027 | 剣吉  | 伊勢沢 | 2     |      | 国  |
| 445    | H0029 | 剣吉  | 伊勢沢 | 1     |      | 国  |
| 445    | H0030 | 剣吉  | 伊勢沢 | 2     |      | 国  |
| 445    | H0033 | 剣吉  | 相長根 | 2     |      | 国  |
| 445    | H0034 | 剣吉  | 伊勢沢 | 89    |      | 国  |
| 445    | H0036 | 虎渡  | 虎渡  | 2522  |      | 国  |

|     |       |      |      |    |   |   |
|-----|-------|------|------|----|---|---|
| 445 | H0037 | 虎渡   | 上ノ山  | 12 |   | 国 |
| 445 | H0038 | 剣吉   | 上ノ山  | 16 |   | 国 |
| 445 | H0039 | 高瀬   | 昼ヶ内  | 1  |   | 町 |
| 445 | H0040 | 高瀬   | 野月   | 13 |   | 町 |
| 445 | H0041 | 上名久井 | 大渋民山 | 18 |   | 町 |
| 445 | H0042 | 法光寺  | 法光寺  | 23 |   | 町 |
| 445 | H0043 | 法光寺  | 水沢   | 47 |   | 県 |
| 445 | H0044 | 鳥舌内  | 作和   | 74 |   | 町 |
| 445 | H0045 | 鳥舌内  | 栗ノ木沢 | 55 |   | 町 |
| 445 | H0046 | 鳥舌内  | 仁田尻  | 16 |   |   |
| 445 | H0048 | 鳥舌内  | 官代沢  | 7  |   | 町 |
| 445 | H0049 | 鳥谷   | 石和   | 31 |   | 町 |
| 445 | H0050 | 鳥谷   | 石和   | 17 |   | 町 |
| 445 | H0051 | 鳥谷   | 鳥谷崎  | 9  |   | 町 |
| 445 | H0053 | 鳥谷   | 妻神   | 6  |   | 町 |
| 445 | H0054 | 鳥谷   | 妻神   | 12 |   | 町 |
| 445 | H0055 | 鳥谷   | 前田   | 8  |   |   |
| 445 | H0056 | 鳥谷   | 諏ノ下  | 48 |   | 町 |
| 445 | H0061 | 鳥舌内  | 中沢田  | 39 |   | 町 |
| 445 | H0062 | 鳥舌内  | 上沢田  | 15 |   | 町 |
| 445 | H0063 | 法光寺  | 胡桃沢  | 4  |   | 町 |
| 445 | H0064 | 平    | 閑道   | 3  |   | 町 |
| 445 | H0065 | 平    | 閑道   | 32 |   | 町 |
| 445 | H0066 | 平    | 相前   | 71 |   | 町 |
| 445 | H0070 | 下名久井 | 姥懐   | 6  |   | 町 |
| 445 | H0071 | 法師岡  | 小松沢  | 17 | 1 | 国 |
| 445 | H0072 | 苔米地  | 奥ノ沢頭 | 1  |   | 町 |

### 3－5－3 小規模山地崩壊危険地

(県農林水産部林政課 平成30年10月1日現在)

| 危険地区番号 |        | 位 置 |     | 公共施設等 |      |    |
|--------|--------|-----|-----|-------|------|----|
|        |        | 大字  | 字   | 人家    | 公共施設 | 道路 |
| 445    | 小 0001 | 玉掛  | 下比良 | 10    |      | 国  |
| 445    | 小 0002 | 小向  | 館   | 5     |      | 町  |
| 445    | 小 0003 | 小向  | 古町  | 1     |      |    |
| 445    | 小 0004 | 大向  | 下比良 | 2     |      |    |
| 445    | 小 0005 | 鳥谷  | 石畑  |       | 1    |    |
| 445    | 小 0006 | 麦沢  | 長根  | 1     |      |    |

### 3-5-4 なだれ危険箇所

(県農林水産部林政課 平成30年10月1日現在)

| 危険地区番号 |        | 位 置 |     | 公共施設等 |      |    |
|--------|--------|-----|-----|-------|------|----|
|        |        | 大字  | 字   | 人家    | 公共施設 | 道路 |
| 445    | な 0001 | 斗賀  | 下斗賀 | 19    |      | 国  |
| 445    | な 0002 | 剣吉  | 館   | 20    |      |    |

### 3-5-5 砂防指定地

(青森県 県土整備部河川砂防課 令和2年3月31日現在)

| 整理番号 | 告示年月日       | 告示番号 | 溪流名  | 所在地               | 延長(m)  | 面積(ha)  | 摘要   |
|------|-------------|------|------|-------------------|--------|---------|------|
| 75   | S 63. 7. 21 | 1602 | 高瀬沢  | 高瀬高畑              | 294    | 0. 940  | 馬淵川  |
| 76   | S 63. 7. 21 | 1602 | 石和沢  | 鳥谷鹿倉、石和           | 209    | 0. 630  | 如来堂川 |
| 94   | H11. 7. 2   | 1439 | 北沢川  | 小向大谷地、北沢、五郎沢、正寿寺  | 1, 440 | 29. 730 | 高屋敷沢 |
| 97   | H16. 3. 17  | 276  | 高屋敷沢 | 小向北沢、小田沢、梨子木      | 570    | 2. 5544 | 馬淵川  |
| 99   | H17. 3. 22  | 318  | 高屋敷沢 | 小向北沢、沖田面、稻荷向      | 186    | 0. 7422 | 馬淵川  |
| 105  | H19. 5. 18  | 629  | 高屋敷沢 | 小向・沖田面小田沢、坊守沢、梨子木 | 515    | 3. 5442 | 馬淵川  |
| 115  | H22. 12. 13 | 1464 | 高屋敷沢 | 小向小田沢             | 217    | 0. 3454 | 馬淵川  |

### 3-5-6 土石流危険溪流Ⅰ

(青森県 県土整備部河川砂防課 令和3年3月31日現在)

| 番号        | 溪流名 |      |        | 所在地  |
|-----------|-----|------|--------|------|
|           | 水系名 | 河川名  | 溪流名    | 字名   |
| 444-Ⅰ-001 | 馬淵川 | 如来堂川 | 上野場沢   | 下名久井 |
| 444-Ⅰ-002 | 馬淵川 | 如来堂川 | 中沢田沢   | 鳥舌内  |
| 444-Ⅰ-003 | 馬淵川 | 如来堂川 | 上沢田沢   | 鳥舌内  |
| 444-Ⅰ-004 | 馬淵川 | 如来堂川 | 明神沢    | 鳥舌内  |
| 444-Ⅰ-005 | 馬淵川 | 如来堂川 | 鰻沢     | 鳥谷   |
| 444-Ⅰ-006 | 馬淵川 | 如来堂川 | 天摩平沢   | 鳥谷   |
| 444-Ⅰ-007 | 馬淵川 | 如来堂川 | 鹿倉沢    | 鳥谷   |
| 444-Ⅰ-008 | 馬淵川 | 如来堂川 | 石沢     | 鳥谷   |
| 444-Ⅰ-009 | 馬淵川 | 如来堂川 | 第1日向山沢 | 鳥舌内  |

|             |     |      |          |     |
|-------------|-----|------|----------|-----|
| 444- I -010 | 馬淵川 | 如来堂川 | 第 2 日向山沢 | 鳥舌内 |
| 444- I -011 | 馬淵川 | 如来堂川 | 段ノ沢      | 鳥舌内 |
| 444- I -012 | 馬淵川 | 如来堂川 | 中山沢      | 鳥舌内 |
| 444- I -013 | 馬淵川 | 如来堂川 | 栗ノ木沢     | 鳥舌内 |
| 444- I -014 | 馬淵川 | 如来堂川 | 水上沢      | 鳥舌内 |
| 444- I -015 | 馬淵川 | 如来堂川 | 法光寺沢     | 法光寺 |
| 444- I -016 | 馬淵川 | 馬淵川  | 宮野沢      | 高瀬  |
| 444- I -017 | 馬淵川 | 馬淵川  | 高瀬沢      | 高瀬  |
| 444- I -018 | 馬淵川 | 馬淵川  | 虎渡沢      | 虎渡  |
| 444- I -019 | 馬淵川 | 剣吉川  | 北ノ沢      | 剣吉  |
| 444- I -020 | 馬淵川 | 剣吉川  | 東伊勢沢     | 剣吉  |
| 444- I -021 | 馬淵川 | 馬淵川  | 大久保沢     | 斗賀  |
| 444- I -022 | 馬淵川 | 馬淵川  | 加賀沢      | 斗賀  |
| 444- I -023 | 馬淵川 | 馬淵川  | 蒼前沢      | 斗賀  |
| 444- I -024 | 馬淵川 | 馬淵川  | 上斗賀沢     | 斗賀  |
| 445- I -001 | 馬淵川 | 馬淵川  | 赤石沢      | 赤石  |
| 445- I -002 | 馬淵川 | 馬淵川  | 恵光院沢     | 大向  |
| 445- I -003 | 馬淵川 | 猿辺川  | 二又沢      | 小向  |
| 445- I -004 | 馬淵川 | 猿辺川  | 小向沢      | 小向  |
| 445- I -005 | 馬淵川 | 猿辺川  | 正寿寺沢     | 小向  |
| 445- I -006 | 馬淵川 | 馬淵川  | 北沢       | 沖田面 |
| 445- I -007 | 馬淵川 | 馬淵川  | 北古館沢     | 沖田面 |
| 445- I -008 | 馬淵川 | 馬淵川  | 玉掛沢      | 玉掛  |
| 447- I -001 | 馬淵川 | 馬淵川  | 赤坂脇沢     | 福田  |
| 447- I -002 | 馬淵川 | 馬淵川  | 板橋沢      | 福田  |
| 447- I -003 | 馬淵川 | 馬淵川  | 堀切沢      | 福田  |
| 447- I -004 | 馬淵川 | 馬淵川  | 片岸沢      | 片岸  |
| 447- I -005 | 馬淵川 | 馬淵川  | 観音平沢     | 苦米地 |
| 447- I -006 | 馬淵川 | 馬淵川  | 第 1 小松沢  | 小泉  |
| 447- I -007 | 馬淵川 | 馬淵川  | 御嶽沢      | 苦米地 |
| 447- I -008 | 馬淵川 | 馬淵川  | 第 2 小松沢  | 苦米地 |

### 3-5-7 土石流危険溪流Ⅱ

(青森県 県土整備部河川砂防課 令和3年3月31日現在)

| 番号        | 溪流名 |      |         | 所在地  |
|-----------|-----|------|---------|------|
|           | 水系名 | 河川名  | 溪流名     | 字名   |
| 444-Ⅱ-001 | 馬淵川 | 馬淵川  | 森越沢     | 森越   |
| 444-Ⅱ-002 | 馬淵川 | 如来堂川 | 下野場沢    | 下名久井 |
| 444-Ⅱ-003 | 馬淵川 | 如来堂川 | 横長根沢    | 鳥谷   |
| 444-Ⅱ-004 | 馬淵川 | 如来堂川 | 前田沢     | 鳥谷   |
| 444-Ⅱ-005 | 馬淵川 | 如来堂川 | 小沼沢     | 鳥谷   |
| 444-Ⅱ-006 | 馬淵川 | 如来堂川 | 鳥谷崎沢    | 鳥谷   |
| 444-Ⅱ-007 | 馬淵川 | 如来堂川 | 妻神沢     | 鳥谷   |
| 444-Ⅱ-008 | 馬淵川 | 如来堂川 | 獅子沢     | 鳥舌内  |
| 444-Ⅱ-009 | 馬淵川 | 如来堂川 | 館沢      | 鳥舌内  |
| 444-Ⅱ-010 | 馬淵川 | 如来堂川 | 日渡沢     | 法光寺  |
| 444-Ⅱ-011 | 馬淵川 | 如来堂川 | 水沢      | 法光寺  |
| 444-Ⅱ-012 | 馬淵川 | 如来堂川 | 閑道沢     | 平    |
| 444-Ⅱ-013 | 馬淵川 | 如来堂川 | 熊ノ沢     | 平    |
| 444-Ⅱ-014 | 馬淵川 | 馬淵川  | 金引沢     | 虎渡   |
| 444-Ⅱ-015 | 馬淵川 | 剣吉川  | 剣吉山沢    | 剣吉   |
| 444-Ⅱ-016 | 馬淵川 | 馬淵川  | 西伊勢沢    | 剣吉   |
| 444-Ⅱ-017 | 馬淵川 | 馬淵川  | 石塚沢     | 斗賀   |
| 444-Ⅱ-018 | 馬淵川 | 馬淵川  | 斗賀沢     | 斗賀   |
| 444-Ⅱ-019 | 馬淵川 | 馬淵川  | 西斗賀沢    | 斗賀   |
| 444-Ⅱ-020 | 馬淵川 | 馬淵川  | 中斗賀沢    | 斗賀   |
| 445-Ⅱ-001 | 馬淵川 | 小猿辺川 | 米内沢     | 小向   |
| 445-Ⅱ-001 | 馬淵川 | 猿辺川  | 第1 広辺沢  | 小向   |
| 445-Ⅱ-002 | 馬淵川 | 猿辺川  | 第2 広辺沢  | 小向   |
| 445-Ⅱ-003 | 馬淵川 | 猿辺川  | 第1 南古牧沢 | 小向   |
| 445-Ⅱ-004 | 馬淵川 | 猿辺川  | 第2 南古牧沢 | 小向   |
| 445-Ⅱ-005 | 馬淵川 | 猿辺川  | 北古牧沢    | 小向   |

### 3-5-8 地すべり危険箇所

(青森県 県土整備部河川砂防課 令和3年3月31日現在)

| 番号 | 区域名 | 位置       | 面積<br>(ha) | 河川名 |
|----|-----|----------|------------|-----|
| 36 | 玉掛  | 三戸郡南部町玉掛 | 21.1       | 馬淵川 |
| 37 | 馬場  | 三戸郡南部町小向 | 48.0       | 猿辺川 |
| 40 | 長清水 | 三戸郡南部町小向 | 25.0       | 猿辺川 |

### 3-5-9 地すべり防止区域指定箇所

(青森県 県農林水産部林政課、農村整備課 平成29年10月1日現在)

| 地すべり地域名 | 位置          | 面積<br>(ha) | 土 地        |            |             | 家屋<br>(戸) | 公共施設               |            | 指定年月日              |
|---------|-------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|--------------------|------------|--------------------|
|         |             |            | 田畑<br>(ha) | 山林<br>(ha) | その他<br>(ha) |           | 道路                 | その他        |                    |
| 法光寺     | 法光寺<br>字法光寺 | 54.00      | 34.64      | 14.50      | 4.86        | 18        | 県道470m<br>町道1,520m | 墓地、<br>公園等 | H5.12.6<br>告示1413号 |

### 3-5-10 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による指定箇所

(青森県 県土整備部河川砂防課 平成29年9月30日現在)

| 地すべり地域名 | 位置         | 面積<br>(ha) | 土 地        |            |             | 家屋<br>(戸) | 公共施設     |      | 指定年月日               |
|---------|------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|----------|------|---------------------|
|         |            |            | 田畑<br>(ha) | 山林<br>(ha) | その他<br>(ha) |           | 道路       | その他  |                     |
| 玉掛      | 玉掛字<br>下村中 | 22.88      | 11.19      | 9.19       | 2.5         | 15        | 町道1,560m | 墓地 1 | H13.4.17<br>告示第501号 |

### 3-5-11 自然斜面《自然Ⅰ》

(青森県 県土整備部河川砂防課 令和3年3月31日現在)

| 箇所番号 | 箇所名  | 大字小字  | 地形要因 |     |      |
|------|------|-------|------|-----|------|
|      |      |       | 延長   | 傾斜度 | 斜面高さ |
| 512  | 上町焼  | 斗賀上町焼 | 400  | 30  | 20   |
| 513  | 斗賀1号 | 斗賀下斗賀 | 310  | 40  | 15   |
| 514  | 斗賀3号 | 斗賀定平  | 100  | 45  | 20   |
| 515  | 斗賀2号 | 斗賀上斗賀 | 400  | 30  | 20   |
| 516  | 斗賀4号 | 斗賀上平  | 270  | 40  | 25   |
| 517  | 伊勢沢  | 剣吉伊勢沢 | 110  | 55  | 25   |
| 518  | 剣吉   | 剣吉大館  | 120  | 45  | 10   |
| 519  | 大館   | 剣吉大館  | 120  | 30  | 20   |



|     |       |          |     |    |    |
|-----|-------|----------|-----|----|----|
| 520 | 上平    | 剣吉上平     | 120 | 40 | 30 |
| 521 | 虎渡    | 虎渡虎渡     | 360 | 30 | 25 |
| 522 | 虎渡2号  | 虎渡虎渡     | 520 | 40 | 30 |
| 523 | 上小路   | 森越上小路    | 140 | 50 | 15 |
| 524 | 下諏訪平  | 下名久井下諏訪平 | 300 | 45 | 20 |
| 525 | 虚空蔵   | 平虚空蔵     | 100 | 45 | 10 |
| 526 | 広場    | 平広場      | 130 | 45 | 10 |
| 527 | 杉ノ木   | 上名久井杉ノ木  | 100 | 40 | 15 |
| 528 | 上名久井  | 上名久井杉ノ木  | 85  | 80 | 8  |
| 529 | 高瀬区域  | 高瀬宮野     | 320 | 45 | 15 |
| 530 | 高瀬2号  | 高瀬根岸     | 220 | 40 | 20 |
| 531 | 下横沢   | 下名久井下横沢  | 210 | 30 | 7  |
| 532 | 内川    | 鳥舌内内川    | 150 | 45 | 8  |
| 533 | 館     | 鳥舌内館     | 150 | 45 | 8  |
| 534 | 金田一   | 鳥谷金田一    | 80  | 45 | 10 |
| 535 | 石和    | 鳥谷石和     | 200 | 45 | 20 |
| 536 | 荒屋敷   | 相内荒屋敷    | 190 | 45 | 10 |
| 537 | 藤ヶ森   | 相内藤ヶ森    | 333 | 55 | 16 |
| 538 | 諏訪ノ平  | 玉掛下比良    | 720 | 40 | 80 |
| 539 | 玉掛    | 玉掛上村中    | 420 | 55 | 30 |
| 540 | 前ノ平   | 赤石前ノ平    | 130 | 45 | 10 |
| 541 | 沖中    | 沖田面沖中    | 115 | 40 | 20 |
| 542 | 北古館   | 沖田面北古館   | 200 | 55 | 8  |
| 543 | 南古館   | 沖田面南古館   | 70  | 50 | 8  |
| 544 | 高屋敷   | 沖田面高屋敷   | 550 | 45 | 8  |
| 545 | 小向    | 小向馬場坂    | 103 | 45 | 16 |
| 546 | 古町    | 小向古町     | 320 | 40 | 9  |
| 547 | 二又1号  | 小向二又     | 156 | 50 | 14 |
| 548 | 中居構2号 | 大向中居構    | 115 | 40 | 12 |
| 549 | 中居構1号 | 大向中居構    | 130 | 40 | 12 |
| 550 | 湧口    | 大向湧口     | 195 | 30 | 25 |

|     |      |        |     |    |    |
|-----|------|--------|-----|----|----|
| 551 | 経ヶ森  | 大向経ヶ森  | 190 | 70 | 12 |
| 558 | 家ノ向  | 麦沢家ノ向  | 160 | 40 | 16 |
| 559 | 上木戸場 | 麦沢上木戸場 | 70  | 30 | 6  |
| 560 | 御嶽   | 苔米地御嶽  | 150 | 45 | 30 |
| 561 | 日計   | 小泉日計   | 340 | 50 | 20 |
| 562 | 小松沢  | 小泉小松沢  | 80  | 40 | 15 |
| 563 | 赤坂脇  | 福田赤坂脇  | 100 | 45 | 15 |

### 3-5-12 自然斜面《自然Ⅱ》

(青森県 県土整備部河川砂防課 令和3年3月31日現在)

| 箇所番号 | 箇所名   | 大字小字   | 地形要因 |     |      |
|------|-------|--------|------|-----|------|
|      |       |        | 延長   | 傾斜度 | 斜面高さ |
| 484  | 上町焼2号 | 斗賀上町焼  | 80   | 40  | 25   |
| 485  | 上町焼3号 | 斗賀上町焼  | 120  | 40  | 15   |
| 486  | 加賀    | 斗賀加賀   | 120  | 70  | 10   |
| 487  | 剣吉山   | 剣吉剣吉山  | 160  | 60  | 8    |
| 488  | 上ノ山   | 虎渡上ノ山  | 160  | 45  | 10   |
| 489  | 西宮野   | 高瀬西宮野  | 100  | 45  | 15   |
| 490  | 浜坂    | 鳥舌内浜坂  | 180  | 45  | 15   |
| 491  | 上ノ平   | 相内上ノ平  | 135  | 40  | 11   |
| 492  | 堂半    | 玉掛堂半   | 140  | 50  | 25   |
| 493  | 前ノ平2号 | 赤石前ノ平  | 260  | 40  | 16   |
| 494  | 沖中2号  | 沖田面沖中  | 135  | 45  | 14   |
| 495  | 佐藤橋   | 沖田面佐藤橋 | 55   | 55  | 7    |
| 496  | 村中    | 小向村中   | 85   | 60  | 10   |
| 497  | 古町2号  | 小向古町   | 93   | 35  | 8    |
| 498  | 馬場坂   | 小向馬場坂  | 130  | 75  | 20   |
| 499  | 広辺区域  | 小向広辺   | 78   | 60  | 17   |
| 500  | 二又2号  | 小向二又   | 145  | 45  | 10   |
| 501  | 下米内1号 | 小向下米内  | 115  | 45  | 50   |
| 502  | 下米内2号 | 小向下米内  | 156  | 50  | 12   |
| 503  | 上米内   | 小向上米内  | 78   | 30  | 20   |

|     |     |        |     |    |    |
|-----|-----|--------|-----|----|----|
| 504 | 佐野平 | 大向佐野平  | 100 | 40 | 6  |
| 515 | 観音平 | 苔米地観音平 | 290 | 30 | 30 |
| 516 | 片岸  | 片岸片岸   | 150 | 45 | 24 |
| 517 | 巖倉平 | 小泉巖倉平  | 60  | 40 | 13 |
| 518 | 上羽黒 | 栴木上羽黒  | 130 | 45 | 15 |
| 519 | 北山  | 埵渡北山   | 80  | 40 | 6  |

### 3-5-13 自然斜面《自然Ⅲ》

(青森県 県土整備部河川砂防課 令和3年3月31日現在)

| 箇所番号 | 箇所名   | 大字小字    | 地形要因 |     |      |
|------|-------|---------|------|-----|------|
|      |       |         | 延長   | 傾斜度 | 斜面高さ |
| 121  | 上町焼4号 | 斗賀上町焼   | 120  | 40  | 35   |
| 122  | 石塚    | 斗賀石塚    | 190  | 30  | 22   |
| 123  | 斗賀沢   | 斗賀斗賀沢   | 200  | 35  | 25   |
| 124  | 館2号   | 虎渡館     | 330  | 75  | 10   |
| 125  | 横長根   | 鳥谷横長根   | 100  | 40  | 35   |
| 126  | 前田1号  | 相内前田    | 320  | 40  | 70   |
| 127  | 室畑    | 相内室畑    | 250  | 35  | 40   |
| 128  | 西ノ平   | 相内西ノ平   | 150  | 35  | 30   |
| 129  | 髭ノ下   | 相内髭ノ下   | 300  | 40  | 90   |
| 130  | 梨子ノ木  | 沖田面梨子ノ木 | 140  | 40  | 12   |
| 131  | 下天狗   | 沖田面下天狗  | 180  | 40  | 20   |
| 132  | 上天狗   | 沖田面上天狗  | 140  | 40  | 34   |
| 133  | 北古館   | 沖田面北古館  | 160  | 40  | 30   |
| 134  | 鱒沢    | 小向鱒沢    | 100  | 45  | 10   |
| 135  | 米田屋敷  | 小向米田屋敷  | 225  | 40  | 74   |
| 136  | 広場    | 小向広場    | 100  | 40  | 24   |
| 137  | 広辺2号  | 小向広辺    | 100  | 35  | 20   |
| 138  | 前田2号  | 赤石前田    | 235  | 40  | 34   |
| 139  | 上川原   | 赤石上川原   | 260  | 40  | 14   |
| 144  | 下根岸   | 苔米地下根岸  | 145  | 30  | 15   |
| 145  | 侍井沢   | 高橋侍井沢   | 100  | 30  | 15   |

### 3-5-14 人工斜面《人工Ⅰ》

(青森県 県土整備部河川砂防課 令和3年3月31日現在)

| 箇所番号 | 箇所名  | 大字小字    | 地形要因 |     |      |
|------|------|---------|------|-----|------|
|      |      |         | 延長   | 傾斜度 | 斜面高さ |
| 99   | 青鹿長根 | 鳥谷 青鹿長根 | 100  | 45  | 5    |
| 100  | 仙ノ木平 | 大向 仙ノ木平 | 130  | 40  | 10   |
| 103  | 下平   | 福田 下平   | 70   | 50  | 8    |
| 104  | 東あかね | 埵渡 東あかね | 90   | 40  | 7    |

### 3-5-15 雪崩危険箇所 ランクⅠ

(青森県 県土整備部河川砂防課 平成22年4月1日現在)

| 箇所番号 | 箇所名  | 所在地<br>(大字小字) | 地形要因 |     |    | 人家<br>戸数 | 公 共 的 建 物    |                | 公共施設        |
|------|------|---------------|------|-----|----|----------|--------------|----------------|-------------|
|      |      |               | 延長   | 傾斜度 | 高さ |          | 要配慮者<br>関連施設 | 左記以外の公共<br>的建物 |             |
| 407  | 上町焼  | 上町焼           | 380  | 25  | 55 | 19       |              | 発電所            | 私道          |
| 408  | 下斗賀  | 下斗賀           | 380  | 40  | 40 | 12       |              |                | 国道 町道       |
| 409  | 定平1号 | 下斗賀           | 220  | 20  | 38 | 4        | 旧斗賀児童館       | その他            | 国道 町道       |
| 410  | 定平2号 | 下斗賀           | 390  | 30  | 30 | 17       |              | その他            | 私道          |
| 411  | 上平   | 上平            | 225  | 40  | 30 | 17       |              |                | 国道          |
| 412  | 伊勢沢  | 伊勢沢           | 130  | 30  | 25 | 10       |              |                | 町道          |
| 413  | 大館   | 大館            | 50   | 45  | 13 | 5        |              |                | 国道 町道<br>私道 |
| 414  | 前田   | 前田            | 360  | 40  | 56 | 39       |              |                | 町道 私道       |
| 415  | 虎渡1号 | 虎渡            | 340  | 30  | 25 | 17       |              | その他            | 国道 私道       |
| 416  | 剣吉山  | 剣吉山           | 320  | 30  | 20 | 9        |              |                | 町道 私道       |
| 417  | 杉ノ木  | 上名久井          | 150  | 55  | 15 | 7        |              |                | 町道 私道       |
| 418  | 昼ノ前  | 杉ノ木           | 120  | 40  | 15 | 7        |              |                | 県道 私道       |
| 420  | 宮野   | 宮野            | 300  | 45  | 15 | 11       |              |                | 国道          |
| 422  | 昼ヶ内  | 昼ヶ内           | 240  | 40  | 20 | 10       |              |                | 国道 私道       |
| 426  | 水沢   | 水沢            | 300  | 20  | 20 | 8        |              | その他            | 国道 私道       |
| 428  | 七ツ役  | 七ツ役           | 180  | 20  | 10 | 1        |              | 公民館            | 県道 町道<br>私道 |
| 429  | 中山   | 中山            | 240  | 35  | 20 | 6        |              |                | 町道 私道       |
| 430  | 浜坂   | 浜坂            | 210  | 20  | 15 | 5        |              |                | 県道 町道<br>河川 |
| 431  | 七合田  | 七合田           | 220  | 35  | 10 | 6        |              |                | 町道 私道       |

|      |       |      |     |    |    |    |         |               |                |
|------|-------|------|-----|----|----|----|---------|---------------|----------------|
| 432  | 高屋敷   | 高屋敷  | 230 | 40 | 15 | 6  |         |               | 町道             |
| 434  | 田向    | 田向   | 120 | 45 | 15 | 1  |         | 学校            | 私道             |
| 436  | 青鹿長根  | 青鹿長根 | 240 | 20 | 10 | 0  |         |               |                |
| 438  | 妻ノ神   | 妻ノ神  | 240 | 20 | 15 | 7  |         |               | 町道 私道          |
| 439  | 石和    | 石和   | 200 | 40 | 25 | 9  |         |               | 町道 私道          |
| 440  | 鳥谷    | 鳥谷   | 320 | 35 | 15 | 23 |         |               | 県道 町道<br>河川    |
| 441  | 上条    | 上条   | 230 | 20 | 20 | 7  |         |               | 町道 私道          |
| 958  | 虎渡2号  | 虎渡   | 560 | 40 | 25 | 22 |         | 公民館           | 国道 町道<br>私道    |
| 1080 | 大館2号  | 大館   | 80  | 30 | 40 | 2  |         | その他 2         | 町道             |
| 1081 | 下横沢   | 下横沢  | 120 | 20 | 10 | 6  |         |               | 町道 私道          |
| 1082 | 水沢2号  | 水沢   | 150 | 20 | 25 | 7  |         |               | 町道 私道          |
| 1083 | 法光寺1号 | 法光寺  | 150 | 20 | 40 | 23 |         | その他           | 国道 私道          |
| 442  | 荒屋敷   | 荒屋敷  | 110 | 30 | 12 | 8  |         |               | 町道 私道          |
| 443  | 藤ヶ森   | 藤ヶ森  | 165 | 50 | 16 | 22 |         |               | 鉄道 国道<br>町道    |
| 444  | 諏訪平   | 下比良  | 550 | 40 | 80 | 99 | 旧諏訪平保育所 | 郵便局、公民館、駅、その他 | 鉄道 国道 町道<br>私道 |
| 445  | 玉掛1号  | 玉掛   | 210 | 30 | 34 | 22 |         |               | 私道             |
| 446  | 玉掛2号  | 上村中  | 325 | 50 | 46 | 38 |         | 公民館           | 町道 私道          |
| 447  | 高屋敷   | 高屋敷  | 640 | 40 | 12 | 59 | 旧沖通保育所  | 公民館           | 国道 町道<br>私道    |
| 449  | 小向    | 馬場坂  | 160 | 45 | 16 | 12 |         |               | 町道 私道          |
| 450  | 古町    | 古町   | 160 | 40 | 10 | 10 |         |               | 町道             |
| 451  | 二又    | 二又   | 165 | 40 | 14 | 6  |         |               | 県道 町道<br>私道    |
| 452  | 8区    | 経ヶ森  | 175 | 30 | 12 | 15 |         |               | 町道 私道          |
| 453  | 小波田   | 湧口   | 325 | 35 | 25 | 22 |         | 公民館           | 町道 私道          |
| 458  | 小松沢   | 小松沢  | 180 | 40 | 15 | 18 |         |               | 町道             |
| 459  | 麦沢    | 家ノ向  | 180 | 30 | 16 | 8  |         |               | 町道 私道          |
| 460  | 御嶽    | 御嶽   | 190 | 45 | 30 | 5  |         |               | 町道             |
| 461  | 片岸    | 片岸   | 190 | 30 | 25 | 14 |         |               | 私道             |
| 462  | 赤坂脇   | 赤坂脇  | 100 | 45 | 15 | 0  |         | 宿泊施設          |                |
| 1086 | 日計    | 日計   | 350 | 20 | 20 | 14 |         |               | 町道             |

### 3-5-16 雪崩危険箇所 ランクⅡ

(青森県 県土整備部河川砂防課 平成22年4月1日現在)

| 箇所<br>番号 | 箇所名   | 所在地<br>(大字小字) | 地形要因 |         |     | 人家<br>戸数 | 公 共 的 建 物    |                | 公共施設  |
|----------|-------|---------------|------|---------|-----|----------|--------------|----------------|-------|
|          |       |               | 延長   | 傾斜<br>度 | 高さ  |          | 要配慮者<br>関連施設 | 左記以外の公<br>共的建物 |       |
| 279      | 上町焼2号 | 上町焼           | 90   | 40      | 15  | 1        |              |                | 私道    |
| 280      | 加賀    | 加賀            | 130  | 40      | 30  | 1        |              |                | 町道    |
| 281      | 西宮野   | 西宮野           | 110  | 45      | 15  | 2        |              |                | 県道 町道 |
| 282      | 高森    | 高森            | 140  | 20      | 20  | 1        |              |                | 私道    |
| 283      | 熊ノ沢   | 熊ノ沢           | 130  | 20      | 40  | 2        |              |                | 県道    |
| 284      | 日渡    | 日渡            | 150  | 20      | 40  | 2        |              |                | 私道    |
| 285      | 下沢田   | 下沢田           | 150  | 20      | 20  | 4        |              |                | 町道 私道 |
| 286      | 中沢田   | 中沢田           | 120  | 20      | 30  | 3        |              |                | 町道    |
| 287      | 水沢3号  | 水沢            | 150  | 30      | 15  | 3        |              |                | 私道    |
| 288      | 法光寺2号 | 法光寺           | 160  | 20      | 15  | 3        |              |                | 町道 私道 |
| 289      | 田向2号  | 田向            | 160  | 35      | 25  | 2        |              |                | 町道    |
| 290      | 中山2号  | 中山            | 120  | 20      | 20  | 3        |              |                | 町道    |
| 291      | 杉沢森   | 杉沢森           | 90   | 20      | 30  | 1        |              |                | 私道    |
| 292      | 杉沢    | 杉沢            | 140  | 30      | 25  | 2        |              |                | 町道    |
| 293      | 長畑1号  | 長畑            | 180  | 30      | 30  | 1        |              |                | 町道    |
| 294      | 長畑2号  | 長畑            | 220  | 30      | 20  | 2        |              |                | 国道 町道 |
| 295      | 鍋倉1号  | 鍋倉            | 150  | 20      | 15  | 1        |              |                | 町道    |
| 296      | 鍋倉2号  | 鍋倉            | 300  | 20      | 15  | 4        |              |                | 町道    |
| 297      | 鍋倉3号  | 鍋倉            | 140  | 35      | 30  | 1        |              |                | 私道    |
| 298      | 獅子沢   | 獅子沢           | 100  | 20      | 25  | 2        |              |                | 町道    |
| 299      | 石和2号  | 石和            | 160  | 30      | 20  | 3        |              |                |       |
| 300      | 柏木久保  | 柏木久保          | 50   | 20      | 10  | 1        |              |                | 私道    |
| 301      | 髭ノ下   | 髭ノ下           | 265  | 40      | 120 | 1        |              |                | 私道    |
| 302      | 梨子木1号 | 梨子木           | 70   | 20      | 28  | 1        |              |                |       |
| 303      | 堂半    | 堂半            | 160  | 35      | 25  | 4        |              |                | 国道 私道 |
| 304      | 沖中1号  | 沖中            | 130  | 35      | 14  | 3        |              |                | 町道    |
| 305      | 沖中2号  | 沖中            | 130  | 40      | 20  | 2        |              |                | 町道    |
| 306      | 南古館   | 南古館           | 60   | 40      | 10  | 2        |              |                | 県道 私道 |
| 307      | 沖ノ口   | 沖ノ口           | 145  | 35      | 16  | 2        |              |                | 私道    |
| 308      | 鱒沢1号  | 鱒沢            | 65   | 20      | 14  | 3        |              |                | 町道 私道 |

| 箇所番号 | 箇所名   | 所在地<br>(大字小字) | 地形要因 |     |    | 人家戸数 | 公 共 的 建 物    |                | 公共施設        |
|------|-------|---------------|------|-----|----|------|--------------|----------------|-------------|
|      |       |               | 延長   | 傾斜度 | 高さ |      | 要配慮者<br>関連施設 | 左記以外の公<br>共的建物 |             |
| 309  | 村中    | 村中            | 55   | 60  | 10 | 1    |              |                | 町道          |
| 310  | 鱒沢2号  | 鱒沢            | 55   | 20  | 20 | 3    |              |                | 町道 私有<br>河川 |
| 311  | 古町2号  | 古町            | 175  | 35  | 16 | 4    |              |                |             |
| 312  | 馬場    | 馬場            | 305  | 20  | 90 | 4    |              |                | 町道 私有       |
| 313  | 南古牧   | 南古牧           | 200  | 40  | 16 | 1    |              |                | 町道          |
| 314  | 広辺1号  | 広辺            | 145  | 30  | 17 | 2    |              |                | 町道          |
| 315  | 下米内   | 下米内           | 350  | 30  | 50 | 4    |              |                | 県道 町道       |
| 316  | 上米内   | 上米内           | 90   | 30  | 20 | 1    |              |                | 県道 町道       |
| 317  | 前ノ平1号 | 前ノ平           | 125  | 30  | 12 | 4    |              |                | 国道 町道       |
| 318  | 田ノ上   | 田ノ上           | 125  | 20  | 16 | 2    |              |                | 町道          |
| 319  | 森合    | 森合            | 75   | 20  | 12 | 1    |              |                | 私有          |
| 326  | 観音平1号 | 観音平           | 250  | 30  | 30 | 3    |              |                |             |
| 327  | 観音平2号 | 観音平           | 92   | 40  | 30 | 4    |              |                | 町道          |
| 328  | 外久保   | 外久保           | 146  | 18  | 15 | 2    |              |                |             |
| 329  | 早坂    | 早坂            | 70   | 20  | 10 | 1    |              |                |             |

### 3-5-17 雪崩危険箇所 ランクⅢ

(青森県 県土整備部河川砂防課 平成22年4月1日現在)

| 箇所番号 | 箇所名   | 所在地<br>(大字小字) | 地形要因 |     |    | 人家戸数 | 公 共 的 建 物    |                | 公共施設  |
|------|-------|---------------|------|-----|----|------|--------------|----------------|-------|
|      |       |               | 延長   | 傾斜度 | 高さ |      | 要配慮者<br>関連施設 | 左記以外の公<br>共的建物 |       |
| 154  | 上町焼3号 | 上町焼           | 300  | 30  | 40 | 0    |              |                |       |
| 155  | 上町焼4号 | 上町焼           | 300  | 25  | 30 | 0    |              |                | 町道 私有 |
| 156  | 石塚    | 石塚            | 190  | 30  | 22 | 0    |              |                |       |
| 157  | 斗賀沢   | 斗賀沢           | 200  | 35  | 25 | 0    |              |                |       |
| 158  | 上町焼5号 | 上町焼           | 120  | 40  | 35 | 0    |              |                | 町道    |
| 159  | 上ノ山   | 上ノ山           | 225  | 35  | 40 | 0    |              |                | 国道 町道 |
| 160  | 館     | 館             | 330  | 75  | 10 | 0    |              |                | 町道    |
| 161  | 横長根   | 横長根           | 90   | 40  | 35 | 0    |              |                |       |
| 162  | 鰻沢    | 鰻沢            | 70   | 18  | 20 | 0    |              |                |       |
| 163  | 室畑    | 室畑            | 270  | 31  | 80 | 0    |              |                | 町道 私有 |
| 164  | 前田1号  | 前田            | 390  | 41  | 75 | 0    |              |                |       |

|     |       |      |     |    |    |   |  |  |               |
|-----|-------|------|-----|----|----|---|--|--|---------------|
| 165 | 西ノ平   | 西ノ平  | 450 | 19 | 74 | 0 |  |  | 町道 私有         |
| 166 | 上ノ平   | 上ノ平  | 150 | 18 | 6  | 0 |  |  | 国道 町道         |
| 167 | 下天狗   | 下天狗  | 320 | 32 | 56 | 0 |  |  | 私有            |
| 168 | 上天狗   | 上天狗  | 150 | 32 | 38 | 0 |  |  | 私有            |
| 169 | 梨子木2号 | 梨子木  | 130 | 24 | 44 | 0 |  |  | 国道 町道         |
| 170 | 北古館   | 北古館  | 160 | 42 | 41 | 0 |  |  | 町道            |
| 171 | 下毛平   | 下毛平  | 325 | 21 | 38 | 0 |  |  | 町道            |
| 172 | 米田屋敷  | 米田屋敷 | 440 | 23 | 83 | 0 |  |  | 町道 私有         |
| 173 | 広場    | 広場   | 55  | 26 | 32 | 0 |  |  | 町道            |
| 174 | 広辺2号  | 広辺   | 55  | 27 | 26 | 0 |  |  | 私有            |
| 175 | 前田2号  | 前田   | 225 | 35 | 38 | 0 |  |  |               |
| 176 | 前ノ平2号 | 前ノ平  | 370 | 23 | 18 | 0 |  |  | 鉄道            |
| 177 | 上川原   | 上川原  | 270 | 55 | 28 | 0 |  |  |               |
| 182 | 下根岸   | 下根岸  | 310 | 18 | 30 | 0 |  |  | 町道            |
| 183 | 待井沢   | 待井沢  | 290 | 20 | 35 | 0 |  |  | 町道            |
| 184 | 八木田   | 八木田  | 120 | 18 | 50 | 0 |  |  | 町道 私有<br>取水施設 |
| 185 | 穴久保   | 穴久保  | 120 | 18 | 10 | 0 |  |  | 町道            |

### 3-5-18 急傾斜地崩壊危険区域指定区域

(青森県 県土整備部河川砂防課 令和2年3月31日現在)

| 番号 | 告示年月日     | 告示番号 | 急傾斜地崩壊危険区域名 | 所在地 |             | 面積<br>(ha) | 人家<br>戸数 | 公共的<br>建物 |
|----|-----------|------|-------------|-----|-------------|------------|----------|-----------|
|    |           |      |             | 大字  | 小字          |            |          |           |
| 1  | S48.03.31 | 218  | 斗賀1号        | 斗賀  | 斗賀、下斗賀      | 2.090      | 18       | 2         |
|    | H04.03.27 | 220  | 斗賀1号        | 斗賀  | 老久保、蒼前沢、下斗賀 | 0.104      |          |           |
| 2  | S48.03.31 | 218  | 斗賀2号        | 斗賀  | 上平、上斗賀      | 2.800      | 16       | 2         |
| 3  | S56.03.17 | 231  | 虎渡          | 虎渡  | 虎渡          | 7.480      | 50       | 3         |
|    | H6.03.25  | 241  | 虎渡          | 虎渡0 | 虎渡、虎渡山      | 0.270      | 12       |           |
|    | H15.08.15 | 525  | 虎渡          | 虎渡  | 虎渡、上ノ山、前平   | 1.310      |          |           |
|    | H18.03.08 | 176  | 虎渡          | 虎渡  | 虎渡          | 0.770      |          |           |
| 4  | S56.12.24 | 1515 | 剣吉          | 剣吉  | 大館          | 0.200      | 4        | 1         |
|    | H17.04.08 | 333  | 剣吉          | 剣吉  | 大館          | 0.146      |          |           |
| 5  | S59.12.27 | 977  | 高瀬          | 高瀬  | 宮野          | 0.440      | 6        |           |
|    | S63.03.26 | 191  | 高瀬          | 高瀬  | 宮野          | 1.150      | 10       |           |
| 6  | S61.01.23 | 43   | 斗賀4号        | 斗賀  | 上平          | 0.520      | 15       |           |



|    |             |     |            |      |                   |        |    |   |
|----|-------------|-----|------------|------|-------------------|--------|----|---|
|    | H02. 03. 12 | 167 | 斗賀4号       | 斗賀   | 上平                | 1. 580 | 10 |   |
| 7  | S61. 01. 23 | 43  | 上名久井       | 上名久井 | 杉ノ木               | 0. 070 | 4  |   |
|    | H04. 03. 27 | 219 | 上名久井       | 上名久井 | 杉ノ木、下モ町           | 0. 098 | 1  |   |
|    | H21. 03. 06 | 122 | 上名久井       | 上名久井 | 杉ノ木、下モ町           | 0. 722 | 7  |   |
| 8  | H01. 03. 18 | 174 | 高瀬2号       | 高瀬   | 西宮野、根岸            | 1. 680 | 14 |   |
| 9  | H04. 03. 27 | 214 | 斗賀3号       | 斗賀   | 老久保、定平、加賀         | 2. 910 | 8  |   |
|    | H14. 11. 25 | 607 | 斗賀3号       | 斗賀   | 老久保、定平、加賀、<br>下斗賀 | 1. 200 |    |   |
| 10 | H05. 03. 19 | 188 | 伊勢沢        | 剣吉   | 伊勢沢、岩ノ下           | 1. 370 | 10 |   |
| 11 | H06. 03. 25 | 234 | 石和         | 鳥谷   | 中苧坪、石和            | 0. 531 | 5  |   |
| 12 | H13. 03. 16 | 174 | 金田一        | 鳥谷   | 金田一               | 0. 320 | 5  |   |
| 13 | S47. 08. 29 | 637 | 諏訪の平       | 相内   | 藤ヶ森               | 1. 998 | 20 |   |
| 14 | S48. 03. 31 | 218 | 玉掛         | 沖田面  | 下天狗               | 2. 067 | 28 |   |
| 15 | S48. 03. 31 | 218 | 諏訪の平<br>2号 | 玉掛   | 諏訪の平              | 7. 200 | 51 | 1 |
| 16 | S57. 12. 28 | 966 | 藤ヶ森        | 相内   | 藤ヶ森               | 0. 950 | 12 |   |
|    | S62. 2. 21  | 74  | 藤ヶ森        | 相内   | 藤ヶ森               | 0. 770 | 10 |   |
| 17 | S59. 01. 05 | 3   | 小向         | 小向   | 馬場坂               | 0. 589 | 7  |   |
|    | H06. 03. 25 | 242 | 小向         | 小向   | 馬場坂               | 0. 076 | 1  |   |
| 18 | S63. 03. 26 | 185 | 高屋敷        | 沖田面  | 門前、高屋敷、塚ノ<br>越    | 1. 310 | 17 | 1 |
|    | H05. 03. 19 | 195 | 高屋敷        | 沖田面  | 早稲田               | 1. 060 | 6  |   |
| 19 | H03. 03. 11 | 141 | 荒屋敷        | 相内   | 荒屋敷、下在所、前<br>田    | 0. 700 | 8  |   |
| 20 | H08. 02. 26 | 127 | 広辺         | 小向   | 広辺                | 0. 540 | 5  |   |
| 21 | S51. 03. 18 | 184 | 小松沢        | 小泉   | 小松沢               | 0. 892 | 32 |   |

### 3-5-19 ため池施設

(南部町農林課 令和3年6月30日現在)

| 番号 | 名 称    | 所 在 地             | 堤高<br>m | 堤長<br>m | 貯水量<br>m <sup>3</sup> | 灌漑面積<br>ha | 防災重点<br>ため池 |
|----|--------|-------------------|---------|---------|-----------------------|------------|-------------|
| 1  | 剣吉ため池  | 剣吉字岩ノ下19          | 2.0     | 100     | 8,400                 | 3.0        |             |
| 2  | 下ノため池  | 上名久井字館向1-1        | 1.0     | 22      | 1,200                 | 1.0        | ●           |
| 3  | 上ノため池  | 高瀬字山屋敷沢6-1        | 1.5     | 60      | 3,400                 | 2.0        | ●           |
| 4  | 穴久保ため池 | 下名久井字赤羽根8-20、8-22 | 5.6     | 53      | 5,200                 | 12.2       |             |
| 5  | 神楽上ため池 | 高瀬字南沢山6-98地先      | 4.7     | 40      | 4,400                 | 3.0        |             |
| 6  | 渋民ため池  | 上名久井字大渋民山24-1     | 2.0     | 60      | 1,800                 | 10.0       |             |
| 7  | 上沢ノ堤   | 相内字沢構1            | 2.0     | 23      | 960                   | 15.0       |             |
| 8  | 松の堤    | 高橋字符井沢18          | 5.5     | 102     | 1,320                 | 16.0       | ●           |
| 9  | 小泉堤    | 小泉字上館野50          | 2.8     | 48      | 18,144                | 6.0        |             |
| 10 | 法師岡堤   | 法師岡字林ノ後42-1       | 2.5     | 35      | 1,440                 | 0.0        | ●           |
| 11 | 堀切堤    | 福田字堀切13-72、13-73  | 8.0     | 48      | 5,800                 | 22.0       |             |
| 12 | うぐいすの池 | 福田字小谷地66          | 4.6     | 77      | 3,000                 | 0.0        |             |
| 13 | 上斗賀ため池 | 斗賀字上斗賀18-1、18-2   | -       | -       | 400                   | 1.0        |             |

### 3-5-20 主要地方道

| 点検対象項目  | 路線名    | 迂回路 | 延長  | 所在地       |
|---------|--------|-----|-----|-----------|
| 擁壁      | 軽米名川線  | 無   | 110 | 鳥舌内字中沢田   |
| 擁壁      | 名川階上線  | 無   | 30  | 森越        |
| 擁壁      | 十和田三戸線 | 有   | 20  | 小向字下斗内    |
| 落石・崩落   | 名川階上線  | 無   | 60  | 森越字志民     |
| 落石・崩落   | 名川階上線  | 無   | 50  | 森越字志民     |
| 落石・崩落   | 軽米名川線  | 有   | 5   | 鳥谷        |
| 落石・崩落   | 軽米名川線  | 無   | 37  | 鳥舌内字中沢田   |
| 落石・崩壊   | 軽米名川線  | 有   | 150 | 鳥舌内       |
| 落石・崩壊   | 軽米名川線  | 有   | 10  |           |
| 落石・崩壊   | 十和田三戸線 | 有   | 60  | 小向字下米内    |
| 橋梁基礎の洗掘 | 名川階上線  | 有   | 109 | 剣吉字長根鍛冶河原 |
| 盛土      | 十和田三戸線 | 無   | 20  | 小向字下斗内    |

### 3-5-21 一般県道

| 点検対象項目  | 路線名       | 迂回路 | 延長  | 所在地      |
|---------|-----------|-----|-----|----------|
| 擁壁      | 苫米地兔内線    | 有   | 20  | 苫米地      |
| 擁壁      | 櫛引上名久井三戸線 | 有   | 20  | 森越字館野    |
| 擁壁      | 櫛引上名久井三戸線 | 無   | 40  | 高瀬字昼ヶ内   |
| 擁壁      | 南部田子線     | 有   | 30  | 沖田面字早稲田  |
| 落石・崩壊   | 櫛引上名久井三戸線 | 有   | 50  | 赤石字館     |
| 落石・崩壊   | 櫛引上名久井三戸線 | 有   | 10  | 赤石字館     |
| 落石・崩壊   | 櫛引上名久井三戸線 | 有   | 20  | 赤石字前田    |
| 落石・崩壊   | 櫛引上名久井三戸線 | 有   | 50  | 赤石字館     |
| 落石・崩壊   | 南部田子線     | 無   | 10  | 小泉字長清水   |
| 落石・崩壊   | 南部田子線     | 無   | 30  | 小向字広場    |
| 落石・崩壊   | 苫米地兔内線    | 有   | 20  | 苫米地字上根岸  |
| 落石・崩壊   | 苫米地兔内線    | 有   | 10  | 苫米地字下根岸  |
| 落石・崩壊   | 苫米地兔内線    | 有   | 60  | 苫米地字朝日   |
| 落石・崩壊   | 苫米地兔内線    | 有   | 10  | 苫米地字朝日   |
| 落石・崩壊   | 名久井岳公園線   | 無   | 40  | 高瀬字南沢山   |
| 落石・崩壊   | 浅水南部線     | 有   | 50  | 沖田面字梨子ノ木 |
| 落石・崩壊   | 浅水南部線     | 有   | 10  | 沖田面字梨子ノ木 |
| 落石・崩壊   | 浅水南部線     | 有   | 20  | 沖田面字梨子ノ木 |
| 落石・崩壊   | 浅水南部線     | 有   | 40  | 沖田面字梨子ノ木 |
| 落石・崩壊   | 浅水南部線     | 有   | 60  | 沖田面字稻荷向  |
| 落石・崩壊   | 浅水南部線     | 有   | 60  | 沖田面字稻荷向  |
| 落石・崩落   | 櫛引上名久井三戸線 | 無   | 20  | 森越字館野    |
| 落石・崩落   | 櫛引上名久井三戸線 | 無   | 10  | 高瀬字昼ヶ内   |
| 落石・崩落   | 櫛引上名久井三戸線 | 無   | 15  | 高瀬字昼ヶ内   |
| 落石・崩落   | 櫛引上名久井三戸線 | 無   | 40  | 高瀬字昼ヶ内   |
| 落石・崩落   | 櫛引上名久井三戸線 | 無   | 30  | 赤石字下夕山   |
| 落石・崩落   | 櫛引上名久井三戸線 | 有   | 5   | 赤石字館     |
| 落石・崩落   | 南部田子線     | 無   | 10  | 小向字長清水   |
| 落石・崩落   | 苫米地兔内線    | 有   | 20  | 苫米地字朝日   |
| 落石・崩落   | 苫米地兔内線    | 有   | 10  | 苫米地字館野   |
| 落石・崩落   | 苫米地兔内線    | 有   | 10  | 苫米地      |
| 落石・崩落   | 名久井岳公園線   | 無   | 20  | 高瀬字南沢山   |
| 落石・崩落   | 名久井岳公園線   | 無   | 20  | 高瀬字南沢山   |
| 落石・崩落   | 浅水南部線     | 有   | 20  | 沖田面字梨子ノ木 |
| 盛土      | 櫛引上名久井三戸線 | 有   | 40  | 森越字西ノ沢   |
| 盛土      | 櫛引上名久井三戸線 | 有   | 30  | 大字垵渡地先   |
| 橋梁基礎の洗掘 | 南部田子線     | 有   | 25  | 小向字馬場坂   |
| 橋梁基礎の洗掘 | 南部田子線     | 無   | 26  | 小向字渡ノ端   |
| 橋梁基礎の洗掘 | 三戸南部線     | 有   | 84  | 大向字田ノ尻   |
| 地吹雪     | 苫米地兔内線    | 有   | 460 | 苫米地字横枕   |

### 3-5-22 町道

| 点検対象項目 | 路線名     | 迂回路 | 延長  | 所在地         |
|--------|---------|-----|-----|-------------|
| 落石・崩壊  | 山神・南郷   | 有   | 40  | 下名久井 字 東山   |
| 盛土     | 法光寺・作和  | 有   | 60  | 法光寺 字 花木館   |
| 土石流    | 日渡・青鹿長根 | 有   | 5   | 鳥舌内 字 栗ノ木沢  |
| 落石・崩壊  | 田向・内川   | 有   | 15  | 鳥舌内 字 高屋敷   |
| 落石・崩壊  | 田向・内川   | 有   | 6   | 〃           |
| 落石・崩壊  | 田向・内川   | 有   | 6   | 鳥舌内 字 長坂    |
| 落石・崩壊  | 田向・内川   | 有   | 6   | 〃           |
| 落石・崩壊  | 長畑・南郷   | 有   | 30  | 鳥谷 字 長畑     |
| 落石・崩壊  | 宮野・根岸   | 有   | 20  | 高瀬 字 宮野     |
| 落石・崩壊  | 五日市・助川  | 有   | 20  | 下名久井 字 石名坂  |
| 落石・崩壊  | 五日市・助川  | 有   | 50  | 〃           |
| 落石・崩壊  | 五日市・助川  | 有   | 35  | 〃           |
| 落石・崩壊  | 五日市・助川  | 有   | 40  | 〃           |
| 盛土     | 沢田・助川   | 有   | 25  | 下名久井 字 姉帯   |
| 擁壁     | 沢田・助川   | 有   | 25  | 〃           |
| 落石・崩壊  | 高瀬・卯月沢  | 有   | 110 | 下名久井 字 東山   |
| 落石・崩壊  | 高瀬・卯月沢  | 有   | 80  | 下名久井 字 日向山  |
| 落石・崩壊  | 高瀬・卯月沢  | 有   | 10  | 森越 字 野場境    |
| 落石・崩壊  | 根岸・千草   | 有   | 5   | 高瀬 字 西宮野    |
| 落石・崩壊  | 高瀬・卯月沢  | 有   | 10  | 上名久井 字 下振合平 |
| 落石・崩壊  | 高瀬・卯月沢  | 有   | 20  | 平 字 小渋民     |
| 落石・崩壊  | 高瀬・卯月沢  | 有   | 20  | 平 字 上ノ山     |
| 落石・崩壊  | 杉沢・羽黒   | 無   | 50  | 杉沢 字 東      |
| 地すべり   | 高橋・麦沢   | 無   | 265 | 麦沢 字 松山外    |
| 地すべり   | 苔米地・片岸  | 有   | 25  | 苔米地 字 御嶽    |
| 地すべり   | 苔米地・片岸  | 有   | 90  | 〃           |
| 地すべり   | 苔米地・片岸  | 有   | 95  | 苔米地 字 観音平   |
| 盛土     | 杉沢・羽黒   | 有   | 104 | 栂木 字 渡場     |
| 盛土     | 福田・埴渡   | 有   | 35  | 埴渡 字 窪頭     |
| 盛土     | 高橋・麦沢   | 有   | 15  | 麦沢 字 差和     |
| 擁壁     | 杉沢・羽黒   | 無   | 104 | 栂木 字 渡場     |
| 擁壁     | 福田・埴渡   | 有   | 35  | 埴渡 字 窪頭     |
| 擁壁     | 高橋・麦沢   | 有   | 37  | 麦沢 字 差和     |

## 第6節 自主防災組織等の確立

### 3-6-1 自主防災組織一覧表

| 名称           | 地区名                                 | 設立年月日             |
|--------------|-------------------------------------|-------------------|
| 広場火防団        | 広場                                  | 昭和 39 年 4 月 1 日   |
| 野場火防団        | 野場                                  | 昭和41年4月1日         |
| 助川火防団        | 助川                                  | 昭和 41 年 11 月 1 日  |
| 法光寺火防団       | 法光寺                                 | 昭和 41 年 11 月 1 日  |
| あかね防災会       | あかね 1 区、あかね 2 区                     | 昭和 56 年 6 月 1 日   |
| 法師岡地区防災会     | 法師岡                                 | 昭和 57 年 12 月 27 日 |
| あけぼの町内自主防災会  | あけぼの                                | 平成 19 年 4 月 1 日   |
| 駅前町内会自主防災会   | 8 区、9 区 10 区、11 区、<br>小波田第 1、小波田第 2 | 平成 19 年 11 月 1 日  |
| 上川原自主防災会     | 上川原                                 | 平成 20 年 4 月 1 日   |
| 広場町内自主防災会    | 広場                                  | 平成 20 年 6 月 1 日   |
| 門前自主防災会      | 門前                                  | 平成 20 年 5 月 25 日  |
| 杉沢自主防災会      | 杉沢                                  | 平成 21 年 4 月 1 日   |
| 新開地町内自主防災絆の会 | 新開地                                 | 平成 21 年 5 月 1 日   |
| 相内町内会自主防災会   | 相内                                  | 平成 22 年 4 月 1 日   |
| 沖田面自主防災会     | 沖田面                                 | 平成 22 年 6 月 1 日   |
| 上中町自主防災会     | 上中町                                 | 平成 23 年 11 月 22 日 |
| 上名久井自主防災会    | 上名久井上、上名久井下                         | 平成 23 年 12 月 1 日  |
| 玉掛自主防災会      | 玉掛                                  | 平成 24 年 2 月 5 日   |
| 赤石自主防災会      | 赤石                                  | 平成 24 年 2 月 19 日  |
| 下斗賀自主防災会     | 下斗賀                                 | 平成 24 年 4 月 1 日   |
| 高瀬自主防災会      | 高瀬                                  | 平成 24 年 4 月 1 日   |
| 上斗賀自主防災会     | 上斗賀                                 | 平成 24 年 4 月 1 日   |
| 諏訪ノ平町内会自主防災会 | 諏訪ノ平                                | 平成 24 年 4 月 1 日   |
| 桜町自主防災会      | 桜町                                  | 平成 24 年 5 月 2 日   |
| 栳木自主防災会      | 栳木                                  | 平成 25 年 4 月 1 日   |
| 片岸自主防災会      | 片岸                                  | 平成 25 年 4 月 1 日   |
| 苫米地下町内会自主防災会 | 苫米地下                                | 平成 25 年 4 月 1 日   |
| 板橋自主防災会      | 板橋                                  | 平成 25 年 4 月 1 日   |
| 鳥谷自主防災会      | 鳥谷                                  | 平成 25 年 4 月 1 日   |
| 横沢自主防災会      | 横沢                                  | 平成 25 年 4 月 22 日  |
| 東あかね自主防災会    | 東あかね                                | 平成 25 年 4 月 28 日  |
| 鳥舌内自主防災会     | 鳥舌内                                 | 平成 26 年 4 月 1 日   |
| 高橋自主防災会      | 高橋                                  | 平成 26 年 4 月 24 日  |

|             |             |                  |
|-------------|-------------|------------------|
| 苫米地中町内自主防災会 | 苫米地中        | 平成 26 年 8 月 17 日 |
| 桜本町自主防災会    | 桜本町         | 平成 27 年 2 月 14 日 |
| 荒町自主防災会     | 荒町          | 平成 27 年 11 月 1 日 |
| 古町自主防災会     | 古町          | 平成 28 年 3 月 13 日 |
| 下名久井自主防災会   | 下名久井        | 平成 28 年 4 月 1 日  |
| 虎渡自主防災会     | 虎渡          | 平成 28 年 4 月 1 日  |
| 小向自主防災会     | 小向          | 平成 28 年 4 月 1 日  |
| 五日市自主防災会    | 五日市         | 平成 28 年 4 月 24 日 |
| 大向自主防災会     | 5 区、6 区、7 区 | 平成 28 年 10 月 1 日 |
| 朧渡自主防災会     | 朧渡          | 平成 29 年 11 月 4 日 |
| 苫米地後自主防災会   | 苫米地後        | 平成 30 年 4 月 1 日  |
| 正寿寺自主防災会    | 正寿寺         | 平成 31 年 4 月 21 日 |

## 第 10 節 避難対策

### 3-10-1 指定避難所【指定緊急避難場所】

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

| 収容地区 |          | 施設名           | 所在地             | 収容<br>可能<br>人員 | 管理者職<br>氏名<br>電話番号 | 避難<br>誘導員  | 施設の<br>構造・<br>面積(㎡) | 給水・炊飯<br>設備の有無 |        | 災 害 別 の 利 用 |                  |        |        |
|------|----------|---------------|-----------------|----------------|--------------------|------------|---------------------|----------------|--------|-------------|------------------|--------|--------|
| 地区名  | 地区<br>人口 |               |                 |                |                    |            |                     | 給<br>水         | 炊<br>飯 | 浸<br>水<br>時 | 土<br>砂<br>災<br>害 | 地<br>震 | 火<br>山 |
| 苫米地  | 880      | 旧福地小学校        | 苫米地<br>字寺ノ後15-1 | 1,900          | 教育長                | 行政員        | RC<br>3,884         | 有              | 有      | 不可          | 可                | 可      | 可      |
|      |          | 福地公民館         | 苫米地<br>字下宿22-1  | 540            | 館長<br>0178-84-2128 | 行政員        | RC<br>1,088         | 有              | 有      | 不可          | 可                | 可      | 可      |
|      |          | 苫米地集会所        | 苫米地字<br>焼屋敷1-42 | 110            | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>231           | 有              | 有      | 不可          | 可                | 可      | 可      |
|      |          | 苫米地下<br>集会所   | 苫米地<br>字殿村3-2   | 130            | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>262           | 有              | 有      | 不可          | 可                | 可      | 可      |
|      |          | 苫米地駅前<br>集会所  | 苫米地<br>字四切42    | 110            | 町長                 | 行政員        | 木造<br>224           | 有              | 有      | 不可          | 可                | 可      | 可      |
|      |          | バーデハウス<br>ふくち | 苫米地<br>字上根岸73-1 | 490            | 町長<br>0178-84-2850 | 行政員<br>自主防 | RC<br>5,880         | 有              | 有      | 可<br>(2階)   | 可                | 可      | 可      |
| 片岸   | 189      | 片岸集会所         | 片岸<br>字砂場18-2   | 130            | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>260           | 有              | 有      | 不可          | 可                | 可      | 可      |
| 高橋   | 272      | 高橋集会所         | 高橋<br>字横館2-2    | 60             | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>133           | 有              | 有      | 可           | 可                | 可      | 可      |
|      |          | 福地第5分団<br>屯所  | 高橋<br>字中道-8     | 20             | 町長                 | 行政員<br>自主防 | 木造<br>84            | 有              | 有      | 可           | 可                | 可      | 可      |
| 小泉   | 197      | 小泉集会所         | 小泉<br>字上釜野34-1  | 90             | 町内会長               | 行政員        | 木造<br>198           | 有              | 有      | 可           | 可                | 可      | 可      |
| 麦沢   | 131      | 麦沢集会所         | 麦沢<br>字上木戸場9-1  | 120            | 町内会長               | 行政員        | 木造<br>244           | 有              | 有      | 可           | 可                | 可      | 可      |

|          |       |                         |                      |       |                             |            |             |   |   |    |   |    |   |
|----------|-------|-------------------------|----------------------|-------|-----------------------------|------------|-------------|---|---|----|---|----|---|
| あかぬ      | 1,218 | 総合保健福祉センター<br>ゆとりあ      | 福田<br>字館先25-1        | 1,220 | 健康こども課<br>長<br>0178-84-2210 | 行政員        | RC<br>2,455 | 有 | 有 | 不可 | 可 | 可  | 可 |
|          |       | 福地小学校                   | 福田<br>字源次郎47-1       | 1,900 | 校長<br>0178-84-3610          | 行政員        | RC<br>3,956 | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
|          |       | あかぬ集会所                  | 福田<br>字あかぬ3-89       | 140   | 運営委員会委<br>員長                | 行政員<br>自主防 | 木造<br>286   | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
| 福田       | 573   | 福田集会所                   | 福田<br>字家ノ下3-4        | 190   | 町内会長                        | 行政員        | 木造<br>387   | 有 | 有 | 可  | 可 | 不可 | 可 |
|          |       | 農村環境改善<br>センター<br>福寿館   | 福田<br>字下平35-1        | 510   | 館長<br>0178-84-2648          | 行政員        | 鉄骨<br>1,030 | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
| 中央<br>地区 | 229   | 滝田研修館                   | 福田<br>字源次郎436-1      | 70    | 町内会長                        | 行政員        | 木造<br>152   | 有 | 有 | 不可 | 可 | 可  | 可 |
| 埴渡       | 211   | 福地第8分団<br>屯所            | 埴渡<br>字御見坂42-2       | 110   | 町内会長                        | 行政員<br>自主防 | 木造<br>230   | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
| 杉沢       | 298   | 杉沢研修館                   | 杉沢<br>字木戸口17-2       | 160   | 町内会長                        | 行政員<br>自主防 | 木造<br>2,291 | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
|          |       | 穴久保集会所                  | 杉沢<br>字大森10-5        | 40    | 町内会長                        | 行政員<br>自主防 | 木造<br>320   | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
|          |       | 穴久保集会所                  | 杉沢<br>字大森10-5        | 40    | 町内会長                        | 行政員<br>自主防 | 木造<br>99    | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
| あかぬ      | 452   | 旧杉沢小学校                  | 杉沢<br>字杉沢6-4         | 1,570 | 教育長                         | 行政員<br>自主防 | 木造<br>3,147 | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
|          |       | あかぬの研修<br>センター          | 杉沢<br>字あかぬの<br>1-108 | 180   | 町内会長                        | 行政員<br>自主防 | 鉄骨<br>367   | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
| 栳木       | 77    | 栳木集会所                   | 栳木<br>字渡場3-1         | 80    | 町内会長                        | 行政員<br>自主防 | 木造<br>160   | 有 | 有 | 可  | 可 | 不可 | 可 |
|          |       | 福地第10分<br>団屯所           | 栳木字袖久保<br>21-15      | 20    | 町長                          | 行政員<br>自主防 | 木造<br>83    | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
| 法師岡      | 184   | 法師岡コミュ<br>ニティ防災セ<br>ンター | 法師岡<br>字白掛77-1       | 120   | 町内会長                        | 行政員<br>自主防 | 鉄骨<br>248   | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
| 東あかぬ     | 556   | 東あかぬ<br>集会所             | 埴渡<br>字東あかぬ<br>1-17  | 140   | 町内会長                        | 行政員<br>自主防 | 木造<br>298   | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
| 板橋       | 189   | 福地中学校                   | 福田<br>字板橋1-2         | 2,570 | 校長<br>0178-84-2211          | 行政員<br>自主防 | RC<br>5,143 | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |
|          |       | 板橋集会所                   | 福田<br>字板橋4-34        | 40    | 町内会長                        | 行政員<br>自主防 | 木造<br>99    | 有 | 有 | 可  | 可 | 可  | 可 |

|          |       |                              |                    |       |                              |            |             |   |   |    |    |    |   |
|----------|-------|------------------------------|--------------------|-------|------------------------------|------------|-------------|---|---|----|----|----|---|
| 斗賀       | 737   | 介護予防拠点施設<br>げんき館             | 斗賀<br>字上口前26-2     | 130   | 運営委員会委員長                     | 行政員<br>自主防 | 木造<br>260   | 有 | 有 | 不可 | 可  | 可  | 可 |
|          |       | 南部芸能<br>伝承館                  | 斗賀<br>字水間50        | 470   | 館長<br>0178-75-0977           | 行政員<br>自主防 | 木造<br>944   | 有 | 有 | 不可 | 可  | 可  | 可 |
|          |       | 上斗賀公民館                       | 斗賀<br>字本前41        | 60    | 町内会長                         | 行政員<br>自主防 | 木造<br>135   | 有 | 有 | 不可 | 不可 | 可  | 可 |
| 剣吉       | 1,293 | 剣吉公民館                        | 剣吉<br>字五合田29-1     | 800   | 館長<br>0178-75-0797           | 行政員        | RC<br>1,601 | 有 | 有 | 不可 | 可  | 不可 | 可 |
|          |       | 旧剣吉小学校                       | 剣吉<br>字大館10-1      | 1,870 | 教育長                          | 行政員        | RC<br>3,749 | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 可 |
|          |       | 桜木町公民館                       | 剣吉<br>字大坊13-69     | 60    | 町内会長                         | 行政員<br>自主防 | 木造<br>137   | 有 | 有 | 不可 | 可  | 可  | 可 |
|          |       | 上中町公民館                       | 剣吉<br>字上町9-1       | 80    | 町内会長                         | 行政員<br>自主防 | 木造<br>165   | 有 | 有 | 不可 | 可  | 可  | 可 |
| 森越       | 556   | 森越公民館                        | 森越<br>字前田10-6      | 70    | 町内会長                         | 行政員        | 木造<br>140   | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 可 |
|          |       | 向山団地<br>集会所                  | 森越字<br>衛門左衛門2-4    | 30    | 町内会長                         | 行政員        | 木造<br>70    | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 可 |
| 虎渡       | 226   | 名川第3分団<br>集会所                | 虎渡<br>字荒屋敷<br>20-2 | 15    | 町長                           | 行政員<br>自主防 | 木造<br>136   | 有 | 有 | 不可 | 不可 | 可  | 可 |
| 下名<br>久井 | 1,012 | 名川中学校                        | 下名久井<br>字白山81      | 4,190 | 校長<br>0178-76-2110           | 行政員        | RC<br>8,397 | 有 | 有 | 不可 | 可  | 可  | 可 |
|          |       | 下名久井<br>公民館<br>ひだまり館         | 下名久井字<br>台所屋敷10-3  | 240   | 運営委員会委員長<br>0178-76-2152     | 行政員<br>自主防 | 木造<br>494   | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 可 |
|          |       | 屋内ゲート<br>ボール場<br>すぱーくなが<br>わ | 下名久井字<br>剣吉前川原1-17 | 780   | 社会福祉<br>協議会長<br>0178-75-1855 | 行政員        | RC<br>1,564 | 有 | 無 | 不可 | 可  | 可  | 可 |
| 平        | 825   | 名川<br>小学校                    | 平字広場8              | 2,280 | 校長<br>0178-76-2010           | 行政員        | RC<br>4,572 | 有 | 有 | 不可 | 可  | 可  | 可 |
|          |       | いちよう<br>ホール                  | 平字広場28-1           | 230   | 町長<br>0178-76-2111           | 行政員<br>自主防 | RC<br>535   | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 可 |
|          |       | 平公民館                         | 平字<br>若宮前27-4      | 100   | 運営委員会委員長                     | 行政員        | 木造<br>208   | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 可 |
|          |       | 名川B&G<br>海洋センタ<br>ー          | 平字<br>広場28-1       | 580   | 所長<br>0178-76-3310           | 行政員        | RC<br>1,160 | 有 | 無 | 可  | 可  | 可  | 可 |
|          |       | 広場集会所                        | 平字<br>広場45-2       | 80    | 町内会長                         | 行政員<br>自主防 | 木造<br>166   | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 可 |



|        |     |                    |                 |       |                    |            |             |   |   |           |    |   |    |
|--------|-----|--------------------|-----------------|-------|--------------------|------------|-------------|---|---|-----------|----|---|----|
| 上名久井   | 758 | 上名久井公民館            | 上名久井字上町16-11    | 130   | 運営委員会委員長           | 行政員<br>自主防 | 木造<br>277   | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |
|        |     | 名川第1分団屯所           | 上名久井字上町16-2     | 20    | 町長                 | 行政員<br>自主防 | 木造<br>113   | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |
| 高瀬     | 445 | 高瀬コミュニティセンター       | 高瀬字宮野21-6       | 90    | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>192   | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |
| 野場     | 69  | 野場集会所              | 下名久井字野場53-11    | 30    | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>66    | 有 | 有 | 可         | 不可 | 可 | 可  |
| 助川横沢   | 98  | 助川横沢研修センター         | 下名久井字乙坂1-9      | 110   | 運営委員会委員長           | 行政員<br>自主防 | 木造<br>236   | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |
| 法光寺    | 63  | 法光寺ふれあい館           | 法光寺字八幡14-2      | 110   | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | RC<br>225   | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |
|        |     | 農林漁業体験実習館<br>チェリウス | 上名久井字大沢民山23-141 | 760   | 町長<br>0178-76-1001 | 行政員        | RC<br>1,535 | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |
|        |     | 鳥舌内すこやかセンター        | 鳥舌内字ヒン役8-1      | 270   | 協議会会長              | 行政員<br>自主防 | 木造<br>554   | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |
|        |     | 旧名川南小学校            | 鳥谷字太田3          | 1,210 | 教育長                | 行政員<br>自主防 | RC<br>2,421 | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |
| 鳥谷     | 309 | 鳥谷ふるさと館            | 鳥谷字青鹿根27-1      | 80    | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>165   | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |
|        |     | 名川第6分団屯所           | 鳥谷字妻ノ神16        | 40    | 町長                 | 行政員<br>自主防 | 木造<br>134   | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |
| 玉掛・沖田面 | 736 | 南部小学校              | 沖田面字久保10-1      | 1,220 | 校長<br>0179-34-3102 | 行政員        | RC<br>2,441 | 有 | 有 | 可<br>(2階) | 可  | 可 | 不可 |
| 赤石     | 178 | 赤石集落農事集会所          | 赤石字待場10-2       | 140   | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>280   | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |
| 駅前小波田  | 812 | ふれあい交流プラザ          | 大向序泉山道9-87      | 560   | 町長<br>0179-22-2011 | 行政員<br>自主防 | RC<br>1,124 | 有 | 有 | 不可        | 可  | 可 | 不可 |
|        |     | 旧向小学校              | 大向字飛鳥20-2       | 1,510 | 教育長                | 行政員<br>自主防 | RC<br>3,038 | 有 | 有 | 可<br>(2階) | 可  | 可 | 不可 |
| 小向門前   | 697 | 町民体育館              | 沖田面字沖中80        | 1,600 | 館長<br>0179-34-2761 | 行政員        | RC<br>3,219 | 有 | 無 | 不可        | 可  | 可 | 不可 |
| 門前     | 608 | 南部公民館              | 沖田面字沖中51-2      | 240   | 町長<br>0179-34-2800 | 行政員<br>自主防 | 木造<br>499   | 有 | 有 | 不可        | 可  | 可 | 不可 |
| 玉掛     | 159 | 玉掛コミュニティセンター       | 玉掛字前田44-1       | 70    | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>145   | 有 | 有 | 可         | 不可 | 可 | 可  |
| 大向     | 749 | 大向コミュニティ防災センター     | 大向字飛鳥39-3       | 110   | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>221   | 有 | 有 | 不可        | 可  | 可 | 不可 |
|        |     | 旧向小学校              | 大向字飛鳥20-2       | 1,510 | 教育長                | 行政員<br>自主防 | RC<br>3,038 | 有 | 有 | 可<br>(2階) | 可  | 可 | 不可 |
| 諏訪ノ平   | 227 | 諏訪ノ平公民館            | 玉掛字諏訪ノ平49-1     | 60    | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>139   | 有 | 有 | 可         | 可  | 可 | 可  |

|     |     |                   |                |     |                    |            |           |   |   |    |    |    |    |
|-----|-----|-------------------|----------------|-----|--------------------|------------|-----------|---|---|----|----|----|----|
| 沖田面 | 577 | 沖田面公民館            | 沖田面字北本村41-2    | 100 | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>208 | 有 | 有 | 不可 | 可  | 不可 | 不可 |
|     |     | 南部公民館             | 沖田面字沖中51-2     | 240 | 町長                 | 行政員<br>自主防 | 木造<br>499 | 有 | 有 | 不可 | 可  | 可  | 不可 |
| 相内  | 472 | 相内町内<br>会館        | 相内字<br>沢溝78    | 140 | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>298 | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 可  |
| 二又  | 64  | 二又町内<br>会館        | 小向字<br>二又75-3  | 40  | 町内会長               | 行政員        | 木造<br>80  | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 不可 |
| 古町  | 105 | 南部<br>第3分団<br>屯所  | 小向<br>字古町116-4 | 100 | 町長                 | 行政員<br>自主防 | 木造<br>208 | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 不可 |
| 小向  | 89  | 小向町内<br>会館        | 小向<br>字村中6-1   | 70  | 町内会長               | 行政員<br>自主防 | 木造<br>134 | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 不可 |
| 馬場  | 62  | 小向集会所             | 小向<br>字馬場71-2  | 70  | 町内会長               | 行政員        | 木造<br>149 | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 不可 |
| 正寿寺 | 111 | 史跡聖寿寺<br>館跡案内所    | 小向字<br>正寿寺81-2 | 25  | 町長<br>0179-23-4711 | 行政員<br>自主防 | 木造<br>50  | 有 | 有 | 可  | 不可 | 可  | 不可 |
|     |     | 南部<br>第10分団<br>屯所 | 小向<br>字正寿寺85-4 | 40  | 町長                 | 行政員<br>自主防 | 木造<br>137 | 有 | 有 | 可  | 可  | 可  | 不可 |

### 3-10-2 福祉避難所

(令和3年4月1日現在)

|   | 法人名<br>(法人所在地)                    | 施設名<br>(施設所在地)                       | 受入<br>人数 | 受入対象者                     |                 |        |        |        |        |        |        |        |
|---|-----------------------------------|--------------------------------------|----------|---------------------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|   |                                   |                                      |          | 高齢者                       |                 | 障がい者   |        |        |        |        |        |        |
|   |                                   |                                      |          | 認知症<br>日常生活<br>自立度<br>Ⅲ以上 | 要介<br>護度<br>1以上 | 肢<br>体 | 視<br>覚 | 聴<br>覚 | 内<br>部 | 知<br>的 | 精<br>神 | 発<br>達 |
| 1 | 社会福祉法人<br>水鏡会(大字苔米地<br>字蒼前11-1)   | 介護老人保健施設 孔明荘<br>(大字苔米地字蒼前11-1)       | 4        |                           | ○               |        |        |        |        |        |        |        |
|   |                                   | グループホーム ひだまりの里<br>(大字坵渡字館2-7)        | 2        | ○                         |                 |        |        |        |        |        |        |        |
| 2 | 社会福祉法人<br>長老会(大字坵渡字<br>東あかね5-125) | 特別養護老人ホーム 長老園<br>(大字坵渡字東あかね5-125)    | 5        | ○                         | ○               |        |        |        |        |        |        |        |
|   |                                   | あいたすデイサービスセンタ<br>ー (大字あかね12-1)       | 4        | ○                         | ○               |        |        |        |        |        |        |        |
|   |                                   | エスコートあかね<br>(大字福田あかね12-1)            | 3        | ○                         | ○               |        |        |        |        |        |        |        |
|   |                                   | ぼたんの里デイサービスセン<br>ター (大字沖田面字千刈45)     | 3        | ○                         | ○               |        |        |        |        |        |        |        |
|   |                                   | 介護老人保健施設なんぶ<br>(大字沖田面字千刈32-1)        | 5        |                           | ○               |        |        |        |        |        |        |        |
| 3 | 社会福祉法人<br>福生会(大字坵渡字<br>下外窪12-67)  | デイサービスセンタースマイ<br>ル (大字坵渡字下外窪12-67)   | 7        | ○                         | ○               |        |        |        |        |        |        |        |
|   |                                   | グループホーム「スマイル荘」<br>(大字坵渡字下外窪12-67)    | 3        |                           | ○               |        |        |        |        |        |        |        |
|   |                                   | 住宅型有料老人ホーム サン・<br>スマイル (大字坵渡字館13-11) | 5        | ○                         | ○               |        |        |        |        |        |        |        |
|   |                                   | グループホーム「スマイル荘2<br>号館」(大字坵渡字館13-13)   | 3        |                           | ○               |        |        |        |        |        |        |        |

|    |                                   |                                    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|-----------------------------------|------------------------------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4  | 社会福祉法人 ファミリー(五戸町字姥堤34-1)          | 特別養護老人ホーム ハピネスながわ(大字下名久井字剣吉前川原1-1) | 10 | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
|    |                                   | グループホーム ハピネスながわ(大字下名久井字剣吉前川原1-1)   | 2  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 5  | 社会福祉法人 恵生会(大字大向字仙ノ木平31-1)         | 特別養護老人ホーム 三戸老人ホーム(大字大向字仙ノ木平31-1)   | 5  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
|    |                                   | グループホーム三老(大字大向字仙ノ木平42)             | 2  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
|    |                                   | 三老デイサービスセンター(大字大向字仙ノ木平31-1)        | 2  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
|    |                                   | 三老ショートステイ八幡のゆ(小向字八幡19-1)           | 2  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
|    |                                   | 三老デイサービスセンター八幡のゆ(小向字八幡19-1)        | 2  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 6  | 特定非営利活動法人 アシスト(大字下名久井字青柳4-1)      | 看護多機能サービス 如来苑(下名久井字青柳4-1)          | 1  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
|    |                                   | グループホーム せせらぎ荘(大字平虚空蔵29-2)          | 2  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
|    |                                   | 在宅型有料老人ホーム桜桃庵(下名久井字如来堂5-6)         | 2  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 7  | 有限会社 赤ずきん(大字大向字船場平36-4)           | グループホーム赤ずきん一番館・二番館(大字大向字泉山道28-1)   | 1  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
|    |                                   | グループホーム赤ずきん三番館(大字大向字森合20-1)        | 1  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 8  | 倉石ハーネス株式会社(五戸町大字倉石中市字上ミ平1-1)      | グループホーム ながわ荘(大字上名久井字伊勢堂下21-7)      | 3  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 9  | 株式会社サンメディックス(八戸市大字河原木字八太郎山10-624) | グループホーム あいの里(大字小泉字下館野7-6)          | 2  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 10 | 有限会社 サンライズ(八戸市沼館2丁目33-5)          | グループホーム ふくち(大字福田字町頭8-1)            | 3  | ○ | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 11 | 社会福祉法人 南部町社会福祉協議会(大字平字広場28-1)     | デイサービスセンター ひろば(大字平字広場28-1)         | 5  |   | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
|    |                                   | デイサービスセンターあじさい(大字下名久井字剣吉前川原1-20)   | 5  |   | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 12 | 社会福祉法人 清慈会(八戸市新井田字松山下野場7-15)      | 指定障害者支援施設 清岳園(大字下名久井字高森57-7)       | 5  |   |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 13 | 株式会社 ヤマショー(大字小泉字上館野30-3)          | グループホーム絆(斗賀字沼田71-1)                | 5  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |   |   |   |   |
|    |                                   | 在宅型有料老人ホームサポートハウス絆(斗賀字沼田71-1)      | 5  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |   |   |   |   |
| 14 | 株式会社南部の里 あっぶる園(大字斗賀字上町焼1)         | 在宅型有料老人ホーム南部の里 あっぶる園(大字斗賀字上町焼1)    | 1  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 15 | 医療法人はらだクリニック(大字苔米地字白山堂13-2)       | ケアホーム福の里(大字苔米地字白山堂11-2)            | 2  |   | ○ |   |   |   |   |   |   |   |   |

### 3-10-3 その他の避難所

| 収容地区 |       | 施設名       | 所在地       | 収容可能人員 | 管理者職・氏名 | 避難誘導員       | 施設の構造<br>面積 (㎡) |
|------|-------|-----------|-----------|--------|---------|-------------|-----------------|
| 地区名  | 地区人口  |           |           |        |         |             |                 |
| 法光寺  | 134   | ながわチェリリン村 | 上名久井字大洪民山 | 1,140  | 町長      | 行政員<br>町内会長 | 駐車場<br>2,292    |
|      |       | 法光寺駐車場    | 法光寺字法光寺   | 4,000  | 町長      | 〃           | 駐車場<br>8,000    |
| 剣吉   | 1,197 | 剣吉駅前広場    | 剣吉字大坊 13  | 1,000  | 町長      | 〃           | 駐車場<br>2,000    |

## 第12節 要配慮者等安全確保対策

### 3-12-1 土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設

(令和6年4月1日現在)

| 地区   | 施設種別 | 施設名称                 | 所在地          | 土砂災害警戒区域 | 洪水浸水想定区域 |
|------|------|----------------------|--------------|----------|----------|
| 南部地区 | 福祉   | 特別養護老人ホーム 三戸老人ホーム    | 大向字仙ノ木平 31-1 | ○        |          |
|      | 福祉   | 三老デイサービスセンター         | 大向字仙ノ木平 31-1 | ○        |          |
|      | 福祉   | グループホーム三老            | 大向字仙ノ木平 42   | ○        |          |
|      | 学校   | 南部町立南部中学校            | 沖田面字沖中 101   | ○        |          |
| 名川地区 | 福祉   | 在宅型有料老人ホーム 南部の里あつぷる園 | 斗賀字上町焼 1     | ○        |          |
|      | 福祉   | 在宅型有料老人ホーム サポートハウス絆  | 斗賀字沼田 71-1   | ○        | ○        |
|      | 福祉   | グループホーム 絆            | 斗賀字沼田 71-1   | ○        | ○        |
|      | 学校   | 青森県立名久井農業高等学校        | 下名久井字下諏訪平 1  | ○        |          |
| 福地地区 | 福祉   | デイサービスセンター・リスパ       | 福田字赤坂脇 10-72 | ○        |          |

## 第18節 水害予防対策

### 3-18-1 要配慮者が利用する施設

(令和6年4月1日現在)

| 地区   | 施設種別 | 施設の名称                          | 所在地          | 土砂災害警戒区域 | 洪水浸水想定区域 |
|------|------|--------------------------------|--------------|----------|----------|
| 南部地区 | 病院   | 社会医療法人 博進会 南部病院                | 沖田面字千刈 52-2  |          | ○        |
|      | 病院   | 社会医療法人 博進会 スワンクリニック            | 沖田面字千刈 37-1  |          | ○        |
|      | 病院   | 医療法人 湘洋会 ナンブクリニック              | 沖田面字千刈 47-1  |          | ○        |
|      | 歯科医  | 千葉歯科医院                         | 沖田面字千刈 62-2  |          | ○        |
|      | 福祉   | 特別養護老人ホーム 三戸老人ホーム              | 大向字仙ノ木平 31-1 | ○        |          |
|      | 福祉   | 三老デイサービスセンター                   | 大向字仙ノ木平 31-1 | ○        |          |
|      | 福祉   | グループホーム三老                      | 大向字仙ノ木平 42   | ○        |          |
|      | 福祉   | 三老デイサービスセンター 八幡のゆ              | 小向字八幡 19-1   |          | ○        |
|      | 福祉   | 三老ショートステイ 八幡のゆ                 | 小向字八幡 19-1   |          | ○        |
|      | 福祉   | 介護老人保健施設なんぶ                    | 沖田面字千刈 32-1  |          | ○        |
|      | 福祉   | 南部町保健福祉センターばたんの里<br>(なんぶ児童クラブ) | 沖田面字下村 42-2  |          | ○        |
|      | 学校   | なんぶこども園                        | 沖田面字下村 30-3  |          | ○        |

|                  |     |                                   |                 |   |   |
|------------------|-----|-----------------------------------|-----------------|---|---|
|                  | 学校  | 南部町立南部中学校                         | 沖田面字沖中 10-1     | ○ |   |
|                  | 学校  | 南部町立南部小学校                         | 沖田面字久保 10-1     |   | ○ |
| 名<br>川<br>地<br>区 | 病院  | 国民保険 南部町医療センター                    | 下名久井字白山 87-1    |   | ○ |
|                  | 病院  | 川守田外科胃腸科                          | 剣吉字堰合 13-2      |   | ○ |
|                  | 歯科医 | イナムラ歯科医院                          | 下名久井字如来堂 6-10   |   | ○ |
|                  | 歯科医 | 宮沢歯科医院                            | 斗賀字上明戸 14       |   | ○ |
|                  | 歯科医 | 中村歯科医院                            | 剣吉字桜場 1-4       |   | ○ |
|                  | 福祉  | 特定非営利活動法人 三本の木<br>就労継続支援A型・B型フレンド | 斗賀字上町焼 43-6     |   | ○ |
|                  | 福祉  | グループホームながわ荘                       | 上名久井字伊勢堂下 21-7  |   | ○ |
|                  | 福祉  | 在宅型有料老人ホームサポートハウス絆                | 斗賀字沼田 71-1      | ○ | ○ |
|                  | 福祉  | グループホーム絆                          | 斗賀字沼田 71-1      | ○ | ○ |
|                  | 福祉  | 認知症対応型デイサービスセンター<br>あいのて          | 剣吉字中河原 1-26     |   | ○ |
|                  | 福祉  | 在宅型有料老人ホーム桜桃庵                     | 下名久井字如来堂 5-6    |   | ○ |
|                  | 福祉  | 小規模多機能ホーム蒼                        | 下名久井字如来堂 5-1    |   | ○ |
|                  | 福祉  | 看護多機能サービス 如来苑                     | 下名久井字青柳 4-1     |   | ○ |
|                  | 福祉  | 指定障害福祉サービス事業所森の菜園                 | 下名久井字剣吉前川原 14-1 |   | ○ |
|                  | 福祉  | 特別養護老人ホームハピネスながわ                  | 下名久井字剣吉前川原 1-1  |   | ○ |
|                  | 福祉  | グループホームハピネスながわ                    | 下名久井字剣吉前川原 1-1  |   | ○ |
|                  | 福祉  | 短期入所生活介護ハピネスながわ                   | 下名久井字剣吉前川原 1-1  |   | ○ |
|                  | 福祉  | デイサービスセンターあじさい                    | 下名久井字剣吉前川原 1-20 |   | ○ |
|                  | 福祉  | 在宅型有料老人ホーム 南部の里あつぷる園              | 斗賀字上町焼 1        | ○ |   |
|                  | 福祉  | 南部芸能伝承館（剣吉なかよしクラブ）                | 斗賀字水間 50        |   | ○ |
|                  | 福祉  | 南部町立名川小学校<br>（名川なかよしクラブ）          | 平字広場 8          |   | ○ |
|                  | 学校  | チェリーこども園                          | 下名久井字八森 16-1    |   | ○ |
|                  | 学校  | 南部町立名川小学校                         | 平字広場 8          |   | ○ |
|                  | 学校  | 南部町立名川中学校                         | 下名久井字白山 81      |   | ○ |
|                  | 学校  | 青森県立名久井農業高等学校                     | 下名久井字下諏訪平 1     | ○ |   |
| 福<br>地<br>地<br>区 | 病院  | はらだクリニック                          | 苫米地字白山堂 13-2    |   | ○ |
|                  | 病院  | かわむら内科クリニック                       | 苫米地字町中 22       |   | ○ |
|                  | 歯科医 | 夏堀デンタルクリニック 南部診療所                 | 苫米地字町中 22       |   | ○ |
|                  | 福祉  | デイサービスセンター・リスパ                    | 福田字赤坂脇 10-72    | ○ |   |
|                  | 福祉  | ケアホーム福の里                          | 苫米地字白山堂 11-2    |   | ○ |
|                  | 福祉  | 介護老人保健施設孔明荘                       | 苫米地字蒼前 11-1     |   | ○ |
|                  | 福祉  | 孔明荘デイケアセンターたのしい家                  | 苫米地字蒼前 11-1     |   | ○ |
|                  | 福祉  | 総合保健福祉センター ゆとりあ<br>（福地学童保育クラブ）    | 福田字館先 25-1      |   | ○ |

## 第20節 土砂災害予防対策

### 3-20-1 土砂災害警戒区域等一覧

(青森県 県土整備部河川砂防課 令和2年3月31日現在)

| 危険箇所<br>番号 | 告示年月<br>日  | 告示<br>番号 | 区域名    | 住所（字）   | 自然現象の種類 | 区域内の人家   |              |    |
|------------|------------|----------|--------|---------|---------|----------|--------------|----|
|            |            |          |        |         |         | 警戒<br>区域 | うち特別<br>警戒区域 |    |
|            |            |          |        |         |         | 戸数       | 有：1<br>無：2   | 戸数 |
| 445-I-001  | H22. 3. 10 | 145      | 赤石沢    | 赤石字館    | 土石流     | 0        | 1            | 0  |
| 445-I-002  | H22. 3. 10 | 146      | 恵光院沢   | 大向字長谷   | 土石流     | 0        | 2            | 0  |
| 445-I-003  | H22. 3. 10 | 146      | 二又沢    | 小向字二又   | 土石流     | 10       | 2            | 0  |
| 445-I-004  | H22. 3. 10 | 145      | 小向沢    | 小向字鱒沢   | 土石流     | 1        | 1            | 0  |
| 445-I-005  | H22. 3. 10 | 146      | 正寿寺沢   | 小向字正寿寺  | 土石流     | 23       | 2            | 0  |
| 445-I-007  | H22. 3. 10 | 146      | 北古館沢   | 沖田面字下平  | 土石流     | 15       | 2            | 0  |
| 445-I-008  | H22. 3. 10 | 146      | 玉掛沢    | 沖田面字下天狗 | 土石流     | 11       | 2            | 0  |
| 445-II-001 | H22. 3. 10 | 146      | 米内沢    | 小向字上米内  | 土石流     | 0        | 2            | 0  |
| 445-II-002 | H22. 3. 10 | 146      | 第1広辺沢  | 小向字二又   | 土石流     | 8        | 2            | 0  |
| 445-II-003 | H22. 3. 10 | 145      | 第2広辺沢  | 小向字広辺   | 土石流     | 2        | 1            | 0  |
| 445-II-004 | H22. 3. 10 | 146      | 第1南古牧沢 | 小向字南古牧  | 土石流     | 1        | 2            | 0  |
| 445-II-005 | H22. 3. 10 | 145      | 第2南古牧沢 | 小向字北古牧  | 土石流     | 2        | 1            | 0  |
| 445-II-005 | H22. 3. 10 | 145      | 第3南古牧沢 | 小向字北古牧  | 土石流     | 0        | 1            | 0  |
| 445-II-006 | H22. 3. 10 | 146      | 北古牧沢   | 小向字北古牧  | 土石流     | 1        | 2            | 0  |
| I-537      | H22. 3. 10 | 145      | 藤ヶ森    | 相内字藤ヶ森  | 急傾斜地の崩壊 | 22       | 1            | 0  |
| I-536      | H31. 4. 22 | 300      | 荒屋敷    | 相内字荒屋敷  | 急傾斜地の崩壊 | 9        | 1            | 1  |
| I-538      | H22. 3. 10 | 145      | 諏訪ノ平   | 玉掛字下比良  | 急傾斜地の崩壊 | 31       | 1            | 2  |
| I-539      | H31. 4. 22 | 300      | 玉掛     | 玉掛字上村中  | 急傾斜地の崩壊 | 9        | 1            | 1  |
| I-540      | H22. 3. 10 | 145      | 前ノ平    | 赤石字前ノ平  | 急傾斜地の崩壊 | 6        | 1            | 4  |
| I-541      | H22. 3. 10 | 145      | 沖中     | 沖田面字沖中  | 急傾斜地の崩壊 | 15       | 1            | 0  |
| I-542      | H22. 3. 10 | 145      | 北古館    | 沖田面字北古館 | 急傾斜地の崩壊 | 9        | 1            | 5  |
| I-543      | H22. 3. 10 | 145      | 南古館    | 沖田面字南古館 | 急傾斜地の崩壊 | 4        | 1            | 1  |
| I-544      | H22. 3. 10 | 145      | 高屋敷    | 沖田面字高屋敷 | 急傾斜地の崩壊 | 45       | 1            | 3  |
| I-545      | H22. 3. 10 | 145      | 小向     | 小向字馬場坂  | 急傾斜地の崩壊 | 11       | 1            | 3  |
| I-546      | H22. 3. 10 | 145      | 古町     | 小向字古町   | 急傾斜地の崩壊 | 3        | 1            | 1  |
| I-547      | H22. 3. 10 | 145      | 二又1号   | 小向字二又   | 急傾斜地の崩壊 | 7        | 1            | 3  |
| I-548      | H22. 3. 10 | 145      | 中居構2号  | 大向字中居構  | 急傾斜地の崩壊 | 5        | 1            | 0  |
| I-549      | H22. 3. 10 | 145      | 中居構1号  | 大向字中居構  | 急傾斜地の崩壊 | 0        | 1            | 0  |
| I-550      | H22. 3. 10 | 145      | 湧口     | 大向字湧口   | 急傾斜地の崩壊 | 6        | 1            | 2  |

|           |            |     |       |          |         |    |   |   |
|-----------|------------|-----|-------|----------|---------|----|---|---|
| I-551     | H22. 3. 10 | 145 | 経ヶ森   | 大向字経ヶ森   | 急傾斜地の崩壊 | 15 | 1 | 1 |
| II-491    | H22. 3. 10 | 145 | 上ノ平   | 相内字上ノ平   | 急傾斜地の崩壊 | 2  | 1 | 0 |
| II-492    | H22. 3. 10 | 145 | 堂半    | 玉掛字堂半    | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 0 |
| II-493    | H22. 3. 10 | 145 | 前ノ平2号 | 赤石字前ノ平   | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| II-494    | H22. 3. 10 | 145 | 沖中2号  | 沖田面字沖中   | 急傾斜地の崩壊 | 3  | 1 | 0 |
| II-495    | H22. 3. 10 | 145 | 佐藤橋   | 沖田面字佐藤橋  | 急傾斜地の崩壊 | 3  | 1 | 1 |
| II-496    | H22. 3. 10 | 145 | 村中    | 小向字鱒沢    | 急傾斜地の崩壊 | 2  | 1 | 0 |
| II-497    | H22. 3. 10 | 145 | 古町2号  | 小向字古町    | 急傾斜地の崩壊 | 2  | 1 | 1 |
| II-498    | H22. 3. 10 | 145 | 馬場坂   | 小向字馬場坂   | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| II-499    | H31. 4. 22 | 300 | 広辺    | 小向字広辺    | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| II-500    | H22. 3. 10 | 145 | 二又2号  | 小向字二又    | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| II-501    | H22. 3. 10 | 145 | 下米内1号 | 小向字下米内   | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| II-502    | H22. 3. 10 | 145 | 下米内2号 | 小向字下米内   | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| II-503    | H22. 3. 10 | 145 | 上米内   | 小向字上米内   | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| II-504    | H22. 3. 10 | 145 | 佐野平   | 大向字佐野平   | 急傾斜地の崩壊 | 2  | 1 | 0 |
| III-126   | H22. 3. 10 | 145 | 前田1号  | 相内字荒屋敷   | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| III-127   | H22. 3. 10 | 145 | 室畑    | 相内字室畑    | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| III-128   | H22. 3. 10 | 145 | 西ノ平   | 相内字西ノ平   | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| III-129   | H22. 3. 10 | 145 | 髭ノ下   | 相内字髭ノ下   | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| III-130   | H22. 3. 10 | 145 | 梨ノ木   | 沖田面字梨子ノ木 | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 0 |
| III-131   | H22. 3. 10 | 145 | 下天狗   | 沖田面字下天狗  | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| III-132   | H22. 3. 10 | 145 | 上天狗   | 沖田面字上天狗  | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| III-133   | H22. 3. 10 | 145 | 北古舘2号 | 沖田面字北古舘  | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 0 |
| III-134   | H22. 3. 10 | 145 | 鱒沢    | 小向字鱒沢    | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| III-135   | H22. 3. 10 | 145 | 米田屋敷  | 小向字米田屋敷  | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| III-136   | H22. 3. 10 | 145 | 広場    | 小向字広場    | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| III-137   | H22. 3. 10 | 145 | 広辺2号  | 小向字広辺    | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| III-138   | H22. 3. 10 | 145 | 前田2号  | 赤石字前田    | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| III-139   | H22. 3. 10 | 145 | 上川原   | 赤石字上川原   | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| 人 I-100   | H22. 3. 10 | 145 | 仙ノ木平  | 大向字仙ノ木平  | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| 444-I-001 | H22. 8. 20 | 565 | 上野場沢  | 下名久井字野場山 | 土石流     | 13 | 2 | 0 |
| 444-I-004 | H22. 8. 20 | 564 | 明神沢   | 鳥舌内字浜坂   | 土石流     | 6  | 1 | 0 |
| 444-I-005 | H22. 8. 20 | 565 | 鰻沢    | 鳥谷字天摩平   | 土石流     | 9  | 2 | 0 |
| 444-I-006 | H22. 8. 20 | 564 | 天摩平沢  | 鳥谷字天摩平   | 土石流     | 12 | 1 | 0 |
| 444-I-007 | H22. 8. 20 | 565 | 石和沢   | 鳥谷字鹿倉    | 土石流     | 9  | 2 | 0 |

|            |            |     |        |          |     |    |   |   |
|------------|------------|-----|--------|----------|-----|----|---|---|
| 444-I-008  | H22. 8. 20 | 565 | 石沢     | 鳥谷字石和    | 土石流 | 7  | 2 | 0 |
| 444-I-010  | H22. 8. 20 | 564 | 第2日向山沢 | 鳥舌内字官代   | 土石流 | 6  | 1 | 0 |
| 444-I-011  | H22. 8. 20 | 564 | 段ノ沢    | 鳥舌内字畑福   | 土石流 | 11 | 1 | 0 |
| 444-I-012  | H22. 8. 20 | 564 | 中山沢    | 鳥舌内字大防畑福 | 土石流 | 7  | 1 | 0 |
| 444-I-013  | H22. 8. 20 | 564 | 栗ノ木沢   | 鳥舌内字栗ノ木沢 | 土石流 | 4  | 1 | 4 |
| 444-I-014  | H22. 8. 20 | 564 | 水上沢    | 鳥舌内字上ノ沢  | 土石流 | 2  | 1 | 2 |
| 444-I-015  | H22. 8. 20 | 565 | 法光寺沢   | 法光寺字法光寺  | 土石流 | 6  | 1 | 0 |
| 444-I-016  | H22. 8. 20 | 564 | 宮野沢    | 高瀬字櫓長根   | 土石流 | 1  | 1 | 0 |
| 444-I-017  | H22. 8. 20 | 565 | 高瀬沢    | 高瀬字高畑    | 土石流 | 16 | 2 | 0 |
| 444-I-018  | H22. 8. 20 | 565 | 虎渡沢    | 虎渡字虎渡    | 土石流 | 29 | 2 | 0 |
| 444-I-019  | H22. 8. 20 | 565 | 北ノ沢    | 剣吉字剣吉山   | 土石流 | 6  | 2 | 0 |
| 444-I-020  | H22. 8. 20 | 565 | 東伊勢沢   | 剣吉字伊勢沢   | 土石流 | 50 | 2 | 0 |
| 444-I-021  | H22. 8. 20 | 564 | 大久保沢   | 斗賀字大久保   | 土石流 | 42 | 1 | 0 |
| 444-I-022  | H22. 8. 20 | 565 | 加賀沢    | 斗賀字加賀    | 土石流 | 1  | 2 | 0 |
| 444-I-023  | H22. 8. 20 | 565 | 蒼前沢    | 斗賀字下斗賀   | 土石流 | 52 | 2 | 0 |
| 444-I-024  | H22. 8. 20 | 565 | 第1上斗賀沢 | 斗賀字蒼前沢   | 土石流 | 54 | 2 | 0 |
| 444-II-001 | H22. 8. 20 | 564 | 森越沢    | 森越字膳南沢   | 土石流 | 3  | 1 | 0 |
| 444-II-002 | H22. 8. 20 | 565 | 下野場沢   | 下名久井字野場  | 土石流 | 14 | 2 | 0 |
| 444-II-003 | H22. 8. 20 | 565 | 横長根沢   | 鳥谷字鱧沢    | 土石流 | 1  | 2 | 0 |
| 444-II-004 | H22. 8. 20 | 564 | 前田沢    | 鳥谷字小沼    | 土石流 | 4  | 1 | 0 |
| 444-II-005 | H22. 8. 20 | 564 | 小沼沢    | 鳥谷字小沼    | 土石流 | 4  | 1 | 0 |
| 444-II-006 | H22. 8. 20 | 564 | 鳥谷崎沢   | 鳥谷字鳥谷崎   | 土石流 | 3  | 1 | 0 |
| 444-II-007 | H22. 8. 20 | 565 | 妻神沢    | 鳥谷字妻神    | 土石流 | 5  | 2 | 0 |
| 444-II-008 | H22. 8. 20 | 564 | 獅子沢    | 鳥舌内字獅子沢  | 土石流 | 3  | 1 | 0 |
| 444-II-009 | H22. 8. 20 | 565 | 館沢     | 鳥舌内字館    | 土石流 | 7  | 2 | 0 |
| 444-II-010 | H22. 8. 20 | 565 | 日渡沢    | 法光寺字日渡   | 土石流 | 1  | 2 | 0 |
| 444-II-011 | H22. 8. 20 | 564 | 水沢     | 法光寺字卯花木館 | 土石流 | 6  | 1 | 1 |
| 444-II-012 | H22. 8. 20 | 564 | 閑道沢    | 平字閑道     | 土石流 | 1  | 1 | 0 |
| 444-II-013 | H22. 8. 20 | 564 | 熊ノ沢    | 平字閑道     | 土石流 | 1  | 1 | 0 |
| 444-II-014 | H22. 8. 20 | 565 | 金引沢    | 虎渡字上ノ山   | 土石流 | 4  | 2 | 0 |
| 444-II-015 | H22. 8. 20 | 565 | 剣吉山沢   | 剣吉字剣吉山   | 土石流 | 6  | 2 | 0 |
| 444-II-016 | H22. 8. 20 | 565 | 西伊勢沢   | 剣吉字伊勢沢   | 土石流 | 3  | 2 | 0 |
| 444-II-018 | H22. 8. 20 | 565 | 石塚沢    | 斗賀字石塚    | 土石流 | 0  | 2 | 0 |
| 444-II-019 | H22. 8. 20 | 564 | 西斗賀沢   | 斗賀字ヨナ平   | 土石流 | 21 | 1 | 0 |
| 444-II-020 | H22. 8. 20 | 564 | 中斗賀沢   | 斗賀字池内    | 土石流 | 2  | 1 | 0 |



|           |            |     |       |           |         |    |   |   |
|-----------|------------|-----|-------|-----------|---------|----|---|---|
| 447-I-001 | H22. 8. 20 | 564 | 赤坂脇沢  | 福田字赤坂脇    | 土石流     | 1  | 1 | 0 |
| 447-I-002 | H22. 8. 20 | 564 | 板橋沢   | 福田字堀切     | 土石流     | 1  | 1 | 0 |
| 447-I-003 | H22. 8. 20 | 565 | 堀切沢   | 福田字堀切     | 土石流     | 1  | 2 | 0 |
| 447-I-004 | H22. 8. 20 | 564 | 片岸沢   | 片岸字片岸     | 土石流     | 49 | 1 | 0 |
| 447-I-005 | H22. 8. 20 | 565 | 観音平沢  | 苫米地字築久保   | 土石流     | 25 | 2 | 0 |
| 447-I-006 | H22. 8. 20 | 565 | 第1小松沢 | 苫米地字御嶽    | 土石流     | 4  | 2 | 0 |
| 447-I-007 | H22. 8. 20 | 565 | 御獄沢   | 苫米地字外染    | 土石流     | 4  | 2 | 0 |
| 447-I-008 | H22. 8. 20 | 564 | 第2小松沢 | 小泉字小松沢    | 土石流     | 3  | 1 | 0 |
| I-0512    | H22. 8. 20 | 564 | 上町焼   | 斗賀字上町焼    | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| I-0513    | H22. 8. 20 | 564 | 斗賀1号  | 斗賀字下斗賀    | 急傾斜地の崩壊 | 10 | 1 | 0 |
| I-0514    | H22. 8. 20 | 564 | 斗賀3号  | 斗賀字定平     | 急傾斜地の崩壊 | 5  | 1 | 0 |
| I-0516    | H22. 8. 20 | 564 | 斗賀4号  | 斗賀字上平     | 急傾斜地の崩壊 | 18 | 1 | 2 |
| I-0517    | H22. 8. 20 | 564 | 伊勢沢   | 剣吉字伊勢沢    | 急傾斜地の崩壊 | 8  | 1 | 0 |
| I-0518    | H22. 8. 20 | 564 | 剣吉    | 剣吉字大館     | 急傾斜地の崩壊 | 2  | 1 | 0 |
| I-0519    | H22. 8. 20 | 564 | 大館    | 剣吉字大館     | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| I-0520    | H22. 8. 20 | 564 | 上平    | 剣吉字上平     | 急傾斜地の崩壊 | 3  | 1 | 0 |
| I-0521    | H22. 8. 20 | 564 | 虎渡    | 虎渡字虎渡     | 急傾斜地の崩壊 | 16 | 1 | 4 |
| I-0522    | H22. 8. 20 | 564 | 虎渡2号  | 虎渡字虎渡     | 急傾斜地の崩壊 | 20 | 1 | 2 |
| I-0523    | H22. 8. 20 | 564 | 上小路   | 森越字上小路    | 急傾斜地の崩壊 | 4  | 1 | 0 |
| I-0524    | H22. 8. 20 | 564 | 下諏訪平  | 下名久井字下諏訪平 | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| I-0525    | H22. 8. 20 | 564 | 虚空蔵   | 平字虚空蔵     | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 0 |
| I-0526    | H22. 8. 20 | 564 | 広場    | 平字広場      | 急傾斜地の崩壊 | 8  | 1 | 0 |
| I-0527    | H22. 8. 20 | 564 | 杉ノ木   | 上名久井字杉ノ木  | 急傾斜地の崩壊 | 4  | 1 | 3 |
| I-0528    | H22. 8. 20 | 564 | 上名久井  | 上名久井字杉ノ木  | 急傾斜地の崩壊 | 8  | 1 | 4 |
| I-0529    | H22. 8. 20 | 564 | 高瀬    | 高瀬字宮野     | 急傾斜地の崩壊 | 17 | 1 | 0 |
| I-0530    | H22. 8. 20 | 564 | 高瀬2号  | 高瀬字根岸     | 急傾斜地の崩壊 | 8  | 1 | 0 |
| I-0532    | H22. 8. 20 | 564 | 内川    | 鳥舌内字内川    | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| I-0533    | H22. 8. 20 | 564 | 館     | 鳥舌内字館     | 急傾斜地の崩壊 | 3  | 1 | 3 |
| I-0534    | H22. 8. 20 | 564 | 金田一   | 鳥谷字金田一    | 急傾斜地の崩壊 | 5  | 1 | 0 |
| I-0535    | H22. 8. 20 | 564 | 石和    | 鳥谷字石和     | 急傾斜地の崩壊 | 6  | 1 | 0 |
| I-0558    | H22. 8. 20 | 564 | 家ノ向   | 麦沢字家ノ向    | 急傾斜地の崩壊 | 3  | 1 | 1 |
| I-0560    | H22. 8. 20 | 564 | 御嶽    | 苫米地字御嶽    | 急傾斜地の崩壊 | 5  | 1 | 1 |
| I-0561    | H22. 8. 20 | 564 | 日計    | 小泉字日計     | 急傾斜地の崩壊 | 2  | 1 | 2 |
| I-0562    | H22. 8. 20 | 564 | 小松沢   | 小泉字小松沢    | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 0 |
| I-0563    | H22. 8. 20 | 564 | 赤坂脇   | 福田字赤坂脇    | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| II-0484   | H22. 8. 20 | 564 | 上町焼2号 | 斗賀字上町焼    | 急傾斜地の崩壊 | 2  | 1 | 0 |

|           |            |     |          |            |         |    |   |   |
|-----------|------------|-----|----------|------------|---------|----|---|---|
| Ⅱ-0485    | H22. 8. 20 | 564 | 上町焼 3 号  | 斗賀字上町焼     | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| Ⅱ-0486    | H22. 8. 20 | 564 | 加賀       | 斗賀字加賀      | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| Ⅱ-0487    | H22. 8. 20 | 564 | 剣吉山      | 剣吉字剣吉山     | 急傾斜地の崩壊 | 3  | 1 | 1 |
| Ⅱ-0488    | H22. 8. 20 | 564 | 上ノ山      | 虎渡字上ノ山     | 急傾斜地の崩壊 | 3  | 1 | 0 |
| Ⅱ-0489    | H22. 8. 20 | 564 | 西宮野      | 高瀬字西宮野     | 急傾斜地の崩壊 | 3  | 1 | 2 |
| Ⅱ-0515    | H22. 8. 20 | 564 | 観音平      | 苔米地字観音平    | 急傾斜地の崩壊 | 3  | 1 | 1 |
| Ⅱ-0516    | H22. 8. 20 | 564 | 片岸       | 片岸字片岸      | 急傾斜地の崩壊 | 2  | 1 | 1 |
| Ⅱ-0517    | H22. 8. 20 | 564 | 巖倉平      | 小泉字巖倉平     | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 0 |
| Ⅱ-0518    | H22. 8. 20 | 564 | 上羽黒      | 柗木字上羽黒     | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| Ⅱ-0519    | H22. 8. 20 | 564 | 北山       | 坵渡字北山      | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| Ⅲ-0121    | H22. 8. 20 | 564 | 上町焼 4 号  | 斗賀字上町焼     | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| Ⅲ-0122    | H22. 8. 20 | 564 | 石塚       | 斗賀字石塚      | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 0 |
| Ⅲ-0123    | H22. 8. 20 | 564 | 斗賀沢      | 斗賀字斗賀沢     | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| Ⅲ-0124    | H22. 8. 20 | 564 | 館 2 号    | 虎渡字館       | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| Ⅲ-0125    | H22. 8. 20 | 564 | 横長根      | 鳥谷字横長根     | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| Ⅲ-0144    | H22. 8. 20 | 564 | 下根岸      | 苔米地字下根岸    | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| Ⅲ-0145    | H22. 8. 20 | 564 | 待井沢      | 高橋字待井沢     | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| 人Ⅰ-0099   | H22. 8. 20 | 564 | 青鹿長根     | 鳥谷字青鹿長根    | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 0 |
| 人Ⅰ-0103   | H22. 8. 20 | 564 | 下平       | 福田字下平      | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| 人Ⅰ-0104   | H22. 8. 20 | 564 | 東あかね     | 坵渡字東あかね    | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 0 |
| 砂-36      | H23. 3. 22 | 261 | 玉掛       | 大字玉掛字下村中   | 地滑り     | 52 | 2 | 0 |
| 砂-37      | H23. 3. 22 | 261 | 馬場       | 大字小向字清水平   | 地滑り     | 0  | 2 | 0 |
| 砂-40      | H23. 3. 22 | 261 | 長清水      | 大字小向字長清水   | 地滑り     | 0  | 2 | 0 |
| 農-19      | H23. 3. 22 | 261 | 法光寺      | 大字法光寺字法光寺平 | 地滑り     | 16 | 2 | 0 |
| 444-Ⅰ-002 | H31. 4. 22 | 301 | 中沢田沢     | 鳥舌内字中沢田    | 土石流     | 9  | 2 | 0 |
| 444-Ⅰ-003 | H31. 4. 22 | 300 | 上沢田沢     | 鳥舌内字上沢田    | 土石流     | 11 | 1 | 0 |
| 444-Ⅰ-009 | H31. 4. 22 | 300 | 第 1 日向山沢 | 鳥舌内字官代     | 土石流     | 2  | 1 | 1 |
| 444-Ⅱ-017 | H31. 4. 22 | 300 | 第 2 上斗賀沢 | 斗賀字斗賀沢     | 土石流     | 2  | 1 | 0 |
| Ⅰ-0515    | H31. 4. 22 | 300 | 斗賀 2 号   | 斗賀字上斗賀     | 急傾斜地の崩壊 | 26 | 1 | 1 |
| Ⅰ-0559    | H31. 4. 22 | 300 | 上木戸場     | 麦沢字上木戸場    | 急傾斜地の崩壊 | 0  | 1 | 0 |
| Ⅰ-13501   | H31. 4. 22 | 300 | 館 3 号    | 大字鳥舌内字館    | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| Ⅰ-13502   | R6. 8. 2   | 795 | うなぎ沢 1 号 | 鳥谷字うなぎ沢    | 急傾斜地の崩壊 | 3  | 1 | 1 |
| Ⅱ-13501   | R6. 8. 2   | 795 | 蒼前沢 1 号  | 斗賀字蒼前沢     | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |
| Ⅱ-13502   | R6. 8. 2   | 795 | 下モ町      | 上名久井字下モ町   | 急傾斜地の崩壊 | 4  | 1 | 1 |
| 人Ⅱ-13501  | R6. 8. 2   | 795 | 館向       | 上名久井字館向    | 急傾斜地の崩壊 | 1  | 1 | 1 |

## 第4章 災害応急対策計画

### 第1節 気象予報・警報等の収集および伝達

#### 4-1-1 青森県の警報・注意報発表区域図



\*「津軽」、「下北」、「三八上北」はそれぞれ一次細分区域を示す。

これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

| 府県予報区 | 一次細分区域 | 市町村等をまとめた地域 | 二次細分区域の名称                                 |
|-------|--------|-------------|-------------------------------------------|
| 青森県   | 津軽     | 東青津軽        | 青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町                      |
|       |        | 北五津軽        | 五所川原市、板柳町、鶴田町、中泊町                         |
|       |        | 西津軽         | つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町                             |
|       |        | 中津軽         | 弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村             |
|       | 下北     | 下北          | むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村                      |
|       | 三八上北   | 三八          | 八戸市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村 |
|       |        | 上北          | 十和田市、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村                |

#### 4-1-2 特別警報・警報・注意報の概要

| 種類   | 概要                                                               |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 特別警報 | 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報 |
| 警報   | 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪及び高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報         |

|     |                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------|
| 注意報 | 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 |
|-----|-------------------------------------------------------|

#### 4-1-3 特別警報・警報・注意報の種類と概要

| 特別警報・警報・注意報の種類 |         | 概 要                                                                                                                                                                             |
|----------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別警報           | 大雨特別警報  | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
|                | 大雪特別警報  | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。                                                                                                                                       |
|                | 暴風特別警報  | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。                                                                                                                                       |
|                | 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。                                                                       |
|                | 波浪特別警報  | 高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。                                                                                                                                      |
|                | 高潮特別警報  | 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。                                                                                               |
| 警報             | 大雨警報    | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。                                 |
|                | 洪水警報    | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。                                                  |
|                | 大雪警報    | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                                                            |
|                | 暴風警報    | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                                                            |

|     |       |                                                                                                                                                                                         |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。                                                                                    |
|     | 波浪警報  | 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                                                                   |
|     | 高潮警報  | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。                                                                                                         |
| 注意報 | 大雨注意報 | 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。                                                                                                  |
|     | 洪水注意報 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。                                                                               |
|     | 大雪注意報 | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                                                                       |
|     | 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                                                                       |
|     | 風雪注意報 | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる                                                                                              |
|     | 波浪注意報 | 高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                                                                      |
|     | 高潮注意報 | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
|     | 濃霧注意報 | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                                                                      |
|     | 雷注意報  | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。                                                                        |

|  |        |                                                                                                |
|--|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 乾燥注意報  | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。                         |
|  | なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                           |
|  | 着氷注意報  | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。                  |
|  | 着雪注意報  | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。                  |
|  | 融雪注意報  | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。                          |
|  | 霜注意報   | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあると発表される。                        |
|  | 低温注意報  | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。 |

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

#### 4-1-4 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

| 水防活動の利用に適合する警報・注意報 | 一般の利用に適合する警報・注意報 | 概 要                                            |
|--------------------|------------------|------------------------------------------------|
| 水防活動用<br>気象警報      | 大雨警報             | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される            |
|                    | 大雨特別警報           | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される |

|                |       |                                                        |
|----------------|-------|--------------------------------------------------------|
| 水防活動用<br>洪水警報  | 洪水警報  | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される |
| 水防活動用<br>気象注意報 | 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される                       |
| 水防活動用<br>洪水注意報 | 洪水注意報 | 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される         |

#### 4-1-5 南部町の警報・注意報発表基準

|            |                        |                                                                                                     |                                                                         |               |  |
|------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------|--|
| 一次細区分      |                        | 三八上北                                                                                                |                                                                         |               |  |
| 市町村をまとめた地域 |                        | 三八                                                                                                  |                                                                         |               |  |
| 警報         | 大雨                     | (浸水害)                                                                                               | 表面雨量指数基準                                                                | 8             |  |
|            |                        | (土砂災害)                                                                                              | 土壌雨量指数基準                                                                | 113           |  |
|            | 洪水                     | 流域雨量指数基準                                                                                            | 如来堂川流域=12.1, 猿辺川流域=14.4, 剣吉川流域=3.7                                      |               |  |
|            |                        | 複合基準＊1                                                                                              | 如来堂川流域= (5, 10.8) , 馬淵川流域= (5, 38) , 剣吉川流域= (5, 3.5)                    |               |  |
|            |                        | 指定河川洪水予報による基準                                                                                       | 青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣吉・櫛引橋上流]                                          |               |  |
|            | 暴風                     | 平均風速                                                                                                | 18m／s                                                                   |               |  |
|            | 暴風雪                    | 平均風速                                                                                                | 18m／s 雪を伴う                                                              |               |  |
| 大雪         | 降雪の深さ                  | 平地                                                                                                  | 12時間降雪の深さ35cm                                                           |               |  |
|            |                        | 山沿い                                                                                                 | 12時間降雪の深さ40cm                                                           |               |  |
| 注意報        | 大雨                     | 表面雨量指数基準                                                                                            | 6                                                                       |               |  |
|            |                        | 土壌雨量指数基準                                                                                            | 90                                                                      |               |  |
|            | 洪水                     | 流域雨量指数基準                                                                                            | 如来堂川流域=9.6, 猿辺川流域=11.5, 剣吉川流域=2.9                                       |               |  |
|            |                        | 複合基準＊1                                                                                              | 如来堂川流域= (5, 9.6) , 猿辺川流域= (5, 9.2) , 馬淵川流域= (5, 27.2) , 剣吉川流域= (5, 2.9) |               |  |
|            |                        | 指定河川洪水予報による基準                                                                                       | 青森県馬淵川水系 馬淵川中流 [馬淵南部・剣吉・櫛引橋上流]                                          |               |  |
|            | 暴風                     | 平均風速                                                                                                | 13m／s                                                                   |               |  |
|            | 暴風雪                    | 平均風速                                                                                                | 13m／s 雪を伴う                                                              |               |  |
|            | 大雪                     | 降雪の深さ                                                                                               | 平地                                                                      | 12時間降雪の深さ15cm |  |
|            |                        |                                                                                                     | 山沿い                                                                     | 12時間降雪の深さ20cm |  |
|            | 雷                      | 落雷等により被害が予想される場合                                                                                    |                                                                         |               |  |
|            | 融雪                     | 融雪により被害が予想される場合                                                                                     |                                                                         |               |  |
|            | 濃霧                     | 視程                                                                                                  | 100m                                                                    |               |  |
|            | 乾燥                     | 実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最少湿度などを考慮する                                                                   |                                                                         |               |  |
|            | なだれ                    | ①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上<br>②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続                                                 |                                                                         |               |  |
|            | 低温                     | 夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日続くとき<br>冬期：最低気温が－8℃以下のとき<br>(ただし前日の最高気温が－3℃以下、または0℃以下が2日以上継続) ＊2 |                                                                         |               |  |
|            | 霜                      | 早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮して実施する)                                                           |                                                                         |               |  |
| 着氷・着雪      | 大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合 |                                                                                                     |                                                                         |               |  |
| 記録的短時間大雨情報 |                        | 1時間雨量                                                                                               | 90mm                                                                    |               |  |

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。

警報・注意報基準一覧表の解説

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び竜巻的気象時間大雨警報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾葉注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を「—」で、それぞれ示している。

(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、「浸水害」は「大雨警報（浸水害）」、「土砂災害」は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(7) 地震や火山の噴火等、予測の時期により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期にわたると考えられる場合には、特定の警報・注意報において、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表は市町村等の域内における基準の最低値を示している。

(9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表は市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki\\_jun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_shisu.html)）を参照のこと。

(10) 洪水の欄中、「〇〇川流域<10.5>」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。

(11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点で設定しているが、本表は主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki\\_jun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html)）を参照のこと。

(12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki\\_jun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html)）を参照のこと。

(13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で注意警報情報及び警戒情報（洪水警報）の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で注意警報情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（IP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

4－1－6 別表1 南部町の「大雨警報基準」

|        |             |     |          |          |
|--------|-------------|-----|----------|----------|
| 一次細分区域 | 市町村等をまとめた地域 | 市町村 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
| 三八上北   | 三八          | 南部町 | 8        | 113      |

4－1－7 別表2 南部町の「洪水警報基準」

|        |             |     |                                          |                                                    |                               |
|--------|-------------|-----|------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------|
| 一次細分区域 | 市町村等をまとめた地域 | 市町村 | 流域雨量指数基準                                 | 複合基準*1                                             | 指定河川洪水予報による基準                 |
| 三八上北   | 三八          | 南部町 | 如来堂川流域=12.1、<br>猿辺川流域=14.4、<br>剣吉川流域=3.7 | 如来堂川流域=（5，10.8）、<br>馬淵川流域=（5，38）、<br>剣吉川流域=（5，3.5） | 青森県馬淵川水系 馬淵川中流〔馬淵南部・剣吉・櫛引橋上流〕 |

\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

4－1－8 別表3 南部町の「大雨注意報基準」

|        |             |     |          |          |
|--------|-------------|-----|----------|----------|
| 一次細分区域 | 市町村等をまとめた地域 | 市町村 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
| 三八上北   | 三八          | 南部町 | 6        | 90       |



#### 4-1-9 別表4 南部町の「洪水注意報基準」

| 一次細分<br>区域 | 市町村等を<br>まとめた地域 | 市町村 | 流域雨量指数基準                               | 複合基準*1                                                                    | 指定河川洪水予報に<br>よる基準                      |
|------------|-----------------|-----|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 三八上北       | 三八              | 南部町 | 如来堂川流域=9.6、<br>猿辺川流域=11.5<br>剣吉川流域=2.9 | 如来堂川流域=(5, 9.6)、<br>猿辺川流域=(5, 9.2)、<br>馬淵川流域=(5, 27.2)、<br>剣吉川流域=(5, 2.9) | 青森県馬淵川水系 馬淵<br>川中流 [馬淵南部・剣吉・<br>櫛引橋上流] |

\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

#### 4-1-10 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

| 種 類                           | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂キキクル<br>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※ | 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。<br>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。<br>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。<br>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 浸水キキクル<br>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）   | 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。                                                                                                                                                                           |
| 洪水キキクル<br>（洪水警報の危険度分布）        | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。<br>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。                                                                                                    |

|            |                                                                                                                                                                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> |
| 流域雨量指数の予測値 | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。              |

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

#### 4-1-1-1 南部町の洪水予報の種類と発表基準

| 種類                       | 標題                                     | 発表基準                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「洪水警報(発表)」<br>又は「洪水警報」   | 「氾濫発生情報」<br>又は<br>「氾濫発生情報<br>(氾濫水の予報)」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                                                         |
|                          | 「氾濫危険情報」                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>                                                                                                                           |
|                          | 「氾濫警戒情報」                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul> |
| 「洪水注意報(発表)」<br>又は「洪水注意報」 | 「氾濫注意情報」                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>                                                           |
| 「洪水注意報(警報解除)」            | 「氾濫注意情報<br>(警戒情報解除)」                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>                                                             |
| 「洪水注意報解除」                | 「氾濫注意情報解除」                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>                                                                                                               |

#### 4－1－12 水防警報の種類

| 種類    | 内 容                                                                                        | 発表基準                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| (待機)※ | 水防団の足留めを行う                                                                                 | 上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき    |
| 準備    | 水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの                                                       | 水防団待機水位を越え、はん濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき |
| 出動    | 水防団員の出動を通知するもの                                                                             | はん濫注意水位を越えまたは越えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき       |
| 解除    | 水防活動の終了を通知するもの                                                                             | 水防作業の必要がなくなったとき                               |
| 情報    | 水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの | 適宜                                            |

※ 水防団待機水位に達し待機の必要があると認めたときは、水防第一指令を発することとし、水防警報（待機）は発表しないこととする。

#### 4－1－13 水防警報を行う河川及びその区域

| 地域県民局 | 水系名 | 河川名 | 警報発表基準点        | 左右岸の別        | 区域                                                                                                                                                             |
|-------|-----|-----|----------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三八    | 馬淵川 | 馬淵川 | 馬淵南部<br><br>剣吉 | 左岸<br><br>右岸 | 三戸郡三戸町大字梅内字<br>築田川原152番地1地先の<br>梅泉橋上流端<br>三戸郡三戸町大字泉山字<br>久手52番地2地先の梅泉<br>橋上流端<br>八戸市大字櫛引字下河原2<br>番地5地先の櫛引橋下流端<br>八戸市大字八幡字下陣屋<br>46番地1地先の櫛引橋下流<br>端<br>から<br>まで |

#### 4－1－14 水防指令の発令

| 配備の種類 | 水防指令 | 配 備 状 況                                                                                  |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 待機    | 第1指令 | 水防体制の小数（1班）の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。 |
| 準備    | 第2指令 | 水防体制の約半数（2～3班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。                       |
| 出動    | 第3指令 | 水防組織の全員がこれに当たる。もし、事態が長びく時は、水防長は適宜交代させるものとする。                                             |
| 解除    | 第4指令 | 水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。                                                    |

#### 4-1-15 防災関係機関連絡先

| 機 関 名                                                                      | 電話番号                                                             | 災害時連絡窓口             |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 青森県庁                                                                       | 017-734-9089<br>017-729-0355                                     | 防災危機管理課<br>防災航空センター |
| 南部町役場                                                                      | 0178-76-2111                                                     | 総務課                 |
| 南部町健康センター                                                                  | 0178-60-7100<br>0178-60-7101<br>0178-76-2555<br>0178-76-3323     |                     |
| 八戸消防本部                                                                     | 0178-44-2135                                                     | 指令救急課               |
| 三戸消防署                                                                      | 0179-22-1140                                                     |                     |
| 三戸消防署名川分署                                                                  | 0178-76-2416                                                     |                     |
| 三戸消防署福地分遣所                                                                 | 0178-84-2103                                                     |                     |
| 三戸警察署                                                                      | 0179-22-1135                                                     | 警備課                 |
| 三戸警察署福地駐在所                                                                 | 0178-84-2354                                                     | 所長                  |
| 三戸警察署名川駐在所                                                                 | 0178-76-2013                                                     | 所長                  |
| 三戸警察署南部駐在所                                                                 | 0179-34-3141                                                     | 所長                  |
| 三八地域県民局<br>地域健康福祉部<br>保健総室(三戸地方保健所)<br>福祉総室(三戸地方福祉事務所)<br>こども相談総室(八戸児童相談所) | 0178-27-5111<br>0178-27-5111<br>0178-27-4435<br>0178-27-2271(直通) |                     |
| 三八地域県民局 地域整備部                                                              | 0178-27-5111                                                     |                     |
| 三八地域県民局 地域農林水産部                                                            | 0178-27-5111<br>0178-27-1211                                     | 水利防災課               |
| 三八教育事務所                                                                    | 0178-27-4521                                                     | 総務課                 |
| 東北農政局青森県拠点                                                                 | 017-775-2151                                                     |                     |
| 青森地方气象台                                                                    | 017-741-7411<br>017-742-1412                                     | ホットライン              |
| 東北総合通信局八戸出張所                                                               | 0178-33-2322                                                     |                     |
| 八戸労働基準監督署                                                                  | 0178-46-3311                                                     | 第2課                 |
| 八戸公共職業安定所                                                                  | 0178-22-8609                                                     | 庶務課                 |
| 東北地方整備局青森河川国道事務所                                                           | 017-734-4521                                                     |                     |
| 東北地方整備局青森河川国道事務所<br>十和田国道維持出張所                                             | 0176-23-7138                                                     |                     |
| 東北地方整備局青森河川国道事務所八戸出張所                                                      | 0178-28-2626                                                     |                     |
| 東北地方整備局青森河川国道事務所八戸国道出張所                                                    | 0178-28-1613                                                     |                     |

| 機 関 名                  | 電話番号                                                    | 災害時連絡窓口 |
|------------------------|---------------------------------------------------------|---------|
| 福地郵便局                  | 0178-84-2300                                            | 局長      |
| 名川郵便局                  | 0178-75-1060                                            | 局長      |
| 上名久井郵便局                | 0178-76-2200                                            | 局長      |
| 三戸駅前郵便局                | 0179-23-3363                                            | 局長      |
| 諏訪平郵便局                 | 0179-34-3160                                            | 局長      |
| 陸上自衛隊八戸駐屯地             | 0178-28-3111<br>平日：8:00～17:00<br>内線：3835<br>時間外の内線：3302 |         |
| 海上自衛隊第2航空群             | 0178-28-3011                                            |         |
| 航空自衛隊北部航空方面隊司令部        | 0176-53-4121                                            |         |
| 東日本電信電話株式会社青森支店        | 017-774-9550                                            |         |
| エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 | 03-5202-9909                                            |         |
| (株)NTTドコモ東北青森支店        | 017-775-5000                                            |         |
| 八戸圏域水道企業団              | 0178-70-7000                                            |         |
| 日本赤十字社青森県支部            | 017-722-2011                                            |         |
| 東北電力ネットワーク株式会社八戸電力センター | 0178-43-5612                                            |         |
| 東日本旅客鉄道株式会社八戸駅         | 0178-27-6807                                            |         |
| 青い森鉄道株式会社              | 0178-21-3131                                            |         |
| 日本放送協会八戸支局             | 0178-43-9211                                            |         |
| 青森放送株式会社八戸支社           | 0178-43-5161                                            |         |
| 株式会社青森テレビ八戸支社          | 0178-70-1177                                            |         |
| 青森朝日放送株式会社八戸支社         | 0178-47-2111                                            |         |
| 株式会社エフエム青森八戸支局         | 0178-24-2150                                            |         |
| 株式会社テレコム八戸ビーエフエム       | 0178-72-3938                                            |         |
| 八戸市医師会                 | 0178-43-3954                                            |         |
| 南部町社会福祉協議会             | 0178-76-2662                                            |         |
| (社)青森県トラック協会三八支部       | 0178-28-2131                                            |         |
| (社)青森県エルピーガス協会八戸支部     | 0178-45-5600                                            |         |
| 岩手県北自動車株式会社            | 0178-44-7111                                            |         |
| 南部町商工会                 | 0178-38-1159                                            | 事務局長    |
| 八戸農業協同組合               | 0178-70-7711                                            |         |
| 八戸市森林組合                | 0178-21-8157                                            |         |
| 三八地方森林組合               | 0178-67-2003                                            |         |

## 第2節 情報収集及び被害等報告

### 4-2-1 各地区情報調査連絡員（南部町行政員）

| 福 地 地 区 |           | 名 川 地 区 |           | 南 部 地 区 |          |
|---------|-----------|---------|-----------|---------|----------|
| 1       | 苔 米 地 上   | 1       | 上 川 原     | 1       | 二 又      |
| 2       | 苔 米 地 中   | 2       | 高 瀬       | 2       | 古 町      |
| 3       | 苔 米 地 後   | 3       | 上名久井（上）   | 3       | 馬 場      |
| 4       | 苔 米 地 下   | 4       | 上名久井（下）   | 4       | 正 寿 寺    |
| 5       | 片 岸       | 5       | 平         | 5       | 小 向      |
| 6       | 高 橋       | 6       | 広 場       | 6       | 5 区      |
| 7       | 小 泉       | 7       | 五 日 市     | 7       | 6 区      |
| 8       | 麦 沢       | 8       | 下 名 久 井   | 8       | 7 区      |
| 9       | 福 田       | 9       | 助 川       | 9       | 8 区      |
| 10      | あ か ね 1 区 | 10      | 横 沢       | 10      | 9 区      |
| 11      | あ か ね 2 区 | 11      | 野 場       | 11      | 1 0 区    |
| 12      | 中 央 地 区   | 12      | 法 光 寺     | 12      | 1 1 区    |
| 13      | 埵 渡       | 13      | 鳥 舌 内     | 13      | 小 波 田 第1 |
| 14      | 杉 沢       | 14      | 沢 田       | 14      | 小 波 田 第2 |
| 15      | あ け ぼ の   | 15      | 鳥 谷       | 15      | 門 前      |
| 16      | 杷 木       | 16      | 虎 渡       | 16      | 沖 田 面    |
| 17      | 法 師 岡     | 17      | 上 中 町     | 17      | 赤 石      |
| 18      | 東 あ か ね   | 18      | 荒 町       | 18      | 玉 掛      |
| 19      | 板 橋       | 19      | 桜 町       | 19      | 諏 訪 ノ 平  |
|         |           | 20      | 桜 本 町     | 20      | 相 内      |
|         |           | 21      | 新 開 地     |         |          |
|         |           | 22      | 上 斗 賀     |         |          |
|         |           | 23      | 下 斗 賀     |         |          |
|         |           | 24      | 森 越       |         |          |
|         |           | 25      | 森 林 ・ 向 山 |         |          |

## 4－2－2 消防本部における情報収集先

| 署・分署名      | 職 名  | 住 所              | 電話番号         |
|------------|------|------------------|--------------|
| 三戸消防署      | 署長   | 三戸町川守田字関根 25-5   | 0179-22-1140 |
| 三戸消防署名川分署  | 分署長  | 南部町下名久井字下夕町 5-18 | 0178-76-2416 |
| 三戸消防署福地分遣所 | 分遣所長 | 南部町福田字館先 15-1    | 0178-84-2103 |

## 4－2－3 被害調査報告分担区分

| 調査・報告事項          | 様式<br>番号   | 町における調<br>査分担区分                                    | 県への報告先                                   |                |
|------------------|------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------|
|                  |            |                                                    | 県出先機関経由                                  | 主管課            |
| 被害者実態調査          | 様式1        | 総務課                                                |                                          |                |
| 被害者名簿            | 様式2        | 総務課                                                |                                          |                |
| 災害速報、災害確定報告      | 様式3        | 総務課                                                |                                          | 防災危機管理課        |
| 被害状況調<br>人・住家の被害 | 様式4        | 総務課                                                | 三八地域県民局<br>地域健康福祉部福祉総室<br>(0178-27-5111) | 健康福祉政策課        |
| 救助の実施状況          | 様式5        | 福祉介護課<br>健康こども課                                    | 〃                                        | 〃              |
| 衛生関係被害           | 様式6        | 福祉介護課<br>健康こども課                                    | 三八地域県民局<br>地域健康福祉部保健総室<br>(0178-27-5111) | 医療薬務課          |
| 環境衛生施設関係         | 様式7        | 福祉介護課<br>健康こども課<br>住民生活課<br>建設課<br>(八戸圏域水道<br>企業団) | 三八地域県民局<br>地域健康福祉部保健総室<br>(0178-27-5111) | 保健衛生課<br>環境政策課 |
| 水稻被害             | 様式8<br>様式9 | 農林課                                                | 三八地域県民局<br>地域農林水産部                       | 農産園芸課          |
| りんご特産果樹被害        | 様式10       | 農林課                                                | 〃                                        | りんご果樹課         |
| 畑作・野菜・桑樹被害       | 様式11       | 農林課                                                | 〃                                        | 農産園芸課          |
| 果樹類樹体被害          | 様式12       | 農林課                                                | 〃                                        | りんご果樹課         |

|                          |      |       |                                          |                           |
|--------------------------|------|-------|------------------------------------------|---------------------------|
| 畜産関係被害                   | 様式13 | 農林課   | 〃                                        | 畜産課                       |
| 牧草、飼料作物等                 | 様式14 | 農林課   | 〃                                        | 〃                         |
| 農業関係共同利用施設被害             | 様式15 | 農林課   | 〃                                        | 構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課    |
| 農業関係非共同利用施設被害            | 様式16 | 農林課   | 〃                                        | 〃                         |
| 農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品等被害 | 様式17 | 農林課   | 〃                                        | 団体経営改善課                   |
| 農地・農業用施設関係被害             | 様式18 | 農林課   | 〃                                        | 農村整備課                     |
| 林業関係被害                   | 様式19 | 農林課   | 〃                                        | 林政課                       |
| 商工業被害                    | 様式20 | 商工観光課 |                                          | 商工政策課                     |
| 土木関係被害                   | 様式21 | 建設課   | 三八地域県民局<br>地域整備部                         | 河川砂防施設課、道路施設課、企画整備課、建築指導課 |
| 文教関係被害                   | 様式22 | 学務課   | 三八教育事務所                                  | 教育庁教育政策課                  |
| 社会福祉関係被害                 | 様式23 | 福祉介護課 | 三八地域県民局<br>地域健康福祉部福祉総室<br>(0178-27-5111) | 健康福祉政策課                   |
| その他の公共施設被害               | 様式24 | 該当各課  |                                          | 担当課                       |



#### 4-2-4 被害報告区分

| 区分    |                  | 認定基準                                                                                                                                                                                                         |
|-------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人的被害  | 死者               | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。                                                                                                                                                            |
|       | 行方不明者            | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。                                                                                                                                                                             |
|       | 重傷者<br>軽傷者       | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。                                                                                                                   |
| 住家被害  | 住家               | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                                                                                    |
|       | 世帯               | 生計を一にしている実際の生活単位                                                                                                                                                                                             |
|       | 住家全壊<br>(全焼・全流失) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする |
|       | 住家半壊<br>(半焼)     | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。                                          |
|       | 一部破損             | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。                                                                                                                                             |
|       | 床上浸水             | 住家の床より上に浸水したもの及び全・壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。                                                                                                                                                    |
|       | 床下浸水             | 床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。                                                                                                                                                                                         |
| 非住家被害 | 非住家              | 住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。                                                                                                                       |
|       | 公共建物             | 役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。                                                                                                                                                                           |
|       | その他              | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。                                                                                                                                                                                      |

| 区分      |             | 認定基準                                                                                             |
|---------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の被害  | 田の流失、埋没     | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。                                                            |
|         | 田の冠水        | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。                                                                       |
|         | 畑の流失、埋没及び冠水 | 田の例に準ずる。                                                                                         |
|         | 文教施設        | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校における教育の用に供する施設とする。                                             |
|         | 道路          | 道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。                                                                  |
|         | 橋梁          | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。                                                                    |
|         | 河川          | 河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |
|         | 砂防          | 砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。                         |
|         | 清掃施設        | ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。                                                                               |
|         | 鉄道不通        | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。                                                                        |
|         | 電話          | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。                                                                          |
|         | 電気          | 災害により停電した戸数とする。                                                                                  |
|         | 水道          | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。                                                       |
| り災世帯    | ガス          | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。                                          |
|         | ブロック塀       | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。                                                                            |
|         | り災世帯        | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。                                             |
|         | り災者         | り災世帯の構成員とする。                                                                                     |
|         | 公立文教施設      | 公立の文教施設とする。                                                                                      |
| 農林水産業施設 |             | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。             |
| 公共土木施設  |             | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路下水道及び公園とする。    |

| 区分       |      | 認定基準                                                                    |
|----------|------|-------------------------------------------------------------------------|
| その他の公共施設 |      | 公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 |
| その他      | 農産被害 | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。                                |
|          | 林産被害 | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。                                      |
|          | 畜産被害 | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。                                      |
|          | 水産被害 | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。                                   |
|          | 商工被害 | 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。                                   |

- ・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

#### 4－2－5 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施することとし、同一の原因による災害による市町村の被害が次の各号の一に該当する場合に行なうものとする。

##### 1 住家等へ被害が生じた場合

- (1) 市町村内の住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達した場合

| 市町村の人口      |             | 住家滅失世帯数 |
|-------------|-------------|---------|
| 5,000 人未満   |             | 30 世帯   |
| 5,000 人以上   | 15,000 人未満  | 40 世帯   |
| 15,000 人以上  | 30,000 人未満  | 50 世帯   |
| 30,000 人以上  | 50,000 人未満  | 60 世帯   |
| 50,000 人以上  | 100,000 人未満 | 80 世帯   |
| 100,000 人以上 | 300,000 人未満 | 100 世帯  |
| 300,000 人以上 |             | 150 世帯  |

- (2) 市町村の区域内の住家の滅失した世帯が 1 の基準に達しないが、青森県の区域内の滅失世帯数が、1,500 世帯以上に達し、市町村の区域内の滅失世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達した場合。

| 市町村の人口      |             | 市町村の人口 |
|-------------|-------------|--------|
|             |             | 15 世帯  |
| 5,000 人以上   | 5,000 人以上   | 20 世帯  |
| 15,000 人以上  | 15,000 人以上  | 25 世帯  |
| 30,000 人以上  | 30,000 人以上  | 30 世帯  |
| 50,000 人以上  | 50,000 人以上  | 40 世帯  |
| 100,000 人以上 | 100,000 人以上 | 50 世帯  |
| 300,000 人以上 | 300,000 人以上 | 75 世帯  |

- (3) 青森県の区域内の滅失世帯数が 7,000 世帯以上に達し市町村の区域内の被害世帯が多数の場合。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。

滅失世帯算定基準

| 区分   | 全壊・全焼・流失 | 半壊・半焼     | 床上浸水・土砂たい積 |
|------|----------|-----------|------------|
| 算定基準 | 1 世帯     | 2 分の 1 世帯 | 3 分の 1 世帯  |

## 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

## 4-2-6 災害救助法適用以外の災害救護の取扱要綱（青森県）

### 1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

### 2 適用基準

- (1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居注することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。  
ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2 分の 1 世帯、床上浸水した場合の世帯は、3 分の 1 世帯とみなす。

| 人口            | 被災世帯数  |
|---------------|--------|
| 2万人未満         | 20世帯以上 |
| 2万人以上　　5万人未満  | 30世帯以上 |
| 5万人以上　　10万人未満 | 40世帯以上 |
| 10万人以上        | 50世帯以上 |

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であつて、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

### 3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与とする事とし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和39年4月19日、青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

### 4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

### 第3節 通信連絡

#### 4-3-1 防災行政無線の種別、周波数及び空中電力等

| 無線の種別 | 呼出名称                 | 周波数及び空中線電力                         | 台数 |
|-------|----------------------|------------------------------------|----|
| 固定局   | ぼうさいなんぶちょうこうほう       | 64.01MHz 1w                        | 1  |
|       | ぼうさいなんぶちょうなばたけさいそうしん | 61.565MHz 65.54MHz 2w              | 1  |
|       | ぼうさいなんぶちょうばばさいそうしん   | 61.565MHz 65.54MHz 2w              | 1  |
|       | ぼうさいなんぶやくば           | 9M50G7W 17.825GHz 5mW              | 1  |
|       | ぼうさいなんぶばーで           | 18.575GHz 5mW<br>18.585GHz 63mW    | 1  |
|       | ぼうさいなんぶちえりうす         | 17.825GHz 5mW<br>17.835GHz 63mW    | 1  |
|       | ぼうさいなんぶながわ           | 9M50G7W 18.575GHz 5mW              | 1  |
|       | ぼうさいなんぶちょうやくば        | 64.01MHz 1w                        | 1  |
| 基地局   | ぼうさいなんぶちょうちえりうす      | 272.5125MHz 10w<br>272.9125MHz 10w | 1  |
|       | ぼうさいなんぶちょうながわ        | 272.1875MHz 10w                    | 1  |
|       | ぼうさいなんぶちょうばーで        | 271.9375MHz 10w                    | 1  |
| 陸上移動局 | ぼうさいなんぶちょう200～204    | 262.2375MHz 2w<br>262.0375MHz他 2w  | 5  |
|       | ぼうさいなんぶちょう205        | 262.2375MHz 2w<br>262.0375MHz他 2w  | 1  |
|       | ぼうさいなんぶちょう206        | 262.2375MHz 2w<br>262.0375MHz他 2w  | 1  |
|       | ぼうさいなんぶちょう300～357    | 262.2375MHz 2w<br>262.0375MHz他 2w  | 58 |
|       | ぼうさいなんぶちょう358～377    | 262.2375MHz 2w<br>262.0375MHz他 2w  | 20 |
|       | ぼうさいなんぶちょう600～617    | 262.2375MHz 2w<br>262.0375MHz他 2w  | 18 |
|       | ぼうさいなんぶちょう700～710    | 262.2375MHz 2w<br>262.0375MHz他 2w  | 11 |
|       | ぼうさいなんぶちょう800～810    | 262.2375MHz 2w<br>262.0375MHz他 2w  | 11 |
|       | ぼうさいなんぶちょう900～909    | 262.2375MHz 2w<br>262.0375MHz他 2w  | 10 |

## 4-3-2 南部町防災行政用無線管理運用要綱

平成 18 年 1 月 1 日

訓令第 23 号

(趣旨)

第 1 南部町防災行政用無線条例（平成 18 年南部町条例第 26 号）第 4 条及び南部町防災行政用無線条例施行規則（平成 18 年南部町規則第 23 号。以下「規則」という。）第 8 条の規定に基づき、南部町防災行政用無線（以下「無線」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理運用)

第 2 無線の管理運用は、総務課長が総括するとともに、担当職員等指揮下にある通信取扱者に命じて放送を行わせ、その運用の適正を期さなければならない。

2 緊急放送を要する場合は、それぞれの担当課がこれに当たることができる。

3 無線施設は、定期保守契約を締結して設備の保全を図り、平常緊急の区別なく円滑な運用ができるように維持管理を行うものとする。

(放送の種別)

第 3 放送は、緊急放送及び一般放送とする。

(1) 緊急放送 災害発生時の通報及び災害（気象を含む。）に関する予警報その他緊急を要する事項を行うものとする。

(2) 一般放送 緊急放送以外はすべて一般放送とする。

(放送時間)

第 4 放送は、次の時間に行うものとする。

(1) 緊急放送は、必要の都度行うものとする。

(2) 一般放送は、原則として次の定時に行うものとする。

ア 時報

夏期 （4 月 1 日から 9 月 30 日まで）午前 6 時、正午、午後 6 時

冬期 （10 月 1 日から 3 月 31 日まで）午前 6 時、正午、午後 4 時

イ その他の放送

午前 6 時 50 分 正午 午後 5 時 30 分

(放送の許可)

第 5 放送を必要とするときは、その所属する課長は、次により規則第 3 条の許可を受けなければならない。

(1) 緊急放送は、緊急放送申込書（様式第 1 号）を提出すること。ただし、事態が切迫し、その時間的余裕がないときは、その限りでない。

(2) 一般放送は、一般放送申込書（様式第 2 号）を放送日の 3 日前までに提出すること。

(放送の優先)

第 6 放送中に緊急事態が発生した場合は、一時放送を中断し、緊急放送を優先する。

(連絡調整)

第 7 総務課長は、同一周波数を使用する他の無線局及び隣接市町村の無線局との連絡調整を図り、放送に支障のないよう努めなければならない。

(その他)

第 8 この訓令に定めるもののほか、無線の管理運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号(第5関係)

No.

緊急放送申込書

年

月

日

|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|--------------------------------------------------------------------|-----|-------|-----|-------|----------|-----|-------|
| 特 認                                                                |     | 所 管 課 |     |       | 依 頼 課    |     |       |
| 町 長                                                                | 副町長 | 総務課長  | 補 佐 | 係     | 課 長      | 補 佐 | 起 案 者 |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
| 放送区域 <div>             ・全 町             <div>・その他の地区名</div> </div> |     |       |     | 放送希望日 | 月 日～ 月 日 |     |       |
|                                                                    |     |       |     | 放 送 日 | 月 日～ 月 日 |     |       |
| 放送文                                                                |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
|                                                                    |     |       |     |       |          |     |       |
| 放 送 者 氏 名                                                          |     |       |     |       |          |     |       |



様式第2号(第5関係)

|     |
|-----|
| No. |
|-----|

一 般 放 送 申 込 書

年 月 日

| 所 管 課                                                                         |     |   | 依 頼 課 |          |       |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----|---|-------|----------|-------|
| 総務課長                                                                          | 補 佐 | 係 | 課 長   | 補 佐      | 起 案 者 |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
| 放送区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全 町</li> <li>・その他の地区名</li> </ul> |     |   | 放送希望日 | 月 日～ 月 日 |       |
|                                                                               |     |   | 放 送 日 | 月 日～ 月 日 |       |
| 放送文                                                                           |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
|                                                                               |     |   |       |          |       |
| 放 送 者 氏 名                                                                     |     |   |       |          |       |

## 第5節 自衛隊災害派遣要請

### 4-5-1 ヘリコプター離着陸場所

| 施設名     | 所在地        | 管理者 | 地積                    | その他 |
|---------|------------|-----|-----------------------|-----|
| たいら運動公園 | 平字小渋民 45-9 | 町長  | 36,400 m <sup>2</sup> |     |

### 4-5-2 車両駐車場

| 施設名               | 所在地           | 管理者 | 駐車可能台数 | その他 |
|-------------------|---------------|-----|--------|-----|
| ふるさと運動公園第1<br>駐車場 | 下名久井字赤沼 17-1  | 町長  | 134 台  |     |
| ふるさと運動公園第2<br>駐車場 | 下名久井字長尾下 57-1 |     | 81 台   |     |
| ふるさと運動公園第3<br>駐車場 | 下名久井字長尾下 44   |     | 145 台  |     |

### 4-5-3 活動拠点候補地

| 施設名                          | 所在地          | 責任<br>管理者 | 電話番号                         | 適地地区 |
|------------------------------|--------------|-----------|------------------------------|------|
| (一社)南部町健康増進公社<br>バーデパーク      | 苫米地字上根岸 73-1 | 町長        | 0178-84-2850                 | 福地地区 |
| 農村環境改善センター福寿館<br>南部町福地体育センター | 福田字下平地内      | 館長        | 0178-38-5969<br>0178-84-4402 | 福地地区 |
| 南部町ふくち運動公園駐車場                | 福田字源次郎平地内    | 教育長       | 0178-38-5969                 | 福地地区 |
| ふるさと運動公園一帯                   | 下名久井字白山地内    | 教育長       | 0178-76-3310                 | 名川地区 |
| 名川チェリリン村一帯                   | 上名久井字渋民山地内   | 町長        | 0178-76-2471                 | 名川地区 |
| 鳥舌内すこやかセンター                  | 鳥舌内字七ツ役 8-1  | 町内会長      |                              | 名川地区 |
| 助川横沢研修センター                   | 下名久井字乙坂 1-9  | 運営委員会長    |                              | 名川地区 |
| 旧南部幼稚園                       | 相内字上ノ平 45    | 教育長       | 0178-38-5968                 | 南部地区 |
| 南部町民体育館                      | 沖田面字沖中 80    | 館長        | 0179-34-2761                 | 南部地区 |
| 南部中学校                        | 沖田面字沖中地内     | 校長        | 0179-34-3137                 | 南部地区 |

## 第6節 広域応援

### 4-6-1 相互応援協定の締結状況

| 協定の名称                                  | 締結年月日       | 締結機関                                     | 応援内容                            |
|----------------------------------------|-------------|------------------------------------------|---------------------------------|
| 八戸地域広域市町村圏消防相互応援協定                     | 昭和48年7月17日  | 八戸市、百石町、下田町、三戸郡町村                        | 応援隊の派遣                          |
| 青森県消防相互応援協定                            | 平成28年2月24日  | 県内各市町村等                                  | 災害対応に必要な消防力                     |
| 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援協定に関する協定          | 平成8年10月21日  | 山梨県南部町、身延町、八戸市、七戸町、三戸町、岩手県盛岡市、遠野市、二戸市    | 飲食料、その他必要な資機材、被災者受入、職員派遣等       |
| 災害時の医療救護に関する協定                         | 平成10年10月12日 | 八戸市医師会                                   | 応急処置、医療機関への転送の可否等の決定、被災者の死亡の確認等 |
| 岩手県軽米町相互応援協定                           | 平成11年1月22日  | 軽米町                                      | 火災防衛・人命救助に必要な資機材、応援隊員、消防車両の派遣   |
| 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定                | 平成30年12月6日  | 青森県及び県内市町村                               | 飲料水・必要資機材の提供、被災者受け入れ、車両等や職員派遣等  |
| 大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定 | 平成19年6月27日  | 八戸地域広域市町村圏、久慈地区広域市町村圏、二戸地区広域市町村圏を構成する市町村 | 飲食料、その他必要な資機材、被災者受入、職員派遣等       |
| 青森県南部町及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定       | 平成24年6月22日  | 岩手県山田町                                   | 飲食料、必要資機材の提供、被災者受け入れ、職員派遣等      |

#### 4－6－2 防災関係機関等との協定の締結状況

| 協定の名称                                  | 締結年月日       | 締結機関                                     | 応援内容                                            |
|----------------------------------------|-------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 災害時における三戸町内郵便局及び南部町内郵便局と南部町間の協力に関する覚書  | 平成10年3月30日  | 南部町内郵便局、三戸町内郵便局                          | 災害救助法適用時の郵便、為替貯金・簡易保険に関わる災害特別事務取扱、避難所の臨時郵便差出箱設置 |
| 災害時における応急対策業務に関する協定                    | 平成18年10月1日  | 土木・建築・舗装業者32社                            | 建設資機材、労力の応援による倒壊した建築物等の除去作業                     |
| 大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定 | 平成19年6月27日  | 八戸地域広域市町村圏、久慈地区広域市町村圏、二戸地区広域市町村圏を構成する市町村 | 飲食料、その他必要な資機材、被災者受入、職員派遣等                       |
| 災害時における復旧活動の協力に関する協定                   | 令和2年4月20日   | 東北電力ネットワーク株式会社八戸電力センター                   | 健康増進センター・チェリリン村駐車場の使用許可                         |
| 東北地方太平洋沖地震の県外被災者支援のための応援要請に関する協定       | 平成23年4月19日  | 青森県                                      | 収容施設の供与、飲食料の供給、生活必需品の給与又は貸与等                    |
| 災害復旧時の協力に関する協定                         | 平成23年4月28日  | 東日本電信電話(株)青森支社                           | 重要通信の確保・避難所等への特設公衆電話設置(N T T)、道路復旧作業等(町)        |
| 災害時における支援協力に関する協定                      | 平成23年9月28日  | (株)ユニバース                                 | 飲食料、生活物資等の供給                                    |
| 災害時における支援協力に関する協定                      | 平成23年9月28日  | 南部町商工会                                   | 飲食料、生活物資等の供給                                    |
| 災害時における支援協力に関する協定                      | 平成23年9月28日  | N P O 法人コメリ災害対策センター                      | 飲食料、生活物資等の供給                                    |
| 災害時における支援協力に関する協定                      | 平成23年9月28日  | (株)薬王堂                                   | 飲食料、生活物資等の供給                                    |
| 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定                   | 平成24年4月25日  | (株)N T T ドコモ東北支社八戸支店                     | 重要通信の確保・移動型無線車等の使用(ドコモ)、道路復旧作業等(町)              |
| 災害時の情報交換に関する協定                         | 平成24年10月15日 | 国土交通省 東北地方整備局                            | 災害対策現地情報連絡員(リエゾン)派遣による情報交換                      |
| 災害時要援護者の支援に関する協定                       | 平成24年10月30日 | 南部町社会福祉協議会                               | 災害時要援護者への支援活動                                   |

|                                   |            |                   |                                             |
|-----------------------------------|------------|-------------------|---------------------------------------------|
| 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書 | 平成27年11月1日 | 一般社団法人青森県エルピーガス協会 | ＬＰガス及び応急対策用資機材（ＬＰガス発電機、炊出しセット、給湯器、暖房機等）の供給等 |
| 災害時における南部町と三八五フーズ㈱との協力に関する協定書     | 平成31年4月1日  | 三八五フーズ株式会社        | 避難所への炊き出し配送等                                |
| 災害に係る情報発信等に関する協定                  | 令和2年2月3日   | ヤフー株式会社           | 南部町のＨＰのキャッシュサイトを作成し、災害時のアクセス負荷の軽減、避難所情報掲載等  |
| 地域防災パートナーシップ協定                    | 令和2年11月30日 | 青森放送株式会社          | 災害に関する情報の発信                                 |
| 災害等における無人航空機の運用支援協力に関する協定         | 令和2年12月4日  | 株式会社 コアライン        | ドローン運用に係る支援協力及び大規模災害時のドローンによる支援活動協力         |
| 大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書  | 令和3年1月28日  | 青森県               | 広域防災拠点リストに掲載されている、町内の施設使用の無償提供              |
| 災害等における無人航空機の運用支援協力に関する協定         | 令和6年2月15日  | 株式会社 ＳＤＦ          | ドローン運用に係る支援協力及び人材育成・技術指導等                   |

## 第8節 避難

### 4-8-1 避難指示等の判断基準

#### 1 町の責務

災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、避難指示等を発令する権限が付与されている。この避難指示等には強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的に個人にあるという考えに立っていることを示しているものである。したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき町長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。

#### 2 住民の避難行動の原則

自然災害に対しては、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。災害種別毎に自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、或いは、屋内安全確保で命の危険を脅かされる可能性がないのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

**立ち退き避難・・・自宅等から指定避難場所や安全な場所へ移動すること。**

**屋内安全確保・・・屋内での安全を確保できる場所に留まること、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動すること。**

気象庁から気象注意報が発表された段階で、強風や大雨で避難が必要となるレベルに発達する可能性があるかどうか注意を払い、具体的に避難するかどうかを考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。特に要配慮者（※1）及びその支援にあたる方々は、避難行動を早めに開始する。なお、台風の場合、避難準備情報が発令された後、暴風雨となって、立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報を確認し、早めの避難行動をとる心構えが必要である。

避難指示が出されなくても、「自らの身は自分で守る」という考えの下に、身の危険を感じたら躊躇なく自主避難する。

※1 平成25年6月の災害対策基本法の改正において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」が「要配慮者」として法律上定義されている。

#### 3 避難指示等の発令区分

避難指示等の発令区分は、以下のとおりとする。

##### （1）高齢者等避難 【警戒レベル3】

気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考え、町長が、必要と認めた地域の居住者等に対し、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難を促す。また、その他の人は立退き避難の準備を整えてもらうために発表する情報。

##### （2）避難指示 【警戒レベル4】

町長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。避難所

まで移動することが危険又は屋外へ出ることが危険だと判断されるような場合は屋内安全確保を促す。

### (3) 緊急安全確保 【警戒レベル5】

町長が、立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する行動へと行動変容を促す。

## 4 避難行動についての基本的な考え方

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。したがって、下記の点を避難行動についての基本的な考え方とする。

- ①災害時要配慮者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- ②道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- ③真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて避難することもある。

### 4-1 避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

| 区 分                | 立退き避難が必要な居住者等に求める行動                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | 危険な場所から高齢者等は避難開始<br>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。<br>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。<br>・特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | 危険な場所から全員避難<br>・災害が発生するおそれが高い状況等となっており、指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。<br>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。<br>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」※2を行う。         |

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>【警戒レベル５】</b><br/>緊急安全確保</p> | <p><b>災害発生又は切迫</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに災害が発生又は切迫している状況であり、直ちに命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>・指定緊急避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合は緊急安全確保をする。</li> </ul> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らないため、本行動をとったとしても身の安全を確保できとは限らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul> |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※１ 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等。

※２ 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。

（注）突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

## 5 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令については、対象となる災害を水害、土砂災害、地震とし、各種防災気象情報、現地情報等を収集し、総合的に判断する。避難指示等の対象とする避難行動は屋内安全確保も含めることとしたが、避難指示等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定して設定するものとする。

また、基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難指示等は発令する。



## 6 浸水時

### 6-1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

馬淵川、如来堂川、猿辺川の破堤・越水氾濫

警戒すべき区間 南部町災害危険区域に関する条例で定めた地域

特に注意を要する区間 南部町洪水ハザードマップ参照

### 6-2 避難すべき区域

避難の対象となるのは、南部町洪水ハザードマップの浸水想定区域を基本とする。当町では住民が使用している行政区名または地区名を用いて発令単位を設定する。自然現象のため不測の事態等も想定されるので、実際の災害における事態の進行及び状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断する。

### 6-3 避難指示等の発令の判断基準

#### (1) 馬淵川破堤・越水氾濫

| 観測所名               | 馬淵南部（県）水位観測所（洪水予報基準地点）<br>(水防団待機水位 : 4.70 m)<br>(はん濫注意水位 : 5.00 m)<br>(避難判断水位 : 5.50 m)<br>(はん濫危険水位 : 6.60 m)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 剣吉（国）水位観測所（洪水予報基準地点）<br>(水防団待機水位 : 3.00 m)<br>(はん濫注意水位 : 4.00 m)<br>(避難判断水位 : 4.60 m)<br>(はん濫危険水位 : 5.90 m) |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫注意情報が発表され、1時間後に避難判断水位に到達すると予想されるとき。又は避難判断水位に到達（はん濫警戒情報の発表）をもって避難準備情報の発表の目安とする。</li> <li>・一日の雨量が50mm、降り始めからの総雨量が80mmの降雨が予想されるとき</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                             |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫警戒情報が発表され、3時間後にはん濫危険水位に到達すると予想されるとき又ははん濫危険水位の到達をもって避難指示の発令判断の目安とする。</li> </ul> <p>上記の他、以下の事象においても避難指示の発令判断の目安とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一日の雨量が80mm、降り始めからの総雨量が100mmの降雨が予想されるとき</li> <li>・近隣の地区で床上床下浸水や道路冠水が発生し、被害の恐れ又は拡大しているとき</li> <li>・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災、堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき又は堤防が決壊するおそれがあるとき</li> <li>・「大雨特別警報（浸水害）」が発表されたとき</li> </ul> |                                                                                                             |

|                    |                                            |
|--------------------|--------------------------------------------|
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | 重大な洪水がすでに発生したとき又は切迫しているおそれが高い極めて危険な状況であるとき |
|--------------------|--------------------------------------------|

(2) 如来堂川破堤・越水氾濫

|                    |                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 観測所名               | 下名久井（県）水位観測所<br>（水防団待機水位：1. 10 m）<br>（はん濫注意水位：1. 40 m）                                                                                                                                                         |
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫注意情報が発表され、1 時間後に避難判断水位に到達すると予想されるとき。又は避難判断水位に到達（はん濫警戒情報の発表）をもって避難準備情報の発表の目安とする。</li> <li>・一日に50 mm、降り始めからの総雨量が80 mmの降雨が予想されるとき</li> </ul>                           |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | <p>以下の事象により避難指示の発令判断の目安とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一日の雨量が80 mm、降り始めからの総雨量が100 mmの降雨が予想されるとき</li> <li>・近隣の地区で床上床下浸水や道路冠水が発生し、被害の恐れ又は被害が拡大しているとき</li> <li>・「大雨特別警報（浸水害）」が発表されたとき</li> </ul> |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | 重大な洪水がすでに発生したとき又は切迫しているおそれが高い極めて危険な状況であるとき                                                                                                                                                                     |

(3) 猿辺川破堤・越水氾濫

|                    |                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 観測所名               | 二又（県）水位観測所<br>（水防団待機水位：1. 90 m）<br>（はん濫注意水位：2. 20 m）                                                                                                                                                           |
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫注意情報が発表され、1 時間後に避難判断水位に到達すると予想されるとき。又は避難判断水位に到達（はん濫警戒情報の発表）をもって避難準備情報の発表の目安とする。</li> <li>・一日に50 mm、降り始めからの総雨量が80 mmの降雨が予想されるとき</li> </ul>                           |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | <p>以下の事象により避難指示の発令判断の目安とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一日の雨量が80 mm、降り始めからの総雨量が100 mmの降雨が予想されるとき</li> <li>・近隣の地区で床上床下浸水や道路冠水が発生し、被害の恐れ又は被害が拡大しているとき</li> <li>・「大雨特別警報（浸水害）」が発表されたとき</li> </ul> |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | 重大な洪水がすでに発生したとき又は切迫しているおそれが高い極めて危険な状況であるとき                                                                                                                                                                     |

#### 〈運用上の注意事項〉

- ① 重要な情報については、情報を発表した青森地方気象台、河川管理者等との間で、相互に情報交換すること。
- ② 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ③ 堤防の異常等の巡視等により収集した現地情報、気象レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

#### 避難判断の目安とする水位

※はん濫危険水位：洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫のおそれがある水位

※避難判断水位：はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

※はん濫注意水位：出水時に災害のおこるおそれのある水位で、水防団を出動又は準備させる水位

※水防団待機水位：水防団等が水防活動の準備を始める目安となる水位

#### 6-4 浸水時における避難指示等により立退き避難が必要な住民に求める行動

| 区 分                | 避難指示等により立退き避難が必要な住民に求める行動                                                                                                 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | 河川が増水し、今後氾濫し、重大な洪水が発生するおそれがある状況。<br>・一定の水位を越えたら、<br>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難を開始する。<br>その他の人は、立退き避難の準備を整えたり、自主的に避難を開始する。 |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | 河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水が発生するおそれが高い状況。<br>・一定の水位を越えたら速やかに避難を開始する。                                                            |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | 重大な洪水がすでに発生又は切迫しているおそれが高い極めて危険な状況。<br>・直ちに命を守るための最善の行動をとる。                                                                |

#### 6-5 避難指示等の解除

解除については、関係する河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎ、はん濫注意水位を下回り、気象状況などから水位が再上昇するおそれがなくなった場合に河川状況の現地調査を行い、安全を確認した上で総合的に判断する。

#### 6-6 情報の入手先

青森地方気象台（TEL017-741-7413）：気象情報

三八地域県民局（TEL0178-27-5111）：馬淵川はん濫警戒情報

河川情報システム（TEL017-734-9662）：河川水位

## 7 土砂災害

### 7-1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

地形的に土砂災害が発生するおそれのある箇所

地形的に土砂災害が発生しやすい箇所は、青森県が指定した土砂災害警戒区域（土砂災害危険箇所）であり、各地区の箇所数は次のとおりである。詳細な位置は警戒区域公示図書（危険箇所図）により確認する。

#### 土砂災害警戒区域（令和6年8月2日現在）

| 地 区 名   | 急 傾 斜    | 土 石 流  | 地すべり | 合 計      |
|---------|----------|--------|------|----------|
| 福 地 地 区 | 1 4 箇所   | 8 箇所   |      | 2 2 箇所   |
| 名 川 地 区 | 4 1 箇所   | 4 4 箇所 | 1 箇所 | 8 6 箇所   |
| 南 部 地 区 | 4 5 箇所   | 1 4 箇所 | 3 箇所 | 6 2 箇所   |
| 合 計     | 1 0 0 箇所 | 6 6 箇所 | 4 箇所 | 1 7 0 箇所 |

#### 急傾斜（旧名川町、福地村）

| 地域県民<br>局名 | 整理<br>番号 | 箇所番号   | 箇所名  | 特別警戒<br>区域 | 位 置  |      |
|------------|----------|--------|------|------------|------|------|
|            |          |        |      |            | 大字   | 字    |
| 三 八        | 1        | I -512 | 上町焼  | 有          | 斗賀   | 上町焼  |
| 三 八        | 2        | I -513 | 斗賀1号 | 有          | 斗賀   | 下斗賀  |
| 三 八        | 3        | I -514 | 斗賀3号 | 有          | 斗賀   | 定平   |
| 三 八        | 4        | I -515 | 斗賀2号 | 有          | 斗賀   | 上斗賀  |
| 三 八        | 5        | I -516 | 斗賀4号 | 有          | 斗賀   | 上平   |
| 三 八        | 6        | I -517 | 伊勢沢  | 有          | 剣吉   | 伊勢沢  |
| 三 八        | 7        | I -518 | 剣吉   | 有          | 剣吉   | 大館   |
| 三 八        | 8        | I -519 | 大館   | 有          | 剣吉   | 大館   |
| 三 八        | 9        | I -520 | 上平   | 有          | 剣吉   | 上平   |
| 三 八        | 10       | I -521 | 虎渡   | 有          | 虎渡   | 虎渡   |
| 三 八        | 11       | I -522 | 虎渡2号 | 有          | 虎渡   | 虎渡   |
| 三 八        | 12       | I -523 | 上小路  | 有          | 森越   | 上小路  |
| 三 八        | 13       | I -524 | 下諏訪平 | 有          | 下名久井 | 下諏訪平 |
| 三 八        | 14       | I -525 | 虚空蔵  | 有          | 平    | 虚空蔵  |
| 三 八        | 15       | I -526 | 広場   | 有          | 平    | 広場   |
| 三 八        | 16       | I -527 | 杉ノ木  | 有          | 上名久井 | 杉ノ木  |
| 三 八        | 17       | I -528 | 上名久井 | 有          | 上名久井 | 杉ノ木  |
| 三 八        | 18       | I -529 | 高瀬   | 有          | 高瀬   | 宮野   |
| 三 八        | 19       | I -530 | 高瀬2号 | 有          | 高瀬   | 根岸   |

|     |    |             |         |   |      |      |
|-----|----|-------------|---------|---|------|------|
| 三 八 | 20 | I -532      | 内川      | 有 | 鳥舌内  | 内川   |
| 三 八 | 21 | I -533      | 館       | 有 | 鳥舌内  | 館    |
| 三 八 | 22 | I -534      | 金田一     | 有 | 鳥谷   | 金田一  |
| 三 八 | 23 | I -535      | 石和      | 有 | 鳥谷   | 石和   |
| 三 八 | 24 | I -558      | 家ノ向     | 有 | 麦沢   | 家ノ向  |
| 三 八 | 25 | I -559      | 上木戸場    | 有 | 麦沢   | 上木戸場 |
| 三 八 | 26 | I -560      | 御獄      | 有 | 苦米地  | 御獄   |
| 三 八 | 27 | I -561      | 日計      | 有 | 小泉   | 日計   |
| 三 八 | 28 | I -562      | 小松沢     | 有 | 小泉   | 小松沢  |
| 三 八 | 29 | I -563      | 赤坂脇     | 有 | 福田   | 赤坂脇  |
| 三 八 | 30 | II -484     | 上町焼 2 号 | 有 | 斗賀   | 上町焼  |
| 三 八 | 31 | II -485     | 上町焼 3 号 | 有 | 斗賀   | 上町焼  |
| 三 八 | 32 | II -486     | 加賀      | 有 | 斗賀   | 加賀   |
| 三 八 | 33 | II -487     | 剣吉山     | 有 | 剣吉   | 剣吉山  |
| 三 八 | 34 | II -488     | 上ノ山     | 有 | 虎渡   | 上ノ山  |
| 三 八 | 35 | II -489     | 西宮野     | 有 | 高瀬   | 西宮野  |
| 三 八 | 36 | II -515     | 観音平     | 有 | 苦米地  | 観音平  |
| 三 八 | 37 | II -516     | 片岸      | 有 | 片岸   | 片岸   |
| 三 八 | 38 | II -517     | 巖倉平     | 有 | 小泉   | 巖倉平  |
| 三 八 | 39 | II -518     | 上羽黒     | 有 | 栴木   | 上羽黒  |
| 三 八 | 40 | II -519     | 北山      | 有 | 垵渡   | 北山   |
| 三 八 | 41 | III -121    | 上町焼 4 号 | 有 | 斗賀   | 上町焼  |
| 三 八 | 42 | III -122    | 石塚      | 有 | 斗賀   | 石塚   |
| 三 八 | 43 | III -123    | 斗賀沢     | 有 | 斗賀   | 斗賀沢  |
| 三 八 | 44 | III -124    | 館 2 号   | 有 | 虎渡   | 館    |
| 三 八 | 45 | III -125    | 横長根     | 有 | 鳥谷   | 横長根  |
| 三 八 | 46 | III -144    | 下根岸     | 有 | 苦米地  | 下根岸  |
| 三 八 | 47 | III -145    | 待井沢     | 有 | 高橋   | 待井沢  |
| 三 八 | 48 | 人 I -99     | 青鹿長根    | 有 | 鳥谷   | 青鹿長根 |
| 三 八 | 49 | 人 I -103    | 下平      | 有 | 福田   | 下平   |
| 三 八 | 50 | 人 I -104    | 東あかね    | 有 | 福田   | 東あかね |
| 三 八 | 51 | I -13501    | 館 3 号   | 有 | 鳥舌内  | 館    |
| 三 八 | 52 | I -13502    | うなぎ沢 1  | 有 | 鳥谷   | うなぎ沢 |
| 三 八 | 53 | II -13501   | 蒼前沢 1 号 | 有 | 斗賀   | 蒼前沢  |
| 三 八 | 54 | II -13502   | 下モ町     | 有 | 上名久井 | 下モ町  |
| 三 八 | 55 | 人 II -13501 | 館向      | 有 | 上名久井 | 館向   |

急傾斜（旧南部町）

| 地域県民<br>局名 | 整理<br>番号 | 箇所番号     | 箇所名     | 特別警戒<br>区域の有無 | 位 置 |     |
|------------|----------|----------|---------|---------------|-----|-----|
|            |          |          |         |               | 大字  | 字   |
| 三 八        | 1        | I -536   | 荒屋敷     | 有             | 相内  | 荒屋敷 |
| 三 八        | 2        | I -537   | 藤ヶ森     | 有             | 相内  | 藤ヶ森 |
| 三 八        | 3        | I -538   | 諏訪ノ平    | 有             | 玉掛  | 下比良 |
| 三 八        | 4        | I -539   | 玉掛      | 有             | 玉掛  | 上村中 |
| 三 八        | 5        | I -540   | 前ノ平     | 有             | 赤石  | 前ノ平 |
| 三 八        | 6        | I -541   | 沖中      | 有             | 沖田面 | 沖中  |
| 三 八        | 7        | I -542   | 北古舘     | 有             | 沖田面 | 北古舘 |
| 三 八        | 8        | I -543   | 南古舘     | 有             | 沖田面 | 南古舘 |
| 三 八        | 9        | I -544   | 高屋敷     | 有             | 沖田面 | 高屋敷 |
| 三 八        | 10       | I -545   | 小向      | 有             | 小向  | 馬場坂 |
| 三 八        | 11       | I -546   | 古町      | 有             | 小向  | 古町  |
| 三 八        | 12       | I -547   | 二又 1 号  | 有             | 小向  | 二又  |
| 三 八        | 13       | I -548   | 中居構 2 号 | 有             | 大向  | 中居構 |
| 三 八        | 14       | I -549   | 中居構 1 号 | 有             | 大向  | 中居構 |
| 三 八        | 15       | I -550   | 湧口      | 有             | 大向  | 湧口  |
| 三 八        | 16       | I -551   | 経ヶ森     | 有             | 大向  | 経ヶ森 |
| 三 八        | 17       | II -491  | 上ノ平     | 有             | 相内  | 上ノ平 |
| 三 八        | 18       | II -492  | 堂半      | 有             | 玉掛  | 堂半  |
| 三 八        | 19       | II -493  | 前ノ平 2 号 | 有             | 赤石  | 前ノ平 |
| 三 八        | 20       | II -494  | 沖中 2 号  | 有             | 沖田面 | 沖中  |
| 三 八        | 21       | II -495  | 佐藤橋     | 有             | 沖田面 | 佐藤橋 |
| 三 八        | 22       | II -496  | 村中      | 有             | 小向  | 鱒沢  |
| 三 八        | 23       | II -497  | 古町 2 号  | 有             | 小向  | 古町  |
| 三 八        | 24       | II -498  | 馬場坂     | 有             | 小向  | 馬場坂 |
| 三 八        | 25       | II -499  | 広辺      | 有             | 小向  | 広辺  |
| 三 八        | 26       | II -500  | 二又 2 号  | 有             | 小向  | 二又  |
| 三 八        | 27       | II -501  | 下米内 1 号 | 有             | 小向  | 下米内 |
| 三 八        | 28       | II -502  | 下米内 2 号 | 有             | 小向  | 下米内 |
| 三 八        | 29       | II -503  | 上米内     | 有             | 小向  | 上米内 |
| 三 八        | 30       | II -504  | 佐野平     | 有             | 大向  | 佐野平 |
| 三 八        | 31       | III -126 | 前田 1 号  | 有             | 相内  | 荒屋敷 |
| 三 八        | 32       | III -127 | 室畑      | 有             | 相内  | 室畑  |

|     |    |          |         |   |     |      |
|-----|----|----------|---------|---|-----|------|
| 三 八 | 33 | Ⅲ-128    | 西ノ平     | 有 | 相内  | 西ノ平  |
| 三 八 | 34 | Ⅲ-129    | 髭ノ下     | 有 | 相内  | 髭ノ下  |
| 三 八 | 35 | Ⅲ-130    | 梨ノ木     | 有 | 沖田面 | 梨ノ木  |
| 三 八 | 36 | Ⅲ-131    | 下天狗     | 有 | 沖田面 | 下天狗  |
| 三 八 | 37 | Ⅲ-132    | 上天狗     | 有 | 沖田面 | 上天狗  |
| 三 八 | 38 | Ⅲ-133    | 北古舘 2 号 | 有 | 沖田面 | 北古舘  |
| 三 八 | 39 | Ⅲ-134    | 鱒沢      | 有 | 小向  | 鱒沢   |
| 三 八 | 40 | Ⅲ-135    | 米田屋敷    | 有 | 小向  | 米田屋敷 |
| 三 八 | 41 | Ⅲ-136    | 広場      | 有 | 小向  | 広場   |
| 三 八 | 42 | Ⅲ-137    | 広辺 2 号  | 有 | 小向  | 広辺   |
| 三 八 | 43 | Ⅲ-138    | 前田 2 号  | 有 | 赤石  | 前田   |
| 三 八 | 44 | Ⅲ-139    | 上川原     | 有 | 赤石  | 上川原  |
| 三 八 | 45 | 人 I -100 | 仙ノ木平    | 有 | 大向  | 仙ノ木平 |

土石流（旧名川町、福地村）

| 地域県民<br>局名 | 整理<br>番号 | 溪流番号        | 溪流名     | 特別警戒<br>区域の有無 | 位 置  |      |
|------------|----------|-------------|---------|---------------|------|------|
|            |          |             |         |               | 大字   | 字    |
| 三 八        | 1        | 444- I -001 | 上野場沢    | 無             | 下名久井 | 野場山  |
| 三 八        | 2        | 444- I -002 | 中沢田沢    | 有             | 鳥舌内  | 中沢田  |
| 三 八        | 3        | 444- I -003 | 上沢田沢    | 有             | 鳥舌内  | 上沢田  |
| 三 八        | 4        | 444- I -004 | 明神沢     | 有             | 鳥舌内  | 浜坂   |
| 三 八        | 5        | 444- I -005 | 鰻沢      | 無             | 鳥谷   | 天摩平  |
| 三 八        | 6        | 444- I -006 | 天摩平沢    | 有             | 鳥谷   | 天摩平  |
| 三 八        | 7        | 444- I -007 | 石和沢     | 無             | 鳥谷   | 鹿倉   |
| 三 八        | 8        | 444- I -008 | 石沢      | 無             | 鳥谷   | 石和   |
| 三 八        | 9        | 444- I -009 | 第 1 日向山 | 有             | 鳥舌内  | 官代   |
| 三 八        | 10       | 444- I -010 | 第 2 日向山 | 有             | 鳥舌内  | 官代   |
| 三 八        | 11       | 444- I -011 | 段ノ沢     | 有             | 鳥舌内  | 畑福   |
| 三 八        | 12       | 444- I -012 | 中山沢     | 有             | 鳥舌内  | 大坊畑福 |
| 三 八        | 13       | 444- I -013 | 栗ノ木沢    | 有             | 鳥舌内  | 栗ノ木沢 |
| 三 八        | 14       | 444- I -014 | 水上沢     | 有             | 鳥舌内  | 上ノ沢  |
| 三 八        | 15       | 444- I -015 | 法光寺沢    | 有             | 法光寺  | 法光寺  |
| 三 八        | 16       | 444- I -016 | 宮野沢     | 有             | 高瀬   | 櫓長根  |
| 三 八        | 17       | 444- I -017 | 高瀬沢     | 無             | 高瀬   | 高畑   |
| 三 八        | 18       | 444- I -018 | 虎渡沢     | 無             | 虎渡   | 虎渡   |

|     |    |           |       |   |      |      |
|-----|----|-----------|-------|---|------|------|
| 三 八 | 19 | 444-Ⅰ-019 | 北ノ沢   | 無 | 劍吉   | 劍吉山  |
| 三 八 | 20 | 444-Ⅰ-020 | 東伊勢沢  | 無 | 劍吉   | 伊勢沢  |
| 三 八 | 21 | 444-Ⅰ-021 | 大久保沢  | 有 | 斗賀   | 大久保  |
| 三 八 | 22 | 444-Ⅰ-022 | 加賀沢   | 無 | 斗賀   | 加賀   |
| 三 八 | 23 | 444-Ⅰ-023 | 蒼前沢   | 無 | 斗賀   | 下斗賀  |
| 三 八 | 24 | 444-Ⅰ-024 | 第1上斗賀 | 無 | 斗賀   | 蒼前沢  |
| 三 八 | 25 | 444-Ⅱ-001 | 森越沢   | 有 | 森越   | 膳南沢  |
| 三 八 | 26 | 444-Ⅱ-002 | 下野場沢  | 無 | 下名久井 | 野場   |
| 三 八 | 27 | 444-Ⅱ-003 | 横長根沢  | 無 | 鳥谷   | 鱸沢   |
| 三 八 | 28 | 444-Ⅱ-004 | 前田沢   | 有 | 鳥谷   | 小沼   |
| 三 八 | 29 | 444-Ⅱ-005 | 小沼沢   | 有 | 鳥谷   | 小沼   |
| 三 八 | 30 | 444-Ⅱ-006 | 鳥谷崎沢  | 有 | 鳥谷   | 鳥谷崎  |
| 三 八 | 31 | 444-Ⅱ-007 | 妻神沢   | 無 | 鳥谷   | 妻神   |
| 三 八 | 32 | 444-Ⅱ-008 | 獅子沢   | 有 | 鳥舌内  | 獅子沢  |
| 三 八 | 33 | 444-Ⅱ-009 | 館沢    | 無 | 鳥舌   | 館    |
| 三 八 | 34 | 444-Ⅱ-010 | 日渡沢   | 無 | 法光寺  | 日渡   |
| 三 八 | 35 | 444-Ⅱ-011 | 水沢    | 有 | 法光寺  | 卯花木館 |
| 三 八 | 36 | 444-Ⅱ-012 | 閑道沢   | 有 | 平    | 閑道   |
| 三 八 | 37 | 444-Ⅱ-013 | 熊ノ沢   | 有 | 平    | 閑道   |
| 三 八 | 38 | 444-Ⅱ-014 | 金引沢   | 無 | 虎渡   | 上ノ山  |
| 三 八 | 39 | 444-Ⅱ-015 | 劍吉山沢  | 無 | 劍吉   | 劍吉山  |
| 三 八 | 40 | 444-Ⅱ-016 | 西伊勢沢  | 無 | 劍吉   | 伊勢沢  |
| 三 八 | 41 | 444-Ⅱ-017 | 第2上斗賀 | 有 | 斗賀   | 斗賀沢  |
| 三 八 | 42 | 444-Ⅱ-018 | 石塚沢   | 無 | 斗賀   | 石塚   |
| 三 八 | 43 | 444-Ⅱ-019 | 西斗賀沢  | 有 | 斗賀   | ヨナ平  |
| 三 八 | 44 | 444-Ⅱ-020 | 中斗賀沢  | 有 | 斗賀   | 池内   |
| 三 八 | 45 | 447-Ⅰ-001 | 赤坂脇沢  | 有 | 福田   | 赤坂脇  |
| 三 八 | 46 | 447-Ⅰ-002 | 板橋沢   | 有 | 福田   | 堀切   |
| 三 八 | 47 | 447-Ⅰ-003 | 堀切沢   | 無 | 福田   | 堀切   |
| 三 八 | 48 | 447-Ⅰ-004 | 片岸沢   | 有 | 片岸   | 片岸   |
| 三 八 | 49 | 447-Ⅰ-005 | 観音平沢  | 無 | 苔米地  | 築久保  |
| 三 八 | 50 | 447-Ⅰ-006 | 第1小松沢 | 無 | 苔米地  | 御獄   |
| 三 八 | 51 | 447-Ⅰ-007 | 御獄沢   | 無 | 苔米地  | 外染   |
| 三 八 | 52 | 447-Ⅰ-008 | 第2小松沢 | 有 | 小泉   | 小松沢  |



## 土石流（旧南部町）

| 地域県民<br>局名 | 整理<br>番号 | 溪流番号       | 溪流名   | 特別警戒<br>区域の有無 | 位 置 |     |
|------------|----------|------------|-------|---------------|-----|-----|
|            |          |            |       |               | 大字  | 字   |
| 三 八        | 1        | 445-Ⅰ-001  | 赤石沢   | 有             | 赤石  | 館   |
| 三 八        | 2        | 445-Ⅰ-002  | 恵光院沢  | 無             | 大向  | 長谷  |
| 三 八        | 3        | 445-Ⅰ-003  | 二又沢   | 無             | 小向  | 二又  |
| 三 八        | 4        | 445-Ⅰ-004  | 小向沢   | 有             | 小向  | 鱒沢  |
| 三 八        | 5        | 445-Ⅰ-005  | 正寿寺沢  | 無             | 小向  | 正寿寺 |
| 三 八        | 6        | 445-Ⅰ-007  | 北古館沢  | 無             | 沖田面 | 下平  |
| 三 八        | 7        | 445-Ⅰ-008  | 玉掛沢   | 無             | 沖田面 | 下天狗 |
| 三 八        | 8        | 445-Ⅱ-001  | 米内沢   | 無             | 小向  | 上米内 |
| 三 八        | 9        | 445-Ⅱ-002  | 第1広辺沢 | 無             | 小向  | 二又  |
| 三 八        | 10       | 445-Ⅱ-003  | 第2広辺沢 | 有             | 小向  | 広辺  |
| 三 八        | 11       | 445-Ⅱ-004  | 第1南古牧 | 無             | 小向  | 南古牧 |
| 三 八        | 12       | 445-Ⅱ-005- | 第2南古牧 | 有             | 小向  | 北古牧 |
| 三 八        | 13       | 445-Ⅱ-005- | 第3南古牧 | 有             | 小向  | 北古牧 |
| 三 八        | 14       | 445-Ⅱ-006  | 北古牧沢  | 無             | 小向  | 北古牧 |

## 地滑り

| 地域県民<br>局名 | 整理<br>番号 | 箇所番号 | 箇所名 | 特別警戒区<br>域の有無 | 位 置 |      |
|------------|----------|------|-----|---------------|-----|------|
|            |          |      |     |               | 大字  | 字    |
| 三 八        | 6        | 砂-36 | 玉掛  | 無             | 玉掛  | 下村中  |
| 三 八        | 7        | 砂-37 | 馬場  | 無             | 小向  | 清水平  |
| 三 八        | 8        | 砂-40 | 長清水 | 無             | 小向  | 長清水  |
| 三 八        | 9        | 農-19 | 法光寺 | 無             | 法光寺 | 法光寺平 |

### 7-2 避難すべき区域

立退き避難を基本とし、対象となるのは、土砂災害警戒区域等の行政区及び地区名とし、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）とする。

### 7-3 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した青森地方気象台、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること（連絡先は下表欄外の情報の入手先を参照）。

- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地集合、気象レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害警戒区域の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

# （１）土砂災害

|                   | 現地情報等による基準                                        | 「土砂災害警戒情報」<br>（※１等による基準                                                                           | 積算雨量等による基準                                |                                           |                                            |
|-------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|
|                   |                                                   |                                                                                                   | 前日までの<br>連続雨量が<br>100mm 以上<br>あった場合       | 前日までの<br>連続雨量が<br>40～100mm<br>あった場合       | 前日までの<br>降雨がない<br>場合                       |
| 高齢者等避難<br>警戒レベル 3 | 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見される                    | 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報（土砂災害）の土壌雨量指数基準を超過した場合                                      | 当日の日雨量が 50mm を超える                         | 当日の日雨量が 80mm を超える                         | 当日の日雨量が 100mm を超える                         |
| 避難指示<br>警戒レベル 4   | 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にひび割れ発生）が発見される     | 「土砂災害警戒情報」が発表された場合<br>「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報（※２）における予測雨量が 2 時間以内に「土砂災害警戒避難基準線（CLライン）」（※３）に到達すると予測される | 当日の日雨量が 50mm を超え、時間雨量が 30mm 以上の激しい雨が予想される | 当日の日雨量が 80mm を超え、時間雨量が 30mm 以上の激しい雨が予想される | 当日の日雨量が 100mm を超え、時間雨量が 30mm 以上の激しい雨が予想される |
|                   | 近隣で土砂災害が発生している。<br>近隣で土砂移動現象、前兆現象（斜面のひび割れ等）が発見される | 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合                                             | 「大雨特別警報（土砂災害）」が発表されたとき                    |                                           |                                            |
| 緊急安全確保<br>警戒レベル 5 | 命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生している又は切迫している状況                   | 「大雨特別警報（土砂災害）」が発表されたとき                                                                            |                                           |                                           |                                            |

- (※１) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況下で、大雨により、土砂災害の危険度が非常に高まったときに市町村を特定して青森県河川砂防課と青森地方気象台が共同して発表する情報。
- (※２) 土砂災害警戒情報と合わせて、県ホームページで「補足する詳細情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）」として、土砂災害危険箇所を表示した（１／200,000）に 5km メッシュごとの危険度を判定し、色分けをして危険度情報が公示されます。さらに、行政用には、土砂災害危険箇所を表示した（１／50,000）に 1km メッシュごとが公示されます。
- (※３) 過去の災害状況と土砂災害の起こる恐れの大きい雨量データの解析結果から、5km メッシュごとに設定した警戒基準雨量ライン。

## （２）地すべり等

土砂災害警戒情報の発表対象とならない地すべり等については、降雨や融雪状況とともに以下の前兆現象を参考に避難指示等の発令を行う。地すべり等は、前兆現象がかなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケールはかなり長い場合があることに留意する。

### 「地すべり等における前兆現象」

| 直 前              | １～２時間前                                                          | ２～３時間前                    |
|------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 地鳴り・山鳴り<br>地面の震動 | 池や沼の水かさの急変<br>亀裂や段差の発生<br>落石や小崩落<br>斜面のはらみだし<br>根の切れる音<br>樹木の傾き | 井戸水の濁り<br>湧水の枯渇<br>湧水量の変化 |

## ７－４ 前兆現象に基づく発令

発令基準は、土砂災害危険度情報に基づく場合を原則とするが、土砂災害が発生した場合や前兆現象が確認された場合は、直ちに各現象の危険性、切迫性を判断し各発令を行う。

## ７－５ 土砂災害における避難指示等により立退き避難が必要な住民に求める行動

| 区 分                | 避難指示等により立退き避難が必要な住民に求める行動                                                                |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル３】<br>高齢者等避難 | 災害が発生するおそれがある状況<br>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難を開始する。<br>その他の人は、立退き避難の準備を整えたり、自主的に避難を開始する。 |
| 【警戒レベル４】<br>避難指示   | 命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。<br>・速やかに安全な場所への避難を開始する。                               |
| 【警戒レベル５】<br>緊急安全確保 | 命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生又は切迫している状況。<br>・直ちに命を守るための最善の行動をとる。                                     |

## 7-6 土砂災害に関する注意喚起

上記の発令のほか、大雨警報や台風情報等、青森地方気象台から発表される気象予警報のうち、土砂災害に関係する内容については、町全体に注意喚起を行う。

### ※土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、青森県と青森地方気象台が共同で発表し、土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については、発表の対象外となることに留意する。このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

なお、土砂災害警戒情報は、大きな地震発生後は、地盤が脆弱になり、降雨による土砂災害の危険性が通常より高い可能性があり、暫定的に発表基準を引き下げて運用する場合がある。

## 7-7 避難指示等の解除

- ア 土砂災害警戒情報及び大雨警報が解除されたとき。
- イ 土砂災害警戒情報は解除されたが、大雨警報（土砂災害）が継続中のときは、今後の降雨予測等について青森地方気象台に確認するなど、状況等を考慮し総合的に判断する。
- ウ 現地巡視を行い、発生している土砂災害・前兆現象がないこと、及び住民が避難所から帰宅するための避難経路の安全性が確認・確保されたとき。
- エ 土砂災害が発生した箇所については、現地で点検等を行い、二次災害のおそれなくなり安全であることが確認されたとき。

上記アまたはイ、及びウエが満たされた場合

## 7-8 情報の入手先

青森地方気象台（TEL017-741-7413）：気象庁防災情報提供システム

青森県県土整備部河川砂防課（TEL0178-27-5111）：青森県土砂災害警戒情報システム

青森県県土整備部河川砂防課、青森地方気象台：青森県土砂災害警戒情報

## 8 地震

### 8-1 避難指示等の発令の判断基準

震度情報等の情報が入手できない場合においても、覚知した震度に応じて避難指示等を行う。

| 種別     | 基準                                                                                        |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難準備情報 | ・地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が迫る恐れがあると判断されるとき。                                                        |
| 避難指示   | ・強い地震（震度5程度以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難を要すると判断されるとき<br>・災害を覚知し又は災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき |
| 緊急安全確保 | ・災害を覚知又は著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき                                                       |

### 8-2 避難指示等による立退き避難が必要な住民に求める行動

| 種別     | 基準                                                                                                                                                                                                             |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難準備情報 | ・地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が迫る恐れがある場合は、非常持出品（水や食料等）を用意し、避難する準備をする。<br>・要配慮者は、立退き避難する。                                                                                                                                    |
| 避難指示   | ・立退き避難する。火災や崖崩れ等が発生している場合は、災害が発生している箇所や土砂災害警戒区域等から出来るだけ離れた場所へ避難する。                                                                                                                                             |
| 緊急安全確保 | ・避難指示を行った地域のうち、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなくなった等により、いまだ危険な場所にいる居住者等は、立退き避難を中心とした避難行動から、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、火災や崖崩れ等災害が発生している場所を避け土砂災害警戒区域等に指定されている箇所に近づかないよう、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する。 |

### 8-3 避難指示等の解除

下記の項目をふまえ、総合的に判断する。

ア 現地巡視を行い、地震による災害が発生していないこと、及び住民が避難所から帰宅するための避難経路の安全性が確認・確保されたとき。

イ 地震により発生した災害箇所については、現地で点検等を行い、二次災害のおそれがなく安全であることが確認されたとき。

## 8-4 情報の入手先

青森地方気象台（TEL017-741-7411）：気象庁防災情報提供システム

## 9 その他の自然災害

竜巻、雷、急な大雨といった積乱雲がもたらす激しい現象は、短時間で局地的に発生することが特徴であり、最新の観測・予測技術をもってしても、発生する場所や時刻を予測することが困難であることから、南部町避難指示等の判断基準では、避難指示等の発令の対象としない。

## 10 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達手段・伝達先

チェックリストに基づき、対象地区等への情報伝達を行う。

ーチェックリストー

| CHEK   | 伝達手段・伝達先                          | 留 意 事 項                                    |
|--------|-----------------------------------|--------------------------------------------|
| ■伝達関係  |                                   |                                            |
|        | 防災行政無線                            |                                            |
|        | 広報車                               |                                            |
|        | 情報調査連絡員、消防団、自主防災組織への連絡            | 事前に連絡体制を整備しておく                             |
|        | 福祉施設への連絡                          |                                            |
|        | 在宅の要配慮者台帳掲載者（福祉関係者等の避難支援者を含む）への連絡 |                                            |
|        | 町ホームページ・SNSへの掲載                   |                                            |
|        | エリアメールの発信                         |                                            |
|        | 報道機関、県への連絡                        |                                            |
| ■その他関係 |                                   |                                            |
|        | 三戸消防署、三戸警察署への連絡                   | 避難誘導等の調整                                   |
|        | 避難所の設置                            | 必要に応じて食糧、生活物資等の確保                          |
|        | その他必要な措置                          | ・要配慮者の医療機関への搬送<br>・災害が広範囲におよぶ場合は、近隣市町村との連携 |

## 11 避難指示等の伝達文

例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を決定する。

〈例文〉いずれも2回程度繰り返すこと。

### 11-1 水害

#### （チャイム）【警戒レベル3】

①緊急放送。緊急放送。警戒レベル3、高齢者等避難。

緊急放送。緊急放送。警戒レベル3、高齢者等避難。

こちらは、南部町です。〇〇川の水位が上昇し、今後、氾濫することも予想されますの

で、〇時〇〇分に、〇〇地区に対し、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難に準備のかかる方は、〇〇〇へ速やかに避難してください。その他の方も、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

#### **（サイレン）【警戒レベル4】**

②緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

こちらは南部町です。〇〇川の増水し氾濫するおそれが高まったため、〇時〇〇分に、〇〇地区に警戒レベル4、避難指示を発令しました。〇〇地区の方は、直ちに〇〇〇へ今すぐ避難してください。避難所等への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

#### **（サイレン）【警戒レベル5】**

③緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。

こちらは南部町です。〇〇川の水位が堤防の高さを超え、氾濫が発生しているおそれがある（氾濫が発生した）ため、〇時〇〇分に、〇〇地区に〇〇川に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。避難所等への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

### **11-2 土砂災害**

#### **（チャイム）【警戒レベル3】**

①緊急放送。緊急放送。警戒レベル3、高齢者等避難。

緊急放送。緊急放送。警戒レベル3、高齢者等避難。

こちらは、南部町です。〇時〇〇分に南部町に大雨洪水警報が発表されました。

土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇〇分に〇〇地区に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。〇〇地区の方は気象情報に注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は避難に準備のかかる方は、〇〇〇へ速やかに避難してください。その他の方も、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。特に崖付近や沢沿いにお住まいの方は、自主的に避難して下さい。

#### **（サイレン）【警戒レベル4】**

②緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

こちらは南部町です。〇時〇〇分に南部町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇〇分に〇〇地区に警戒レベル4、避難指示を発令しました。〇〇地区にお住まいの方は、直ちに〇〇〇へ避難してください。避難場所等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた、なるべく強固な建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保して下さい。

### (サイレン)【警戒レベル5】

③緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。

こちらは南部町です。〇〇地区で土砂災害の発生(または前兆現象)が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇〇分に〇〇地区に警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。避難場所等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた、なるべく強固な建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保して下さい。

### ー情報伝達に必要な項目ー

①発令者、②発令時間、③対象地区(対象者)、④避難指示等の種類、⑤避難すべき理由  
⑥避難の時期、⑦避難場所、⑧注意事項

## 12 防災関係機関連絡先一覧

| 区分                         | 機 関 名           | 電 話          | ファックス        |
|----------------------------|-----------------|--------------|--------------|
| 報<br>告                     | 青森県防災危機管理課      | 017-734-9089 | 017-722-4867 |
|                            | 三八地域県民局         | 0178-27-5111 | 0178-27-8187 |
| 情<br>報<br>提<br>供           | 日本放送協会八戸支局      | 0178-43-9211 |              |
|                            | 青森放送(株)八戸支社     | 0178-43-5161 |              |
|                            | (株)青森テレビ八戸支社    | 0178-70-1177 |              |
|                            | 青森朝日放送(株)八戸支社   | 0178-47-2111 |              |
|                            | (株)エフエム青森八戸支局   | 0178-24-2150 |              |
|                            | (株)テレコム八戸ビーエフエム | 0178-72-3939 |              |
| 情<br>報<br>収<br>集<br>ほ<br>か | 青森地方気象台         | 017-741-7411 | 017-741-7577 |
|                            | 八戸消防本部          | 0178-44-2135 | 0178-44-1196 |
|                            | 三戸消防署           | 0179-22-1140 | 0179-22-3349 |
|                            | 名川分署            | 0178-76-2416 | 0178-76-2416 |
|                            | 福地分遣所           | 0178-84-2103 | 0178-84-2103 |
|                            | 三戸警察署           | 0179-22-1135 | 0179-22-1135 |
|                            | 福地駐在所           | 0178-84-2354 | 0178-84-2354 |
|                            | 名川駐在所           | 0178-76-2013 | 0178-76-2013 |
|                            | 南部駐在所           | 0179-34-3141 | 0179-34-3141 |



## 第 1 1 節 救出

### 4－11－1 救出を要する者を発見した場合の通報先

| 機 関 名      | 担 当 課 | 所 在 所            | 電話番号         |
|------------|-------|------------------|--------------|
| 南部町役場      | 総務課   | 平字広場 28-1        | 0178-76-2111 |
| 福地支所       | 住民生活課 | 苫米地字下宿 23-1      | 0178-84-2111 |
| 南部支所       | 住民生活課 | 沖田面字沖中 46        | 0179-34-2111 |
| 三戸警察署      | 警備課   | 三戸町大字川守田字関根 4-3  | 0179-22-1135 |
| 三戸警察署福地駐在所 | 駐在員   | 福田字館先 17-1       | 0178-84-2354 |
| 三戸警察署名川駐在所 | 駐在員   | 平字広場 28-5        | 0178-76-2013 |
| 三戸警察署南部駐在所 | 駐在員   | 沖田面字門前下 13-6     | 0179-34-3141 |
| 三戸消防署      | 署員    | 三戸町大字川守田字関根 25-5 | 0179-22-1140 |
| 三戸消防署名川分署  | 署員    | 下名久井字下夕町 5-18    | 0178-76-2416 |
| 三戸消防署福地分遣所 | 所員    | 福田字館先 17-1       | 0178-84-2103 |

## 第 1 2 節 食料供給

### 4－12－1 炊き出し実施場所

| 実施場所                     | 炊き出し対象区域            | 炊き出し能力<br>1 日／食 | 器材等の整備状況 |     |
|--------------------------|---------------------|-----------------|----------|-----|
| 福地公民館                    | 苫米地・片岸・麦沢・<br>高橋・小泉 | 1,000           | 釜        | 3   |
|                          |                     |                 | 食器類      | 200 |
| 農村環境改善センター<br>福寿館        | 福田・あかね・垵渡           | 1,000           | 釜        | 3   |
|                          |                     |                 | 食器類      | 186 |
| 法師岡地区コミュニティ<br>防災センター    | 法師岡・杉沢・柗木           | 500             | 釜        | 3   |
|                          |                     |                 | 食器類      | 100 |
| バーデハウスふくち                | 全域                  | 500             | 釜        | 3   |
|                          |                     |                 | 食器類      | 150 |
| 剣吉公民館                    | 剣吉                  | 2,000           | 釜        | 2   |
|                          |                     |                 | 食器類      | 160 |
| いちようホール                  | 広場                  | 2,000           | 釜        | 20  |
|                          |                     |                 | 食器類      | 300 |
| チェリーセンター                 | 虎渡                  | 600             | 釜        | 1   |
|                          |                     |                 | 食器類      | 150 |
| 斗賀・新開地地区介護<br>予防拠点施設げんき館 | 斗賀・新開地              | 500             | 釜        | 2   |
|                          |                     |                 | 食器類      | 100 |
| 下名久井公民館<br>(ひだまり館)       | 下名久井、助川<br>五日市、横沢   | 1,000           | 釜        | 3   |
|                          |                     |                 | 食器類      | 200 |
| 平公民館                     | 平、野場                | 1,500           | 釜        | 3   |
|                          |                     |                 | 食器類      | 300 |
| 上名久井公民館                  | 上名久井、高瀬             | 1,000           | 釜        | 3   |
|                          |                     |                 | 食器類      | 300 |

|                     |         |       |     |       |
|---------------------|---------|-------|-----|-------|
| 鳥舌内すこやかセンター         | 鳥舌内     | 500   | 釜   | 2     |
|                     |         |       | 食器類 | 150   |
| 鳥谷保健福祉館             | 鳥谷      | 500   | 釜   | 2     |
|                     |         |       | 食器類 | 200   |
| 学校給食センター            | 全域      | 2,300 | 釜   | 1     |
|                     |         |       | 食器類 | 2,300 |
| 農林漁業体験実習館<br>チェリウス  | 全域      | 500   | 釜   | 3     |
|                     |         |       | 食器類 | 180   |
| 農畜産物処理加工施設<br>「けやぐ」 | 全域      | 500   | 釜   | 2     |
|                     |         |       | 食器類 | 100   |
| 南部芸能伝承館             | 斗賀      | 300   | 釜   | 0     |
|                     |         |       | 食器類 | 50    |
| 森越公民館               | 森越      | 500   | 釜   | 2     |
|                     |         |       | 食器類 | 100   |
| なんぶこども園             | 玉掛、赤石   | 1,000 | 釜   | 2     |
|                     |         |       | 食器類 | 200   |
| 南部公民館               | 門前      | 300   | 釜   | 2     |
|                     |         |       | 食器類 | 50    |
| ふれあい交流プラザ           | 駅前、大向   | 1,000 | 釜   | 2     |
|                     |         |       | 食器類 | 200   |
| 相内農業研修センター          | 相内、諏訪ノ平 | 500   | 釜   | 2     |
|                     |         |       | 食器類 | 200   |

#### 4-12-2 炊き出しの協力団体

| 団 体 名                | 代表者名   | 会員数 | 所 在 地       | 連絡方法         |
|----------------------|--------|-----|-------------|--------------|
| 日本赤十字社 南部町<br>赤十字奉仕団 | 新井山美智子 | 752 | 大向字勘吉 6-5   | 0179-22-0535 |
| 南部町食生活改善推進<br>委員会    | 掛端 麻美子 | 80  | 上名久井字下モ町 24 | 0178-76-2649 |

#### 4-12-3 弁当、うどん麺類等製造所等

| 製造所名                | 所 在 地          | 電話番号         | 製造能力        | 備 考 |
|---------------------|----------------|--------------|-------------|-----|
| バーデハウスふくち           | 苫米地字上根岸 73-1   | 0178-84-2851 | 1日当り 500食   | 弁当  |
| 農林漁業体験実習館<br>チェリウス  | 上名久井字大浜民山 23-4 | 0178-76-1001 | 1日当り 500食   | 弁当  |
| 農畜産物処理加工施設<br>「けやぐ」 | 平字姥懐 8-4       | 0178-76-1060 | 1日当り 500食   | そば  |
| 山形製麺所               | 玉掛字諏訪ノ平56-3    | 0179-34-2034 | 1日当り 1,200食 | うどん |

|                |                             |              |           |    |
|----------------|-----------------------------|--------------|-----------|----|
| 清水屋旅館          | 大向字泉山道49-1                  | 0179-23-3671 | 1日当り 150食 | 弁当 |
| 一ノ渡仕出し店        | 大向字勘吉61-3                   | 0179-22-2976 | 1日当り 200食 | 弁当 |
| (有)中坪百貨店       | 平字虚空蔵 <sup>きよくうぞう</sup> 4-2 | 0178-76-2515 | 1日当り 60食  | 弁当 |
| 旅路             | 下名久井字田端10                   | 0178-76-3167 | 1日当り 150食 | 弁当 |
| 岩間仕出し店         | 剣吉字荒町42-1                   | 0178-75-0074 | 1日当り 200食 | 弁当 |
| 夏堀仕出し店         | 剣吉字大坊8-10                   | 0178-75-0096 | 1日当り 100食 | 弁当 |
| 野田字一料理<br>仕出し店 | 剣吉大坊13-2                    | 0178-75-0025 | 1日当り 100食 | 弁当 |
| マエダストア<br>名久井店 | 下名久井字青柳4-3                  | 0178-80-7010 | 1日当り 100食 | 弁当 |
| (株)ユニバース福地店    | 苫米地字白山堂2-10                 | 0178-60-1577 | 1日当り 500食 | 弁当 |

#### 4-12-4 インスタント食品調達先

| 調 達 先  | 所 在 地                          | 電話番号         | 調達可能数量               | 備 考           |
|--------|--------------------------------|--------------|----------------------|---------------|
| 南部町商工会 | 苫米地字下宿 23-1<br>(ジャックドオフィス 2 階) | 0178-38-1159 | 必要に応じて販売<br>業者から調達する | 商工会青年部<br>が主体 |

#### 4-12-5 調達、供給食料の集積場所

| 施設名             | 所在地         | 電話番号         | 施設の概況  | 配分対象区域 |
|-----------------|-------------|--------------|--------|--------|
| 福地体育センター        | 福田字下平 33    | 0178-84-4402 | 体育施設   | 主に福地地区 |
| 農村環境改善センター福寿館   | 福田字下平 35-1  | 0178-84-2648 |        | 主に福地地区 |
| 福地公民館 苫米地分館     | 苫米地字下宿 14-1 |              | 体育施設   | 主に福地地区 |
| 剣吉公民館           | 剣吉字五合田 29-1 | 0178-75-0797 | 教育施設   | 主に名川地区 |
| 名川 B & G 海洋センター | 平字広場 28-1   | 0178-76-3310 | 体育施設   | 主に名川地区 |
| 南部町民体育館         | 沖田面字沖中 80   | 0179-34-2761 | 体育施設   | 主に南部地区 |
| ふれあい交流プラザ       | 大向字泉山道 9-87 | 0179-22-2001 |        | 主に南部地区 |
| いちょうホール         | 平字広場 28-1   | 0178-38-5970 | 地域交流施設 | 全地区    |

#### 4-12-6 物資班の構成

| 集積場所          | 班長  | 班員  |
|---------------|-----|-----|
| 福地体育センター      | 1 名 | 5 名 |
| 農村環境改善センター福寿館 | 1 名 | 5 名 |
| 福地公民館 苫米地分館   | 1 名 | 5 名 |

|                 |     |     |
|-----------------|-----|-----|
| 剣吉公民館           | 1 名 | 5 名 |
| 名川 B & G 海洋センター | 1 名 | 5 名 |
| 南部町民体育館         | 1 名 | 5 名 |
| ふれあい交流プラザ       | 1 名 | 5 名 |
| いちょうホール         | 1 名 | 5 名 |

### 第 1 3 節 給水

#### 4－1 3－1 八戸圏域水道企業団所有の給水資機材

| 給水タンク車                                   |            |                                           | 給水タンク              |                  |                                              | 緊急貯水槽 |                            |
|------------------------------------------|------------|-------------------------------------------|--------------------|------------------|----------------------------------------------|-------|----------------------------|
| 種別                                       | 台          | 全容積                                       | 種別                 | 台                | 全容積                                          | 基     | 全容積                        |
| 2.0 m <sup>3</sup><br>3.2 m <sup>3</sup> | 2<br>2     | 4.0 m <sup>3</sup><br>6.4 m <sup>3</sup>  | 1.0 m <sup>3</sup> | 40               |                                              | 1     | 50 m <sup>3</sup><br>南部町役場 |
| 計                                        | 4          | 10.4 m <sup>3</sup>                       | 計                  | 40               | 40.0 m <sup>3</sup>                          |       |                            |
| 携行缶                                      |            |                                           | 給水袋                |                  |                                              |       |                            |
| 種別                                       | 個          | 全容積                                       | 種別                 | 枚                | 全容積                                          |       |                            |
| 10ℓ<br>20ℓ                               | 840<br>780 | 8.4 m <sup>3</sup><br>15.6 m <sup>3</sup> | 6ℓ<br>10ℓ          | 22,000<br>13,500 | 132.0 m <sup>3</sup><br>135.0 m <sup>3</sup> |       |                            |
| 計                                        | 1,620      | 24.0 m <sup>3</sup>                       | 計                  | 35,500           | 267.0 m <sup>3</sup>                         |       |                            |

### 第 1 4 節 応急住宅供給

#### 4－1 4－1 建築資材の調達

| 調達先       | 所在地         | 電話番号         | 調達可能品名       |
|-----------|-------------|--------------|--------------|
| 夢ハウス(有)   | 福田字館 48     | 0178-60-1611 | 板類、ひき割類、ひき角類 |
| 川福製材所(有)  | 剣吉字五合田 9-1  | 0178-75-1275 | 板類、ひき割類、ひき角類 |
| (株) 山口製材所 | 森越字白樺沢 5    | 0178-75-0065 | 板類、ひき割類、ひき角類 |
| 林製材所      | 鳥谷字橋場 9-2   | 0178-76-3123 | 板類、ひき割類、ひき角類 |
| (有) 中村製材  | 鳥舌内字長沢 29-3 | 0178-76-2420 | 板類、ひき割類、ひき角類 |
| (有) 北向建設  | 鳥舌内字浜坂 4-3  | 0178-76-2233 | 板類、ひき割類、ひき角類 |

#### 4－1 4－2 建築技術者

| 所 在 地    | 電話番号         | 技術者等人員数 | 備 考 |
|----------|--------------|---------|-----|
| 南部地区建築組合 | 0178-76-2623 | 60      |     |
| (株) 夏堀組  | 0178-84-2012 | 1       |     |

|           |              |    |  |
|-----------|--------------|----|--|
| (有)石橋工業   | 0178-84-2301 | 2  |  |
| (有)澤向住建   | 0178-84-3427 | 1  |  |
| 夏堀工務店(株)  | 0178-84-2053 | 1  |  |
| (株)松本工務店  | 0178-76-2623 | 13 |  |
| (有)米内新建設  | 0178-76-2309 | 4  |  |
| (株)四戸興業   | 0178-76-2815 | 1  |  |
| 山田建設(株)   | 0178-75-0101 | 2  |  |
| (有)西塚建設工業 | 0178-75-1252 | 2  |  |
| 助川建設(株)   | 0178-76-3200 | 2  |  |
| (有)北向建設   | 0178-76-2233 | 2  |  |
| (株)山口製材所  | 0178-75-1702 | 3  |  |
| (有)中山組    | 0178-76-2030 | 1  |  |
| (株)堀内工務店  | 0179-22-0161 | 3  |  |

## 第 15 節 遺体の搜索、処理、埋火葬

### 4-15-1 遺体の一時保管場所

| 施設名           | 管理者 | 電話番号         | 所在地          | 施設概況   | 収容能力  |
|---------------|-----|--------------|--------------|--------|-------|
| 農村環境改善センター福寿館 | 町長  | 0178-84-2648 | 福田字下平 35-1   |        | 50 体  |
| 剣吉公民館         | 町長  | 0178-75-0797 | 剣吉字五合田 29-1  | 公民館施設  | 140 体 |
| 中央公民館         | 町長  | 0178-76-2323 | 平字広場 36      | 公民館施設  | 120 体 |
| 南部老人福祉センター    | 町長  | 0179-34-3534 | 沖田面字下村 42-2  | 老人福祉施設 | 60 体  |
| 健康センター        | 町長  | 0178-60-7100 | 下名久井字白山 91-1 |        | 2 体   |

### 4-15-2 火葬場

| 名称      | 所在地    | 管理者          | 電話番号         | 1 日処理能力 | 使用燃料 |
|---------|--------|--------------|--------------|---------|------|
| 八戸市斎場   | 八戸市十日市 | 八戸市長         | 0178-96-1029 | 14 体    | 灯油   |
| 三戸地区葬祭場 | 三戸町川守田 | 三戸地区環境整備事務組合 | 0179-23-0543 | 4 体     | 灯油   |

#### 4－15－3 埋葬予定場所

| 名 称      | 所 在 地        | 電話番号         | 施設概要  | 埋葬可能人員 |
|----------|--------------|--------------|-------|--------|
| 瑞泉寺      | 福田字館30       | 0178-84-2347 | 本堂納骨堂 | 50人    |
| 法円寺      | 苫米地字明戸30-2   | 0178-84-2130 | 本堂納骨堂 | 50人    |
| 共同墓地公園   | 福田字赤坂脇10-2   | 0178-76-2111 |       | 5人     |
| 浄休寺      | 上名久井字下モ町17-2 | 0178-76-2704 |       | 30人    |
| 東円寺      | 斗賀字定平2-2     | 0178-75-0114 |       | 30人    |
| 法光寺      | 法光寺字法光寺20    | 0178-76-2506 |       | 30人    |
| 陽光寺      | 剣吉字上町43      | 0178-75-0109 |       | 30人    |
| 墓地       | 高瀬字千草2       | 0178-76-2111 |       | 5人     |
| 恵光院      | 大向字長谷94-6    | 0179-23-4247 |       | 20人    |
| 三光寺      | 小向字正寿寺60     | 0179-23-3773 |       | 20人    |
| 清光寺      | 相内字沢構77      | 0179-34-2589 |       | 20人    |
| 長谷寺      | 大向字長谷94-6    | 0179-23-4247 |       | 20人    |
| 長谷霊園無縁墓地 | 大向字長谷沢       | 0179-34-2111 | 本堂納骨堂 | 10人    |

### 第16節 障害物除去

#### 4－16－1 除去した障害物の集積場所

| 集積地          | 所在地       | 収容能力    | 管理者 |
|--------------|-----------|---------|-----|
| ふくち運動公園      | 福田字下平30   | 1,000 t | 町長  |
| たいら運動公園グラウンド | 平字小渋民45-9 | 1,000 t | 町長  |
| 旧南部中学校校舎跡地   | 沖田面字南古館13 | 1,500 t | 町長  |

#### 4－16－2 障害物の除去に要する資機材等の現有状況

| 所有者      | 所在地             | 電話番号         | 機械器具の名称数量等（台） |          |       |        |            |
|----------|-----------------|--------------|---------------|----------|-------|--------|------------|
|          |                 |              | クレーン車         | ショベルローダー | グレーダー | ブルドーザー | その他        |
| 南部町役場    | 平字広場28-1        | 0178-76-2111 |               | 1        | 1     |        | 3          |
| (株)夏堀組   | 苫米地<br>字白山堂18-1 | 0178-84-2012 |               | 2        |       |        | TR1<br>BH2 |
| 夏堀工務店(株) | 苫米地<br>字殿村9-5   | 0178-84-2053 |               | 2        |       |        | DT1        |
| (有)夏善工業  | 苫米地<br>字下宿20-2  | 0178-84-2108 |               | 1        |       |        | BH1<br>DT1 |

|           |                  |              |   |   |   |    |            |
|-----------|------------------|--------------|---|---|---|----|------------|
| (有)石橋工業   | 苫米地<br>字神明下川原17  | 0178-84-2301 | 1 | 1 |   |    | DT1<br>BH2 |
| 工藤建設工業(株) | 埤渡字<br>東あかね3-111 | 0178-84-4088 |   | 2 |   |    |            |
| (有)夏堀舗装   | 片岸<br>字片岸50-3    | 0178-60-1031 |   |   |   |    | DT2<br>BH1 |
| (有)下井田造園  | 福田<br>字あかね1-6    | 0178-84-3823 | 1 |   |   |    | BH1        |
| 山田建設(株)   | 剣吉字上町28          | 0178-75-0101 |   | 1 |   |    | DT2        |
| (株)四戸興業   | 高瀬<br>字上宮野24-1   | 0178-76-2815 |   | 2 |   | 1  | BH4        |
| (株)松本工務店  | 上名久井<br>字外ノ沢10-2 | 0178-76-2623 | 4 | 2 | 1 | 1  | BH4        |
| 助川建設(株)   | 下名久井<br>字前田23-1  | 0178-76-3200 |   | 2 |   | 10 |            |
| (有)米内新建設  | 下名久井<br>字外館9-2   | 0178-76-2309 |   | 1 |   |    |            |
| (有)北向建設   | 鳥舌内<br>字浜坂4-3    | 0178-76-2233 | 1 | 1 |   |    |            |
| (有)中山組    | 鳥舌内<br>字内川62-3   | 0178-76-2030 | 1 | 1 |   | 2  | DT3<br>BH5 |
| (有)西塚建設工業 | 斗賀字沼田5-7         | 0178-75-1252 | 1 | 1 |   |    | DT1        |
| 助川重機(有)   | 下名久井<br>字前田19    | 0178-76-2801 |   | 1 |   |    |            |
| (有)佐藤組    | 斗賀字上平3           | 0178-75-0682 |   |   |   |    |            |
| (株)山口製材所  | 剣吉<br>字大坊6-20    | 0178-75-1702 | 1 |   |   |    |            |
| (株)宮本農機   | 剣吉字大坊7-1         | 0178-75-1024 |   | 1 |   | 1  |            |
| (株)堀内工務店  | 大向<br>字後渡62-5    | 0179-22-0161 | 1 |   |   | 1  | DT2        |
| 宮川工業(株)   | 沖田面<br>字南古館1-4   | 0179-34-2368 |   | 1 |   |    |            |
| (有)ピース工業  | 相内<br>字上ノ平9-1    | 0179-22-2108 | 2 | 1 |   |    |            |
| (有)まべち興業  | 斗賀<br>字上町焼69-1   | 0178-20-8363 | 1 | 2 |   |    | DT2<br>BH4 |
| (株)森田建設   | 大向<br>字泉山道9-17   | 0179-23-3786 | 1 |   |   |    |            |
| 中建工業      | 大向<br>字府近下33-3   | 0179-22-0690 | 1 | 3 |   |    | DT3<br>BH7 |
| (有)工藤土建   | 高瀬<br>字向平5-1     | 0178-76-1530 | 1 | 1 |   |    | BH2        |

## 第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

### 4-17-1 主な被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与調達先

| 調達先               | 所在地           | 電話番号         |
|-------------------|---------------|--------------|
| 南部町商工会            | 苫米地字下宿 23-1   | 0178-38-1159 |
| 八木田呉服店            | 苫米地字町中 9-1    | 0178-84-2719 |
| 掛端呉服店             | 福田字あかね 4-68   | 0178-84-3348 |
| 小村商店              | 杉沢字杉沢 22      | 0178-84-3785 |
| コメリ ハードアンドグリーン福地店 | 高橋字中道 1-5     | 0178-60-1231 |
| (有)掛端呉服店          | 平字広場 25-17    | 0178-76-2318 |
| 助川商店（呉服）          | 平字広場 21-5     | 0178-76-2558 |
| 竹内商店              | 剣吉字大坊 13-21   | 0178-75-0030 |
| (有)デマチ（呉服用品）      | 剣吉字大坊 8-2     | 0178-75-0054 |
| なかつぼストア           | 平字虚空蔵 4-2     | 0178-76-2515 |
| 根市呉服店             | 剣吉字大坊 6-15    | 0178-75-0119 |
| サンデー ホームマート名川店    | 斗賀字沼田 78      | 0178-75-1117 |
| ふくや               | 大向字勘吉 48-10   | 0179-23-3622 |
| よしだ洋品店            | 大向字泉山道 48-4   | 0179-22-2530 |
| ホームセンターかんぶん三戸店    | 大向字後構 20-3    | 0179-22-3333 |
| ユニバース 福地店         | 大字苫米地字白山堂 1-2 | 0178-60-1577 |
| ローソン 福地苫米地店       | 大字苫米地字高畑 1-1  | 0178-84-4490 |
| マエダストア 名久井店       | 大字下名久井青柳 4-3  | 0178-80-7010 |
| ローソン 名川斗賀店        | 大字斗賀字下斗賀 29-1 | 0178-75-0202 |
| ミニストップ 名川店        | 大字虎渡字西山 3-1   | 0178-75-1101 |
| ローソン 南部町沖田面店      | 大字沖田面字千刈 4    | 0179-34-2426 |
| ローソン 南部町バイパス店     | 大向字後構 19-4    | 0179-23-0909 |
| ツルハドラック 福地店       | 苫米地白山堂 1-2    | 0178-60-1577 |
| 薬王堂 青森名川店         | 斗賀字沼田 68      | 0178-32-0655 |
| 薬王堂 青森南部店         | 沖田面字沖中 85-1   | 0179-34-2227 |



## 4-17-2 調達物資の集積場所

| 施設名               | 所在地            | 責任<br>管理者 | 電話番号         | 施設の概況  | 配分対象区域 |
|-------------------|----------------|-----------|--------------|--------|--------|
| 福地体育センター          | 福田字下平 33       | 所長        | 0178-84-4402 | 体育施設   | 主に福地地区 |
| 農村環境改善センター<br>福寿館 | 福田字下平 35-1     | 館長        | 0178-84-2648 |        | 主に福地地区 |
| 剣吉公民館             | 剣吉字五合田<br>29-1 | 館長        | 0178-75-0797 | 公民館    | 主に名川地区 |
| 名川 B & G 海洋センター   | 平字広場 28-1      | 所長        | 0178-76-3310 | 体育施設   | 主に名川地区 |
| 南部町民体育館           | 沖田面字沖中<br>80   | 館長        | 0179-34-2761 | 体育施設   | 主に南部地区 |
| ふれあい交流プラザ         | 大向字泉山道<br>9-87 | 町長        | 0179-22-2011 |        | 主に南部地区 |
| いちょうホール           | 平字広場 28-1      | 町長        | 0178-38-5970 | 地域交流施設 | 全地区    |

## 第 18 節 医療、助産及び保健

### 4-18-1 救護所の設置予定場所

| 設置予定施設名        | 所 在 地      | 連絡先          | 収容能力   |
|----------------|------------|--------------|--------|
| 総合保健福祉センターゆとりあ | 福田字館先25-1  | 0178-84-2210 | 610人   |
| 剣吉公民館          | 剣吉字五合田29-1 | 0178-75-0797 | 400人   |
| ふれあい交流プラザ      | 大向字泉山道9-87 | 0179-22-2011 | 270人   |
| 町民体育館          | 沖田面字沖中80   | 0179-34-3137 | 1,600人 |
| いちょうホール        | 平字広場28-1   | 0178-38-5970 | 230人   |

### 4-18-2 医薬品等の主な調達先

| 調 達 先        | 所 在 地       | 電 話 番 号      |
|--------------|-------------|--------------|
| ふよう調剤薬局      | 苫米地字町中22    | 0178-84-3113 |
| ほのぼの薬局       | 苫米地字白山堂18-1 | 0178-84-4505 |
| ツルハドラッグ福地南部店 | 苫米地白山堂1-2   | 0178-20-1230 |
| ひろば薬店        | 平字虚空蔵5-10   | 0178-76-2414 |
| ササキ・ドラック     | 上名久井字中町17-3 | 0178-76-3911 |
| 三星堂薬店        | 剣吉字中町21-1   | 0178-75-0159 |
| 柏木薬店         | 剣吉字大坊13-1   | 0178-75-0015 |
| けんよし調剤薬局     | 剣吉字堰合15-4   | 0178-75-0745 |
| 薬王堂青森名川店     | 斗賀字沼田68     | 0178-32-0655 |

|          |             |              |
|----------|-------------|--------------|
| なんぶ中央薬局  | 沖田面字千刈47-2  | 0179-34-3570 |
| サカエ薬局なんぶ | 沖田面字千刈35-2  | 0179-20-6770 |
| 薬王堂南部町店  | 沖田面字沖中85-1  | 0179-34-2227 |
| サンケア南部薬局 | 下名久井字白山87-8 | 0178-60-7711 |

#### 4-18-3 町内の医療機関等の状況

| 施設名                | 所在地              | 電話               | 診療科目                                                                       | 医療従事者                       | 病床数                                | 自家<br>発 |
|--------------------|------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------|
| はらだクリニック           | 苔米地<br>字白山堂13-2  | 0178-<br>60-1661 | 外科、内科、消化<br>器内科                                                            | 医師 1名<br>看護師 6名<br>その他 15名  | 無                                  | 無       |
| かわむら内科<br>クリニック    | 苔米地<br>字町中22     | 0178-<br>84-3111 | 内科<br>循環器科<br>糖尿病代謝内科                                                      | 医師 1名<br>看護師 4名<br>その他 4名   | 無                                  | 無       |
| 夏堀デンタルクリ<br>ニック    | 苔米地<br>字町中22     | 0178-<br>60-1111 | 歯科                                                                         | 医師 1名<br>その他 3名             | 無                                  | 無       |
| 南部町<br>医療センター      | 下名久井字白<br>山87-1  | 0178-<br>76-2001 | 内科、外科、循環<br>器内科、アレルギー<br>科、小児科、整形<br>外科、皮膚科、泌<br>尿器科、肛門外<br>科、眼科、耳鼻咽<br>喉科 | 医師 7名<br>看護師 46名<br>その他 41名 | 一 般 病<br>床26床<br><br>療 養 病<br>床40床 | 有       |
| 川守田外科胃腸科<br>医院     | 剣吉<br>字堰合13-2    | 0178-<br>75-0898 | 外科、内科、消化<br>器内科、皮膚科<br>小児科                                                 | 医師 1名<br>看護師 4名<br>その他 2名   | 無                                  | 有       |
| 中村歯科医院             | 斗賀<br>字桜場1-4     | 0178-<br>75-0611 | 歯科                                                                         | 医師 1名<br>その他 4名             | 無                                  | 無       |
| 宮沢歯科医院             | 斗賀<br>字上明戸14     | 0178-<br>75-0067 | 歯科                                                                         | 医師 1名<br>その他 2名             | 無                                  | 無       |
| イナムラ歯科医院           | 下名久井<br>字如来堂6-10 | 0178-<br>76-1717 | 歯科、口腔外科                                                                    | 医師 1名<br>その他 8名             | 無                                  | 無       |
| 社会医療法人<br>博進会 南部病院 | 沖田面<br>字千刈52-2   | 0179-<br>34-3131 | 内科、胃腸科、<br>外科、麻酔科、<br>リハビリテーシ<br>ョン科、整形外<br>科、眼科、脳神経<br>外科                 | 医師 5名<br>看護師 46名<br>その他 92名 | 60床                                | 有       |
| スワンクリニック           | 沖田面<br>字千刈37-1   | 0179-<br>23-0805 | 整形外科、外科、<br>内科、小児科、<br>アレルギー科、<br>リハビリテーシ<br>ョン科                           | 医師 2名<br>看護師 11名<br>その他 19名 | 無                                  | 無       |
| ナンプクリニック           | 沖田面<br>字千刈47-1   | 0179-<br>20-6161 | 眼科                                                                         | 医師 2名<br>看護師 12名<br>その他 19名 | 無                                  | 有       |
| 千葉歯科               | 沖田面<br>字千刈62-2   | 0179-<br>34-3310 | 歯科                                                                         | 医師 2名<br>その他 5名             | 無                                  | 無       |

**第 2 0 節 輸送対策**  
**4－2 0－1 町有車両**

(令和3年8月1日現在)

| 所属の名称  | 保管先        | 車種等           | 台数  | 備考        |
|--------|------------|---------------|-----|-----------|
| 総務課    | 役場・乗用車     | プリウス          | 1 台 |           |
| 総務課    | 役場・ライトバン   | ファミリアワゴン      | 1 台 | ※防災無線     |
| 総務課    | 役場・ワゴン車    | キャラバン         | 1 台 |           |
| 総務課    | 役場・乗用車     | クラウンマジェスタ     | 1 台 | ※防災無線     |
| 総務課    | 役場・軽自動車    | ワゴン R 2       | 1 台 |           |
| 総務課    | 役場・ワゴン車    | グランビア         | 1 台 | ※防災無線     |
| 総務課    | 役場・行政バス    | ガーラ           | 1 台 | 1 号       |
| 総務課    | 役場・行政バス    | ガーラミオ         | 1 台 | 2 号(ピンク)  |
| 総務課    | 役場・行政バス    | セレガ           | 1 台 | 3 号       |
| 総務課    | 役場・行政バス    | エアロミディ        | 1 台 | 4 号(教育)   |
| 総務課    | 役場・行政バス    | ローザ           | 1 台 | 5 号       |
| 総務課    | 役場・行政バス    | ローザ           | 1 台 | 里バス(機能訓練) |
| 総務課    | 役場・消防指令    | ランドクルーザー      | 1 台 | ※防災無線     |
| 総務課    | 役場・ワゴン車    | ハイエース         | 1 台 |           |
| 総務課    | 役場・ワゴン車    | エルグランド        | 1 台 |           |
| 総務課    | 役場・ライトバン   | A D バン        | 1 台 |           |
| 総務課    | 役場・軽自動車    | アルト           | 1 台 |           |
| 総務課    | 役場・ワゴン車    | ランディ          | 1 台 |           |
| 総務課    | 役場・軽自動車    | ワゴン R         | 1 台 | ※防災無線     |
| 総務課    | 役場・乗用車     | プリウス          | 1 台 |           |
| 交流推進課  | 役場・軽自動車    | キャロル          | 1 台 |           |
| 交流推進課  | 役場・軽自動車    | エブリイ          | 1 台 | ラッピング     |
| 商工観光課  | 役場・ワゴン車    | キャラバン         | 1 台 |           |
| 商工観光課  | 役場・軽自動車    | キャリィ          | 1 台 | 軽トラ       |
| チェリリン村 | チェリリン村・軽自  | キャリィ          | 1 台 | 軽トラ       |
| チェリリン村 | チェリリン村・軽自  | ミニキャブ         | 1 台 | 軽トラ       |
| チェリリン村 | チェリリン村・乗草刈 | 刈馬王           | 1 台 | 乗用草刈機     |
| 長谷ぼたん園 | 長谷ぼたん園     | S L -55 農用運搬車 | 1 台 |           |
| 長谷ぼたん園 | 長谷ぼたん園・軽自  | ハイゼット         | 1 台 | 軽トラ       |
| チェリウス  | チェリウス・ワゴン車 | セレナ           | 1 台 |           |

|        |            |                  |     |         |
|--------|------------|------------------|-----|---------|
| チェリウス  | チェリウス      | エブリー             | 1 台 |         |
| チェリウス  | チェリウス・行政バス | ローザ              | 1 台 |         |
| 健康こども課 | 健康センター・乗用  | インサイト            | 1 台 |         |
| 健康こども課 | 健康センター・バン  | ファミリアワゴン         | 1 台 | ※防災無線   |
| 健康こども課 | 健康センター・軽自  | ハイゼットカーゴ         | 1 台 | 博愛号     |
| 健康こども課 | 健康センター・軽自  | ステラ L (白)        | 1 台 |         |
| 健康こども課 | 健康センター・軽自  | ワゴン R (ベージュ)     | 1 台 |         |
| 健康こども課 | 健康センター・軽自  | ワゴン R            | 1 台 |         |
| 福祉介護課  | 健康センター・軽自  | アルト              | 1 台 |         |
| 福祉介護課  | 健康センター・乗用  | ソリオ              | 1 台 | ※防災無線   |
| 福祉介護課  | 健康センター・軽自  | ステラ L (シルバー)     | 1 台 | ※防災無線   |
| 福祉介護課  | 健康センター・軽自  | エブリィワゴン          | 1 台 |         |
| 福祉介護課  | 健康センター・軽自  | アルトエコ ECO=L      | 1 台 |         |
| 健康こども課 | 健康センター     | 除雪車 KMTWA107E040 | 1 台 |         |
| 建設課    | 役場・軽自動車    | サンバー             | 1 台 | 軽トラ     |
| 建設課    | 役場         | レンジャー            | 1 台 | ダンプトラック |
| 建設課    | 役場         | ダンプ              | 1 台 | ダンプトラック |
| 建設課    | 資材置場       | ショベルローダ          | 1 台 | 除雪車     |
| 建設課    | 福田車庫       | グレーダー            | 1 台 | 除雪車     |
| 建設課    | 福田車庫       | レンジャー            | 1 台 | ダンプトラック |
| 建設課    | 福田車庫       | ショベルローダ          | 1 台 | 除雪車     |
| 建設課    | 役場・軽自動車    | パジェロミニ V R       | 1 台 |         |
| 建設課    | 役場・乗用車     | トリビュート           | 1 台 |         |
| 建設課    | 福田車庫       | グレーダ             | 1 台 | 除雪車     |
| 建設課    | 福田車庫       | ギガ・ダンプトラック       | 1 台 | ダンプトラック |
| 建設課    | 福田車庫       | N R 40           | 1 台 | 小型特殊車両  |
| 建設課    | 福田車庫       | ホイールローダ          | 1 台 | 除雪車     |
| 建設課    | 役場         | エルフ              | 1 台 | ダンプトラック |
| 建設課    | 役場         | エルフ              | 1 台 | ダンプトラック |
| 建設課    | 役場・乗用車     | フォレスター           | 1 台 |         |
| 建設課    | 役場・普通トラック  | ダイナ              | 1 台 |         |
| 住民生活課  | 役場・普通トラック  | ダイナ              | 1 台 |         |
| 住民生活課  | 役場・軽自動車    | アトレーワゴン          | 1 台 | 防犯パトロール |
| 住民生活課  | 福地支所・乗用    | サニー              | 1 台 | 交通指導隊   |
| 住民生活課  | 役場・乗用      | カローラ             | 1 台 | 交通指導隊   |

|                 |                      |                    |     |        |
|-----------------|----------------------|--------------------|-----|--------|
| 住民生活課           | 南部支所・乗用              | ランサー               | 1 台 | 交通指導隊  |
| 学務課             | 乗用型草刈機               | R M80 J D          | 1 台 | 福地中学校  |
| 学務課             | 乗用型草刈機               | 2013               | 1 台 | 杉沢中学校  |
| 学務課             | 乗用型草刈機               | 4514               | 1 台 | 名川中学校  |
| 学務課             | 乗用型草刈機               | 2013               | 1 台 | 南部中学校  |
| 給食センター          | 給食センター               | ワゴン R 1            | 1 台 | 軽自動車   |
| 給食センター          | 給食センター               | エルフ                | 1 台 | 給食運搬車  |
| 給食センター          | 給食センター               | エルフ                | 1 台 | 給食運搬車  |
| 給食センター          | 給食センター               | エルフ                | 1 台 | 給食運搬車  |
| 給食センター          | 給食センター               | エルフ                | 1 台 | 給食運搬車  |
| 税務課             | 役場・乗用車               | フォレスター             | 1 台 | ※防災無線  |
| 税務課             | 役場・軽自動車              | エブリー①              | 1 台 |        |
| 税務課             | 役場・軽自動車              | エブリー②              | 1 台 |        |
| 社会教育課           | 役場・軽自動車              | ワゴン R              | 1 台 | ※防災無線  |
| 社会教育課           | 役場・ワゴン車              | キャラバン              | 1 台 |        |
| 名川 B & G 海洋センター | 名川 B & G 海洋センター・軽自動車 | プレオ②               | 1 台 |        |
| 名川 B & G 海洋センター | 名川 B & G 海洋センター・軽自動車 | キャリィ               | 1 台 | 軽トラ    |
| 名川 B & G 海洋センター | 名川 B & G 海洋センター・乗用車  | e-NV 2 0 0         | 1 台 |        |
| 名川 B & G 海洋センター | 名川 B & G 海洋センター      | 乗用草刈機 (LM185B)     | 1 台 | 小型特殊車両 |
| 名川 B & G 海洋センター | 名川 B & G 海洋センター      | 乗用草刈機 (GM130B)     | 1 台 | 小型特殊車両 |
| 農林課             | 役場・ライトバン             | A D バン             | 1 台 |        |
| 農林課             | 役場・軽自動車              | ワゴン R (ブルー)        | 1 台 |        |
| 農林課             | 役場・軽自動車              | ジムニー               | 1 台 |        |
| 農林課             | 役場・軽自動車              | エブリー               | 1 台 |        |
| 町営市場            | 町営市場                 | キャラバン              | 1 台 |        |
| 町営市場            | 町営市場                 | バネット               | 1 台 |        |
| 町営市場            | 町営市場                 | ハイゼット              | 1 台 |        |
| 町営市場            | 町営市場                 | エルフ                | 1 台 |        |
| 町営市場            | 町営市場                 | NV100 クリッパーバン      | 1 台 |        |
| 町営市場            | 町営市場                 | キャリィ               | 1 台 |        |
| 町営市場            | 町営市場                 | バッテリーフォークリフト No. 1 | 1 台 |        |
| 町営市場            | 町営市場                 | バッテリーフォークリフト No. 2 | 1 台 |        |

|        |         |                   |    |           |
|--------|---------|-------------------|----|-----------|
| 町営市場   | 町営市場    | 除雪車(EDMWA107AK)   | 1台 |           |
| 町営市場   | 町営市場    | マーテックスイーパー        | 1台 |           |
| 医療センター | 医療センター  | マークXプレミアム<br>Four | 1台 |           |
| 医療センター | 医療センター  | ポルテF              | 1台 |           |
| 医療センター | 医療センター  | C H-R             | 1台 |           |
| 医療センター | 医療センター  | エスティマハイブリット       | 1台 |           |
| 医療センター | 医療センター  | エブリィ              | 1台 | 巡回号 ※防災無線 |
| 福祉介護課  | 社会福祉協議会 | アルファード            | 1台 |           |
| 商工観光課  | バーデパーク  | 日産ディーゼル           | 1台 |           |

#### 4-20-2 公共的団体の自動車保有状況

| 名称                      | 所在地                 | 責任者            | 連絡先          | 車種別調達可能数<br>(台) |      |
|-------------------------|---------------------|----------------|--------------|-----------------|------|
|                         |                     |                |              | バス              | トラック |
| 岩手県北自動車(株)南部支社<br>八戸営業所 | 八戸市大字是川<br>字二ツ屋6-79 | 八戸営業所長         | 0178-44-5151 | 78              |      |
| 八戸農協<br>南部支店            | 相内字上ノ平<br>43-4      | 八戸本店<br>企画管理課長 | 0178-70-7711 |                 | 3    |

#### 4-20-3 運送業者等営業用の自動車保有状況

| 名称                      | 所在地                        | 責任者 | 連絡先           | 車種別調達可能数<br>(台) |      | 備考 |
|-------------------------|----------------------------|-----|---------------|-----------------|------|----|
|                         |                            |     |               | バス              | トラック |    |
| (有)大昇運輸                 | 十和田市大字八<br>斗沢字八斗沢<br>191番地 | 社長  | 0176-27-3055  |                 | 2    |    |
| 青森三八五流通(株)八戸支店          | 八戸市大字長苗<br>代字上中坪35-1       | 支店長 | 0178-27-2111  |                 | 123  |    |
| 丸石運輸(有)                 | 平字若宮前52-1                  | 社長  | 0178-76-2701  |                 | 24   |    |
| ヤマト運輸(株)<br>三戸センター      | 沖田面字沖中<br>45-1             | 支店長 | 080-5044-2020 |                 | 19   |    |
| 岩手県北自動車(株)南部支社<br>三戸営業所 | 三戸町大字同心町                   | 所長  | 0179-22-2318  | 29              |      |    |

#### 4-20-4 その他の自動車保有状況

|                              | バス | 乗用車 | 小型トラック | 備考 |
|------------------------------|----|-----|--------|----|
| 三戸観光レンタカー（有）<br>0179-34-3120 | 2  | 3   | 2      |    |

#### 4-20-5 ヘリコプター離着陸場所

| 施設名          | 所在地         | 管理者 | 面積（㎡）  | 周囲の状況    |
|--------------|-------------|-----|--------|----------|
| ふくち運動公園      | 福田字下平30     | 町長  | 18,000 | 国道104号、駅 |
| 福地中学校        | 福田字板橋1-2    | 校長  | 26,582 | 団地       |
| 福地小学校        | 福田字源次郎平7-1  | 校長  | 10,556 | 〃        |
| 旧福地小学校       | 苫米地字寺ノ後15-1 | 教育長 | 12,591 | 駅、団地     |
| 旧杉沢小学校       | 杉沢字杉沢6-4    | 教育長 | 9,045  | 県道、団地    |
| 名久井農業高等学校    | 下名久井字下諏訪平1  | 校長  | 15,000 | 高台でりんご園  |
| たいら運動公園      | 平字小渋民 45-9  | 町長  | 36,400 | 高台でりんご園  |
| 南部町医療健康センター  | 下名久井字白山87-1 | 町長  | 1203.9 | 田圃       |
| 名川中学校        | 下名久井字白山81   | 校長  | 10,834 | 団地、田圃    |
| 旧名川南小学校      | 鳥谷字太田3      | 教育長 | 11,517 | 県道、山間地   |
| 旧鳥谷小学校跡地     | 鳥谷字青鹿長根27-1 | 町長  | 6,200  | 樹園地、山間地  |
| 町民体育館        | 沖田面字沖中80    | 町長  | 3,053  | 国道4号     |
| 旧向小学校        | 大向字飛鳥20-2   | 教育長 | 4,023  | 三戸駅      |
| 南部小学校        | 沖田面字久保10-1  | 校長  | 10,083 | 国道4号     |
| 旧南部幼稚園       | 相内字上ノ平45    | 教育長 | 6,291  | 国道4号     |
| 旧向小学校第二グラウンド | 大向字上野12-1   | 教育長 | 11,874 | 三戸駅      |

#### 4-20-6 緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況

（令和3年8月1日現在）

| 所属  | 登録番号           | 車種        | 保管場所     | 台数 |
|-----|----------------|-----------|----------|----|
| 総務課 | 八戸 300 て 70-60 | プリウス      | 役場・乗用車   | 1台 |
| 総務課 | 八戸 400 す 93-43 | ファミリアワゴン  | 役場・ライトバン | 1台 |
| 総務課 | 八戸 400 そ 49-18 | キャラバン     | 役場・ワゴン車  | 1台 |
| 総務課 | 八戸 330 す 72-01 | クラウンマジェスタ | 役場・乗用車   | 1台 |
| 総務課 | 八戸 580 き 90-90 | ワゴンR 2    | 役場・軽自動車  | 1台 |
| 総務課 | 八戸 300 す 25-41 | グランビア     | 役場・ワゴン車  | 1台 |
| 総務課 | 八戸 200 は 1-62  | ガーラ       | 役場・行政バス  | 1台 |

|        |                |                  |             |     |
|--------|----------------|------------------|-------------|-----|
| 総務課    | 八戸 200 は 21    | ガーラミオ            | 役場・行政バス     | 1 台 |
| 総務課    | 八戸 200 は 2-67  | セレガ              | 役場・行政バス     | 1 台 |
| 総務課    | 八戸 22 や 2-63   | エアロミディ           | 役場・行政バス     | 1 台 |
| 総務課    | 八戸 200 さ 11-96 | ローザ              | 役場・行政バス     | 1 台 |
| 総務課    | 八戸 22 さ 8-86   | ローザ              | 役場・行政バス     | 1 台 |
| 総務課    | 八戸 300 ひ 11-27 | ハイエース            | 役場・ワゴン車     | 1 台 |
| 総務課    | 八戸 300 ね 68-79 | エルブランド           | 役場・ワゴン車     | 1 台 |
| 総務課    | 八戸 400 さ 93-32 | A Dバン            | 役場・ライトバン    | 1 台 |
| 総務課    | 八戸 50 セ 62-82  | アルト              | 役場・軽自動車     | 1 台 |
| 総務課    | 八戸 500 の 53-00 | ランディ             | 役場・ワゴン車     | 1 台 |
| 総務課    | 八戸 580 き 90-91 | ワゴンR             | 役場・軽自動車     | 1 台 |
| 総務課    | 八戸 300 て 71-26 | プリウス             | 役場・乗用車      | 1 台 |
| 交流推進課  | 八戸 580 す 90-15 | キャロル             | 役場・軽自動車     | 1 台 |
| 交流推進課  | 八戸 480 え 90-78 | エブリイ             | 役場・軽自動車     | 1 台 |
| 商工観光課  | 八戸 400 セ 59-33 | キャラバン            | 役場・ワゴン車     | 1 台 |
| 商工観光課  | 八戸 480 う 45-11 | キャリィ             | 役場・軽自動車     | 1 台 |
| チェリリン村 | 八戸 480 か 80-56 | キャリィ             | チェリリン村・軽自   | 1 台 |
| チェリリン村 | 八戸 40 そ 85-26  | ミニキャブ            | チェリリン村・軽自   | 1 台 |
| 長谷ぼたん園 | 八戸 480 え 92-17 | ハイゼット            | 長谷ぼたん園・軽自   | 1 台 |
| チェリウス  | 八戸 500 ほ 31-85 | セレナ              | チェリウス・ワゴン車  | 1 台 |
| チェリウス  | 八戸 580 そ 41-83 | エブリィ             | チェリウス・軽自動車  | 1 台 |
| チェリウス  | 八戸 230 さ 15-15 | ローザ              | チェリウス・行政バス  | 1 台 |
| 健康こども課 | 八戸 500 の 60-09 | インサイト            | 健康センター・乗用   | 1 台 |
| 健康こども課 | 八戸 400 す 93-44 | ファミリアワゴン         | 健康センター・バン   | 1 台 |
| 健康こども課 | 八戸 480 き 35-54 | ハイゼットカーゴ         | 健康センター・軽自博愛 | 1 台 |
| 健康こども課 | 八戸 580 か 94-52 | ステラ L (白)        | 健康センター・軽自   | 1 台 |
| 健康こども課 | 八戸 580 き 83-41 | ワゴンR (ベージュ)      | 健康センター・軽自   | 1 台 |
| 健康こども課 | 八戸 580 め 99    | ワゴンR             | 健康センター・軽自   | 1 台 |
| 福祉介護課  | 八戸 580 え 8-80  | アルト              | 健康センター・軽自   | 1 台 |
| 福祉介護課  | 八戸 580 め 29-73 | ソリオ              | 健康センター・乗用   | 1 台 |
| 福祉介護課  | 八戸 580 き 18-69 | ステラ L (シルバー)     | 健康センター・軽自   | 1 台 |
| 福祉介護課  | 八戸 580 く 43-54 | エブリィワゴン          | 健康センター・軽自   | 1 台 |
| 福祉介護課  | 八戸 580 セ 31-25 | アルトエコ ECO=L      | 健康センター・軽自   | 1 台 |
| 健康こども課 | 南部町あ 7-88      | 除雪車 KMTWA107E040 | 健康センター      | 1 台 |
| 建設課    | 八戸 480 う 44-64 | サンバー             | 役場・軽自動車     | 1 台 |
| 建設課    | 八戸 88 さ 57-30  | レンジャー            | 役場          | 1 台 |
| 建設課    | 八戸 11 や 34-39  | ダンプ              | 役場          | 1 台 |
| 建設課    | 八戸 0 る 2-07    | ショベルローダ          | 資材置場        | 1 台 |
| 建設課    | 八戸 0 る 3-75    | グレーダー            | 福田車庫        | 1 台 |
| 建設課    | 八戸 800 は 7-32  | レンジャー            | 福田車庫        | 1 台 |
| 建設課    | 八戸 0 る 12-25   | ショベルローダ          | 福田車庫        | 1 台 |



|                 |                |                 |                      |     |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------------|-----|
| 建設課             | 八戸 580 き 89-06 | パジェロミニVR        | 役場・軽自動車              | 1 台 |
| 建設課             | 八戸 800 さ 4431  | トリビュート          | 役場・乗用車               | 1 台 |
| 建設課             | 八戸 0 る 13-67   | グレーダ            | 福田車庫                 | 1 台 |
| 建設課             | 八戸 11 や 40-53  | ギガ・ダンプトラック      | 福田車庫                 | 1 台 |
| 建設課             | 南部町 0 あ 2-71   | NR40            | 福田車庫                 | 1 台 |
| 建設課             | 八戸 0 る 2-94    | ホイールローダ         | 福田車庫                 | 1 台 |
| 建設課             | 八戸 100 す 23-21 | エルフ             | 役場                   | 1 台 |
| 建設課             | 八戸 100 す 23-23 | エルフ             | 役場                   | 1 台 |
| 建設課             | 八戸 800 さ 86-95 | フォレスター          | 役場・乗用車               | 1 台 |
| 建設課             | 八戸 400 そ 53-23 | ダイナ             | 役場・普通トラック            | 1 台 |
| 住民生活課           | 八戸 400 そ 43-61 | ダイナ             | 役場・普通トラック            | 1 台 |
| 住民生活課           | 八戸 580 く 80-30 | アトレーワゴン         | 役場・軽自動車              | 1 台 |
| 住民生活課           | 八戸 55 ゆ 50-51  | サニー             | 福地支所                 | 1 台 |
| 住民生活課           | 八戸 500 せ 44-86 | カローラ            | 役場                   | 1 台 |
| 住民生活課           | 八戸 400 す 49-06 | ランサー            | 南部支所                 | 1 台 |
| 給食センター          | 八戸 580 き 90-89 | ワゴンR1           | 給食センター・軽自            | 1 台 |
| 給食センター          | 八戸 100 さ 73-97 | エルフ             | 給食センター・運搬車           | 1 台 |
| 給食センター          | 八戸 100 さ 73-98 | エルフ             | 給食センター・運搬車           | 1 台 |
| 給食センター          | 八戸 100 さ 73-99 | エルフ             | 給食センター・運搬車           | 1 台 |
| 給食センター          | 八戸 100 さ 74-00 | エルフ             | 給食センター・運搬車           | 1 台 |
| 税務課             | 八戸 300 て 91-61 | フォレスター          | 役場・乗用車               | 1 台 |
| 税務課             | 八戸 480 か 81-57 | エブリィ①           | 役場・軽自動車              | 1 台 |
| 税務課             | 八戸 480 か 81-58 | エブリィ②           | 役場・軽自動車              | 1 台 |
| 社会教育課           | 八戸 580 き 83-37 | ワゴンR            | 役場・軽自動車              | 1 台 |
| 社会教育課           | 八戸 44 ち 60-77  | キャラバン           | 役場・ワゴン車              | 1 台 |
| 名川 B & G 海洋センター | 八戸 480 う 15-53 | プレオ②            | 名川 B & G 海洋センター・軽自動車 | 1 台 |
| 名川 B & G 海洋センター | 八戸 480 う 45-10 | キャリィ            | 名川 B & G 海洋センター・軽自動車 | 1 台 |
| 農林課             | 八戸 400 さ 55-07 | ADバン            | 役場・ライトバン             | 1 台 |
| 農林課             | 八戸 580 き 83-36 | ワゴンR（ブルー）       | 役場・軽自動車              | 1 台 |
| 農林課             | 八戸 580 さ 34-41 | ジムニー            | 役場・軽自動車              | 1 台 |
| 農林課             | 八戸 480 え 90-77 | エブリィ            | 役場・軽自動車              | 1 台 |
| 町営市場            | 八戸 100 さ 84-67 | キャラバン           | 町営市場                 | 1 台 |
| 町営市場            | 八戸 400 す 28-15 | バネット            | 町営市場                 | 1 台 |
| 町営市場            | 八戸 483 あ 3-45  | ハイゼット           | 町営市場                 | 1 台 |
| 町営市場            | 八戸 100 さ 34-17 | エルフ             | 町営市場                 | 1 台 |
| 町営市場            | 八戸 480 く 97-76 | NV100 クリッパーバン   | 町営市場                 | 1 台 |
| 町営市場            | 八戸 480 く 97-53 | キャリィ            | 町営市場                 | 1 台 |
| 町営市場            | 南部町あ 6-66      | 除雪車(EDMWA107AK) | 町営市場                 | 1 台 |
| 医療センター          | 八戸 300 ん 26-04 | マークXプレミアム Four  | 医療センター               | 1 台 |

|        |                |             |         |     |
|--------|----------------|-------------|---------|-----|
| 医療センター | 八戸 500 め 20-82 | ポルテ F       | 医療センター  | 1 台 |
| 医療センター | 八戸 331 め 20-01 | C H - R     | 医療センター  | 1 台 |
| 医療センター | 八戸 331 み 20-01 | エスティマハイブリット | 医療センター  | 1 台 |
| 医療センター | 八戸 580 す 14-45 | エブリィ        | 医療センター  | 1 台 |
| 福祉介護課  | 八戸 300 せ 17-67 | アルファード      | 社会福祉協議会 | 1 台 |
| 商工観光課  | 八戸 22 や 2-81   | 日産ディーゼル     | バーデパーク  | 1 台 |

## 第 2 1 節 労務提供

### 4 - 2 1 - 1 赤十字奉仕団、ボランティア団体等の現況

| 団 体 名               | 代表責任者   | 住所又は連絡先   | 電話番号         | 団員数  |
|---------------------|---------|-----------|--------------|------|
| 日本赤十字社<br>南部町赤十字奉仕団 | 新井山 美智子 | 大向字勘吉6-5  | 0179-22-0535 | 752人 |
| 南部町連合青年団            | 藤田 健児   | 福田字町頭12-7 | 0178-84-2280 | 30人  |

### 4 - 2 1 - 2 労務者の宿泊施設予定場所

| 名称       | 管理者 | 所在地           | 施設概況   | 収容可能人員 |
|----------|-----|---------------|--------|--------|
| アヴァンセふくち | 町長  | 苫米地字上根岸73-1   | 個室、ホール | 50人    |
| チェリウス    | 町長  | 上名久井字大浜民山23-4 | 個室、和室  | 56人    |

## 第 2 3 節 防疫

### 4 - 2 3 - 1 防疫用薬剤の調達先

| 名 称           | 所 在 地           | 電話番号         |
|---------------|-----------------|--------------|
| ふよう調剤薬局       | 苫米地字町中22-13     | 0178-84-3113 |
| ほのぼの薬局        | 苫米地字白山堂18-1     | 0178-84-4505 |
| ひろば薬店         | 平字虚空蔵5-10       | 0178-76-2414 |
| 三星堂薬店         | 剣吉字中町21-1       | 0178-76-0159 |
| 柏木薬店          | 剣吉字大坊13-1       | 0178-75-0015 |
| ハッピー調剤薬局青森剣吉店 | 剣吉字堰合15-4       | 0178-75-0745 |
| なんぶ中央薬局       | 沖田面字千刈42        | 0179-34-3570 |
| サカエ薬局なんぶ      | 沖田面字千刈35-2      | 0179-20-6770 |
| アスカム          | 青森市間屋町1-12-11   | 017-738-1321 |
| 富士商事㈱青森営業所    | 青森市第二門屋町三丁目24-1 | 017-739-5319 |
| サンケア南部薬局      | 下名久井字白山87-8     | 0178-60-7711 |
| 東北化学薬品㈱八戸支店   | 八戸市沼館一丁目15-3    | 0178-43-9236 |
| 協和医療器         | 八戸市北白山台二丁目1-9   | 0178-27-1616 |

## 第 2 4 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

### 4－2 4－1 ごみ処理班

| 班名  | 責任者    | 班 員         | 処理場                                |
|-----|--------|-------------|------------------------------------|
| 衛生班 | 住民生活課長 | 住民生活課職員 3 名 | 八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザ、<br>三戸地区クリーンセンター |

### 4－2 4－2 し尿処理班

| 班名  | 責任者    | 班 員         | 処理場                   |
|-----|--------|-------------|-----------------------|
| 衛生班 | 住民生活課長 | 住民生活課職員 3 名 | 八戸環境クリーンセンター、三戸衛生センター |

### 4－2 4－3 ごみ及びし尿の処理施設

| 施設名                                    | 住所・連絡先                                | 管理者         | 処理能力                                                              | 処理方法                |
|----------------------------------------|---------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 八戸地域広域<br>市町村圏事務組合<br>八戸環境クリーン<br>センター | 八戸市八太郎六丁目9-44<br>tel 0178-28-1919     | 事務組合<br>管理者 | 第一処理場 180kl/日                                                     | 直接脱水                |
|                                        |                                       |             | 第二処理場 130kl/日                                                     | 標準脱窒素処理・高度処理        |
| 八戸地域広域<br>市町村圏事務組合<br>八戸清掃工場           | 八戸市大字櫛引字取揚石1-1<br>tel 0178-27-1351    | 事務組合<br>管理者 | 第一工場 300t/日                                                       | 流動床式                |
|                                        |                                       |             | 第二工場 150t/日                                                       | ストーカ路式              |
| 三戸地区環境整備<br>事務組合三戸地区<br>クリーンセンター       | 三戸町大字斗内字上高間館23<br>tel 0179-25-2113    | 事務組合<br>管理者 | 可燃ごみ焼却施設<br>30 t /16 h ×2 炉                                       | 准連続<br>ストーカ式<br>焼却炉 |
|                                        |                                       |             | 粗大ごみ施設<br>20 t /5 h                                               | たて型回転式<br>粉砕機       |
| 三戸地区環境整備<br>事務組合<br>三戸地区衛生<br>センター     | 南部町大字相内字屋敷久保121-8<br>tel 0178-75-1449 | 事務組合<br>管理者 | し尿 60kl/日                                                         | 高負荷処理方式             |
| 八戸地域広域市町<br>村圏事務組合<br>八戸リサイクル<br>プラザ   | 八戸市大字櫛引字山田山1-1                        | 事務組合<br>管理者 | 資源化 49 t /5 h<br>破砕 61 t /5 h<br>紙・布 61 t /5 h<br>有害ごみ0.09 t /5 h |                     |

#### 4-24-4 清掃資機材所有状況

| 名 称               | 所在地                | 電話番号         | 機械器具等       |          |     |
|-------------------|--------------------|--------------|-------------|----------|-----|
|                   |                    |              | ごみ収集<br>運搬車 | 汲取り<br>車 | その他 |
| 第一清掃(株)           | 八戸市是川字金ヶ坂 18       | 0178-44-2624 | 12          | 13       | 24  |
| 共同清掃(株)           | 剣吉字小沢田 12-7        | 0178-75-0453 | 6           | 2        | 3   |
| (有)三戸清掃社          | 三戸町大字同心町字金堀 17-4   | 0179-22-2868 | 5           | 5        | 6   |
| (有)サンコー清掃         | 三戸町大字斗内字中堤 13-4    | 0179-25-2300 | 5           | 1        | 5   |
| (有)まべち興業          | 斗賀字上町焼 69-1        | 0178-20-8361 | 1           |          | 2   |
| (有)紺野商店           | 八戸市城下二丁目 14-8      | 0178-43-9259 | 6           |          | 3   |
| (有)伊藤商事           | 八戸市新井田字出口平 3-57    | 0178-25-0769 | 10          | 18       | 32  |
| (株)マッハ総合計画        | 二戸市福岡字長塚 11-1      | 0195-25-5252 | 8           |          | 1   |
| 釜淵運送(有)           | 田子町大字田子字七日市上ノ平 9-1 | 0179-32-2300 | 1           | 1        | 2   |
| (株)ノザワ            | 八戸市西白山台六丁目 9-45    | 0178-20-9958 | 3           |          | 4   |
| (有)マモル商運          | 八戸市長苗代字幕ノ内 10-5    | 0178-28-8510 | 11          |          | 11  |
| (有)柏崎清掃社          | 八戸市是川字田中山 24-23    | 0178-96-2795 | 13          |          | 12  |
| (株)クリーン中栄         | 八戸市大字河原木字長円坊堀 56-1 | 0178-20-8861 | 7           |          | 9   |
| (株) 清掃テクノサービス     | 八戸市城下四丁目 12-5      | 0178-43-1578 | 26          | 9        | 30  |
| (株)成商クリーン<br>サービス | 階上町大字角柄折字外堀 2-23   | 0178-80-1051 | 8           |          | 8   |
| 環境技術(株)           | 八戸市八太郎六丁目 12-4     | 0178-20-2666 |             | 8        |     |
| (株)建物管理技研         | 八戸市大字大久保字三社 3-3    | 0178-34-1190 |             | 8        |     |
| 共和清運(株)           | 三戸町大字梅内字大反り前田 37-3 | 0179-22-2932 |             | 2        |     |
| 獅子内恵子             | 田子町大字田子字矢田郎 90-5   | 0179-32-4110 |             | 1        |     |
| (有)弘栄商事           | 田子町大字田子字風張 26-6    | 0179-32-2467 |             | 2        |     |

## 第 2 6 節 文教対策

### 4－26－1 小学校の代替予定施設

(令和6年5月1日現在)

| 学校名   | 児童生徒数 | 予定施設及び場所                                    | 収容能力       |
|-------|-------|---------------------------------------------|------------|
| 福地小学校 | 229   | 福寿館、福地体育センター、福田・あかね・東あかね・板橋・滝田・埴渡・法師岡の各集会施設 | 360 人（体育館） |
| 名川小学校 | 241   | 上名久井公民館、平公民館、下名久井公民館                        | 480 人（体育館） |
| 南部小学校 | 126   | 南部老人福祉センター、赤石集落農事集会所、南部公民館、ぼたんの里            | 300 人（体育館） |

### 4－26－2 中学校の代替予定施設

(令和6年5月1日現在)

| 学校名   | 児童生徒数 | 予定施設及び場所                                            | 収容能力       |
|-------|-------|-----------------------------------------------------|------------|
| 福地中学校 | 122   | 福寿館、福地体育センター、福田集会所、ゆとりあ                             | 780 人（体育館） |
| 名川中学校 | 136   | 剣吉公民館、森越公民館、上名久井公民館<br>平公民館、鳥舌内すこやかセンター、<br>鳥谷ふるさと館 | 850 人（体育館） |
| 南部中学校 | 59    | 町民体育館、南部公民館、ぼたんの里                                   | 760 人（体育館） |

#### 4－26－3 小学校施設の状況

(令和6年5月1日現在)

| 学校名   | 所在地         | 教室数 | 応急教室数(特別教室等) | 教員数 |    | 児童数 | 屋内体育施設面積           | 応急の教育時収容可能人員数 |
|-------|-------------|-----|--------------|-----|----|-----|--------------------|---------------|
|       |             |     |              | 男   | 女  |     |                    |               |
| 福地小学校 | 福田字源次郎平 7-1 | 11  | 9            | 8   | 12 | 229 | 654 m <sup>2</sup> | 440 人         |
| 名川小学校 | 平字広場 8      | 13  | 9            | 8   | 13 | 241 | 968 m <sup>2</sup> | 400 人         |
| 南部小学校 | 沖田面字久保 10-1 | 8   | 5            | 9   | 8  | 126 | 617 m <sup>2</sup> | 160 人         |

#### 4－26－4 中学校施設の状況

(令和6年5月1日現在)

| 学校名   | 所在地        | 教室数 | 応急教室数(特別教室等) | 教員数 |   | 児童数 | 屋内体育施設面積             | 応急の教育時収容可能人員数 |
|-------|------------|-----|--------------|-----|---|-----|----------------------|---------------|
|       |            |     |              | 男   | 女 |     |                      |               |
| 福地中学校 | 福田字板橋 1-2  | 6   | 16           | 11  | 6 | 122 | 1,572 m <sup>2</sup> | 520 人         |
| 名川中学校 | 下名久井字白山 81 | 18  | 14           | 12  | 8 | 136 | 1,711 m <sup>2</sup> | 520 人         |
| 南部中学校 | 沖田面字沖中 101 | 5   | 14           | 9   | 7 | 59  | 1,535 m <sup>2</sup> | 480 人         |

#### 4－26－5 学校以外の教育施設の状況

| 施設名             | 所在地         | 電話番号         | 施設概況 | 応急の教育時収容可能人員数 |
|-----------------|-------------|--------------|------|---------------|
| 剣吉公民館           | 剣吉字五合田 29-1 | 0178-75-0797 | 教育施設 | 300 人         |
| 福地公民館           | 苫米地字下宿 22-1 | 0178-84-2128 | 教育施設 | 200 人         |
| 南部公民館           | 沖田面字沖中 51-2 | 0179-34-2800 | 教育施設 | 230 人         |
| 町民体育館           | 沖田面字沖中 80   | 0179-34-2761 | 体育施設 | 600 人         |
| 名川 B & G 海洋センター | 平字広場 28-1   | 0178-76-3310 | 体育施設 | 400 人         |
| 福地体育センター        | 福田字下平 33    | 0178-84-4402 | 体育施設 | 300 人         |

## 第5章 雪害対策、事故災害対策計画

### 第5節 危険物等災害対策

#### 5-5-1 危険物施設

| No. | 事業所名                       | 場 所             | 区 分           | 危険物品名数量<br>(ℓ)                              |
|-----|----------------------------|-----------------|---------------|---------------------------------------------|
| 1   | 南部町役場                      | 平字広場28-1        | 一般取扱所         | 第3石油類 1,950                                 |
| 2   | 南部町役場福地支所                  | 苫米地字下宿23-1      | 地下タンク         | 第3石油類 6,000                                 |
| 3   | 南部町役場南部支所                  | 沖田面字沖中46        | 地下タンク         | 第3石油類 8,000                                 |
| 4   | 南部町総合保健福祉センターゆとりあ          | 福田字館先25-1       | 地下タンク         | 第2石油類 4,000                                 |
| 5   | 南部町保健福祉センターぼたんの里           | 沖田面字千刈45        | 地下タンク         | 第2石油類 8,000                                 |
| 6   | 南部町医療センター                  | 下名久井字白山 87-1    | 地下タンク         | 第3石油類 7,000                                 |
| 7   | 介護老人保健施設<br>なんぶ            | 沖田面字千刈32-1      | 地下タンク         | 第3石油類 18,000                                |
| 8   | 南部町営地方卸売市場                 | 大向字中居構1-11      | 地下タンク         | 第3石油類 5,000                                 |
| 9   | (一社)南部町健康増進公社バーデパーク        | 苫米地字上根岸73-1     | 地下タンク         | 第3石油類 20,000                                |
|     |                            |                 | 一般取扱所         | 第3石油類 6,734                                 |
| 10  | 農林漁業体験実習館<br>チェリウス         | 上名久井字大渋民山23-141 | 地下タンク         | 第3石油類 5,000                                 |
| 11  | 町民体育館・南部公民館                | 沖田面字千刈80        | 地下タンク         | 第3石油類 11,000                                |
| 12  | 青い森鉄道(株)                   | 剣吉字桜場1-8        | 屋内貯蔵所         | 第1石油類 100<br>第2石油類 1,800<br>第3石油類 200       |
| 13  | 名川中学校・町民ホール                | 下名久井字白山81       | 地下タンク         | 第2石油類 7,000                                 |
| 14  | 南部中学校                      | 沖田面字沖中101       | 地下タンク         | 第3石油類 10,000                                |
| 15  | 名久井農業高等学校                  | 下名久井字諏訪平1       | 地下タンク         | 第3石油類 20,000                                |
| 16  | 八戸石油(株)<br>福地営業所           | 苫米地字神明下河原23-13  | 給油取扱所         | 第1石油類 13,000<br>第2石油類 17,000                |
| 17  | 八戸燃料(株)<br>セルフステーション<br>福地 | 小泉字上館野29-1      | 給油取扱所         | 第1石油類 35,000<br>第2石油類 40,000<br>第3石油類 2,000 |
| 18  | 出町石油(株)                    | 剣吉字中町 17        | 給油取扱所         | 第1石油類 10,574<br>第2石油類 19,600                |
| 19  | (株)村井農事商会                  | 上名久井字外ノ沢12-3    | 小口専用<br>給油取扱所 | 第2石油類 19,000                                |
|     |                            | 上名久井字下モ町2       | 給油取扱所         | 第1石油類 19,800<br>第2石油類 19,200                |

|    |                      |               |       |                                                                          |
|----|----------------------|---------------|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 20 | (株)宮本農機              | 剣吉字大坊7-1      | 給油取扱所 | 第1石油類 13,300<br>第2石油類 11,550                                             |
|    |                      |               | 一般取扱所 | 第2石油類 9,700                                                              |
|    |                      |               | 屋内貯蔵所 | 第1石油類 400<br>第2石油類 2,000<br>第3石油類 3,000                                  |
| 21 | (有)鎌倉石油              | 玉掛字諏訪ノ平28-4   | 給油取扱所 | 第1石油類 23,040<br>第2石油類 15,260                                             |
|    |                      |               | 一般取扱所 | 第2石油類 120,000                                                            |
|    |                      |               | 屋内貯蔵所 | 第2石油類 20,000<br>第3石油類 18,000<br>第4石油類 3,000                              |
| 22 | (株)ぱるじゃサービス南部給油所     | 沖田面字久保154     | 給油取扱所 | 第1石油類 30,000<br>第2石油類 30,000                                             |
| 23 | (株)二本木油店             | 沖田面字千刈15      | 給油取扱所 | 第1石油類 29,600<br>第2石油類 39,200<br>第3石油類 1,800                              |
| 24 | (有)コスモス石油南部町給油所      | 大向字田尻65-1     | 給油取扱所 | 第1石油類 13,300<br>第2石油類 15,300<br>第2石油類 9,600                              |
| 25 | 八戸圏域水道企業団馬淵配水池       | 福田字鮫ノ口2-13    | 地下タンク | 第3石油類 4,000                                                              |
| 26 | プライフーズ(株)青森孵卵場       | 法師岡字仁右エ門3-1   | 地下タンク | 第3石油類 5,700                                                              |
| 27 | 東洋ビニール工業(株)          | 小泉字内上平16-6    | 屋内貯蔵所 | 第1石油類 600<br>第2石油類 1,398                                                 |
| 28 | 三信包装(株)福地工場          | 法師岡字仁右エ門3-12  | 地下タンク | 第2石油類 4,000                                                              |
|    |                      |               | 屋内貯蔵所 | 第1石油類 10,000                                                             |
| 29 | 多摩川精機(株)八戸事業所 福地工場   | 法師岡字勘右エ門 1-1  | 屋内貯蔵所 | 第1石油類 1,500<br>第2石油類 2,000                                               |
| 30 | 多摩川精機(株)八戸事業所 福地第二工場 | 法師岡字仁右エ門3-23  | 屋内貯蔵所 | 第1石油類 2,880<br>アルコール類 2,720<br>第2石油類 3,200<br>第3石油類 3,000<br>第4石油類 4,200 |
|    |                      |               | 屋内貯蔵所 | 第1石油類 2,980<br>アルコール類 2,720<br>第2石油類 3,400<br>第3石油類 3,000<br>第4石油類 4,200 |
| 31 | 特別養護老人ホーム長老園         | 埜渡字東あかね5-125  | 地下タンク | 第3石油類 3,000                                                              |
| 32 | ディサービスセンターあじさい       | 下名久井字剣吉前川原1-1 | 地下タンク | 第2石油類 1,900                                                              |



|    |                    |               |             |              |
|----|--------------------|---------------|-------------|--------------|
| 33 | ハピネスながわ            | 下名久井字剣吉前川原1-1 | 地下タンク       | 第3石油類 5,000  |
| 34 | 社会医療法人博進会<br>南部病院  | 沖田面字千刈52-2    | 地下タンク       | 第3石油類 5,000  |
| 35 | 助川建設(株)            | 下名久井字前田23-1   | 給油(自家用)     | 第2石油類 9,600  |
| 36 | ボートピアなんぶ           | 沖田面字荒田13-1    | 地下タンク       | 第3石油類 5,000  |
| 37 | (株)かんぶん三戸<br>灯油販売所 | 大向字後構17-3     | 詰替<br>一般取扱所 | 第2石油類 29,900 |
| 38 | (株)コメリ福地店          | 高橋字中道1-5      | 一般取扱所       | 第2石油類 29,500 |
| 39 | サンデーホームマート<br>名川店  | 斗賀字沼田78       | 一般取扱所       | 第2石油類 29,500 |
| 40 | 新栄物流(株)            | 剣吉字下山26       | 給油(自家用)     | 第2石油類 19,200 |

# 様式編

## 南部町地域防災計画

### ＜ 風水害等災害対策編・地震災害対策編・火山災害対策編 ＞ (資料・様式編)

#### [様式編]

#### 目 次

|       |                                |    |
|-------|--------------------------------|----|
| 様式 1  | 被害者実態調査表（個票） .....             | 1  |
| 様式 2  | 被害者名簿 .....                    | 2  |
| 様式 3  | 災害速報、災害確定報告 .....              | 3  |
| 様式 4  | 被害状況調 .....                    | 4  |
| 様式 5  | 救助の実施状況 .....                  | 6  |
| 様式 6  | 衛生関係被害 .....                   | 7  |
| 様式 7  | 環境衛生施設関係 .....                 | 7  |
| 様式 8  | 水稻被害（水害） .....                 | 8  |
| 様式 9  | 水稻被害（干害、霜害、風害等） .....          | 9  |
| 様式 10 | りんご、一般果樹被害 .....               | 10 |
| 様式 11 | 畑作、野菜、桑樹 .....                 | 11 |
| 様式 12 | 果樹類樹態被害（りんごを除く） .....          | 12 |
| 様式 13 | 畜産関係被害 .....                   | 12 |
| 様式 14 | 牧草、飼料作物等 .....                 | 13 |
| 様式 15 | 農業関係共同利用施設被害 .....             | 14 |
| 様式 16 | 農業関係共同利用施設被害（地方公共万態施設被害） ..... | 16 |
| 様式 17 | 農業協同組合の在庫品被害 .....             | 17 |
| 様式 18 | 農地および農業用施設の被害額 .....           | 18 |
| 様式 19 | 林業関係被害 .....                   | 19 |
| 様式 20 | 商工関係被害 .....                   | 19 |
| 様式 21 | 土木関係被害 .....                   | 20 |
| 様式 22 | 文教関係被害 .....                   | 21 |
| 様式 23 | 社会福祉関係被害 .....                 | 22 |
| 様式 24 | その他公共施設被害 .....                | 22 |
| 様式 25 | 災害発生報告 .....                   | 23 |
| 様式 26 | 災害決定報告について .....               | 26 |
| 様式 27 | 災害救急費市町村交付金交付申請書 .....         | 30 |
| 様式 28 | 事務費内訳書 .....                   | 33 |
| 様式 29 | 救助実施記録日計票 .....                | 37 |
| 様式 30 | 救助の種目別物資受払状況 .....             | 38 |
| 様式 31 | 避難所設置及び収容状況 .....              | 39 |
| 様式 32 | 避難指示等発令報告書 .....               | 40 |

|        |                       |    |
|--------|-----------------------|----|
| 様式 3 3 | 避難指示等解除報告書            | 41 |
| 様式 3 4 | 避難所開設報告書              | 42 |
| 様式 3 5 | 避難所閉鎖報告書              | 43 |
| 様式 3 6 | 避難日誌                  | 44 |
| 様式 3 7 | 避難所収容者名簿              | 45 |
| 様式 3 8 | 避難所従事者勤務状況            | 46 |
| 様式 3 9 | 被災者救出状況記録簿            | 47 |
| 様式 4 0 | 炊出し給与状況（総括）           | 48 |
| 様式 4 1 | 炊出し給与簿                | 49 |
| 様式 4 2 | 給食者名簿                 | 50 |
| 様式 4 3 | 飲料水の供給簿               | 51 |
| 様式 4 4 | 世帯構成員別被害状況            | 52 |
| 様式 4 5 | 物資の給与状況               | 53 |
| 様式 4 6 | 災害救助法による応急仮設住宅設置供与申請書 | 54 |
| 様式 4 7 | 着工届                   | 58 |
| 様式 4 8 | 竣工届                   | 59 |
| 様式 4 9 | 引渡書                   | 60 |
| 様式 5 0 | 請求書                   | 61 |
| 様式 5 1 | 精算書                   | 62 |
| 様式 5 2 | 応急仮設住宅台帳              | 65 |
| 様式 5 3 | 住宅応急修理記録簿             | 66 |
| 様式 5 4 | 救護班活動状況               | 67 |
| 様式 5 5 | 病院、診療所等医療実施状況         | 68 |
| 様式 5 6 | 傷病者名簿                 | 69 |
| 様式 5 7 | 助産台帳                  | 70 |
| 様式 5 8 | 障害物除去の状況              | 71 |
| 様式 5 9 | 障害物除去関係物資受払状況         | 72 |
| 様式 6 0 | 奉仕団の協力要請書             | 73 |
| 様式 6 1 | 奉仕団の活動状況記録簿           | 74 |
| 様式 6 2 | 人夫あっせん要請書             | 75 |
| 様式 6 3 | 人夫雇用台帳                | 76 |
| 様式 6 4 | 遺体の捜索状況記録簿            | 77 |
| 様式 6 5 | 遺体捜索の協力要請書            | 78 |
| 様式 6 6 | 遺体処理台帳                | 79 |
| 様式 6 7 | 埋火葬台帳                 | 80 |
| 様式 6 8 | 学用品給与調                | 81 |
| 様式 6 9 | 学用品購入計画               | 82 |
| 様式 7 0 | 学用品給与状況               | 83 |
| 様式 7 1 | 学用品給与対象者調             | 84 |
| 様式 7 2 | 輸送記録簿                 | 85 |
| 様式 7 3 | 災害派遣に関する申し出について       | 86 |
| 様式 7 4 | 青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書    | 87 |
| 様式 7 5 | 建築物被害                 | 89 |

|        |                     |    |
|--------|---------------------|----|
| 様式 7 6 | 火災報告書 .....         | 90 |
| 様式 7 7 | 特定の事故報告書 .....      | 91 |
| 様式 7 8 | 救急・救助事故報告書 .....    | 92 |
| 様式 7 9 | 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書..... | 93 |

様式 1

南部町

|       |                 |                                        |        |       |       |     |    |     |     |            |             |       |      |       |       |        |  |
|-------|-----------------|----------------------------------------|--------|-------|-------|-----|----|-----|-----|------------|-------------|-------|------|-------|-------|--------|--|
| 地区名   |                 | 被 害 者 実 態 調 査 票 （ 個 票 ）                |        |       |       |     |    |     |     |            |             | 調査月日  |      | 年 月 日 |       |        |  |
|       |                 |                                        |        |       |       |     |    |     |     |            |             | 調査員氏名 |      |       |       |        |  |
| 世帯主氏名 |                 | 住 所                                    |        |       |       | 年 齢 |    | 職 業 |     | 事業を営んでいるとき |             |       |      |       |       |        |  |
| (電話 ) |                 | 南部町大字 字 番地                             |        |       |       |     |    |     |     | 事業内容       |             | 従業員数  |      |       |       |        |  |
|       |                 |                                        |        |       |       |     |    |     |     |            |             |       |      |       |       |        |  |
| 被害状況  |                 |                                        |        |       | 家族の氏名 |     | 続柄 | 年齢  | 職業等 | 世帯内訳       | 被保護世帯       | 身障世帯  | 老人世帯 | 母子世帯  | 要保護世帯 | その他の世帯 |  |
| 人的被害  | 死 者             | 行方不明                                   | 重 傷    | 軽 傷   |       |     |    |     |     |            |             |       |      |       |       |        |  |
|       |                 |                                        |        |       |       |     |    |     |     |            |             |       |      |       |       |        |  |
| 住家被害  | 種 類             | 住 家                                    |        | 非 住 家 |       |     |    |     |     | ※課税状況      | 非課税 均等割 所得割 |       |      |       |       |        |  |
|       | 被害の区分<br>○印をつける | 1 全壊 焼                                 | 1 全壊 焼 |       |       |     |    |     | 備 考 |            |             |       |      |       |       |        |  |
|       |                 | 2 半壊 焼                                 | 2 半壊 焼 |       |       |     |    |     |     |            |             |       |      |       |       |        |  |
|       |                 | 3 流 失                                  | 3 流 失  |       |       |     |    |     |     |            |             |       |      |       |       |        |  |
|       |                 | 4 一部破損                                 | 4 一部破損 |       |       |     |    |     |     |            |             |       |      |       |       |        |  |
|       |                 | 5 床上浸水<br>1～49cm<br>50～99cm<br>100cm以上 | 5 床上浸水 |       |       |     |    |     |     |            |             |       |      |       |       |        |  |
| 棟 数   | 棟               |                                        | 棟      |       | 家族構成  | 男   | 女  | 計   | 小学  | 中学         | 老人          |       |      |       |       |        |  |
| 所 有   | 自家 借家 間借        |                                        |        |       |       |     |    |     |     |            |             |       |      |       |       |        |  |

※印は記入する必要はありません。

(南部町)

[illegible]

(注) 全 部 —— 全焼、全壊、流失      一 部 —— 半焼、半壊、一部破損  
所 有 —— 自家、借家、間借      その他 —— 人的被害、家畜の被害、その他

樣式編—3

| 市町村名        |       |                          |    | 区 分 |       |     |          | 被 害   |          | 区 分  |      |            |    | 被害 |  | 災害対策本部           | 名称 |         |             |  |
|-------------|-------|--------------------------|----|-----|-------|-----|----------|-------|----------|------|------|------------|----|----|--|------------------|----|---------|-------------|--|
| 災害名<br>報告番号 |       | 災害名<br>第 報<br>( 月 日 時現在) |    |     |       | 非住家 |          | 公共建物  |          | 棟    |      | 公立文教施設     |    | 千円 |  |                  | 設置 | 年 月 日 時 |             |  |
| 報告者名        |       |                          |    |     |       | 田   |          | 流失・埋没 |          | h a  |      | 公共土木施設     |    | 千円 |  |                  |    | 解散      | 年 月 日 時     |  |
| 区 分         |       | 被 害                      |    |     |       | 冠 水 |          | h a   |          |      |      | その他の公共施設   |    | 千円 |  |                  |    |         | 消防職員出動延人員 人 |  |
| 人的被害        | 死 者   |                          | 人  |     |       |     | 畑        | 流失・埋没 |          | h a  |      | 小 計        |    | 千円 |  | 消防団員出動延人員 人      |    |         |             |  |
|             | 行方不明者 |                          | 人  |     |       |     |          | 冠 水   |          | h a  |      | 公共施設被害市町村数 |    | 団体 |  | 災害救助法適用年月日 年 月 日 |    |         |             |  |
|             | 負傷者   | 重傷                       | 人  |     |       |     |          | 文教施設  |          | 箇所   |      | 農産被害       |    | 千円 |  | その他              |    |         |             |  |
| 負傷者         | 軽傷    | 人                        |    |     |       | 病院  |          | 箇所    |          | 林産被害 |      | 千円         |    |    |  |                  |    |         |             |  |
| 住 家         | 全 壊   |                          | 棟  |     |       |     | 道路       |       | 箇所       |      | 畜産被害 |            | 千円 |    |  |                  |    |         |             |  |
|             |       |                          | 世帯 |     |       |     | 橋梁       |       | 箇所       |      | 商工被害 |            | 千円 |    |  |                  |    |         |             |  |
|             |       |                          | 人  |     |       |     | 河川       |       | 箇所       |      |      |            |    |    |  |                  |    |         |             |  |
|             | 半壊    |                          | 棟  |     |       |     | 砂防       |       | 箇所       |      | その他  |            | 千円 |    |  |                  |    |         |             |  |
| 世帯          |       |                          |    |     | 水道    |     | 箇所       |       |          |      |      |            |    |    |  |                  |    |         |             |  |
| 人           |       |                          |    |     | 清掃施設  |     | 箇所       |       | 被害総額     |      | 千円   |            |    |    |  |                  |    |         |             |  |
| 被 害         | 一部破損  |                          | 棟  |     |       |     | 崖くずれ     |       | 箇所       |      | 備 考  |            |    |    |  |                  |    |         |             |  |
|             |       |                          | 世帯 |     |       |     | 鉄道不信通信被害 |       | 箇所<br>回線 |      |      |            |    |    |  |                  |    |         |             |  |
|             |       |                          | 人  |     |       |     | 通信被害     |       | 回線       |      |      |            |    |    |  |                  |    |         |             |  |
|             | 床上浸水  |                          | 棟  |     |       |     |          |       |          |      |      |            |    |    |  |                  |    |         |             |  |
| 世帯          |       |                          |    |     | り災世帯数 |     | 世帯       |       |          |      |      |            |    |    |  |                  |    |         |             |  |
| 害           | 床下浸水  |                          | 棟  |     |       |     | 火災発生     |       | 建物       |      | 件    |            |    |    |  |                  |    |         |             |  |
|             |       |                          | 世帯 |     |       |     | 危険物      |       | 件        |      |      |            |    |    |  |                  |    |         |             |  |
|             |       |                          | 人  |     |       |     | その他      |       | 件        |      |      |            |    |    |  |                  |    |         |             |  |



様式4 被害状況調

年 月 日の（災害名）に係る被害状況（ 年 月 日 時 分現在）

ア 人及び建物の被害状況 (所属名)

| 内 訳<br><br>市町村名 | 人 的 被 害    |              |                  |    |   | 住 家 被 害       |             |        |             |             |        |        |             |        |        |             |        |        |             |        | 計          |             |            | 非住家被害               |        |        |        | 被害金額<br>(千円) |  |
|-----------------|------------|--------------|------------------|----|---|---------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|--------|-------------|--------|--------|-------------|--------|--------|-------------|--------|------------|-------------|------------|---------------------|--------|--------|--------|--------------|--|
|                 | 死<br><br>者 | うち災害<br>関連死者 | 行<br>方<br>不<br>明 | 負傷 |   | 全壊・全焼<br>及び流失 |             |        | 半壊及び<br>半 焼 |             |        | 一部損壊   |             |        | 浸 水    |             |        |        |             |        | 棟<br><br>数 | 世<br>帯<br>数 | 人<br><br>員 | 左に準じた主たる<br>被害 (棟数) |        |        |        |              |  |
|                 |            |              |                  | 重  | 軽 |               |             |        |             |             |        |        |             |        | 床 上    |             |        | 床 下    |             |        |            |             |            |                     |        |        |        |              |  |
|                 |            |              |                  | 傷  | 傷 | 棟<br>数        | 世<br>帯<br>数 | 人<br>員 | 棟<br>数      | 世<br>帯<br>数 | 人<br>員 | 棟<br>数 | 世<br>帯<br>数 | 人<br>員 | 棟<br>数 | 世<br>帯<br>数 | 人<br>員 | 棟<br>数 | 世<br>帯<br>数 | 人<br>員 |            |             |            | 全<br>壊              | 半<br>壊 | 床<br>上 | 床<br>下 |              |  |
|                 |            |              |                  |    |   |               |             |        |             |             |        |        |             |        |        |             |        |        |             |        |            |             |            |                     |        |        |        |              |  |
|                 |            |              |                  |    |   |               |             |        |             |             |        |        |             |        |        |             |        |        |             |        |            |             |            |                     |        |        |        |              |  |
|                 |            |              |                  |    |   |               |             |        |             |             |        |        |             |        |        |             |        |        |             |        |            |             |            |                     |        |        |        |              |  |
| (記入例)           |            |              |                  |    |   |               |             |        |             |             |        |        |             |        |        |             |        |        |             |        |            |             |            |                     |        |        |        |              |  |
| 〇〇市             | 1          |              |                  | 2  | 1 | 5             | 7           | 22     | 10          | 10          | 31     | 調査中    |             |        | 20     | 24          | 63     | 調査中    |             |        | 35         | 41          | 116        | 調査中                 |        |        |        | 調査中          |  |
| 〇〇町             |            |              |                  |    | 2 |               |             |        | 1           | 1           | 4      | 2      | 2           | 3      | 5      | 7           | 21     | 調査中    |             |        | 8          | 10          | 28         |                     | 10     | 調査中    |        | ***          |  |
|                 |            |              |                  |    |   |               |             |        |             |             |        |        |             |        |        |             |        |        |             |        |            |             |            |                     |        |        |        |              |  |
| 計               | 1          |              |                  | 2  | 3 | 5             | 7           | 22     | 11          | 11          | 35     | 2      | 2           | 3      | 25     | 31          | 84     | 調査中    |             |        | 43         | 51          | 144        |                     | 10     | 調査中    |        |              |  |

イ 社会福祉施設、医療施設、生活衛生施設及び水道施設の被害状況

| 市町村名  | 被害種別     | 被害施設名 | 設置主体    | 建物延面積  | 被害延面積  | 被害の程度内容                                     | 被害金額(千円) |
|-------|----------|-------|---------|--------|--------|---------------------------------------------|----------|
|       |          |       |         |        |        |                                             |          |
| (記入例) |          |       |         |        |        |                                             |          |
| 〇〇市   | 介護老人保健施設 | △△△苑  | (社福)△△△ | *,***㎡ | ***㎡   | 津波により床上浸水した。被害状況は調査中だが、入所者は全員避難して無事である。     | 調査中      |
| 〇〇町   | 診療所      | □□医院  | (医療)□□□ | *,***㎡ | *,***㎡ | 地震で窓ガラスが割れる等の被害が発生。患者には被害は生じなかったが診察はできない状況。 | ***      |
| 〇〇町   | 火葬場      | 〇〇火葬場 | 〇〇町     |        |        | 地震により設備に異常が発生。復旧するまで稼働ができない状況。              |          |

年 月 日の(災害名)に係る被害状況( 年 月 日 時 分 現在)

| 市町村名                                            | 発生年月日          | 住家・非住家 | 程度   | 発生場所      | 被災状況                             |
|-------------------------------------------------|----------------|--------|------|-----------|----------------------------------|
|                                                 |                |        |      |           |                                  |
|                                                 |                |        |      |           |                                  |
|                                                 |                |        |      |           |                                  |
|                                                 |                |        |      |           |                                  |
|                                                 |                |        |      |           |                                  |
|                                                 |                |        |      |           |                                  |
|                                                 |                |        |      |           |                                  |
| (記入例：被害状況報告の詳細を記載するもので、報告する件数と整合を図ること)          |                |        |      |           |                                  |
| 〇〇市                                             | 令和x x年x x月x x日 | 人的被害   | 重症   | 〇〇市〇〇町〇丁目 | 地震により住居が倒壊し下敷きとなる。〇〇病院に搬送され治療中。  |
| 〇〇市                                             | 令和x x年x x月x x日 | 住家     | 全壊   | 〇〇市〇〇町〇丁目 | 地震により倒壊。                         |
| 〇〇市                                             | 令和x x年x x月x x日 | 非住家    | 床上浸水 | 〇〇市〇〇町〇丁目 | 津波により床上浸水した。                     |
| 〇〇町                                             | 令和x x年x x月x x日 | 人的被害   | 軽傷   | 〇〇町〇〇     | 割れたガラスの破片により擦り傷を負ったが、病院で治療を受け帰宅。 |
| 〇〇町                                             | 令和x x年x x月x x日 | 住家     | 半壊   | 〇〇町〇〇     | 地震により一部の部屋の天井が崩れた。               |
| 〇〇町                                             | 令和x x年x x月x x日 | 非住家    | 一部破損 | 〇〇町〇〇     | 小屋の一部が破損した。                      |
| ※非住家の一部破損については、被害状況報告には記載する必要はないが、可能な範囲で記載すること。 |                |        |      |           |                                  |
|                                                 |                |        |      |           |                                  |

様式 5 救助の実施状況

調査担当者 (南部町)

|         |           |    |
|---------|-----------|----|
| 災害発生の日時 | 年 月 日 時 分 | 場所 |
|---------|-----------|----|

| 区 分 | 避難所         |                 | 応急仮設住宅                  |                         | 炊き出し                         | 飲料水                     |                              | 被服・寝具等              |               |               |                    | 医療及び助産      |     |                  |     | 救 出                          |                         | 応急修理                    | 学用品                 |                    | 埋 葬                | 死体の<br>捜索<br>処理    | 障害物の<br>除去         |                               |
|-----|-------------|-----------------|-------------------------|-------------------------|------------------------------|-------------------------|------------------------------|---------------------|---------------|---------------|--------------------|-------------|-----|------------------|-----|------------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
|     | 箇<br>所<br>数 | 収容<br>人員<br>(人) | 設<br>置<br>戸<br>数<br>(戸) | 完<br>成<br>戸<br>数<br>(戸) | 給<br>食<br>実<br>人<br>員<br>(人) | 対<br>象<br>人<br>員<br>(人) | 給<br>水<br>車<br>台<br>数<br>(台) | 世<br>帯<br>数<br>(世帯) | 被<br>服<br>(点) | 寝<br>具<br>(点) | そ<br>の<br>他<br>(点) | 衛<br>生<br>班 |     | 医<br>療<br>機<br>関 |     | 分<br>べ<br>ん<br>者<br>数<br>(人) | 救<br>出<br>人<br>員<br>(人) | 行<br>方<br>不<br>明<br>(人) | 対<br>象<br>数<br>(世帯) | 小<br>学<br>生<br>(人) | 中<br>学<br>生<br>(人) | 埋<br>葬<br>数<br>(体) | 処<br>理<br>数<br>(体) | 対<br>象<br>世<br>帯<br>数<br>(世帯) |
|     |             |                 |                         |                         |                              |                         |                              |                     |               |               |                    | (班)         | (人) | (機関)             | (人) |                              |                         |                         |                     |                    |                    |                    |                    |                               |
|     |             |                 |                         |                         |                              |                         |                              |                     |               |               |                    |             |     |                  |     |                              |                         |                         |                     |                    |                    |                    |                    |                               |

様式6 衛生関係被害

年 月 日 時現在 担当者

| 市 町 村 名 | 被 害 施 設 名 | 被 害 の 程 度  |            |            |            |            |            |              | 被害金額<br>(千円) |
|---------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|
|         |           | 全 壊<br>(㎡) | 半 壊<br>(㎡) | 全 焼<br>(㎡) | 半 焼<br>(㎡) | 流 失<br>(㎡) | 浸 水<br>(㎡) | そ の 他<br>(㎡) |              |
|         |           |            |            |            |            |            |            |              |              |
| 計       |           |            |            |            |            |            |            |              |              |

様式7 環境衛生施設関係

年 月 日 時現在 担当者

| 区分<br>施設名 | 被 害 内 容 | 被害金額<br>(千円) |
|-----------|---------|--------------|
|           |         |              |
| 計         |         |              |

(注) 被害内容には水道、簡易水道、井戸、汚物処理施設、生活衛生施設、廃棄物処理施設ごとに、かつその被害程度を記入すること。

様式8 水 稲 被 害（水害）

月 日 時現在

| 市町村名 | 作付面積<br>(ha) | 被害面積      |                    | 被害減収量<br>(t) | 単価<br>(千円) | 被害額<br>(千円) | 埋没・決壊        |            | 土砂流入         |            | 冠水期間 (ha)    |            |           |          |          |          |      | 冠水中 | 被害量<br>(t) | 浸水被害面積<br>(ha) | 被害農家         |            |           |                        |
|------|--------------|-----------|--------------------|--------------|------------|-------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|-----------|----------|----------|----------|------|-----|------------|----------------|--------------|------------|-----------|------------------------|
|      |              | 計<br>(ha) | うち被害率30%以上<br>(ha) |              |            |             | 被害面積<br>(ha) | 被害量<br>(t) | 被害面積<br>(ha) | 被害量<br>(t) | 被害面積<br>(ha) | 被害量<br>(t) | 冠水期間 (ha) |          |          |          |      |     |            |                | 被害面積<br>(ha) | 被害量<br>(t) | 戸数<br>(戸) | うち被害率30%以上の被害農家<br>(戸) |
|      |              |           |                    |              |            |             |              |            |              |            |              |            | 1日未満      | 1～2日     | 3～4日     | 5～6日     | 7日以上 |     |            |                |              |            |           |                        |
|      |              |           |                    |              |            |             |              |            |              |            |              |            |           |          |          |          |      |     |            |                |              |            |           |                        |
| ◎    | △            | ◎         |                    | △            | △          | △           | ( )<br>◎     |            | ( )<br>◎     |            | ◎            | ( )<br>△   | ( )<br>△  | ( )<br>△ | ( )<br>△ | ( )<br>△ |      | △   | ( )<br>◎   |                | △            |            |           |                        |

- （注） 1 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。  
確定報告はすべての欄に記入し報告する。（以下の様式についても同様）
- 2 冠水期間については、明確になった面積については期間区分し、その時点で冠水中の面積は「冠水中」として報告する。  
浸水については、水が引いたあとも差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。
- 3 被害面積等の上段（ ）には、被害率を記入する。
- 4 被害様相は次の区分による。
- ① 埋没・決壊 …… 土砂が畦畔の高さを超えて堆積したもの及び耕土が流失したもの。
  - ② 土砂流入 …… 土砂の堆積が畦畔の高さまで達しないもの。
  - ③ 冠 水 …… 稲が全部水中に没したもの。
  - ④ 浸 水 …… 水が畦畔の高さを超えて、かつ冠水には至らないもの。

様式9 水 稲 被 害（干害、霜害、風害等）

月 日 時現在

| 市町村名 | 作<br>付<br>面<br>積<br><br>(ha) | 被害面積          |                                | 被<br>害<br>減<br>収<br>量<br><br>(t) | 単<br>価<br><br>(千円) | 被<br>害<br>額<br><br>(千円) | 被害程度別面積内訳             |                        |                        |                       | 減収量                  |                       |                       |                      | 被害              |                                |
|------|------------------------------|---------------|--------------------------------|----------------------------------|--------------------|-------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|--------------------------------|
|      |                              | 計<br><br>(ha) | うち被害<br>率30%以<br>上<br><br>(ha) |                                  |                    |                         | 30%<br>未満<br><br>(ha) | 30～<br>49%<br><br>(ha) | 50～<br>69%<br><br>(ha) | 70%<br>以上<br><br>(ha) | 30%<br>未満<br><br>(t) | 30～<br>49%<br><br>(t) | 50～<br>69%<br><br>(t) | 70%<br>以上<br><br>(t) | 農家<br>戸数<br>(戸) | うち被害率<br>30%以上の<br>被害農家<br>(戸) |
| ◎    |                              | ◎             |                                | △                                | △                  | △                       | △                     | △                      | △                      | △                     | △                    | △                     | △                     | △                    | △               |                                |

様式 10 りんご・一般果樹被害

月 日 時現在

| 市町村名 | 栽培面積<br>(ha) | 災害の種類                                             | 種 目                                                                                              | 被害面積<br>(ha) | 程度別           |                |                |               | 被害量       |           |             | 被害金額<br>(千円) | 備 考                                                                                                                                                                          |
|------|--------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|-------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |              |                                                   |                                                                                                  |              | 30%未満<br>(ha) | 30～49%<br>(ha) | 50～69%<br>(ha) | 70%以上<br>(ha) | 減収<br>(t) | 品質低下      |             |              |                                                                                                                                                                              |
|      |              |                                                   |                                                                                                  |              |               |                |                |               |           | 落果<br>(t) | 樹上損傷<br>(t) |              |                                                                                                                                                                              |
| ◎    | △            | 1 水 害<br><br>2 風 害<br><br>3 雹 害<br>4 雪 害<br>5 凍霜害 | (1) 園地浸水<br>(2) 樹冠浸水<br>(3) 土砂堆積埋没<br>(4) 樹の流失<br>(5) 倒 伏<br>(1) 落果、樹上損傷<br>(2) 樹体損傷<br>(裂開折損含む) | ◎            | △             | △              | △              | △             | △         | △         | △           | △            | 1 の(1) は樹冠下浸水をいう。<br>従って被害面積欄のみ記入。<br>・ 1 の(2) は樹冠の浸水割合によって程度別を記入。<br>・ 1 の(3) の被害程度は次の区分により記入する。<br><br>地表から50cm～30%以下<br>51cmから樹冠下～30～49%<br>樹冠の半分～50～69%<br>樹冠の半分以上～70%以上 |
| 合計   |              |                                                   |                                                                                                  |              |               |                |                |               |           |           |             |              |                                                                                                                                                                              |
| 被害戸数 |              |                                                   |                                                                                                  |              | 戸             | 戸              | 戸              | 戸             |           |           |             |              | 程度別個数は重複あり                                                                                                                                                                   |

様式 1 0 の続き 品種別被害割合

(単位 %) )

| 市町村名 | 区 分  | デリス | ふ じ | 国 光 | 紅 玉 | 陸 奥 | その他 |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | 減 収  |     |     |     |     |     |     |
|      | 落 果  |     |     |     |     |     |     |
|      | 樹上損傷 |     |     |     |     |     |     |

- (注) 1 減収量 : 各被害種目毎の被害程度別面積×(減収率×10 a 当たり生産量)  
 2 品質低下量 : 各被害種目毎の被害程度別面積×(品質低下率×10 a 当たり生産量)  
 3 減収額 : 減収量×1 t 当たり単価  
 4 品質低下額 : 品質低下量×1 t 当たり損害単価  
 5 樹体損傷額 : 樹体損傷本数×被害損傷率×1 樹当たり樹体損傷額(果樹共済算定方法)

様式 1 1 畑作、野菜、桑樹被害

月 日 時現在

| 市町村名 | 作目大分類 | 作目小分類 | 被害程度別面積 (ha) |       |        |        |       | 被害減収量 (t) |       |        |        |       | 単価 | 被害額 | 備 考 |
|------|-------|-------|--------------|-------|--------|--------|-------|-----------|-------|--------|--------|-------|----|-----|-----|
|      |       |       | 計            | 30%未満 | 30～49% | 50～69% | 70%以上 | 計         | 30%未満 | 30～49% | 50～69% | 70%以上 |    |     |     |
| ◎    | ◎     | △     | ◎            | △     | △      | △      | △     | △         | △     | △      | △      | △     | △  | △   |     |
| 合 計  |       |       |              |       |        |        |       |           |       |        |        |       |    |     |     |

- 〈注〉 「作目大分類」欄には「麦類」「雑穀・いも・豆類」「野菜」「果樹」「工芸作物」「花卉」等を記入すること。  
 「作目小分類」欄には、「小麦」、「ばれいしょ」、「トマト」、「ぶどう」、「たばこ」、「切花類」、「桑」等を記入。  
 「備考」欄には、別に定めるもの以外のものについては、被害減収量算定根拠と被害の態様を記入する。



様式 1 2 果樹類樹態被害（りんごを除く）

| 月 日 時現在 |     |      |       |    |              |        |        |       |   |           |           |             |             |           |             |    |
|---------|-----|------|-------|----|--------------|--------|--------|-------|---|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|----|
| 市町村名    | 樹種名 | 栽培面積 | 災害の種類 | 種目 | 被害程度別面積 (ha) |        |        |       |   | 被害量       |           |             |             | 単価<br>(円) | 被害額<br>(千円) | 備考 |
|         |     |      |       |    | 30%未満        | 30～49% | 50～69% | 70%以上 | 計 | 落下        |           |             | 樹上損傷<br>(t) |           |             |    |
|         |     |      |       |    |              |        |        |       |   | 落下<br>(t) | 減収<br>(t) | 品質低下<br>(t) |             |           |             |    |
| ◎       | ◎   | △    | △     | ◎  | △            | △      | △      | △     | ◎ |           |           |             |             | △         | △           |    |
| 合計      |     |      |       |    |              |        |        |       |   |           |           |             |             |           |             |    |
| 被害戸数    |     |      |       |    |              |        |        |       |   |           |           |             |             |           |             |    |

〈注〉 「被害額」欄は、樹体損傷面積×被害損傷率×10 a 当たり樹体損傷額（農畜産業用固定資産評価標準）－農林水産省－により算出すること。

様式 1 3 畜産関係被害

| 区分<br>市町村名 |                |           |             |                |           |             | 備考 |
|------------|----------------|-----------|-------------|----------------|-----------|-------------|----|
|            | 被害数量<br>(頭羽数等) | 単価<br>(円) | 被害額<br>(千円) | 被害数量<br>(頭羽数等) | 単価<br>(円) | 被害額<br>(千円) |    |
| ◎          | ( ◎ )          | △         | △           | ( ◎ )          | △         | △           |    |
| 合計         |                |           |             |                |           |             |    |

〈注〉 「区分」欄には、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、牧乾草、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入すること。

「被害数量」欄の ( ) 内には箇所数を記入し、「備考」欄には被害態様等を記入すること。

様式 1 4 牧草、飼料作物等

| 市町村名 | 作物名 | 被害の態様 |   | 被害程度別面積 (ha) |           |            |            |           | 被害減収量 (t) |           |            |            |           | 単価<br>(円) | 被害額<br>(千円) | 備 考 |
|------|-----|-------|---|--------------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|-------------|-----|
|      |     |       |   | 計            | 30%<br>未満 | 30～<br>49% | 50～<br>69% | 70%<br>以上 | 計         | 30%<br>未満 | 30～<br>49% | 50～<br>69% | 70%<br>以上 |           |             |     |
| ◎    | ◎   | 内訳    | ◎ | ◎            | △         | △          | △          | △         | △         | △         | △          | △          | △         | △         | △           |     |
|      | 合 計 |       |   |              |           |            |            |           |           |           |            |            |           |           |             |     |

- 〈注〉 1 「被害の態様」欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒伏、冠水、流失等の被害の態様を記入し、この態様別に被害面積、被害減収量を記入すること。
- 2 「備考」欄に箇所数を記入すること。
- 3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とすること。

牧草の年間収量に占める生育時期別割合  
1 番草    50%        2 番草    30%        3 番草    20%

様式 1 5

農業関係共同利用施設被害

(1) 農業協同組合所有のもの

市町村名

月 日 時現在 (単位： 千円)

| 種類名 | 被害施設名 | 全壊  |     | 大破  |     | 中破  |     | 小破  |     | 計   |     | 備考 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|     |       | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 |    |
| ◎   | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|     | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|     | 計     |     |     |     |     |     |     |     |     | ◎   | △   |    |
|     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|     | 計     |     |     |     |     |     |     |     |     | ◎   | △   |    |
| 合計  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |

- 〈注〉 1 「種類名」欄には「経済関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入すること。  
 2 「被害施設名」欄の下段 ( ) 内には所有者名を記入すること。  
 3 「件数等」欄には件数・種類・台数・㎡数等を記入すること。  
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準等について」を参照すること。  
 5 「件数等」欄には被害面積も記入すること。

(2) その他所有のもの

様式及び注記については様式15の(1)と同じ

別紙 1（様式 15）

(2) その他所有のもの

市町村名

月 日 時現在

(単位： 千円)

| 種類名 | 被害施設名 | 全 壊 |     | 大 破 |     | 中 破 |     | 小 破 |     | 計   |     | 備 考 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |       | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 |     |
| ◎   | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|     | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|     | 計     |     |     |     |     |     |     |     |     | ◎   | △   |     |
| ◎   | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|     | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|     | 計     |     |     |     |     |     |     |     |     | ◎   | △   |     |
| ◎   | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|     | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|     | 計     |     |     |     |     |     |     |     |     | ◎   | △   |     |
| ◎   | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|     | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|     | 計     |     |     |     |     |     |     |     |     | ◎   | △   |     |
| 合計  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |

様式 1 6

農業関係非共同利用施設被害

市町村名

(地方公共団体施設被害についても本様式をもってすること)

月 日 時現在 (単位： 千円)

| 種類名 | 被害施設名 | 全壊  |     | 大破  |     | 中破  |     | 小破  |     | 計   |     | 備考 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|     |       | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 | 件数等 | 被害額 |    |
| ◎   | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|     | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|     | ( )   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|     | 計     |     |     |     |     |     |     |     |     | ◎   | △   |    |
|     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |
|     | 計     |     |     |     |     |     |     |     |     | ◎   | △   |    |
| 合計  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |

様式 17

## 農 業 協 同 組 合 の 在 庫 品 被 害

|                  | 種 類 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 被 害 額 | 備 考 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 生<br>産<br>資<br>材 | ( ) |     |     |     |       |     |
|                  | ( ) |     |     |     |       |     |
|                  | ( ) |     |     |     |       |     |
|                  | ( ) |     |     |     |       |     |
|                  | 計   | ◎   |     |     | △     |     |
| そ<br>の<br>他      | ( ) |     |     |     |       |     |
|                  | ( ) |     |     |     |       |     |
|                  | ( ) |     |     |     |       |     |
|                  | 計   | ◎   |     |     |       |     |
| 合 計              |     |     |     |     |       |     |

〈注〉 1 在庫品とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理するものをいう。

2 「種類」欄の（ ）内には農協名等を記入する。

3 「備考」欄には被害の態様等を記入する。

様式 1 8 農地及び農業用施設の被害額 (第 報)

年 月 日 時現在

「 年 月 日の による災害」

農地の上段 ( ) 書きは畑被災分で内数 施設の上段 ( ) は延長 (単位：千円・ha)

| 市町村名 | 被 害<br>報告額 | 左 の 内 訳 |    |    |           |    |     |    |       |    |       |    |     |    |     |    |         |    |         | 備考 |    |
|------|------------|---------|----|----|-----------|----|-----|----|-------|----|-------|----|-----|----|-----|----|---------|----|---------|----|----|
|      |            | 農 地     |    |    | 農 業 用 施 設 |    |     |    |       |    |       |    |     |    |     |    |         |    |         |    |    |
|      |            | 箇所      | 面積 | 金額 | 頭 首 工     |    | 水 路 |    | た め 池 |    | 揚 水 機 |    | 橋 梁 |    | 道 路 |    | 農 地 保 全 |    | 施 設 小 計 |    |    |
|      |            |         |    |    | 箇所        | 金額 | 箇所  | 金額 | 箇所    | 金額 | 箇所    | 金額 | 箇所  | 金額 | 箇所  | 金額 | 箇所      | 金額 | 箇所      |    | 金額 |
|      |            |         |    |    |           |    |     |    |       |    |       |    |     |    |     |    |         |    |         |    |    |
| 計    |            |         |    |    |           |    |     |    |       |    |       |    |     |    |     |    |         |    |         |    |    |

様式19 林業関係被害

年 月 日 時現在 担当者

(金額単位： 千円)

| 区 分  | 林 地          |      |              |      | 施 設 等        |      |             |      |      |      | 林 産 物 等 |      |      |      |      |      | 被害金額合計 |
|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|-------------|------|------|------|---------|------|------|------|------|------|--------|
|      | 崩壊地          |      | 造林地          |      | 造山施設         |      | 林道          |      | 林産施設 |      | 林産物     |      | 種苗   |      | 間接被害 |      |        |
|      | 被害数量<br>(ha) | 被害金額 | 被害数量<br>(ha) | 被害金額 | 被害数量<br>(ha) | 被害金額 | 被害数量<br>(m) | 被害金額 | 被害数量 | 被害金額 | 被害数量    | 被害金額 | 被害数量 | 被害金額 | 被害数量 | 被害金額 |        |
| 市町村名 |              |      |              |      |              |      |             |      |      |      |         |      |      |      |      |      |        |
|      |              |      |              |      |              |      |             |      |      |      |         |      |      |      |      |      |        |
| 計    |              |      |              |      |              |      |             |      |      |      |         |      |      |      |      |      |        |

様式20 商工関係被害

年 月 日 時現在

(金額単位： 千円)

| <div>区分</div> <div>名称</div> | 被害内容 | 被害金額 |
|-----------------------------|------|------|
|                             |      |      |
| 計                           |      |      |

〈注〉 「被害内容」欄には、商店、事業所ごとにかつその被害程度を記入すること。



様式 2 1 土木関係被害

年 月 日

時現在

担当者

県 工 事

(金額単位： 千円)

| 区分<br>被害箇所 | 河 川           |          | 砂 防           |          | 道 路           |          | 橋 梁           |          | 合 計           |          | 主たる被害箇所<br>及び内容 |
|------------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|-----------------|
|            | 被害<br>箇所<br>数 | 被害<br>金額 | 被害<br>箇所<br>数 | 被害<br>金額 | 被害<br>箇所<br>数 | 被害<br>金額 | 被害<br>箇所<br>数 | 被害<br>金額 | 被害<br>箇所<br>数 | 被害<br>金額 |                 |
|            |               |          |               |          |               |          |               |          |               |          |                 |
| 計          |               |          |               |          |               |          |               |          |               |          |                 |

〈注〉 「主たる被害箇所及び内容」欄には被害箇所、河川名、路線名等区間及び延長等を概略記載すること。

町 工 事

(金額単位： 千円)

| 区分<br>被害箇所 | 河 川           |          | 道 路           |          | 橋 梁           |          | 合 計           |          | 主たる被害箇所<br>及び内容 |
|------------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|-----------------|
|            | 被害<br>箇所<br>数 | 被害<br>金額 | 被害<br>箇所<br>数 | 被害<br>金額 | 被害<br>箇所<br>数 | 被害<br>金額 | 被害<br>箇所<br>数 | 被害<br>金額 |                 |
|            |               |          |               |          |               |          |               |          |                 |
| 計          |               |          |               |          |               |          |               |          |                 |

### 様式 2 2 文教関係被害

年 月 日

時現在

担当者

(金額單位：千元)

[illegible]

様式 2 3 社会福祉関係被害

年 月 日 時現在 担当者

(金額単位： 千円)

| 市町村名 | 福祉施設種別 | 被災施設名 | 設置主体 | 建物延面積<br>(㎡) | 被災延面積<br>(㎡) | 被災の程度内容 | 被災金額 |
|------|--------|-------|------|--------------|--------------|---------|------|
| 南部町  |        |       |      |              |              |         |      |
|      |        |       |      |              |              |         |      |
|      |        |       |      |              |              |         |      |
| 計    |        |       |      |              |              |         |      |

様式 2 4 その他公共施設被害

年 月 日 時現在 担当者

(金額単位： 千円)

| 市町村名 | 福祉施設種別 | 被災施設名 | 設置主体 | 建物延面積<br>(㎡) | 被災延面積<br>(㎡) | 被災の程度内容 | 被災金額 |
|------|--------|-------|------|--------------|--------------|---------|------|
| 南部町  |        |       |      |              |              |         |      |
|      |        |       |      |              |              |         |      |
|      |        |       |      |              |              |         |      |
| 計    |        |       |      |              |              |         |      |

青森県知事 殿

三戸郡南部町長 印

## 災 害 発 生 報 告

年 月 日 時 分頃発生した災害状況について、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 災害発生場所
- 2 災害発生日時
- 3 原因
- 4 被害状況調（別紙 1 によるほか、被害地域及び付近の平面図並びに被害別による損害見積額「住家、家財、被服、寝具その他生活必需品に区分」を添付すること。）
- 5 応急対策及びとった処置
- 6 復旧対策
- 7 世帯別被害等調査票（別紙 2）

## 被害状況調(南部町)

( 年 月 日 時現在)

|       |         |           |                        |                            |
|-------|---------|-----------|------------------------|----------------------------|
| 人的被害  | 死者      |           |                        |                            |
|       | 行方不明    |           |                        |                            |
|       | 負傷      | 重症        |                        |                            |
|       |         | 軽傷        |                        |                            |
|       |         | 小計        |                        |                            |
| 計     |         |           |                        |                            |
| 住家の被害 | 棟数      | 全壊、全焼及び流失 |                        |                            |
|       |         | 半壊及び半焼    |                        |                            |
|       |         | 一部破損      |                        |                            |
|       |         | 床上浸水      |                        |                            |
|       |         | 床下浸水      |                        |                            |
|       | 世帯数及び人員 | 全壊、全焼及び流失 | 世帯                     |                            |
|       |         |           | 人員                     |                            |
|       |         | 半壊及び半焼    | 世帯                     |                            |
|       |         |           | 人員                     |                            |
|       |         | 一部破損      | 世帯                     |                            |
|       |         |           | 人員                     |                            |
|       |         | 床上浸水      | 世帯                     |                            |
|       |         |           | 人員                     |                            |
|       |         | 床下浸水      | 世帯                     |                            |
|       |         |           | 人員                     |                            |
|       |         | 非住家の被害    |                        |                            |
|       |         | 国有林材減額措置  | 木材所要数量<br>申請数量<br>譲渡数量 | 平方メートル<br>平方メートル<br>平方メートル |

- (注) 1 棟(むね)とは、一つの建築物をいうものである。  
 なお、主屋に主屋よりも延面積の小さな附属建築物が付着している場合は1棟とし、渡り廊下の場合等、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属物とみなすものである。
- 2 国有林材の減額譲渡措置欄は、災害にかかり応急仮設住宅設置に当たり、その減額措置を受けた場合のみ記載すること。

世帯別被害等調査票（南部町）

調査責任者氏名

（ 年 月 日現在）

| 被災<br>世帯主<br>氏名 | 被害状況          |                         |               |               |                     |               |                  |                  | 附帯調査   |        |        |        |        |        |        |        |        |                          |                              |                              |                |                |             |             |             |                            |                            |                                      | 備考          |                            |  |
|-----------------|---------------|-------------------------|---------------|---------------|---------------------|---------------|------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------|----------------|-------------|-------------|-------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|-------------|----------------------------|--|
|                 | 人的被害          |                         |               |               | 住家の被害               |               |                  |                  | 世帯構成   |        |        |        |        |        |        |        |        |                          | 児童数                          |                              | 応急<br>仮設<br>住宅 | 住宅<br>応急<br>処理 | 課税状況        |             |             | 他施策活用状況                    |                            |                                      |             | 親<br>戚<br>等<br>の<br>援<br>助 |  |
|                 | 死<br>亡<br>(人) | 行<br>方<br>不<br>明<br>(人) | 重<br>傷<br>(人) | 軽<br>傷<br>(人) | 全<br>壊<br>(焼)<br>流失 | 半<br>壊<br>(焼) | 床<br>上<br>浸<br>水 | 床<br>下<br>浸<br>水 | 1<br>人 | 2<br>人 | 3<br>人 | 4<br>人 | 5<br>人 | 6<br>人 | 7<br>人 | 8<br>人 | 9<br>人 | 10<br>人<br>以<br>上<br>(人) | 小<br>学<br>校<br>児<br>童<br>(人) | 中<br>学<br>校<br>生<br>徒<br>(人) |                |                | 非<br>課<br>税 | 均<br>等<br>割 | 所<br>得<br>割 | 世<br>帯<br>更<br>生<br>資<br>金 | 住<br>宅<br>金<br>融<br>公<br>庫 | 自<br>作<br>農<br>維<br>持<br>資<br>金<br>等 | そ<br>の<br>他 |                            |  |
|                 |               |                         |               |               |                     |               |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |        |                          |                              |                              |                |                |             |             |             |                            |                            |                                      |             |                            |  |
|                 |               |                         |               |               |                     |               |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |        |                          |                              |                              |                |                |             |             |             |                            |                            |                                      |             |                            |  |
|                 |               |                         |               |               |                     |               |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |        |                          |                              |                              |                |                |             |             |             |                            |                            |                                      |             |                            |  |
|                 |               |                         |               |               |                     |               |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |        |                          |                              |                              |                |                |             |             |             |                            |                            |                                      |             |                            |  |
|                 |               |                         |               |               |                     |               |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |        |                          |                              |                              |                |                |             |             |             |                            |                            |                                      |             |                            |  |
|                 |               |                         |               |               |                     |               |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |        |                          |                              |                              |                |                |             |             |             |                            |                            |                                      |             |                            |  |
| 計               |               |                         |               |               |                     |               |                  |                  |        |        |        |        |        |        |        |        |        |                          |                              |                              |                |                |             |             |             |                            |                            |                                      |             |                            |  |

青森県知事 殿

三戸郡南部町長 印

災害決定報告について

年 月 日 時 分頃発生した 災害について、その被害状況を  
下記のとおり報告します。

記

1 災害発生の日時及び場所

- (1) 年 月 日 時 分  
(2) 場 所

2 災害の原因及び被害の概要

3 被害状況調

(1) 人的被害及び住家の被害

| 人 的 被 害 |         |     |     |     |   | 住 家 の 被 害 |       |       |      |      |               |       |    |    |    |       |    |      |    | 非住家の被害（棟） |      |    |      |
|---------|---------|-----|-----|-----|---|-----------|-------|-------|------|------|---------------|-------|----|----|----|-------|----|------|----|-----------|------|----|------|
| 死 者     | 行 方 不 明 | 負 傷 |     |     |   | 棟 数       |       |       |      |      | 世 帯 数 及 び 人 員 |       |    |    |    |       |    |      |    |           |      |    |      |
|         |         | 重 傷 | 軽 傷 | 小 計 | 計 | 全壊（焼）     | 流失（焼） | 半壊（焼） | 一部破損 | 床上浸水 | 床下浸水          | 全壊（焼） |    | 流失 |    | 半壊（焼） |    | 一部破損 |    |           | 床上浸水 |    | 床下浸水 |
|         |         |     |     |     |   |           |       |       |      |      | 世帯            | 人員    | 世帯 | 人員 | 世帯 | 人員    | 世帯 | 人員   | 世帯 | 人員        | 世帯   | 人員 |      |
|         |         |     |     |     |   |           |       |       |      |      |               |       |    |    |    |       |    |      |    |           |      |    |      |

(2) 世帯構成員別被害状況 (様式26の続き)

| 世帯構成員別<br>区分 |         | 一人世帯 | 二人世帯 | 三人世帯 | 四人世帯 | 五人世帯 | 六人世帯 | 七人世帯 | 八人世帯 |  |  | 計 | 小学校児童 | 中学生 |
|--------------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|--|---|-------|-----|
| 世帯数          | 全壊（焼）流失 |      |      |      |      |      |      |      |      |  |  |   |       |     |
|              | 半壊（焼）   |      |      |      |      |      |      |      |      |  |  |   |       |     |
|              | 床上浸水    |      |      |      |      |      |      |      |      |  |  |   |       |     |
| 人員           | 全壊（焼）流失 |      |      |      |      |      |      |      |      |  |  |   |       |     |
|              | 半壊（焼）   |      |      |      |      |      |      |      |      |  |  |   |       |     |
|              | 床上浸水    |      |      |      |      |      |      |      |      |  |  |   |       |     |

4 すでに実施した措置及び実施しようとする措置

5 救助の種類別実施状況

(1) 避難所設置状況

〇月〇日〇時〇分から〇月〇日〇時〇分まで〇日間次の〇箇所に避難所を設置し  
延〇人を収容し〇月〇日〇時〇分をもって閉鎖した。

| 避難所名 | 〇月〇日 | 〇月〇日 | 〇月〇日 | 計 |
|------|------|------|------|---|
|      |      |      |      |   |
|      |      |      |      |   |
| 計    |      |      |      |   |

(2) 炊出し実施状況

〇月〇日より〇〇〇〇〇〇ほか〇箇所で延〇〇名に対し、延〇〇食の炊出しを実施した。

実施場所〇〇箇所

実施場所名 〇〇〇〇〇

〇月〇日

〇月〇日

朝食  
昼食  
夕食

計〇〇〇食

朝食  
昼食  
夕食

計〇〇〇食

延 〇〇〇人

延 〇〇



6 救助費概算額 (様式26の続き)

| 区    | 分           | 員 | 数  | 単 | 価 | 金 | 額 | 備 | 考 |
|------|-------------|---|----|---|---|---|---|---|---|
| 1    | 救助費         |   |    |   | 円 |   | 円 |   |   |
| (1)  | 収容施設給与費     |   |    |   |   |   |   |   |   |
|      | 避難所設置費      | 延 | 人  |   |   |   |   |   |   |
|      | 仮設住宅設置費     |   | 戸  |   |   |   |   |   |   |
| (2)  | 炊出しその他による食  |   |    |   |   |   |   |   |   |
|      | 品の給与費炊出し費   | 延 | 人  |   |   |   |   |   |   |
|      | その他食品給与費    | 延 | 人  |   |   |   |   |   |   |
| (3)  | 飲料水供給費      | 延 | 人  |   |   |   |   |   |   |
| (4)  | 被服寝具その他生活必需 |   |    |   |   |   |   |   |   |
|      | 品給与費        |   |    |   |   |   |   |   |   |
|      | 全壊(焼)流失分    |   | 世帯 |   |   |   |   |   |   |
|      | 半壊(焼)床上浸水分  |   | 世帯 |   |   |   |   |   |   |
| (5)  | 医療及び助産      |   |    |   |   |   |   |   |   |
|      | 医療費         | 延 | 人  |   |   |   |   |   |   |
|      | 助産費         | 延 | 人  |   |   |   |   |   |   |
| (6)  | 被災者救出費      | 延 | 人  |   |   |   |   |   |   |
| (7)  | 住宅の応急修理費    |   | 世帯 |   |   |   |   |   |   |
| (8)  | 生業資金貸与費     |   | 世帯 |   |   |   |   |   |   |
| (9)  | 学用品給与費      |   |    |   |   |   |   |   |   |
|      | イ 教科書代      |   |    |   |   |   |   |   |   |
|      | 小学生         |   | 人  |   |   |   |   |   |   |
|      | 中学生         |   | 人  |   |   |   |   |   |   |
|      | ロ その他学用品費   |   |    |   |   |   |   |   |   |
|      | 小学生         |   | 人  |   |   |   |   |   |   |
|      | 中学生         |   | 人  |   |   |   |   |   |   |
| (10) | 埋葬費         |   |    |   |   |   |   |   |   |
|      | 大人          |   | 体  |   |   |   |   |   |   |
|      | 小人          |   | 体  |   |   |   |   |   |   |
| (11) | 死体搜索費       |   | 体  |   |   |   |   |   |   |
| (12) | 死体処理費       |   | 体  |   |   |   |   |   |   |
|      | 一時保存料       |   |    |   |   |   |   |   |   |
|      | 検案料         |   |    |   |   |   |   |   |   |
| (13) | 障害物撤去費      |   |    |   |   |   |   |   |   |
| (14) | 輸送費         |   |    |   |   |   |   |   |   |
| (15) | 人夫費         |   |    |   |   |   |   |   |   |
| (16) | 実費弁償費       |   |    |   |   |   |   |   |   |
| 2    | 事務費         |   |    |   |   |   |   |   |   |
| 合    | 計           |   |    |   |   |   |   |   |   |

7 その他の必要事項（様式26の続き）

世帯別被害等調査票（南部町）  
調査責任者氏名

（ 年 月 日現在）

| 被災世帯主氏名 | 被害状況      |             |           |           |                 |           |      |      | 附帯調査 |    |    |    |    |    |    |    |    |              |              |              |        |        |      |     |     |         |        |          | 備考  |  |  |
|---------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|------|------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------------|--------------|--------------|--------|--------|------|-----|-----|---------|--------|----------|-----|--|--|
|         | 人的被害      |             |           |           | 住家の被害           |           |      |      | 世帯構成 |    |    |    |    |    |    |    |    |              | 児童数          |              | 応急仮設住宅 | 住宅応急処理 | 課税状況 |     |     | 他施策活用状況 |        |          |     |  |  |
|         | 死亡<br>(人) | 行方不明<br>(人) | 重傷<br>(人) | 軽傷<br>(人) | 全壊<br>(焼)<br>流失 | 半壊<br>(焼) | 床上浸水 | 床下浸水 | 1人   | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人以上<br>(人) | 小学校児童<br>(人) | 中学校生徒<br>(人) |        |        | 非課税  | 均等割 | 所得割 | 世帯更生資金  | 住宅金融公庫 | 自作農維持資金等 | その他 |  |  |
|         |           |             |           |           |                 |           |      |      |      |    |    |    |    |    |    |    |    |              |              |              |        |        |      |     |     |         |        |          |     |  |  |
|         |           |             |           |           |                 |           |      |      |      |    |    |    |    |    |    |    |    |              |              |              |        |        |      |     |     |         |        |          |     |  |  |
|         |           |             |           |           |                 |           |      |      |      |    |    |    |    |    |    |    |    |              |              |              |        |        |      |     |     |         |        |          |     |  |  |
|         |           |             |           |           |                 |           |      |      |      |    |    |    |    |    |    |    |    |              |              |              |        |        |      |     |     |         |        |          |     |  |  |
|         |           |             |           |           |                 |           |      |      |      |    |    |    |    |    |    |    |    |              |              |              |        |        |      |     |     |         |        |          |     |  |  |
| 計       |           |             |           |           |                 |           |      |      |      |    |    |    |    |    |    |    |    |              |              |              |        |        |      |     |     |         |        |          |     |  |  |

南部総務第 号

年 月 日

青森県知事

殿

三戸郡南部町長

印

## 災害救助費市町村交付金交付申請書

このことについて、次により市町村交付金を交付されたく関係書類を添えて申請いたしますので  
よろしくお取り計らい願います。

### 記

1 申請金額                      ¥                      円

2 災害の内容                      ○○年○○月○○日発生した                      災害

3 添付書類

(1) 請求書

(2) 災害救助費総額内訳書

(3) 事項別内訳書

別紙1（様式27）

南部総務第 号  
年 月 日

青森県知事 殿

三戸郡南部町長 印

## 請 求 書

¥ \_\_\_\_\_ 円

ただし、〇〇年〇〇月〇〇日発生した 災害に係る災害救助の実施に要した  
費用として、別紙のとおり関係書類を添えて請求いたします。

## 災害救助費総額内訳書

(南部町)

| 救助の種類         | 実支出額 | 算定基準に<br>よる算定額 | 事務費<br>実支出額 | 事務費<br>算定基準額 | 算定基準額<br>合計 | 備<br>考 |
|---------------|------|----------------|-------------|--------------|-------------|--------|
| 避難所設置費        |      |                |             |              |             |        |
| 応急仮設<br>住宅設置費 |      |                |             |              |             |        |
| 炊出し費          |      |                |             |              |             |        |
| 飲料水供給費        |      |                |             |              |             |        |
| 輸送費           |      |                |             |              |             |        |
| 事務費           |      |                |             |              |             |        |
| 救済用物資         |      |                |             |              |             |        |
| 合計            |      |                |             |              |             |        |

# 事務費内訳書

(南部町)

| 費目 | 金額<br>(円) | 備考 |
|----|-----------|----|
|    |           |    |
|    |           |    |
|    |           |    |
|    |           |    |
|    |           |    |
|    |           |    |
|    |           |    |
|    |           |    |
|    |           |    |
|    |           |    |
| 計  |           |    |

- (注) 1 「費目」欄は、予算費目によるものとする。
- 2 旅費、時間外勤務手当及び通信費は、別紙明細書を添付すること。
- 3 別紙明細書「備考」欄には、それぞれの救助種目を記載しておくこと。

旅 費 明 細 書

(南部町)

| 旅行者氏名 | 旅行期間 | 用務地 | 金 額<br>(円) | 備 考 |
|-------|------|-----|------------|-----|
|       |      |     |            |     |
|       |      |     |            |     |
|       |      |     |            |     |
|       |      |     |            |     |
|       |      |     |            |     |
|       |      |     |            |     |
|       |      |     |            |     |
|       |      |     |            |     |
|       |      |     |            |     |
|       |      |     |            |     |

時間外勤務明細書

(南部町)

| 勤務年月日 | 従事者氏名 | 金 額<br>(円) | 備 考 |
|-------|-------|------------|-----|
|       |       |            |     |
|       |       |            |     |
|       |       |            |     |
|       |       |            |     |
|       |       |            |     |
|       |       |            |     |
|       |       |            |     |
|       |       |            |     |
|       |       |            |     |
|       |       |            |     |
|       |       |            |     |
|       |       |            |     |



# 通 信 費 明 細 書

(南部町)

| 通信年月日 | 通信先 | 金 額<br>(円) | 備 考 |
|-------|-----|------------|-----|
|       |     |            |     |
|       |     |            |     |
|       |     |            |     |
|       |     |            |     |
|       |     |            |     |
|       |     |            |     |
|       |     |            |     |
|       |     |            |     |
|       |     |            |     |
|       |     |            |     |
|       |     |            |     |
|       |     |            |     |

班 名 \_\_\_\_\_

救助実施記録日計票

|                   |    |   |    |    |
|-------------------|----|---|----|----|
| 救助<br>の<br>種<br>類 | 避  | 炊 | 水  | 救出 |
|                   | 修理 | 学 | 死捜 | 死処 |
|                   | 障  |   |    |    |
|                   |    |   |    |    |

責任者（町職員）  
地区の代表者

NO \_\_\_\_\_ 月 日 時 分

員 数 （ 世 帯 ）  
品 目 （ 数 量 金 額 ）  
受 入 先  
払 出 先  
場 所  
方 法  
記 事

# 救助の種目別物資受払状況

(南部町)

| 救 助 の 種 目 別                        | 年 月 日 | 品 名 | 単 位 | 摘 要 | 受 | 払 | 残 | 備 考 |
|------------------------------------|-------|-----|-----|-----|---|---|---|-----|
| 避 難 所 用                            |       |     |     |     |   |   |   |     |
| 炊出しその他による<br>食 品 給 与 用             |       |     |     |     |   |   |   |     |
| 給 水 用 機 械 器 具<br>燃 料 浄 水 用 薬 品 資 材 |       |     |     |     |   |   |   |     |
| 被 服 寝 具 等                          |       |     |     |     |   |   |   |     |
| 医 薬 品 衛 生 材 料                      |       |     |     |     |   |   |   |     |
| 被 災 者 救 出 用<br>機 械 器 具 燃 料         |       |     |     |     |   |   |   |     |
| 燃 料 及 び 消 耗 品                      |       |     |     |     |   |   |   |     |

(注) 1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。

3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにする。

なお、物資等において、県よりの受入分及び町調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。

4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

## 避難所設置及び収容状況

| 避難所の<br>名 称 | 種 別     | 開設期間        | 実人員<br>(人) | 延人員<br>(人) | 物品使用状況 |     | 実支出額<br>(人) |  |
|-------------|---------|-------------|------------|------------|--------|-----|-------------|--|
|             |         |             |            |            | 品 名    | 数 量 |             |  |
|             | 既 存 建 物 | 月 日～<br>月 日 |            |            |        |     |             |  |
|             | 野 外 仮 設 |             |            |            |        |     |             |  |
|             | 天 幕     |             |            |            |        |     |             |  |
|             | 既 存 建 物 | 月 日～<br>月 日 |            |            |        |     |             |  |
|             | 野 外 仮 設 |             |            |            |        |     |             |  |
|             | 天 幕     |             |            |            |        |     |             |  |
|             | 既 存 建 物 | 月 日～<br>月 日 |            |            |        |     |             |  |
|             | 野 外 仮 設 |             |            |            |        |     |             |  |
|             | 天 幕     |             |            |            |        |     |             |  |
| 計           | 既 存 建 物 | 月 日～<br>月 日 |            |            |        |     |             |  |
|             | 野 外 仮 設 |             |            |            |        |     |             |  |
|             | 天 幕     |             |            |            |        |     |             |  |

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 「物品の使用状況」欄は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

## 避難指示等発令報告書

南部総務第 号

年 月 日

青森県知事 殿

三戸郡南部町長



災害対策基本法第60条の規定に基づき、次のとおり避難指示等の発令をしたので報告する。

- 1 災害等の規模及び状況
- 2 避難を指示等した日時
- 3 指示等した地域
- 4 対象世帯数及び人員
- 5 避難所開設予定箇所数及び人員
- 6 その他

避難指示等解除報告書

|                                                  |   |       |     |
|--------------------------------------------------|---|-------|-----|
|                                                  |   | 南部総務第 | 号   |
|                                                  |   | 年     | 月 日 |
| 青森県知事                                            | 殿 |       |     |
| 三戸郡南部町長                                          |   | 印     |     |
| 災害対策基本法第 6 0 条の規定に基づき、発令した避難指示等を次のとおり解除したので報告する。 |   |       |     |
| 1 避難指示等を解除した日時                                   |   |       |     |

# 避難所開設報告書

|                              |   |   |
|------------------------------|---|---|
| 南部総務第                        |   | 号 |
| 年                            |   | 月 |
|                              |   | 日 |
| 青森県知事                        | 殿 |   |
| 三戸郡南部町長                      |   | 印 |
| 災害に伴う避難所の開設状況について、次のとおり報告する。 |   |   |
| 避難所開設日時                      |   |   |
| 場所及び箇所数                      |   |   |
| 収容世帯数及び人員                    |   |   |
| 開設期間の見込み                     |   |   |
| その他の                         |   |   |

# 避難所閉鎖報告書

南部総務第 号  
年 月 日

青森県知事 殿

三戸郡南部町長 印

災害に伴う避難所を次のとおり閉鎖したので報告する。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 避難所を閉鎖した日時        |  |
| 場 所 及 び 箇 所 数     |  |
| 収 容 世 帯 数 及 び 人 員 |  |
| 開 設 期 間           |  |
| そ の 他             |  |



様式 3 6

| 避 難 日 誌 |     | 避難所名  |  |
|---------|-----|-------|--|
| 月 日     | 記 事 | 責任者氏名 |  |
|         |     |       |  |

様式 3 7

| 避難所収容者名簿（南部町） |    |    |    | 避難所名 |     |
|---------------|----|----|----|------|-----|
| 氏名            | 性別 | 年齢 | 住所 | 収容期間 | 計   |
|               |    |    |    | 自月日  | 至月日 |
|               |    |    |    |      |     |
|               |    |    |    |      |     |
|               |    |    |    |      |     |
|               |    |    |    |      |     |
|               |    |    |    |      |     |
|               |    |    |    |      |     |
|               |    |    |    |      |     |
|               |    |    |    |      |     |
|               |    |    |    |      |     |
|               |    |    |    |      |     |
|               |    |    |    |      |     |

様式 3 8

| 避難所従事者勤務状況（南部町） |    |    |    | 避難所名 |    |    |
|-----------------|----|----|----|------|----|----|
| 職名              | 氏名 | 所属 | 到着 |      | 退出 |    |
|                 |    |    | 月日 | 時分   | 月日 | 時分 |
|                 |    |    |    |      |    |    |
|                 |    |    |    |      |    |    |
|                 |    |    |    |      |    |    |
|                 |    |    |    |      |    |    |
|                 |    |    |    |      |    |    |
|                 |    |    |    |      |    |    |
|                 |    |    |    |      |    |    |
|                 |    |    |    |      |    |    |
|                 |    |    |    |      |    |    |
|                 |    |    |    |      |    |    |
|                 |    |    |    |      |    |    |

被災者救出状況記録簿

(南部町)

| 年月日 | 救出<br>人員 | 救 出 用 機 械 器 具   |            |            |            |              |     |     | 実 支<br>出 額 | 備考 |
|-----|----------|-----------------|------------|------------|------------|--------------|-----|-----|------------|----|
|     |          | 借 上 費           |            |            | 修 繕 費      |              |     | 燃料費 |            |    |
|     | 数量       | 所有者（管理者）<br>氏 名 | 金 額<br>(円) | 修 繕<br>月 日 | 修繕費<br>(円) | 修 繕 の<br>概 要 | (円) |     | (円)        |    |
|     |          |                 |            |            |            |              |     |     |            |    |
|     |          |                 |            |            |            |              |     |     |            |    |
|     |          |                 |            |            |            |              |     |     |            |    |
|     |          |                 |            |            |            |              |     |     |            |    |

- (注) 1 他市町村に及んだ場合は、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入することとし、有償による場合のみその借上費を「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

炊出し給与状況（総括）

（南部町）

| 炊出し場の<br>名 称 | 月 日 |   |   | 月 日 |   |   | 月 日 |   |   | 月 日 |   |   | 合 計 | 実支出額<br>(円) | 備 考 |
|--------------|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|-------------|-----|
|              | 朝   | 昼 | 夜 | 朝   | 昼 | 夜 | 朝   | 昼 | 夜 | 朝   | 昼 | 夜 |     |             |     |
|              |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |             |     |
|              |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |             |     |
|              |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |             |     |
|              |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |   |   |     |             |     |

（注）「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式 4 1

|        |      |     |     |       |  |        |  |
|--------|------|-----|-----|-------|--|--------|--|
| 炊出し給与簿 |      |     |     | 炊出し場： |  | 実施責任者： |  |
| (南部町)  |      |     |     |       |  |        |  |
| 給食年月日  | 給食区分 | 給食数 | 給食先 | 給食内容  |  | 備考     |  |
|        |      |     |     |       |  |        |  |
|        |      |     |     |       |  |        |  |
|        |      |     |     |       |  |        |  |
|        |      |     |     |       |  |        |  |
| 計      |      |     |     |       |  |        |  |

(注) 1 「給食先」欄は、炊出しの配給先（例 ○○避難所）を記入すること。

2 「計」欄は、給食区分別に記入すること。

給食者名簿

|           |      |         |      |     |     |     |
|-----------|------|---------|------|-----|-----|-----|
|           |      | 南部町 避難所 |      | 責任者 |     |     |
| 給食<br>年月日 | 給食区分 | 給食対象者   |      |     |     |     |
|           |      | 世帯主氏名   | 世帯員数 | 住 所 | 給食数 | 備 考 |
|           |      |         |      |     |     |     |
|           |      |         |      |     |     |     |
|           |      |         |      |     |     |     |
|           |      |         |      |     |     |     |
|           |      |         |      |     |     |     |
|           |      |         |      |     |     |     |
|           |      |         |      |     |     |     |
|           |      |         |      |     |     |     |
|           |      |         |      |     |     |     |
|           |      |         |      |     |     |     |
|           |      |         |      |     |     |     |
| 計         |      |         |      |     |     |     |





世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

年 月 日現在 (南部町)

| 世帯構成員別<br>区分 |          | 1 人<br>世帯 | 2 人<br>世帯 | 3 人<br>世帯 | 4 人<br>世帯 | 5 人<br>世帯 | 6 人<br>世帯 | 7 人<br>世帯 |  |  |  |  | 計 | 小学生 | 中学生 |
|--------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--|--|--|---|-----|-----|
| 世帯数          | 全壊(焼)・流失 |           |           |           |           |           |           |           |  |  |  |  |   |     |     |
|              | 半壊(焼)    |           |           |           |           |           |           |           |  |  |  |  |   |     |     |
|              | 床上浸水     |           |           |           |           |           |           |           |  |  |  |  |   |     |     |
| 人員           | 全壊(焼)・流失 |           |           |           |           |           |           |           |  |  |  |  |   |     |     |
|              | 半壊(焼)    |           |           |           |           |           |           |           |  |  |  |  |   |     |     |
|              | 床上浸水     |           |           |           |           |           |           |           |  |  |  |  |   |     |     |

物 資 の 給 与 状 況

(南部町)

| 住家被害<br>程度区分 |    | 世帯主<br>氏 名 | 基礎となった<br>世帯構成人員<br>(人) | 給与月日 | 物 資 給 与 の 品 名 |    |  |  |  | 実支出額<br>(円) | 備 考 |
|--------------|----|------------|-------------------------|------|---------------|----|--|--|--|-------------|-----|
|              |    |            |                         |      | 布団            | 毛布 |  |  |  |             |     |
|              |    |            |                         |      |               |    |  |  |  |             |     |
|              |    |            |                         |      |               |    |  |  |  |             |     |
|              |    |            |                         |      |               |    |  |  |  |             |     |
|              |    |            |                         |      |               |    |  |  |  |             |     |
| 計            | 全壊 | 世帯         |                         |      |               |    |  |  |  |             |     |
|              | 半壊 | 世帯         |                         |      |               |    |  |  |  |             |     |

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者

(注) 1 「住家被害程度区分」欄に、全壊（焼）・流失又は半壊、床上浸水の別を記入すること。  
2 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

様式 46

南部総務第 号  
年 月 日

青森県知事

殿

三戸郡南部町長

印

災害救助法による応急仮設住宅設置  
供与（住宅の応急修理）申請書

年 月 日の火災（水害）により全壊（全焼）（流失）（半壊）（半焼）した被災者のうち別紙の者は、みずからの資力では住宅を得ることができない者（みずからの資力では住宅の応急修理をすることができない者）でありますから関係書類を添えて申請します。

（注） 関係書類は別紙様式（調書）によること。

応急仮設住宅設置供与を必要とする者の調書

(南部町)

| 設置供与を必要とする世帯主氏名 | 年<br>齢 | 職<br>業 | 世帯<br>人員 | 被災前の資産状況 |        |                  |        | 収入状況 | 設置供与を必要<br>とする理由 | 立退先の状況 |
|-----------------|--------|--------|----------|----------|--------|------------------|--------|------|------------------|--------|
|                 |        |        |          | 宅<br>地   | 田<br>畑 | 山<br>林<br>原<br>野 | 家<br>屋 |      |                  |        |
|                 |        |        |          |          |        |                  |        |      |                  |        |
|                 |        |        |          |          |        |                  |        |      |                  |        |
|                 |        |        |          |          |        |                  |        |      |                  |        |
|                 |        |        |          |          |        |                  |        |      |                  |        |
|                 |        |        |          |          |        |                  |        |      |                  |        |

応 急 仮 設 住 宅 敷 地 予 定 調 書

(南部町)

| 設置供与を必要とする世帯主氏名 | 敷 地 予 定 地 |    |    |         |         | その他参考事項 |
|-----------------|-----------|----|----|---------|---------|---------|
|                 | 地番        | 地目 | 地籍 | 土地所有者氏名 | 抵当権設定有無 |         |
|                 |           |    |    |         |         |         |
|                 |           |    |    |         |         |         |
|                 |           |    |    |         |         |         |
|                 |           |    |    |         |         |         |
|                 |           |    |    |         |         |         |
|                 |           |    |    |         |         |         |
|                 |           |    |    |         |         |         |
|                 |           |    |    |         |         |         |
|                 |           |    |    |         |         |         |

住宅の応急修理を必要とする者の調書

（南部町）

| 住宅の応急修理を<br>必要とする世帯主<br>氏 名 及 び 住 所 | 年<br>齢 | 職<br>業 | 世<br>帯<br>人<br>員 | 修理を必要とする箇所 | 被 災 前 の<br>資 産 状 況 |        |                  |        | そ の 他<br>参考事項 |
|-------------------------------------|--------|--------|------------------|------------|--------------------|--------|------------------|--------|---------------|
|                                     |        |        |                  |            | 宅<br>地             | 田<br>畑 | 山<br>林<br>原<br>野 | 家<br>屋 |               |
|                                     |        |        |                  |            |                    |        |                  |        |               |
|                                     |        |        |                  |            |                    |        |                  |        |               |
|                                     |        |        |                  |            |                    |        |                  |        |               |
|                                     |        |        |                  |            |                    |        |                  |        |               |
|                                     |        |        |                  |            |                    |        |                  |        |               |
|                                     |        |        |                  |            |                    |        |                  |        |               |
|                                     |        |        |                  |            |                    |        |                  |        |               |
|                                     |        |        |                  |            |                    |        |                  |        |               |

様式 47

南部総務第 号  
年 月 日

青森県知事 殿

三戸郡南部町長 印

着 工 届

1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事

2 建築戸数 棟 戸建 計 棟 戸

3 着工年月日

上記のとおり着工したからお届けします。

(注) 1 着工後5日以内に届出すること。

2 住宅の応急修理も上記に準じて届出すること。

南部総務第 号  
年 月 日

青森県知事 殿

三戸郡南部町長 印

竣 工 届

1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事

|           |   |    |     |   |   |
|-----------|---|----|-----|---|---|
| 2 建 築 戸 数 | 棟 | 戸建 | } 計 | 棟 | 戸 |
|           | 棟 | 戸建 |     |   |   |

3 工 事 場 所

4 竣工年月日

5 工 事 費

上記のとおり竣工したからお届けします。

- (注) 1 竣工後 5 日以内に届出すること。
- 2 住宅の応急修理も上記に準じて届出すること。



様式 49

南部総務第 号  
年 月 日

青森県知事 殿

三戸郡南部町長 印

## 引 渡 書

- 1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事
- 2 設置場所及び戸数
- 3 構造及び面積
- 4 竣工年月日
- 5 引渡年月日

上記のとおりでありますから、引渡します。

南部総務第 号  
年 月 日

青森県知事 殿

三戸郡南部町長 印

請 求 書

¥ \_\_\_\_\_ 円

ただし、応急仮設住宅設置の概算金として

上記のとおり請求します。

(注) 上記請求書は、応急仮設住宅設置及び住宅の応急修理のため概算交付を  
必要とする場合に用いるものである。

様式 51

南部総務第 号  
年 月 日

青森県知事 殿

三戸郡南部町長 印

精 算 書

| 科 目       | 実支出済額 | 県費受入額 | 差引過不足額 | 摘 要      |
|-----------|-------|-------|--------|----------|
| 応急仮設住宅    |       |       |        | 工事費<br>円 |
| (住宅の応急修理) |       |       |        | 事務費<br>円 |

上記のとおり精算しました。

(注) 精算書には、請負による見積書(写)、工事請負契約書(写)並びに設計書及び設計図のほか別紙1及び2(入札を行った場合)の書類を添付すること。

工 事 費 及 び 事 務 費 内 訳 書 ( 南 部 町 )

| 科 目  | 経 費<br>(円) | 算 定 基 礎 |
|------|------------|---------|
| 工事費  |            |         |
| 基礎工事 |            |         |
| 木工事  |            |         |
| 屋根工事 |            |         |
| 建具工事 |            |         |
| 手間工事 |            |         |
| 諸経費  |            |         |
| 事務費  |            |         |
| 旅費   |            |         |
| 通信費  |            |         |
| 消耗品費 |            |         |
| その他  |            |         |
| 計    |            |         |

|                      |             |                 |     |  |
|----------------------|-------------|-----------------|-----|--|
| 年 月 日 執行             | 入札執行者       |                 | 立会人 |  |
| 開 札 一 覧 表            |             |                 |     |  |
| 工事名 災害救助法による応急仮設住宅工事 | 施工地域        | 三戸郡南部町大字 字 番地 号 |     |  |
| 予定価格（消費税抜き） 一金 円也    |             |                 |     |  |
| 入 札 業 者              | 第 1 回 入 札 額 |                 | 備 考 |  |
|                      |             |                 |     |  |
|                      |             |                 |     |  |
|                      |             |                 |     |  |
|                      |             |                 |     |  |

# 応急仮設住宅台帳

(南部町)

| 応急仮設<br>住宅番号 | 世帯主<br>氏 名 | 家族<br>数 | 所 在 地 | 構 造<br>区 分 | 面 積 | 敷 地<br>区 分 | 着 工<br>月 日 | 竣 工<br>月 日 | 入居<br>月 日 | 実支出額<br>(円) | 備 考 |
|--------------|------------|---------|-------|------------|-----|------------|------------|------------|-----------|-------------|-----|
|              |            |         |       |            |     |            |            |            |           |             |     |
|              |            |         |       |            |     |            |            |            |           |             |     |
|              |            |         |       |            |     |            |            |            |           |             |     |
|              |            |         |       |            |     |            |            |            |           |             |     |
| 計            | 世帯         |         |       |            |     |            |            |            |           |             |     |

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建築したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有償、無償の別をも明らかにすること。
- 5 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住宅応急修理記録簿

(南部町)

| 世 帯 主 氏 名 | 修 理 箇 所 概 要 | 完了月日 | 実 支 出 額 | 備 考 |
|-----------|-------------|------|---------|-----|
|           |             |      |         |     |
|           |             |      |         |     |
|           |             |      |         |     |
|           |             |      |         |     |
|           |             |      |         |     |
|           |             |      |         |     |
|           |             |      |         |     |
| 計         | 世帯          |      |         |     |

(注) 別添として見取図を添付すること。

# 救護班活動状況

救護班

班長：医師氏名

| 月 日 | 場 所 | 患者数<br>(人) | 措置の概要 | 死体検案数<br>(人) | 修繕費<br>(円) | 備考 |
|-----|-----|------------|-------|--------------|------------|----|
|     |     |            |       |              |            |    |
|     |     |            |       |              |            |    |
|     |     |            |       |              |            |    |
|     |     |            |       |              |            |    |
|     |     |            |       |              |            |    |
| 計   |     |            |       |              |            |    |

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。



病院、診療所等医療実施状況

(南部町)

| 診療機関名 | 患者氏名 | 診療期間        | 病 名 | 診療区分 |    | 診療報酬点数    |           | 金 額<br>(円) | 備 考 |
|-------|------|-------------|-----|------|----|-----------|-----------|------------|-----|
|       |      |             |     | 入院   | 通院 | 入院<br>(点) | 通院<br>(点) |            |     |
|       |      | 月 日～<br>月 日 |     |      |    |           |           |            |     |
|       |      |             |     |      |    |           |           |            |     |
|       |      |             |     |      |    |           |           |            |     |
|       |      |             |     |      |    |           |           |            |     |
|       |      |             |     |      |    |           |           |            |     |
|       |      |             |     |      |    |           |           |            |     |
| 計     | 機関   | 人           |     |      |    |           |           |            |     |

(注) 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式 5 6

傷 病 者 名 簿

(南部町)

|                |      |   |   |    |      |       |            |       |
|----------------|------|---|---|----|------|-------|------------|-------|
| 医療救護班名         |      |   |   |    | 医師氏名 |       | 救 護<br>年月日 | 年 月 日 |
| (避難所名) 救護所開設場所 |      |   |   |    |      |       |            |       |
| 番号             | 患者氏名 | 住 | 所 | 性別 | 年齢   | 傷 病 名 | 処 置 等      |       |
|                |      |   |   |    |      |       |            |       |
|                |      |   |   |    |      |       |            |       |
|                |      |   |   |    |      |       |            |       |
|                |      |   |   |    |      |       |            |       |
|                |      |   |   |    |      |       |            |       |
|                |      |   |   |    |      |       |            |       |

様式 5 7

助 産 台 帳

(南部町)

| 分娩者氏名 | 分娩日時 | 助産機関名 | 分娩期間 | 金 額 | 備 考 |
|-------|------|-------|------|-----|-----|
|       |      |       |      |     |     |
|       |      |       |      |     |     |
|       |      |       |      |     |     |
|       |      |       |      |     |     |
|       |      |       |      |     |     |
|       |      |       |      |     |     |
|       |      |       |      |     |     |
|       |      |       |      |     |     |
|       |      |       |      |     |     |
|       |      |       |      |     |     |
|       |      |       |      |     |     |
| 計     |      |       |      |     |     |

障害物除去の状況

(南部町)

| 住家被害<br>程度区分 |       | 氏 名 | 除去に要した<br>期 間 | 実支出額<br>(円) | 除去を要する<br>状態の概要 | 備 考 |
|--------------|-------|-----|---------------|-------------|-----------------|-----|
|              |       |     |               |             |                 |     |
|              |       |     |               |             |                 |     |
|              |       |     |               |             |                 |     |
|              |       |     |               |             |                 |     |
|              |       |     |               |             |                 |     |
|              |       |     |               |             |                 |     |
| 計            | 半壊（焼） | 世帯  |               |             |                 |     |
|              | 床上浸水  | 世帯  |               |             |                 |     |

障害物除去関係物資受払状況 (南部町)

| 年月日 | 品名 | 単位 | 摘要 | 要 | 受 | 払 | 残 | 備考 |
|-----|----|----|----|---|---|---|---|----|
|     |    |    |    |   |   |   |   |    |
|     |    |    |    |   |   |   |   |    |
|     |    |    |    |   |   |   |   |    |
|     |    |    |    |   |   |   |   |    |
|     |    |    |    |   |   |   |   |    |
|     |    |    |    |   |   |   |   |    |
|     |    |    |    |   |   |   |   |    |
|     |    |    |    |   |   |   |   |    |
|     |    |    |    |   |   |   |   |    |
|     |    |    |    |   |   |   |   |    |
|     |    |    |    |   |   |   |   |    |

(注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。  
2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

奉仕団の協力要請書

南部総務第 号  
年 月 日

殿

三戸郡南部町長 印

災害の救助活動に次によりご協力を要請します。

|       |  |
|-------|--|
| 要請の理由 |  |
| 作業場所  |  |
| 作業内容  |  |
| 所要人員  |  |
| 従事期間  |  |
| 集合場所  |  |

奉仕団の活動状況記録簿

(南部町)

|       |   |         |           |         |     |
|-------|---|---------|-----------|---------|-----|
| 奉仕団名称 |   |         |           | 報告班名    |     |
| 月     | 日 | 奉 仕 期 間 | 奉 仕 者 氏 名 | 作 業 内 容 | 備 考 |
|       |   |         |           |         |     |
|       |   |         |           |         |     |
|       |   |         |           |         |     |
|       |   |         |           |         |     |
|       |   |         |           |         |     |
|       |   |         |           |         |     |
|       |   |         |           |         |     |
|       |   |         |           |         |     |
|       |   |         |           |         |     |
|       |   |         |           |         |     |

人夫あっせん要請書

南部総務第 号  
年 月 日

殿

三戸郡南部町長 印

災害の救助活動の従事者を次によりあっせん方をお願いします。

|           |  |
|-----------|--|
| 要 請 の 理 由 |  |
| 従 事 場 所   |  |
| 作 業 内 容   |  |
| 所 要 人 員   |  |
| 従 事 期 間   |  |
| 集 合 場 所   |  |



様式 6 3

# 人夫雇用台帳

救助種目名

(南部町)

| 住 所 | 氏 名 | 年 齢 | 日 額 | 月 分 |   |   |   |   |   | 基本賃金 |    | 割増賃金 |    | 計 | 備考 |
|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|------|----|------|----|---|----|
|     |     |     |     | 日   | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日数   | 金額 | 時間   | 金額 |   |    |
|     |     |     |     |     |   |   |   |   |   |      |    |      |    |   |    |
|     |     |     |     |     |   |   |   |   |   |      |    |      |    |   |    |
|     |     |     |     |     |   |   |   |   |   |      |    |      |    |   |    |
|     |     |     |     |     |   |   |   |   |   |      |    |      |    |   |    |
|     |     |     |     |     |   |   |   |   |   |      |    |      |    |   |    |
|     |     |     |     |     |   |   |   |   |   |      |    |      |    |   |    |
|     |     |     |     |     |   |   |   |   |   |      |    |      |    |   |    |
| 計   |     |     |     |     |   |   |   |   |   |      |    |      |    |   |    |
|     | 人   |     |     | 人   | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |      |    |      |    |   |    |

- (注) 1 本台帳は、救助種目ごとに作成すること。
- 2 各日別就労状況は、1日就労したものは上欄に「1」と表示し、時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を下欄に記入しておくこと。

様式 6 4

# 遺体の搜索状況記録簿

(南部町)

| 年月日 | 搜索<br>人員 | 搜 索 用 機 械 器 具 |       |           |     |            |     |       |     | 実 支<br>出 額 | 備 考 |
|-----|----------|---------------|-------|-----------|-----|------------|-----|-------|-----|------------|-----|
|     |          | 名 称           | 借 上 費 |           |     | 修 繕 費      |     |       | 燃料費 |            |     |
|     |          |               | 数量    | 所有（管理者）氏名 | 金 額 | 修 繕<br>月 日 | 修繕費 | 修繕の概要 |     |            |     |
|     |          |               |       |           |     |            |     |       |     |            |     |
|     |          |               |       |           |     |            |     |       |     |            |     |
|     |          |               |       |           |     |            |     |       |     |            |     |
|     |          |               |       |           |     |            |     |       |     |            |     |
|     |          |               |       |           |     |            |     |       |     |            |     |
|     |          |               |       |           |     |            |     |       |     |            |     |
| 計   |          |               |       |           |     |            |     |       |     |            |     |

- (注) 1 他市町村に及んだ場合は、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、借上費は、「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

遺体搜索の協力要請書

|                                                     |        |  |  |  |    |     |    |   |  |
|-----------------------------------------------------|--------|--|--|--|----|-----|----|---|--|
| 南部総務第                                               |        |  |  |  |    | 号   |    |   |  |
| 年                                                   |        |  |  |  |    | 月   |    | 日 |  |
| 殿                                                   |        |  |  |  |    |     |    |   |  |
| 三戸郡南部町長                                             |        |  |  |  |    | 印   |    |   |  |
| 遺体搜索の協力方について（要請）                                    |        |  |  |  |    |     |    |   |  |
| 災害により、次の者が貴市（町村）へ漂着していると推定されるので、その搜索について協力を要請いたします。 |        |  |  |  |    |     |    |   |  |
| 遺体が漂着していると推定される地域                                   |        |  |  |  |    |     |    |   |  |
| 死者の氏名                                               | 氏名     |  |  |  | 性別 | 男・女 | 年齢 |   |  |
|                                                     | 衣類・持物等 |  |  |  |    |     |    |   |  |
|                                                     | 死者の特徴等 |  |  |  |    |     |    |   |  |
| その他参考となる事項                                          |        |  |  |  |    |     |    |   |  |
| 当町への連絡先                                             |        |  |  |  |    |     |    |   |  |

遺体処理台帳

(南部町)

| 処 理<br>年月日 | 死体発見の<br>日時及び場所 | 死 亡 者 | 遺 族 |             | 洗 浄 等 の 処 理 |     |            | 遺体の<br>一時<br>保存料<br>(円) | 検索料<br>(円) | 実支出額<br>(円) | 備 考 |
|------------|-----------------|-------|-----|-------------|-------------|-----|------------|-------------------------|------------|-------------|-----|
|            |                 | 氏 名   | 氏 名 | 死亡者との<br>関係 | 品 名         | 数 量 | 金 額<br>(円) |                         |            |             |     |
|            |                 |       |     |             |             |     |            |                         |            |             |     |
|            |                 |       |     |             |             |     |            |                         |            |             |     |
|            |                 |       |     |             |             |     |            |                         |            |             |     |
|            |                 |       |     |             |             |     |            |                         |            |             |     |
|            |                 |       |     |             |             |     |            |                         |            |             |     |
|            |                 |       |     |             |             |     |            |                         |            |             |     |
|            |                 |       |     |             |             |     |            |                         |            |             |     |
|            |                 |       |     |             |             |     |            |                         |            |             |     |
|            |                 |       |     |             |             |     |            |                         |            |             |     |
| 計          |                 | 人     |     |             |             |     |            |                         |            |             |     |

埋火葬台帳

(南部町)

| 死 亡<br>年月日 | 埋火葬<br>年月日 | 死 亡 者 |     | 埋火葬を行った者 |     | 埋 火 葬 費         |                |            |          | 備 考 |
|------------|------------|-------|-----|----------|-----|-----------------|----------------|------------|----------|-----|
|            |            | 氏 名   | 年 齢 | 死亡者との関係  | 氏 名 | 棺（付属品含む）<br>（円） | 埋葬又は火葬料<br>（円） | 骨 箱<br>（円） | 計<br>（円） |     |
|            |            |       |     |          |     |                 |                |            |          |     |
|            |            |       |     |          |     |                 |                |            |          |     |
|            |            |       |     |          |     |                 |                |            |          |     |
|            |            |       |     |          |     |                 |                |            |          |     |
|            |            |       |     |          |     |                 |                |            |          |     |
|            |            |       |     |          |     |                 |                |            |          |     |
|            |            |       |     |          |     |                 |                |            |          |     |
| 計          |            | 人     |     |          |     |                 |                |            |          |     |

(注) 1 埋火葬を行った者が町長である場合は、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

様式 6 8

# 学用品给与調

(南部町)

| 区分<br>学校名 | 全壊（焼）流失 |     |      |             | 半壊（焼）床上浸水 |     |      |             | 計    |     |      |               | 合 計 |
|-----------|---------|-----|------|-------------|-----------|-----|------|-------------|------|-----|------|---------------|-----|
|           | 児童生徒    | 教科書 | 児童生徒 | 文房具<br>通学用品 | 児童生徒      | 教科書 | 児童生徒 | 文房具<br>通学用品 | 児童生徒 | 教科書 | 児童生徒 | 文 房 具<br>通学用品 |     |
|           |         |     |      |             |           |     |      |             |      |     |      |               |     |
|           |         |     |      |             |           |     |      |             |      |     |      |               |     |
|           |         |     |      |             |           |     |      |             |      |     |      |               |     |
|           |         |     |      |             |           |     |      |             |      |     |      |               |     |
|           |         |     |      |             |           |     |      |             |      |     |      |               |     |
|           |         |     |      |             |           |     |      |             |      |     |      |               |     |
|           |         |     |      |             |           |     |      |             |      |     |      |               |     |
| 合計 校      |         |     |      |             |           |     |      |             |      |     |      |               |     |

学用品購入計画書

(南部町)

| 学校名<br>区 分 |     |     |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |
|------------|-----|-----|------------|-----|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
|            |     |     | 全壊（焼）流失    |     |     | 半壊（焼）床上浸水  |     |     | 計   |     | 備 考 |  |
|            |     |     | 児 童<br>生 徒 | 数 量 | 金 額 | 児 童<br>生 徒 | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 |     |  |
| 学年         | 品 名 | 単 価 |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |
|            |     |     |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |
|            |     |     |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |
|            |     |     |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |
|            |     |     |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |
|            |     |     |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |
|            |     |     |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |
|            |     |     |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |
|            |     |     |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |
|            |     |     |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |
|            |     |     |            |     |     |            |     |     |     |     |     |  |

学用品給与状況

(南部町)

| 学校名・学年 |     | 児童<br>(生徒)<br>氏名 | 親権者<br>氏 名 | 給<br>与<br>年<br>月<br>日 | 給 与 品 の 内 訳 |    |  |        |     |  | 実支<br>出額 | 備 考 |
|--------|-----|------------------|------------|-----------------------|-------------|----|--|--------|-----|--|----------|-----|
|        |     |                  |            |                       | 教 科 書       |    |  | その他学用品 |     |  |          |     |
|        |     |                  |            |                       | 国語          | 算数 |  | 鉛筆     | ノート |  |          |     |
|        |     |                  |            |                       |             |    |  |        |     |  |          |     |
|        |     |                  |            |                       |             |    |  |        |     |  |          |     |
|        |     |                  |            |                       |             |    |  |        |     |  |          |     |
| 計      | 小学校 |                  |            |                       |             |    |  |        |     |  |          |     |
|        | 中学校 |                  |            |                       |             |    |  |        |     |  |          |     |

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名 印

- (注) 1 「給与年月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。
- 2 「給与品の内訳」欄には数量を記入すること。



# 学用品給与対象者調

(南部町)

| 保 護 者 の<br>被 害 区 分 |                      | 児 童<br>( 生 徒 )<br>氏 名 | 保 護 者 名<br>氏 | 調 査<br>年 月 日 | 給 与 品 の 内 訳 |    |  |             |    |  | 支 出<br>予 定 額 | 備 考 |
|--------------------|----------------------|-----------------------|--------------|--------------|-------------|----|--|-------------|----|--|--------------|-----|
|                    |                      |                       |              |              | 教 科 書       |    |  | そ の 他 学 用 品 |    |  |              |     |
|                    |                      |                       |              |              | 国語          | 算数 |  | 鉛筆          | ノト |  |              |     |
|                    |                      |                       |              |              |             |    |  |             |    |  |              |     |
|                    |                      |                       |              |              |             |    |  |             |    |  |              |     |
|                    |                      |                       |              |              |             |    |  |             |    |  |              |     |
|                    |                      |                       |              |              |             |    |  |             |    |  |              |     |
|                    |                      |                       |              |              |             |    |  |             |    |  |              |     |
|                    |                      |                       |              |              |             |    |  |             |    |  |              |     |
| 計                  | 全 壊 ( 焼 )<br>流 失     |                       |              |              |             |    |  |             |    |  |              |     |
|                    | 半 壊 ( 焼 )<br>床 上 浸 水 |                       |              |              |             |    |  |             |    |  |              |     |

学用品の給与対象者は上記のとおりです。

年 月 日

学校長

印

# 輸送記録簿

(南部町)

| 輸送<br>月日 | 目 的 | 輸 送<br>区 間<br>(距離) | 借 上 等 |     | 修 繕        |            |              |          |            |            | 燃料費<br>(円) | 実 支<br>出 額<br>(円) | 備 考 |
|----------|-----|--------------------|-------|-----|------------|------------|--------------|----------|------------|------------|------------|-------------------|-----|
|          |     |                    | 使用車両等 |     | 金 額<br>(円) | 故障車両等      |              | 修理<br>月日 | 修繕費<br>(円) | 故障の<br>概 要 |            |                   |     |
|          |     |                    | 種 類   | 台 数 |            | 名 称<br>番 号 | 所 有 者<br>氏 名 |          |            |            |            |                   |     |
|          |     |                    |       |     |            |            |              |          |            |            |            |                   |     |
|          |     |                    |       |     |            |            |              |          |            |            |            |                   |     |
|          |     |                    |       |     |            |            |              |          |            |            |            |                   |     |
|          |     |                    |       |     |            |            |              |          |            |            |            |                   |     |
|          |     |                    |       |     |            |            |              |          |            |            |            |                   |     |
|          |     |                    |       |     |            |            |              |          |            |            |            |                   |     |

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 2 県又は町所有の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

南部総務第 号  
年 月 日

青森県知事 殿

青森県三戸郡南部町長



## 災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

|                  |                              |                                          |
|------------------|------------------------------|------------------------------------------|
| 1                | 災 害 の 種 類                    | 洪水、地震、火災、その他                             |
| 2                | 要 請 の 目 的                    | 人命救助、災害復旧、消火、その他                         |
| 3                | 派 遣 を 希 望 す る 区 域            | 地 区                                      |
| 4                | 派 遣 を 必 要 と す る 期 間          | <div>年 月 日から</div> <div>年 月 日まで 日間</div> |
| 5                | 被 害 状 況                      |                                          |
| 6                | 派遣を希望する人員及び機器の概数（車両、船舶、航空機等） |                                          |
| 7                | 派 遣 先 の 責 任 者                |                                          |
| 8<br>そ<br>の<br>他 | (1) 宿 泊                      | 要請者で準備<br>自衛隊で準備                         |
|                  | (2) 食 料                      | 要請者で準備<br>自衛隊で準備                         |
|                  | (3) 資 材                      | 要請者で準備<br>自衛隊で準備                         |

様式74

青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

|               |                                        |                                     |                        |
|---------------|----------------------------------------|-------------------------------------|------------------------|
| 1             | 要 請 市 町 村 等 名                          | 電話                                  | 発信者                    |
| 2             | 災 害 の 種 別                              | 行方不明・事故・救急・火災・自然災害・その他（ ）           |                        |
| 3             | 要 請 の 内 容                              | 搜索・救助・傷病者搬送・空中消火・偵察・広報・撮影・輸送・その他（ ） |                        |
| 4             | 消 防 覚 知 日 時                            | 年 月 日（ ）                            | 時 分                    |
| 5             | 県 へ の 要 請 日 時                          | 年 月 日（ ）                            | 時 分                    |
| 6             | 発 生 場 所                                | (市・町・村)<br>(目標)                     | 字 番地<br>(離着陸場所)        |
| 7<br>搜索・救助の場合 | 要 救 助 者                                | 氏名<br>住所<br>電話                      | (男・女) 歳( 年 月 日生)<br>職業 |
|               | 要救助者の家族の状況<br>(家族構成・氏名・年齢・住所・電話番号・職業等) |                                     |                        |
| 8             | 災害の概況（事故等の状況、地上の搜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること。） |                                     |                        |
|               |                                        |                                     |                        |
|               |                                        |                                     |                        |
|               |                                        |                                     |                        |
|               |                                        |                                     |                        |
|               |                                        |                                     |                        |
|               |                                        |                                     |                        |
|               |                                        |                                     |                        |
|               |                                        |                                     |                        |
|               |                                        |                                     |                        |
| 9             | 現場指揮者                                  | 所属・職・氏名                             |                        |
| 10            | 現場との連絡手段                               | 無線等種別<br>コールサイン等                    | 携帯電話等                  |

|                             |                                                     |                                             |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 11 傷病者輸送等の場合                | 傷病者                                                 | 氏名 (男・女) 歳( 年 月 日生)<br>住所<br>電話<br>職業       |
|                             | 傷病者の家族の状況<br>(家族構成・氏名・年齢・<br>住所・電話番号・職業等)           |                                             |
|                             | 傷病名・症状・搬出病院・<br>受入病院・離着陸場・搬送<br>車両所属名・同乗者(医師<br>名)等 |                                             |
| 12                          | 気 象 状 況                                             | 天候 風向 風速 m/sec 気温 °C<br>視界 m 気象予警報( 警報・注意報) |
| 13                          | 必 要 資 機 材                                           |                                             |
| 14                          | そ の 他 必 要 な 事 項                                     |                                             |
| 地 図 (目標物が明確な大きめの図面を添付すること。) |                                                     |                                             |

※ 以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

|   |             |                                                   |
|---|-------------|---------------------------------------------------|
| 1 | 使 用 無 線 等   | 無線種別 (全国共通波、県内共通波、その他)<br>現地指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン) |
| 2 | 到 着 予 定 時 間 | 年 月 日 ( ) 時 分                                     |
| 3 | 活 動 予 定 時 間 | 時間 分                                              |
| 4 | 燃 料 の 確 保   | 要手配・手配不要 ㊦ (ドラム缶 本)                               |

|         |  |
|---------|--|
| 特 記 事 項 |  |
|---------|--|

建築物被害

( 年 月分)

|                                       |                           |               |              |               |           |               |           |               |                             |
|---------------------------------------|---------------------------|---------------|--------------|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------------------------|
| 青森県知事 殿                               |                           |               |              |               |           |               |           | 受付年月日番号<br>※  |                             |
| 年 月 日 南部町長 印                          |                           |               |              |               |           |               |           |               |                             |
| 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。 |                           |               |              |               |           |               |           |               |                             |
| 1 災害市町村名                              |                           |               |              |               |           |               |           |               |                             |
| 2 災害種別                                |                           | 火災、風水害、震災、その他 |              |               | 3 火災件数    |               |           |               |                             |
| 7<br>建築物<br>の用途                       | 4 被害区                     |               | 全焼、全壊、震災、その他 |               | 半焼、半壊、半流失 |               | 計         |               | 8 建築物の<br>損害見積額<br><br>(万円) |
|                                       | 5 建築物の数<br>住宅の戸数<br>面積の合計 |               | 建築物<br>の数    | 床面積の<br>合計    | 建築物<br>の数 | 床面積の<br>合計    | 建築物<br>の数 | 床面積の<br>合計    |                             |
|                                       | 6 構造                      |               | 住宅の<br>戸数    | ( 平方<br>メートル) | 住宅の<br>戸数 | ( 平方<br>メートル) | 住宅の<br>戸数 | ( 平方<br>メートル) |                             |
|                                       |                           |               |              |               |           |               |           |               |                             |
| 住 居                                   | 木 造                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
|                                       |                           | 戸             |              | 戸             |           | 戸             |           |               |                             |
|                                       | その他                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
|                                       |                           | 戸             |              | 戸             |           | 戸             |           |               |                             |
| 鉱 工 業                                 | 木 造                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
|                                       | その他                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
| 商 業                                   | 木 造                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
|                                       | その他                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
| サービス                                  | 木 造                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
|                                       | その他                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
| 文教公務                                  | 木 造                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
|                                       | その他                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
| そ の 他                                 | 木 造                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
|                                       | その他                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
|                                       | 木 造                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
|                                       | その他                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
| 合 計                                   | 木 造                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |
|                                       | その他                       | 棟             |              | 棟             |           | 棟             |           |               |                             |

(注) イ ※欄は記入しないこと。  
ロ 2、4 欄は該当文字を○印にて囲むこと。  
ハ この文書は災害種別ごとに作成のこと。

様式76 火災報告書  
(火 災)

第 報

|         |  |
|---------|--|
| 報 告 日 時 |  |
| 都 道 府 県 |  |
| 市 町 村   |  |
| 報 告 者 名 |  |

|                            |                                                                                                                                      |                        |                                                              |  |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------|--|
| 火 災 種 別                    | 1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他                                                                                                |                        |                                                              |  |
| 出 火 場 所                    |                                                                                                                                      |                        |                                                              |  |
| 出 火 の 日 時<br>( 覚 知 日 時 )   | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分 )                                                                                                               | ( 鎮 圧 日 時 )<br>鎮 火 日 時 | ( 月 日 時 分 )<br>月 日 時 分                                       |  |
| 火元の業態・<br>用 途              |                                                                                                                                      | 事業所名<br>(代表者氏名)        |                                                              |  |
| 出 火 箇 所                    |                                                                                                                                      | 出火原因                   |                                                              |  |
| 死 傷 者                      | 死者 (性別・年齢) 人<br><br><br><br><br><br>負傷者 重 傷 人<br>中等傷 人<br>軽 傷 人                                                                      | 死 者 の 生 じ た<br>理 由     |                                                              |  |
| 焼 損 程 度                    | <div> <div> <div>焼 損 棟 数</div> <div> <div>全 焼</div> <div>半 焼</div> <div>部分焼</div> <div>ぼ や</div> </div> </div> <div>計 棟</div> </div> | 焼 損 面 積                | 建物焼損床面積 m <sup>2</sup><br>建物焼損表面積 m <sup>2</sup><br>林野焼損面積 a |  |
| 罹 災 世 帯 数                  |                                                                                                                                      | 気 象 状 況                |                                                              |  |
| 消防活動状況                     | 消防本部 (署) 台 人<br>消 防 団 台 人<br>そ の 他 人                                                                                                 |                        |                                                              |  |
| 救 急 ・ 救 助<br>活 動 状 況       |                                                                                                                                      |                        |                                                              |  |
| 災 害 対 策 本 部<br>等 の 設 置 状 況 |                                                                                                                                      |                        |                                                              |  |
| その他参考事項                    |                                                                                                                                      |                        |                                                              |  |

様式77 特定の事故報告書  
(特定の事故)

第 報

事故名 { 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故  
2. 危険物に係る事故  
3. 原子力災害  
4. その他特定の事故

|         |  |
|---------|--|
| 報 告 日 時 |  |
| 都 道 府 県 |  |
| 市 町 村   |  |
| 報 告 者 名 |  |

|                                 |                                                     |                                 |                                  |        |       |  |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|--------|-------|--|
| 事 故 種 別                         | 1. 火災 2. 爆発 3. 漏洩 4. その他                            |                                 |                                  |        |       |  |
| 発 生 場 所                         |                                                     |                                 |                                  |        |       |  |
| 事 業 所 名                         |                                                     | 特 別 防 災 区 域                     | (レイアウト第一種、第1種<br>第二種、その他)        |        |       |  |
| 発 生 日 時<br>(覚知日時)               | 月 日 時 分<br>(月 日 時 分)                                | 発 見 日 時<br>鎮 火 日 時<br>(処 理 完 了) | 月 日 時 分<br>月 日 時 分               |        |       |  |
| 消防覚知方法                          |                                                     | 気 象 状 況                         |                                  |        |       |  |
| 物 質 の<br>区 分                    | 1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス<br>4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 |                                 | 物質名                              |        |       |  |
| 施 設 の 区 分                       | 1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他                 |                                 |                                  |        |       |  |
| 出 荷 箇 所                         |                                                     | 出 火 原 因                         |                                  |        |       |  |
| 施 設 の<br>概 要                    |                                                     | 危険物施設の<br>区 分                   |                                  |        |       |  |
| 事 故 の 概 要                       |                                                     |                                 |                                  |        |       |  |
| 死 傷 者                           | 死者(性別・年齢) 人                                         |                                 | 負傷者 人<br>重 傷 人<br>中等傷 人<br>軽 傷 人 |        |       |  |
| 消防防災活動<br>状況及び<br>救急・救助<br>活動状況 | 警戒区域の設定<br>月 日 時 分<br><br>使用停止命令<br>月 日 時 分         | 出 場 機 関                         |                                  | 出場人員   | 出場資機材 |  |
|                                 |                                                     | 事<br>業<br>所                     | 自衛防災組織                           |        | 人     |  |
|                                 |                                                     |                                 | 協同防災組織                           |        | 人     |  |
|                                 |                                                     |                                 | そ の 他                            |        | 人     |  |
|                                 |                                                     | 消 防 本 部 ( 署 )                   |                                  | 台<br>人 |       |  |
|                                 |                                                     | 消 防 団                           |                                  | 台<br>人 |       |  |
|                                 |                                                     | 自 衛 隊                           |                                  | 人      |       |  |
|                                 |                                                     | そ の 他                           |                                  | 人      |       |  |
| 災害対策本部<br>等の設置状況                |                                                     |                                 |                                  |        |       |  |
| その他参考事項                         |                                                     |                                 |                                  |        |       |  |



様式78 緊急・救助事故報告書  
(救急・救助事故等)

第 報

|         |  |
|---------|--|
| 報 告 日 時 |  |
| 都 道 府 県 |  |
| 市 町 村   |  |
| 報 告 者 名 |  |

|                      |                                                |                                                |  |
|----------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|--|
| 事故災害種別               | 1 救急事故      2 救助事故      3 武力攻撃事故      4 緊急対処事態 |                                                |  |
| 発 生 場 所              |                                                |                                                |  |
| 発 生 日 時<br>(覚知日時)    | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分 )                         | 覚 知 方 法                                        |  |
| 事故等の概要               |                                                |                                                |  |
| 死 傷 者                | 死者 (性別・年齢)<br>計 人                              | 負傷者等<br>重 傷 人 ( 人)<br>中等傷 人 ( 人)<br>軽 傷 人 ( 人) |  |
|                      | 不明 人                                           |                                                |  |
| 救 助 活 動<br>の 要 否     |                                                |                                                |  |
| 要 救 護 者 数<br>( 見 込 ) |                                                | 救助人員                                           |  |
| 消防・救急・救<br>助 活 動 状 況 |                                                |                                                |  |
| 災害対策本部<br>等の設置状況     |                                                |                                                |  |
| その他参考事項              |                                                |                                                |  |

(注) 「負傷者等」欄の ( ) の書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。  
(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

様式 79 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

南部総務第 号  
年 月 日

青森県知事 殿

三戸郡南部町長 印

自衛隊の派遣部隊撤収要請について（依頼）

災害に派遣された部隊について、災害派遣の目的を達成したので、次により撤収方を要請して下さるようお願いいたします。

- 1 派遣部隊撤収の日時
- 2 派遣部隊名及び隊員数



# 南部町地域防災計画

(令和7年3月一部修正)

令和4年3月15日発行

発行者 南部町防災会議

編集 南部町総務課

(青森県三戸郡)